

平成28年度

図書館に関する基礎資料



文部科学省

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

図書館に関する基礎資料

目 次

I 図書館関係の法令等

1	教育基本法（平18.12.22 法律第120号）	3
2	地方自治法（抄）（昭22.4.17 法律第67号）	7
3	国立国会図書館法（昭23.2.9 法律第5号）	8
4	社会教育法（抄）（昭24.6.10 法律第207号）	21
5	図書館法（昭25.4.30 法律第118号）	23
6	図書館法施行規則（昭25.9.6 文部省令第27号）	26
7	学校図書館法（昭28.8.8 法律第185号）	34
8	学校図書館司書教諭講習規程（昭29.8.6 文部省令第21号）	37
9	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭31.6.30 法律第162号）	39
10	図書館法施行令（昭34.4.30 政令第158号）	40
11	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄） （昭37.9.6 法律第150号）	41
12	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄） （昭37.10.10 政令第403号）	42
13	文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領（昭45.12.7 文体体第221号）	43
14	著作権法（抄）（昭45.5.6 法律第48号）	50
15	著作権法施行令（抄）（昭45.12.10 政令第335号）	65
16	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 （平2.6.29 法律第71号）	68
17	図書館法施行規則第5条第3項及び第6条第3項に規定する学修を定める件 （平21.8.3 文部科学省告示127号）	71
18	学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平9.6.11 政令第189号）	71
	（参考）学校図書館法施行令（廃止 平13.3.30 政令第148号）	
19	図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平24.12.19 文部科学省告示第172号）	74
	（参考）公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平13.7.18 文部科学省告示第132号）	
	（参考）公立図書館の設置及び運営に関する基準について （平4.5.21 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会報告）	
20	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について（通知） （平24.12.19 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）	95
	（参考）「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について （平13.7.18 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）	
	（参考）「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」の送付について （平4.6.17 各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知）	
21	子どもの読書活動の推進に関する法律（平13.12.12 法律第154号）	103
22	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平25.5.17 閣議決定）	106
	（参考）「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の変更について（平25.5.17	

23	文字・活字文化振興法(平17.7.29 法律第91号)	126
24	国民読書年に関する決議(平20.6.6)	128

II 図書館関係の通知・通達等

1	社会教育法及び図書館法に関する照会について (昭25.12.27 福島県教育委員会あて 文部省社会教育局長回答)	131
2	司書講習の相当科目単位認定について (昭26.1.11 国, 公, 私立大学長あて 文部次官通達)	132
3	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について(抄) (昭34.4.30 各都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達)	133
4	社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行につ いて(抄)(昭34.4.30 各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局通達)	133
5	司書講習の修了証書の交付について(昭36.4.11 国公私立大学事務局長(短期大学を含 む), 都道府県教育長あて 文部省社会教育局長通知)	134
	(参考資料) 司書講習の修了証書の交付申請について(昭28.8.21 各国公私立大学事務 局長, 各都道府県教育長あて 文部省社会教育局長通知)	134
6	図書館法に基づく図書館協議会の法的性格について (昭40.9.6 東京都教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答)	135
7	司書講習の受講資格について (昭40.12.15 防衛庁教育局長あて 文部省社会教育局長回答)	136
8	司書資格証明書交付のとり止めについて (昭42.1.24 各関係大学長(短期大学を含む)あて 文部省社会教育局長通知)	136
9	許可, 認可等の整理に関する法律の施行について (昭42.8.14 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知)	137
10	図書館法施行規則の一部改正について (昭43.4.20 各国公私立大学長あて 文部省社会教育局長通知)	138
11	図書館が重度身体障害者に貸し出す図書の郵送について (昭51.1.23 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知)	139
	(参考) 郵便規則(抄)(昭22.12.29 通信省令第34号)	140
12	図書館法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに司書及び司書補の講習において履修 すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示の公示等について (平8.9.6 各国公私立大学長, 放送大学長あて 文部省生涯学習局長通知)	140
13	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)	151
	(平20.6.11 各都道府県教育委員会等あて 文部科学事務次官通知)	
14	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の改正等について(通知) (平20.7.25 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知)	157
15	図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の 施行について(通知)	175
	(平21.4.30 各都道府県教育委員会等あて 文部科学省生涯学習政策局長通知)	

16	専修学校専門課程の修了者等の司書講習における取扱いについて	184
	(平23.6.9 各司書講習実施大学 学務・教務担当課あて 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課 事務連絡)	
17	学校図書館法の一部を改正する法律の公布について(通知)	
	(平26.7.29 各都道府県教育委員会等あて 文部科学省初等中等教育局長通知)	185
18	学校図書館の整備充実について(通知)	
	(平28.11.29 各都道府県教育委員会教育長等あて 文部科学省初等中等教育局長通知)	191
	(別添1)「学校図書館ガイドライン」	194
	(別添2)「学校司書のモデルカリキュラム」	200
	(参考資料) これからの学校図書館の整備充実について(報告)	203
19	「学校司書のモデルカリキュラム」について(通知)	
	(平28.11.29 各国公私立大学長あて 文部科学省初等中等教育局長通知)	231

Ⅲ 図書館関係の答申・建議等

1	社会教育施設の整備について(昭29.2.16 社会教育審議会建議)	237
2	社会教育施設振興の方策はいかにすべきか(抄)(昭31.3.28 社会教育審議会答申)	237
3	急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について(抄)	
	(昭46.4.30 社会教育審議会答申)	239
4	生涯教育について(抄)(昭56.6.11 中央教育審議会答申)	242
5	社会教育施設におけるボランティア活動の促進について(抄)	
	(昭61.12.3 社会教育審議会社会教育施設分科会報告)	245
6	新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について	
	(中間報告)(昭63.2.9 社会教育審議会社会教育施設分科会)	250
7	学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について	
	ー新たな連携・協力システムの構築を目指してー(抄)	
	(平6.9.20 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告)	258
8	時代の変化に対応した地域における教育メディア利用の推進体制の在り方について	
	(平7.8.10 生涯学習審議会社会教育分科審議会教育メディア部会報告)	262
9	社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(抄)	
	(平8.4.24 生涯学習審議会社会教育分科審議会報告)	269
10	21世紀を展望した我が国の教育の在り方について[第1次](抄)	
	(平8.7.19 中央教育審議会答申)	285
11	教育改革プログラムー「教育立国」を目指して(抄)(平9.1.24 文部省)	295
12	社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(抄)	
	(平10.9.17 生涯学習審議会答申)	296
13	図書館の情報化の必要性とその推進方策についてー地域の情報化推進拠点としてー	
	(平10.10.27 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会報告)	314
14	学習の成果を幅広く生かすー生涯学習の成果を生かすための方策についてー(抄)	
	(平11.6.9 生涯学習審議会答申)	321

15	2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～ (平12.12 文部省地域電子図書館構想検討協力者会議報告) ……………	322
16	今後の生涯学習の振興方策について(審議経過の報告) (平16.3.29 中央教育審議会生涯学習分科会) ……………	338
17	学術情報基盤の今後の在り方について(報告)(抄) (平18.3.23 科学技術・学術審議会 学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会) ……………	356
18	これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして— (平18.3 これからの図書館の在り方検討協力者会議) ……………	367
19	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～(抄)(平20.2.19 中央教育審議会答申) ……………	396
20	図書館職員の研修の充実方策について(報告) (平20.6 これからの図書館の在り方検討協力者会議) ……………	409
21	大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について(審議のまとめ) —電子ジャーナルの効率的な整備及び学術情報発信・流通の推進—(平21.7 科学技術・ 学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会) ……………	439
22	大学図書館の整備について(審議のまとめ) —変革する大学にあつて求められる大学図書館像—(平22.12 科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会) ……………	449
23	教育振興基本計画(抄)(平25.6.14 閣議決定) ……………	464
24	司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について (報告)(抄)(平21.2 これからの図書館の在り方検討協力者会議) ……………	471
25	人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために(報告) (平23.9 国民の読書推進に関する協力者会議) ……………	486
26	図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて(報告書) (平24.8 これからの図書館の在り方検討協力者会議) ……………	501
27	学修環境充実のための学術情報基盤の整備について(審議まとめ) (平25.8 科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会) ……………	512
28	これからの学校図書館の整備充実について(報告)(再掲) (平28.10.20 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議) ……………	519

IV 国際・民間団体関係の資料

1	図書館の自由に関する宣言(昭29.5.28 日本図書館協会) ……………	523
2	図書館員の倫理綱領(昭55.6.4 日本図書館協会) ……………	525
3	公立図書館の任務と目標(平元.1 日本図書館協会図書館政策特別委員会) ……………	528
4	ユネスコ公共図書館宣言1994年(平6.11) ……………	540

V 基礎データ（平成27年度社会教育調査より）

1	設置者別指定管理者別図書館数	545
2	設置者別本館・分館別図書館数	547
3	市（区）町村立図書館の設置状況	548
4	図書館の職員数（全国）	549
5	図書館の職員数（都道府県別）	552
6	専任図書館司書数及び司書補数別図書館数	555
7	職員研修の実施（派遣）先別図書館数	556
8	開館年別建物の単独・複合別図書館数	557
9	建物面積別図書館数	558
10	図書館の施設・設備の所有館数	559
11	図書館の自動車文庫の台数	562
12	図書館におけるコンピュータ導入状況	563
13	受動喫煙防止のための対策の実施状況	566
14	年間開館日数別日曜日又は祝日開館の有無別図書館数	567
15	開館・閉館時刻別公立図書館数	568
16	蔵書冊数別図書館数	568
17	図書・雑誌等	569
18	図書の貸出業務等の実施状況	570
19	図書館資料の図書館間相互貸借の実施状況	572
20	図書館における事業実施状況	573
21	図書館におけるボランティア活動状況	575
22	図書館における民間社会教育事業者との連携・協力状況	577
23	図書館における関係機関との事業の共催状況	579
24	図書館における情報提供方法	580
25	図書館協議会等の設置館数	581

I 図書館関係の法令等

1 教育基本法

〔平成18年12月22日〕
〔法律第120号〕

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。

目 次

前 文

第1章 教育の目的及び理念（第1条—第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条—第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

附 則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その

職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)」を「教育基本法(平成18年法律第120号)」に改める。

一 社会教育法(昭和24年法律第207号)第1条

二 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第1条

三 理科教育振興法(昭和28年法律第186号)第1条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和28年法律第238号)第1条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和29年法律第157号)第1条

六 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第37条第1項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第16条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)第9条第2項」を「教育基本法(平成18年法律第120号)第15条第2項」に改める。

一 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第18条

二 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第20条第17項

2 地方自治法（抄）

昭和22年4月17日 法律第67号
最終改正
平成28年12月9日 法律第101号

第10章 公の施設

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体あつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を

継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第1項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

3 国立国会図書館法

昭和23年2月9日 法律第5号
最終改正
平成28年11月28日 法律第89号

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。

第1章 設立及び目的

第1条 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第2条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供

することを目的とする。

第3条 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第2章 館長

第4条 国立国会図書館の館長は、1人とする。館長は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する。

2 館長は、職務の執行上過失がない限り在職する。館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、両議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。

第5条 館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

2 館長は、事前に、時宜によつては事後に、両議院の議院運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規程を定める。

3 前項の規程は公示によつて施行される。

第6条 館長は、毎会計年度の始めに両議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第7条 館長は、1年を超えない期間ごとに、前期間中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を作成し、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

第8条 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第3章 副館長並びにその他の職員及び雇傭人

第9条 国立国会図書館の副館長は、1人とする。副館長は、館長が両議院の議長の承認を得て、これを任免する。副館長は、図書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。

第10条 国立国会図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適当な者につき、国会職員法の規定により館長が、これを任命する。その職員及び雇傭人の職責は館長が、これを定める。

2 図書館の職員は、国会議員と兼ねることができない。又、行政若しくは司法の各部門の地位を兼ねることができない。但し、行政又は司法の各部門の支部図書館の館員となることは、これを妨げない。

第4章 議院運営委員会及び国立国会図書館連絡調整委員会

第11条 両議院の議院運営委員会は、少くとも6箇月に1回以上これを開会し、図書館の経過に関する館長の報告、図書館の管理上館長の定める諸規程、図書館の予算及びその他の事務につき審査する。

2 各議院の議院運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

第12条 国立国会図書館に連絡調整委員会を設ける。この委員会は、4人の委員でこれを組織し、各議院の議院運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官1人及び内閣総理大臣が任命する国務大臣1人をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。

2 委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。

3 館長は、委員会に出席できるが、表決に加わることができない。

第13条 連絡調整委員会は、両議院の議院運営委員会に対し、国会並びに行政及び司法の各部門に対する国立国会図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第5章 図書館の部局

第14条 館長は、管理事務を効率化するために必要とする部局及びその他の単位を図書館に設ける。

第6章 調査及び立法考査局

第15条 館長は、国立国会図書館内に調査及び立法考査局と名付ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

- 一 要求に応じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣から国会に送付せられた案件を、分析又は評価して、両議院の委員会に進言し補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。
- 二 要求に応じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、翻訳、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には党派的、官僚的偏見に捉われることなく、両議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること。
- 三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限り提供され、調査及び立法考査局職員はいかなる場合にも立法の発議又は督促をしてはならない。
- 四 両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第16条 この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政党に加入していても加入していなくても、その職務を行うに適当な者につき、国会職員法の規定により館長がこれを任命する。

2 館長は、更にこの局の職員に、両議院の常任委員会の必要とする広汎な関連分野に専門調査員を任命することができる。

第6章の2 関西館

第16条の2 中央の図書館に、関西館を置く。

- 2 関西館の位置及び所掌事務は、館長が定める。
- 3 関西館に関西館長1人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。
- 4 関西館長は、館長の命を受けて、関西館の事務を掌理する。

第7章 行政及び司法の各部門への奉仕

第17条 館長は、行政及び司法の各部門に図書館奉仕の連繫をしなければならない。この目的のために館長は左の権能を有する。

- 一 行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、国家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならない。
- 二 行政及び司法の各部門の図書館で使用に供するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、総合目録及び総合一覧表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて国の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。
- 三 行政及び司法の各部門の図書館長に年報又は特報の提出を要求することができる。

第18条 行政及び司法の各部門に在る図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上する。この費目の経費は、行政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会

の委員及び館長の承認を得なければ他の費目に流用し又は減額することができない。

第19条 行政及び司法の各部門の図書館長は、当該各部門に十分な図書館奉仕を提供しなければならない。当該各図書館長は、その職員を、国会職員法又は国家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。当該各図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書館資料を購入その他の方法による受入方を当該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

第20条 館長が最初に任命された後6箇月以内に行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による国立国会図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各庁においては1箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

第8章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第21条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。

三 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。

四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

2 館長は、前項第一号に規定する複写を行つた場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。

3 館長は、その定めるところにより、第1項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。

4 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第2項に規定する複写料金を支払わなければならない。

5 第3項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により收受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

第22条 おおむね18歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。

2 国際子ども図書館に国際子ども図書館長1人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

3 国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理する。

第9章 収集資料

第23条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を、次章及び第11章の規定による納入並びに第11章の2及び第11章の3の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

第10章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第24条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、30部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

2 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、5部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成15年法律第102号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第1に掲げるもの

3 前2項の規定は、前2項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第24条の2 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第1項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）（これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては5部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の

機関にあつては3部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

2 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては4部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては2部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第2に掲げるもの

3 前条第3項の規定は、前2項の場合に準用する。

第11章 その他の者による出版物の納入

第25条 前2条に規定する者以外の者は、第24条第1項に規定する出版物を発行したときは、前2条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から30日以内に、最良版の完全なもの1部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 第24条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第25条の2 発行者が正当の理由がなく前条第1項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第11章の2 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第25条の3 館長は、公用に供するため、第24条及び第24条の2に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

2 第24条及び第24条の2に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適

切に行うために必要な手段を講じなければならない。

- 3 館長は、第24条及び第24条の2に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第1項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供しよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第11章の3 オンライン資料の記録

第25条の4 第24条及び第24条の2に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- 一 館長が、第24条及び第24条の2に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合
- 二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合
- 三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合
- 四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

- 3 館長は、第1項の規定による提供又は前項第1号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

- 4 第1項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

第12章 金銭の受入及び支出並びに予算

第26条 館長は、国立国会図書館に関し、その奉仕又は蒐集資料に関連し、直ちに支払に供し得る金銭の寄贈を受けることができる。

- 2 この場合には両議院の議院運営委員会の承認を得なければならない。

第27条 国立国会図書館に充当されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支出官によつて支出される。

第28条 国立国会図書館の予算は、館長がこれを調製し、両議院の議院運営委員会に提出する。委員会はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、両議院の議長に送付する。

附 則

第29条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 昭和22年法律第84号国会図書館法は、これを廃止する。

第30条 この法律施行の日に、両議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終了し、その蒐集資料は、国立国会図書館に移管される。

第31条 国立国会図書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、2年を越えない期間内で、臨時にその職員を任命することができる。その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

附 則 （昭和24年6月6日法律第194号）

1 この法律は、昭和24年7月1日から施行する。

2 この法律施行前に発行された出版物の納入又は納本については、なお従前の例による。

附 則 （昭和30年1月28日法律第3号） 抄

1 この法律は、第22回国会の召集の日から施行する。

附 則 （平成6年7月1日法律第82号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の国立国会図書館法第22条の規定による国立国会図書館の支部図書館は、この法律による改正後の国立国会図書館法第22条の規定による支部上野図書館となる。

附 則 （平成11年4月7日法律第31号） 抄

1 この法律は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第21条並びに同条第1号、同条第3号及び同条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成12年4月7日法律第37号） 抄

1 この法律は、平成12年10月1日から施行する。

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第24条第1項第6号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第25条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

3 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

附 則 （平成14年3月31日法律第6号） 抄

1 この法律は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第21条に4項を加える改正規定中同条第3項から第5項までに係る部分は、同年10月1日から施行する。

附 則 （平成16年12月1日法律第145号）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、総合法律支援法第13条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

第3条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第24条第2項の規定の適用については、新法別表第一中「住宅金融公庫 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)」とあるのは「住宅金融公庫住宅金融公庫法(昭和25年法律156号) 首都高速道路公団 首都高速道路公団法(昭和34年法律第133号)」と、「日本中央競馬会 日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)」とあるのは「日本中央競馬会 日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号) 日本道路公団 日本道路公団法(昭和31年法律第6号)」と、「農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)」とあるのは「農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号) 阪神高速道路公団 阪神高速道路公団法(昭和37年法律第43号) 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団法(昭和45年法律第81号)」とする。

第4条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)の施行の日(平成18年4月1日)の前日までの間における新法第24条第2項の規定の適用については、新法別表第1中「日本郵政公社 日本郵政公社法(平成14年法律第97号)」とあるのは、「日本郵政公社 日本郵政公社法(平成14年法律第97号) 年金資金運用基金 年金資金運用基金法(平成12年法律第19号)」とする。

附 則 (平成17年4月13日法律第27号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日法律第82号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第117条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第38条の8(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第70条(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第27条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第8条(第2号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第39条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第70条(第2号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第42条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第71条及び第72条(第15号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第2条第2項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第104条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成19年 3月31日法律第10号）

- 1 この法律は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、同年 7月 1日から施行する。
- 2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第25条第 4 項に規定する全日本出版物の目録であって出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則 （平成19年 3月31日法律第16号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成19年 4月 1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平成十九年十月一日

（罰則に関する経過措置）

第18条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第19条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第20条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一九年六月六日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成19年 6月13日法律第82号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 2 条並びに附則第 7 条、第 8 条、第16条、第21条から第24条まで、第29条、第31条、第33条、第35条及び第37条の規定 平成20年 1月31日までの間において政令で定める日

- 二 第 4 条並びに附則第14条、第15条、第17条、第25条から第28条まで、第30条、第32条、第34条、第36条及び第38条の規定 平成20年 4月30日までの間において政令で定める日

附 則 （平成19年 6月27日法律第100号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置)

第34条 附則第31条及び附則第32条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項
- 二 地方税法第72条の5第1項第7号
- 三 行政事件訴訟法別表総合研究開発機構の項
- 四 所得税法別表第1第1号の表総合研究開発機構の項
- 五 法人税法別表第2第1号の表総合研究開発機構の項
- 六 消費税法別表第3第1号の表総合研究開発機構の項
- 七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一総合研究開発機構の項
- 八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表総合研究開発機構の項

附 則 (平成20年4月25日法律第20号)

この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、別表第1日本中央競馬会の項の次に1項を加える改正規定は日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日から、別表第2の改正規定は公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日法律第10号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条並びに附則第5条第3項から第6項まで及び第7条から第15条までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年7月10日法律第73号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律による改正後の国立国会図書館法第25条の3第3項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成23年5月2日法律第39号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項及び第47条並びに附則第22条から第51条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第51条 附則第1条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(会社の業務の在り方の検討)

第52条 政府は、会社の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年6月22日法律第32号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成25年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第2条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第25条の4第1項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であって、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第3条 新法第25条の4第1項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

附 則 (平成26年5月21日法律第40号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成27年7月17日法律第59号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月18日法律第40号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成28年11月28日法律第89号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。ただし、第1章、第3章、第103条、第106条、第107条、第110条（第80条（第86条及び第88条第2項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第112条（第十二号に係る部分に限る。）、第114条及び第115条の規定並びに附則第5条から第9条まで、第11条、第14条から第17条まで、第18条（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第3の改正規定に限る。）、第20条から第23条まで及び第26条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第25条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第26条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第1（第24条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）
原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）
日本銀行	日本銀行法（平成9年法律第89号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成16年法律第74四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成19年法律第109号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
預金保険機構	預金保険法（昭和46年法律第34号）

別表第2（第24条の2関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和23年法律第158号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）

（注）第18条及び第30条注の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

4 社会教育法（抄）

昭和24年 6月10日 法律第207号
最終改正
平成28年 5月20日 法律第47号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関

する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

(都道府県の教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第7条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

5 図書館法

昭和25年4月30日 法律第118号
最終改正
平成23年12月14日 法律第122号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。

以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条 削除

第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

6 図書館法施行規則

昭和25年9月6日 文部省令第27号
最終改正
平成23年12月1日 文部科学省令第43号

図書館法（昭和25年法律第118号）第6条第2項、第19条及び附則第10項の規定に基き、図書館法施行規則を次のように定める。

第1章 図書館に関する科目（第1条）

第2章 司書及び司書補の講習（第2条－第11条）

第3章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（第12条）

第4章 準ずる学校（第12条・第13条）

附 則

第1章 図書館に関する科目

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第5条第1項第一号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち2以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	2
	図書館概論	2
	図書館制度・経営論	2
	図書館情報技術論	2
	図書館サービス概論	2
	情報サービス論	2
	児童サービス論	2
	情報サービス演習	2
	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2
	情報資源組織演習	2
乙群	図書館基礎特論	1
	図書館サービス特論	1
	図書館情報資源特論	1
	図書・図書館史	1
	図書館施設論	1
	図書館総合演習	1
	図書館実習	1

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位の単位に替えることができる。

第2章 司書及び司書補の講習

(趣旨)

第2条 法第6条に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

(司書の講習の受講資格者)

第3条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を卒業した者
- 二 法第5条第1項第三号イからハマまでに掲げる職にあつた期間が通算して2年以上になる者
- 三 法附則第8項の規定に該当する者
- 四 その他文部科学大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(司書補の講習の受講資格者)

第4条 司書補の講習を受けることができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（法附則第10項の規定により大学に入学することのできる者に含まれる者を含む。）とする。

(司書の講習の科目の単位)

第5条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち2以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	2
	図書館概論	2
	図書館制度・経営論	2
	図書館情報技術論	2
	図書館サービス概論	2
	情報サービス論	2
	児童サービス論	2
	情報サービス演習	2
	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2
	情報資源組織演習	2
乙群	図書館基礎特論	1
	図書館サービス特論	1
	図書館情報資源特論	1
	図書・図書館史	1
	図書館施設論	1
	図書館総合演習	1
	図書館実習	1

- 2 司書の講習を受ける者がすでに大学（法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。
- 3 文部科学大臣が別に定めるところにより、司書の講習を受ける者が、第1項の科目の単位の修得に相当する勤務経験又は資格等を有する場合には、これをもつて前項のこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

（司書補の講習の科目の単位）

第6条 司書補の講習において司書補となる資格を得ようとする者は、次の表に掲げるすべての科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

科目	単位数
生涯学習概論	1
図書館の基礎	2
図書館サービスの基礎	2
レファレンスサービス	1
レファレンス資料の解題	1
情報検索サービス	1
図書館の資料	2
資料の整理	2
資料の整理演習	1
児童サービスの基礎	1
図書館特論	1

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、司書補の講習を受ける者が、前項の科目の単位の修得に相当する勤務経験又は資格等を有する場合には、これをもって前項のこれに相当する科目の単位の修得したものとみなす。

3 司書補の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第1項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもってこれに相当する科目の単位の修得したものとみなす。

(単位の計算方法)

第7条 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第5条第1項第三号に定める基準によるものとする。

(単位修得の認定)

第8条 単位修得の認定は、講習を行う大学が、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

(修了証書の授与)

第9条 講習を行う大学の長は、第5条又は第6条の規定により、司書の講習又は司書補の講習について、所定の単位の修得した者に対して、それぞれの修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

(講習の委嘱)

第10条 法第5条第1項第一号の規定により文部科学大臣が大学に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適当と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

(実施細目)

第11条 受講者の人数、選定の方法及び講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第3章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第4章 準ずる学校

(大学に準ずる学校)

第13条 法附則第10項の規定による大学に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大正7年旧文部省令第3号第2条第二号により指定した学校
- 二 その他文部科学大臣が大学と同等以上と認めた学校

(高等学校に準ずる学校)

第14条 法附則第10項の規定による中等学校、高等学校専常科又は青年学校本科に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 旧専門学校入学者検定規程（大正12年文部省令第22号）第11条の規定により指定した学校
- 二 大正7年旧文部省令第3号第1条第五号により指定した学校
- 三 その他文部科学大臣が高等学校と同等以上と認めた学校

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年6月1日 文部省令第13号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年9月29日 文部省令第24号） 抄

- 1 この省令は、昭和31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は昭和31年6月30日から、第2条の規定は昭和31年9月1日からそれぞれ適用する。

附 則（昭和41年3月31日 文部省令第10号）

この省令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月29日 文部省令第5号） 抄

- 1 この省令は、昭和43年4月1日から施行する。
- 3 この省令の施行の日前に、旧規則の規定により司書の講習を修了した者は、新規則の規定により司書の講習を修了したものとみなす。

附 則（平成3年6月19日 文部省令第33号）

この省令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成8年8月28日 文部省令第27号）

- 1 この省令は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に、改正前の図書館法施行規則（以下「旧規則」という）の規定により司書の講習を修了した者は、改正後の図書館法施行規則（以下「新規則」という）の規定により司書の講習を修了したものとみなす。
- 3 この省令の施行の日前に、旧規則第4条の科目のうち一部の科目の単位を修得した者は、第8条の規定による修了証書の授与に関しては、この省令の施行の日から起算して3年間は、新規則第4条のこれに相当する科目の単位を同条の規定により修得したものとみなす。
- 4 附則第2項及び第3項の規定は、司書補の講習について準用する。この場合において、附則第2項及び第3項中「司書」とあるのは「司書補」と、「旧規則第4条」とあるのは「旧規則第5条」と、「新規則第4条」とあるのは「新規則第5条」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成10年11月17日 文部省令第38号） 抄

- 1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月29日 文部省令第6号）

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号） 抄
（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成20年6月11日文部科学省令第18号）

この省令は、社会教育法等の一部を改正する法律（平成20年法律第59号）の施行の日（平成20年6月11日）から施行する。

附 則（平成21年4月30日文部科学省令第21号）

1 この省令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表及び第3項を改正する規定、第5条第2項を改正する規定及び同条に第3項を追加する規定並びに附則第5項から第11項までの規定は平成24年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの改正後の図書館法施行規則（以下「新規則」という。）第1条及び第5条の適用については、これらの規定中

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	2
	図書館概論	2
	図書館制度・経営論	2
	図書館情報技術論	2
	図書館サービス概論	2
	情報サービス論	2
	児童サービス論	2
	情報サービス演習	2
	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2
情報資源組織演習	2	
乙群	図書館基礎特論	1
	図書館サービス特論	1
	図書館情報資源特論	1
	図書・図書館史	1
	図書館施設論	1
	図書館総合演習	1
	図書館実習	1

とあるのは

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	1
	図書館概論	2
	図書館経営論	1
	図書館サービス論	2
	情報サービス概説	2
	児童サービス論	1
	レファレンスサービス演習	1
	情報検索演習	1
	図書館資料論	2
	専門資料論	1
	資料組織概説	2
	資料組織演習	2
乙群	図書及び図書館史	1
	資料特論	1
	コミュニケーション論	1
	情報機器論	1
	図書館特論	1

とする。

- 3 平成22年4月1日前に、社会教育法等の一部を改正する法律（平成20年法律第59号）第2条の規定による改正前の図書館法（第10項において「旧法」という。）第5条第1項第2号に規定する図書館に関する科目を修得した者は、当該科目に相当する前項の規定により読み替えて適用される新規則第1条第1項に規定する図書館に関する科目（以下「経過科目」という。）の単位を修得したものとみなす。
- 4 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに、経過科目（前項の規定により修得したものとみなされた科目を含む。以下同じ。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、平成24年4月1日以後は、新規則第1条第1項に規定する図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものとみなす。
- 5 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、新科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものとみなす。
- 6 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。ただし、平成24年4月1日前に経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者であつて、新科目の「図書館情報資源特論」を修得した者はこの限りでない。

新 科 目	単位数	経 過 科 目	単位数
生涯学習概論	2	生涯学習概論	1
図書館概論	2	図書館概論	2
図書館制度・経営論	2	図書館経営論	1
図書館サービス概論	2	図書館サービス論	2
情報サービス論	2	情報サービス概説	2
児童サービス論	2	児童サービス論	1
情報サービス演習	2	レファレンスサービス演習	1
		情報検索演習	1
図書館情報資源概論	2	図書館資料論	2
情報資源組織論	2	資料組織概説	2
情報資源組織演習	2	資料組織演習	2
図書館情報資源特論	1	専門資料論	1

- 7 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、経過科目の乙群の科目の単位を修得したものとみなす。
- 8 平成22年4月1日以後に附則第6項の表中経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。
- 9 平成22年4月1日以後に経過科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、平成24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、新科目の乙群の単位とみなす。
- 10 旧法第5条第1項第1号に規定する司書の講習を修了した者の司書となる資格については、なお従前の例による。
- 11 平成24年4月1日前にこの規則による改正前の図書館法施行規則第4条第1項に規定する司書の講習の科目の単位を修得した者については、附則第8項及び第9項の規定を準用する。

附 則（平成23年12月1日文科科学省令第43号）

この省令は、平成24年4月1日から施工する。

7 学校図書館法

昭和28年 8月 8日 法律第185号
最終改正
平成27年 6月24日 法律第46号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する

職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第7条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第8条 国は、第6条第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 （昭和33年5月6日法律第136号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則 （昭和41年6月30日法律第98号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 （平成9年6月11日法律第76号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成10年6月12日法律第101号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 （平成13年3月30日法律第9号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年7月16日法律第117号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成16年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成18年6月21日法律第80号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月27日法律第96号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第2条から第14条まで及び附則第50条の規定 平成20年4月1日

附 則 (平成26年6月27日法律第93号)

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年6月24日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

8 学校図書館司書教諭講習規程

昭和29年8月6日 文部省令第21号
最終改正
平成19年3月30日 文部科学省令第5号

学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第4項の規定に基づき、学校図書館司書教諭講習規程を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第1条 学校図書館法第5条に規定する司書教諭の講習（以下「講習」という。）については、この省令の定めるところによる。

（受講資格）

第2条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第3条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の下欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科 目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

2 講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和25年法律第118号）第6条に規定する司書の講習において修得した科目の単位であつて、前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

（単位計算の基準）

第4条 前条に規定する単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項に定める基準によるものとする。

（単位修得の認定）

第5条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

（修了証書の授与）

第6条 文部科学大臣は、第3条の定めるところにより10単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

(雑 則)

第7条 受講者の人数，選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関，講習の期間その他講習実施の細目については，毎年官報で公告する。但し，特別の事情がある場合には，適宜な方法によつて公示するものとする。

附 則

この省令は，公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月29日文部省令第5号）（抄）

1 この省令は，昭和43年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月19日文部省令第34号）

この省令は，平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成3年11月14日文部省令第45号）（抄）

1 この省令は，公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月26日文部省令第7号）

この省令は，平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月11日文部省令第29号）

この省令は，公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月18日文部省令第1号）

1 この省令は，平成11年4月1日から施行する。ただし，第2条の改正規定は，平成10年4月1日から施行する。

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に，改正前の学校図書館司書教諭講習規程（以下「旧規程」という。）の規定により講習を修了した者は，改正後の学校図書館司書教諭講習規程（以下「新規程」という。）の規定により講習を修了したものとみなす。

3 文部科学大臣は，平成15年3月31日までは，施行日前に旧規程第3条第1項に規定する科目のうち一部の科目の単位を修得した者，平成9年3月31日以前に図書館法（昭和25年法律第118号）第6条に規定する司書の講習の科目の単位を修得した者（図書館法施行規則の一部を改正する省令（昭和43年文部省令第5号）による改正前の図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）附則第2項の規定により修得を要しないものとされた者を含む。），昭和24年度から昭和29年度までの間において文部省主催初等教育若しくは中等教育の研究集会に参加して学校図書館に関する課程を修了した者又は昭和24年4月1日以降，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校若しくは養護学校（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で，文部大臣が小学校，中学校又は高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定したものを含む。）において2年若しくは4年以上良好な成績で司書教諭に相当する職務に従事した旨の所轄庁の証明を有する者については，新規程第6条の規定による修了証書の授与に関しては，修得した単位その他の事項を勘案して，新規程第3条第1項に

規定する科目の単位の一部又は全部を同項の規定により修得したものとみなすことができる。

附 則 （平成12年10月31日 文部省令第53号）（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則 （平成19年3月30日 文部科学省令第5号）（抄）

（施行期日）

第1条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。

9 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

昭和31年6月30日 法律第162号
最終改正
平成28年11月28日 法律第87号

第1章 総則

（この法律の趣旨）

第1条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

第4章 教育機関

第1節 通則

（教育機関の設置）

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（教育機関の職員）

第31条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

（教育機関の所管）

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第35条 第31条第1項又は第2項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

10 図書館法施行令

[昭和34年4月30日 政令第158号]

内閣は、図書館法（昭和25年法律第118号）第20条第2項の規定に基き、図書館法施行令（昭和25年政令第293号）の全部を改正するこの政令を制定する。

図書館法第20条第1項に規定する図書館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費
 - 二 設備費 図書館に備え付ける図書館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費
- 附 則 この政令は、公布の日から施行する

11 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

昭和37年 9月 6日 法律第150号
最終改正
平成28年 5月20日 法律第47号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第2条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前2項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第5章 その他の特別の財政援助及び助成

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第16条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

12 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

昭和37年10月10日 政令第403号
最終改正
平成28年11月24日 政令第353号

第4章 その他の特別の財政援助及び助成

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第33条 法第16条第1項の政令で定める施設は、法第3条第1項の特定地方公共団体である都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館，図書館，体育館，運動場，水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設（以下次条，第35条及び別表第1において「公立社会教育施設」という。）とする。

第34条 法第16条第1項の規定による国の補助は、公立社会教育施設の建物等（同項に規定する建物等をいう。以下第36条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する経費（以下この条，次条，第37条及び第38条において「復旧事業費」という。）の額が一の公立社会教育施設ごとに60万円以上のものについて行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。

2 法第16条第1項の規定により国が補助する公立社会教育施設の復旧事業費のうち事務費の額は、法第16条第1項に規定する工事費（以下第36条及び第37条において同じ。）に100分の1を乗じて算定した額とする。

3 公立社会教育施設の復旧事業費のうち設備費の額は、別表第1上欄に掲げる公立社会教育施設の種類に応じて同表下欄に掲げる建物一坪当たりの基準額に、当該施設の別表第2上欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表下欄に掲げる割合及び災害を受けた建物の面積を乗じて算定するものとする。

4 前項の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかつたことその他特別の理由により、当該算定方法によることが著しく不相当であると認められるときは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

（都道府県の事務費）

第35条 法第16条第3項の規定により国が都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区域内に存する市町村が当該年度中に行なう公立社会教育施設の災害の復旧に係る復旧事業費の総額、当該災害の復旧を行なう市町村の分布状況等を考慮して、文部科学大臣が交付する。

13 文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領

昭和45年12月7日 文体体第221号
最終改正
平成23年5月10日 23文科生第124号

第1 趣 旨

文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 災害原因の調査

災害原因については法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに被災施設の原形および被災状況を調査するものとする。

第3 災害復旧事業の対象となる施設

法第2条第1項の規定による「激甚災害」の被害を受けた公立社会教育施設（都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館，図書館，体育館，運動場，水泳プール，博物館，青年の家，視聴覚センター，婦人教育会館，少年自然の家，地域改善対策集会所，柔剣道場，文化施設，相撲場，漕艇場及び生涯学習センターで当該設置者の所有に係るもの）で次に掲げるものとする。

1 建 物

当該公立社会教育施設の用に供されている建物（当該建物に附属する電気，機械，ガス，給排水衛生等の附帯設備を含む。以下「建物」という。）とする。

2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物とする。

3 土 地

公立社会教育施設の敷地，屋外運動場（陸上競技場，庭球場，バレーボール場，野球場，球技場，運動広場等）等の土地及びこれらの土地の造成施設で樹木は含まないものとする。

4 設 備

社会教育活動を行う上に必要な教材，教具（体育レクリエーション用具を含む。）机・椅子等の備品とする。ただし，消耗品を除く。

第4 復旧費算出の原則

復旧費は，被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが，原形に復旧することが不可能な場合においては，当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し，原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては，当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(一) 原形の判定が可能な場合

(1) 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかき上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

(二) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流出又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘察し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事。

3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又は、その施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し著しく材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次に掲げる場合をいう。

(一) 建物の補修、工作物の復旧の場合

(1) 主要構造部が折損し又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事。

(2) 建築基準法、その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、施行する必要最小限度の工事。

(3) 被災施設が立地条件の悪化等により過去3回以上浸水、被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事。

(4) その他前各号に掲げるものに類する工事。

(二) 土地の場合

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、または材質を改良して施行する必要最小限度の工事、排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための土砂止等を設けて施行する工事。

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事。

第5 復旧費算出の基準

復旧工事費算出は一つの社会教育施設ごとに行なう。

1 建 物

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合には、復旧費の算定は全壊又は半壊の面積に要領第8の3に定める1平方メートル当たりの新築単価を乗じて得た額とする

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない場合には、当該補修に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。なお、再使用可能な残材があるときは、これを使用することとして、復旧費を算出することとする。

2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合には、その新築又は補修に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。

3 土 地

土地が被災した場合には、その復旧に要する経費を要領第8の4の歩掛りにより算出する。

4 設 備

(1) 令第34条第3項により算定するものとする。ただし、同項により算定した額が実被害額（調査時の購入価格）より上回るときは実被害額とする。

(2) 設備の被害が令第34条第4項に該当すると認められる場合には、設備の実被害額（調査時の購入価格）および建物の被害程度その他参考となる書類を添付して本省あて報告する。

第6 建物の被害区分

建物復旧算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全 壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの。

2 半 壊

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの。

3 補 修（大破以外）

(1) 大 破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

(2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

第7 調査前施行工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については、その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下回るときは、精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

第8 調査事務取扱

1 調査方法

- (1) 文部科学省の調査に対して財務局、福岡財務局支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。
- (2) 調査は原則として実地にて行うものとするがやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地教育事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費、附帯工事費及び設備費）及び事務費の合計額とする。

(1) 復旧工事費

ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料ならびに機械器具、損料、営繕損料のほか諸経費（諸経費率は別表とする）を含むものとする。

イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

ウ 設備費

社会教育活動を行う上に必要な教材、教具（体育レクリエーション用具を含む。）、机、椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第34条第2項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な経費とする。

3 単 価

(1) 建築の新築復旧の単価

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領のうち小学校、中学校、幼稚園の校舎の単価を準用する。

ただし、体育館、運動場、水泳プール、柔剣道場、相撲場及び漕艇場については、小学校及び中学校の屋内運動場並びに教員住宅の単価を準用する。

(2) (1)以外の復旧の単価

労務及び資材単価は公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用する単価による。ただし、その単価に定めのない資材については現地適正単価による。

4 歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領を準用する。

5 調査結果の報告

別紙報告書様式1により調査終了後5日以内に本省あて報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 災害復旧事業の採否については事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合。
- (2) 1施設当たりの調査額が1億円以上となる場合。

第9 適用除外

次の各号に掲げるものは、適用除外とする。

- 1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により，被災事業の確認できないもの。
- 2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては，着工届等に記載された着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。）

第10 附 則

この要領は，平成23年3月11日以降に発生した災害から適用する。

別 表

区 分	率
建 物 新 築 復 旧	0%
建 物 補 修 復 旧	15%
土地復旧（土地，コート類含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工 作 物 復 旧	15%
設 備 復 旧	0%

公立社会教育施設災害復旧費補助金交付申請要領

1 趣 旨

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号，以下「法」という。）第2条第1項の規定による「激甚災害」を受けた公立の社会教育施設の災害復旧事業に対する国の補助は，法第16条，同法施行令（昭和37年政令第403号）第33条及び34条に定めるほか，この申請要領による。

2 補助対象となる施設

補助の対象となる施設は，公民館，図書館，体育館，運動場，水泳プール，博物館，青年の家，視聴覚センター，婦人教育会館，少年自然の家，地域改善対策集会所，柔剣道場，文化施設，相撲場，漕艇場及び生涯学習センターとする。

3 補助事業に要する経費

A 工事費

上記施設で次に掲げるアからエのうち，国の査定を受けた後の復旧費（査定工事費）とする。ただし，次の条件により国の査定後に内容が変更されたものは，査定工事費と変更後の工事費のいずれか少ない額とする。

- 1) 現地調査時には被害の確認が不可能であったこと。
- 2) 工事施工中に，予測できない事態が発生したことによること。

ア 建 物

当該公立社会教育施設の用に供されている建物（（当該建物に附属する電気，機械，ガス，給排水衛生等の附帯設備を含む。）以下「建物」という。）とする。

イ 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物とする。

ウ 土 地

公立社会教育施設の敷地，屋外運動場（陸上競技場，庭球場，バレーボール場，野球場，球技場，運動広場等）等の土地及びこれらの土地の造成施設で樹木は含まないものとする。

エ 設 備

社会教育活動を行う上に必要な教材，教具（体育レクリエーション用具を含む。），机・椅子等の備品とする。ただし，消耗品を除く。

B 事務費

災害復旧事業の施行に必要な事務に要する経費で上記Aの工事費の100分の1を限度とする。

4 補助金の額

各施設ごとに上記3-A及びBの合計額に3分の2を乗じて得た額とする（ただし，各施設ごとに1,000円未満の端数は切り捨てる）。

5 申請の手続き

公立社会教育施設災害復旧費交付申請書の様式は別紙様式とし、次の書類を添付すること。

ア 災害復旧事業施設別表（別紙1）

イ 国庫補助事業対象工事費積算内訳書（別紙2～5）

ウ 復旧配置図

国庫補助対象とする建物、建物以外の工作物及び土地の復旧箇所、数量を記入すること。

エ 復旧図

設備復旧の場合は、添付を要しない。

オ 特例理由書（別紙6）

カ 契約書本文の写

未契約の場合は、工事施工確約書とする。

キ 収支予算書の写

当該復旧事業に関する議会の議決した収支予算書の関係部分の写とし、未決の場合は、議決確約書とする。

6 都道府県教育委員会の事務

国庫補助金の内定通知に基づいて域内市町村から国庫補助金申請書が提出されたときは、その内容を検討し、文部科学大臣に提出すること。

14 著作権法（抄）

昭和45年5月6日 法律第48号
最終改正
平成28年12月16日 法律第108号

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作権を創作する者をいう。
- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう。
- 四 実演家 俳優、舞踏家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
- 五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
- 六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。
- 七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。
- 七の二 公衆送信 公衆によつて直接受診されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。
- 八 放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。
- 九 放送事業者 放送を業として行う者をいう。
- 九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。
- 九の三 有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。
- 九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。
- 九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。
 - イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電

気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第47条の5第1項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二 共同著作物 2人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十六 上演 演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。

十七 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

十八 口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。

十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第17条第1項に規定する著作人権若しくは著作権又は第89条第1項に規定する実演家人格権若しくは同条第6項に規定する著作隣接権（以下この号、第30条第1項第二号及び第120条の2第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行

為の抑止をいう。第30条第1項第二号において同じ。)をする手段(著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。)であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(次号において「著作物等」という。)の利用(著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。)に際し、用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 権利管理情報 第17第1項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第89条第1項から第4項までの権利(以下この号において「著作権等」という。)に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するもののうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの(著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作物等の管理(電子計算機によるものに限る。)に用いられていないものを除く。)をいう。

イ 著作物、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

二十二 国内 この法律の施行地をいう。

二十三 国外 この法律の施行地外の地域をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く。)及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信に該当するものを除く。)を含むものとする。

8 この法律にいう「貸与」には、いずれの名義又は方法をもつてするかを問わず、これと同様の使用の権原を取得させる行為を含むものとする。

9 この法律において、第1項第七号の二、第八号、第九号の二、第九号の四、第九号の五若しくは第十三号から第十九号まで又は前2項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

(著作物の公表)

第4条 著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合(建築の著作物にあつては、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて建設された

場合を含む。)において、公表されたものとする。

- 2 著作物は、第23条第1項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。
- 3 二次的著作物である翻訳物が、第28条の規定により第22条から第24条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第28条の規定により第23条第1項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著物は、公表されたものとみなす。
- 4 美術の著作物又は写真の著作物は、第45条第1項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。
- 5 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第1項から第3項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第1項から第3項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

第2節 適用範囲

(保護を受ける著作物)

第6条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)の著作物
- 二 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物
(保護を受けるレコード)

第8条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民をレコード製作者とするレコード
- 二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 実演家等保護条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演家等保護条約の締約国において固定されたもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 実演・レコード条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
 - イ 世界貿易機関の加盟国の国民(当該加盟国の法令に基づいて設立された法人及び当該加盟国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード
 - ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

六 前各号に掲げるもののほか、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（第121条の2第二号において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うレコード

第2章 著作者の権利

第1節 著作物

（著作物の例示）

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図画、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第1項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

（二次的著作物）

第11条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

（編集著作物）

第12条 編集物（データベースに該当するものを除く。以下に同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

（データベースの著作物）

第12条の2 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

（権利の目的とならない著作物）

第13条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 一 憲法その他の法令
- 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第

2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示,訓令,通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決,決定,命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で,国若しくは地方公共団体の機関,独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

第3節 権利の内容

第5款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第30条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は,個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは,次に掲げる場合を除き,その使用する者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し,これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避(第2条第1項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。))を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物,実演,レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。))を行うことにより,当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし,又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第一号及び第二号において同じ。)により可能となり,又はその結果に障害が生じないようにした複製を,その事実を知りながら行う場合

三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて,国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を,その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として,デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより,当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は,相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。(図書館等における複製等)

第31条 国立国会図書館及び図書,記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第3項において「図書館等」という。)においては,次に掲げる場合には,その営利を目的としない事業として,図書館等の図書,記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ,その調査研究の用に供するために,公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては,その全部。第3項において同じ。)の複製物を1人につき1部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条の2第4項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を1人につき1部提供することができる。

（引用）

第32条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

（教科用図書等への掲載）

第33条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。次条において同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前3項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第33条の2 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第2項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年法律第81号）第5条第1項又は第2項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。（学校教育番組の放送等）

第34条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和25年法律第132号）第91条第2項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和25年法律第131号）第14条第3項第二号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（学校その他の教育機関における複製等）

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（試験問題としての複製等）

第36条 公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 営利を目的として前項の複製又は公衆送信を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(視覚障害者等のための複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第102条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(聴覚障害者等のための複製等)

第37条の2 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

1 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。

2 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

(営利を目的としない上演等)

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

い。

- 2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。
- 3 放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。
- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

（時事問題に関する論説の転載等）

第39条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

（政治上の演説等の利用）

第40条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第42条第1項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人において行われた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。
- 3 前項の規定により放送され、若しくは有線放送され、又は自動公衆送信される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(時事の事件の報道のための利用)

第41条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

(裁判手続等における複製)

第42条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器をいう。）に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

(行政機関情報公開法等による開示のための利用)

第42条の2 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法第14条第1項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報公開法第15条第1項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法（行政機関情報公開法第14条第1項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）を含む。）又は情報公開条例で定める方法（行政機関情報公開法第14条第1項（同項の規定に基づく政令を含む。）に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(公文書管理法等による保存等のための利用)

第42条の3 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第15条第1項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第16条第1項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理法第19条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方法以外のものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第42条の4 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第25条の3第1項の規定により同項に規定するインターネット資料（以下この条において「インターネット資料」という。）を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会

図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第24条及び第24条の2に規定する者は、同法第25条の3第3項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

(公開の美術の著作物等の利用)

第46条 美術の著作物でその原作品が前条第2項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第2項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第47条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第25条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

(美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等)

第47条の2 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)(当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。)を行うことができる。

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第47条の3 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第113条第2項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物(同項の規定により作成された複製物を含む。)のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

(保守、修理等のための一時的複製)

第47条の4 記録媒体内蔵複製機器(複製の機能を有する機器であつて、その複製を機器に内蔵する記録媒体(以下この条において「内蔵記録媒体」という。)に記録して行うものをいう。次項において同じ。)の保守又は修理を行う場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる。

2 記録媒体内蔵複製機器に製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障があるためこ

れを同種の機器と交換する場合には、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同種の機器の内蔵記録媒体に記録することができる。

- 3 前2項の規定により内蔵記録媒体以外の記録媒体に著作物を記録した者は、これらの規定による保守若しくは修理又は交換の後には、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物を保存してはならない。

(送信の障害の防止等のための複製)

第47条の5 自動公衆送信装置等（自動公衆送信装置及び特定送信装置（電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供する部分（第一号において「特定送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を他人の自動公衆送信等（自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。）の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。

- 一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等（公衆送信用記録媒体及び特定送信用記録媒体をいう。次号において同じ。）以外の記録媒体であつて、当該送信可能化等に係る自動公衆送信等の用に供するためのもの
- 二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供すること 当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）

- 2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物（当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。）の自動公衆送信等を中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等を中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体のうち当該送信の用に供する部分に記録することができる。

- 3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

- 一 第1項（第一号に係る部分に限る。）又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者 これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたとき。
- 二 第1項（第二号に係る部分に限る。）の規定により著作物を記録媒体に記録した者 同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき。

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等)

第47条の6 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された

情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物(当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。)について、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物(当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。)のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること(国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行つてはならない。

(情報解析のための複製等)

第47条の7 著作物は、電子計算機による情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)

第47条の8 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合(これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。)には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

第47条の9 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む。)を行うことができる。

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第47条の10 第31条第1項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)若しくは第3項後段、第32条、第33条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第33条の2第1項若しくは第4項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条、第37条の2(第二号を除く。以下この条において同じ。)、第39条第1項、第40条第1項若しくは第2項、第41条から第42条の2まで、第42条の3第2項又は第46条から第47条の2までの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第31条第1項若しくは第3項後段、第35条第1項、第36条第1項又は第42条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)を除く。)

の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第31条第1項若しくは第3項後段、第33条の2第1項若しくは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第37条の2、第41条から第42条の2まで、第42条の3第2項又は第47条の2の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第31条第1項、第35条第1項又は第42条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第31条第1項若しくは第3項後段、第33条の2第1項若しくは第4項、第35条第1項、第37条第3項、第37条の2、第41条から第42条の2まで、第42条の3第2項又は第47条の2に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第48条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第32条、第33条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第33条の2第1項、第37条第1項、第42条又は第47条の規定により著作物を複製する場合

二 第34条第1項、第37条第3項、第37条の2、第39条第1項、第40条第1項若しくは第2項又は第47条の2の規定により著作物を利用する場合

三 第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第35条、第36条第1項、第38条第1項、第41条若しくは第46条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第43条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前2項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

第4節 保護期間

（保護期間の原則）

第51条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。）50年を経過するまでの間、存続する。

附 則 （平成23年6月24日法律第74号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 （平成24年6月22日法律第32号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 （平成24年6月27日法律第43号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成25年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第7条，第8条及び第10条の規定 公布の日
- 二 第2条第1項第二十号並びに第18条第3項及び第4項の改正規定，第19条第4項に一号を加える改正規定，第30条第1項第二号の改正規定，第42条の3を第42条の4とし，第42条の2の次に1条を加える改正規定，第47条の9の改正規定（「又は第46条」を「，第42条の3第2項又は第46条」に改める部分に限る。），同条ただし書の改正規定（「第42条の2まで」の下に「，第42条の3第2項」を加える部分に限る。），第49条第1項第一号の改正規定（「第42条の2」を「第42条の3」に，「第42条の3第2項」を「第42条の4第2項」に改める部分に限る。），第86条第1項及び第2項の改正規定（「第42条の2まで」の下に「，第42条の3第2項」を加える部分に限る。），第90条の2第4項に一号を加える改正規定，第102条第1項の改正規定（「第42条の3」を「第42条の4」に改める部分に限る。），同条第9項第一号の改正規定（「第42条の2」を「第42条の3」に，「第42条の3第2項」を「第42条の4第2項」に改める部分に限る。），第119条第1項の改正規定，同条に1項を加える改正規定並びに第120条の2第一号の改正規定並びに次条並びに附則第4条から第6条まで及び第9条の規定 平成24年10月1日

15 著作権法施行令（抄）

昭和45年12月10日 政令第335号
最終改正
平成29年2月17日 政令第22号

第1章の2 著作物等の複製等が認められる施設等

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第1条の3 法第31条第1項（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は，次に掲げる施設で図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第2条第1項の図書館

二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書，記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し，整理し，保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所，試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものうち，その保存する図書，記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか，国，地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（次条から第3条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち，文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は，前項第六号の指定をしたときは，その旨を官報で告示する。

(視覚障害者等のための複製等が認められる者)

第2条 法第37条第3項(法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項の障害児入所施設及び児童発達支援センター

ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設

ハ 国立国会図書館

ニ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第2条第1項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)

へ 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条の学校図書館

ト 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

チ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第16項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法第2条第6項に規定する法人をいう。以下同じ。)のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(聴覚障害者等のための複製等が認められる者)

第2条の2 法第37条の2(法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第37条の2第一号(法第86条第1項において準用する場合を含む。)に掲げる利用 次に掲げる者

イ 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。)

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第37条の2第二号(法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。)に掲げる利用 次に掲げる者(同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従つて行う者に限る。)

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者((2)に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、(3)に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)

(1) 大学等の図書館及びこれに類する施設

(2) 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設

(3) 図書館法第2条第1項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

(4) 学校図書館法第2条の学校図書館

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設）

第2条の3 法第38条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設

二 図書館法第二条第一項 の図書館

三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第三号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

附 則 （平成28年1月22日政令第11号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成28年4月1日から施行する。

16 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

平成2年6月29日 法律第71号
最終改正
平成14年3月31日 法律第15号

(目的)

第1条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第4条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第1項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項

二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。

6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第3項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（判断基準）

第6条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第1項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類

及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

- 2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、承認基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては第4条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、承認基準の変更について準用する。

第7条 削除

(基本構想の実施等)

第8条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。
- 3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 5 前3項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第9条 削除

(都道府県生涯学習審議会)

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村の連携協力体制)

第11条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

17 図書館法施行規則第5条第3項及び第6条第3項に規定する学修を定める件

[平成21年8月3日 文部科学省告示127号]

図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）第5条第3項及び第6条第3項の規定に基づき、平成8年文部省告示第149号（司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める件）の全部を改正する告示を次のように定める。

第1条 図書館法施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項に規定する生涯学習概論に係る規則第5条第3項に規定する学修及び規則第6条第1項に規定する生涯学習概論に係る規則第6条第3項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

- 一 社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第3条に規定する社会教育主事の講習のうち生涯学習概論に係る学修
- 二 社会教育主事講習等規程第11条に規定する社会教育に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 三 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第1条に規定する博物館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 四 博物館法施行規則第6条に規定する試験認定において合格を得た生涯学習概論に係る学修

第2条 規則第5条第1項に規定する児童サービス論に係る規則第5条第3項に規定する学修及び規則第6条第1項に規定する児童サービス論に係る規則第6条第3項に規定する学修は、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）第3条に規定する司書教諭の講習のうち読書と豊かな人間性に係る学修とする。

第3条 規則第5条第1項に規定する図書館実習に係る規則第5条第3項に規定する学修は、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第三号に掲げる職としての勤務に係る学修とする（2年以上当該職にあった場合に限る。）。

第4条 前3条に規定するもののほか、規則第5条第1項に規定する科目に係る規則第5条第3項に規定する学修及び規則第6条第1項に規定する科目に係る規則第6条第3項に規定する学修は、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から適用する。

18 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令

[平成9年6月11日 政令第189号]

内閣は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

学校図書館法附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校

にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とを合計した数）が11以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

（参考）学校図書館法施行令

昭和29年12月16日	政令第313号
最終改正	
平成12年6月7日	政令第308号
廃止	
平成13年3月30日	政令第148号

（設備及び図書の基準）

第1条 学校図書館法（以下「法」という。）第13条の規定に基き学校図書館（法第2条に規定する「学校図書館」をいう。以下同じ。）の設備及び図書について政令で定める基準は、高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部（以下「学校」という。）の別及びその生徒の数に応じ、別表第1から第4までに掲げる設備及び図書で学校図書館のために通常必要なものとする。

2 前項の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

（法第13条の経費の種目）

第2条 法第13条の規定により国が負担する経費の種目は、学校図書館の設備の購入費又は製作費及び学校図書館の図書の購入費とする。

（法第13条の経費の算定基準）

第3条 前条の購入費又は製作費の額は、学校の別に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める書架の間口1メートルごと、カードケースの奥行1センチメートルごと又は図書1冊ごとの基準額と書架の充足延間口、カードケースの充足延奥行又は図書の充足冊数とを基礎として算定するものとする。

2 学校図書館の設備又は図書の購入又は製作で、その経費が高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第5条の規定による国の補助金を財源の全部又は一部とするものがあるときは、当該購入又は製作に係る書架の延間口、カードケースの延奥行又は図書の冊数は、前項の規定による購入費又は製作費の額の算定の基礎としないものとする。

（文部科学省令への委任）

第4条 この政令に定めるもののほか、この政令の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

別 表

第1 高等学校

生徒数	図 書	設 備	
	生徒の学習用参考図書及び教養図書並びに教員の指導用参考図書	書架	カードケース
100人以下	700冊	生徒数に対応する図書の冊数×0.03m	生徒数に対応する図書の冊数×0.045cm
101人から600人まで	$700 + 5 \times (\text{生徒数} - 100)$		
601人から900人まで	$3,200 + 4 \times (\text{生徒数} - 600)$		
901人から1,500人まで	$4,400 + 3 \times (\text{生徒数} - 900)$		
1,501人以上	$6,200 + 1.5 \times (\text{生徒数} - 1,500)$		

第2 盲学校の高等部

生徒数	図 書	設 備	
	生徒の学習用参考図書及び教養図書並びに教員の指導用参考図書	書架	カードケース
50人以下	450冊	生徒数に対応する図書の冊数×0.045m	生徒数に対応する図書の冊数×0.09cm
51人から100人まで	$450 + 9 \times (\text{生徒数} - 50)$		
101人以上	$900 + 6 \times (\text{生徒数} - 100)$		

第3 聾学校の高等部

生徒数	図 書	設 備	
	生徒の学習用参考図書及び教養図書並びに教員の指導用参考図書	書架	カードケース
50人以下	200冊	生徒数に対応する図書の冊数×0.026m	生徒数に対応する図書の冊数×0.045cm
51人から100人まで	$200 + 4 \times (\text{生徒数} - 50)$		
101人以上	$400 + 3 \times (\text{生徒数} - 100)$		

第4 養護学校の高等部

生徒数	図 書	設 備	
	生徒の学習用参考図書及び教養図書並びに教員の指導用参考図書	書架	カードケース
50人以下	180冊	生徒数に対応する図書の冊数×0.026m	生徒数に対応する図書の冊数×0.045cm
51人から100人まで	$180 + 3.6 \times (\text{生徒数} - 50)$		
101人以上	$360 + 3 \times (\text{生徒数} - 100)$		

備 考

- 1 この表中「生徒数」とは、平成12年5月1日現在において当該学校に在学する生徒の数をいう。ただし、平成12年5月2日以降に設置される学校又は統合等により生徒の数が著しく変動する学校については、文部科学大臣が定める日現在における数をいうものとする。
- 2 この表中書架の長さ及びカードケースの長さは、それぞれ、書架の各たな板の延間口の長さ又はカードケースの各ひきだしの内りの延奥行の長さを表わすものとする。
- 3 図書の冊数、書架の長さ及びカードケースの長さは、小数点以下を切り上げるものとする。(平12政308改正)

19 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

[平成24年12月19日 文部科学省告示第172号]

図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の2の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日

文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

- 一 市町村立図書館
 - 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備

- 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化
 - 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進
 - 4 職員
 - (一) 職員の配置等
 - (二) 職員の研修
- 二 都道府県立図書館
- 1 域内の図書館への支援
 - 2 施設・設備
 - 3 調査研究
 - 4 図書館資料
 - 5 職員
 - 6 準用

第三 私立図書館

- 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
- 二 図書館資料
- 三 図書館サービス
- 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の

学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容につ

いて、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

（二）図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

（一）貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

（二）情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書等の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。
- 2 施設・設備
- 都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。
- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等
- 3 調査研究
- 都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。
- 4 図書館資料
- 都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。
- ア 市町村立図書館等の要求に十分に定めるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布
- 5 職員
- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、これらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。
- 6 準用
- 第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。
- 2 広報活動及び情報公開
私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。
- 3 開館日時
私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。
- 4 施設・設備
私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

(参考) 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

[平成13年7月18日 文部科学省告示第132号]

図書館法(昭和25年法律第118号)第18条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成13年7月18日から施行する。

目次

- 1 総則
 - (1) 趣旨
 - (2) 設置
 - (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等
 - (4) 資料及び情報の収集、提供等
 - (5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
 - (6) 職員の資質・能力の向上等
- 2 市町村立図書館
 - (1) 運営の基本

- (2) 資料の収集, 提供等
- (3) レファレンス・サービス等
- (4) 利用者に応じた図書館サービス
- (5) 多様な学習機会の提供
- (6) ボランティアの参加の促進
- (7) 広報及び情報公開
- (8) 職 員
- (9) 開館日時等
- (10) 図書館協議会
- (11) 施設・設備

3 都道府県立図書館

- (1) 運営の基本
- (2) 市町村立図書館への援助
- (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク
- (4) 図書館間の連絡調整等
- (5) 調査・研究開発
- (6) 資料の収集, 提供等
- (7) 職 員
- (8) 施設・設備
- (9) 準 用

1 総 則

(1) 趣 旨

- ① この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の2に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設 置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域のサービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保す

るよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネットなどを活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配

サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

- ① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。
- ④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

- ① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設・設備

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。

(参考) 公立図書館の設置及び運営に関する基準について

平成4年5月21日
生涯学習審議会社会教育分科審議会
施設部会図書館専門委員会報告

はじめに

図書館は、生涯学習の振興を図る上で、住民の身近にあって、人々の学習を支援する極めて重要な社会教育施設である。

本専門委員会は、今後の公立図書館の充実方策等について検討を行うため、平成2年2月、社会教育審議会施設分科会図書館に関するワーキング・グループとして発足し、5回の会議を行い、平成2年11月、生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会として再発足し、以来11回にわたり検討を重ねてきた、この間、公立図書館の充実方策の一つとして、公立図書館の望ましい設置及び運営

の問題を取り上げ、昨年5月には、本専門委員会の中間的な報告を公表し、関係者の意見を照会したところである。

このたび、その審議の成果の一つとして、別紙のように「公立図書館の設置及び運営に関する基準」について本専門委員会としての報告を取りまとめた。

図書館法第18条には、国が公立図書館の設置及び運営に関する基準を定めることが規定されており、本専門委員会としては、その実現に資するため検討を行ったものである。

この基準を取りまとめるにあたっては、近年、公立図書館の整備は進みつつあるものの、未だ未設置の市町村が数多くあることや、設置された図書館にあっても、整備途上の館が存在している状況を十分勘案し、公立図書館のサービスの一層の向上を図る上で必要と思われる事項について整理することとした。

特に、係数で示した事項については、今後新設される公立図書館や整備途上にある公立図書館が当面達成すべき水準を示したものであり、この係数を達成している公立図書館にあっても、さらに上の水準を目指して図書館サービスの充実を図ることを期待しているものである。

また、今後の公立図書館の整備状況や社会の変化等に対応し、本基準については、必要に応じて見直しのための検討が必要であると考えられるものである。

本専門委員会としては、関係者において本報告を参考の上、公立図書館の健全な発展のため、一層の努力を期待するものである。

（別紙）公立図書館の設置及び運営に関する基準

第1章 総則

1 趣旨

- (1) この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準を定め、もって図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- (2) 図書館の設置者は、この基準に従い、同法第3条に規定する図書館サービスの水準の維持、向上を図るよう努めなければならない。

なお、係数により示した水準については、現在、図書館の中には整備途上の館が存在することに配慮し当面達成すべき水準を示したものであり、これを達成した場合にあっても、更に水準の向上を図るよう努めなければならないものとする。

2 設置

- (1) 都道府県は、都道府県立図書館の整備に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、都道府県内の市区町村立図書館の設置及び運営に対する支援を行うものとする。
- (2) 市区町村（以下「市町村」という。）は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じて分館の設置、移動図書館の整備等に努めるものとする。

3 資料・情報の収集・提供等

- (1) 図書館資料（以下「資料」という。）及び情報（第2章「3 情報サービス」にいう情報をいう。以下同じ。）の収集に当たっては、住民の学習活動等を適時、適切に援助するため、住民の多様な需要に十分配慮するものとする。
- (2) 資料及び情報の整理、保存および提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館との間においては、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、計画的に資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について連携協力を図るものとする。

4 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

市町村立図書館は、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供の充実に努めるとともに、地域の状況に応じた特色ある図書館運営を推進しつつ、多様化、高度化する学習需要に対応するため、図書館等との間の資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、都道府県立図書館と市町村立図書館との連携協力を基本として、市町村立図書館相互、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館、公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携に努めるものとする。

5 職員の資質向上等

- (1) 教育委員会及び図書館は、司書及び司書補（以下「専門的職員」という。）並びに一般事務及び技術に従事する職員の資質・能力の向上を図るため、継続的かつ計画的な研修事業の実施及びその内容の充実に努めるとともに、職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- (2) 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の専門的職員等の資質の向上を図るために必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する図書館の専門的職員等をその研修に参加させるように努めるものとする。
- (3) 教育委員会は、専門的職員の採用及び処遇改善に努めるとともに、その専門性の活用や生涯学習を援助するために必要な広い知見を得させる等の観点から、計画的に他の図書館、学校、社会教育施設、教育委員会事務局などとの人事交流に努めるものとする。

第2章 市町村立図書館

1 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な学習援助を行う機関として、地域の実情に即した運営に努めるものとする。特に、児童・青少年に対するサービスや様々な住民の利用に供しうるサービスの充実に努めるものとする。

2 貸出し

- (1) 公開書架室の整備、情報機器の導入等による貸出し手続きの簡素化、予約制度の採用等により、住民への貸出しを促進する体制の整備に努めるものとする。
- (2) 年間貸出冊数は、人口1人当たり4冊以上となるように努めるものとする。

3 情報サービス

他の図書館等と連携しつつ、住民の求める事項について資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスやレフェラル・サービス等の充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、生涯学習情報その他の情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 児童・青少年、障害者、高齢者等へのサービス

- (1) 児童・青少年サービスの充実に資するため、児童室等必要なスペースの確保、児童・青少年用図書収集、児童・青少年の読書指導、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- (2) 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害者用スロープ、車椅子用トイレなどの施設の整備、点字図書や録音図書、大活字本、拡大読書機等の資料や機器の整備、対面朗読、手話サービス、図書の郵送などの実施等に努めるものとする。
- (3) そのほか、高齢者等の多様な利用者、就業等の状況、国際化などに対応して、選書及びサービス上の配慮などに努めるものとする。

5 学習機会の提供

- (1) 住民の自主的、自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催又は他の社会教育施設、大学、民間の関係団体等と共催するなど多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- (2) 地域の人々や各種の専門領域に関し知識を有する者をボランティアとして受け入れるため、ボランティア希望者の把握、養成研修の実施、活動する場の積極的な提供などの諸条件の整備に努めるものとする。

6 広 報

住民の図書館に対する理解と関心を高めるため、広報紙等を定期的に刊行するなど、積極的かつ計画的な広報活動に努めるものとする。

7 職 員

- (1) 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、不断に図書館機能を十分発揮できるよう努めるものとする。
館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- (2) 市町村立図書館（分館を含む。）は、図書館サービスの対象となる地域内の人口に応じて、少なくとも図書館法第19条の規定に基づく図書館法施行規則に定める人数以上の専門的職員を確保するものとする。
- (3) 専門的職員は、資料の収集、整理、保存及び提供、情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上に努めるものとする。
- (4) 専門的職員のほか、必要な数の一般事務又は技術に従事する職員を置くものとする。
- (5) 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜外部の専門的知識・技術を有する者の活用に努めるものとする。

8 開館日時等

住民の利用を促進するため、地域の状況や住民の生活時間等に考慮して、図書館の開館日・開館時間の弾力化、適切な周期による移動図書館の運行、利用し易い場所へのブックポストの配置などに努めるものとする。

9 図書館協議会

地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分反映した図書館の運営ができるよう図書館協議会の設置に努めるものとする。

10 施設・設備の規模、内容

- (1) 市町村立図書館の本館及び分館の施設の規模は、当該市町村内の人口分布や地理的な条件等を勘案して決めるものとする。
- (2) 図書館には、次に掲げる機能を達成するために必要な施設及び設備を備えるものとする。
 - ① 資料の閲覧（視聴覚資料の利用を含む。）及び貸出
 - ② 資料及び情報の提供又は紹介についての相談
 - ③ 資料の保存
 - ④ 資料の整理、作成及び複写
 - ⑤ 情報の収集、処理、蓄積及び提供
 - ⑥ 集会、展示その他の学習機会の提供
 - ⑦ 利用者の休憩・安全
 - ⑧ 児童・青少年の利用
 - ⑨ 障害者の利用
 - ⑩ 図書館の利用を容易にする案内
 - ⑪ 移動図書館等の図書館サービス
 - ⑫ 管理事務
- (3) 資料や情報の量の増大を考慮し、保存スペースの確保に努めるとともに、電子的な蓄積方法についての検討にも努めるものとする。
- (4) 図書館の建設及び改築に関しては、各種の視聴覚機器・情報処理・通信機器等への対応や、落ち着いた雰囲気の中で利用しやすく快適であるような施設内外の環境の整備、生涯学習の拠点として有機的活用を図ることができる設計上の工夫などに努めるものとする。

11 資料等

- (1) 住民の要望に応えるため、図書の発行状況等を踏まえ、他の図書館との連携協力にも考慮して、図書館の機能が十分発揮できる種類及び量の図書の整備に努めるとともに、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- (2) 音声・映像などの多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- (3) 本館、分館、移動図書館等の資料及び情報を正確かつ迅速に検索できるデータベースの整備に努めるものとする。
- (4) 市町村立図書館の開架冊数の総数は、市町村の人口に応じて次に掲げる冊数以上とするよう努めるものとする。

人口1万人未満の場合 15,000冊

人口1万人以上3万人未満の場合

15,000冊に1万人を越える人口1人につき1.5の割合で累加した冊数

人口3万人以上10万人未満の場合

45,000冊に3万人を越える人口1人につき1.0の割合で累加した冊数

人口10万人以上60万人未満の場合

115,000冊に10万人を越える人口1人につき0.7の割合で累加した冊数

人口60万人以上の場合

465,000冊に60万人を越える人口1人につき0.5の割合で累加した冊数

- (5) 市町村立図書館は、毎年、開架冊数の5分の1以上の冊数を収集するよう努めるものとする。

第3章 都道府県立図書館

1 運営の基本

- (1) 都道府県立図書館は、都道府県内の学習需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- (2) 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。

2 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、市町村立図書館に対し次の援助に努めるものとする。

- 一 資料の紹介、提供又は斡旋を行うこと。
- 二 情報サービスに関し援助すること。
- 三 当該図書館の資料を保存すること。
- 四 図書館運営の相談に応じること。
- 五 市町村立図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

3 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、当該ネットワークを利用した情報及び資料の円滑な流通の確保に努めるものとする。

4 図書館間の連絡調整

- (1) 都道府県内の図書館の相互協力や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する協会等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。
- (2) 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携協力に努めるものとする。

5 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるもの

とする。特に、図書館に対する地域住民の要望や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

6 施設・設備

第2章10に定めた施設・設備のほか、都道府県立図書館には次に掲げる機能を達成するために必要な施設・設備を備えるものとする。

- (1) 研修の機能
- (2) 調査研究の機能
- (3) 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等のための保存センター的機能

7 資料等

(1) 我が国における出版物をはじめ、次に掲げるような資料の収集に努め、市町村立図書館等及び住民の要望に十分応えられる資料の整備に努めるものとする。

- ① 国及び地方公共団体の機関の発行する刊行物
- ② 科学技術に関する最新の資料
- ③ 障害者に対するサービスのための資料
- ④ 国際化に対応するサービスのための資料
- ⑤ 地誌その他当該都道府県内の地域に関連の深い資料
- ⑥ 専門雑誌及び外国雑誌
- ⑦ 新聞の全国紙及び地方紙
- ⑧ 多様な視聴覚資料

(2) 都道府県立図書館は、多様化・高度化する図書館サービスに資するため、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布に努めるものとする。

8 図書館未設置市町村への支援

(1) 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村に対し、図書館が設置されるまでの間、当該市町村の要望や取組み努力に対応し、移動図書館又は貸出文庫によるサービス、公民館図書室への資料の一括貸出、都道府県立図書館と公民館図書室との連携・協力等に努めるものとする。

(2) 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し助言を行うものとする。

9 準用

第2章2(1)、3、4、5、6、7、8、9、10(3)及び(4)の規定は、都道府県立図書館に準用する。

20 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について（通知）

平成24年12月19日 24文科生学第572号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省生涯学習局長通知

このたび、別添のとおり、平成24年12月19日付けで、図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第172号）が告示され、同日から施行されました。

本告示は、①平成20年の図書館法改正、②社会の変化や新たな課題への対応の必要性などを受けて、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）の全部を改正したものです。

改正条文の概要及び留意事項は下記のとおりですので、貴教育委員会におかれましては、本基準を踏まえ、適切な取組を図るとともに、域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会及び私立図書館に対し、本基準について周知を図るよう、お願いします。

記

I 改正条文の概要

第1 総則

1 趣旨（第一の一関係）

本基準について、公立図書館に加え、私立図書館も新たに対象とすること。

2 設置の基本（第一の二関係）

① 市町村は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

② 都道府県の役割について引き続き規定すること。

③ 公立図書館の設置に当たって必要な事項について引き続き規定すること。

3 運営の基本（第一の三関係）

① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。また、図書館法第3条第1号の規定を踏まえ、図書館が扱う資料に「電磁的記録」が含まれることを明確化すること。

③ 都道府県立図書館の役割について引き続き規定すること。

- ④ 私立図書館は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましいものとする。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上が図られるよう、管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

4 連携・協力（第一の四関係）

- ① 連携・協力の目的として、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応することに加え、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図ることを規定すること。
- ② 図書館は、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

5 著作権等の権利の保護（第一の五関係）

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

6 危機管理（第一の六関係）

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第2 市町村立図書館

1 管理運営（第二の一の1関係）

（1）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的運営方針を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 基本的運営方針並びに指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（2）運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めなければならないものとする。
- ② ①のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会の活用その他の方法により、関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ ①・②の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

④ ①～③の内容について、インターネット等を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならないとすること。

(3) 広報活動及び情報公開

積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開について引き続き規定すること。

(4) 開館日時等

開館日時の設定に当たって配慮する事項及び移動図書館を運行する場合に必要な事項について引き続き規定すること。

(5) 図書館協議会

図書館法第16条の規定により条例で定める委員の任命の基準について規定すること。

(6) 施設・設備

市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料（第二の一の2関係）

(1) 図書館資料の収集等

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

② ①の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(2) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス（第二の一の3関係）

(1) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(2) 情報サービス

① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、レファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

② 図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

③ 利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、レフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(3) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職，起業，職業能力開発，日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て，教育，若者の自立支援，健康・医療，福祉，法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定，行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(4) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は，多様な利用者及び住民の利用を促進するため，関係機関・団体と連携を図りながら，次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供，児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施，その保護者等を対象とした講座・展示会の実施，学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本，録音資料等の整備・提供，図書館利用の際の介助，図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料，大活字本，録音資料，手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供，手話・筆談等によるコミュニケーションの確保，図書館利用の際の介助，図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供，読み聞かせの支援，講座・展示会の実施，託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布，外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(5) 多様な学習機会の提供

- ① 利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するための多様な学習機会の提供及びその活動環境の整備について引き続き規定したこと。共催の相手方として，関係行政機関を加えること
- ② 利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するために必要な学習機会の提供について引き続き規定すること。

(6) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は，図書館におけるボランティア活動が，住民等が学習の成果を活用する場であるとともに，図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ，読み聞かせ，代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② ①の活動の機会や場所に関する情報の提供，当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員(第二の一の4関係)

(1) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は，市町村立図書館の館長として，その職責にかんがみ，図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに，司書となる資格を有する者を任命することが望ましいものとする。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第1の4の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

③ 司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くことについて引き続き規定すること。

④ 外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得ることについて引き続き規定すること。

（2）職員の研修

① 継続的・計画的な研修の実施等について引き続き規定すること。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

第3 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援（第二の二の1関係）

① 都道府県立図書館が当該都道府県内の図書館の求めに応じて支援に努める事項として、「郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること」を加えること。

② 当該都道府県内の図書館の間における情報の円滑な流通や、資料の貸出のための円滑な搬送の確保について引き続き規定すること。

③ 当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用した図書館間の連絡調整について引き続き規定すること。

2 施設・設備（第二の二の2関係）

都道府県立図書館の施設・設備について引き続き規定すること。

3 調査研究（第二の二の3関係）

利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究を加えること。

4 図書館資料（第二の二の4関係）

都道府県立図書館の図書館資料について引き続き規定すること。

5 職員（第二の二の5関係）

都道府県立図書館の職員について引き続き規定すること。

6 準用（第二の二の6関係）

第2に規定する市町村立図書館に係る基準を都道府県立図書館に準用することについて引き続き規定すること。

第4 私立図書館

1 管理運営（第三の一関係）

（1）運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関

する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② ①のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、関係者・第三者による評価を行うことが望ましいものとする。

③ ①・②の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ ①～③の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

(2) 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましいものとする。

(3) 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましいものとする。

(4) 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましいものとする。

2 図書館資料（第三の二関係）

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましいものとする。

3 図書館サービス（第三の三関係）

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましいものとする。

4 職員（第三の四関係）

① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましいものとする。

② これら職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましいものとする。

II 留意事項

1 基準の対象に私立図書館を含めることについて（第一、第三関係）

本基準は、平成20年の図書館法改正において、本基準の対象に私立図書館を加えることとされたことを踏まえ、私立図書館にも改善・充実が望まれる事項等について、望ましい姿を定めるものであって、これをもって教育委員会が私立図書館の事業に干渉することを求める趣旨ではないこと。

2 図書館の扱う資料に「電磁的記録」を含むことを明確化したことについて（第一の三等関係）

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料

や、図書館が所蔵する市場動向や統計情報等のデータ等を想定していること。したがって、インターネット等の利用により入手できる情報や、いわゆる商用データベースなどの図書館外部の資料は含まれず、これらについては第二の一の三の(二)において、別に定めていること。

3 運営の基本について（第一の三関係）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者制度を導入するに当たっては、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号）も参考にしつつ、経費削減効果のみに着目するのではなく、適切な指定期間の設定等に留意し、図書館の設置の目的の適切な達成を図ること。

4 著作権等の権利の保護について（第一の五，第二の一の二の(一)等関係）

郷土資料及び地方行政資料の電子化に当たっても、著作権の保護が必要となる場合もあることに留意すること。

5 基本的運営方針及び事業計画について（第二の一の1の(一)関係）

図書館が果たすべき役割を含め、図書館の事業に関する基本的な運営の方針を明らかにするとともに、毎事業年度の事業計画を策定・公表することにより、事業の計画的な遂行を図り、広く図書館への関心を高め、理解を得るよう努めること。

6 運営の状況に関する点検及び評価等について（第二の一の1の(二)関係）

平成20年の図書館法改正において、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供が努力義務化されたことを踏まえ、図書館における着実な実施を図ること。目標の設定に当たっては、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準について」（平成24年8月 これからの図書館の在り方検討協力者会議）に掲載されている「目標基準例」（日本図書館協会作成）も参考にしつつ、数値で設定することのできるものはできる限り数値目標とすること。

7 子どもの読書活動の推進について（第二の一の3の(四)関係）

本基準に加え、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条に基づく子ども読書活動推進基本計画も踏まえ、図書館における子どもの読書活動の推進を図ること。

別添（略）

(参考)「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について

平成13年7月18日 13文科生第302号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

このたび、別添のとおり、平成13年7月18日付けをもって、図書館法（昭和25年法律第118号）第18条に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定める告示（文部科学省第132号）が公布され、同日から施行されました。

各都道府県教育委員会においては、特に下記の点に御留意の上、本基準を今後の公立図書館行政を推進するに当たっての指針として活用され、公立図書館の一層の整備・充実に努められるようお願いいたします。

併せて、このことについて、域内の市町村教育委員会及び公立図書館等関係機関に周知していただくようお願いいたします。

なお、「生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会の「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」の送付について」（平成4年6月17日付け文生学第182号文部省生涯学習局長通知）は、廃止します。

記

1 図書館の設置促進

都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することを踏まえ、域内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うこと。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めること。

2 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、図書館サービスについて、適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、「数値目標」の達成状況等を自ら点検・評価し、その結果を住民に公表するよう努めること。

3 豊かな図書館サービスの展開

公立図書館は、情報通信機器の整備による新たな図書館サービスの提供、子どもの読書活動推進のための読み聞かせの実施、高齢者や障害者に配慮した図書館サービスの充実、ボランティアの参加の促進等により、豊かな図書館サービスの展開に努めること。

別 添（略）

(参考)「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)」の送付について

平成4年6月17日 文生学第182号
各都道府県・指定都市教育委員会教育長あて
文部省生涯学習局長通知

生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会においては、現在、今後の公立図書館の充実方策等について審議が進められておりますが、このたび、別添のとおり、「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)」が取りまとめられました。

公立図書館は、地域における生涯学習を推進する上で重要な地位をしめ、住民の身近にあって多様化、高度化する学習に必要な資料・情報を提供する機関として、近年、その整備は進みつつあります。しかしながら、依然として公立図書館が未設置の市町村も多く、また、設置された場合にあっても整備途上にある館がみうけられるなど、その整備は未だ十分ではない状況にあります。さらに、情報化、国際化、高齢化などの社会の変化に対応したサービス機能の充実を図ることが求められています。

この図書館専門委員会の報告は、このような公立図書館に期待される役割やそれを取りまく状況をふまえ、公立図書館の健全な発達を図る上で必要と考えられる事柄を取りまとめたものです。また、報告の取りまとめに当たっては、昨年5月、各都道府県・指定都市教育委員会及び関係団体等に対し意見照会を行い、その意見を参考としつつ取りまとめたものです。

については、貴職におかれては、今後の公立図書館行政の推進に当たってこの報告を十分参考とされ、公立図書館の一層の整備・充実に努められるよう、格段の御配慮をお願いします。

併せて、このことについて、貴管下の市町村教育委員会、公立図書館等に対する周知方についてもよろしく御配慮願います。

別 添 (略)

21 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目 的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所にお

いて自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に

読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

22 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

[平成25年5月17日 閣議決定]

第1章 はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。また、平成23年3月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えた。このことから、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されている。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{の5}（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が成立した。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めた。

第二次基本計画期間中においては、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。

また、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進を目指した取組が実施されており、平成18年度末までに全都道府県が「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。）を策定し、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行っている。市（特別区を含む。以下同じ。）町村においても、平成23年度末現在、約54%が「市町村子ども読書活動推進計画」（以下「市町村推進計画」という。）を策定している。

このように、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組を行っているものの、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では市町村推進計画の策定率が低く地域によって大きな差が見られること等、課題も見られる。

このような第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、ここに新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」。以下「本計画」という。）を定めることとする。本計画は、今後おおむね5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものである。なお、本計画中の数値目標は、子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策

を行う上での取組の目安として掲げるものであり、地方公共団体に対して、数値目標の達成について特段の施策の実施を義務付けるものではない。

第2章 第二次基本計画期間における取組と課題

1. 第二次基本計画期間における取組・成果

第二次基本計画期間において、次のような取組がなされた。

(1) 家庭・地域における取組

- ① 図書館数が漸増しており過去最高となった（平成20年：3,165館、平成23年：3,274館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ② 児童室を有する図書館が増加した（平成20年：1,938館、平成23年：2,059館）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ③ 図書館の児童への貸出冊数¹（年間）が過去最高となった（平成19年度：約1億3,420万冊、平成22年度：約1億7,956万冊）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ④ 図書館において読み聞かせなどのボランティア活動を行う者が増加した（平成20年：9万8千人、平成23年：11万2千人）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）
- ⑤ 子どもが主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)²導入率（市町村立図書館）が上昇した（平成20年：84.4%、平成23年：87.3%）。（平成20年度及び平成23年度文部科学省社会教育調査）

(2) 学校等における取組

- ① 全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加した。とりわけ、朝の始業前に行われる「朝読書」は広く普及した（平成19年：小学校94.4%（92.3%）、中学校84.1%（92.2%）、高校36.9%（80.8%）、平成24年：小学校96.4%（91.6%）、中学校88.2%（94.5%）、高校40.8%（78.8%））。ただし、（ ）内は朝の始業前に実施しているもの。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ② 司書教諭の発令は、12学級以上のほとんどの学校で行われている（平成19年：小学校99.2%、中学校98.5%、高校96.2%、平成24年：小学校99.6%、中学校98.4%、高校95.9%）。11学級以下の学校でも増加傾向にある（平成19年：小学校17.6%、中学校24.0%、高校24.6%、平成24年：小学校23.9%、中学校27.4%、高校25.3%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）
- ③ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置する学校の割合が小学校、中学校においては増加傾向にある（平成19年：小学校35.7%、中学校37.1%、高校70.8%、平成24年：小学校47.8%、中学校48.2%、高校67.7%）。（平成19年度及び平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）

¹ 平成22年度は「児童用図書の貸出冊数」。

² オンライン閲覧目録（OPAC）：利用者が図書館の蔵書資料を検索するために用いるコンピューター化された目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピューターと接続し、蔵書データベースを検索できる。OPACは、Online Public Access Catalogの略。

- ④ 「OECD生徒の学習到達度調査」（2009年調査）によると、我が国の子どもの読解力は、国際的に見て上位となっている（2006年調査：15位／57か国・地域，2009年調査：8位／65か国・地域）。

2. 第二次基本計画期間における課題

第二次基本計画期間を経て、次のような課題が見られる。

（1）学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向

子どもの読書活動の状況を見ると、依然として、学校段階における差が生じている。平成24年度に行われた（社）全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%と、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあることから、とりわけ、中学生・高校生の世代に関して、読書活動を促す取組を更に進めることが重要である。

（2）地域における取組の差が顕著

「平成23年度都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査」（文部科学省）によると、市町村推進計画の策定率（平成23年度末）は、市71.1%、町41.0%、村29.7%であり、町村の策定率が低くなっている。また、「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、市町村別の公立図書館の設置率（平成23年度）も、市98.3%、町60.1%、村25.0%であり、町村における図書館の設置が遅れている状況が続いている。さらに、文部科学省の調査によると、小学校一校当たりの図書購入費（年間）の平均額を都道府県別に比較すると、最低21万円から最高77万円（平成22年度）と約56万円の開きが見られるなど、地域間の差が顕著となっている。

（3）学校図書館資料の整備が不十分

学校図書館資料（学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する「図書館資料」をいう。以下同じ。）の整備に関して、学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成状況は、第二次基本計画策定時（平成19年度末）は、小学校で45.2%、中学校で39.4%であったが、「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、平成23年度末は、小学校で56.8%、中学校で47.5%であり、多少改善されているものの、依然として、約5割にとどまっている。

3. 第二次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

第二次基本計画の策定からおおむね5年が経過し、子どもの読書活動を取り巻く情勢は変化しているが、そのうち、本計画の推進に当たって、留意すべき事項として次のようなものがある。

（1）「国民読書年」（平成22年）の取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。同決議では、読書推進に向けた機運を高めていくため、「政官民が協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねること」が宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進された。こうした取組の一環として、平成22年7月、文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」

³ が設置され、同会議の報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」（平成23年9月）において、人材育成や環境整備等が提言された。

（2）図書館法の改正

平成20年6月に図書館法が改正された。主な改正内容としては、図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することを追加したこと、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定を整備したこと、司書及び司書補の資格要件の見直しを行ったこと、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定を整備したこと等である。

なお、この改正のほか、社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け、平成24年12月に望ましい基準を改正した。

（3）新学習指導要領の全面实施

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視している。

このため、学習指導要領においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めている。

また、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることを定めている。

（4）新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性がある。例えば、平成22年は「電子書籍元年」と呼ばれ、電子書籍が次々に出版され、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。その後も電子書籍が急速に普及しつつあることから、今後の推移について十分留意する必要がある。

さらに、平成24年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等資料について、図書館等に対してインターネット送信を行うことができるようになった。

第3章 基本的方針

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知

³ 国民の読書推進に関する協力者会議：国民読書年の取組の一環として、今日の国民の読書や読書環境に関する現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行うた

識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

以上のような観点から、国及び地方公共団体は、次の取組を通じ、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、その推進を図る。

1. 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組むことが重要である。家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校をはじめとして、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

2. 子どもの読書活動を支える環境の整備

子どもの読書活動を支える環境には地域間格差が見られることから、地方公共団体が地域の実情を十分に勘案するなど、施策の方向性や取組を示すことが大切である。

また、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが必要である。あわせて、子どもが読書活動に関心を持つような本を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

3. 子どもの読書活動に関する意義の普及

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努める。

め、文部科学省生涯学習政策局に設置された。

第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

1. 推進体制等

(1) 国における子どもの読書活動推進体制

本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子どもの読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。

子どもの読書活動の状況について、不読率は、平成24年6月現在、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%となっているが、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指す。

あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子どもの読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制

推進法第9条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成23年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。

他方、市町村推進計画の策定率は、53.8%（市の策定率は71.1%、町村は38.8%）（平成23年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。

国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。

また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子どもの読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。

あわせて、都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県推進計画又は市町村推進計画を推進するに当たり、学校、図書館、民間団体が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援する。

さらに、地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割に鑑み、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが求められる。

(3) 子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援

民間団体が相互に連携・協力を図り、地方公共団体との連携を更に強化することは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、

国及び地方公共団体は、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援する。

2. 財政上の措置

国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。

第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要である。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向かいに行くなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。なお、家庭における読書活動の取組は家族間のコミュニケーションを深めることにもつながるものである。

2. 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。

このため、図書館における保護者を対象とした講座や市町村が実施する子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する講座及び職場における家庭教育に関する講座の開催の促進、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会などの親子が触れ合う機会の提供の促進など、これらの取組を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。また、幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者に対し広く普及を図る。

さらに、国のホームページなどを活用し、保護者に対して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について情報提供を行い、理解の促進を図る。

加えて、家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」運動が普及しつつあるが、図書館、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してこのような取組が実施されることが望まれる。

II 地域における子どもの読書活動の推進

1. 図書館

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。

さらに、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、これらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

(2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

① 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。）に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要である。また、図書館のホームページの開設やメールマガジンの発行等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。

平成23年度現在、ホームページを開設している図書館は70.7%にとどまっており（平成23年度文部科学省社会教育調査）、全ての図書館において、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。

② 図書館相互や関係機関との連携・協力

子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。

国及び地方公共団体は、図書館と関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。

③ 学校図書館との連携・協力

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得る。このため、図書館と学校図書館が連携・協力することが重要である。

図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。

④ ボランティア活動の促進

平成23年現在、図書館においてボランティア活動を行う者は、年間延べ11万2,085人に上り、読み

聞かせや代読サービス等の多様なボランティア活動が行われている（平成23年度文部科学省社会教育調査）。図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることに鑑み、図書館は、ボランティアの登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。

また、各地域において、地域のボランティアを中心に学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」等の教育支援活動が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力するとともに、必要に応じて、子どもの読書活動に関する研修の機会を提供することが望ましい。

（3）子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化

① 公立図書館の整備

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である。

望ましい基準では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館等の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うことなどが規定されている。

「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、我が国の図書館数は、平成23年現在3,274館であり、昭和38年以降一貫して増加している。地方公共団体ごとの設置率では、都道府県立は100%、市立は98.3%であるが、町立は60.1%、村立は25.0%と、いまだ町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。

公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。また、既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層推進するための環境整備を図るよう努める。なお、公民館図書室等は地域の身近な読書施設として機能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域のボランティア等と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。

都道府県は、とりわけ町村立図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。

② 図書館の資料、施設等の整備・充実

図書館は、図書館法や望ましい基準等を踏まえ、主に次の観点により、地域における子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう努める。

ア 図書館資料の整備

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書等を含む図書館資料を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。

公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。

イ 移動図書館の活用

保移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能とするものである。

地方公共団体は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じて移動図書館を活用し、子どもの読書環境の整備に努める。移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイント⁴の拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細やかな図書館サービスの提供を図る。

ウ 情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができる。平成23年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している都道府県立図書館は96.7%、市町村立図書館は90.1%であり、いまだに導入していない図書館も存在する（平成23年度文部科学省社会教育調査）。また、子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率は、都道府県立図書館で96.7%、市町村立図書館で87.3%である（平成23年度文部科学省社会教育調査）。

いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

エ 子どもの利用のためのスペース等の整備

平成23年現在、児童室を設置している図書館の割合は62.9%である（平成23年度文部科学省社会教育調査）。子どもにとって、図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子どもの利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促す。

オ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもに対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）によると、平成23年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は92.4%に上るものの、録音図書を所有する図書館は17.6%、点字図書等を所有する図書館は34.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は47.0%にとどまっている。このため、図書館においては、障害のある子どもが利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

カ 運営の状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る

⁴ サービスポイント：貸出しやレファレンス・サービス等、直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所、あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努める。

③ 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

ア 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。

公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性や、その役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。

イ 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子どもや保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子どもの読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子どもの読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。

国及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

2. その他

(1) 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割

国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。

また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。

(2) 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割

子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出しなど、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

(3) 子どもの読書活動の推進における児童館の役割

児童館⁵は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的

⁵ 児童館：児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、そ

とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話会等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、地方公共団体は、これらの活動が一層推進されるよう促す。

Ⅲ 学校等における子どもの読書活動の推進

1. 幼稚園・保育所等

(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

なお、平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部を改正する法律が成立したことにより、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、幼稚園、保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促す。

(2) 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼稚園教育要領及び保育所保育指針の理解を促進すること等を通じて、幼稚園、保育所等において幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。また、幼稚園、保育所等における図書の整備への支援を行うことで、幼稚園、保育所等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。

2. 小学校・中学校・高等学校等

(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されている。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子

の健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」のこと。

もが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められる。

また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められている。

このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。

(2) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、

○既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動

○学校において推薦図書コーナーを設けること

○児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を増やすこと

○卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定すること

等、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促していく。

また、各学校においては、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進することが要請される⁶。このような認識を学校全体で共有し、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導を推進する。

各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。

② 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校等における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワーク⁶の活用などによ

⁶ 視覚障害教育情報ネットワーク：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や視覚障害関連機関の情報交換を行う。

り、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促す。

③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。例えば、近年、各地域において実施されている「学校支援地域本部」は、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組であるが、この取組は、学校図書館等の支援を通じて児童生徒の読書活動の推進に資する一例である。「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によれば、平成24年5月現在、小学校の81.2%、中学校の27.2%で、保護者や住民によるボランティア活動が行われている。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」⁷活動、「ストーリーテリング」活動⁸、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

また、地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図る。

(3) 子どもの読書活動の推進のための学校図書館の機能強化

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されている。

① 学校図書館の資料、施設等の整備・充実

ア 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。

このため、文部科学省において、平成24年度から28年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約200億円、5年間で

⁷ ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

⁸ ストーリーテリング：語り手が物語を暗記し、本を見ずに子どもに聞かせるもので、子どもは頭の中でいろいろな場面を想像しながら聞くことができる。

総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられている。

学校図書館図書標準の達成が十分でない状況（平成23年度末：小学校56.8%，中学校47.5%）を踏まえ、地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。

また、新たな「学校図書館図書整備5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約15億円、総額約75億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成24年5月現在、小学校で約24.5%，中学校で約19%であり（平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査）、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。

なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

イ 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新増築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。

また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。

ウ 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。

「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、平成24年5月現在、児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校図書館の割合は、小学校で38.7%，中学校で35.5%，高等学校で69.1%である。また、児童生徒が使用可能なコンピューターのうちインターネットに接続されているコンピューターの割合は、小学校で92.3%，中学校で89.5%，高等学校で86.7%であり、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で64.1%，中学校で65.1%，高等学校で87.2%である。

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、学校図書館への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。

これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。

② 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、学校図書館担当職員、ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図つ

ていくことが重要である。

ア 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされているが、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。

イ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置

学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。

厳しい財政状況にあるものの、学校図書館担当職員を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として、平成24年度から新たに単年度約150億円の地方交付税措置が講じられている。地方公共団体は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。

IV 民間団体の活動に対する支援

1. 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、最近では、書評合戦（ビブリオバトル）のように、読むことにとどまらず言葉の力や表現力を競う新しい取組が広がっている。地域レベルでは、自発的に組織された約6,300のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている（平成20年度社団法人読書推進運動協議会全国読書グループ総覧）。

2. 民間団体の活動に対する支援

国は、読書の意義や効果、読書から離れがちな中学生・高校生の世代の読書活動を推進する方策、情報通信技術の急速な発展が子どもの読書活動に与える影響に関する調査研究等の取組を進める。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、民間団体の取組を周知し、社会全体での取組を促す。

さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」⁹をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援する。

また、地方公共団体においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組などの状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。

V 普及啓発活動

1. 普及啓発活動の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。

このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。

また、国は、地方公共団体、学校、図書館、民間団体と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

(2) 各種情報の収集・提供

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の実態や、地方公共団体、学校、図書館、民間団体における様々な取組、並びに家庭読書、書評合戦（ビブリオバトル）及びブックトーク等の先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集するとともに、子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを活用し、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努める。

近年、注目を集めている取組として、家庭読書と書評合戦（ビブリオバトル）が挙げられる。家庭読書とは、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動¹⁰であり、平成21年度からは毎年各地で「家読サミット」が開催されている¹¹。また、書評合戦（ビブリオバトル）¹²とは、各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一

⁹ 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

¹⁰ 地方公共団体によっては、家庭読書を市町村推進計画に盛り込み、パンフレットの作成・配布や家庭読書に関わる作品募集・コンクールの開催などに取り組んでいるところもある。

¹¹ 「家読サミット」は、佐賀県伊万里市（平成21年度）、茨城県大子町（平成22年度）、青森県板柳町（平成23年度）、埼玉県三郷市（平成24年度）で開催されている。

¹² 書評合戦（ビブリオバトル）の基本的なルールは、以下のとおりである。

① 発表者が読んで面白かった本を持って集まる。

② 順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。

③ 全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。

書評合戦（ビブリオバトル）の効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができ

番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会であり、大学、地方公共団体、図書館等で広がりつつあるが、こうした取組が全国に普及することが望まれる。

このほか、国、地方公共団体、学校、図書館、民間団体は、子どもの読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。

2. 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

(1) 優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成20年度から24年度までの表彰実績は合計1,208件である（学校684件、図書館241件、団体264件、個人19人）。

(2) 優良な図書の普及

児童福祉法（昭和22法第164号）第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。

ること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

(参考)「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の変更について

平成25年5月17日 25文科ス第155号

各国公私立大学長他あて

文部科学省スポーツ・青少年局長・

生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」について（通知）

このたび、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、別添のとおり、第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「本計画」という。）を閣議決定しました（本年5月17日）。

これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

ついては、貴職におかれましても、特に下記の点に留意して、各種施策のより一層の充実を図られるようお願いいたします。また、このことについて、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校・図書館その他の教育機関及び学校法人、関係団体等に対しても、基本計画の趣旨・内容等について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 市町村計画の策定率の向上

都道府県及び市町村は、法律第9条に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとされています。都道府県においては、既に全ての都道府県で計画が策定されていますが、市町村推進計画の策定率は、市は71.1%、町は41.0%、村は29.7%（平成23年度末）となっており、地域間における取組の差が大きいことが課題となっています。

本計画においては、おおむね5年後に、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の市町村において市町村推進計画が策定されることを目標としています。

計画策定に向けた検討に着手していない市町村におかれては、地域の実情を踏まえた上で、計画策定に努めていただくようお願いいたします。また、既に計画を策定している都道府県や市町村は、子どもの読書活動の推進に関して可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関して点検及び評価を行うよう努めていただくようお願いいたします。

2. 不読率の改善

本計画においては、子どもの読書活動の状況を表すひとつの指標として、不読率を取り上げています。平成24年6月現在、不読率は、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%ですが、今後10年間で不読率を半減（平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指しています。

様々な取組、普及啓発活動等を通じて、不読率が改善されるよう努めていただくようお願いいたします。

す。

3. 地域における子どもの読書活動の推進

図書館は、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たしており、平成24年12月に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示172号）等を踏まえ、充実した図書館サービスの提供、司書及び司書補の専門的職員の配置・研修の実施等に努めていただくようお願いいたします。

特に、公立図書館が未設置の市町村におかれては、図書館の設置に向けて積極的に取り組むこととし、既に設置している市町村におかれても、地域の実情に応じ、分館の設置や移動図書館の活用、公民館図書室等との連携により、当該市町村の読書環境の充実に努めていただくようお願いいたします。

4. 学校等における子どもの読書活動の推進

平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとされていることを踏まえ、所管の学校に対し、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促すとともに、全ての教科等を通じて児童生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことについて指導していただくようお願いいたします。

また、学校図書館の機能強化を図るため、平成24年度から平成28年度までを期間とする「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、地方財政措置が講じられていることを踏まえ、古くなった図書の更新を含む学校図書館資料の計画的な整備を行い、本計画期間中に全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成に努めていただくとともに、学校図書館への新聞配備の充実に努めていただくようお願いいたします。

さらに、学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づき、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）には必ず司書教諭が配置されるよう必要な措置を講ずるとともに、11学級以下の未発令校においても有資格者が発令されるよう、現職教員における司書教諭資格の取得を促進していただくようお願いいたします。あわせて、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置については、その有効性に鑑み、平成24年度より新たに地方財政措置が講じられていることを踏まえ、なお一層の配置充実に努めていただくようお願いいたします。

5. 「子どもの読書の日」を中心とする広報啓発の推進

法律第10条第3項において、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」（4月23日）において、同条第1項に示す趣旨（「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める」）にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。このため、地方公共団体におかれては、「子ども読書の日」の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業の実施に努めていただくとともに、学校、図書館などの関係機関や関係団体との連携を図りながら、広く啓発広報に努めていただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局
青少年課 企画係

TEL 03-5253-4111(内線3488)

23 文字・活字文化振興法

[平成17年 7月29日 法律第91号]

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、

司書の充実等の人的体制の整備，図書館資料の充実，情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は，大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放，文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため，必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか，国及び地方公共団体は，地域における文字・活字文化の振興を図るため，文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は，学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう，効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに，教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は，学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため，司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備，学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は，できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため，我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援，日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は，学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ，学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため，文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は，10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は，文字・活字文化の日には，その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は，文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は，公布の日から施行する。

24 国民読書年に関する決議

[平成20年6月6日]

【衆議院本会議】

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成11年（西暦1999年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成13年（西暦2001年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成17年（西暦2005年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年（西暦2010年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

【参議院本会議】

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものとして受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

Ⅱ 図書館関係の通知・通達等

1 社会教育法及び図書館法に関する照会について

昭和25年12月27日 委社第819号
福島県教育委員会あて
文部省社会教育局長回答

問1 社会教育法第21条第1項の「市町村」とは、法第5条により市が特別区を含む以外は、地方自治法第1条にいう普通地方公共団体としての市町村と解すべきか、又地方公共団体の組合をも含むものと解すべきか。

もし、前者とすれば、公民館は組合立では設置することができないと解されねばならないと思うがどうか（法第21条第2項参照）

又後者とすれば、それはいかなる根拠に基くか承りたい。

2 図書館法第11条にいう「市町村」の場合も前項と同様の疑義があるのであつて、公立図書館は、一般に地方公共団体の設置するものであることは、法第10条によつて明らかであるが設置、廃止及び設置者変更の報告に限つて市町村のみとされた理由をいかに解すべきか。

組合立図書館の場合、当該組合は設置、廃止及び設置者変更について報告の義務を負わないと解してよろしいか。

3 図書館法附則第5項にいう「職員」とは、雇傭人を含むものと解してよろしいか。もしよろしいとすればその理由について承りたい。

職員とは、教育委員会法第66条にいう職員と同じであり、地方自治法にいう「吏員」と同一の内容を有するものと解し、雇傭人は含まないと解するかどうか。

4 同法附則第11項の場合、地方自治法施行のとき官吏でなかつたものは新しく法に基く辞令をだすべきだと考えるがこれについてどう措置すべきか承りたい。

答1 社会教育法第21条第1項の規定は公民館を設置することが、普通地方公共団体たる市町村の事務であることと規定したものであるが、同時に、市町村は地方自治法第284条の規定によつて、必要に応じて、組合を作つて事務を共同処理する権限を与えられている。従つて社会教育法第21条第1項の「公民館は市町村が設置する」には市町村が単独で公民館を設置する場合及び組合を作つて公民館を設置する場合の両者があり得ると解釈できる。

以上の理由によつて市町村の組合が設置する公民館は法的に認められ市町村立公民館と同一の取扱いを受けるものであること。

2 図書館法第11条の規定は、同法第3条、第7条、第8条に規定に徴しても明らかである通り、都道府県教育委員会が当該都道府県内の図書館活動を促進助成するために常に的確な行政施策が講ぜられなければならないので管内図書館の事情についてその実態を把握する必要があるため設定されたものであること。

また市町村の組合の設置する図書館については答1と同様の解釈がとられるのでその設置報告の義務については図書館法第11条の規定が適用されるものであること。

3 図書館法附則第5項にいう職員には雇傭人を含むものであること。

地方自治法及び教育委員会法にいう職員には従来解釈に従つて雇傭人を含まないものとされているが、図書館職員は、現在非常に僅少で今後の新しい図書館を運営するためには、相当多数の職員を必要とする関係から従来職員の解釈では十分でないので暫定有資格者となる職員の範囲を便

宜上ひろげたものである。

なお、地方公務員法が成立したので国家公務員法に準じて吏員、雇傭人の別なく公務員とされることとなると思われるから従来の職員の解釈は是正されることとなろう。

- 4 図書館法附則第11項に規定する官吏以外の職員については別段辞令は必要としないこと。

なお、図書館職員の辞令様式は従来のそれと変つたので新しい様式によつてこれらの職員の辞令を出すことは差し支えない。(昭和25年10月12日附文化施第454号参照)

2 司書講習の相当科目単位認定について

昭和26年1月11日 文社施第562号
国、公、私立大学長あて
文部次官通達

図書館法施行規則(昭和25年9月6日文部省令第27号)附則第3項の規定による司書講習の相当科目の単位認定については、下記のとおりあつかわれるようお願いします。

記

様式(略)

備 考

- (1) 科目は、図書館法施行規則第4条の科目名を記載すること。
- (2) 単位は、前記科目について単位数を記載すること。
- (3) 相当科目名は、大学において開講した前記科目に相当する科目名を記載すること。
- (4) 担当教授名は、前記相当科目を担当教授した教授又は講師氏名を記載すること。
- (5) 講義は、教授時間と、講義期間を記載すること。
なお、講義期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までと記載すること。
- (6) 受講者氏名は、前記講義を受講した学生の氏名を記載のこと。

3 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達〕

4 その他の事項

(1) 社会教育委員

市町村の社会教育委員には、諮問的機能のほか、教育委員会の委嘱により青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言と指導を行わせることができることとされた。

このことは青少年教育の重要性にかんがみとられた措置であり、その適切な運用が望まれるが、委嘱にあたっては、教育委員会の会議で委嘱事項を特定し、これを明示するとともに、社会教育委員の行う助言と指導にあっても、社会教育関係団体に対して行う場合には、その求めに応じて行うものであることに留意することとされたい。

(2) 委員の報酬

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員については、従前、報酬が支給されなかったのであるが、今回の改正により、今後は地方公共団体の他の委員と同様に、地方自治法203条の規定が適用されるので、報酬が支給されることになる。従って、すみやかに条例でその報酬の額及び支給方法等と定めるようにされたい。

4 社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局通達〕

3 委員の報酬について

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員に報酬を支給することとする改正に伴い、地方公共団体においては、地方自治法第203条第3項の規定により、すみやかに条例で、その報酬の額および支給方法を定めるとともに、所要の財源措置等必要な措置を講じなければならないが、その際、社会教育委員等の職務の重要性について十分に配慮するとともに、地方公共団体の他の諮問機関の委員等と均衡を失しないように留意すること。

なお、社会教育委員の報酬支給に伴う財源措置は、地方交付税において措置することとしている。

5 司書講習の修了証書の交付について

昭和36年4月11日 文社施第141号
国公立大学事務局長（短期大学を含む）、都道府県教育長あて
文部省社会教育局長通知

このことについては、昭和35年度後期（昭和35年10月1日～36年3月31日）分以降、下記のように処理したいと思いますので御了承のうえ貴管下に周知くださるようにお取りはからいください。

記

- 1 図書館法第5条第1項第3号により、司書補として3ヵ年以上の経験年数を要すると規定されている者が、司書講習を受講し所定の単位を履修した場合には、当該講習の修了時まで経験年数が3ヵ年に満たないときにも修了証書を交付するものとする。
- 2 上記の者については、修了証書表記の「司書の資格」が生じていないので、別紙のとおり裏書き（捺印）した修了証書を交付する。
- 3 この裏書き（捺印）のある修了証書の交付を受けた者の司書資格は、所属長（図書館長等）による3ヵ年以上の勤務経験を有することを証する証明書を、当該修了証書に添えることによって明らかにされるものである。
- 4 講習の実施大学においては、講習終了後なるべくすみやかに上記該当者（司書補の資格で受講した者）分についても一般の修了者分と併せて修了証書の交付申請の手続をとるものとする。

修了証書の裏書（捺印）の様式

表記の者の資格は、図書館法第5条第1項第3号の規定により、3年以上司書補（国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む）として勤務した経験を有した後に生ずるものとする

（参考資料）司書講習の修了証書の交付申請について

昭和28年8月21日 文社施第366号
各国公立大学事務局長、各都道府県教育長あて
文部省社会教育局長通知

昭和26年度以降の司書講習において受講資格が司書補（図書館法附則第4項の規定による司書補を含む。以下司書補という。）として受講したのものには所定単位を修得した場合でも修了証書が交付されておられません。これらのもののうち、本年7月29日以降に3ヶ年の図書館経験年数を生じたものは司書となる資格があるので修了証書を交付いたします。

については、下記参考のうえ貴管下に周知の上申請書を取りまとめ、来る9月30日までに送附して下さるようお願いいたします。なお、9月30日以降に3ヶ年の経験年数を生じたものについては、その都度申請して下さるようお願いいたします。

記

1 対 象

司書補の資格で司書講習を受講し、3ヶ年の図書館経験年数のあるもの、但し経験年数の起算点は法附則第4項の規定による司書補については昭和25年7月30日、司書補講習を受講の司書補については受講大学の所定単位修得認定書の日附とする。

2 提出期日

昭和28年9月30日

3 提出先

文部省社会教育局社会教育施設課（東京都千代田区霞ヶ関3の4）

4 申請書様式（略）

6 図書館法に基づく図書館協議会の法的性格について

〔昭和40年9月6日 委社第59号〕
東京都教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長回答

照 会

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項に基づき設置する図書館協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関と解してよいか。

回 答

お見込みのとおり。

7 司書講習の受講資格について

昭和40年12月15日 国社第65号
防衛庁教育局長あて
文部省社会教育局長回答

回 答

陸軍士官学校卒業者は、図書館法施行規則第21条第2号の規定により司書講習の受講資格を認める。
(ただし大正10年以前の入学者については従来どおりとする)

8 司書資格証明書交付のとり止めについて

昭和42年1月24日 文社第47号
各関係大学長（短期大学を含む）あて
文部省社会教育局長通知

文部省では従来から、大学において図書館に関する科目を履修したものに司書の資格証明書を発行交付してきましたが、図書館法第5条の規定では大学において図書館に関する科目を履修した者は当然司書の資格を有することになっていきますので任命権者が採用時において司書の資格を確認する際の便宜等のため発行してきたこの司書資格証明書は今後は事務手続き改善のため、とり止めることにいたしました。

については、下記の点おふくみのうえ遺漏のないようお取り扱いくださるようお願い申し上げます。

記

大学において図書館に関する科目を履修したのものには、当然司書としての資格が発生するが、これを明らかにする必要がある場合は司書任用希望者は、任命権者（都道府県および市町村の教育委員会等図書館の管理機関）に対して大学が発行する卒業証明書および図書館に関する科目の単位取得証明書を提出すること。

参考条文（図書館法）

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

2 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

9 許可，認可等の整理に関する法律の施行について

昭和42年8月14日 文社社第255号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長通知

このたび，許可，認可等の整理に関する法律（昭和42年法律第120号）が昭和42年8月1日に公布，即日施行され，文部省関係の許認可事項についても整理が行なわれました。

整理の大要については，文部省大臣官房長より各都道府県教育委員会教育長あて昭和42年8月1日付け文総審第99号で通達されましたが，なお，社会教育法，図書館法の一部改正に関し，細部については下記事項に留意のうえ管下市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図られるとともに，適切に指導されるようお願いいたします。

記

- 1 従来，社会教育法第25条および第26条ならびに図書館法第11条および第24条の規定により，市町村または法人が設置する公民館，図書館の設置，廃止，設置者変更に関しては，その都度，都道府県教育委員会に対し，届出または報告を行なうこととされていたが，今後は2以下による取り扱いをすることを前提として，このたび当該規定を廃止することにより，市町村または法人は，上記の届出，報告を要しなくなり，また，都道府県教育委員会においては，設置，廃止等のたびごとに報告，届出を受理し，整理する必要がなくなり，事務が簡素化されたこと。
- 2 都道府県教育委員会が公民館，図書館に対する指導，助言，援助を適切に行なうためには，公民館の設置，廃止，設置者変更の場合のみならず，管理，運営の全般にわたってつねにその実態を把握しておく必要があること。
都道府県教育委員会は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号，第48条第2項第6号，および第54条第2項によつて公立の公民館，図書館に関し，また，民法第67条によつて民法法人立の公民館，図書館に関し調査等を行なう権限を有しているのでこれにより必要な実態把握をするものとする。
なお，これに応じて，このたび社会教育法第6条第1号が改正され，都道府県教育委員会の事務として公民館，図書館の設置，管理に関する調査および指導に関する事務を行なうことが明確にされたこと。
- 3 文部省では従来から実態調査等により全国の公民館，図書館の実態把握につとめてきたが，今回の改正によつてこの方針は変わるものではないこと。
- 4 従来は，社会教育法第25条第2項および第26条第2項ならびに図書館法第11条第2項および第24条第2項の規定により，設置，廃止，設置者変更の報告，届出等に関し必要な事項は，都道府県教育委員会規則で定めることとされていたのも，今回当該規定が廃止されたこと。ただし，都道府県教育委員会が，上述の実態調査等を行なうため，手続等を定めることをさまたげるものではないので，今後は，適宜，必要な定めを行なつたうえ，実態把握に万全を期すようにされたいこと。

10 図書館法施行規則の一部改正について

昭和43年4月20日 文社社第85号
各国公立大学長あて
文部省社会教育局長通知

このたび、図書館法施行規則の一部を改正する省令が、別添のとおり昭和43年3月29日文部省令第5号をもって公布され、昭和43年4月1日から施行されました。

今回の改正は、司書の講習について改善を図るもので、改正の要点およびその取り扱いは、下記のとおりでありますので、今後の事務処理等についてよろしく申し上げます。

記

- 1 司書講習の受講資格に関し、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者または高等専門学校を卒業した者は、司書講習を受けることができることとし、司書補となる資格を有する者が司書講習を受ける場合には、2年以上の司書補（国立国会図書館、大学または高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）としての勤務経験を必要とすることとしたこと。

この改正は、司書講習の受講資格を短期大学卒業程度にそろえ、講習の能率的かつ円滑な実施を図るものであるが、これによって大学在学中のものも受講することができるようになること。

- 2 図書館活動の発展に即して司書の資質の向上を図るため、司書講習の科目の編成を新しくするとともに単位数を増加し、司書となる資格を得るためには、次の表の甲群のすべての科目の単位ならびに乙群および丙群の科目の単位のうちからそれぞれ2科目以上2単位以上、計19単位以上を修得しなければならないこととしたこと。

（次の表）略

（科目の内容は、別紙Ⅰのとおりである。）

- 3 司書講習の受講者が、既に大学において司書講習の科目に相当する単位を修得している場合における講習科目の単位の修得の免除については、従来附則第3項に規定されていたが、本則事項として第4条第2項に規定したこと。

なお、大学において修得した単位であって司書講習の科目の単位に相当するものの認定は、従来「司書講習の相当科目単位認定について」（昭和26年1月11日 文社施第562号国、公、私立大学長あて文部次官通達）に基づいて行なっていたが、今後、図書館法施行規則第4条第2項の規定による司書講習の相当科目の単位の認定に関しては、別紙Ⅱの様式により、書類を提出すること。

- 4 司書および司書補の講習の修了証書を与える者を、文部大臣から講習を行なう大学の長に改めたこと。またこれに伴い、講習を行なう大学の長が修了証書を授与したときは、その者の氏名を文部大臣に報告しなければならないこととしたこと。

- 5 その他所要の経過措置等を定めたこと。

別 添（略）

11 図書館が重度身体障害者に貸し出す図書の郵送について

昭和51年1月23日 国社第7号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長通知

このたび、郵便規則（昭和22年通信省令第34号）の一部が改正され、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が重度身体障害者を対象として郵便による図書の貸出業務を行う場合には、身体障害者用書籍小包郵便物として別添のとおり取り扱われることになり、このほど、その周知方について郵政省郵務局長から依頼がありましたのでお知らせします。

については、管下の図書館に対し、周知方よろしく願います。

（別添）郵便法及び郵便規則の一部改正について（依命通達）（抄）

昭和51年1月20日 郵郵業第10号
郵政局長，沖縄郵政管理事務所長，郵便局長あて
郵務局長，経理局長名

5 身体障害者用書籍小包郵便物に関する規定の創設

図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）において重度身体障害者との間に郵便による図書の閲覧の業務が行われる場合には、次により料金の割安な身体障害者用書籍小包郵便物として取り扱われる道が開かれたこと。（則第39条の2）

（注1） 図書館法第2条第1項の図書館は、地方公共団体、日本赤十字社又は公益法人が設置するもの（学校図書館を除く。）である。

（注2） 重度身体障害者としては、公職選挙法上、郵便による在宅投票が認められる程度のものを予定している。

（1） 発受届の提出

ア 身体障害者用書籍小包郵便物を発受しようとする図書館は、あらかじめその所在地の郵便物配達受持郵便局に、付録様式第6の6による届出を提出しなければならないこと。（則第39条の3）

この場合において、発受届には、郵便による図書の閲覧業務に関する資料を添付しなければならないこととされているが、その資料としては、郵便による図書の閲覧業務を行う旨の根拠法令（条例、規則、定款等）、貸出手続、閲覧者名簿（整備された後でもよい。）等を提出させること。

イ 郵便局が発受届を受理したときは、その旨を地方郵政局を經由して本省郵務局業務課へ報告すること。

（2） 差出し方

身体障害者用書籍小包郵便物は、発受届をした郵便局に差し出さなければならないこと。（則第39条の4）

(3) 身体障害者用書籍小包郵便物の包装方等

身体障害者用書籍小包郵便物は、書籍小包の例によつて開封とし、その表面のみやすい所に次の区分に従つて記載等して差し出さなければならないこととされたこと。(則第39条の5)

ア 図書館から差し出されるもの

図書館用書籍小包の文字を記載すること。

イ 図書館にあてて差し出されるもの

図書館から送付を受けた次の文字を記載した票符をはり付けること。

図書館用書籍小包 図書館名

なお、図書館において大郵袋票札に類するあて名札（裏面を活用するもの）を使用して返送されるような場合には、そのあて名札に「図書館用書籍小包」なる旨の表示があれば、票符のはり付けは要しないものとする。

(参考) 郵便規則 (抄)

[昭和22年12月29日 逓信省令第34号]

② 前項の郵便物には、その表面の見やすい所に次の区分に従い、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1 書籍小包郵便物 書籍小包の文字

2 身体障害者用書籍小包郵便物

イ 図書館から差し出されるもの 図書館用書籍小包の文字並びに図書館の名称及び所在地

ロ 図書館にあてて差し出されるもの 図書館用書籍小包の文字

12 図書館法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示の公示等について

[平成8年9月6日 文生学第180号
各国公私立大学長、放送大学長あて 文部省生涯学習局長通知]

このたび、平成8年8月28日文部省令第27号をもって、別添1のとおり図書館法施行規則の一部を改正する省令が制定・公布され、また、同日文部省告示第149号をもって、別添2のとおり司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示が公示されました。これらは、いずれも平成9年4月1日から施行・適用されます。

今回の省令の改正及び告示の制定は、去る平成8年4月24日の生涯学習審議会社会教育分科審議会報

告「社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について」に基づくものです。その趣旨は，第一に図書館が時代の要請に応じ，住民の学習ニーズ等に適切に対応し，情報化をはじめとする社会の急速な変化に的確に対応できるようにするために，図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補の資質の向上に向け，養成内容の改善・充実を図ること，第二に生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から，資格取得方法の弾力化を図ることです。その概要等，並びに改正前の図書館法施行規則第4条第2項に基づき司書講習の相当科目の単位の認定を受けている科目の単位の再認定及び経過措置については下記のとおりですので，十分御留意の上，今後の事務処理等に関し遺漏のないようお願いいたします。

記

I 省令の改正及び告示の概要等

1 司書

- (1) 図書館活動の発展に即して，司書の資質の向上を図るため，司書講習の科目の編成を新しくするとともに単位数を増加し，司書となる資格を得るためには，次の表の甲群のすべての科目の単位及び乙群の科目の単位のうちから2科目2単位以上計20単位以上を修得しなければならないこととしたこと（各科目のねらいと内容は別添3のとおり）。

（次の表） 略

- (2) 生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から，司書の資格取得のための専門知識の修得として適当と思われる次の勤務経験及び資格等を適正に評価することとし，相当する分野の科目の単位を修得したものとしたこと。

（次の勤務経験及び資格等） 略

2 司書補

- (1) 図書館活動の発展に即して，司書補の資質の向上を図るため，司書補講習の科目の編成を新しくし，司書補となる資格を得るためには，次の表のすべての科目の単位を修得しなければならないこととしたこと（各科目のねらいは別添4のとおり）。

（次の表） 略

- (2) 生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から，司書補の資格取得のための専門知識の修得として適当と思われる次の勤務経験及び資格等を適正に評価することとし，相当する分野の科目の単位を修得したものとしたこと。

（次の勤務経験及び資格等） 略

3 経過措置等

改正前の図書館法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により司書又は司書補の講習を修了した者は，改正後の図書館法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により講習を修了したものとみなし，再度講習を受ける必要はないこと。

また，旧規則の規定に基づく講習において，一部の科目の単位を修得した者については，この省令の施行日後3年以内の講習において講習を修了する場合には，当該科目の単位を，新規則のこれに相

当する科目の単位とみなすこと。旧規則の科目の単位で、新規則の科目の単位に相当するものは、別添5及び別添6のとおりである。

なお、該当者は、平成9年度から平成11年度までの講習において講習を修了しない場合、平成12年度以降は、旧規則により修得した科目の単位は無効となるので注意されたいこと。

4 勤務経験の証明

各機関における勤務経験の証明は、所属長等がおおむね別添7の様式において行うこと。

II 新規則第4条第2項に基づく司書講習の相当科目の単位の認定

図書館法施行規則第4条第2項の規定による司書講習の相当科目の単位の認定に関しては、従来「図書館法施行規則の一部改正について」（昭和43年4月20日文社社第85号各国公私立大学長あて文部省社会教育局長通知）に基づいて行っていたが、今後は、以下の書類を提出すること。

- (1) 趣旨書
- (2) 開設学部・学科と開設時期、受講者数の予測
- (3) 開講科目一覧
- (4) 科目の概要
- (5) 担当教員の履歴書、教育研究業績書、就任承諾書、所属長の承諾書（就任承諾書、所属長の承諾書については、申請時に当該大学に在職していない教員についてのみ提出すること）
- (6) 施設と設備
- (7) 学則の新旧対照表（認定に関する部分）
- (8) 新学則
- (9) その他別に定めるもの

また、認定を受けた内容が変更となる場合は、変更となる部分について改めて認定を受けること。なお、担当教員に係る変更については報告をすること。

III 旧規則第4条第2項に基づき司書講習の相当科目の単位の認定を受けている科目の単位の再認定及び経過措置

(1) 大学における新規則による相当科目への移行に関する経過措置

- ① 引き続き司書講習の相当科目の開設を希望する大学は、原則として平成9年3月31日までに、開設を予定している全科目の単位について新規則による相当科目の単位の認定を受け、平成9年4月1日をもって移行すること。
- ② ①によることができない大学は、平成10年3月31日までに、開設を予定している全科目の単位について新規則による相当科目の単位の認定を受け、平成10年4月1日をもって移行すること。
- ③ 平成10年4月1日までに新規則による相当科目へ移行することのできない大学は、平成12年3月31日までは旧規則による相当科目を開設することができること。

(注) 新規則による相当科目への移行は全科目一斉に行い、一部の科目のみを新規則による相当科目へ移行することはできない。

(2) 旧規則による相当科目の単位を修得することにより資格を取得する者に関する経過措置

- ① 旧規則による相当科目の一部の単位を修得した者については、平成12年3月31日までの間においては、別添5により、旧規則による相当科目の単位を、新規則による相当科目の単位とみなすこと。

なお、同日までに資格を取得するのに必要なすべての科目の単位を修得しない場合においては、旧規則による相当科目の単位は平成12年4月1日をもって無効となること。

- ② (1)②の大学及び(1)③の大学においては、それぞれ平成10年3月31日及び平成12年3月31日までの間は、旧規則による科目の単位の修得をもって、資格の取得に必要な科目の単位を修得したものとみなすこと。

別添 1・2 (略)

別添 3

司書の講習科目のねらいと内容

科目名・単位数	ね ら い	内 容
必修科目 生涯学習概論 〔1単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生涯学習の意義 2) 生涯学習と家庭教育, 学校教育, 社会教育 3) 生涯学習関連施策の動向 4) 社会教育の意義 5) 社会教育の内容・方法・形態 6) 社会教育指導者 7) 社会教育施設の概要 8) 学習情報提供と学習相談の意義
図書館概論 〔2単位〕	図書館の意義, 図書館の種類, 図書館の機能・課題・動向, 図書館政策, 関係法規, 図書館と類縁機関等との関係について解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館の意義 (生涯学習と図書館, 社会の変化と図書館を含む) 2) 図書館の種類 3) 図書館の機能と課題 (館種別) 4) 図書館の動向 (図書館の現状と歴史, 情報技術の図書館への影響, 外国の図書館事情を含む) 5) 図書館行政 (図書館政策, 図書館法, 社会教育法, 地方自治法, 著作権法等を含む) 6) 他の図書館及び類縁機関等との関係 (図書館相互協力・ネットワークを含む) 7) 図書館の自由, 図書館関係団体等
図書館経営論 〔1単位〕	生涯学習社会における図書館という視点を重視して, 図書館経営にかかわる組織, 管理・運営, 各種計画について解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館経営の在り方 2) 自治体行政と図書館 (他部局等との関係を含む) 3) 図書館の組織と管理・運営 4) 図書館長・館員の責務及び養成・研修 (ボランティアの養成・活用を含む) 5) 図書館サービス計画の意義と方法 (各種調査, 広報を含む) 6) 図書館の整備計画と施設, 設備, 備品 7) 図書館業務・サービスの評価 8) 情報ネットワーク形成の意義と方法 (類縁機関等との連携を含む)
図書館サービス論 〔2単位〕	利用者と直接関わる図書館サービスの意義, 特質, 方法について解説するとともに各種サービスの特質を明らかにする。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館サービスの意義と種類 (貸出, 読書案内, 情報サービス, 利用者援助, 教育・文化活動など) 2) 利用者理解と利用対象別サービス (多文化サービスを含む) 3) 図書館サービスと著作権 4) 図書館サービスとボランティア 5) 図書館サービスの協力 (他の図書館, 関連機関との連携・協力等)

科目名・単位数	ね ら い	内 容
情報サービス概説 〔2単位〕	図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等について総合的に解説する。	1) 情報サービス一般の広がりとは図書館が行う情報サービスの位置付け 2) 図書館における情報サービスの意義と種類（レファレンスサービス、レフェラルサービス、カレントアウェアネスサービス等） 3) 情報及び情報探索行動についての基本的理解 4) レファレンスプロセス（レファレンス質問の受付から回答まで、マニュアル検索とコンピュータ検索を含む） 5) 情報検索サービスの方法・プロセス・評価 6) 主要な参考図書、データベースの解説と評価 7) 参考図書及びその他の情報源の組織（二次資料の作成にも触れる） 8) 各種情報源の特質と利用法
レファレンスサービス演習 〔1単位〕	参考図書その他の情報源の利用や作成、レファレンス質問の回答処理の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。	1) レファレンスサービスの方法と実際 2) 参考図書評価の実際 3) レファレンスコレクション構築の実際 4) インフォメーションファイルの編成の実際 5) 二次資料作成の実際 6) レファレンスインタビュー・質問回答の実際
情報検索演習 〔1単位〕	データベースの検索の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。	1) データベース検索の実際（オンラインの他、オンディスクの演習も含む）
図書館資料論 〔2単位〕	図書館資料全般の特質を論じ、その出版と流通、選択、選書ツール、保存管理について解説する。新しいメディアの特質やその利用等についても触れる。	1) 情報と資料、資料の種類とその特質（資料の歴史、一次資料・二次資料についても触れる） 2) 資料の出版と流通（外国事情にも触れる） 3) 蔵書構築の方針・評価（資料選択の基準を含む） 4) 選書ツールの利用法 5) 資料の受入・除籍・保存・管理（紙の劣化防止、共同保管等を含む） 6) 新しいメディアの収集、整理、利用等及び留意点
専門資料論 〔1単位〕	人文科学、社会科学、自然科学・技術の各分野における知識の構造と資料との関係についての理解を図るために、それぞれの分野の資料の特性とその分野を代表する資料について解説する。	1) 専門分野の特性 2) 主題文献の特性と種類 3) 主要な一次・二次資料
資料組織概説 〔2単位〕	資料組織の意義・目的と方法、図書館資料の組織化について解説し、併せてコンピュータ目録については言及する。	1) 書誌コントロール・資料組織の意義、資料組織と利用者 2) 目録の意義・機能・種別、目録規則の解説と適用（主題目録形成を含む） 3) 分類の意義、日本十進分類法（NDC）等の解説と適用 4) 件名標目表の解説と適用 5) コンピュータ目録の意義と構成、管理・運用（書誌ユーティリティの利用を含む） 6) 機械的処理の方法（情報処理機器の種類と概要を含む）

科目名・単位数	ね ら い	内 容
資料組織演習 〔2単位〕	資料組織の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。	1) 目録記入・資料分類・件名目録作成の実際 2) 書誌ユーティリティ利用の実際 3) データの収集と編集, データの入力・加工
児童サービス論 〔1単位〕	児童を対象とする各種のサービス, 児童室の運営, 児童図書等について総合的に解説する。併せてヤングアダルトサービスについても解説する。	1) 児童室サービスの意義及びその企画・立案 2) 児童室の運営 3) 集会・展示サービス 4) 児童サービスの実際と技術 (ストーリーテリング, 読み聞かせ, ブックトーク等) 5) 児童図書の収集・整理, 利用上の留意点 6) 児童資料の特色と主要な資料の解説 7) ヤングアダルトサービスの意義及びその企画・立案等 8) 学校図書館等との連携・協力
必修科目 小計18単位		
選択科目 図書及び図書館史 〔1単位〕	図書の形態, 印刷, 普及, 流通等に関し歴史的に概説し, 併せて図書館の歴史的発展について解説する。	
資料特論 〔1単位〕	郷土資料, 行政資料, 視聴覚資料などの各種資料の特質を論じ, その生産と流通, 評価, 選択・収集, 利用等について解説する。	
コミュニケーション論 〔1単位〕	インターパーソナルなコミュニケーションを中心に, 現代におけるコミュニケーションの特性とその概要について解説する。	
情報機器論 〔1単位〕	各種情報機器の機能, 種類, 利用等について解説する。	
図書館特論 〔1単位〕	図書館における今日的な諸課題について取り上げ解説する。	
選択科目 小計2単位		
合 計 20単位		

別添 4

司書補の講習科目とねらい

科目名・単位数	ね ら い
生涯学習概論 〔1単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。
図書館の基礎 〔2単位〕	図書館の意義、種類、機能及び図書館の組織、運営、計画等について基礎的事項を中心に解説し、併せて図書館員の責務、図書館協力、図書館の課題・動向、図書館の歴史、図書館政策、関係法規等についても言及する。
図書館サービスの基礎 〔2単位〕	図書館サービスの意義、特質、方法や図書館における情報サービス等について基礎的事項を中心に解説し、図書館サービスと著作権にも言及する。
レファレンスサービス 〔1単位〕	レファレンスの意義、レファレンス質問の受付から回答に至るレファレンスプロセス、レファレンスコレクション構築等の情報源の組織について解説する。
レファレンス資料の解題 〔1単位〕	参考図書のほか、電子形態やマイクロ形態の二次資料を中心に、その種類と特質を解説し、代表的なレファレンス資料を解題する。
情報検索サービス 〔1単位〕	情報検索サービスの意義、方法等や情報検索の実際等について解説する。
図書館の資料 〔2単位〕	図書館の資料全般について、その特質を論じ、出版と流通、選択と蔵書構築、保存管理と利用方法等について解説する。
資料の整理 〔2単位〕	図書館における資料組織の意義・目的と方法について基礎的事項を中心に解説する。
資料の整理演習 〔1単位〕	図書、視聴覚メディアの各資料の整理・組織化について演習を行い、実践的な能力の養成を図る。
児童サービスの基礎 〔1単位〕	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について解説し、併せてヤングアダルトサービスについても解説する。
図書館特講 〔1単位〕	図書館業務に係る基礎的な内容や、図書館における今日的な諸課題について広く取り上げ解説する。
合 計 15単位	

別添 5

経過期間における旧規則による科目の単位と新規則による科目の単位の読替えについて（司書）

- 1 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
生涯学習概論	1	社会教育	1
図書館概論	2	図書館通論	2
図書館サービス論	2	図書館活動	2
情報サービス概説	2	参考業務	2
レファレンスサービス演習	1	参考業務演習	1
情報検索演習	1	情報管理	1
図書館資料論	2	図書館資料論	2
資料組織概説	2	資料目録法	2
		資料分類法	2
資料組織演習	2	資料目録法演習	1
		資料分類法演習	1
児童サービス論	1	青少年の読書と資料	1
図書及び図書館史	1	図書及び図書館史	1
資料特論	1	資料整理法特論	1
コミュニケーション論	1	マスコミュニケーション	1
情報機器論	1	視聴覚教育	1

- 2 (1) 大学が、新規則の「資料組織概論」の相当科目を分割して解説する場合において、開設する科目のうち旧規則の「資料目録法」又は「資料分類法」に該当する部分であるとして文部大臣が認めた科目（以下「新資料目録法」「新資料分類法」という。）の単位については、旧規則の「資料目録法」の単位を修得した者は「新資料目録法」の単位を、旧規則の「資料分類法」の単位を修得した者は「新資料分類法」の単位を、それぞれ修得したものとみなす。

- (2) 新規則の「資料組織演習」と旧規則の「資料目録法演習」及び「資料分類法演習」の読替えについても(1)と同様とする。

- 3 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
専門資料論	1	人文科学及び社会科学の書誌解題	1
		自然科学と技術の書誌解題	1
図書館特論	1	図書館の施設と設備	1
		社会調査	1

（備 考）新規則の「図書館経営論」に相当する旧規則の科目はない。

別添 6

経過期間における旧規則による科目の単位と新規則による科目の単位の読替えについて（司書補）

1 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
生涯学習概論	1	社会教育	1
図書館サービスの基礎	2	閲覧と貸出	2
レファレンス資料の解題	1	参考書解題	1
図書館の資料	2	図書整理法	2
		視聴覚資料	1
資料の整理	2	図書の目録と分類	3
資料の整理演習	1		

2 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
図書館特講	1	製本と修理	1
		複写技術	1
		ジャーナリズム	1
		速記法	1

3 次の表の右欄に掲げる旧規則によるイ群の科目及びロ群のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
図書館の基礎	2	イ 群 図書館概論	1
		図書館統計	1
		ロ 群 図書館史	1
		図書館施設	1

（備考）新規則の「レファレンスサービス」「情報検索サービス」「児童サービスの基礎」に相当する旧規則の科目はない。

13 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

平成20年6月11日 20文科生第167号
各都道府県教育委員会等あて
文部科学事務次官通知

第169回国会（常会）において成立した「社会教育法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が、別添1のとおり、平成20年6月11日、平成20年法律第59号として公布され、一部を除き、同日より施行されました。なお、改正法附則第1項により、大学における図書館に関する科目を文部科学省令で定めることに関する事項については、平成22年4月1日より施行されることとなります。

また、この改正法の公布及び施行に伴い、関係する省令及び告示について、同日付けで所要の規定の整備を行ったところです。

これら省令の施行及び告示の実施は、改正法の施行日である平成20年6月11日からとなります。

改正の概要、主な改正条文の趣旨及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理を願います。

なお、改正法並びに改正した省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ（www.mext.go.jp）に掲載していますので、御参照ください。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、教育基本法の改正（平成18年12月）を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであること。

第二 改正の内容

I 改正法の概要（平成20年法律第59号）

1 社会教育法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等（第3条及び第5条関係）

- ① 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。
- ② 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。
- ③ 教育委員会の事務に、次の事務を規定すること。
 - (i) 家庭教育に関する情報の提供に関する事務
 - (ii) 情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務
 - (iii) 主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務

- (iv) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校，社会教育施設
その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務
- (v) 社会教育に関する情報の収集，整理及び提供に関する事務
- イ 公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第32条及び第32条の2関係）
公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととすること。
- ウ 社会教育関係団体に対する補助金の交付に係る諮問の例外（第13条関係）
地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について，当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には，社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもって，これに代えることができることとすること。
- エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大（第9条の4関係）
社会教育主事となる資格を得るために必要な3年以上の実務経験の対象として，司書，学芸員等，学校や社会教育施設における一定の職を加えること。
- オ その他（第9条の3関係）
 - ① 社会教育主事は，学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には，その求めに応じて助言を行うことができることとすること。

2 図書館法の一部改正関係

- ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備（第3条及び第15条関係）
 - ① 図書館が行う事項として，社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。
 - ② 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに，図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。
- イ 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等（第7条の2から第7条の4まで関係）
 - ① 文部科学大臣は，図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め，これを公表することとすること。
 - ② 図書館について，1のイと同様の改正を行うこと。
- ウ 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等（第5条及び第7条関係）
 - ① 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を，文部科学省令で定めることとすること。
 - ② 司書となる資格を得るために必要な実務経験について，1のエと同様の改正を行うこと。
 - ③ 司書補の学歴要件を，大学に入学することのできる者とする。
 - ④ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は，司書及び司書補に対し，その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとすること。
- エ その他（第3条関係）
 - ① 図書館が収集し一般の公衆の利用に供する「図書館資料」について，「電磁的記録」を含むことを明示すること。

3 博物館法の一部改正関係（第3条及び第21条関係）

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

① 博物館が行う事業として、2のアの①と同様の改正を行うこと。

② 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第9条及び第9条の2関係）

博物館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上（第5条及び第7条関係）

① 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。

② 学芸員及び学芸員補の研修について、2のウの④と同様の改正を行うこと。

エ その他（第2条関係）

① 博物館が収集・展示等を行う「博物館資料」について、2のエの①と同様の改正を行うこと。

4 施行期日等

ア この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2のウの①に定める事項については、平成22年4月1日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

II 社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の概要（平成20年省令第18号）

1 社会教育主事講習等規程の一部改正関係

社会教育主事講習の受講資格に関して、法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間の合計を「4年以上」から「2年以上」とすること。（第2条関係）

2 図書館法施行規則の一部改正関係

ア 司書の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や学芸員その他の一定の職を加えることに伴い、司書講習の受講資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第2条関係）

イ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とするに伴い所要の改正を行うこと。（第3条及び第11条関係）

3 博物館法施行規則の一部改正関係

ア 学芸員の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や司書その他の一定の職を加えることに伴い、学芸員の試験認定の受験資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第5条関係）

4 施行期日等

ア この省令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

Ⅲ 改正告示の概要

1 社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正関係（平成20年告示第89号）

ア 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職として以下の職を追加又は削除すること。（一関係）

- ① 内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職を削除すること。
- ② 大学等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。
- ③ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

イ 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして以下の業務を追加すること。（二関係）

- ① アの②と同様の改正を行うこと。
- ② アの③と同様の改正を行うこと。

ウ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。（附則関係）
- ② その他所要の改正を行うこと。

2 司書補の職と同等以上の職の指定関係（平成20年告示第90号）

ア 図書館法第5条第1項第3号ハに規定する司書補の職と同等以上の職として以下の職を指定すること

- ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ② 地方公共団体の教育委員会において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ③ 学校において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ④ 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ⑤ 社会教育主事の職
- ⑥ 学芸員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

3 学芸員補の職に相当する職等の指定の一部改正関係(平成20年告示第91号)

ア 博物館法第5条第2項に規定する学芸員補の職と同等以上の職として以下の職を追加すること。

- ① 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。), 大学共同利用機関法人, 独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集, 保管, 展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- ② 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集, 保管, 展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部改正関係(平成20年告示第92号)

所要の改正を行うこと。

第三 留意事項

1 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等について(社会教育法第5条第15号, 図書館法第3条第8号, 博物館法第3条第1項第9号)

各号で規定している「教育活動その他の活動」とは、具体的には、例えば、学校における「学校支援地域本部事業」(※)として行われるボランティア等による支援活動, 図書館における子どもへの読み聞かせ活動, 博物館における展示解説活動などが挙げられる。

このような活動の機会を提供する事業の実施については、社会の要請や地方公共団体や各教育機関における必要性などの観点から、最終的には教育委員会が、学校長や社会教育施設の長の判断を尊重しつつ、判断するものである。したがって、学校, 社会教育施設及び教育委員会は、このような活動の機会の提供に関する地域住民等の要望についても、これを受け入れるか否かを適切に判断することに留意すること。

※学校支援地域本部事業：平成20年度より新たに実施している地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する事業で、例えば、地域住民等の協力を得て、授業や部活動指導, 校内環境整備, 学校図書館の読書活動など学校における教育活動を支援する。

2 公民館, 図書館及び博物館の運営状況に関する評価及び改善について(社会教育法第32条, 図書館法第7条の3, 博物館法第9条)

公民館, 図書館及び博物館の運営状況に関する評価の具体的な内容については、第一義的には評価の実施主体である各館が定めるものであるが、その際、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、例えば公民館運営審議会や図書館協議会, 博物館協

議会等を活用するなど、外部の視点を入れた評価を導入することが望ましいこと。

3 社会教育委員の役割について（社会教育法第13条）

本条の改正後も社会教育委員の役割の重要性は変わらないこと。したがって、引き続き各地方公共団体においては、社会教育に関する諸計画の立案や青少年教育に関する助言、指導など社会教育委員の積極的な活動が展開されるよう留意すること。

4 図書館協議会及び博物館協議会の委員について（図書館法第15条、博物館法第21条）

図書館協議会及び博物館協議会は、地域住民をはじめとする利用者の声を十分に反映して運営を行うために設置するものであり、地域の実情に応じて多様な人材の参画を得るよう努めること。なお、今回の改正で追加された「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供に携わっている者等が想定される。これらの者を委嘱するか否かは、他の委員の構成や各館の目的・使命や地域の状況等を踏まえ、設置者である各教育委員会が適切に判断することに留意すること。

5 図書館及び博物館資料における電磁的記録の扱いについて（図書館法第3条第1号、博物館法第2条第3項）

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定される。従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものであること。なお、図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではないこと。

14 「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の改正等について（通知）

平成20年7月25日 20文科生第423号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成10年3月31日生涯学習局長裁定。以下「裁定」という。）により取り扱ってきたところです。

この度、補助金等適正化中央連絡会議において、地方公共団体の補助対象財産の転用等について、概ね10年を経過したものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなすこと（包括承認制）などが決定されました（別添1）。

これを踏まえ、文部科学省においても、「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」を制定しました（別添2）。これにもとづき、標記載定を別添のとおり改正しましたので、域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付を受けて建設した施設についても、別添2の「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」が適用されることについても、あわせて域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、公立社会教育施設整備費補助金は、既に平成9年度（沖縄県は平成10年度）に廃止されていますので、ご注意ください。

(別添 1) 補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について

平成20年 4月10日 財計第1087号
補助金等適正化中央連絡会評議員文部科学省大臣官房長あて
補助金等適正化中央連絡会議長財務事務次官通知

平成20年 3月28日に開催された第63回補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」を議題として協議し、幹事を通じて各評議員の意見を聴いたところ、格別の御異議もなく了承されたので、幹事会における協議事項を補助金等適正化中央連絡会議の決定事項としたことを通知します。

なお、決定事項の内容は、別紙「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」記載のとおりです。

(別紙) 平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について

平成20年度の補助金等予算の執行に当たっては、その適正を確保するため下記により実施する。

記

1. 補助内容、補助条件等の明確化について

補助金等予算の執行の適正化に資するため、別紙に掲げる補助金等を指定補助金とし、例年どおり交付決定前に経費の費目、算定基準、交付決定通知書、交付要綱等について各省各庁と主計局と協議して決定する。

2. 補助金等予算の適正な執行について

補助金等予算の執行については、従来から各省各庁において、その適正かつ効率的な執行の確保に努めてきたところであるが、毎年、会計検査院の検査報告に不当事項等の事例が指摘されている。

各省各庁は、補助事業者等に対し、各種の通達や会議、研修等を通じ、指摘された不当事項等の周知徹底等を図るとともに、その再発防止の為の措置を早急に講じ、一層の指導の徹底、強化を行い、補助金等予算の執行について不当事項等の指摘を受けることのないよう努めるものとする。

また、公益法人を含め、民間団体等を対象とする補助金等については、行政評価・監視に基づく勧告が二次にわたって行われたところであるが、引き続き、関係法令や補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年 8月15日閣議決定）等を厳正に適用し、適正かつ効率的な執行の確保に一層努めるものとする。

(別紙) 補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合の補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的に分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

- 1 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 2 概ね10年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、1と同様とする。

(別添2)文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知)

平成20年6月16日 20文科会第189号

文教施設企画部長, 生涯学習政策局長, 初等中等教育局長

高等教育局長, 科学技術・学術政策局長, 研究振興局長

研究開発局長, スポーツ青少年局長, 国際統括官, 文化庁長官あて

文部科学省大臣官房会計課長通知

標記のことについて, 別添のとおり, 文部科学省所管一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので, 通知いたします。

各部局の長におかれては, 原則として, この承認基準に基づき対応いただくようお願いします。

なお, 各部局が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は, 引き続き当該基準に従って対応いただくとともに, 本承認基準の制定後, 特段の事情により必要がある場合には, 別に各部局の長が本承認基準の特例を定めることができるものとするので, 適切に対応いただくようお願いします。

(別添) 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定に基づく財産処分(補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。)の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

(注2) 一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 承認後の変異

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合
- ② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合
 - イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に

資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するものうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

別紙1

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 名 印

〇〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*）、次のとおりの処分について承認を求めます。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

- 1 地方公共団体 (1)
- 2 地方公共団体以外の者 (1) → (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面 (国庫補助対象部分, 面積を明記したもの), 仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画 (担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別紙2

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 名 印

〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の連座化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*）、次の処分について報告します。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類（転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(別添) 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について

平成10年3月31日
生涯学習局長裁定
平成20年7月25日改正

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として、次によるものとする。

- 1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとする。
- 2 有償譲渡及び有償貸付を除く財産処分（転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等）で、文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うとともに、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金を国庫に納付する旨の条件をいう。）を付さない。
ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。
- 3 なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。
- 4 有償譲渡又は有償貸付を行う場合は、原則どおり、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとし、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。
- 5 この改定は、平成20年7月25日から適用する。

(別添) 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領

- 1 目的
 - (1) この事務処理要領は、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成20年7月25日付け生涯学習局長裁定（以下「裁定」という。））に係る事務取扱の適正な執行を確保することを目的とする。
 - (2) 財産処分の事務処理については、裁定に定めるもののほか、この事務処理要領によるものとする。

2 対象とする施設

裁定において、対象となる施設は、「公立社会教育施設整備費補助金」により整備した社会教育施設を対象とする。

3 申請書又は報告書の提出時期

財産処分を行おうとする者は、原則として当該処分を行う前に様式1による財産処分申請書又は様式2による財産処分報告書を提出しなければならない。

なお、災害等で被災した場合にあっては、事後速やかに提出するものとする。

4 経由機関

- (1) 市町村が申請書又は報告書を提出しようとする場合は、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。
- (2) この場合において、都道府県教育委員会は意見を付するものとする。

5 附 則

この要領は、平成20年7月25日から適用する。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認申請書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分子定月日	備 考
			m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由について、記入すること。

3 都道府県教育委員会は、当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分報告書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等」（平成10年3月31日 生涯学習局長裁定）（以下、「裁定」という。）により報告します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備 考
			m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R C・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯，処分の理由について記入すること。

- 3 都道府県教育委員会は，当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

15 図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

平成21年4月30日 21文科生6175号

各都道府県教育委員会，各指定都市教育委員会，各都道府県知事
各指定都市市長，各国公立大学長，各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長，大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長，文部科学省が所管する関係独立行政法人の長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

このたび、「図書館法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第21号）が、別添1のとおり平成21年4月30日に公布され、22年4月1日から施行されることになりました（一部24年4月1日施行）。

また、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第22号）及び「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第20号）も同日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。

改正の概要及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理をお願いします。

なお、これらの省令改正に伴い、社会教育主事の講習及び司書の講習において修得すべき科目に相当する学修並びに学芸員資格認定の試験認定の試験科目において試験を免除する学修の指定に関する告示についても、おって改正を行う予定であることを申し添えます。

司書及び学芸員の養成に当たる大学等においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、今後の司書及び学芸員の養成に係る教育内容・教育方法の一層の改善・充実に努めるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会、所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

改正した省令の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ（www.mext.go.jp）に掲載していますので、御参照ください。

記

I 図書館法施行規則の一部を改正する省令

1 概要

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（平成21年2月これからの図書館の在り方検討協力者会議）等の提言内容を踏まえ、社会教育施設の中でも利用度の高い「地域の知の拠点」としての図書館を支える司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における

司書養成課程及び司書講習における養成科目の改善・充実を図る。

2 改正内容

(1) 図書館に関する科目及び単位数について

- ① 図書館に関する科目及び単位数を省令に新たに規定したこと。(第1条第1項関係)
- ② 図書館に関する科目及び単位数を整備し、司書となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと。(第1条第1項の表関係)

甲群 (必修)	生涯学習概論	2 単位
	図書館概論	2 単位
	図書館制度・経営論	2 単位
	図書館情報技術論	2 単位
	図書館サービス概論	2 単位
	情報サービス論	2 単位
	児童サービス論	2 単位
	情報サービス演習	2 単位
	図書館情報資源概論	2 単位
	情報資源組織論	2 単位
	情報資源組織演習	2 単位
乙群 (2 科目選択)	図書館基礎特論	1 単位
	図書館サービス特論	1 単位
	図書館情報資源特論	1 単位
	図書・図書館史	1 単位
	図書館施設論	1 単位
	図書館総合演習	1 単位
	図書館実習	1 単位

- ③ 司書の資格の取得を希望する者が、図書館に関する科目の一部を他大学や司書講習において既に修得している場合には、大学の裁量により代替できることを規定したこと。(第1条第2項関係)
- ④ 各科目のねらい・内容については、別添2(「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」別紙2)を参考にされたい。

(2) 講習の単位の計算方法

- ① 司書及び司書補の講習における単位の計算方法の整備を行ったこと。(第7条関係)

(3) 講習の委嘱

- ① 文部科学大臣が大学に司書及び司書補の講習を委嘱する要件について規定の整備を図ったこと。(第10条関係)

(4) 施行期日及び経過措置について(附則関係)

- ① この省令は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、新たな図書館に関する科目(13科目24単位)の施行及び科目・単位数の増加に関連する規定については24年4月1日から施行する

こと。

- ② 平成22年4月1日から24年3月31日までは図書館に関する科目を次のとおりとすること。

甲群 (必修)	生涯学習概論	1単位
	図書館概論	2単位
	図書館経営論	1単位
	図書館サービス論	2単位
	情報サービス概説	2単位
	児童サービス論	1単位
	レファレンスサービス演習	1単位
	情報検索演習	1単位
	図書館資料論	2単位
	専門資料論	1単位
	資料組織概説	2単位
	資料組織演習	2単位
	乙群 (2科目選択)	図書及び図書館史
資料特論		1単位
コミュニケーション論		1単位
情報機器論		1単位
図書館特論		1単位

- ③ 平成22年4月1日前に図書館に関する科目を修得した者は、22年4月1日以降も図書館に関する科目（以下「経過科目」という。）の単位を修得したものとみなすこと。
- ④ 平成22年4月1日から24年3月31日までに、経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（14科目20単位）を修得した者については、24年4月1日以後も図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（13科目24単位）を修得したものとみなすこと。
- ⑤ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（14科目20単位）を修得した者は、新科目の司書となる資格に必要なすべての単位（13科目24単位）を修得したものとみなすこと。
- ⑥ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなすこと。ただし、経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者が新科目の「図書館情報資源特論」を修得した場合はこの限りでないこと。

新 科 目		経 過 科 目	
生涯学習概論	2単位	生涯学習概論	1単位
図書館概論	2単位	図書館概論	2単位
図書館制度・経営論	2単位	図書館経営論	1単位
図書館サービス概論	2単位	図書館サービス論	2単位
情報サービス論	2単位	情報サービス概説	2単位

児童サービス論	2単位	児童サービス論	1単位
情報サービス演習	2単位	レファレンスサービス演習	1単位
		情報検索演習	1単位
図書館情報資源概論	2単位	図書館資料論	2単位
情報資源組織論	2単位	資料組織概説	2単位
情報資源組織演習	2単位	資料組織演習	2単位
図書館情報資源特論	1単位	専門資料論	1単位

- ⑦ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、経過科目の乙群の科目の単位を修得したものとみなすこと。
- ⑧ 平成22年4月1日以後に附則第6項の表中経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなすこと。
- ⑨ 平成22年4月1日以後に経過科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、新科目の乙群の単位とみなす。
- ⑩ 既に司書の講習を修了した者の司書となる資格については、なお従前の例によること。
- ⑪ 平成24年4月1日前に司書の講習の科目の単位を修得した者については、附則第8項及び第9項の規定を準用すること。

II 博物館法施行規則の一部を改正する省令

1 概要

「学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）」（平成21年2月これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）等の提言内容を踏まえ、人々の知的関心に応える「地域文化の中核的拠点」としての博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における学芸員養成課程における養成科目の改善・充実を図る。

また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、学芸員資格認定の受験資格等について、所要の整備を行う。

2 改正内容

(1) 博物館に関する科目及び単位数について

- ① 大学における博物館に関する科目及び単位数を整備し、学芸員となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと。（第1条の表関係）

生涯学習概論	2単位
博物館概論	2単位
博物館経営論	2単位
博物館資料論	2単位

博物館資料保存論	2単位
博物館展示論	2単位
博物館教育論	2単位
博物館情報・メディア論	2単位
博物館実習	3単位

- ② 改正前の博物館学や博物館学各論といった統合科目の規定を削除したこと。
- ③ 各科目のねらい・内容については、別添3（「学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）」別紙2）を参考にされたい。
- ④ 博物館実習に関する規定を独立させたこと。また、博物館実習における事前及び事後の指導の単位数を削除したこと。（第2条第1項及び第2項関係）
- (2) 試験認定における受験資格について
- ① 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者で学芸員補の職（博物館法第5条に規定する職を含む。以下同じ。）にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「3年」以上から「2年」以上に短縮したこと。（第5条第2号関係）
- ② 教育職員の普通免許状を有し、教育職員の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「3年」以上から「2年」以上に短縮したこと。（第5条第3号関係）
- ③ 学芸員補の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「5年」以上から「4年」以上に短縮したこと。（第5条第4号関係）
- ④ 受験要件としての学歴に、専門学校4年制課程の修了者等が含まれることを明記するなど所要の整備を行ったこと。（第25条～第29条関係）
- (3) 試験認定における試験科目について
- ① 試験認定における試験科目を次のとおりとしたこと。（第6条第3項関係）

	試験科目	試験認定の必要科目
必須科目	生涯学習概論 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論	左記科目の全科目
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学	左記科目のうちから受験者の選択する2科目

	生物学 地学	
--	-----------	--

- ② 改正前の博物館学に課せられていた口述試験を廃止したこと。
- (4) 審査認定の名称及び受験資格について
- ① 「無試験認定」の名称を「審査認定」に改めたこと。(第9条関係)
- ② 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験を必要としたこと。(第9条第1号関係)
- ※ 「学芸員補の職」には、博物館相当施設、教育委員会、学校及び社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職並びに社会教育主事及び司書が含まれる。
- ③ 大学において博物館に関する科目に関し2年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験を必要とし、生涯学習概論の担当者を対象から除いたこと。(第9条第2号関係)
- ④ 学芸員補の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験を、学歴に応じて、次とおり区分したこと。(第9条第3号関係)
- (i) 学士の学位を有する者は、4年以上の学芸員補の職
- (ii) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者は、6年以上の学芸員補の職
- (iii) 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学できる者は、8年以上の学芸員補の職
- (iv) 上記以外の者は、11年以上の学芸員補の職
- ⑤ 受験要件としての学歴に、海外における相当の学歴が含まれることを明記するなど所要の整備を行ったこと。(第25条～第29条関係)
- (5) 学芸員資格認定の合格者について
- ① 試験科目の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について免除を受けた者を含む。)を「筆記試験合格者」としたこと。
- また、筆記試験合格者が、1年間学芸員補の職を経験し、文部科学大臣が認定した者を「試験認定合格者」と位置づけたこと(第12条第1項関係)。
- ② 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書を文部科学大臣に提出することとしたこと(第12条第2項関係)。
- ③ 「無試験認定合格者」を「審査認定合格者」としたこと(第13条関係)。
- (6) 学芸員資格認定の受験の手続について
- ① 受験手続の際の提出書類等について所要の整備を行ったこと(第11条関係)。
- (7) 学芸員資格認定の手数料について
- ① 試験認定の試験科目の全部を免除する者について、800円の手数料を納付することとしたこと(第16条関係)。
- (8) 学芸員資格認定に関する別記様式について
- ① 「試験認定合格申請書」、「筆記試験合格証書」及び「筆記試験合格証明書」の様式を新たに定めるなど、所要の整備を行ったこと。
- (9) 施行期日及び経過措置について(附則関係)
- ① この省令は、平成24年4月1日から施行すること。

- ② この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなすこと。
- ③ この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなすこと。
- ④ この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなすこと。

新 科 目		旧 科 目	
生涯学習概論	2 単位	生涯学習概論	1 単位
博物館概論	2 単位	博物館概論	2 単位
博物館経営論	2 単位	博物館経営論	1 単位
博物館資料論	2 単位	博物館資料論	2 単位
博物館教育論	2 単位	教育学概論	1 単位
博物館情報・メディア論	2 単位	博物館情報論	1 単位
		視聴覚教育メディア論	1 単位
博物館実習	3 単位	博物館実習	3 単位
博物館概論	2 単位	博物館学	6 単位
博物館経営論	2 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
博物館資料論	2 単位		
博物館情報・メディア論	2 単位		
博物館経営論	2 単位	博物館学各論	4 単位
博物館資料論	2 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
博物館情報・メディア論	2 単位		

- ⑤ 次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する新科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなすこと。

旧 科 目		新 科 目	
生涯学習概論	1 単位	生涯学習概論	2 単位
博物館概論	2 単位	博物館概論	2 単位
博物館経営論	1 単位	博物館経営論	2 単位
博物館資料論	2 単位	博物館資料論	2 単位
博物館情報論	1 単位	博物館情報・メディア論	2 単位
視聴覚教育メディア論	1 単位		
博物館実習	3 単位	博物館実習	3 単位
博物館学	6 単位	博物館概論	2 単位
		博物館経営論	2 単位

		博物館資料論	2単位
博物館学	6単位	博物館概論	2単位
視聴覚教育メディア論	1単位	博物館経営論	2単位
		博物館資料論	2単位
		博物館情報・メディア論	2単位
博物館学各論	4単位	博物館経営論	2単位
		博物館資料論	2単位
博物館学各論	4単位	博物館経営論	2単位
視聴覚教育メディア論	1単位	博物館資料論	2単位
		博物館情報・メディア論	2単位

- ⑥ この省令の施行の日前に、旧規則第六条第二項に規定する試験科目の全部に合格した者は、新規則第六条第三項に規定する試験科目の全部に合格したものとみなすこと。
- ⑦ この省令の施行の日前に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したとみなすこと。

旧試験科目	新試験科目
生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論
博物館学 視聴覚教育メディア論	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論
文化史	文化史
美術史	美術史
考古学	考古学
民俗学	民俗学
自然科学史	自然科学史
物理	物理
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学

Ⅲ 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

1 概要・改正内容

図書館法施行規則及び博物館法施行規則の改正に合わせ、条文整理を行うとともに、社会教育主事

の講習における単位の計算方法の整備を行う。

IV 留意事項

1 共通事項

- (1) 司書養成課程または学芸員養成課程を有する大学等においては、司書または学芸員の専門的な知識・技術の向上の観点から、専門の研究分野に関する科目の充実に努めるとともに、法定科目・単位にとどまらない多様な内容の科目の開講や創造的なカリキュラムの構築に努めること。
- (2) 大学において開講する科目名については、省令上の科目名ではなくても差し支えないこと。また、科目のねらい・内容（別添2・3）を網羅しているのであれば、大学の事情により、科目を統合・分割することも差し支えないが、適切ではない科目の読み替えは厳に慎むこと。
- (3) 複数の学部等で司書養成課程または学芸員養成課程を有している大学等においては、大学全体の教育理念・目標に基づき、相互に連携・協力して司書または学芸員養成の体系化を図ることが望ましいこと。
- (4) 司書養成課程を有する大学等においては、従前どおり「図書館に関する科目」に係る所要の専任教員を配置するよう努めること。また、学芸員養成課程を有する大学等においては、「博物館に関する科目」に係る専任教員の確保・配置に努めること。
- (5) 司書及び学芸員は、それぞれ図書館法第4条及び博物館法第4条に基づく図書館及び博物館に置かれる専門的職員であることにかんがみ、図書館及び博物館の設置者においては、専門的職員にふさわしい処遇となるよう配慮すること。
- (6) 大学において司書または学芸員の資格を取得した場合には、学生等の就職等の便宜や必要性を考慮して、各大学において修了証書又は資格取得証明書を発行するよう配慮すること。

なお、複数の大学等で単位を修得し、資格を取得した者については、「司書資格証明書交付のとり止めについて」（昭和42年1月24日文社社第47号・社会教育局長通知）及び「学芸員資格証明書交付のとり止めについて」（昭和42年1月24日文社社第48号・社会教育局長通知）を廃止し、今後は文部科学省において資格証明書を発行する予定であること。

2 図書館法施行規則に関する留意事項

- (1) 図書館に関する科目は、講義科目については1単位あたり15時間、演習科目については1単位あたり30時間を想定しているため、大学が科目を開講する際には必要な時間数を確保することに努めること。
- (2) 図書館に関する科目のうち乙群の科目については、大学の事情により、最低2科目を開講すればよいこと。
- (3) 経過科目の「専門資料論」については、新科目に相当する科目がないことから、未修得の学生がいる場合には、当該者に不利益がないよう平成24年4月1日以降も引き続き開講することについて配慮すること。また、平成24年4月1日以降に全ての科目を新科目に移行する場合であっても、専門資料論を読み替えできるよう、「図書館情報資源特論」を開講することについて配慮すること。
- (4) 経過科目の「図書及び図書館史」及び「資料特論」は、それぞれ新科目の「図書・図書館史」及び「図書館情報資源特論」と内容がほぼ同一であるため、重複して乙群2科目とはみなさないこと。
- (5) 司書の講習を受けることができる者の「法附則第10項の規定により大学に含まれる学校」を卒業

した者に専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十六条第一項に規定する基準を満たすものに限る。）を修了した者や、外国において学校教育における14年の課程を修了した者等も含まれるものであること。

3 博物館法施行規則に関する留意事項

- (1) 博物館実習については、別途送付する「博物館実習ガイドライン」を参考に、実習が真に効果的なものとなるよう、各大学と博物館が連携・協力して実施すること。その際、大学等有する学術標本や研究資料等の資源を、博物館実習等において積極的に活用することに努めること。
- (2) 審査認定の学識及び業績の審査に当たっては、本改正省令施行後は、学芸員としての意欲、態度及び向上心を確認するための面接を実施する予定であること。

16 専修学校専門課程の修了者等の司書講習における取扱いについて

〔平成23年6月9日 事務連絡
〔各司書講習実施大学 学務・教務担当課あて 文部科学省生涯学習政策局社会教育課〕

標記のことについては、「図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成21年4月30日付21文科生第6175号）IV-2（5）において、「司書の講習を受けることができる者の「法附則第10項の規定により大学に含まれる学校」を卒業した者に、専修学校の専門課程（2年以上、1700時間以上の課程）を修了した者や、外国において学校教育における14年の課程を修了した者等も含まれるものであること。」と示しているとおおり、これらの者にも司書講習の受講資格を認めているところです。

ただし、これらの者が司書となる資格を得るためには、図書館法第5条第1項第3号の規定に基づき、司書補の職と同等以上の職における職務経験が3年間以上必要となりますのでご注意ください（外国において学校教育における14年の課程を修了した者も同様）。

なお、各省庁大学校卒業者のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構に申請して学士の学位を取得した者（取得予定の者を含む）については、学校教育法施行規則第155条第1項第1号（大学の専攻科又は大学院への入学資格）を踏まえ、大学卒業者と同等に取り扱うこととしています。上記以外の大学校卒業者の場合は（司書補と同等の職による実務経験がない限り）司書講習の受講資格はありませんので、あわせてご留意願います。

17 学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

平成26年 7月29日 26文科初第522号

各都道府県教育委員会，各指定都市教育委員会，各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長通知

このたび、別添のとおり、「学校図書館法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が平成26年6月27日法律第93号をもって公布されました。

この法律改正は、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする等とするものです。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、今後、これらの改正法の趣旨に添って、学校司書の配置の促進に努めるとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校・域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知方お願いします。

記

1. 改正法の趣旨

学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であり、同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められている。これらの活動の充実のためには、学校図書館が利活用できるよう、整備を進めることが重要である。

改正法は、この重要性に鑑み、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭と連携しながら、その機能向上の役割を担う専ら学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くように努めること等について定めるものである。

また、改正法の採決に当たっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、附帯決議が付されたところである。

2. 改正法の概要

（1）学校司書に関すること（第6条関係）

- ① 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこととした。（第1項関係）
- ② 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講

ずるよう努めなければならないこととした。(第2項関係)

(2) 施行期日等(附則関係)

- ① 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- ② この法律は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

3. 留意事項

- (1) 学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成24年度より、地方交付税措置が講じられているところ。については、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。
- (2) 学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること。
- (3) 司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。
- (4) 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

(別添1)

学校図書館法の一部を改正する法律要綱

第1 学校司書(第6条関係)

- 1 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(以下「学校司書」という。)を置くよう努めなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

第2 施行期日等(附則関係)

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。
- 2 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別添 2)

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和28年法律第185号）の一部を次のように改正する。

第7条中「国は」の下に「、第6条第2項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(別添3)

学校図書館法の一部を改正する法律 新旧対照表

○学校図書館法(昭和28年度法律第185号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(学校司書)</p> <p><u>第6条</u> 学校には、<u>前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 国及び地方公共団体は、<u>学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(設置者の任務)</p> <p><u>第7条</u> 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p>	<p>(設置者の任務)</p> <p><u>第6条</u> 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p>
<p>(国の任務)</p> <p><u>第8条</u> 国は、<u>第6第2項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。3 <u>前2号に掲げるもののほか、</u>学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。	<p>(国の任務)</p> <p><u>第7条</u> 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、<u>下の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。3 <u>前各号に掲げるものの外、</u>学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

(別添 4)

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、学校司書の重要性に鑑み、必要な学校司書の配置を進めることとし、その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意すること。
- 2 政府は、学校司書の配置の促進のために現在講じられている措置の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を周知するよう努めること。
- 3 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めること。
- 4 政府は、学校司書の職の在り方や、配置の促進や資質の向上のために必要な措置について、地方公共団体が自主的に推進している取組に十分配慮しつつ、検討を行うこと。
- 5 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 6 平成9年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議等を踏まえ、司書教諭及び学校司書の職務の在り方について、その実態を踏まえ引き続き検討を行うこと。

(別添 5)

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成26年6月19日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1. 政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。
2. 政府は、地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。
3. 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。
4. 政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校図書館の教育的役割を十分に考慮したり位置付け、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。
5. 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
6. 政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫など司書教

諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。

7. 政府は、司書教諭及び学校司書について、平成9年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

上決議する。

18 学校図書館の整備充実について（通知）

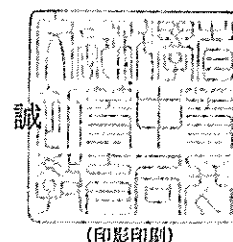


28文科初第1172号
平成28年11月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

藤原



(印影印刷)

学校図書館の整備充実について（通知）

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備であるとされています。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、本年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（以下「本報告」という。）（別添参考資料）を取りまとめていただいたところです。

このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」（別添1）及び「学校司書のモデルカリキュラム」（別添2）を定めましたので、お知らせします。

貴職におかれては、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いいたします。

記

1 「学校図書館ガイドライン」について

「学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。

2 教育委員会等における取組

(1) 学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること。

(2) 司書教諭については、学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12 学級以上の学校に必ず司書教諭を配置することを徹底する必要があること。加えて、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるよう、校務分掌上の工夫に取り組むとともに、11 学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが重要であること。

(3) 学校司書の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に向けた取組とともに、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置やその支援を継続して行うことが重要であること。

また、「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待されること。

(4) 司書教諭や学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であること。研修内容等については、職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが重要であること。

3 学校における取組

(1) 学校においては、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが重要であること。

特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要であること。

(2) 学校図書館を利活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することが重要であること。その際、研修内容や研修方法の工夫を図ることが有効であること。

(3) 学校図書館の運営の改善のため、P D C Aサイクルの中で、読書活動など児童生徒の状況等を含め、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが重要であること。

(添付資料)

別添1 「学校図書館ガイドライン」

別添2 「学校司書のモデルカリキュラム」

別添参考資料 「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課指導調査係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3291)

03-6734-3291 (直通)

e-mail gaktosyo@mext.go.jp

「学校図書館ガイドライン」

- 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。

- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

① 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるように、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

②図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

③図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。

- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

④図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、P D C Aサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。

- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。

- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

「学校司書のモデルカリキュラム」

	科目名	司書	教職課程	司書教諭	単位数
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論			※	2
	図書館情報技術論	○			2
	図書館情報資源概論	○			2
	情報資源組織論	○			2
	情報資源組織演習	○			2
	学校図書館サービス論				2
	学校図書館情報サービス論	※			2
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論		※		2
	学習指導と学校図書館			○	2
	読書と豊かな人間性			○	2

計 20

なお、単位の計算方法は、大学設置基準等によるものとする。

※「学校図書館概論」は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には、「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校図書館情報サービス論」は、司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1)、5)、6)の内容を含んだ科目として、この2科目を履修した場合には、「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校教育概論」は、教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目を履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

- ・教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- ・教育の基礎理論に関する科目のうち、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の事項を含む科目
- ・教育課程及び指導法に関する科目のうち、「教育課程の意義及び編成の方法」の事項を含む科目

学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容

	科目名	ねらい	内容
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論	学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項についての理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1)学校図書館の理念と教育的意義 2)教育行政と学校図書館 3)学校経営における学校図書館 4)学校図書館の経営(人, 資料, 予算, 評価等) 5)学校図書館の施設・設備 6)学校司書の職務(教育指導への支援を含む)と教職員との協働, 研修 7)学校図書館メディアの選択と管理, 提供 8)学校図書館活動 9)図書館の相互協力とネットワーク
	図書館情報技術論	図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために, コンピュータ等の基礎, 図書館業務システム, データベース, 検索エンジン, 電子資料, コンピュータシステム等について解説し, 必要に応じて演習を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1)コンピュータとネットワークの基礎 2)情報技術と社会 3)図書館における情報技術活用の現状 4)図書館業務システムの仕組み(ホームページによる情報の発信を含む) 5)データベースの仕組み 6)検索エンジンの仕組み 7)電子資料の管理技術 8)コンピュータシステムの管理(ネットワークセキュリティ, ソフトウェア及びデータ管理を含む) 9)デジタルアーカイブ 10)最新の情報技術と図書館
	図書館情報資源概論	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について, 類型と特質, 歴史, 生産, 流通, 選択, 収集, 保存, 図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1)印刷資料・非印刷資料の類型と特質(図書・雑誌・新聞, 主要な一次・二次資料, 資料の歴史を含む) 2)電子資料, ネットワーク情報資源の類型と特質 3)地域資料, 行政資料(政府刊行物), 灰色文献 4)情報資源の生産(出版)と流通(主な出版者に関する基本的知識を含む) 5)図書館業務と情報資源に関する知識(主な著者に関する基本的知識を含む) 6)コレクション形成の理論(資料の選択・収集・評価) 7)コレクション形成の方法(選択ツールの利用, 選定・評価) 8)人文・社会科学分野の情報資源とその特性 9)科学技術分野, 生活分野の情報資源とその特性 10)資料の受入・除籍・保存・管理(装備・補修・排架・展示・点検等を含む)
	情報資源組織論	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について, 書誌コントロール, 書誌記述法, 主題分析, メタデータ, 書誌データの活用法等を解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1)情報資源組織化の意義と理論 2)書誌コントロールと標準化 3)書誌記述法(主要な書誌記述規則) 4)主題分析の意義と考え方 5)主題分析と分類法(主要な分類法) 6)主題分析と索引法(主要な統制語彙) 7)書誌情報の作成と流通(MARC, 書誌ユーティリティ) 8)書誌情報の提供(OPACの管理と運用) 9)ネットワーク情報資源の組織化とメタデータ 10)多様な情報資源の組織化(地域資料, 行政資料等)
	情報資源組織演習	多様な情報資源に関する書誌データの作成, 主題分析, 分類作業, 統制語彙の適用, メタデータの作成等の演習を通して, 情報資源組織業務について実践的な能力を養成する。	<ol style="list-style-type: none"> 1)書誌データ作成の実際 2)主題分析と分類作業の実際 3)主題分析と統制語彙適用の実際 4)集中化・共同化による書誌データ作成の実際 5)書誌データ管理・検索システムの構築 6)ネットワーク情報資源のメタデータ作成の実際

	科目名	ねらい	内容
学校図書館の運営・管理サービスに関する科目	学校図書館サービス論	学校図書館における児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図る。	1)学校図書館サービスの考え方と構造 2)学校図書館の環境整備(利用案内, 配架・案内表示, 展示・掲示, 修理・製本) 3)学校図書館の運営(年間運営計画, 基準・マニュアル類, 記録・統計, 会計・文書管理) 4)学校図書館利用のガイダンス 5)資料・情報の提供(利用案内, 貸出, 予約サービス, 資料紹介・案内, 資料相談) 6)児童生徒への読書支援(図書館行事, 図書リスト, 読書推進活動, 読書相談) 7)児童生徒への学習支援(教科等の指導に関する支援, 特別活動の指導に関する支援, 情報活用能力の育成に関する支援) 8)特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援 9)教職員への支援(資料相談, 情報提供, 教材準備に関する支援, ティームティーチング) 10)広報・渉外活動(学校図書館便り, HPの活用, 学校行事等との連携)
	学校図書館情報サービス論	情報サービスの種類や各種情報源の特性の理解を図るとともに, 必要に応じて演習を行い, 児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図る。	1)学校図書館における情報サービスの意義 2)情報サービスの理論と実際(種類, プロセス, 情報検索) 3)レファレンスコレクションの整備(参考資料, 地域資料, ファイル資料, 二次資料, 各種資料リスト, パスファインダー, リンク集) 4)各種情報源の比較と評価(児童生徒の発達段階を踏まえる) 5)児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応 6)情報サービスの提供による探究的な学習の支援 7)情報サービスと著作権
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論	学校教育や児童生徒の心身の発達などの基本的事項についての理解を図る。	1)学校教育の意義と目標 2)教育行政と学校教育 3)教育課程の意義と学習指導要領 4)学校教育と教科書 5)児童生徒の心身の発達及び学習の過程 6)特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解 7)学校教育に関する現代的諸課題
	学習指導と学校図書館	学習指導における学校図書館メディア活用についての理解を図る。	1)教育課程と学校図書館 2)発達段階に応じた学校図書館メディアの選択 3)児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成 4)学習過程における学校図書館メディア活用の実際 5)学習指導における学校図書館の活用 6)情報サービス(レファレンスサービス等) 7)教師への支援と働きかけ
	読書と豊かな人間性	児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る。	1)読書の意義と目的 2)読書と心の教育(読書の習慣形成を含む) 3)発達段階に応じた読書の指導と計画 4)児童・生徒向け図書の種類と活用(漫画等の利用方法を含む) 5)読書の指導方法(読み聞かせ, ストーリーテリング, ブックトーク等) 6)家庭, 地域, 公共図書館等との連携

※「学校図書館概論」は, 司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には, 「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校図書館情報サービス論」は, 司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1), 5), 6)の内容を含んだ科目として, この2科目を履修した場合には, 「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校教育概論」は, 教職に関する科目のうち, 以下の内容を含む科目を履修した場合には, 「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

- ・教育の基礎理論に関する科目のうち, 「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- ・教育の基礎理論に関する科目のうち, 「幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)」の事項を含む科目
- ・教育課程及び指導法に関する科目のうち, 「教育課程の意義及び編成の方法」の事項を含む科目

これからの学校図書館の整備充実について（報告）

〔平成28年10月
学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議〕

はじめに

学校図書館について近年様々な制度改正や施策が展開されており、その充実に向けた取組が行われている。

平成9年の学校図書館法の一部改正により、平成15年4月から12学級以上の学校に司書教諭が必置されることになるとともに、平成13年には子どもの読書活動の推進に関する法律が、平成17年には文字・活字文化振興法がそれぞれ成立した。

また、平成24年度からは、第4次学校図書館図書整備5か年計画として、学校図書館の図書整備に必要な経費について、単年度約200億円、総額約1,000億円、学校図書館への新聞配備に要する経費について、単年度約15億円、総額約75億円の地方財政措置が講じられるとともに、学校司書の配置に係る経費についても、平成24年度以降、毎年度約150億円の地方財政措置が講じられている。

さらには、平成26年に学校図書館法の一部改正が行われ、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。加えて、附則第2項において、「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、…（略）…学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

また、学校図書館は、近年では、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点からの学び）を効果的に進めていく役割が一層期待されている。

これらを踏まえ、本協力者会議は、学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成等の在り方について一定の指針を得るために、平成27年6月に設置され、これまで関係団体等からのヒアリングを実施するなど、8回にわたり議論を重ねてきた。また、学校司書の資格・養成等の在り方について審議を深めるため、本協力者会議の下に「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」を設置し、3回にわたり審議を行い、その検討結果の報告を受けた。これらの審議の結果を本報告としてとりまとめた。

今後、本報告により、教育委員会や大学、学校をはじめ学校図書館関係者の間で、望ましい学校図書館の在り方の共通理解が図られ、学校図書館の整備充実が一層推進されることを期待したい。

1. 学校教育と学校図書館に関する基本的な考え方について

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)では、義務教育の目標として読書に親しませること(第21条第5号)が規定されており、また、いわゆる学力の三要素として、基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成、主体的に学習に取り組む態度の養成(第30条第2項等)が規定されている。学校教育において、学校図書館は読書を通じた豊かな心の育成とともに、確かな学力の育成の基盤となる重要な機能を有している。
- また、学校図書館は、学校図書館法(昭和28年法律第185号)において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり(第1条)、その目的は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成すること(第2条)とされ、学校に設けなければならない(第3条)とされている。
- このように、学校図書館が育てる力は、児童生徒の「生きる力」の育成に資するものであり、さらには、生涯にわたる学習の基盤形成につながるものである。
- さらに、学校図書館法においては、学校図書館が児童生徒や教員の利用に供するものであることが明示された上で、その方法として、以下の例が挙げられている(第4条第1項)。
 - ・ 図書館資料を収集し、児童生徒及び教員の利用に供すること。
 - ・ 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童生徒に対し指導を行うこと。
 - ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 学校は、これらの方法を講じることで、学校図書館に期待されている、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を、学校図書館が最大限に発揮できるようにすることが重要である。
- また、現在、中央教育審議会では、次期学習指導要領の改訂について議論が進められている。その中では、各学校において教育課程を編成するに当たっては、まず学習する子供の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるか」という観点から、育成を目指す資質・能力¹を整理し、その上で、整理された資質・能力を育成するために「何を学ぶのか」という、必要な

¹ 中央教育審議会においては、育成を目指す資質・能力の三つの柱、①「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、②「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」として整理している。

指導内容等を検討し、その内容を「どのように学ぶか」という、子供たちの具体的な学びの姿を考えながら構成していく必要があるとされている。「どのように学ぶのか」という観点からは、「主体的・対話的で深い学び」、すなわち「アクティブ・ラーニング」の視点からの学びを実現させ、学びの質を高めていくことが重要であるとされている。

- このため、これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、児童生徒による課題の発見・解決のために必要な資料・情報の収集・選択など、各教科等の授業における言語活動や問題解決的な学習、探究的な学習、新聞を活用した学習（NIE：Newspaper in Education）などの様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力²、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割が一層期待されている。
- 具体的には、学校図書館の図書館資料を有効に利活用することにより、児童生徒が興味・関心等に依拠して主体的に学習内容の背景を探ったり、学習の到達点を認識したりすることや、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表現したりすることが可能である。
- また、児童生徒は、学校図書館の資料や情報を利活用して、探究的な学習を繰り返し経験することにより、情報を適切に収集・選択・活用する技能を身につけることを通して、推論する力や見通す力などを身に付け、これまで経験したことのない状況にも対応できるようになる。つまり、学校図書館の利活用は「学び方を学ぶ」ことでもある。
- さらに、今後一層進展する情報化社会においては、情報を主体的に捉えながら、多面的・多角的に吟味し見定め、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働して新たな価値の創造に挑んでいくこと、情報技術を手段として活用していくこと、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルを身に付けていくことなどが重要である。このような情報活用能力の育成に当たっても学校図書館の機能を有効に活用していくことが期待されている。
- このような学校図書館に期待されている役割を最大限に果たすことができるようにするためには、学校図書館における図書館資料の充実と、学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質能力の向上の双方を図ることが極めて重要である。
- また、小・中学校等に加えて、いまや98%の進学率となった高等学校や特別支援学校における学校図書館の整備充実も重要な課題である。

² 情報活用能力は、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質であるとされており、①情報活用の実践力、②情報の科学的な理解、③情報社会に参画する態度の3観点に整理されている（「教育の情報化に関する手引」（文部科学省））。なお、中央教育審議会においては、今後、教育課程を通じて体系的に情報活用能力を育成するため、情報活用能力を構成する資質・能力が再整理される予定。

2. 学校図書館の現状と課題，改善の方向性について

(1) 現状と課題

- 学校図書館の利活用の状況は，日常的に学校図書館を活用している学校や地域もある一方で，学校図書館の活用が十分でない学校や地域もあるなど，学校間，地域間の格差が大きい³。
- 学校図書館の図書館資料の面では，学校図書館図書標準の達成学校数の割合は増加したものの，依然として図書標準を達成している学校の割合は小学校で66.4%，中学校で55.3%⁴にとどまっている。また，社会の変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれていたりする状況も一部にあり，適切な廃棄・更新を行うことが課題となっている。
- さらに，これからの学校教育を考えた際，主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点からの学び）の実現に加えて，小学校における外国語教育，特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応，主権者教育，プログラミング教育，防災教育，国際理解教育の推進など，学校教育への新たなニーズに応えられる図書館資料としていくことも課題である。
- 学校図書館における新聞の配備状況⁵については，配備している学校の割合は，平成22年度から27年度までの5年間で16.9%から41.1%へ，中学校でも14.5%から37.7%へ，高等学校でも90.0%から91.0%へとそれぞれ増加している。新聞の数については平均で，小学校では1.3紙，中学校では1.7紙，高等学校では2.8紙となっている（平成27年度現在）。新聞を活用した学習を通して，児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し，公正に判断する力等を身につけることも求められている。
- 学校図書館の運営にあたる人材の面では，学校図書館が十分にその機能を発揮するために，司書教諭と学校司書が，それぞれに求められる役割・職務に基づき，連携・協力を特に密にしつつ，協働して管理運営にあたることが求められている。
- 学校司書については，近年，各地方公共団体等において配置の充実が進められてきている。学校司書を配置する小学校は，平成18年度から28年度までの10年間で32.9%から59.2%へ，中学校でも35.2%から58.2%へとそれぞれ増加⁶しており，厳しい財政状況の中でもその必要性が強く認識されていることがうかがえる。
- 平成28年4月現在，全国の小・中・高等学校における学校司書の人数は延べ約2万2千人以上に上っており，これは今後も増加していくことが見込まれるが，学校司書が保有する資格や知識・技能等の状況は様々であり，改正学校図書館法の附則を踏まえ，学校司書の資格・養成等の在り方について

³ 文部科学省では、「学校図書館の現状に関する調査」を実施しており，全国の学校図書館に関する状況が示されているため，各学校において自校の取組状況を比較することが可能である。

⁴ 「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）平成27年度末現在，公立学校

⁵ 「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省），公立学校

⁶ 「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

の検討と専門的知識・技能等の水準の確保に向けた取組が課題となっている。

- また、特別支援学校においても学校図書館の図書館資料の充実や司書教諭と学校司書の配置の充実などが課題となっている。

(2) 改善の方向性

- 上述のとおり、学校図書館は学校教育にとって非常に重要な機能を担っており、全国的な教育水準の維持・向上に向けて、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、改善を図っていく必要がある。このため、本調査研究協力者会議では、以下の3つの取組を行った。

① 本調査研究協力者会議では、学校図書館の運営や利活用、携わる教職員、図書館資料の整備の在り方等、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を定めることが必要であると考え、本ガイドラインの作成に向けた検討を行い、その結果を3.としてとりまとめた。

② 改正学校図書館法の附則を踏まえ、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、「学校司書の資格・養成等の在り方に関する作業部会」の検討を踏まえ、その結果を4.としてとりまとめた。

③ さらに、今後、国、教育委員会等において、学校図書館の充実に向けた一層の取組を求める必要があると考え、このような今後求められる取組について、5.としてとりまとめた。

3. 「学校図書館ガイドライン」について

- 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める必要がある。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努める。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図る。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努める。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努める。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努める。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出など資料の提供を積極的に行うよう努める。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努める。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努める。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努める。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努める。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努める。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努める。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活

用して教育活動を充実するよう努める。

- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営にあたることが重要である⁷。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮した柔軟な対応も必要となる。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事する。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言する。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。具体的には、①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることが有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

① 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるように、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努める。

⁷ 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」（報告）平成26年3月を参照。

- 選挙権年齢の引下げ等⁸に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努める。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努める。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実することも必要である。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である⁹。

②図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努める。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努める。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努める。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

③図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努める。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出・返却手続き及び統計作業等を迅速に行えるよう努める。また、地域内の学校図書館におい

⁸ 平成 27 年に公職選挙法等の一部改正が行われ、選挙権年齢が引下げられた。

⁹ なお、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 37 条第 3 項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要な限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストスピーチ機能を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。

て同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。

- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努める。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努める。

④図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努める。
- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努める。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくことが求められる。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくことも求められる。

【参考】「小学校施設整備指針（平成28年3月版）」（抜粋）

第1章 総則

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備 2 情報環境の充実

(1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

5 施設のバリアフリー対応

(1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

第3章 平面計画

第2 学習関係諸室

8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。
- (3) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

第4章 各室計画

第2 学習関係諸室

15 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、P D C Aサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努める。

- 評価にあたっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努める。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価にあたって学校運営協議会を活用することも考えられる。

- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努める。評価にあたっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）¹⁰の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努める。

¹⁰ [評価項目の例]

（アウトプット）学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等
（アウトカム）読書習慣の確立（不読率の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数）等

4. 学校司書の資格・養成等の在り方について

(1) 学校司書の資格・養成等に関する基本的な考え方について

- 学校司書の職務の内容は専門的知識及び技能を必要とするものである。現在、学校司書が採用時点で有していた資格は図書館法上の司書が54.5%、司書教諭が13.7%である。地方公共団体が学校司書を採用する際に資格・経験等の採用条件を課している地方公共団体は65.4%であり、そのうち、図書館法上の司書を採用条件としている地方公共団体が58.8%、司書教諭を採用条件としている地方公共団体が15.0%である¹¹。
- 資格の在り方については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、「職員が、職務に関係する一定の学歴・経験年数を有することや一定の講習を受けることは望ましいことではあるが、このような基準は本来任命権者において判断されるべき職員の基本的能力や習熟度を示すものであることから、職に就くための資格として全国的に一律の義務付けを行うことは、国民の生命・健康・安全に関わる、法令で定める専門的な講習を除き、適当ではなく、これを存置する場合にはガイドラインとするものとする。」とされている。
- 学校司書の職務は、国民の生命・健康・安全に関わるものではないことや、地方公共団体が学校司書を採用する際の採用条件として34.6%の地方公共団体が資格や経験を求めているという現状も踏まえると、現状において学校司書に何らかの資格を全国的に一律の義務付けを行うことは困難であると考えられる。

また、学校司書の資格として、関係団体等が認定を行う資格も考えられるが、現状ではそのような団体はない。
- 他方、学校司書の養成の在り方については、関係団体からのヒアリング¹²において、学校司書の職務内容が専門性を必要とするものであるため、大学における養成が必要であるとの意見が多数示された。これらを踏まえ、学校司書の養成の在り方については、現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことが適切である。
- このため、学校司書の養成に関して、大学等のモデルカリキュラムとして、望ましい科目、単位数等を示すこととする。
- このモデルカリキュラムの運用に当たっては、各大学等が授業科目として開講し単位認定することのほか、各大学等が履修証明制度¹³を活用することなどにより柔軟に履修できる仕組みを整え、その修了の事実を証する証明書等を学校司書の採用等の際に活用することが考えられる。

¹¹ 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)平成26年5月現在、公立学校、複数回答

¹² 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」第2回～第4回

¹³ 大学等の履修証明制度は、通常の学位を取得するための課程とは別の特別の課程を設け、大学に社会人を積極的に受け入れることにより、大学の社会貢献を一層進めるために設けられた制度であり、本制度に基づく課程の修了者には学校教育法に基づく履修証明書が交付される。(参考「大学等の履修証明制度について」http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/index.htm) また、本モデルカリキュラムの運用に当たって、各大学等が履修証明制度を活用する場合には、1単位は15時間以上として換算するものとする。

- このモデルカリキュラムについては、学校司書が学校図書館で職務を遂行するにあたって、履修していることが望ましいものとする。

なお、学校司書の採用については、任命権者である地方公共団体や学校法人等の権限であり、地方公共団体等に対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。

- また、学校司書の養成は、大学等における教育に加えて、地方公共団体等による研修の実施など採用後の資質能力の向上のための取組も重要である。

(2) 学校司書のモデルカリキュラムについて

①モデルカリキュラムの基本的考え方

- モデルカリキュラムは、学校司書が学校図書館において職務を遂行するための基礎的な知識・技能を習得するため、履修していることが望ましいものである。その後、さらに専門的な知識・技能を身につけていくことも期待したい。

- 学校司書に必要な資質・能力は、モデルカリキュラムを履修した後、学校図書館における業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、モデルカリキュラムはそのための基盤を構築するものとする。

- 平成26年報告書¹⁴では学校司書の職務として、間接的支援に関する職務、直接的支援に関する職務、教育指導への支援に関する職務が示されており、このような職務に従事する学校司書に求められる専門性として、①学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能と、②児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能が掲げられている。モデルカリキュラムはこれらの学校司書に求められる知識・技能の習得のために必要な科目で構成することとする。

- このような考え方から、全て必修科目で構成することが適切である。また、単位数については、養成を担う大学等と履修しようとする学生等の双方にとって過度な負担とならないよう配慮することが必要である。

なお、大学等においては、学校司書の養成にあたって、必要に応じてこのモデルカリキュラム以外の科目を開講し、学生等に履修を求めることも可能であり、より専門性を高めるために各大学によるモデルカリキュラム以外の科目の開講も期待したい。

②モデルカリキュラムの科目設定の方針

- モデルカリキュラムの検討にあたっては、まず、学校司書の職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる科目の構成とすることが必要である。

¹⁴ 「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」平成26年3月文部科学省調査研究協力者会議

- 学校司書の職務から求められる専門的な知識・技能については、平成26年報告書を踏まえ、①学校図書館の運営・管理・サービスに関する職務に携わるための知識・技能と、②児童生徒に対する教育支援に関する職務に携わるための知識・技能とに整理することとする。
- 学校司書が学校図書館の運営・管理・サービスに関する職務に携わるためには、以下のような専門的事項に係る知識・技能を習得することが求められる。
 - ・学校における学校図書館の意義に関すること
 - ・情報機器やネットワーク、情報検索に関すること
 - ・情報や資料の種類や性質に関すること
 - ・図書館資料の選択・収集、組織化、保存・管理に関すること
 - ・児童生徒及び教職員に対する学校図書館サービスに関すること
 - ・学校図書館における情報サービスの提供に関すること
 - ・学校図書館の施設・設備の管理に関すること
 - ・著作権や個人情報等の関係法令に関すること
- また、学校司書が児童生徒に対する教育支援に関する職務に携わるためには、以下のような専門的事項に係る知識・技能を習得することが求められる。
 - ・学校教育の意義と目標、教育行政に関すること
 - ・教育課程の意義及び編成の方法に関すること
 - ・児童生徒の心身の発達に関すること
 - ・学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関すること
 - ・発達の段階に応じた読書活動への支援に関すること
- モデルカリキュラムの科目の検討にあたっては、モデルカリキュラムを構成する科目を履修することにより、学生等が上記のような学校司書に求められる専門的な知識・技能を総体として習得することができるような科目の構成とすることが適切である。
- また、上記のような知識・技能には、司書教諭の科目、司書資格の科目の内容と重なる部分もあるため、科目の検討にあたっては、大学等における開講の可能性や学生等の履修の可能性等も勘案し、これらの科目を一部活用することとし、これらの科目では習得できない知識・技能については学校司書の独自の科目を設定する。

③モデルカリキュラムの科目について

- これらのことから、科目は、①学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目と、②児童生徒に対する教育支援に関する科目から構成することとする。
- 学校図書館の運営・管理・サービスに関する職務に携わるための知識・技能については、それぞれ以下の科目で履修することとする。
 - ・学校における学校図書館の意義に関すること及び学校図書館の施設・設備の管理に関することは「学校図書館概論」において履修することとする。

- ・情報機器やネットワーク，情報検索に関することは「図書館情報技術論」において履修することとする。
 - ・情報や資料の種類や性質に関すること及び図書館資料の選択・収集，組織化，保存・管理に関することは「図書館情報資源概論」，「情報資源組織論」及び「情報資源組織演習」において履修することとする。
 - ・児童生徒及び教職員に対する学校図書館サービスに関すること，学校図書館における情報サービスに関すること及び著作権や個人情報等の関係法令に関することは「学校図書館サービス論」及び「学校図書館情報サービス論」において履修することとする。
- 上記の「学校図書館概論」は，学校司書の独自の科目であり，科目のねらいは，学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項について理解を図ることである。その内容については，別紙のとおりである。
- なお，「学校図書館概論」は，司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」と重なる部分もあるため，大学等における開講の可能性や学生等の履修の可能性等も勘案し，「学校経営と学校図書館」を履修した場合には，「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。
- また，「学校図書館サービス論」は，学校司書の独自の科目であり，科目のねらいは，学校図書館における児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図ることである。その内容については，別紙のとおりである。
- 「学校図書館情報サービス論」は，学校司書の独自の科目であり，科目のねらいは，情報サービスの種類や各種情報源の特性の理解を図るとともに，必要に応じて演習を行い，児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図ることである。その内容については，別紙のとおりである。
- なお，「学校図書館情報サービス論」は，司書資格の科目「情報サービス論」及び「情報サービス演習」と重なる部分もあるため，大学等における開講の可能性や学生等の履修の可能性等も勘案し，「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1)，5)，6)の内容を含んだ科目として，この2科目を履修した場合には，「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。
- なお，「学校図書館概論」，「学校図書館サービス論」及び「学校図書館情報サービス論」は司書資格の科目の選択科目「図書館基礎特論」又は「図書館サービス特論」として，開講することも可能である。ただし，学校司書のモデルカリキュラムの科目の単位数はそれぞれ2単位であることに留意する必要がある。
- また，学校司書の独自の科目については，学生等の履修しやすさなどの観点から，大学等の事情に応じて集中講義として開講するなどの工夫をすることも考えられる。
- 児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能については，それぞれ以下の科目で履修することとする。
- ・学校教育の意義と目標，教育行政に関すること，教育課程の意義及び編成の方法に関すること，児

童生徒の心身の発達に関することは、「学校教育概論」において履修することとする。

- ・学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関することは「学習指導と学校図書館」において履修することとする。
- ・発達の段階に応じた読書活動への支援に関することは「読書と豊かな人間性」において履修することとする。

○ 上記の「学校教育概論」は、学校司書の独自の科目であり、科目のねらいは学校教育や児童生徒の心身の発達などの基本的事項についての理解を図ることである。その内容については、別紙のとおりである。

なお、「学校教育概論」は、教職課程の以下の科目と重なる部分もあるため、大学等における開講の可能性や学生等の履修の可能性等も勘案し、教職課程の以下の3つの科目を履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

- ・教職課程の「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含んでいる科目（例：教育原理等）
- ・教職課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法」の事項を含んでいる科目（例：教育課程論等）
- ・教職課程の「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の事項を含んでいる科目（例：教育心理等）

○ このように、学校司書の職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる科目から構成される学校司書のモデルカリキュラムは、別紙のとおりとなる。

○ なお、モデルカリキュラムには、現状を踏まえ、実習を設定していないが、学校図書館実習は、学生等が児童生徒や教職員と接し、学校司書としての職務を経験する効果的な機会であるため、実情に応じて大学等において開講されることを期待したい。

○ 学校図書館実習では、モデルカリキュラムでの学習で得た知識・技術をもとに、事前・事後学習の指導を受けつつ、学校図書館における業務を経験することが考えられる。なお、学校図書館実習を実施するために、教育委員会等と大学の間で、相互に協力的な連携関係を結ぶことも考えられる。

○ また、司書資格の科目である「児童サービス論」については、モデルカリキュラムには含めないものの、学校司書の職務との関連の深い科目であり、必要に応じて学生等が履修することが望ましいと考えられる。

○ なお、司書教諭の科目、司書資格の科目、教職課程の科目と同様に、大学等において開講する科目名については、モデルカリキュラムの科目名ではなくても差し支えないものであるとともに、大学等の事情により、科目を統合・分割することも可能である。

④モデルカリキュラムの普及と改善について

- モデルカリキュラムは実際に大学等で開講されるとともに、学生等に履修されることが重要であるため、大学等に対してモデルカリキュラムを周知するとともに、モデルカリキュラムの開講や履修証明プログラムの実施等について依頼し、モデルカリキュラムの普及を図る必要がある。
- また、③のとおり、学校司書のモデルカリキュラムには、司書教諭の科目、司書資格の科目が含まれるため、これらの科目を開講している大学等に対して、これらの科目が学校司書のモデルカリキュラムにも含まれることについて周知を図る必要がある。
- モデルカリキュラムは、学校司書が職務を遂行するにあたって、履修していることが望ましいものであり、地方公共団体等に対しても、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進する必要がある。
- なお、モデルカリキュラムに含まれている司書教諭の科目、司書資格の科目については、現行制度におけるこれらの科目を過去に履修した者は、モデルカリキュラムに含まれているこれらの科目について、既に履修したものとみなすこととする。また、教員免許状のうち普通免許状を有する者は、モデルカリキュラムに含まれている「学校教育概論」について、既に履修したものとみなすこととする。
- さらに、大学等におけるモデルカリキュラムの開講状況等や地方公共団体におけるモデルカリキュラム履修者の学校司書としての採用状況等を公表することにより、モデルカリキュラムの普及を促進することも有効である。
- モデルカリキュラムの改善については、今後、関係学会や関係団体等において更なる改善に向けた議論が深められることを期待するとともに、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえ、一定期間経過後に改めて改善に向けた検討を行うことが重要である。
- また、学校司書のモデルカリキュラムに「学校図書館概論」を設定したが、モデルカリキュラムの改善に向けた検討にあたっては、司書教諭の科目である「学校経営と学校図書館」の内容等についても検討し、学校司書と共通の科目とすることも含め、司書教諭の科目についても併せて検討を行うことが考えられる。
- モデルカリキュラムの普及が実質的なものとなるよう、大学等において開講されるモデルカリキュラムの質の確保も重要であり、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえ、将来的には、関係団体等が認証する仕組みも含め、モデルカリキュラムの評価のための仕組みについても検討を行うことが必要である。

(3) 学校司書への研修等について

- 平成26年の学校図書館法の一部改正により、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められた。地方公共団

体は、学校司書が必要な研修を受けられるよう配慮することが求められる。

- 教育委員会においては、学校司書の資質向上を図るため、それぞれの教育目標や基本方針，地域の状況等を踏まえつつ，意図的，計画的，継続的に研修の機会を設定することが求められる。
- 研修の実効性を高めるためには，初めて学校司書として勤務することになった者の知識・技能に応じた初任者向けの研修，継続的に自己の知識・技能を更新して業務の質を高めていくために必要な研修等，職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが必要となる。
- また，学校司書のみを対象とする研修のほか，学校司書が司書教諭等とともに受講できる，広く学校図書館関係教職員を対象とした研修の企画・実施は，司書教諭と学校司書の業務の相互理解や連携促進に効果が期待できるほか，学校司書が広く学校教育に対する理解を深めることができるという観点からも有効である。
- さらに，学校司書が日常的に手元に置き，必要に応じて参照することができるような業務の手引やガイドライン等を学校司書に期待する業務に応じて作成することも，複数の教育委員会等で取り組まれている有効な手段である。

5. 今後求められる取組について

(1) 国に求められる取組

- 国においては、全国的な教育水準の確保のために都道府県教育委員会等に必要な指導・助言を行う立場から、学校図書館の充実についての役割を担っていくことが求められる。特に、3. で述べたように、「学校図書館ガイドライン」を定めることが必要である。
- また、文部科学省において、都道府県・指定都市教育委員会の学校図書館担当指導主事を対象に、「学校図書館ガイドライン」の普及に向けて、国の施策の説明、優れた取組に関する情報提供、研究協議等を行う連絡協議会を定期的に企画・実施することが必要である。
- さらに、文部科学省において、4. で述べたように、学校司書のモデルカリキュラムを定めることが必要である。加えて、文部科学省において、大学等に対してモデルカリキュラムを周知するとともに、モデルカリキュラムの開講や履修証明プログラムの実施等について依頼し、モデルカリキュラムの普及等を図ることが必要である。
- 文部科学省においては、学校図書館担当指導主事や司書教諭、学校司書等がその職務を担う際に参考となるよう、過去に文部省（当時）が作成したいわゆる「学校図書館の手引」について、今日までの学校図書館に関する諸施策及び学校教育の状況等を踏まえて新たに作成することが必要である。
- また、文部科学省においては、学校図書館担当指導主事や司書教諭、学校司書等がその職務を担う際に参考となるよう、学校図書館に関する専門的な情報の提供のために、文部科学省の学校図書館に関するホームページをより充実させることも必要である。
- さらに文部科学省においては、今年度で第4次学校図書館図書整備5カ年計画が終了することから、次年度以降に向け、新たな学校図書館図書整備計画の策定を検討する必要がある。

(2) 教育委員会等に求められる取組

- 教育委員会において、今後定められる「学校図書館ガイドライン」を踏まえ、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが期待される。特に、教育委員会は校長を学校図書館長として指名するなど、校長のリーダーシップの下、学校が学校図書館の機能を十分に活用できるよう支援することが重要である。
- 教育委員会は、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要である。また、教育委員会においては、学校が整備した目録や蔵書のデータベースについて、地域内の学校図書館や公共図書館等とのネットワーク化を図ることも求められる。
- 教育委員会は、学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12学級以上の学校に

必ず司書教諭を配置することを徹底する必要がある。加えて、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるよう、担当授業時間数の軽減も含めた校務分掌上の工夫に取り組むとともに、11学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが求められる。また、特別支援学校における司書教諭の配置の充実も求められる。

- 学校司書の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に向けた取組とともに、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置やその支援を継続して行うことが求められる。
- また、学校司書のモデルカリキュラムは、学校司書が職務を遂行するにあたって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、モデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待される。
- さらに、教育委員会においては、校長等の管理職を対象として、学校図書館の重要性等について、理解を促進することも有効である。また、司書教諭や学校司書を対象とした研修を意図的、計画的、継続的に実施するなど、その資質能力の向上を図ることが求められる。研修内容については、職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが必要となる。その際、司書教諭と学校司書がともに受講できる、広く学校図書館関係教職員を対象とした研修の企画・実施は、司書教諭と学校司書の業務の相互理解や連携促進に効果が期待できる。
- 加えて、教育委員会においては、司書教諭や学校司書が日常的に手元に置き、必要に応じて参照することができるような業務の手引きや参考資料等を作成することも期待される。
- 近年、教育委員会が教育センター等に学校図書館支援センターを設置したり、公共図書館を学校図書館支援センターとして位置づけたりする事例もあり、教育委員会が学校図書館と公共図書館等との連携・協力を支援することにより、公共図書館資料の学校への貸出、公共図書館司書等による学校への訪問、学校図書館におけるレファレンスサービス等への協力等を進めていくことも有効である。
- また、地方公共団体によっては、学校図書館を支援する方策として、公共図書館や民間業者から職員の派遣や業務委託を行っている事例もある。学校図書館法に規定されている学校司書として想定されている者は、学校設置者が雇用する職員である。学校図書館法では、学校に学校司書を置くよう努めなければならないとされているため、教育委員会は、学校司書として自ら雇用する職員を置くよう努める必要がある。
- なお、都道府県教育委員会には、県立学校の設置者としての取組とともに、域内の市町村教育委員会に対して、学校図書館に関する支援等を行うことが求められる。また、上記の内容は主に公立学校を念頭に置いたものとなっているが、国私立学校においても、それぞれの設置者で取り組むことや教育委員会における取組と連携・協力すること等により、その学校図書館の充実に取り組むことが求められる。

(3) 学校に求められる取組

- 学校においては、今後定められる「学校図書館ガイドライン」を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが求められる。
- 特に、学校においては、学習指導要領等を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの観点から、全ての教職員が各教科等において学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められる。
- また、学校においては、児童生徒の言語能力や情報活用能力等の育成に関する教員の指導力の向上のために、学校図書館を利活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することも求められる。その際、司書教諭が学校図書館を活用した研究授業を実施したり、学校図書館の利活用について学校司書が講師を担当したり、研修内容や研修方法の工夫を図ることも有効である。
- さらに、学校においては、先進的な学校図書館での学習活動や読書活動を参観したり、教材研究の成果等を共有したり、他校の教職員も参加できる公開授業を実施したり、学校図書館に関する情報を相互に交換をしたりするなど、近隣校と連携することも、地域や学校として学校図書館の機能を発揮するのに有効である。
- また、学校においては、学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で、読書活動など児童生徒の状況等を含め、学校図書館の評価を行い、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが求められる。

別紙「学校図書モデルカリキュラム」(再掲)Ⅱの18(別添2)参照

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」について

〔平成27年6月30日〕
〔初等中等教育局長決定〕

1 趣旨

学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備である。近年では、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習やN I E (Newspaper in Education)、また、国語や社会、美術等様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、「アクティヴ・ラーニング」を支援していく役割が期待される。

また、学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号）において、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）の専門性を確保するため、その資格・養成の在り方等について検討を進めるとともに、研修その他の必要な措置を講ずることとされている。

このような状況を踏まえ、有識者等の協力を得て、学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針を得るため、学校図書館の整備充実に関する調査研究を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 学校図書館の運営に係る基本的な視点について
- (2) 学校司書資格・養成等の在り方について
- (3) 学校司書の職務のより一層の充実のための方策について
- (4) その他

3 実施方法

- (1) 有識者会議の開催に当たっては、別紙の有識者等の協力を得るものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成27年6月30日から平成29年3月31日までとする。

5 その他

この有識者会議に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」委員名簿

稲垣達也	東京都教育庁指導部主任指導主事
植松貞夫	跡見学園女子大学文学部教授・図書館長・情報メディアセンター長
加藤容子	岡山県津山市立北陵中学校学校司書
小瀬村良美	神奈川県平塚市立南原小学校司書教諭・総括教諭
小西哲也	兵庫教育大学教授
小林功	埼玉県立大宮中央高等学校司書教諭
佐藤淳	島根県教育庁教育指導課指導主事
實吉幹夫	学校法人東京女子学園理事長・東京女子学園中学高等学校校長
品川裕香	教育ジャーナリスト・編集者
高橋聡	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社公益サービス企画カンパニー社長
武島敦子	清須市学校支援地域本部統括コーディネーター
平久江祐司	筑波大学図書館情報メディア系教授
○堀川照代	青山学院女子短期大学教授
堀部尚久	神奈川県横浜市立並木中央小学校校長
三浦太郎	明治大学文学部専任准教授
米澤久美子	東京都立府中東高等学校（課長代理）司書

合計16名（50音順）

（○：座長）

（職名は平成28年5月9日現在）

○「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の開催状況

日程	内容
<p>【第1回】 H27. 8. 26</p>	<p>○座長の選任等について ○学校図書館の現状について ○今後の学校図書館の望ましい在り方について（自由討議）</p>
<p>【第2回】 H27. 11. 27</p>	<p>○関係団体ヒアリング （①横浜市教育委員会，②島根県教育委員会，③文京区教育委員会） ○司書教諭や学校司書の資質向上方策について ○学校司書の資格・養成の在り方について</p>
<p>【第3回】 H28. 1. 31</p>	<p>○関係団体ヒアリング （①公益社団法人全国学校図書館協議会，②公益社団法人日本図書館協会，③学校図書館問題研究会，④学校図書館を考える全国連絡会，⑤日本学校図書館学会，⑥日本図書館情報学会） ○自由討議</p>
<p>【第4回】 H28. 3. 10</p>	<p>○関係団体ヒアリング （①全国連合小学校長会，②全日本中学校長会，③全国高等学校校長協会，④学校図書館整備推進会議，⑤一般社団法人日本新聞協会，⑥一般社団法人日本書籍出版協会） ○学校図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理（案）について</p>
<p>【第5回】 H28. 5. 26</p>	<p>○学校司書の資格・養成等に関する作業部会の設置について ○学校図書館における図書館資料について</p>
<p>【第6回】 H28. 6. 28</p>	<p>○学校図書館の整備充実について</p>
<p>【第7回】 H28. 8. 30</p>	<p>○学校図書館の整備充実について</p>
<p>【第8回】 H28. 10. 13</p>	<p>○学校図書館の整備充実について</p>

「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」の設置について

〔平成28年5月26日〕
〔初等中等教育局長決定〕

1 趣旨

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」では、平成27年6月から、学校図書館の運営に係る基本的な視点、学校司書の資格・養成等の在り方、学校司書の職務のより一層の充実のための方策等について検討を行ってきたところである。

これまでの審議を踏まえ、本年3月には、「学校図書館の整備充実に係るこれまでの意見を踏まえた論点整理（案）」（以下「論点整理（案）」という。）をとりまとめた。

論点整理（案）では、今後更なる検討が必要と考えられる内容も示したところであり、特に、学校司書の資格・養成等については、学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律第93号）の附則第2項を踏まえ、審議を更に深める必要があることから、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の下に、「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」を設置する。

2 検討事項

- (1) 学校司書の資格の在り方について
- (2) 学校司書の養成の在り方について
- (3) その他

3 委員等

- (1) 本作業部会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- (3) 会議の公開については、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議と同様とする。

4 実施期間

平成28年5月26日から平成29年3月31日までとする。

5 その他

本作業部会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」委員名簿

- | | |
|-------|---------------------|
| 井上靖代 | 獨協大学教授 |
| 小田光宏 | 青山学院大学教授 |
| 平久江祐司 | 筑波大学図書館情報メディア系教授 |
| ○堀川照代 | 青山学院女子短期大学教授 |
| 堀部尚久 | 横浜市立並木中央小学校長 |
| 三浦太郎 | 明治大学文学部准教授 |
| 米澤久美子 | 東京都立府中東高等学校（課長代理）司書 |

合計7名（50音順）

（○：部会長）

（職名は平成28年5月26日現在）

○「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」の開催状況

日程	内容
【第1回】 H28. 6. 19	○会議の公開の取扱いについて ○学校司書の現状について ○学校司書の資格・養成等の在り方について
【第2回】 H28. 7. 16	○学校司書の資格・養成等の在り方について
【第3回】 H28. 8. 2	○学校司書の資格・養成等の在り方について

19 「学校司書のモデルカリキュラム」について（通知）

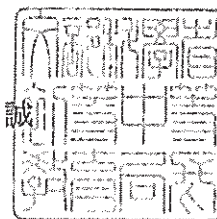


28文科初第1172号
平成28年11月29日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省初等中等教育局長

藤 原



(印影印刷)

「学校司書のモデルカリキュラム」について（通知）

学校司書については、平成26年に学校図書館法が一部改正され、学校には、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書を置くよう努めなければならない旨が規定されました。

また、学校図書館法の附則第2項においては、国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされました。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、本年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（以下「本報告」という。）（別添参考資料）を取りまとめていただいたところです。

このたび、本報告を踏まえ、文部科学省として、別添のとおり「学校司書のモデルカリキュラム」を定めましたので、お知らせします。

学校司書の養成に当たる大学等におかれては、下記の事項に御留意いただき、モデルカリキュラムを踏まえた授業科目の開講や履修証明プログラムの実施など、学校司書の養成に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校司書のモデルカリキュラムについて

- (1) 学校司書の職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる科目から構成される学校司書のモデルカリキュラムについて、別添のとおり定めたこと。
- (2) 学校司書のモデルカリキュラムは、学校司書に求められる知識・技能の習得のために必要な科目で構成されており、全て必修科目で構成されていること。
- (3) 学校司書のモデルカリキュラムには、司書教諭の科目、司書資格の科目が一部含まれること。

2 学校司書のモデルカリキュラムの運用について

- (1) 学校司書のモデルカリキュラムの運用に当たっては、各大学等が授業科目として開講し単位認定することのほか、各大学等が履修証明制度を活用することなどにより柔軟に履修できる仕組みを整え、その修了の事実を証する証明書等を学校司書の採用等の際に活用することが考えられること。
- (2) 大学等において開講する科目名については、学校司書のモデルカリキュラムの科目名ではなくても差し支えないものであるとともに、大学等の事情により、科目を統合・分割することも可能であること。
- (3) 学校司書のモデルカリキュラムに含まれている司書教諭の科目、司書資格の科目については、現行制度におけるこれらの科目を過去に履修した者は、モデルカリキュラムに含まれているこれらの科目について、既に履修したものとみなすこととする。また、教員免許状のうち普通免許状を有する者は、モデルカリキュラムに含まれている学校教育概論について、既に履修したものとみなすこととする。

(添付資料)

- 別添 「学校司書のモデルカリキュラム」(再掲)Ⅱの18(別添2)参照
別添参考資料 「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」
(再掲)Ⅱの18(参考資料)参照

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課指導調査係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3291)

03-6734-3291 (直通)

e-mail gaktosyo@mext.go.jp

Ⅲ 図書館関係の答申・建議等

1 社会教育施設の整備について

[昭和29年 2月16日 社会教育審議会建議]

国家の再建が社会教育の振興にまつ所は極めて大であるにもかかわらず、社会教育施設として重要な機能をもつ公民館、図書館、博物館等の諸施設が、貧困、不備のまま放置されていることは誠に遺憾である。即ち、昭和28年度予算として内示されたところにおいても、社会教育施設運営費補助額はわずかに3,850万5千円にすぎず、更はその建築費補助にいたっては総額1,000万円を認められたのみであって、予定された7ヶ年整備計画は全面的にほうかいする実情にある。しかも、諸施設の建築にあたっては地方公共団体並びに社会教育関係者の一致した念願にもかかわらず、今日なお起債の対象として認められていないため、これら諸施設拡充が全面的に阻止されている現状である。このままにして放置する場合、社会施設の機能の発揮は勿論国民道義の高揚も生活文化の向上も期して待つべくもないことは明らかである。

よって、ここにこれが打開方策として次の三点につき万全の措置を講ぜられるよう建議する。

記

1. 社会教育施設運営費補助額の増額。
2. 社会教育施設建築費補助の増強。
3. 昭和28年度における社会教育施設の建築に対する起債の確保。

2 社会教育施設振興の方策はいかにすべきか（抄）

[昭和31年 3月28日 社会教育審議会答申]

社会教育の振興は公民館、図書館、博物館等の施設にまつところがきわめて大きい、これら施設が真に人間教育の場として役立ち国民文化の進展に寄与できるためにはそれらが充分にその機能を発揮できるような状態におかれていることが必要である。しかるにわが国の社会教育施設の現状はまことに貧弱であり、それが活発な活動を展開するためには、職員、建物、設備等に幾多の改善整備を要する実状である。したがって、とくに同種の設備間の連携はもとより各種施設間の合理的な配置、相互授助、相互調整、共通課題に対する総合対策の実施等によって職員、資料等の不足を補い、その機能を強化することが極めて重要である。今日問題になっている「青少年教育」についてもこれら施設が相互に提携し、創意工夫を加えて積極的な活動を展開すればその成果には必ず著しいものがあると考えられる。さらに現状においては、関係法令の整備をはじめとしてその充実に画期的な行財政措置を講ずる必要が痛感されている。

以上のような理由によって、本審議会は各施設毎に次の通りその振興の方策を答申する。

1. 公民館（略）

2. 図書館

(1) 図書館の設置について

都市における図書館の設置率は現在約70%であるが、町村合併の進行にともない図書館の設置を促進すべきである。なおそのためには遊休施設も相当数見込まれるので、これら施設を利用して図書館を設置するとともに、建設費を補助する等の措置をも講じ、100%設置を目途として適切な対策をたてる必要がある。

(2) 図書館職員養成制度について

現行図書館法による専門職員養成制度は大学における図書館学講座の開設を促進するとともに文部大臣委嘱の講習により、司書、司書補の資格を与える等多大の成果をあげてきたが専門職員の充実と資質の向上のため次の諸点について更に適切な措置を講ずる必要がある。

- (イ) 大学の図書館学科の充実を図ること。
- (ロ) 現行講習制度を継続すること。
- (ハ) 司書資格認定制度を新たに設けること。
- (ニ) 図書館職員養成所を拡充整備すること。

(3) 専門職としての地位の確立について

司書、司書補は図書館の専門職員として図書館法による一定の資格が要求されているが、職階制、任用等における取扱いには、遺憾の点が多いので、これが改正のための措置を講ずる必要がある。なお、現行法では図書館専門職員は任意設置となつていますがこれが設置を促進するための適切な措置を講ずる必要がある。

(4) 基準について

現行図書館の最低基準については地域人口に応じた図書の年間増加冊数、専門職員数、建坪数のみを算定の基準としているのみで実際の図書館機能の活動を考慮していない憾みがある。従つて、これが改善のために基準の設定に当つては、より具体的な諸条件も考える必要がある。

(5) 国庫補助金について

図書館に対する国庫補助金は従来極めて少額ではあるが、図書館発展のため相当の効果をあげてきたものと認められる。しかるにその金額は年々減額され更に零細補助金としてしばしば打切の措置が伝えられることは遺憾にたえない。社会教育施設の重要性にかんがみ強力な施策によつて補助金が飛躍的に増大するよう努められたい。

(6) 図書館奉仕活動の強化について

図書館法の成立によつて図書館事業は従来より漸次発展してきたがさらに一段の振興を図るため次の諸点に留意して適切な対策をたてる必要がある。

- (イ) 館外奉仕活動をさらに強化すること。
- (ロ) 都市における図書館のレファレンス・ワークを活ばつならしめること。
- (ハ) 青少年に対する読書指導をさらに効果あらしめること。
- (ニ) 教材センターを公共図書館に設けて学校図書館との連絡をさらに緊密にすること。
- (ホ) 公共図書館を中心として公民館図書館等の機能の連絡調整を図るため効果ある対策を講ずること。

3. 博物館（略）

3 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について （抄）

[昭和46年4月30日 社会教育審議会答申]

第2部 社会教育振興の方向

4 社会教育に関する施設

(1) 施設の現状

ア 施設の種類

社会教育に関する施設は、社会教育活動の内容や方法が多様であるのに対応して多種にわたっている。また、設置者は公共団体だけでなく、民間団体や私人もあり、施設の利用範囲も近隣住区を中心とするものから、より広域的なものまでさまざまである。

社会教育に関係する施設を設置の目的からみると、公民館、図書館、博物館、体育館、青年の家等のように、もつぱら社会教育活動を目的として設けられた施設と、学校教育施設、厚生施設、職業訓練施設、農業研修施設、宗教施設、教養娯楽施設などのように、本来、社会教育のために設けられたものではないが、社会教育の推進に事実上役だつている施設とにわけられる。

社会教育に関する施設について考える場合、これらを総合的にとらえる視点が必要であるが、ここでは、前者を中心にとりあげることとする。

イ 施設の現状

わが国における社会教育施設の発展は戦後とくにめざましく、公民館、青年の家などの新しい施設が生まれ、その数も年々増加している。しかし、その絶対数は少なく、地域間の普及状況には格差がある。また、専門職員の不足、施設・設備・資料の不備、運営上の配慮の不足などのため、本来の目的にかなった活動をじゅうぶん展開できないものが少なくない。

(2) 社会的条件の変化と施設

ア 施設一般の課題

国民の学習要求の高まりに即して、社会教育施設を拡充するにあたっては、次のような課題を

解決する必要がある。

(ア) 施設の計画的整備と体系的配置

施設の目的・機能・利用範囲，地域人口，交通条件などを考慮しながら，ひとつひとつの必要と要求に即応するように，諸施設の整備計画を樹立する必要がある。この場合，各施設が日常生活圏施設，広域圏施設のいずれに属するかに留意しながら，体系的な配置を図るべきである。また，国および地方公共団体が地域開発計画等を策定する場合には，社会教育施設の配置を織り込むとともに，それに必要な土地の先行的確保について配慮すべきである。

なお，校庭の開放その他学校の施設設備の開放の推進についても配慮する必要がある。

(イ) 施設の専門分化と総合的な施設の強化

ひとつひとつの学習要求の高度化，多様化に伴い，施設に対しても専門分化したサービスが要請される。この場合，人口過疎地域においては，町村単独で個々に設置することは困難であることにかんがみ，当該地域の中心地区に専門分化した施設を共同で設置する等の措置を講じ，ひとつひとつの学習要求に対応することが望まれる。

また，専門的施設をいくつか集めて，総合的な機能をもつ施設に統合することも必要である。他方，施設の機能の専門分化と並行して，地域のひとつひとつが身近に相互のつながりを深め，自発的活動を展開できるような各機能をあわせもつ日常的総合施設の必要も大きい。

(ウ) 都市における施設の刷新・充実

都市住民の意識や生活環境に応じて，たとえば，相互連帯意識を啓培するための公民館，スポーツを楽しめる身近な小運動場や屋内体育館，青少年の豊かな人間形成のための青少年教育施設の充実など，社会教育施設の刷新・充実に積極的に進める必要がある。とくに大都市およびその周辺部においては，通勤・消費行動，余暇利用等の人口流動に対応して，中心街，事業場密集地域に文化施設等の設置を促進する必要がある。

(エ) 内容の高度化に対応する条件の整備

今後，社会教育施設にも高度の活動と魅力ある施設内容が強く要求されるので，物的条件の整備には格別の努力が必要である。また，施設の運営において職員がきわめて重要な役割を果たすことにかんがみ，各施設における専任職員の設置と増員につとめるとともに，その資質向上のための養成と研修につとめる必要がある。

(オ) 他の施設との連携強化

各種の社会教育施設が，単独ですべての活動を行なおうとして，かえってサービスの不徹底をきたしている場合が少なくない。今後，同種施設間に一定の組織を作つて事業の共同化を図り，または専門分化した施設と一般的施設との間に，あるいは広域圏の施設と近隣住区施設との間に強力な連携体制をつくつて，サービスを充実する必要がある。また，社会教育施設は，その他の関係施設と提携して経営効率の充実に期すべきである。

(カ) 公共投資などの拡大

国や地方公共団体は，これらの社会教育施設が生活環境の基盤であることを認識し，施設の建設については財政措置を強化する必要がある。

イ 施設別の課題

(イ) 図書館

公共図書館は，わが国の社会教育の発達過程において，最も早くから現われ，一般公衆の利

用に供されてきたものであるが、設置状況はふじゅうぶんであり、蔵書冊数や年間増加冊数は国際水準と比較してきわめて低い水準にあり、とくにサービス機構の不備、図書館サービス網の設定のふじゅうぶんさなどが目だつ。

しかし、ひとびとの多様な自主的学習、研究および調査に利便を供し、また、高度化・専門化した知識や情報を提供するための中心的な施設として、その果たすべき役割はきわめて大きい。そこで、次の点に留意する必要がある。

- (i) 市にその設置促進を図ることはいうまでもないが、町村においても、単独または共同で、あるいは公民館の図書室として設置する必要がある。最も重要なことは、分館、公民館図書室、配本所、ブックモバイルなどを結んで図書館のサービス網を充実するとともに、最近の出版物のはんらんに対応して、読書相談、読書指導を強化することである。
- (ii) 資料の増大、更新に格段の努力を必要とする。資料の充実については、図書館自体においても、相互に協力して資料収集や保存、貸出を分担し、その合理化、効率化を図る必要がある。なお、最近とくに重要性の増してきた視聴覚資料等図書以外の資料についても、その充実を図るべきである。
- (iii) 公共図書館は、大学図書館、専門図書館とも提携して、より強力な奉仕体制の確立を図ることが必要である。

また、わが国における私立図書館の現状からみて、特色ある私立図書館の育成振興を図り、今後、公立図書館と私立図書館との機能分担と提携を進めることが必要である。なお、企業体の文献資料室等で一般公衆に公開したり、資料の貸出を行なうものについては、これを奨励助長して図書館機能の増大に努めることが肝要である。

5 社会教育における指導者

(2) 社会的条件の変化と指導者

(i) 行政関係職員

(ii) 施設職員

b 図書館の司書

図書館には、専門的職員として司書・司書補が置かれている。司書は、今日年々刊行、作成される資料を選択し、整理し、保管するほか、参考業務（レファレンス・サービス）、読書指導案内、図書の選択や検索の援助、図書の所在に関する情報の提供等、広い分野にわたって利用者に奉仕しなければならないので、高度の能力が要求され、専門的な知識・技術が必要とされているが、現在の司書養成の制度ではじゅうぶんにその目的が達成できるとはいえない。

したがって、司書の設置充実を図るとともに、大学における講座・科目および司書講習の充実、資格試験制度の創設など、司書の養成制度の改善と処遇の改善が図られなければならない。

4 生涯教育について（抄）

[昭和56年6月11日 中央教育審議会答申]

第3章 成人するまでの教育

4 社会教育の推進

(1) 地域社会における学習活動の促進（略）

(2) 活動のための機会及び指導者の充実

地域社会における青少年の自由で個性的な学習，スポーツ活動，芸術文化活動あるいは団体活動を促進するため，公民館，図書館，博物館，少年自然の家，青年の家，身近な運動広場，体育館，野外活動施設など，青少年の活動圏に即した社会教育施設や体育・スポーツ施設を一層整備・充実すべきである。

また，民間企業・団体の施設の開放や空地の利用促進なども図る必要がある。

さらに，青少年の学習活動のための指導者として，主婦，高齢者を含む成人一般の有志指導者はもとより，高校生，大学生などのこの面での活躍が期待される。

(3) 社会参加の促進（略）

第4章 成人期の教育

3 社会教育の振興

(1) 社会教育事業の拡充（略）

(2) 社会教育施設の整備・充実

各地には，公民館，図書館，博物館，文化会館，体育館，運動広場など住民の学習や芸術文化活動，体育・スポーツ活動のための種々の公共施設がある。これら各種の施設は，国の助成や地方公共団体の努力によって逐年整備されてきているが，その数は利用者の要望に照らし，なお十分とは言えない。

このため，今後，地域の特性や住民の文化活動圏など学習活動の実態を考慮しつつ，これらの施設の整備を計画的，体系的に進める必要がある。

また，各施設がより効果的に利用されるように，夜間の開放も含め利用時間や運営方法の弾力化に一層努めるなど，施設の活用方法の改善を図るとともに，事業活動に関する情報提供の充実に努め，あるいは関連施設相互の有機的連携を強化する必要がある。

なお，最近，一部の都道府県で設置又は構想・計画中の生涯教育センターなど，教育・文化面についての各種の機能をもつ総合的な社会教育施設を一層整備していく必要がある。

さらに，学校施設やその他の公共施設の開放の促進を図るほか，各種の団体や企業等が有する民間施設も地域住民のために開放されることが望まれる。なお，学校施設の開放を推進するため，今後，住民にとって利用しやすい施設設計上の配慮や教職員の積極的な協力が期待される。

(3) 指導者の養成と処遇の改善(略)

(4) 個人学習の奨励・援助等

人々の学習要求が、その内容・方法において一層多様化・高度化し、また、集団的な学習形態よりも個人学習を望む人々も数多く存在することから、個人学習に対する配慮がますます重要になるであろう。

このため、社会通信教育の充実や、近年、各方面で試みられつつある地域の各家庭に情報を送る新たな情報媒体の開発とその活用を図ることが望まれる。

また、電話等を利用した情報提供・相談事業や、図書館や博物館におけるこの種の機能の強化を図り、あるいは公民館における身近な情報提供・相談機能を拡充すべきである。都道府県段階においては、例えば、生涯教育センターなどの総合的な社会教育施設で、広域的に学習に関する情報を収集・提供したり、学習相談に応じ得るような学習情報センター的機能を充実する必要がある。

さらに、個人の各種のスポーツ活動を奨励・援助するため、年齢段階に応じたスポーツ・プログラムの充実や、手軽な指導者の提供が望まれる。

また、各人の学習活動の成果に対して適当な資格を認定・付与するような方策は、人々の学習への動機や意欲を高める上でも考慮に値しよう。

第5章 高齢期の教育

2 学習活動の奨励・援助等

(1) 学習機会の拡充

精神的に豊かな生活を営む上において、各人の自助努力が基本であることは言うまでもないが、国や地方公共団体も高齢者の教育あるいはそのための諸施設、指導者の確保などを更に充実する必要がある。その際、高齢者の学習要求を画一的な枠（わく）組みの中でとらえず、各人の能力や健康・体力、社会経験の違いなども十分考慮し、選択可能な多様な学習機会を用意することが大切である。

最近、各地において公民館を中心に高齢者教室や高齢者大学などの事業が活発であり、それぞれ大きな成果を上げているが、今後は、公民館のみならず、身近な学校施設やその他の公共的施設においても、この種の学習機会を設けることが望まれる。

また、高齢者の個人学習を奨励・援助するため、図書館、博物館など専門的な教育施設が積極的な役割を果たすことや、電話などによる学習相談事業の充実を図ることが極めて重要である。

さらに、種々の制約を持つ高齢者にとって、放送大学や通信教育は、学習の機会を広く、効果的に提供するものとして、今後、ますます重視されなければならない。

(2) 学習内容・方法の工夫・改善

高齢者の希望や地域の状況等に即し、学習内容・方法の面でも適切、多様な対応が望まれる。その際、実践的、活動的な方法を採用したり、異なる世代との接触・交流や各人の生活課題を重視するなどして、自主的な参加意欲を満たし、学習効果を高めるような工夫が大切である。

また、自己の学習成果を活用して、自ら指導者としての役割を果たすことは、高齢者の学習の動機づけや学習効果を高めるものであると考えられる。

急速な高齢化社会を迎えて、我が国の高齢者のための教育的対応は、まだ緒についたばかりである。このため、人間の老化に関する研究を含め、高齢期の特徴を配慮した学習内容・方法の研究・開発を積極的に進める必要がある。

(3) スポーツ活動の奨励（略）

3 社会参加の促進

多くの高齢者にとって、自己の経験や知識・能力を生かして社会的に活動することは、大きな生きがいの一つとなろう。

したがって、高齢期の人々が、今よりも容易に社会参加ができるように様々な場を広く用意することが大切である。この場合、各人がその希望する形で社会参加を果たし、他の世代とのかかわりや周囲の人々との積極的な交流が図られるように配慮することが必要である。

最近、各地で行われている人材活用事業は、高齢者がその能力を積極的に生かす場を提供するものとして効果的である。なお、高齢者がこのように指導者としての役割を担い、あるいは奉仕活動などの地域活動に参加することに対し、社会がそれらの努力に正しく報いようとする配慮が肝要である。

4 高齢期の生き方と生涯教育

流動する現代社会の中であって、高齢者が充実した生活を送るために、自ら進んで学習活動や社会的活動を続け、あるいは瞑（めい）想や思索に意義を見いだすなど、主体的に生きる姿勢が大切である。

また、国民一人一人が、高齢化社会の急速な進展を迎え、高齢期をひかえてその生き方を自ら考え、それに対して備えることの必要性を自ら認識することが重要である。人間がその生涯を通じて、科学、芸術、宗教など人生とかかわる根源的な諸問題を学習・探求し、自己自身を深めることによって価値ある生涯を送ることにこそ生涯学習の意義があり、このような学習を可能にすることが生涯教育の理想とするところである。

5 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（抄）

[昭和61年12月3日 社会教育審議会社会教育施設分科会報告]

まえがき

ボランティア活動は、我が国の人々の間にも次第に広がってきている。それは、今日の生活水準の向上、自由時間の増大及び平均寿命の伸長などの社会的変化と無関係ではない。つまり、物質的豊かさの中で心豊かな生活を願う人々が増えてきていることの表れであろう。

ボランティア活動に対する人々の考え方も変わってきた。ボランティア活動を通して自己の成長を図るという考えが目立つようになってきている。いわゆる生涯学習活動の一つとしてボランティア活動をとらえ、これを促進しようとする傾向が強くなってきていると見ることができる。

このような状況の中で、社会教育施設がボランティアの志を生かしていくことの意義は大きい。社会教育施設はもともと地域の人々の生涯学習活動の拠点である。ボランティア活動は社会教育施設と地域の人々の結びつきを一層強めることになる。それがまた、施設の活性化を促すと考えられる。

そこで昭和61年3月、本分科会に施設ボランティア小委員会を設置し、同小委員会において慎重な審議を重ね、ここに「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」として取りまとめ報告するものである。本報告の趣旨が十分に生かされた社会教育施設におけるボランティア活動が活発に行われるようになることを切望する。

第1章 生涯学習とボランティア活動

2 ボランティア活動の意義

我が国では、ボランティア活動といえば身体障害者の介護など、いわゆる社会福祉の活動としてとらえる傾向があったが、ボランティア活動はもっと広くとらえられるべきものである。近年、こうした傾向が次第に見られるようになってきたのは望ましいことである。このことは、今日の生活水準の向上、自由時間の増大など、ゆとりある生活の中で人々が自らを向上させる意欲をボランティア活動に求めるようになってきたためと考えることができる。

ボランティア活動は、一面ではさまざまな相互の触れ合いの中で、教えかつ学ぶという相互学習の機能を持っている。したがって、人々はボランティア活動に参加することで、自らの知的、精神的世界を広げ、生きがい意識を高めることも期待できるのである。この生涯学習としてのボランティア活動の一層の拡充を図るためには、それをごく日常的で楽しい活動としてとらえることが大切であろう。

また、ボランティア活動は、我が国に古くからある郷土愛、奉仕の精神などに通ずるものを含んでいる。精神的風土の荒廃がいわれる今日、ボランティア活動は見失われようとする伝統を呼び起こし、更に発展させる役割を果たすことになる。それが新しいコミュニティの形成に貢献する。ボランティア活動を広くとらえる意義もそこにある。

ボランティア活動のこのような意義からみて、それが人々の生涯を通じての活動であることは明らかである。つまり、学校や職場あるいは家庭など人々が属する立場にかかわらず行われるべきものなのである。年齢や所属を超えたボランティア活動を通して自己の新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れないものがある。

第2章 社会教育施設におけるボランティア活動

1 社会教育施設の課題

社会教育施設は、人々の生涯学習への意欲の高まりに呼応してその設置の促進が図られている。しかしその整備状況はなお十分とはいえない。今後とも需要にこたえて必要な施設の整備を進める必要がある。

社会教育施設整備の促進とともに、その活動内容の充実を図ることが重要である。そのため、社会教育施設は、人々の期待にこたえて学習情報を提供し、また、質の高い学習活動、地域連帯感を養う地域活動を促進するように努めなければならない。そのことにより地域の人々と施設のつながりは一層強いものになろう。社会教育施設が行う事業活動に地域の人々が積極的に参画し、利用者と施設とが一体となって施設の機能を十分に生かした各種の事業が実施されるようになることが望まれる。

利用者と施設が一体となった事業を実施するには、まず施設職員自らがその資質能力を高め、施設に対する人々の要望を的確に把握し、適切な活動プログラムを用意する必要がある。その際、社会教育施設間の連携、協力はもちろんのこと、地域の中の諸施設との連携も図り、各種施設が一体となって人々に対する学習サービスを行うよう配慮することが大切である。更に、人々の学習活動の広がりこたえてボランティア活動の促進を図ることが重要である。このことにより、社会教育施設はより活発化し、人々の生涯学習の要望にこたえることのできる施設として地域社会に位置づくことになろう。

2 ボランティア活動による施設の活性化

ボランティア活動が社会教育施設で行われるようになったのは、比較的新しいことである。ボランティア活動が人々の学習活動であることはもとより、施設に新しい息吹をもたらすことに注目したい。

ボランティア活動に参加する人々は、自由な立場にある。施設職員とは異なる視点から新しい学習の課題を見つけたり、それへの対応の方向を提案するなど社会教育施設に新たな発展をもたらす独創的な力を発揮することが期待される。このような期待が実現されたとき、施設の教育機能は一層の拡大を図ることができる。

ボランティアの人々の発想が社会教育施設の運営や事業の実施に新しい工夫をもたらし、施設をより多くの人々に親しまれるものにする。施設と地域の人々とを強く結びつける面での効果は大きい。ボランティア活動という新しい流れが社会教育施設を活性化するのである。

社会教育施設にボランティアを受け入れるに際しては、施設の人的、物的体制の不備を補完する役割をボランティアに期待してはならない。仮に、そのような考えで施設にボランティアを受け入れた場合には、ボランティアの活動意欲を喪失させ、継続的なボランティア活動がむずかしくなる。

3 多様な活動領域

ボランティア活動の主要な場面としては、施設における事業の推進・協力、施設的环境整備及び広報・広聴活動への協力などがあげられる。ボランティア活動は、定期的、継続的なものもあるが、短期の催しや学習相談事業への助力など、不定期で随時の活動形態も比較的多く見られるようになっている。

主な社会教育施設のボランティア活動の場面をやや具体的に挙げると、次のようになる。

社会教育施設全般に比較的共通にみられるボランティア活動としては、施設の利用者のための保育

活動、施設の美化運動、広報活動への協力、各種の集会における会場整理、施設の特徴を生かした相談活動における相談員、各種の視聴覚機器の操作援助、国際交流活動への協力がある。以下施設ごとに概観してみよう。

公民館では、婦人学級、家庭教育学級、成人大学講座等各種の学級・講座における指導・助言、各種の学級・講座等で使用する自主教材制作への協力、地域の伝統芸能を継承するための諸活動に対する指導・助言、子ども会、青年団、婦人会等各種の社会教育関係団体行う諸活動に対する援助、学習相談等各種の相談活動における相談員、事業計画の企画・立案に際しての援助、公民館に対するニーズ調査を行う場合の援助、学習グループの組織化活動、学習情報の提供・収集への協力など。

図書館では、視覚障害者のための点字図書や録音テープ等の作成、子どものためのストーリー・テリング、紙芝居、読書会活動等の集会行事における指導・助言・協力、移動図書館の地域配本所における援助活動、書庫の図書整理及び破損図書の修理、レファレンス・情報提供における司書への協力・民話等の郷土資料の収集活動への協力など。

博物館では、展示資料の開設、展示資料の看視及び会場整理への協力、展示資料の収集・制作等における学芸員への協力、標本作成や調査研究活動に対する協力、探究的学習活動への助言、学習活動の教材・教具の制作、野外活動等教育活動における指導・援助、来館者に対するインフォメーション活動、「友の会」等利用者グループの世話、利用者の自由研究の相談など。

青少年教育施設では、利用グループに対する野外活動・自然観察等の指導・援助、青少年団体・グループ活動に対する援助、主催事業等に対する協力活動、自然保護活動、自然環境調査、教材や教具の作成・提供など。婦人教育施設では、婦人学級、家庭教育学級等各種の学級・講座における指導者、主催事業に対する協力活動、婦人団体・グループが行う諸活動に対する援助、情報の収集・提供への協力、学習相談・育児相談等各種の相談活動における相談員など。

スポーツ施設では、各種スポーツの指導・援助、体育用具の保守・管理、スポーツテストへの協力、スポーツグループ組織化活動、スポーツ意識の啓発活動など。

これら以外にも、それぞれの社会教育施設の特徴を生かした活動領域を積極的に開発し、いろいろな領域でボランティア活動が行われるように配慮する必要がある。

第3章 ボランティア活動促進のための条件整備

1 ボランティア活動の活性化のために

(1) 受け入れ体制

社会教育施設の中にはボランティア活動を受け入れることに、ともすれば消極的になりがちなどころも見受けられる。その要因としては、1 社会教育施設の運営は施設職員自らが外部の力を借りずに自力で行うべきであると考えていること、2 ボランティアを受け入れることにより、そのための準備や世話に忙殺された勤務過重になると思っていること、3 ボランティアを受け入れてもどのような活動をさせてよいかわからないこと、4 ボランティア活動の希望者が、どの程度いるか把握していないこと等が考えられる。

このような阻害要因を取り除き、社会教育施設におけるボランティア活動を活発にするためには、次のような事柄に留意する必要がある。

その第1は、施設職員がボランティア活動に対する認識を改めることである。社会教育施設にボランティアを受け入れるのは、施設に新たな機能を加え、施設の教育機能の充実につながるもので

あることを理解する必要がある。施設職員の勤務の省力化のためではない。また、ボランティア活動そのものが一つの重要な学習活動であることを考えれば、その受け入れは施設職員として当然の職務であり、積極的な姿勢が求められる。

第2は、社会教育施設がボランティアを受け入れる諸条件を整備することである。意欲のあるボランティアが社会教育施設にきても、活動領域が不明確で何をしようかわからないとか、世話役がはっきりせず、だれに相談しようかわからないなどの状況では、十分なボランティア活動を期待することはできない。施設職員は、その専門性を発揮して、ボランティアを受け入れるための活動領域の設定や必要経費の計上などを計画的に準備する必要がある。

第3は、ボランティアに関するデータ・バンクを設置し、ボランティア情報のネットワークの整備を図ることである。今日、社会教育施設のこの面での対応が極めて遅れている。データ・バンクは、ボランティア希望者や施設のボランティア要請の状況を登録するなど、ボランティアに関する諸情報を収集し、提供する。また、ボランティアに関する相談にも応じられるようにする必要がある。

このデータ・バンクとしての役割を果たす施設としては、人々の身近なところに設置されている公民館、図書館等の社会教育施設に期待されるところが大きい。また、これら社会教育施設間のネットワーク化が図られ、人々がどの施設に行ってもボランティア情報が得られるような広域的な体制をつくることが重要である。

(2) 費用負担

ボランティア活動は、手弁当で無償のものと考えられてきた。また、実際の活動もそのように行われていることが多い。しかし、その善意の提供に対して活動のための実費を施設等が負担することも、また自然な行為と考えられる。例えば、活動に要した交通費、食事代を供することは、ボランティア活動の本旨を損なうものでないばかりか、大方の合意が得られるものと思われる。

(3) 事故防止

ボランティア活動中に予測しがたい事故が、ごくまれにはあるが起きている。不測の事態に備えて社会教育施設では、活動中の安全対策に十分配慮する必要がある。そのためにはまず、ボランティアの人々に安全教育の機会が提供されねばならない。

それでもなお、活動中に起こり得る不測の事故に備えるには、ボランティアに関する保険制度の活用が有効である。現状では、行政機関や団体が保険に加入しているなどさまざまな実態が見受けられる。このような措置は更に拡充されることが必要である。保険加入はボランティア活動に参加する人々に精神的なゆとりをもたらす。そのことから人々は安心して活動に専念できることになり、その成果を一層高めることができる。

2 ボランティアの養成と研修

ボランティア活動を更に広めるためには、人々の参加を容易にする諸条件の整備を図ることが大切である。ボランティアに関する養成や研修を積極的に行うのもその一つである。

ボランティア活動を志す人々の中には、好きだからとか何かをやってみようからとかいうような動機で参加する例も少なくない。ボランティア活動の出発点として、そのような動機は大切なことであり、尊重されなければならない。ところが、実際の活動の中では、活動内容についての知識、技術が

必要とされる場合もある。そのために、社会教育施設は、それぞれの施設の特徴を生かした養成、研修のためのプログラムを用意すべきであろう。

更に、ボランティア活動として社会教育施設における学習プログラムの企画、立案への参加、あるいは各種の相談活動など、高度な知識技術を必要とする領域も増えることが予想される。それらの課題に応えるために、研修の高度化を図ることも必要であろう。

また、ボランティア活動の促進を図るためには、ボランティアの人々のまとめ役としてのボランティア・リーダーの役割が重要になる。ボランティア・リーダーを養成し、その資質向上を図るための研修を積極的に行うことも大切である。

3 ボランティア活動の社会的評価

ボランティア活動は、まず自己の成長のために行う自発的で無償の行為であり、その趣旨が生かされることが重要である。更にボランティア活動が社会教育施設における諸活動を進める上で一定の役割を引き受ける活動であることを考えれば、そこには常に社会的責任が伴う。ボランティアの人々はこの責任を自覚し、活動に励むことが大切である。

ボランティア活動が社会的に正当に評価されることは、ボランティアの人々の励みにもなり必要なことである。我が国では、ボランティアに対する見方に問題がないわけではない。ボランティアを暖かい心で見守り、活動に対して感謝や励ましの気持ちを示す社会的雰囲気醸成する必要がある。そのためには、関係機関が新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等を通じてボランティア活動の実際を周知させたり、何らかの形で優れたボランティア活動を表彰したり、学校教育におけるボランティア活動の促進を図るなど、多くの人々にその活動が理解されるような方途を講ずる必要がある。更に、ボランティアの人々の交流や体験発表の機会を設けるなどして活動の反省や励みになる機会を提供することも大切である。

近年、ボランティア活動の社会的評価として就職や入学の選考等でボランティア活動の経歴を人物評価に取り入れる動きがみられる。それは人物評価として大切なことであり、ボランティア活動を促進する上からも望ましい。その際、ボランティア活動の趣旨を損なわない配慮が必要であることはいうまでもない。

一方、ボランティア活動が活発に行われている施設を積極的に評価することも大いに意義がある。社会教育施設がボランティア活動によって事業の活性化を図っている実際を、施設経営を評価する指標の一つに加えることを提案したい。そのことが施設におけるボランティア活動を促進し、ひいては社会教育の振興の一助となる。

6 新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）

[昭和63年2月9日 社会教育審議会社会教育施設分科会]

はじめに

本分科会では、社会教育施設が人々の生涯の各時期、各分野における学習に対する要請や地域社会における様々な教育課題に的確に応えられるよう、その役割、任務を再検討し、整備の方向を明らかにすることとし、昭和60年11月に公共図書館の在り方の検討を開始した。

その後、臨時教育審議会において、学校教育中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を中心とする教育体系の総合的再編成を図っていかなければならないことが示され、社会の各分野の教育活動を活性化していくことの必要性が指摘された。具体的に、その第二次答申で、各種の社会教育施設等の学習内容や学習形態を多様化、高度化し、その活性化を図るとともに、そこで人々がより広範囲な情報を得て、学習や研究に効果的に利用できるようにするため、図書館、博物館等同種の施設や地域内における異種の施設のネットワーク化を図ること、また、第三次答申では、高度の情報通信機能と快適な学習・生活空間を備えた本格的な環境として施設を整備するとともに、地域共通の生涯学習、情報活動の拠点として、その機能を最大限有効に活用する方策（インテリジェント化）を、地域の状況や施設の特性に応じて進めていくことが提案された。

このような状況を踏まえ、情報化が進展する新しい時代の中で、人々の生涯にわたる学習活動を積極的に援助するという観点から、公共図書館が持つべき機能と、ネットワークの在り方という二つの側面に焦点を絞り検討を行ってきたが、その結果を、このほど以下のとおり施設分科会の中間報告として取りまとめた。

（社会の変化と公共図書館の課題）

近年、公共図書館を取り巻く社会状況に大きな変化が生じている。労働時間の短縮や週5日制の普及、長寿化などに伴う自由時間の増大は、人々の所得水準の向上、文化的関心の高まりとあいまってその過し方にも変化をもたらしつつあり、こうした中で、図書や視聴覚メディアを活用しての学習活動が活発化している。また、価値観の多様化や高学歴化の傾向が進む中で、学習の領域や内容は一層多様になってきており、それに応じて社会における学習の機会も年々充実されつつある。しかし、地域により学習の機会には格差があり、また、生活時間などとの関連から適切な学習の機会に恵まれない人がいることも忘れてはならない。このような状況に対応しつつ、多様化・高度化している学習活動がより一層活発になるよう援助していくことが、これからの公共図書館に課せられた大きな課題の一つである。

また、科学技術の発達により各種の情報機器・システムの普及が急速に進んでおり、このことは地域住民の情報の入手や利用行動を大きく変化させ、図書館活動にも大きな影響を及ぼしつつある。高度情報化社会に向かいつつある今日、多様化・高度化する住民の学習ニーズに応じた情報を適切かつ迅速に提供していくことが重要となり、この意味で図書館における情報提供の役割はますます増大すると考えられる。新しい技術をいかに有効に活用してサービスの質と量の充実を図っていくか、このことも今後の公共図書館の持つ大きな課題の一つといえよう。

(公共図書館の方向)

これからの公共図書館は、社会の変化に伴う様々な課題を抱え、その在り方の見直しの必要に迫られている。

昭和40年代以降、公共図書館は旧来の図書保存重視の傾向を改め、地域住民の要望に応じて貸出に重点を置いたサービスを行うようになった。文部省が行った社会教育調査により最近の約10年間をみても、貸出冊数は2.8倍に達し、年間2億冊を超える図書が貸出されるようになった。その間、図書館数は1,066館から1,642館と、整備が進められてきた。しかしながら、個々の図書館の所蔵する図書や資料はその量や種類において、住民の要求に適切に応えるために十分な状況にあるとはいえず、また、いまだに図書館のない市もあり、町村における図書館の設置率は15.5%と低い水準にとどまっており、これら市町村における図書館整備が大きな課題である。

公共図書館は、住民の身近にあつて、各人の学習に必要な図書や資料、情報を収集・整理し、その利用に供するという、生涯学習を進める上で最も基本的、かつ重要な施設である。今後、図書・資料・情報や施設・設備の整備・拡充と利用の促進を図りつつ、情報化、国際化、高齢化など社会の進展に応じた新たな課題に積極的に取り組み、サービスの向上を目指していかなければならない。

第1 新しい時代の公共図書館

1 これからの公共図書館

今後、ますます多様化し、高度化・個性化する生涯学習を援助していくためには、公共図書館は、開かれた図書館としての在り方をより一層追求しなければならない。

公共図書館は、あらゆる人に開かれるべきものであり、資料の収集や提供についても閉鎖的であってはならない。図書館は人間生活のあらゆる面にかかわる資料を収集・提供できる機関であり、生涯学習を援助する上で極めて大きな可能性を持つている。したがって、これからの公共図書館は、生涯学習のための機関としての色彩を一層強く打ち出すべきである。

また、人々の様々な学習を適時、適切に援助していくためには、多様な資料や情報の収集を行うとともに、新しい情報機器の導入等によりその提供を効果的に行うなどサービスの向上を図ることが重要である。

生涯学習は本来人々の自発性に基いて行われるものであり、図書館の利用を促進する条件整備と人々への働きかけを行うとともに、図書館の事業や活動への住民参加の場の確保と自発的参加の促進を図る必要がある。

2 公共図書館の機能

公共図書館には、図書館資料や情報の提供、各種学習機会の提供等の住民に対する直接のサービス機能と、図書館資料や情報の収集・保存、調査・研究開発等の住民サービスをバックアップする機能がある。これらの機能について、生涯学習の推進、高度情報化社会の到来という新たな観点からの検討が必要となつている。

(1) 図書館資料・情報の提供

図書館は地域社会の情報拠点、学習拠点である。人々の学習要求の多様化・高度化に伴い、公共図書館は、一般書はもとより専門書、地域資料さらには音声や映像などの各種視聴覚メディアに及

ぶ多様な種類・内容の資料や情報の提供がこれまで以上に求められており、図書館資料の一層の整備・充実を図る必要がある。

さらに、生涯学習を援助するに当たって、学習情報の提供や学習相談が重要になることにかんがみ、住民の求めに応じいろいろな情報源から情報を抽出して提供するレファレンス・サービスや、館外の情報源についての情報を提供したり紹介するレフェラル・サービスの充実と高度化を図ることが期待される。そして、サービスの量的拡大や質的向上、迅速化のために、業務の機械化やオンライン化など情報処理機能の向上を図る必要がある。

(2) 学習機会の提供

学習機会の提供は、図書館が教育機関としての機能を十分に生かす上で大切な機会である。学習機会の提供には定期的な学級・講座、教室等の開催や展示会等の行事の実施がある。これまでは施設・設備の提供など学習のための条件整備に力点が置かれていたが、今後は、人々が充実した生涯を送るという観点から、多様な学習機会を提供していくことが必要であり、このため住民のニーズを先取りした読書普及事業を実施するなど読書の普及と読書の質の向上にも積極的に取り組むことが期待される。

学習機会の提供は、学校や他の社会教育施設、機関でも数多く行われており、公共図書館にあつては、資料や情報の提供を通して、これらの施設等との連携を図ることが必要である。

人々、とりわけ21世紀を担う児童の個性を伸ばし、創造的で豊かな心を育てることは、今後の我が国の教育に課せられた重要な課題である。特に、週5日制が社会で広く普及する中で、各人の自己教育力の育成及び学校外の学習機会の確保、さらに、学校機能の学校教育以外の活動への活用の積極的推進が求められている。

公共図書館は、児童と図書とを結びつけるような機会を積極的に提供し、読書の習慣が身につくよう配慮するなど、自発的な学習習慣を育成していく必要がある。また、親が子に与える影響も大きいことから、親に対して児童の読書についての学習機会を提供したり、親と子が共に行う読書活動等を積極的に推進することが重要である。

また、公共図書館は、地域の児童等に対する学習サービスの提供を図書館活動の大きな柱の一つに据えており、地域における学習の場として公共図書館の役割は極めて大きい。このため、学校と十分に連携を図り、より充実した学習の機会を整備し提供していくことが求められる。

(3) 図書館資料・情報の収集・保存

図書館資料や情報の収集は、これからの多様化・高度化への要請に応えるため、図書館職員や個々の館で行うだけではなく、専門的知識を有する住民や他の図書館などとの連携の下に効率的に行う必要がある。郷土資料の収集には郷土史家等の協力を得ることも重要であるし、図書館間や他の社会教育施設等との連携を図り、所蔵資料や情報を相互に利用できる体制を整備することが重要になる。

また、都道府県立図書館と市町村立図書館との間、各市町村立図書館相互の間では、館の役割、地域の特色を踏まえつつ計画的に収集分担を行うことを検討する。視聴覚メディア等は、公共図書館と視聴覚センターや視聴覚ライブラリーとの収集の分担も考えられる。人々の調査研究等の用に供する専門的資料は、大学図書館あるいは専門図書館等との協力の下に、収集を分担することも考えられる。なお、大学図書館などが、図書館機能をさらに一層地域に開放していくことが望まれる。

保存については、資料や情報の量の増大を考慮し、保存スペースの確保や電子的な保存方法について検討すべきである。なお、収集と同様に保存の役割分担が考えられるが、貸出サービスの質を保つ上で、個々の図書館が相当量の保存機能を持つ必要があることに留意すべきである。また、歴史的価値を有する資料の保存については、関係機関等と十分な連携を図りつつ、計画的に行うことが必要である。

(4) 調査・研究開発

図書館サービスを効果的・効率的に行うためには、調査・研究開発機能の拡充が求められる。図書館の運営目標やサービス計画を策定するため、図書館に対する地域住民の要求や地域の諸条件を調査し、分析・把握する必要がある。また、図書館の機能を高めその利用を促進するためには、コンピュータ等の情報機器の導入や、各館にふさわしい目録や分類あるいは配架の方法などの利用援助の技術、さらには潜在ニーズの掘り起こし等の調査・研究開発が必要である。

また、従来は既存の資料をいかに提供するかという面に力点が置かれてきたが、今後、レファレンス・サービスあるいはレフェラル・サービス等の充実・高度化の観点から、情報を自ら生産し、発信していくことも積極的に行うべきである。既存のデータを有効に活用することはもとより、公共図書館にあつては地域に密着した学習の情報や、実生活に密接な情報、例えば、これまでレファレンスの対象とされていなかった医療や身上相談、法律相談等の事項も含めつつ、情報源として利用・照会のできる機関や人物などについて独自のデータベースを作成し、それを相互に利用する体制を整備してきめ細かなサービスを行うための検討が必要である。

3 新しい公共図書館づくりへの対応

これからの公共図書館に期待される以上のような機能を具体化するため、次のような対応策が必要となる。

(1) サービス体制の充実・強化

住民に対するサービスの向上のためには、既存のサービス体制の充実と図書館の未整備地域におけるサービス体制の強化が必要である。特に、未整備地域におけるサービス体制の強化に当たっては、まず当該市町村が自助努力をするということが前提となる。

公共図書館が、生涯学習のための中核的施設として人々の学習を援助していくためには、施設整備、巡回車の運行等の図書館システムの整備・充実を図るとともに、人的体制の整備・充実が必要となる。とりわけ、これからは、各分野の様々な質問にも応え得るレファレンス担当の専任職員の配置やそのための組織、研修などの体制の整備に努力していく必要がある。

ハンディキャップを持った人々に対する十分な配慮も望まれ、点字図書や録音図書、大型活字本、拡大読書機等の資料や機器の整備など、図書館の利用環境の一層の整備・充実が期待される。

今後、図書館施設の整備、特に市町村における整備に当たっては、住民の生活圏と図書館の利用圏との関連等を十分に考慮して配置計画を立てるとともに、建設に際しては、将来導入が予想される各種情報機器等への対応や、落ち着いた雰囲気の中で利用できるような施設内外の環境の整備、生涯学習の拠点として有機的活用を図れる設計上の工夫などに留意する必要がある。

(2) 職員の資質の向上

公共図書館が開かれた図書館としてサービスの向上を図るためには、図書館職員が地域社会の要求や実態を十分に把握していかなければならない。またレファレンス・サービスやレフェラル・サービスを充実させ、他の社会教育施設で行われる学習相談との連携を図るためには新たな知識・技術が求められる。

これまで、図書館職員には、図書館の実務についての専門的知識・技術の修得が強調される傾向があつたが、人々の生涯学習を援助していくためには、より広い知見が求められる。さらに、新しい情報処理能力を身につけることも必要になつている。今後は研修事業の内容の拡充と、各種研修機会への職員の参加の促進など、研修の機会の充実を図るとともに、司書などの専門的職員の養成についての見直しを行うなど、図書館職員の資質の向上に努める必要がある。

なお、都道府県立図書館は、これまでも市町村立図書館職員の研修センターとしての役割を担ってきたが、図書館学の講座を開設する大学の協力を得るなどして、その高度化を図ることが望まれる。

また、今後、図書館を地域の生涯学習の中核的施設として整備していくためには、図書館における活動にボランティアなど地域の人々との協力を推し進めていくことが必要になつてくるが、こうした人々に対する研修の在り方についても検討することが重要である。

(3) 利用の促進

公共図書館はあらゆる人の学習の場として整備しなければならない。しかし、生活時間や種々の制約から図書館を利用できなかつたり、広報等が不十分なためにその機能を活用していない人もいる。

これからの公共図書館は、広報活動を充実し、これら潜在利用者に積極的な働きかけを行うとともに、住民の生活時間に対応した開館日や開館時間の弾力化、住民が利用しやすい場所への分館の配置など、利用の便を図るための条件を整備する必要がある。このため、例えば、使用区分が明確にできる施設設計、防災・防犯・空調・照明等の効率的な建物制御、さらに、ボランティアなど地域住民との協力、鉄道や商店街など民間との連携など、柔軟なサービス体制の整備が必要になる。

また、利用者が自ら調査・研究した成果や収集した資料を、利用者の協力を得て、図書館の所蔵資料に加え、これを他の利用者が活用することも考えられる。

さらに、視覚障害者のための点字図書・録音図書の作成や対面朗読奉仕、聴覚や言語の障害者のための手話のサービス、あるいは、ストーリー・テリングや読み聞かせ等の児童奉仕などの場面に専門的知識・技術を持った住民や利用者の協力を得ることも重要である。

(4) 相互協力体制の推進

これからの図書館が住民の多様な要求に応え適切なサービスを行うためには、資料収集・保存・提供、調査・研究等の面において、他の図書館や関連施設・機関等と連携・協力を図ることが重要である。今後は個々の図書館では住民の多様な学習ニーズに十分に対応できない状況が増大すると考えられる。有機的な連携・協力のためのネットワークの整備は早急に取り組まなければならない課題である。

第2 公共図書館のネットワークの在り方

1 ネットワークの意義

公共図書館は、すべての人々の基本的レベルの学習要求に応えられることを前提としている。しかし、利用者の要求は多様化・高度化してきており、個々の図書館がその必要とする図書館資料・情報をすべて整備することは財政的にも、技術的にも限界があり困難な状況にある。したがって、図書館資料や情報への増大する要求に対しては、各館蔵書の充実を図りつつ、一方で、図書館機能の相互補完を行い得るネットワーク化を進めて、これに対応していくことが有効となる。

それは、ただ単に単館でのサービスの不足を補うという消極的意義を持つだけでなく、ネットワーク化を進めることにより蔵書構成などの面で個々の図書館が特徴を持つことを可能にし、地域と密着した独自性を打ち出し得るという積極的な意義をも持っている。さらに、地域住民と一体になつたふるさとづくりの重要な拠点の一つとなることが期待される。

ネットワーク化には、資料の相互貸借による多様な資料要求への対応、求められた情報の迅速かつ確かな提供、未整備地域等へのサービスの充実、資料・情報の収集・保存・提供の効率化、などの利点がある。

近年、青少年育成、国際交流、健康づくり、職業能力開発、消費者教育、長寿社会対策、リゾート整備、ふるさとづくりなど幅広い行政が展開されており、また、民間企業などにおいても各種教育関連事業が盛んに行われるようになり、これに伴い公的な社会教育事業も新たな対応を迫られている。

このような状況の中で、特に、他の社会教育施設とのネットワーク化を図ることは、レフェラル・サービスのための資料や協力体制の整備を実現するなど図書館サービスの充実が期待されるほか、施設間の事業の不要な重複が避けられ、また、各施設の持つ資料等が個々の施設の事業に効果的に活用されるようになるなど、質の高い施設活動を行い得ることとなり、生涯学習を振興していく観点からも極めて重要な意義を持つものである。

さらに、館種の異なる図書館や官公署、民間の各種研究機関等とのネットワーク化を進めることにより、それぞれの施設等が事業を企画したり実施する際に参考となる資料の入手や各種情報の収集などが容易に行えるようになるとともに、図書館にとつても、所蔵していない専門的資料の調達やレファレンス・サービスやレフェラル・サービスのための資料や情報の整備が容易になるなど、図書館サービスを充実する上でもその意義は大きい。

2 ネットワーク化の方向

公共図書館のネットワーク化に関しては、まず、都道府県域の公共図書館網の整備があげられるが、生涯学習の援助という観点からは、公民館等の社会教育施設、学校図書館、大学図書館、専門図書館、さらには官公署、民間の各種研究機関等との連携・協力体制の推進も必要である。

これらと併せて、国と都道府県間、都道府県相互といった図書館の全国ネットワークを検討していくことが必要である。将来的には、衛星通信等を活用した国際ネットワークにつながることを望まれる。

ネットワークは資料の相互貸借など資料面でのネットワークに限られるものではない。レファレンス・サービスやレフェラル・サービスの実施やそのための資料の整備などの情報レベルでのネットワーク、さらに、学級・講座や調査・研究開発事業などを企画したり実施する際の各施設の職員や関係者の協力など人的面でのネットワークが重要となる。

3 ネットワークの内容

(1) 公共図書館間のネットワーク

ネットワークの内容としては、①資料や情報の収集・保存・提供の分担、②資料の相互貸借、③所蔵資料目録、各種情報の交換、④未整備地域等へのサービス、⑤読書普及事業など事業実施面での協力、⑥レファレンス、情報提供面での協力等がある。資料の相互貸借は従来から進められてきたが、今後一層の充実が必要である。また、レファレンス、情報提供面での協力は今後ますます重要になると考えられ、早急に協力体制を整備することが望まれる。

公共図書館間のネットワークの基本となるのは都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワークである。都道府県立図書館には市町村立図書館では対応しきれないところを支援する役割が期待される。そのため、都道府県域の広域利用になじむ資料は都道府県立図書館が重点的に収集し、貸出や情報提供を行い、市町村立図書館は住民に対する直接サービスや学習援助を中心とするといった役割分担が考えられる。具体的な役割分担は、地域の実情にあつた方式を考えることになるが、その連絡調整は都道府県立図書館の役割である。

いくつかの市町村において、行政区域を越えた図書館間の資料の相互貸借や図書館の相互利用等の先導的な取り組みがみられるが、今後、このネットワークの内容、地域の拡大について積極的な取り組みが期待される。

(2) 公共図書館と類縁機関等とのネットワーク

公民館、博物館、視聴覚センター・視聴覚ライブラリー等の社会教育施設及び公民館図書室、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館などの類縁施設や地域内の学校や教育委員会などの施設・機関はそれぞれ異なつた役割と機能を持つものである。したがつて、ネットワークの方法や内容も必ずしも一様ではないが、①資料や情報の収集・保存・提供の分担、②資料の相互貸借、③所蔵資料目録、各種情報の交換、④学習機会提供面での連携・協力、⑤レファレンスと学習情報提供・学習相談面での連携・協力等がその内容としては考えられる。生涯学習の推進にあつては、学級・講座等の展開に参考となる資料やそこで使用する教材の整備や相互貸借、講師の相互派遣など学習機会の提供面での連携・協力、資料や情報等の交換・交流によるレフェラル・サービスなど各種情報サービスのための資料の整備、いくつかの施設が協力して行うレファレンスや学習情報提供・学習相談面での連携・協力を進めることが特に期待される。

なお、これまで公共図書館は、活字メディアである図書を中心とした資料の提供を行つてきたが、近年開発がめざましい音声や映像などの視聴覚メディアは、人々が生涯学習を進める上で有用なものであり、今後、視聴覚センター・ライブラリーとの関係を含め、その収集・提供の在り方についてさらに検討していく必要がある。

この類縁機関等とのネットワークにより、公共図書館未設置市町村においてもある程度の図書館サービスが可能となり、その意味では大きな意義を持つものである。しかし、未設置市町村では、生涯学習推進の観点から、豊富な資料、専門的職員、専門の設備を備えた図書館の整備を計画的に進めていくことが必要である。

4 ネットワーク化の進め方

ネットワーク化を進めるに当たつては、地域の実態を十分考慮した上で、従来の施策の有効な運用、コンピュータなど新しい科学技術の導入、データベースの整備など、段階的に進める必要がある。

例えば公共図書館の未設置地域においては、都道府県立図書館は、公民館図書室などの既設の施設や機関との連携・協力から始めることが必要となるし、情報のネットワークの有力な媒体となるコンピュータについても、その導入の段階に至っていないところでは、郵便や電話等の既存手段によるネットワーク化から始めることになる。また、ファクシミリなどの利用もネットワーク化に当たって大きな影響力を持ち得る。

コンピュータは、オンライン情報検索などを可能にする情報ネットワークに使われるだけでなく、貸出業務や図書の発注、あるいは蔵書管理等の幅広い分野に活用できるものであり、多くの公共図書館において導入が進められつつある。したがって、ネットワーク化を円滑に進めるため、コンピュータによるオンライン化に当たっての技術上の問題となるコードやフォーマットの統一等について早急に研究を進める必要がある。また、コンピュータを有効に稼働させるためには、相応の人手と経費が必要となることから、その導入は、蔵書の規模や利用者の数、職員の体制等を勘案しつつ計画的に進めていく。なお、コンピュータの導入は、運営の合理化の視点より、住民に対するサービスの質的・量的向上を目指すものであることを認識することが必要である。

ネットワーク化を進めるに当たっては連絡調整の体制を整えることが必要である。都道府県域の公共図書館網を整備する場合にあつては、各都道府県レベルの公共図書館の協議組織などの場を活用することが考えられる。また、類縁機関等とのネットワークは、広く、一般行政部局等を含めた生涯学習の推進のための組織である生涯教育推進会議などで総合的に検討され、推進されることが適当であるが、当面、可能な範囲で連携・協力を進め、日常的な協力関係を築いていくことが重要である。特に市町村レベルのネットワーク化に当たっては、管内の社会教育施設が有機的に連携していくことを検討する場の設定が望まれる。

データベースの構築は、ネットワーク化の基本となるものであり、それは広く開かれたものとしていかなければならないが、今後地域ごとに簡易に構築できるシステムの開発を早急に行うことが望まれる。

おわりに

この中間報告では、高度情報化が進む中で、地域における生涯学習の中核的施設として期待される公共図書館の整備の方向を取りまとめた。

公共図書館の基本的な機能は、新しい時代においても変わることはない。課題は、広い視野に立ち、住民の生涯学習を援助するためのサービスの向上を目指して、図書館の機能をいかに高度化していくかである。

国及び地方公共団体は、こうした観点に立つて公共図書館の整備を計画的に進めていく必要があるが、その際、特に、以下の点に重点を置きながら施策を進めることが必要である。

第一は、図書館整備地域の拡大である。

図書館サービスの拡大に当たっては、第一に大切なことが図書館の適正配置である。まず、図書館が整備されていない市町村への設置を促進する必要がある。整備市町村においては、核となる図書館の充実を図るとともに、住民の利用を考慮した分館等の設置を進めていく。

第二は、公共図書館のサービス体制の充実である。

図書館資料や情報は図書館の生命ともいえるものである。収集・整理・保存に当たり各館の特色を發揮し、図書館資料や情報を一層充実するとともに、広く住民の利用に供する体制を整えていくことが必

要である。

このため、コンピュータ等の新しいメディアの効果的な導入、利用時間の拡大などサービス体制の柔軟化、各図書館間の役割分担と相互連携の確立、専門的職員である司書・司書補の養成・確保などを進めていく。

第三は、ネットワークの推進である。

館の規模、性格、地域特性にかかわらず、各館においてリアルタイムサービスが行われることが、図書館に期待されている。ネットワーク化はそのための有効な手段であり、また、特色ある図書館サービスを可能にするものである。

市町村、都道府県のそれぞれの段階で、地域の実態に即したネットワークのシステムを構想し、その構築に向けて努力する必要がある。その際、都道府県立図書館は市町村立図書館を支援する役割を担う図書館として位置づけることが重要であり、また、市町村立図書館は直接住民サービスを行う機関として、一定水準までサービスの質を高めるとともに、特色ある図書館づくりを目指すべきである。

情報関連技術は急速な進展をみせており、コンピュータによる情報のネットワーク化も新たな局面を迎えていることに留意する必要がある。オンラインによる情報のネットワーク化とあわせて、CDROMなどを利用した書誌情報の検索が可能になりつつある。今後、各種の情報検索等に最適なシステム及びデータベースの構築のシステムについて、研究開発を進める必要がある。

また、公共図書館自体、新しい時代において果たす役割の重要性を十分認識し、住民の多様化・高度化する学習ニーズに応え得るサービスの提供に積極的に努める必要がある。そこに勤務する職員、とりわけ専門的職員である司書、司書補には、あらゆる機会をとらえ自らの資質・能力を高めていくという積極的な姿勢が期待される。

さらに、地域住民との協力や他の公共機関、民間などとの連携を図りつつ、生涯学習の基盤として公共図書館を本格的に整備し、地域の公共財として、その機能の有機的な活用が図られるインテリジェント・ライブラリーの整備を全国的に展開していくことが必要である。

7 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について —新たな連携・協力システムの構築を目指して— (抄)

平成6年9月20日
生涯学習審議会社会教育分科審議会
施設部会報告

はじめに

人々の学習環境をめぐる状況が近年大きく変化してきている中で、生涯にわたる学習活動の一層の活発化を図るためには、人々の多様な学習ニーズに対応する学習機会や現代社会が直面している様々な課題に関する学習機会の充実が求められている。特に、これまで学習活動のための最も基幹的な施設として人々に親しまれてきた公民館、図書館、博物館等の社会教育施設は、そうした状況の変化を踏まえ、学習機会提供の中心的な機関として、今後とも、大きな役割を果たしていくことが期待されている。

また一方で、人々の中には、学習を通して得た知識や技術等を社会生活の中で積極的に生かしたという欲求や関心が高まっている。

こうしたことから、人々がより多様な学習機会の中から必要とするものを適切に選択できるよう、様々な領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するための、総合的な取組みを進めていくことが望まれている。

I 学習ニーズの動向と学習活動の変化（略）

II 学習機会提供を中心とする学習サービスの現状と広域的対応の必要性

1 市町村における学習サービスの現状と課題

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、学習サービスの提供についての中心的な役割を担うものである。市町村においては、地域住民の学習意欲の高まりや学習活動の活発化を踏まえ、学習者が日常生活圏の中で様々な学習サービスを受けることができるよう、教育委員会を中心に、公民館、図書館、博物館など社会教育施設を拠点として、学習機会の提供及び学習情報提供、学習相談の実施とともに、学習成果を生かした社会参加活動への支援などの施策が展開されている。そうした中で、社会教育施設等の事業の現状を見ると、現代的課題や専門的テーマにかかる学習の機会が少ないこと、多様化する学習者のニーズに対応し得る選択性の高い学習プログラム等の開発が十分でないこと、同じような内容やレベルの学習機会の重複が一部に見られること、他の生涯学習関連機関との連携・協力への配慮があまりなされていないことなど、課題も少なくない。

今後、市町村においては、地域住民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の整備やそれらの機能の充実強化を図ることに加え、大学など高等教育機関や高等学校、社会福祉施設や労働関係施設などの関係施設と連携・協力を進めるとともに、さらにはいわゆる民間教育事業者との適切な連携・協力の在り方についても配慮し、多様な学習機会の提供と、豊富な学習情報の収集・提供や適切な学習相談の実施など学習支援機能の充実を図る必要がある。

また、社会教育施設等における学習成果の評価については、これまで必ずしも積極的に行われていたとは言えない面があったが、近年客観的な評価を求める学習者が増えている。学習成果の評価は、学習者の励みとなるだけでなく、学習を主体的、継続的に進めていく上での目安になるとともに、人々の社会参加活動が拡大していく契機ともなるという認識が深まりつつあり、自ら学んだ成果をボランティア活動をはじめとする様々な社会参加活動に生かしたいと考える学習者も増えている。こうしたことから、学習成果の適切な評価の在り方について配慮するとともに、希望者の求めに応じて、様々な社会参加の場や機会を拡げていくことや、将来の社会参加活動に資する実践的な学習プログラムの開発に努めることなどが重要となっている。

Ⅲ 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網に期待される機能（略）

Ⅳ 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実を図るためのシステムの構築（略）

Ⅴ 社会教育施設の役割

この広域的な学習サービス網が円滑に機能し、学習者にとって有益なものとなるためには、サービス網の整備充実の前提として、サービス網の中での主要な学習機会提供の場であり、人々の社会参加活動の場でもある、社会教育施設の機能の一層の充実が不可欠である。

今後、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は、人々の様々な学習活動を支援する専門施設として、充実した学習機会を提供することに加えて、学習情報提供機能、学習相談機能、さらには学習グループの育成や学習者ネットワークの形成などに対する支援機能を充実するとともに、自らの機能特性を生かすこと等を通じて、個性的で開かれた施設として、広域的な要請にも積極的に応えていくことが期待されている。

なお、国立科学博物館、国立青少年教育施設、国立婦人教育会館、国立教育会館社会教育研修所などの国立の社会教育施設は、ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、その機能を強化し、全国的な生涯学習に関する情報の収集・提供、先導的な学習プログラムの研究開発、指導者養成など地域の社会教育施設の活動を積極的に支援していくことが重要である。

1 学習機会提供機能の充実

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は、自らが有する特色ある施設・設備、資料や情報、事業実施に関するノウハウ、あるいは立地条件など様々な学習資源を、積極的に他の機関に提供していくことが望まれる。他方、地域全体として有する様々な学習資源を、自らの活動にできるだけ生かすよう意欲的な取組みや創意工夫が期待される。

公民館は、これまでに培われてきた、事業に関するノウハウや多彩な講師等を生かし、他の機関が行う事業の企画・運営等の援助や共同事業の実施が期待される。例えば、保健所や社会福祉施設などとの共催事業の実施や、それらの施設に関連するテーマの学習機会を自ら開設すること、さらには大学等と連携して開設する出前公開講座や、研究機関と協力して開設する高度で専門的な講座などが考えられる。

図書館は、豊富な図書館資料を効果的に活用して、現代的課題など個々の学習関心に応じた図書リストなどを作成し幅広く提供したり、特色ある学習プログラムを開発し提供していくことが望まれる。また、他の機関の教室・講座等のテーマに関連した適切な参考資料や発展的な学習に役立つ資料等を紹介・提供することも重要である。

博物館は、人文科学、自然科学、美術など様々な分野の専門的な人材と実物資料を積極的に活用し、移動巡回展や移動博物館教室の開催など特色ある教育普及活動の一層の充実を図ることが必要である。また、他の機関が実施する講座等の一部として、実習や実験を引き受けたり、事業の企画に当たって専門的な立場から援助・助言を行うことなどが期待される。

青少年教育施設は、現在の青少年に不足している生活体験、自然体験、社会体験等の機会を提供するため、様々な機関と積極的に連携していくことが望まれる。郊外型の施設では、恵まれた自然環境

を生かし、環境学習など特色ある学習プログラムの開発や野外活動指導者の養成に努めることが期待される。また、他の社会教育施設や大学等と連携しつつ、青少年と高齢者などの世代間交流や親子の交流プログラムなど魅力ある学習プログラムを開発することも重要である。

婦人教育施設は、これまで蓄積してきた婦人教育や家庭教育に関する豊富な情報や学習機会提供に関するノウハウなど生かし、男女共同参画社会の形成などにかかる特色ある学習プログラムを開発するとともに、他の機関が実施する女性学や婦人教育・家庭教育に関する事業の企画・立案を援助したり、それらに関する共催事業の実施に積極的に取り組むことが望まれる。

なお、今後、学校の余裕教室を社会教育施設として活用することが増加していくと考えられるが、それらの施設との連携・協力にも十分な配慮が期待される。

2 学習情報提供・学習相談機能の充実

公民館は、地域性にとって最も身近な施設として、他の機関と連携・協力し、学習情報提供・学習相談事業において中心的役割を果たすことが期待されている。

また、図書館は、住民に対するレファレンス・サービスやレフェラル・サービスを一層充実するとともに、図書館の目的や地域の特色を踏まえた計画的な資料の収集・整備等を行い、これらを基盤としつつ市町村域を越えた図書館の情報ネットワークにより、個々の学習者へのサービスの充実を図り、他の機関への資料等の提供や相互利用を積極的に推進することなどが期待される。

一方、博物館は、博物館資料に関する情報データベース等を整備し、広く専門的な学習情報や教材を積極的に提供していくことが望まれる。

3 社会参加支援機能の充実

社会教育施設は、人々の自主的な学習活動への支援のみならず、学習成果を生かして社会参加を希望する人々を支援していくことも大切である。そのためには、所定の学習を経て希望する人々を、事業運営の協力者、学級・講座等の指導者や補助者、あるいは様々なボランティアとして活動できる場や機会を積極的に広げていくことが有益であり、必要な研修機会等を積極的に設けることが期待される。また、社会参加に関する場や機会に関する幅広い情報を収集し希望者に提供したり、現在学習中の人々と社会参加活動を行っている人々との交流の機会を設けるなど、それぞれの施設の特色に応じた社会参加支援のための様々な工夫が求められる。

4 学習者の交流拠点としての支援機能の充実

学習ニーズの多様化、個別化に伴い、自主的な学習グループによる活動が盛んになりつつある。こうした活動に対し、社会教育施設は、活動の場を提供したり、適切な助言等を行うなど、積極的に支援・育成することが望まれている。また、学習者の興味・関心に基づく自由なネットワークが、広い地域にわたって形成されつつあり、参加希望者への関連情報の提供や指導者の紹介、学習ネットワーク間の交流の機会の提供など、地域における学習者の交流拠点として、社会教育施設が積極的な役割を果たすことが期待される。

終わりに

平成4年7月の生涯学習審議会答申においては、豊かな生涯学習社会を築いていくためには、「適切な

学習機会の拡大や、学習情報提供サービスの充実を図るなど、学校教育を含めた社会の様々な教育・学習システムを総合的にとらえ、それらの連携を強化し、人々の学習における選択の自由をより拡大し、学習活動を支援していくことが重要である。」と述べられている。

そのための具体的な取組みを、それぞれの地域において積極的に推進していくことが必要であるが、生涯学習をめぐる社会的な環境は、地域により大きく異なっている。そうした現状を踏まえながら、人々が身近なところで充実した学習サービスを楽しむようにするためには、従来の枠組みを超えて、関係者が幅広く連携・協力することにより、様々な条件の違いや制約を克服していく努力が不可欠である。

このシステムは、時代の要請を踏まえ、先の生涯学習審議会答申の趣旨を実現していくための方策の一つとして、それぞれの地域における関係施設・機関等の特色と機能を積極的に活用しつつ、関係者の連携・協力の下に、学習機会の充実と社会参加活動への支援を体系的・総合的に進めようとするものである。

システムが特色ある発展を遂げていくためには、その中心である広域的な学習サービス網が、社会の変化に的確に対応し得る柔軟性のあるものでなければならない。そのためには、学校、民間団体、企業、行政等をはじめ、地域での学習活動に関わりを持つ幅広い関係者の自発的な盛り上がりは何よりも大切である。特に、都道府県・市町村の教育委員や社会教育委員などを含めた行政関係者には、地域の特色を生かしながら、時代の進展に対応する生涯学習振興に向けての積極的な取組みが望まれるとともに、社会教育施設の職員には、生涯学習を支援する中核的施設として、人々に親しまれる事業運営とその機能の向上のための格段の努力が期待される。

8 時代の変化に対応した地域における教育メディア利用の推進体制の在り方について

平成7年8月10日

生涯学習審議会社会教育分科審議会
教育メディア部会報告

はじめに

地域における視聴覚教育メディア（以下「教育メディア」という。）の利用の促進は、これまで、視聴覚センター・ライブラリーを中心に推進され、昭和46年の視聴覚ライブラリー研究会報告「視聴覚ライブラリーのあり方について」や昭和58年の社会教育審議会教育放送分科会小委員会中間報告「視聴覚ライブラリー及び視聴覚センターの整備充実について」における提言等を踏まえ、施設の整備や機能の充実が図られてきているところである。

映像を利用する教育メディアは、乳幼児期から映像に親しんで育った児童・生徒を対象とする学校教育において、また、様々な年齢、経歴の人々を対象とする社会教育において、人々が学習に取り組む場合に必要となる多様な教材等と提供することにより、学習者の様々な学習ニーズへの対応を可能にし、学習効果の向上を図る上で、きわめて有効である。

現在、特に、学校教育においては個性を生かす教育が求められ、また、社会教育においては人々の学習ニーズが多様化・個別化する中で、個人学習の要求が高まっている。このような中、近年の科学技術

の進展に伴って登場した新しい教育メディアは、文字、音声、映像を自由に選択できる、双方向性を有すること等を特徴とし、さらに、通信ネットワークと組み合わせることにより、人々が自己に適した時間や場所において学習することを可能とするなど、個人学習を支援する上で積極的な役割を果たすことが期待されている。

一方、前述の報告が出された当時に比して、教育メディアを利用するに当たっての拠点となる施設も多様な在り方を示しつつある。

平成4年7月に公表された生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」も、今後、生涯学習社会の構築に向けて、より効果的な学習活動を推進するためには、多様なメディアを活用することが望まれることや、人々のメディア活用を支援する図書館、視聴覚センター・ライブラリー等の機能の一層の充実が必要であることを指摘している。

このため、時代の変化に対応した地域における教育メディア利用の推進体制の在り方について以下に提言する。

1 教育メディア利用をめぐる新たな動き

(1) 教育メディア利用の拠点となる施設の動向

生涯学習推進センターや図書館等の生涯学習関連施設の整備が進む中で、人々が教育メディアを利用することができる施設は、近年、視聴覚センター・ライブラリーにとどまらず、生涯学習関連施設の一部として整備される動きが見られるなど、多様な在り方を示しつつある。今後、これらの施設を視聴覚教育関係施設としてとらえ、これを拠点として地域における教育メディアの利用促進を図っていくことが適当である。

(2) 教育メディアの動向

また、教育メディアも、主役の座は16ミリ映画からビデオに移り、そのほか、CD、ビデオディスク、コンピュータ、CATV、衛星通信・衛星放送等の登場により、多様化している。このような状況に適切に対応し、学校教育や人々の学習活動におけるメディアの活用を支援することが求められている。

(3) マルチメディアの登場

さらに、近年登場したマルチメディアは、文字、音声、映像などの多様な情報の選択や組合せが可能であること、一方的な情報伝達にとどまらず、双方向性を有することを特徴とし、人々の学習ニーズの高度化、個別化、多様化に対応し、効果的な学習を可能にするとともに、今後は通信ネットワークと組み合わせることにより、学習者が時間や場所を自由に選択できる学習の方法・手段を提供することが可能となるなど、大きな期待が寄せられている。

また、情報を受信するだけでなく情報を発信し、地域間、国際間の情報交流を可能とするなど、教育・学習に新しい可能性をもたらすことが期待されている。

2 視聴覚教育関係施設が果たすべき機能

地域における教育メディアの利用の促進は、これまで、視聴覚センター・ライブラリーを中心に推進されてきた。しかしながら、教育メディア利用の拠点となる施設の多様化、新しい教育メディアの開発と教育メディアの多様化、マルチメディアの登場といった教育メディア利用をめぐる新たな動き

に対応して、教育メディアの一層の利用促進を図るためには、視聴覚教育関係施設が、従来視聴覚センター・ライブラリーが果たしてきた機能をもとにしながらも、新たな視点を加え、以下の3つの機能を果たしていく必要がある。

① 研修・学習センター機能

教員や社会教育施設職員等は、教育メディアの利用促進を図る上で、積極的な役割を果たすことが期待される。このため、これらの者に対する教育メディアに関する研修の充実を図ることが求められる。

現在、教育メディアに関する研修は、平成4年3月の「視聴覚教育メディア研修カリキュラム標準」(文部省生涯学習局長通知)に基づいて行われている。この標準は、新たな教育メディアの普及等の状況に対応して、従来の研修内容を見直すとともに、地域の実情に応じて、柔軟に研修を企画できるよう、基本的な枠組みを示している。研修に当たっては、それぞれの地域の実情に応じた研修機会の充実を図り、マルチメディア等新しい教育メディアや教材制作に関する研修を行うなど内容面の充実を図る必要がある。

また、教員や社会教育施設職員等を対象として、セミナーやシンポジウムを開いて、教育メディアの具体的な利用や活用の方法、新しいメディアの動向等について啓発するとともに、教育用コンピュータソフトウェアを収集・展示して、検索や試用を行う機会を積極的に提供することが求められる。

なお、これらの者だけでなく、地域の映像の収集への協力など教育メディアの利用促進に大きな役割を果たしている社会教育関係団体のリーダーやボランティア等に対しても研修機会の提供が求められる。その際、所定の研修を修了した教育メディアに精通した人材等を登録して、「教育メディア人材バンク」として活用することも考えられる。

さらに、地域住民に対して、「マルチメディア講座」「パソコン通信講座」など教育メディアに関する学習機会を提供したり、各種の学習機会において教育メディアの活用を図ることが望まれる。その際、住民が地域に関する映像や名作映画などをいつでも見られる、ハイビジョン、大画面スクリーン、AVブースを備えたり、映像の作成・編集が自由にできる簡易編集装置等を備えるなど、多様なメディアを活用した、豊かで楽しい「学び場」「遊び場」の整備という視点も重要である。

② 教材センターの機能

視聴覚教育関係施設の基本的な機能である教材の収集・提供は今後とも重要である。従来は16ミリ教材の収集・提供が中心であったが、今後は、個性的で、柔軟な教育・学習方法に対応できる新しい多様な教育メディアを豊富に準備することが望まれる。その際、住民のニーズや学校現場のニーズに配慮するとともに、地域の特性や現代的課題にも配慮する必要がある。

教材制作も視聴覚教育関係施設の重要な機能である。近年、地域おこしの動きや郷土学習の重視と結び付いて、歴史的、文化的、民俗的なものが学校教育や社会教育において重視されるようになってきており、地域に関する教材の重要性が高まっている。そのような地域教材は、市販しているものが少ないことから、視聴覚教育関係施設が積極的に自作するとともに、教員、社会教育施設職員や地域住民等による自作を支援する必要がある。その際、「教育メディア人材バンク」に登録された人々の協力や外部委託の活用、近隣市町村との共同制作など、様々な方法が考えられる。

近年、コンピュータを使って、種々の映像資料を取り込み、マルチメディア教材を容易に自作す

ることができるようになった。マルチメディア教材は、双方向性を有する教材として個別学習を支援するなど、教育・学習活動の促進に大きな役割を果たすことが期待されている。しかし、マルチメディア教材の制作には、その素材となる多くの映像資料が必要なことから、身近なところで、それが利用しやすい形で整備されている必要がある。したがって、視聴覚教育関係施設に整備されている映像資料を含めて、広く映像資料を収集して、映像資料のデータベースを作成し、当面、CD-ROM化して学校や社会教育施設等に配布するなどその活用を図ることが求められる。なお、上記①に関する場合も含め、既存の著作物をマルチメディア教材の素材として利用する、又はオンライン提供するなどの際には、著作権の処理に十分配慮する必要がある。

なお、現在、学校や社会教育施設等公的施設への情報通信ネットワーク整備の構想が打ち出されている。その際、視聴覚教育関係施設は、ネットワーク拠点として、映像資料をオンラインで提供することが期待される。

③ 情報・研究センター機能

メディア環境が大きく変化している中で、それに的確に対応するためには、教育メディアに関する情報の収集・提供及び各種の調査・研究は重要である。

収集・提供する情報としては、教材自体に関する情報だけでなく、教育メディアに関する最新情報、新しいメディアの活用事例、教育メディアに関する研修等の事業の情報、教育メディアに精通している人材に関する情報等が考えられる。提供方法としては、情報誌を作成し、学校や社会教育施設等に配布するほか、都道府県立の生涯学習推進センター等の生涯学習情報提供システムを活用し、教育関係者に対する積極的な情報提供や相談への対応が望まれる。

また、教育メディア利用の実態調査や、利用者のニーズ調査、教育メディアを活用した指導方法や学習プログラムの研究開発等の調査・研究機能の充実が望まれる。さらにマルチメディア等新しい教育メディアの試行的な利用など、先導的な取組みが行われることも期待される。

3 視聴覚教育関係施設の今後の整備の在り方

視聴覚教育関係施設、特に視聴覚センター・ライブラリーは、以上の3つの機能を単独で有し、総合的にその役割を果たしていくことが望まれる。その際、教育メディア利用をめぐる新たな動きに対応して、その総合的利用促進を担う施設であることを強調するため、例えば、「メディアセンター」というような名称を用いることも考えられる。

他方、地域の実情、施設が有する本来の役割との関係及び施設の現状から、単独の施設で3つの機能を有することが困難な場合には、当該地域全体として3つの機能が具備されるよう、施設の計画的な整備が必要である。視聴覚教育関係施設整備の動向をみると、先に述べたように、生涯学習関連施設の一部として整備されるなど多様な在り方を示しつつあり、今後、視聴覚センター・ライブラリーの充実とともに、例えば、図書館や公民館にこれらの機能を整備することも考えられる。

国においては、教育メディア関係サービスの充実等の機能に着目した施設整備の支援など、地域の実情に応じた視聴覚教育関係施設の整備を支援することが求められる。

4 地域における教育メディア利用の推進体制の在り方

今後、地域において、視聴覚教育関係施設の3つの機能の充実を図るためには、前述の視聴覚教育関係施設の整備とあいまって、以下に述べるような地域における推進体制の整備が望まれる。

(1) 教育委員会の役割

教育委員会は、視聴覚教育関係施設が、地域において、その機能を十分果たせるよう、行政機関として以下のような役割を担う必要がある。

教育委員会は、視聴覚教育関係施設の整備方針を明確にし、その整備充実を図るとともに、各視聴覚教育関係施設の役割分担及び連携・協力などを進める必要がある。また、小学校、中学校、高等学校等においては、視聴覚教室やコンピュータ教室などを活用し、メディア利用に関する開放講座を実施するなど、学校が有する視聴覚教育機能の地域住民への開放が行われているが、その際、視聴覚教育関係施設とこれら学校教育施設との連携・協力を図る必要がある。さらに、首長部局所管の施設、大学等高等教育機関、民間企業等との積極的な連携・協力を進め、教育メディアの利用、施設・設備の相互利用及び人材の交流等を図る必要がある。

なお、教育委員会は、各視聴覚教育関係施設を行う事業について、地域の視聴覚教育関係施設職員等からなる委員会を設置するなどして、その総合調整を図っていく必要がある。

特に、都道府県教育委員会は、都道府県域内の教育メディア利用の一層の推進を図るため、都道府県下の市町村が3つの機能を整備するよう指導するとともに、都道府県と市町村及び市町村相互の視聴覚教育関係施設の連携・協力の推進を援助する必要がある。

(2) 都道府県と市町村の視聴覚教育関係施設の役割分担と相互の連携・協力

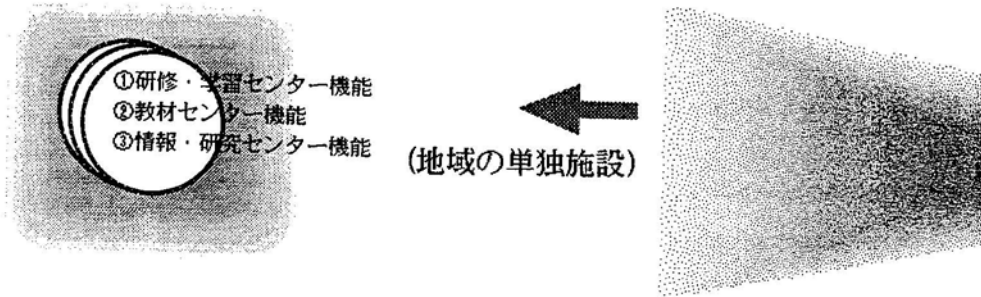
都道府県の視聴覚教育関係施設は、都道府県内の教員や社会教育施設職員等及び社会教育関係団体のリーダー等の研修、広域にまたがる事業、広域に活用される教材の制作・供給等を行い、市町村の視聴覚教育関係施設は、地域住民や学校現場に密着した視聴覚教材の制作・供給、研修会、講座等を行うことが適当である。

教育メディアの利用促進を効果的に図るためには、都道府県の視聴覚教育関係施設が市町村の視聴覚教育関係施設の事業を援助するとともに、市町村の視聴覚教育関係施設間で共同して事業を行うなど、都道府県と市町村及び市町村相互の視聴覚教育関係施設の連携・協力が不可欠である。

そのためには、都道府県下の各視聴覚教育関係施設が果たしている機能、その具体的な事業内容が、視聴覚教育関係施設間で明らかになっていることが望ましい。そこで、都道府県下の視聴覚教育関係施設間で情報ネットワークを構築し、各施設が果たしている機能等に関する情報を相互に交換することが望まれる。情報ネットワークの構築に当たっては、例えば、都道府県立の生涯学習推進センター等の生涯学習情報提供システムを活用することが考えられる。

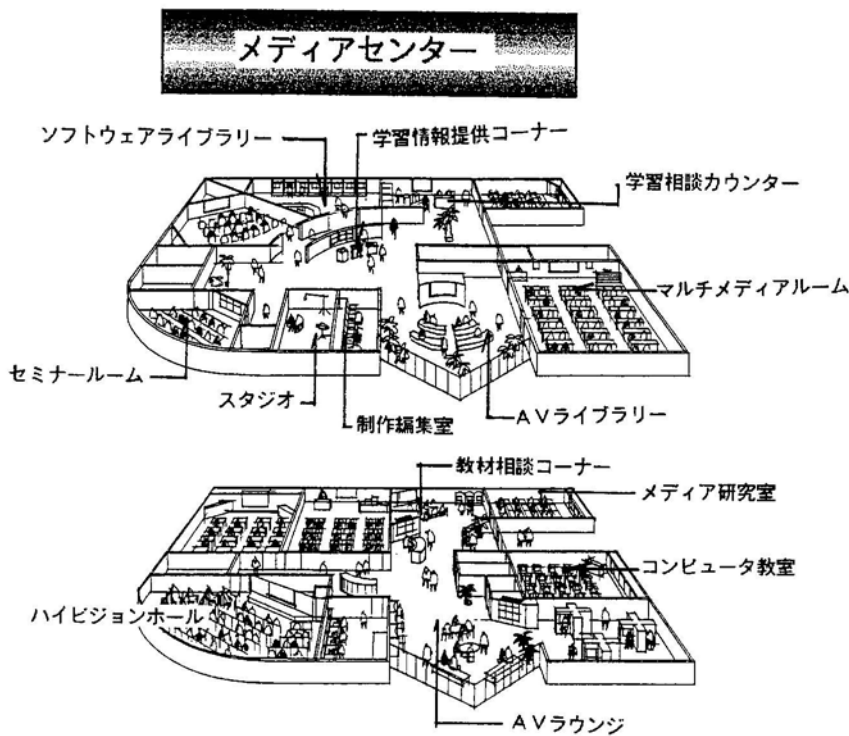
また、視聴覚教育関係施設は、地域の他の生涯学習関連施設との連携を図ることが必要である。

視聴覚教育関係施設の今後の整備の在り方

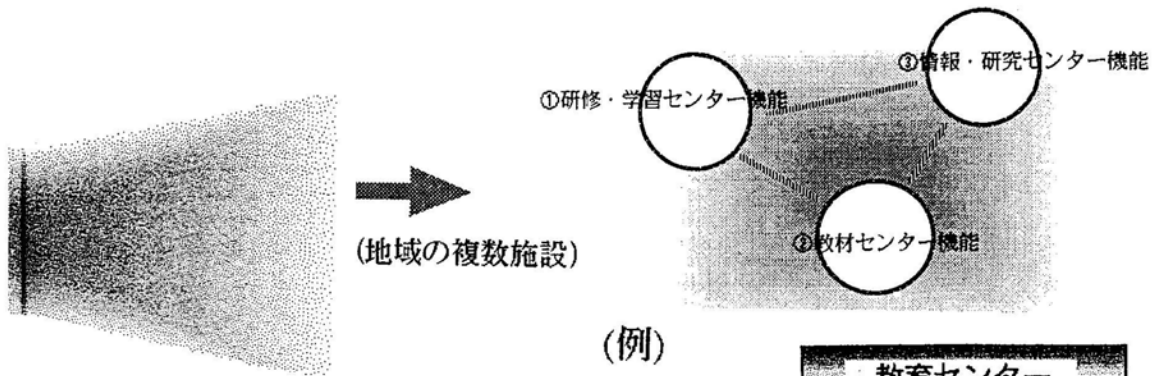


(例)

地域の実績に合わせ

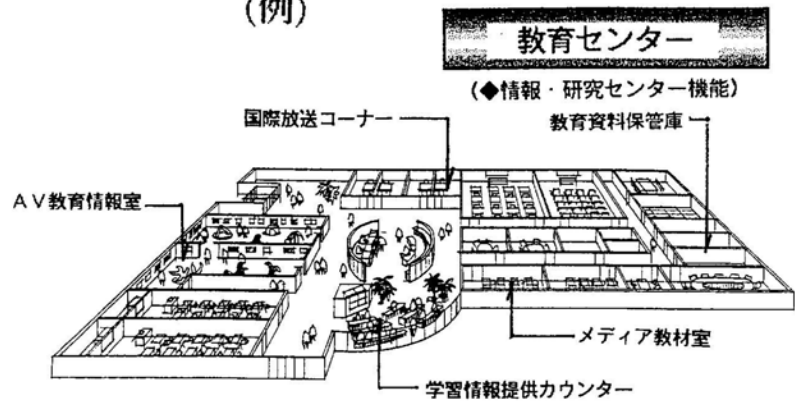


◆研修・学習センター機能	◆教材センター機能	◆情報・研究センター機能
<ul style="list-style-type: none"> ・ハイビジョンホール ・コンピュータ教室 ・セミナールーム ・AVラウンジ ・スタジオ ・制作編集室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアライブラリー ・AVライブラリー ・教材相談コーナー ・マルチメディアルーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習情報提供コーナー ・メディア研究室 ・学習相談カウンター



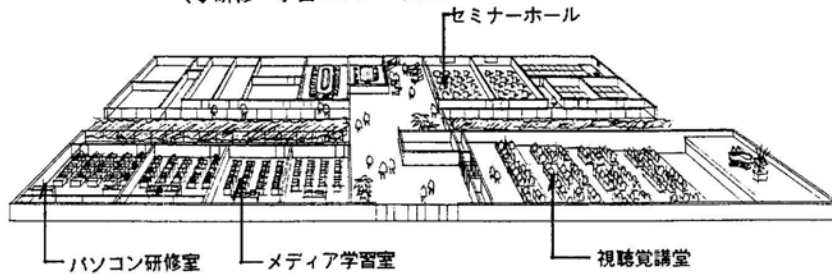
た多様な在り方

(例)



公民館

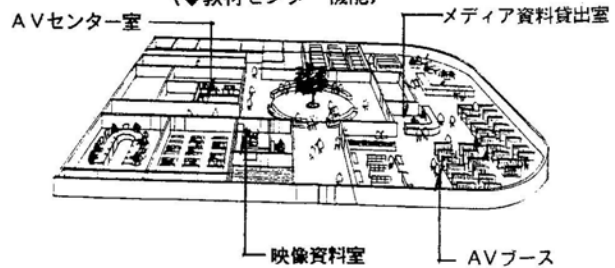
(◆研修・学習センター機能)



※ 公民館, 図書館, 教育センター各施設の室名は, 視聴覚教育機能を有するもののみ例示。

図書館

(◆教材センター機能)



(3) 国に期待される役割

これまで、国においては、地域におけるマルチメディア等新しい教育メディアの利用促進を図るため、モデル教材や学習・指導方法等の調査研究開発を実施してきている。今後も、通信系マルチメディアの利用方法の研究開発、映像データベースの構築や検索方法の簡便化等利用環境の整備に関する研究・開発など、新しい教育メディアに関する研究・開発をさらに進め、その成果を地域に普及していく必要がある。これと並行して、新しい教育メディアに精通した専門的人材の育成方策を検討することが望まれる。

おわりに

本部会は、地域における教育メディアの利用促進のため、視聴覚教育関係施設の果たすべき機能、視聴覚教育関係施設の整備の在り方、地域における推進体制の在り方等について審議してきた。

この分野は、近年、技術革新の激しい分野であることから、今後も、引き続き、マルチメディアの動向等教育メディア利用に関する環境変化に適切に対応していく必要がある。

本報告が、教育委員会、視聴覚教育関係施設などの関係者に参考とされ、視聴覚教育関係施設の整備と機能の充実及び教育メディアを利用したより効果的な学習活動の推進に資することを願うものである。

9 社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（抄）

平成8年4月24日
生涯学習審議会社会教育分科審議会報告

I 審議経過

生涯学習審議会社会教育分科審議会では、計画部会を中心に、平成5年3月から「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」調査審議を行ってきた。

検討に当たっては、地域における生涯学習の一層の推進と社会の様々な変化への対応という視点から、平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」で提示された、リカレント教育の推進、ボランティア活動の支援・推進、青少年の学校外活動の充実、現代的課題に関する学習機会の充実という4つの当面の課題も踏まえ、生涯学習社会における社会教育を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事、学芸員及び司書の一層の資質の向上と専門性の養成を図るという基本的考え方のもとに審議を進めた。

計画部会での審議とともに、平成5年12月からは、部会の下に、社会教育主事、学芸員及び司書の3つの専門委員会を設置し、専門的な調査審議を行った。この間、審議の参考とするため、大学団体及び関係団体への意見照会も行った。

本分科審議会は、こうした審議を経て、社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策をとりまとめた。なお、国庫補助を受ける場合の公立図書館の館長の司書資格及び司書の配置基準等については、引き続き計画部会において検討する。

II 改善の必要性

所得水準の向上や自由時間の増大など社会の成熟化に伴う学習ニーズの増大や、情報化、国際化、高齢化等の社会の急激な変化に伴う生涯を通じた学習の必要性の高まりを背景に、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会」（平成4年7月生涯学習審議会答申より）を構築することが、重要な課題となっている。

このような生涯学習社会の構築のために、人々の学習活動を援助する社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者の果たす役割は極めて重要である。

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である。これからの社会教育主事は、地域における人々の自由で自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割に加え、社会教育事業と他分野の関連事業等との適切な連携協力を図り、地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されており、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員である。これからの博物館は、地域における生涯学習推進の中核的な拠点としての機能の充実や、地域文化の創造・継承・発展を促進する機能や様々な情報を発信する機能の向上等により、社会の進展に的確に対応し、人々の知的関心にこたえる施設として一層発展することが期待されている。学芸員は、多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

司書は、図書館法に基づき図書館に置かれる専門的職員である。これからの図書館は、地域における生涯学習推進の中核的な拠点として、現代的課題に関する学習の重要性や住民の学習ニーズの高まりにこたえて、広範な情報を提供し、自主的な学習を支援する開かれた施設として一層発展することが期待されている。司書は、幅広い図書館活動の推進のために重要な役割を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、幅広い分野から多様な能力、経験を有する人材が得られるように、専門的資質の確保に留意しつつ、資格取得の途を弾力化する必要がある。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修の改善・充実を図る一方で、教育委員会事務局及び博物館、図書館における組織や運営体制を充実していくことが必要であり、教育委員会等の積極的な努力が期待される。併せて、これらの専門的職員の資質向上に対応する任用や処遇の改善等について、関係者の配慮が望まれる。

なお、博物館・図書館以外の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設においても、その事業や施設運営の充実のため、社会教育主事、学芸員、司書のような社会教育についての専門的知識経験を有する職員が置かれることが望ましい。特に、公民館は、地域における最も身近な社会教育施設であり、生涯学習推進のための地域の拠点として他の生涯学習関連施設等との連携の中心的な役割を担うことが期待されており、社会教育主事の資格を有する職員の配置など、専門的知識・技術を有する職員体制の整備が進むことが望まれる。

III 改善の基本的方向

1 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

大学（短期大学を含む。以下、同じ。）及び資格取得講習における養成内容については、それぞれの

業務を的確に遂行し得る基礎的な資質を養成する観点から、見直しを行う必要がある。特に、生涯学習及び社会教育の本質についての理解は、生涯学習時代における社会教育指導者に求められる基本的な内容であり、社会教育主事、学芸員及び司書の3資格に共通的な科目として、「生涯学習概論」を新たに設ける。学芸員及び司書については、情報化等の社会の変化や学習ニーズの多様化、博物館・図書館の機能の高度化に対応する観点から、科目構成を見直し、必要な修得単位数を増やす。

大学における社会教育主事の修得単位数は現行通り24単位以上、学芸員の修得単位数については現行の10単位以上から2単位増やし12単位以上とし、司書講習における修得単位数は現行の19単位以上から1単位増やし20単位以上とする。

社会教育主事及び学芸員については、社会教育主事講習及び学芸員試験認定の科目代替の対象となる学習成果の認定範囲並びに資格取得及び講習受講等の要件としての実務経験の対象範囲を拡大する。司書については新たに、司書講習において実務経験等による科目代替措置を設ける。

2 研修内容の充実と研修体制の整備

多様化、高度化する人々の学習ニーズ、社会の変化や新たな課題等に的確に対応していくためには、現職研修の内容を充実し、専門的な知識・技術等の一層の向上を図る必要がある。また、情報の活用や高齢化社会の進展などの現代的課題や、ボランティア活動との連携などの新たな課題への対応などを含め、常に研修内容の見直しを図りながら、効果的な研修の実施に努めることが必要である。

研修方法については、従来からの講義や実習・演習形式の研修に加え、国内外の大学、社会教育施設等への研修・研究派遣、大学院レベルのリカレント教育など、高度で実践的な研修機会を充実する必要がある。

現職研修の抜本的な充実のためには、国、都道府県、市町村、関係機関・団体等が相互の連携と役割分担の下に、研修体制の整備を進め、体系的・計画的な研修機会を提供していく必要がある。

教育委員会等においては、研修体制の整備に積極的に取り組むとともに、研修への参加の奨励・支援に努めることが望まれる。

3 高度な専門性の評価

今後、社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者は、高度な専門的職業人として一層の資質向上を図ることが期待される。特に、学芸員及び司書については、社会教育施設の専門的職員としての資質・能力をより一層高めていくために、その業績・経験等が適切に評価され、それが任用や処遇の面にも反映されるシステムを作っていくことが重要である。このため、養成内容の充実や研修体制の体系的整備を図る中で、高度で実践的な能力を有する学芸員及び司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる。

このような制度は、学芸員・司書の資格制度のみならず博物館・図書館制度全体の在り方とも関連するものであり、その具体化のために、国をはじめ関係機関や関係団体等が連携しながら研究を進めていくことを期待したい。

また、社会教育主事についても、今後、職務内容の高度化等に伴い、その専門性の評価の在り方が課題となっていくことが考えられる。

4 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者の幅広い人事交流を進めることは、生涯学習の一

層の推進の上で有意義である。異なる種類の施設・機関等や他部局も含めた交流により、業務運営の活性化とともに、それぞれの資格を持つ者が実務を通じて幅広い経験と視野を得ることが可能となる。さらに、今後とも、公民館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設に社会教育主事等の有資格者を積極的に配置し、その専門的な知識や能力を施設運営の充実のために活用することが必要と考えられる。このような人事交流や組織運営体制の充実という課題とも関連し、社会教育主事、学芸員、司書の任用や処遇などについて、教育委員会等の積極的な配慮が望まれる。

また、大学等において資格を取得しても、実際はその職に就いていない人が相当数いる。一方、その資格取得を通して得られた知識や技術を生かして、社会教育施設等でボランティアとして活躍している人も増えつつある。こうした状況を踏まえ、社会教育主事等の有資格者のうち希望する者を登録し、その専門的知識・経験等の活用を図る「有資格者データベース（人材バンク）」制度等を設け、これら有資格者の専門的な知識・能力や幅広い経験等を、地域の生涯学習・社会教育の推進のために活用することは極めて有意義である。国と関係機関・団体等の連携・協力により、その早急な整備が期待される。

(略)

IV 司書

1 改善の必要性

図書館は、住民の身近にあつて、図書やその他の図書館資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の学習を支援するという役割を担っており、昭和40年代以降、それまでの図書保存を重視した館内閲覧を中心とする施設から、レファレンスサービスの一層の充実を図るとともに、資料の館外貸出しにも重点を置き、積極的なサービスを行う施設に変化している。

近年、情報化、国際化、高齢化等の進展による社会の急速な変化に伴い、人間の生き方や価値観、行動様式が変化し、人々が社会生活を営む上で理解しておくことが望まれる新たな学習課題が生じている。また、所得水準の向上、自由時間の増大等に伴い、心の豊かさや生きがいなどを求め、人々の学習ニーズはますます強まり、かつ多様化・高度化している。今日、これらに適切に対応し、学習機会の充実を図り、人々の学習活動がより活発に行われるよう支援していくことが求められている。

こうした中にあつて、図書館は、住民の生涯にわたる学習活動を積極的に援助する上で、地域における中核的役割を担う施設として、現代的課題に関する学習の重要性や住民の学習ニーズの高まりにこたえて、広範な情報を提供し、自主的な学習を支援する開かれた生涯学習施設として、一層発展することが期待されている。

司書は、図書館法に基づき図書館に置かれる専門的職員であり、図書等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応などの業務に従事し、図書館活動に重要な役割を果たしている。今日、社会における図書館に期待される役割を理解し、多種多様な資料に関する豊富な知識を備え、様々な住民の学習ニーズにこたえる広範な情報提供サービスを積極的に行うことが求められている。

このため、司書の養成及び研修については、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズ等に適切に対応できる能力を養うとともに、情報化をはじめとする社会の急速な変化に的確に対応した図書館運営の向上を図る観点から、その改善・充実を図る必要がある。また、図書館には、専門的職員として司書補が置かれ、司書の職務を助け図書館の業務に従事している。したがって、司書の養成及び研修の見

直しに当たっては、司書補についても同様な観点から見直すことが必要である。さらに、これらに関連して、司書及び司書補の資質向上に対応する処遇の改善等についても、関係者の積極的な配慮が望まれる。

なお、司書及び司書補となる資格を有しながら、図書館には勤務していない人が相当いるが、図書館サービスの充実や生涯学習推進の観点から、それらの人々を活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である。

2 改善方策

1. 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

司書の養成については、昭和43年に司書講習の科目・内容の改善が行われているが、司書補の養成については、その制度創設以来、見直しは行われていない。昭和40年代以降、図書館は、住民に積極的なサービスを行う施設に変化している。さらに今日では生涯学習推進の中核的な拠点としての役割を果たすためにも、情報化等の社会の変化への対応が強く求められている。司書及び司書補がこうした時代の要請にこたえ、図書館の専門的職員として活躍するために必要な基礎を養うことができるよう、養成内容を見直し、充実する必要がある。

また、司書及び司書補の養成においても、生涯学習による学習成果を適正に評価していくことは重要であり、様々な実務経験等で培われた職務遂行能力を積極的に評価することが必要と考えられる。

(1) 講習における養成内容の改善・充実

ア 司書

司書講習は、司書となる資格を付与するため、図書館法及び同法施行規則に基づき、文部大臣の委嘱を受けた大学が実施する講習である。司書の養成内容の見直しに当たっては、これからの図書館において、専門的職員としての職務を遂行するための基礎を培う観点から、生涯学習の理念・施策や他の社会教育施設との関係の理解、図書館経営に関わる基礎的知識の修得、情報サービスや児童サービス、高齢者・障害者サービスなど各種の図書館サービスの基礎の履修、図書館における情報化に関する知識・技術の修得などを重視する必要があると考えられる。

以上から、司書講習の養成内容を、次のように改善・充実することが適当である。

- ① 生涯学習時代における基本的養成内容として「生涯学習概論」を新設し、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深める内容とする。
- ② 生涯学習社会における図書館という視点を重視して、「図書館経営論」を新設し、図書館の管理、運営等に関する内容により構成する。
- ③ 今日の情報化社会に対応するため、「情報サービス概説」、「情報検索演習」を設置し、情報関係科目の充実を図る。
- ④ 子どもの読書の振興にかんがみ、「児童サービス論」を設置し、充実を図る。
- ⑤ 図書館を取り巻く社会の変化に的確に対応できるよう「図書館特論」を新設し、図書館における今日的な諸課題に即応する内容により構成する。
- ⑥ 選択科目を整理するとともに、必修科目を拡大する。
- ⑦ 総単位数は、現行の19単位以上から20単位以上に1単位増やす。

各科目の単位数・内容等を一覧の形でまとめたのが、別紙3である。

イ 司書補

司書補講習は、司書補となる資格を付与するため、図書館法及び同法施行規則に基づき、文部大臣の委嘱を受けた大学が実施する講習である。現行の講習科目は、司書補講習が開始されて以来見直しは行われていない。

司書補は、図書館法上、「司書の職務を助ける」と位置付けられており、その養成内容の見直しに当たっても、生涯学習についての理解、図書館に関する基礎的知識、情報サービスや児童サービスなどの各種図書館サービスの基本など、時代の要請に即した内容とし、これからの図書館の専門的職員として必要な基礎的知識、技術を身に付けさせる必要がある。

以上から、司書補講習の養成内容を、次のように改善・充実することが適当である。

- ① 生涯学習時代における基本的養成内容として「生涯学習概論」を新設し、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深める内容とする。
- ② 今日の情報化社会に対応するため、「情報検索サービス」を設置し、充実を図る。
- ③ 子どもの読書の振興にかんがみ、「児童サービスの基礎」を設置し、充実を図る。
- ④ 「図書館特講」を新設し、図書館業務に係る基礎的な内容や、図書館における今日的な諸課題に即応する内容により構成する。
- ⑤ 図書館の基礎的事項を習得する観点から、選択科目を廃止し、全科目必修とする。
- ⑥ 総単位数は、現行と同じく15単位以上とする。

各科目の単位数・内容等を一覧の形でまとめたのが、別紙4である。

(2) 養成を行っている大学の連携・協力の推進

現在、司書講習科目に相当する科目を設置して、司書の養成を行っている大学は、220ほどある。今後、大学における養成内容等の一層の充実を図るため、司書養成に関する情報交換・交流の推進等をはじめ、大学間の連携・協力が進められることが期待される。

(3) 講習における実務経験等の評価

生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、司書講習においては、司書資格の水準の維持に留意しつつ、司書資格取得のための専門知識の修得として適当と思われる実務経験又は他の資格を適正に評価して、相当する分野の科目を免除することが適当である。具体的には、各種の図書館の職員で、一定以上の経験年数のある者や、司書補、司書教諭、社会教育主事、学芸員の資格の保持者、国家公務員採用試験（Ⅱ種図書館学）合格者について、一部の科目を免除することが適当である。

また、司書補講習における実務経験等の評価についても、司書に準じて適正に評価して、相当する分野の科目を免除することが適当である。

その際の経験年数、免除する科目などの具体的な内容は、別紙5及び別紙6である。

2. 研修内容の充実と研修体制の整備

現在の司書及び司書補資格は、図書館の専門的職員としての基礎的な資格であり、社会の変化等に適切に対応して、より高度な図書館サービスを実施していくためには、現職者の職場内、職場外での研修を充実する必要がある。

現在、国レベル（文部省及び国立教育会館社会教育研修所）、都道府県レベル、市町村レベル、図

書館関係の団体等において、それぞれ研修が行われているが、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとはなっていない。今後は、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるような研修体制を整備していくことが重要な課題となっている。

また、各図書館やその設置者においては、司書及び司書補の業務の向上に資する研修の意義を十分に理解し、司書及び司書補が積極的に各種の研修に参加できるよう、奨励・支援することが期待される。

(1) 研修内容及び方法

研修内容に関しては、図書館業務の各専門領域における知識・技術の向上を目指すにとどまらず、生涯学習社会の進展、情報化、国際化等の社会の変化に対応して、広い観点から図書館サービスの充実が図られるよう、研修領域・内容を設定することが求められる。

生涯学習社会の進展や社会の変化に対応する観点から、生涯学習の理念と施策の動向、情報技術の動向、新しい教育メディアの利用、図書館における著作権の処理、障害者・高齢者へのサービスなど多様化した利用者のニーズへの対応、地球環境問題などの現代的課題、地域の国際化に対応した語学と多文化サービス、カウンセリングやインターパーソナル・コミュニケーションなどに関する研修のほか、一般教養的な研修、行政実務に関する研修なども有効である。その際、教育委員会以外の行政機関で実施する研修を活用することも考えられる。

また高度かつ専門的な知識・技術を習得する観点から、情報サービスの動向と技術、レファレンスサービス及びレフェラルサービスの実務、資料の収集・整理・保存の実務、児童サービスの技術、種々のメディアの操作と習熟、図書館経営に関する研修などが望まれる。

研修の方法としては、従来から行われている都道府県立図書館等における集合研修によるほか、国内外の大学、図書館、民間企業等への留学及び研修派遣や、海外の図書館との交流事業などが考えられる。さらに、大学におけるリカレント教育のための特別のコース、プログラムの設置等が期待される。

(2) 研修体制の整備

国レベル、都道府県レベル、市町村レベル、図書館関係団体等の各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に司書等の研修機会を提供していくため、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。

国レベルでは、各都道府県における指導的立場の司書、図書館長等の管理職を対象に、高度かつ専門的内容の研修を行う。さらに、都道府県が行う研修を支援するため、都道府県レベルでの研修を担当できる指導者の育成、司書等の活動に関連する情報の収集・提供などを行う必要がある。特に、国立教育会館社会教育研修所においては、社会教育に関する専門的・技術的研修を実施する中核機関として、都道府県レベルでの研修実施機関とのネットワーク形成や、地方公共団体における研修内容のデータベース化を進めるなど、そのナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。

都道府県・市町村においては、都道府県教育委員会、都道府県立図書館、都道府県の図書館協会等の連携の下に、初任者研修、中堅研修など、経験年数に応じた研修や、地域の課題や日常業務に関わる実務研修等を充実していくことが望まれる。

司書等の研修体系についての考え方を整理したものが、別紙9である。

3. 高度な専門性の評価

司書が、意欲をもって研修等に取り組み、その専門性を高め、図書館の専門的職員として各種の図書館サービスを向上させていくためには、研修等による専門性の向上が図書館の内外において適切に評価されることが重要である。

このため、実務経験、研修等を積んで、図書館の業務について、高度で実践的な専門性を有する司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることも有意義と考えられる。こうした名称付与制度が定着することによって、当該名称を付与された司書の任用や処遇について、設置者等が適切な配慮を行うことも期待される。

このような高度な専門性を評価する名称付与制度の具体的な検討に当たっては、図書館の現状等を考慮しつつ、その実施機関、評価の対象、具体的名称、評価の方法等について、国をはじめ関係機関や図書館関係団体等が連携しながら研究を進めていくことを期待したい。

この制度についての基本的考え方を整理したものが、別紙11である。

4. 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

司書及び司書補の専門性を生かし、生涯学習を援助するために必要な広い知見を得させるとともに、図書館の活力ある運営を確保するため、図書館相互や図書館と関連する施設、学校等との間の異動など、司書及び司書補の任用や処遇などについて、教育委員会等の積極的な配慮が望まれる。

また、司書及び司書補の資格を有しながら、実際には図書館関係の職に就いていない人も相当いる。これらの司書等の資格を有する者の持つ専門的知識や経験等を積極的に活用することができれば、図書館サービスの充実や生涯学習を推進する観点から有意義である。

このため、司書及び司書補有資格者のうち図書館等で活躍することを希望する者を、都道府県、国立教育会館社会教育研修所又は図書館関係団体に登録し、各種の図書館や地域の文庫のボランティア等として活用を図る「司書有資格者データベース（人材バンク）」制度等を創設することが考えられる。国と関係機関・団体等との連携・協力のもとに、その早急な整備が進められることを期待する。

V おわりに

本分科審議会では、生涯学習社会における社会教育行政の推進、博物館及び図書館の機能の充実への対応等の観点から、これらの業務に携わる専門的職員である社会教育主事、学芸員及び司書の資質の向上を図るための養成、研修等の改善・充実方策を検討し、提言をとりまとめた。

本報告の趣旨を踏まえ、国においては、関係規程等の改正など必要な措置を速やかに講ずるとともに、現職研修の充実のための方策の推進や、これらの資格を有する者の知識経験等を活用する仕組みの整備などにより、幅広い社会教育指導体制の充実に積極的に取り組む必要がある。

また、これらの専門的職員の養成に当たる大学等においては、改善の趣旨を踏まえた教育内容や教育方法の充実、工夫を図るとともに、高度な再教育の機会の提供にも努力することが期待される。なお、今後の科学技術の進歩に伴い、コンピュータ、光ファイバー等の高度情報通信網、衛星通信、衛星放送等の情報手段が一層発展すると予想される。これらを活用した遠隔教育等による養成や研修の実施も有効と考えられ、大学関係者等により、その活用方策について検討されることも期待される。

教育委員会等においては、現職研修機会の確保により、関係職員の一層の資質向上に努めるとともに、

公民館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設等を含め、適切な人材の確保による地域全体の社会教育指導体制の充実に従来に増して努力することにより、生涯学習・社会教育の指導体制の一層の整備促進と関係施設の運営の充実を図ることを期待したい。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成は、生涯学習社会の進展や社会の様々な変化の中における社会教育行政の在り方や、博物館、図書館に期待される役割と密接に関連するものである。特に、今後の社会の進展に伴う社会教育主事、学芸員及び司書の職務の一層の高度化、多様化に対応するためには、高度な専門的職業人の養成という観点が、これまで以上に重要となると考えられる。このため、今回提言した改善方策の実施状況を踏まえながら、今後も適切な時期に見直しを行っていくことが必要である。

司書養成科目の改善

科目名・単位数	ね ら い	内 容
必修科目 生涯学習概論 [1 単位]	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 生涯学習の意義 2) 生涯学習と家庭教育, 学校教育, 社会教育 3) 生涯学習関連施策の動向 4) 社会教育の意義 5) 社会教育の内容・方法・形態 6) 社会教育指導者 7) 社会教育施設の概要 8) 学習情報提供と学習相談の意義
図書館概論 [2 単位]	図書館の意義, 図書館の種類, 図書館の機能・課題・動向, 図書館政策, 関係法規, 図書館と類縁機関等との関係について解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館の意義 (生涯学習と図書館, 社会の変化と図書館を含む) 2) 図書館の種類 3) 図書館の機能と課題 (館種別) 4) 図書館の動向 (図書館の現状と歴史, 情報技術の図書館への影響, 外国の図書館事情を含む) 5) 図書館行政 (図書館政策, 図書館法, 社会教育法, 地方自治法, 著作権法等を含む) 6) 他の図書館及び類縁機関等との関係 (図書館相互協力・ネットワークを含む) 7) 図書館の自由, 図書館関係団体等
図書館経営論 [1 単位]	生涯学習社会における図書館という視点を重視して, 図書館経営にかかわる組織, 管理・運営, 各種計画について解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館経営の在り方 2) 自治体行政と図書館 (他部局等との関係を含む) 3) 図書館の組織と管理・運営 4) 図書館長・館員の責務及び養成・研修 (ボランティアの養成・活用を含む) 5) 図書館サービス計画の意義と方法 (各種調査, 広報を含む) 6) 図書館の整備計画と施設, 備品 7) 図書館業務・サービスの評価 8) 情報ネットワーク形成の意義と方法 (類縁機関等との連携を含む)
図書館サービス論 [2 単位]	利用者と直接関わる図書館サービスの意義, 特質, 方法について解説するとともに各種サービスの特質を明らかにする。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 図書館サービスの意義と種類 (貸出, 読書案内, 情報サービス, 利用者援助, 教育・文化活動など) 2) 利用者理解と利用対象別サービス (多文化サービスを含む) 3) 図書館サービスと著作権 4) 図書館サービスとボランティア 5) 図書館サービスの協力 (他の図書館, 関連との連携・協力等)
情報サービス概説 [2 単位]	図書館における情報サービスの意義を明らかにし, レファレンスサービス, 情報検索サービス等について総合的に解説する。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 情報サービス一般の広がりや図書館が行う情報サービスの位置付け 2) 図書館における情報サービスの意義と種類 (レファレンスサービス, レフェラルサービス, カレントアウェアネスサービス等) 3) 情報及び情報探索行動についての基本的理解

科目名・単位数	ね ら い	内 容
		4) レファレンスプロセス（レファレンス質問の受付から回答まで、マニュアル検索とコンピュータ検索を含む） 5) 情報検索サービスの方法・プロセス・評価 6) 主要な参考図書，データベースの解説と評価 7) 参考図書及びその他の情報源の組織（二次資料の作成も触れる） 8) 各種情報源の特質と利用法
レファレンスサービス演習 [1単位]	参考図書その他の情報源の利用や作成，レファレンス質問の回答処理の演習を通して，実践的な能力の養成を図る。	1) レファレンスサービスの方法と実際 2) 参考図書評価の実際 3) レファレンスコレクション構築の実際 4) インフォメーションファイルの編成の実際 5) 二次資料作成の実際 6) レファレンスインタビュー・質問回答の実際
情報検索演習 [1単位]	データベースの検索の演習を通して，実践的な能力の養成を図る。	1) データベース検索の実際（オンラインの他，オンディスクの演習も含む）
図書館資料論 [2単位]	図書館資料全般の特質を論じ，その出版と流通，選択，選書ツール，保存管理について解説する。新しいメディアの特質やその利用等についても触れる。	1) 情報と資料，資料の種類とその特質（資料の歴史，一次・二次資料についても触れる） 2) 資料の出版と流通（外国事情にも触れる） 3) 蔵書構築の方針・評価（資料選択の基準を含む） 4) 選書ツールの利用法 5) 資料の受入・除籍・保存・管理（紙の劣化防止，共同保管等を含む） 6) 新しいメディアの収集，整理，利用等及び留意点
専門資料論 [1単位]	人文科学，社会科学，自然科学・技術の各分野における知識の構造と資料との関係についての理解を図るために，それぞれの分野の資料の特性とその分野を代表する資料について解説する。	1) 専門分野の特性 2) 主題文献の特性と種類 3) 主要な一次・二次資料
資料組織概説 [2単位]	資料組織の意義・目的と方法，図書館資料の組織化について解説し，併せてコンピュータ目録について言及する。	1) 書誌コントロール・資料組織の意義，資料組織と利用者 2) 目録の意義・機能・種別，目録規則の解説と適用（主題目録形成を含む） 3) 分類の意義，日本十進分類法（NDC）等の解説と適用 4) 件名標目表の解説と適用 5) コンピュータ目録の意義と構成，管理・運用（書誌ユーティリティの利用を含む） 6) 機械的処理の方法（情報処理機器の種類と概要を含む）
資料組織演習 [2単位]	資料組織の演習を通して，実践的な能力の養成を図る。	1) 目録記入・資料分類・件名目録作成の実際 2) 書誌ユーティリティ利用の実際 3) データの収集と編集，データの入力・加工

科目名・単位数	ね ら い	内 容
児童サービス論 [1単位]	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について総合的に解説する。併せてヤングアダルトサービスについても解説する。	1) 児童サービスの意義及びその企画・立案 2) 児童室の運営 3) 集会・展示サービス 4) 児童サービスの実際と技術（ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク等） 5) 児童図書の収集・整理、利用上の留意点 6) 児童資料の特色と主要な資料の解説 7) ヤングアダルトサービスの意義及びその企画・立案等 8) 学校図書館等との連携・協力
必修科目 小計18単位		
選択科目 図書及び図書館史 [1単位]	図書の形態、印刷、普及、流通等に関し歴史的に概説し、併せて図書館の歴史的発展について解説する。	
資料特論 [1単位]	郷土資料、行政資料、視聴覚資料などの各種資料の特質を論じ、その生産と流通、評価、選択・収集、利用等について解説する。	
コミュニケーション論 [1単位]	インターパーソナルなコミュニケーションを中心に、現代におけるコミュニケーションの特性とその概要について解説する。	
情報機器論 [1単位]	各種情報機器の機能、種類、利用等について解説する。	
図書館特論 [1単位]	図書館における今日的な諸課題について取り上げ解説する。	
選択科目 小計2単位		
合 計 20単位		

別紙 4

司書補養成科目の改善案

科目名・単位数	ね ら い
生涯学習概論 [1 単位]	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。
図書館の基礎 [2 単位]	図書館の意義、種類、機能及び図書館の組織、運営、計画等について基礎的事項を中心に解説し、併せて図書館員の責務、図書館協力、図書館の課題・動向、図書館の歴史、図書館政策、関係法規等についても言及する。
図書館サービスの基礎 [2 単位]	図書館サービスの意義、特質、方法や図書館における情報サービス等について基礎的事項を中心に解説し、図書館サービスと著作権にも言及する。
レファレンスサービス [1 単位]	レファレンスの意義、レファレンス質問の受付から回答に至るレファレンスプロセス、レファレンスコレクション構築等の情報源の組織について解説する。
レファレンス資料の解題 [1 単位]	参考図書のほか、電子形態やマイクロ形態の二次資料を中心に、その種類と特質を解説し、代表的なレファレンス資料を解題する。
情報検索サービス [1 単位]	情報検索サービスの意義、方法等や情報検索の実際等について解説する。
図書館の資料 [2 単位]	図書館の資料全般について、その特質を論じ、出版と流通、選択と蔵書構築、保存管理と利用方法等について解説する。
資料の整理 [2 単位]	図書館における資料組織の意義・目的と方法について基礎的事項を中心に解説する。
資料の整理演習 [1 単位]	図書、視聴覚メディアの各資料の整理・組織化について演習を行い、実践的な能力の養成を図る。
児童サービスの基礎 [1 単位]	児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について解説し、併せてヤングアダルトサービスについても解説する。
図書館特講 [1 単位]	図書館業務に係る基礎的な内容や、図書館における今日的な諸課題について広く取り上げ解説する。
合 計 15単位	

別紙 5

司書講習における実務経験等の評価

評価する実務経験（経験年数）	免除する科目（単位数）
公・私立図書館の職員（2年以上）	図書館サービス論(2)
国立国会図書館，大学・高等専門学校の図書館の職員（2年以上）	資料組織概説(2)
司書補として公・私立図書館に勤務する者（2年以上）	生涯学習概論(1) 図書館サービス論(2) 資料組織概説(2) 資料組織演習(2)
国立国会図書館，大学・高等専門学校図書館の職員で司書補に相当する者（2年以上）	生涯学習概論(1) 資料組織概説(2) 資料組織演習(2)

評価する他の資格	免除する科目（単位数）
司書補	生涯学習概論(1) 資料組織概説(2)
司書教諭	児童サービス論(1) コミュニケーション論(1)
社会教育主事	生涯学習概論(1)
学芸員	生涯学習概論(1) 情報機器論(1)
国家公務員採用試験合格者（Ⅱ種図書館学）	図書館概論(2) 図書館資料論(2) 資料組織概説(2)

別紙 6

司書補講習における実務経験等の評価（案）

評価する実務経験（経験年数）	免除する科目（単位数）
公・私立図書館の職員（2年以上）	図書館サービスの基礎(2)
国立国会図書館，大学・高等専門学校の図書館の職員（2年以上）	資料の整理(2)

評価する他の資格	免除する科目（単位数）
司書教諭	児童サービスの基礎(1)
学芸員，社会教育主事	生涯学習概論(1)
国家公務員採用試験合格者（Ⅱ種図書館学）	図書館の基礎(2) 図書館の資料(2) 資料の整理(2)

司書等の研修体系について

	国 (関係機関を含む)	都道府県 (関係機関を含む)	市町村
目的・ねらい	① 高度かつ専門的な内容の研修を行う。 ② 全国的・国際的動向の理解など広い視野から職務を遂行するための研修を行う。 ③ 管理職の資質向上を図る。 ④ 参加者相互の研鑽と交流により、全国的な人的ネットワークの形成に資する。	① 経験年数に対応して実務上必要な事項の研修を行う。 ② 地域社会の動向に対応した図書館の運営に関する研修を行う。	① 日常業務に係わる実務研修を中心にを行い図書館サービスの向上を図る。
対象	・図書館長 ・指導的立場にある中堅の司書	・市町村立図書館長 ・当該都道府県内の司書及び司書補	・図書館職員全般
研修領域・内容	① 高度かつ専門的内容の研修（レファレンスサービス、児童サービス等） ② 全国的・国際的動向に関する研修（情報化と図書館、施策等） ③ 図書館経営に関する高度な研修（サービス計画、マネジメント等）	① 初任者・中堅等の経験別の実務全般についての研修（事業計画・各種サービス、図書館間協力等） ② 地域社会の動向に関する研修（ニーズの把握、関係機関との連携等）	① 図書館業務全般
研修方法	① 講義の他、課題別のグループワークによる演習等 ② 長期にわたる宿泊研修 ③ 海外研修 ④ 通信教育、遠隔教育等	① 講義・研究協議等 ② 図書館等視察研修 ③ 市町村立図書館からの長期派遣研修の受入れ	① 館内研修 ② 職員相互の指導・助言
支援体制	① 都道府県レベルの研修を企画・指導できる人材を育成 ② 関連する情報の収集・提供、研修プログラムの開発・提供などを通じて都道府県・市町村を支援	① 関連する情報の収集・提供を通じて市町村を支援	

司書の高度な専門性を評価する名称の付与制度について

1 趣 旨

司書が、意欲を持って研修等に取り組み、その専門性を高め、図書館の専門的職員として各種の図書館サービスを向上させていくためには、研修等による専門性の向上が図書館の内外において適切に評価されることがきわめて重要である。

このため、職務経験、研修等を積んで、図書館の専門的業務について、高度で実践的な専門性を有する司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが適当である。

2 実施についての基本的事項

(1) 実施機関

国立教育会館社会教育研修所又は図書館関係の全国的団体が実施する。

(2) 評価の対象・名称

司書の専門業務全般にわたる高度な専門性を評価し、総合的な名称とする。

(3) 評価の方法

実施機関の審査により、名称付与を認定する。

① 申請要件（ア及びイをともに満たすこと）

ア 一定年数（例えば10年）以上司書（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校付属図書館の職員で司書に相当するものを含む）として勤務した経験を有していること。

イ 国立教育会館社会教育研修所などが主催する一定の専門的な研修を修了し、かつ、所属する図書館の館長が図書館の専門的業務について高度で実践的な専門性を有すると認めていること。

② 審 査

論文又は口頭試験等の方法により行うものとする。

(4) 評価の手続き

① 実施機関に審査委員会を設置する。

② 名称の付与を希望する司書の所属する図書館の館長が推薦し、教育委員会を經由して、実施機関に申請する。

③ 実施機関は審査委員会を開催し、その意見を聴いた上で合否を決定する。

10 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について〔第1次〕 (抄)

[平成8年7月19日 中央教育審議会答申]

第2章 これからの家庭教育の在り方

(1) これからの家庭教育の在り方

家庭教育は、乳幼児期の親子のきずなの形成に始まる家族との触れ合いを通じ、[生きる力]の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点である。

しかしながら、近年、家庭においては、過度の受験競争等に伴い、遊びなどよりも受験のための勉強重視の傾向や、日常の生活におけるしつけや感性、情操の涵養など、本来、家庭教育の役割であると考えられるものまで学校にゆだねようとする傾向のあることが指摘されている。

加えて、近年の都市化、核家族化等により地縁的つながりの中で子育ての知恵を得る機会が乏しくなったことや個人重視の風潮、テレビ等マスメディアの影響等による、人々の価値観の大きな変化に伴い、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じている。このようなことも背景に、無責任な放任や過保護・過干渉が見られたり、モラルの低下が生じているなど、家庭の教育力の低下が指摘されている。

我々は、こうした状況を直視し、改めて、子供の教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭であり、子供の教育に対する責任を自覚し、家庭が本来、果たすべき役割を見つめ直していく必要があることを訴えたい。親は、子供の教育を学校だけに任せるのではなく、これからの社会を生きる子供にとって何が重要でどのような資質や能力を身に付けていけばよいのかについて深く考えていただきたい。

とりわけ、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など[生きる力]の基礎的な資質や能力は、家庭教育においてこそ培われるものとの認識に立ち、親がその責任を十分発揮することを望みたい。

そして、社会全体に[ゆとり]を確保する中で、家庭では、親さらには祖父母が、家族の団らんや共同体験の中で、愛情を持って子供と触れ合うとともに、時には子供に厳しく接し、[生きる力]をはぐくんでいってほしいと考える。同時に、それぞれが自らの役割を見だし、主体的に役割を担っていくような家庭であってほしいと思う。

(2) 家庭教育の条件整備と充実方策

① 家庭教育の在り方と条件整備

家庭における教育は、本来すべて家庭の責任にゆだねられており、それぞれの価値観やスタイルに基づいて行われるべきものである。したがって、行政の役割は、あくまで条件整備を通じて、家庭の教育力の充実を支援していくということである。

このような考え方に立って、我々は、②において家庭教育に関する学習機会の充実、子育て支援ネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育参加の支援・促進を提言することとしたが、条件整備の第一としては、まず、家族がそろって一緒に過ごす時間を多く持ち、一緒に生活や活動をすることができるような環境を整えるということが重要である。

そして、そのためには、週休2日制や年次休暇の取得推進など年間の勤務時間の縮減、育児休業制度の一層の普及・定着、受験競争の緩和などの条件整備を進め、社会全体に「ゆとり」を確保するとともに、家庭を大切に作る社会づくりが重要だと考える。

また、家庭教育については、ともすれば、母親に責任がゆだねられ、父親の存在感が希薄であるとの指摘がしばしばなされる場所であり、父親の家庭教育に対する責任の自覚を求めたい。このために、その時間の確保を父親に訴えるとともに企業には協力方を強く呼びかけたい。また、親がPTA活動、ボランティア活動、地域の様々な行事等に参加し、それらを通じて得た経験や、人々とのつながりを家庭教育に生かしていくことも重要だと考えられるほか、育児の経験者として子育ての様々な知恵を持っている祖父母が孫の教育に参加していくことは、一層重要になってくると考える。

② 家庭教育の具体的な充実方策

以上のような考えの下に、家庭教育の充実を図るため次のような施策の推進を提言したい。我々はこれらの施策展開を通し、子供を持つ親が家庭教育の重要性について再認識し、それぞれの家庭においてこれからの時代にふさわしい子供の教育の在り方を確立し、子供たちが「ゆとり」と潤いのある家庭生活の中で「生きる力」をはぐくんでいくことを期待する。

(a) 家庭教育に関する学習機会の充実

子供たちの「生きる力」をはぐくむためには、子供の成長のそれぞれの段階に応じた親としての教育的な配慮が必要である。このため、親たちに対する子供の発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を一層充実すべきである。その学習内容としては、特に、子供の発達段階と人間関係の在り方、他人を思いやる心や感性などの豊かな人間性や自制心、自立心などをはぐくむ家庭教育の在り方や子供とのコミュニケーションの図り方等についての学習を重視する必要があると考える。なお、その際には、市町村教育委員会が、幼稚園や保育所、保健所、病院、大学、民間教育機関等により実施されている子育てについての関連事業との連携を図り、子供の発達段階に応じた体系的・総合的な学習機会を提供するよう配慮する必要がある。

また、こうした施策を進めるに当たっては、これまで家庭教育に関する学習機会に参加したくてもできなかった人々に対する配慮がなされなければならない。特に、共働き家庭が増加していること等を踏まえ、自宅や職場等身近な場所に居ながらにして学習できるような環境を整備する必要がある。このため、家庭教育に関する学習内容その他の情報をテレビ番組等を通じて提供するとともに、近年、家庭においてコンピュータの普及が著しいことを踏まえ、パソコン通信やインターネット等の新しいメディアを通じて豊富に提供していく必要がある。メディアの利用は、特に、過疎地域の家庭教育の充実を図る上でも非常に重要であると考えられる。

なお、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、子供の生活の変化等が進む中で、子供の発達段階に応じて身に付けるべき基本的な生活習慣や家庭や地域社会で経験することが望ましい生活体験、社会体験、自然体験などについての情報は、大変貴重なものと考えられる。これらに関する資料が作成され、家庭教育学級等各種の学習機会でも積極的に活用されることも意義のあることと考えられる。

これから親になる青年を対象に、意識啓発や保育ボランティア等の育児体験など人生の早い時期から子育てに関する学習機会を提供することも必要なことである。

また、子育て経験を有する祖父母等が、孫の教育に積極的にかかわることは大いに意義のあ

ることと考えられる。そのための支援策として、祖父母等が、子供の生活や考え方、近年の家庭・家族の変化や教育をめぐる動き等について学習する機会を設けることも考えられてよい。

(b) 子育て支援ネットワークづくりの推進

核家族化や女性の社会進出が進む中で、子育てに対する不安感や負担感を感じる親が増大している。このような状況を踏まえて、(a)で提言した施策の推進とともに、親に対する相談や情報提供の充実など子育てに対する支援体制の整備を図る必要がある。そして、そのための方策としては、専門家や専門の機関等による電話や面接での相談体制の整備を図ることが必要であるが、その場合には、特に各市町村単位でのきめ細かな相談体制を整備することが望ましいと考える。また、そこで相談に当たるスタッフとして、親の悩み等に対するカウンセリングの能力を備えた家庭教育関係指導者を養成することが重要であるが、そのためには、大学等高等教育機関や生涯学習センター等においてカウンセリングに関する講座を開設することなども有効な方策である。

さらに、子供を持つ親と地域の子育て経験者との交流の促進や子育て支援グループの育成による相互扶助の仕組みづくりなどを通し、日常的な生活圏の中での子育てのネットワークづくりを提案したい。そして、そのネットワークは、特に障害のある子供がいる家庭、ひとり親家庭、単身赴任家庭等に十分配慮したものであってほしい。

また、幼稚園が、地域社会における子育て支援の一つの核として、親等を対象に、幼児教育相談や子育て公開講座を実施したり、子育ての交流の場を提供したりするなど、地域の幼児教育のセンターとしての機能を充実し、家庭教育の支援を図っていくことも期待したい。

(c) 親子の共同体験の機会の充実

親子で様々な共同体験、交流活動を行う機会（例えば、ボランティア活動、植物栽培体験、動物飼育体験、スポーツ活動や芸術鑑賞、創作活動、地域の歴史探訪、読書会の開催など）を行政は積極的に提供すべきだと考える。親と子が同じ体験を持つことは親のものの見方、子供の考え方をお互いが知り合う上で、また、場合によっては同じ価値観を共有する上で非常に有効であり、これを機に親子のきずなが一層深まることが期待される。

こうした親子共同体験や交流活動を促進する上で、施設整備の大切さを忘れてはならない。例えば、公民館に親子が一緒に遊べる多目的ホールや談話室、託児室、育児相談室等の施設を整備したり、図書館に子供図書室、児童室・児童コーナー、談話室等を設けるなど、親子が活動しやすいような配慮をすることは極めて重要なことである。

(d) 父親の家庭教育参加の支援・促進

先に、これまで必ずしも十分に果たされてこなかった家庭教育における父親の役割の重要性を再認識することの大切さを指摘したが、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親等を対象とした家庭教育に関する学習機会を企業等職場に開設すること、夜間・休日に開設すること、通信による講座を開設すること等学習機会を充実する必要があると考える。また、企業等において子供たちが父親の職場を見学する機会や父親の仕事を疑似体験する機会を提供するなど、子供たちに親の働く姿を見せる機会を提供することももっと考えられてよいであろう。

以上、家庭教育の充実方策について述べてきたが、これらの施策を含め、親が安心して子供を生育育てることのできる社会環境の整備に向けて、国、都道府県、市町村が一体となった取組を進める必要がある。

また、社会の変化や家庭の多様化等を背景として、より幅広い観点から家庭教育の在り方等

を研究する必要が生じており、家庭教育について学際的な研究が一層推進されることを期待したい。

第3章 これからの地域社会における教育の在り方

(1) これからの地域社会における教育の在り方

子供たちに「生きる力」をはぐくんでいくためには、学校で組織的・計画的に学習する一方、地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切である。地域社会における、これらの体験活動は、子供たちが自らの興味・関心や自らの考えに基づいて自主的に行っていくという点で特に大きな意義を持っている。

共同作業や共同生活を営むことができる社会性や他者の個性を尊重する態度、日々新たに生じる課題に立ち向かおうとする意欲や問題解決能力、精神力や体力、新しい物事を学ぼうとする意欲や興味・関心、文化活動や自然に親しむ心などの「生きる力」は、学校教育や家庭教育を基礎としつつ、地域での様々な体験を通じて、はじめてしっかりと子供たちの中に根づいていく。また、こうした地域社会での様々な体験は、学校教育で自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、表現し、行動できる資質や能力を身に付けていくための基礎となるのである。

しかし、現実には、地域社会での活動を通しての子供たちの生活体験や自然体験は著しく不足していると言われ、また、都市化や過疎化の進行、地域における人間関係の希薄化、モラルの低下などから、地域社会の教育力は低下していると言われている。

こうした状況の中で、我々は、今こそこれからの地域社会の在り方、また、そこでの教育の在り方について率直に問い直してみる必要がある。そして、何より大切なことは、地域のアイデンティティーを確立し、地域の人々のだれもが自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、その中で、地域の大人たちが手を携えて、子供たちを育てていく環境を醸成することであると考えます。

このような視点に立って、我々は社会全体に「ゆとり」を確保する中で、地域社会が、地域の大人たちが子供たちの成長を暖かく見守りつつ、時には厳しく鍛える場となること、また、地域社会が単に人々の地縁的な結びつきによる活動だけでなく、同じ目的や趣味・関心によって結びついた人々の活動が活発に展開され、子供たちをはぐくむ場となっていくことを強く期待するものである。

(2) 地域社会における教育の条件整備と充実方策

① 地域社会における教育の在り方と条件整備

地域社会の活動は、正に地域の人々の主体性や自主性を前提とするものであり、地域社会の大人一人一人が、その一員であることの自覚を持ち、地域社会の活動を自主的に担っていくことがまず重要であると言わなければならない。

したがって、行政としては、地域の人々の主体性や自主性を尊重しつつ、地域の人々のニーズを的確に把握し、それらを踏まえながらいかに地域社会の活動を活発にするかという視点に立って、活動の場や機会の提供、様々な団体への支援、指導者の養成、情報提供など基盤整備に重点を置いて、施策を進めていく必要がある。その際、障害のある子供たちが積極的に参加できるような配慮を特に望んでおきたい。

また、第2章においても述べたとおり、地域社会の活動を充実させるためには、こうした施策とともに、社会全体に「ゆとり」を確保するための条件整備を進める必要がある。

なお、この点に関連し、これまでの経済成長の過程で社会全般に定着してきた企業中心の行動様式について、社員とともに、企業においても、その見直しを図り、社員も地域社会の一員であることの自覚を強く求めたいと思う。また、様々な職業生活や社会生活を経験した人々が、それらを通じて得たものを積極的に地域社会に還元してほしい。そのことは、地域社会の活動をより豊かなものとしていく上で、大変に貴重なものと考えられるのである。

② 地域社会における教育の具体的な充実方策

学校週5日制の実施を契機に、各地で地域社会における子供たちの活動を推進するための様々な取組が進められているが、今後、さらにその充実を図るため、活動の場の充実、機会の充実や指導者の養成などについて、幾つか具体的な方策を提言したい。これらの諸方策が、各地でそれぞれの地域の特色を生かして活発に実施されることを期待するものである。

(a) 活動の場の充実

(遊び場の確保)

成長過程にある子供たちにとって「遊び」は、自主性や社会性の涵養、他人への思いやりの心の育成などに資するものであり、調和のとれた人間形成を図る上で極めて重要な役割を担っている。都市部だけでなく、豊かな自然環境が残されている農村部においても、テレビを見たり、テレビゲームをするなど室内で遊ぶことが多くなっている今日、子供たちの「遊び」の持つ教育的意義を改めて再確認し、自然や空地を利用したわんぱく広場や冒険広場、公共施設や民間施設において遊び場やたまり場などをできるだけ多く用意し、子供たちが仲間と自由に楽しく遊ぶことができるような環境を整えることを強く望むものである。また、その際には、遊び場マップやたまり場マップを作成、配布することなどにより、子供たちが手軽にそうした場を利用できる環境を整えていくことが必要であることも併せて指摘しておきたい。なお、家庭においても、遊びの持つ積極的な意義を再認識することを望んでおきたい。

(学校施設の活用)

現在、休業土曜日には、青少年教育施設や公民館などを使って、子供たちの文化・スポーツ活動がイベント的に行われている。しかし、子供たちが、遊びやスポーツ、音楽、美術、工作、あるいは科学の実験、読書、英会話、コンピュータなど、本人の希望に応じた様々な活動を豊富に体験することができるようにするためには、子供たちにとって最も身近で、かつ、使いやすく造られている学校施設をもっと活用していく必要がある。いわゆる学校開放は、かなり進んできているものの、その多くは運動場や体育館の開放であり、開放時間や開放日数も限られている。今後は、学校図書館や特別教室も含め、学校の施設を一層開放し、様々な活動を行っていく必要がある。その際、親や地域の人々のボランティア参加による活動などは、子供たちの活動を豊かにするためにも大いに推奨したい。

なお、学校開放について、土曜日や日曜日等についても実態として学校長に施設管理の責任がある場合もあり、このため、これが進まないとの指摘もある。今後は、本来は学校開放時の管理責任が教育委員会にあることを踏まえ、例えば、教育委員会は、管理責任を教育委員会に移すなどして、管理運営体制の整備と責任の明確化を図るとともに、開放される学校施設が有効に活用されるよう指導員を委嘱するなどの工夫により、学校開放の一層の充実に努めてほしい。

(社会教育・文化施設の整備充実と新たな事業展開)

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、美術館等、様々な社会教育・文化施設の整備が各地で進められてきている。もちろん、いまだ十分であるとは言えず、今後もさらに積極的に整備に取り組む必要があるが、その際、特に利用者の視点に立った整備・充実の重要性を指摘しておきたい。これらの施設が、子供たちのそれぞれの興味や関心に応じた主体的な学習の場として、子供たちにとって気軽に利用できるということが大切である。このことは、これらの施設の運営等についても同様で、子供たちのニーズを踏まえ、子供たちが行くことを楽しみにするような施設運営や参加型・体験型の事業を行っていくことが重要である。

そのために、例えば、公民館や生涯学習センター、青少年教育施設などにおいては、今後、工作教室や昔遊び教室、史跡めぐりなどの子供・親子向けの事業や講座を充実したり、各種学習サークル活動などを活発に行うことが望まれる。

また、読書は人格形成に大きな役割を果たすものであり、図書館においては、読書活動の一層の促進を図るため、蔵書の充実のほか、子供への読書案内や読書相談、子供のための読書会などの事業の充実などにもっと努めていく必要がある。

博物館、動物園、植物園、水族館などにおいては、動植物の観察や天体観測、化石の収集などそれぞれの地域性や専門性を生かした体験型の講座や教室の充実、美術館や文化会館などにおいては、芸術の鑑賞、コンサート、絵画・彫刻・演劇等の実技講座などの子供・親子向けの事業の充実などが必要と考える。

また、科学や技術に対する子供たちの知的好奇心を高めるため、大学や研究所、企業などの協力を得て科学教室を実施したり、科学博物館なども、子供たちが五感を通じて体験することができるような学習の場として整備していく必要がある。

(新たなスポーツ環境の創造)

子供たちが地域のスポーツ活動に親しみ、スポーツ活動を通じ、「体」の面だけでなく、社会的な規範を守る精神や思いやりの心などをはぐくむことは、子供たちが知・徳・体のバランスのとれた成長をしていく上で、極めて有効である。そのためには、子供たちが主体的、継続的にスポーツ等の多様な活動を楽しめるように、スポーツ活動を行う場である地域のスポーツ施設の整備充実を図るとともに、その運営・利用のネットワーク化を進めていく必要がある。

また、これらの施設には、今後、単にスポーツをする場の提供だけではなく、優れた指導者による、少年スポーツ教室、親子スポーツ教室等の多様で魅力あるプログラムの積極的な提供が望まれる。このことは、スポーツを通じて、異世代間のコミュニケーションを活発にするという意味でも、極めて意義があると考えられる。

さらに、今後は、子供たちが異年齢の人々と交流し、適切なリーダーから指導を受けられるようなスポーツ活動の拠点や、これを支える広域的なスポーツセンター等を広く普及させ、新たなスポーツ環境を創造していくことが必要と考える。

(b) 活動の機会の充実

(地域ぐるみの活動の推進)

これまでにも指摘したように、都市化・過疎化の進行や地域社会の連帯感の希薄化などから、地縁的な地域社会の教育力の低下が指摘される中で、今日、地域社会の教育力の再生を促すことが極めて重要なことになっている。

このため、地域の大人たちが率先してあいさつ運動、環境浄化活動、交通安全活動、防災活

動などの地域ぐるみの啓発活動に取り組むことを大いに推奨したい。また、これらの活動を振興していく上でも、地域社会のアイデンティティを確立していくことが重要であり、各地域に残る年中行事や祭り、伝統芸能の継承・復活などを図っていくことは大変に意義のあることと考える。行政も、こうした活動への支援を積極的に行ってほしい。地域を挙げてのこうした取組は、今日深刻化しているいじめの問題の解決にも資するものと考えられる。

(ボランティア活動の推進)

近年、我が国でもボランティア活動への関心が急速な高まりを見せている。参加者は増加し、活動分野も、福祉の領域のみならず、街づくり、国際協力、環境保護など幅広い分野にわたっている。ボランティア活動への参加は、それぞれの自発性に基づくものであるだけに、こうした活動に参加することによって、高齢者をいたわる気持ちを培い、自分たちの街づくりを通して身近な社会にかかわることの大切さを学ぶことなどの教育的意義は極めて大きい。さきの阪神・淡路大震災では多数の若者が救援活動に参加し、被害を受けた人々をいたわることや街を復興するということの重要性を強く実感したが、この体験は、極めて貴重なものと言わなければならない。

このようなボランティア活動の持つ意義を考えると、他者の存在を意識し、コミュニティーの一員であることを自覚し、お互いが支え合う社会の仕組みを考える中で自己を形成し、実際の活動を通じて自己実現を図っていくなど、青少年期におけるボランティア体験の教育的意義は特に大きい。子供たちの、社会性の不足が指摘される今日、体験的な学習としてのボランティア活動に青少年が気軽に参加できる機会を提供することは急務であると考えられる。

子供たちが、学校や地域社会でのそれぞれの役割に即した活動を通して、ボランティア活動を経験し、将来、ボランティア活動を自然に行っていく契機としてほしい。そして、「ボランティア活動は特別なことでなく、自分自身にとって身近なこと、必要なこと、大切なこと、だれにでも日常的にできることである」という認識が社会全体に広がることが望まれる。

このため、行政においては、ボランティア活動を実際に体験したり、活動の理念や必要な知識・技術等について学習する機会を様々な形で提供することが必要である。様々な民間団体などが、ボランティア活動の機会を積極的に提供することも期待したい。学校も、その実態に応じてボランティア活動に取り組むことを望みたい。その一つとして、例えば、PTAや地域の様々な民間団体と手を結んで、子供たちのためにボランティア活動の機会を作っていくような試みもあってよいと考える。また、ボランティア活動全般が広く展開される環境を作るため、ボランティア活動を求める側のニーズとボランティアの活動意欲を効果的に結びつけることができるよう、情報提供やコーディネーターの養成などボランティア活動に取り組みやすく、かつ、続けていきやすい条件整備を図っていくことが急がれる。

(交流活動の推進)

今日の子供たちは、物質的な豊かさや便利さなど、恵まれた環境で育っている反面、様々な人々との交流が不足し、そのことが、子供たちの人間関係を希薄化させていると言われている。

このような現状を改善するため、社会教育・文化・スポーツ施設や青少年団体等が中心となって、都市部と過疎地域、農村と漁村など異なる地域間の交流、乳幼児や老人など異なる世代間の交流、障害者との交流、国際交流など、様々な人々との多様な交流を積極的に推進する必要がある。

また、希薄化している今日の子供たちの人間関係の改善や自活力の向上を図るため、一定期

間地域の身近な施設から学校に通学する「合宿通学」などの実施も考えられてよいであろう。

(自然体験活動の推進)

子供たちに、自然の中における様々な生活体験や自然体験などの機会が不足している現状を考えると、農作業体験、野外活動や環境保護活動など、子供たちに豊かな自然に触れさせ、自然に対する理解や愛情を育てるような子供・親子向けの事業を充実させることは、今日極めて重要なことである。

活動の場としては、もちろん、身近な日常生活圏での自然体験や生活体験も重要であるが、日常生活圏を離れての活動も子供たちに是非体験させたいものである。特に、多感な子供時代に豊かな自然の中で長期間過ごす体験は極めて有意義と考えられる。そこで、長期休業期間中などに、少年自然の家などの青少年教育施設やホームステイを活用して、子供たちにそうした機会を与えることを提唱したい。

また、キャンプ、オリエンテーリング、サイクリング、ホステリング等の自然に触れ親しむアウトドアスポーツの機会も、子供たちの体験活動として提供したい。行政は、こうした体験活動を奨励する施策に積極的に取り組んでほしい。

(c) 青少年団体等の活動の振興

子供たちが、自らの興味・関心等に基づき、自主的・主体的に様々な活動を行うことは極めて意義のあることである。このような子供たちの活動を支え、促していくのが青少年団体・スポーツ団体である。

青少年団体の活動は、子供たちに、各種の集団活動を通じて、社会性、協調性や積極性などを養おうとするものであり、スポーツ団体の活動は、スポーツを通じて心身ともに健やかな青少年の育成に大きく寄与している。一人一人の子供たちに「生きる力」をしっかりとほぐくんでいこうとするとき、これらの団体の活動の役割はますます重要性を増している。行政は、これらの団体の魅力ある活動の情報提供や啓発活動を通じて、できるだけ多くの子供たちの参加を促進するほか、指導者の育成、有意義な活動に対する各種の支援など、青少年団体やスポーツ団体の活動の一層の振興に努めていく必要がある。

(d) 指導者の養成と確保

子供たちの地域社会における活動を充実するためには、地域社会や施設で子供たちの指導に当たったり、地域社会の人々の自主的な取組を支援する者が養成・確保されなければならない。子供たちの地域社会における活動が、子供たち自身が自主的・自発的に参加するものであることを考えると、その指導者は、専門的な知識や指導技術に加え、青少年に慕われ、親しめるような優れた人間性を備えることが求められる。

現在、地域社会における活動の推進に携わる者としては、都道府県や市町村の社会教育主事や社会教育指導員、体育指導委員、施設の専門的職員（青少年教育施設の専門職員、公民館の主事、図書館の司書、博物館の学芸員、文化会館のアートマネジメント担当職員など）、青少年団体やスポーツ団体の指導者・育成者などがいる。

しかし、これらの指導者については、その数においても、また研修や学習の機会についても極めて少ないのが実態である。例えば、地域社会における活動を含む社会教育全体の要となる社会教育主事についてみても、いまだに社会教育主事が設置されていない市町村があるなど、地域社会における教育を支える基盤は必ずしも十分なものとは言えない。

今後、子供たちの地域社会における活動を充実させるため、これらの指導者に優れた人材を

確保するとともに、その資質の向上を図るための施策を一層充実させることが必要である。

(e) 情報提供の充実

子供たちが様々な活動に参加しようとしても、あるいは施設等を利用して学習しようとしても、そうした学習情報がなければ子供たちは参加できない。子供たちに様々な活動に参加することを促す上で、どのような活動が、いつ、どこで行われているか等の具体的な情報を的確かつ効果的に提供する仕組みを整備することが必要である。

このため、市町村教育委員会が中心となって地域社会における活動に関する各種の情報をデータベース化するとともに、学校や関係機関などとの情報通信ネットワークを形成して、子供たちに情報を十分に提供する体制を整備することが急がれる。

その際は、社会教育・文化・スポーツ施設や関係機関、民間団体、地域のグループなどが実施する個々の活動の場所や内容、プログラムなどに関する情報だけでなく、指導者やボランティアなど、地域社会における活動を支援する人材に関する情報も積極的に提供することが重要である。

また、市町村教育委員会やPTAが地域社会における活動に関する情報資料を作成し、随時子供や家庭に配布するほか、地域社会における活動に関する相談コーナー、情報コーナーの開設等による情報の提供や相談の実施も効果的と考える。

(f) 「第4の領域」の育成

地域社会における教育力の低下が指摘される中であって、従来の地縁的な活動から目的指向的な活動へと人々が参加意欲を移しつつある傾向がうかがえる。このような状況を踏まえ、これからの地域社会における教育は、同じ目的や興味・関心に応じて、大人たちを結びつけ、そうした活動の中で子供たちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う「第4の領域」とも言うべきものを育成していくことを提唱したい。

例えば、青少年団体では、地縁的なものよりも、最近ではむしろ、スポーツやキャンプ、ボランティアといった目的指向的なものの方が人気が高いと言われているが、これなどは、ここでいう「第4の領域」の一つの例と言えよう。また、日常生活圏を離れて、豊かな自然の中で、青年の家、少年自然の家などの青少年教育施設を活用した活動や、民間教育事業者などが提供する体験学習のプログラムを利用した活動も、「第4の領域」の例と考えられ、今後ニーズが高まっていくものと考えられる。

行政としては、こうした状況を踏まえつつ、目的指向的な様々な団体・サークルの育成や、日常生活圏を離れた広域的な活動の場や機会の充実、効果的な情報提供活動、民間教育事業者との連携などを通じて、「第4の領域」の育成に積極的に取り組んでほしい。

(3) 地域社会における教育を充実させるための体制の整備

(a) 市町村教育委員会の役割の重要性

子供にとって、地域社会の活動としては、日常の生活圏での活動が最も重要である。その意味で、子供の地域社会における活動を充実するためには、地域における教育行政に関して直接の責任を負い、子供に最も身近な位置にある市町村教育委員会の役割がますます重要なものとなってくると言わなければならない。

現在も、市町村教育委員会は、地域社会における活動を充実させるため、活動の場や機会の提供をはじめとして、青少年団体の支援、指導者の養成や情報提供など様々な施策に取り組ん

でいるが、人々が、従来の地縁的な活動から目的指向的な活動へと参加意欲を移しつつある傾向を考えると、今後は、市町村長部局とも連携しつつ、情報通信ネットワークを活用した情報提供、指導者の人材バンクの形成や派遣、様々な団体とのネットワークの形成など、地域社会での活動に関する幅広い連絡・調整・企画機能を一層充実していくことが必要と考える。

(b) 地域教育連絡協議会や地域教育活性化センターの設置

地域社会における教育の充実を地域ぐるみで行うための一つの方策として、地域の人々の意向を反映しつつ、地域社会における学校外の様々な活動の充実について連絡・協議を行い、ネットワークづくりを進めるため、市町村教育委員会等が核となり、PTA、青少年団体、地元企業、地域の様々な機関・団体や学校等の参加を得て、地域教育連絡協議会を設けることを提唱したい。

この地域教育連絡協議会の設置は、地域社会における教育の充実について関係者の参加意識を高め、保護者や地域の人々が、行政や他人任せではなく、自分たち自身の問題としてこれに取り組んでいく大きな契機になるものとする。

なお、市町村によっては、既に、子供たちの健全育成や地域社会における活動の充実をねらいとする各種の協議会が設けられ、成果をあげているところも多い。こうした既存の協議会を、地域の実態に応じ、地域教育連絡協議会として活用することも考えられる。

また、関係者間の連絡・協議を行うだけでなく、自ら地域社会における活動に関する事業を行ったり、各種の情報提供や相談活動、指導者やボランティアの登録、紹介などを行うため、地域の実態に応じ、行政組織の一部又は公益法人などとして、地域教育活性化センターを設置することも考えられる。

(c) 国・都道府県の支援、民間教育事業者の取組

以上、様々な施策について述べてきたが、これらの施策は、国、都道府県、市町村の連携・協力の下に、体系的に進められなければならない。

地域社会における教育は、各地域の実態を踏まえ、それぞれの地域の特色を生かして展開されることが極めて重要である。市町村が施策を立案するに当たっては、地域の人々のニーズを十分反映したものであることが望まれるし、国・都道府県の市町村に対する支援は、できる限り地域のニーズを踏まえた柔軟なものであることが必要である。

また、従来、これらの施策を進めるに当たっては、民間教育事業者の取組を十分視野に入れてこなかったきらいがある。今後は、民間教育事業者による、子供たちを対象とした、文化・スポーツ活動や自然体験などの体験活動等の取組も期待し、これらとの適切な連携を図っていくことが必要である。

これらの施策や地域社会における様々な取組があいまって、子供たちの地域社会での多様な活動の場と機会が豊かになっていくことを期待したい。

11 教育改革プログラム－「教育立国」を目指して（抄）

[平成9年1月24日 文部省]

1 豊かな人間性の育成と教育制度の革新

一人一人の子どもの個性を生かし、豊かな人間性や創造性をはぐくむ教育を進めていくため、義務教育、後期中等教育、高等教育の接続等を見直しながら、完全学校週5日制の実施や、中高一貫教育制度の導入など教育制度の改革、大学入学年齢の特例など教育制度の弾力化、教育内容の再構築、教員の資質向上、地方教育行政制度及びその運用の改善、高等教育機関の活性化などの教育制度の革新に積極的に取り組むとともに、豊かな人間性の育成を図るための教育内容の充実等に取り組んでいる。

(1) 豊かな人間性の育成－「心の教育」の充実

(略)

○ 子どもたちの読書活動の充実

学校図書館を「心のオアシス」として活用し、読書の楽しさとの出会いをつくるため、ゆったりとした読書・学習スペースを設けるための施設整備を進めるとともに、学校独自の読書週間を設けたり、読書会を行ったりする活動の充実を各教育委員会等に呼びかけるなどにより、心の教育の充実を図っている。

なお、西暦2000年を「子ども読書年」とする国会決議がなされている。

2 社会の要請の変化への機敏な対応

我が国の社会経済の著しい変化に対応し、教育改革を進めるため、幅広い観点からの取組が必要である。このため、少子高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進、将来の科学技術の発展を託す人材の養成や社会の要請に応える学術研究、情報化への対応、教育の基礎となる文化、学校の内外を通じたスポーツに関する施策について適切な取組を推進している。

(4) 情報化の進展への対応

○ 学校図書館の充実

学校図書館を積極的に活用した教育活動の展開に資するため、「学校図書館法」の一部改正を踏まえ、平成14年度末を目指して司書教諭の養成・発令の計画的促進を図るとともに、各教育委員会等における学校図書館の図書及び視聴覚資料の整備を支援する。また、情報化等の時代の進展に応じた新しい司書教諭講習科目を平成11年度から導入したほか、「学習情報センター」としての学校図書館の機能の充実や国際子ども図書館とのコンピュータによる情報ネットワーク化の推進等に努めるとともに、地域の人材や保護者を、学校図書館のボランティアとして活用する方途について実践研究を行っている。さらに、学校図書館の施設整備の在り方に係る手引き書を作成するとともに、図書・各種情報ソフトの充実等をはじめとする今後の学校図書館の振興方策についての検討を進め、長期的視野に立った整備・充実を図っている。

(略)

○ 社会教育施設の高度化・情報化

図書館・博物館をはじめとする社会教育施設について、その有する豊富な学習資源のデータベ

ース化や電子図書館的機能の整備及び社会教育施設間や学校との情報ネットワーク化を推進するため、高度情報通信ネットワークを利用した新しい学習方法の在り方及び社会教育施設の高度化・情報化について調査研究を行い、順次その成果の取りまとめを行う。また、いつでも、どこでも、好きな時間に学習できるオン・ディマンド・システムによる学習教材の研究開発を推進している。

12 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について (抄)

[平成10年9月17日 生涯学習審議会答申]

はじめに

本審議会は、平成9年6月16日、文部大臣から「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」諮問を受け、その後社会教育分科審議会において、今後の社会教育施設の運営体制の在り方、社会教育指導体制の在り方、その他社会の変化に対応した今後の社会教育推進上の課題について審議を行った。審議に当たっては、地方公共団体、社会教育関係団体からヒアリングを行うとともに、平成10年3月に中間まとめを公表することにより、できるだけ多くの関係者からの意見を参考にしよう努めてきた。このたび、この審議の結果を、「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申として取りまとめた。

社会教育法をはじめとする社会教育関係法令が戦後間もなく制定されて以来、地域における学習活動の基盤である公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実や社会教育指導体制の整備など、我が国の社会教育行政は着実に進展してきた。こうした中で、社会教育行政は制度発足以来50年近くを迎えようとしているが、今日、社会の変化に伴う人々の多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展等の新たな状況に対応した社会教育の推進が求められている。また、地方分権等を推進していく見地から、社会教育行政について、種々の指摘がなされている。このような状況を踏まえ、社会教育関係法令の見直しを含め、今後の社会教育行政の在り方や具体的方策について検討する必要がある。

本審議会は、今後の社会教育行政において重要となる視点として、地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応、生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政、地域社会及び家庭の変化への対応、地方分権・規制緩和の推進、民間の諸活動の活発化への対応を指摘するとともに、社会教育行政の今後の展開として、地方公共団体の自主的な取組の促進、社会教育行政における住民参加の推進、ネットワーク型行政の推進、学習支援サービスの多様化等を提言した。

地域における社会教育活動を振興していくためには、住民一人一人が社会教育活動や社会教育行政に積極的に参画していくことが大切であり、それぞれの地域において自由で闊達な社会教育行政を展開していくことが必要である。本審議会はこうした考えに基づき、この答申をまとめたものであり、住民参加の下で魅力ある社会教育行政が行われ、活力のある地域づくりにつながることを期待するものである。

第1章 社会教育行政の現状

1 社会教育法等の制定と改正の経緯

我が国の社会教育行政は、戦後間もなく制定された社会教育法、図書館法、博物館法、青年学級振興法等の社会教育関係法令に加え、学校教育、社会教育を通じ、生涯学習の振興を目的とした生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律等にとって行われている。その特徴としては、住民の自主的な社会教育活動を尊重し、行政の役割は主としてそれを奨励、援助すること、また、社会教育施設の運営に当たっては住民参加の考えが取り入れられていることなどが挙げられる。

昭和24年6月に社会教育法が制定され、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、地方公共団体（都道府県及び市町村の教育委員会）の社会教育に関する事務、社会教育関係団体、社会教育委員、公民館、学校施設の利用、社会通信教育など社会教育全般にわたって規定が整備された。その後、昭和25年4月に図書館法が、昭和26年12月に博物館法が制定され、その目的、事業、職員、国の補助などについて定められた。博物館法においては、行政が奨励、援助する対象を明らかにするため、博物館の登録制度が設けられた。また、青年学級については、その全国的な普及に伴い、国及び地方公共団体の援助が求められたことから、昭和28年8月に青年学級振興法が制定された。そして昭和59年に設置された臨時教育審議会における数次にわたる答申等を受けて、平成2年6月に広く学校教育、社会教育及び文化の振興を視野に入れた生涯学習の振興を目的として、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（以下、「生涯学習振興法」という。）が制定された。社会教育法は、制定後、数回にわたり一部改正が行われた。大きな改正としては、昭和26年3月における社会教育主事等社会教育関係職員の充実を期するための規定の追加と、昭和34年4月における社会教育関係団体に対する補助金支出禁止規定の削除などがある。また、博物館法については、昭和30年7月に学芸員の資格認定制度の導入及び博物館相当施設の指定制度などを追加する改正が行われた。

こうした法律の整備と並んで、臨時教育審議会、中央教育審議会、社会教育審議会、生涯学習審議会等において、社会教育に関する様々な答申及び建議が行われ、それぞれの時期における施策推進上の指針として重要な役割を果たしてきた。中でも、昭和46年4月の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」は、社会的条件の変化によってもたらされている社会教育の課題を踏まえ、社会教育の内容、方法、団体、施設、指導者の各項目について、社会教育が担うべき役割とその基本的な方向を指摘するとともに、社会教育行政の役割と当面する重点事項について提言し、その後の社会教育行政に大きな影響を与えた。

社会教育法等に規定されている社会教育行政の特徴としては、住民の自主的な社会教育活動を尊重しつつ、行政の役割は主としてそれを奨励、援助することにあるとしていること、また、特に社会教育施設の運営に当たっては住民参加の考え方が取り入れられていることなどが挙げられる。

2 社会教育行政の組織と運営

地方公共団体の社会教育行政は、教育委員会が所管しており、その事務局に社会教育を担当する課等が設置されるとともに、社会教育主事等の社会教育関係職員が置かれている。また、教育委員会は公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を設置・管理し、それらの施設には、館長その他の職員が置かれるとともに、その運営に関する審議会・協議会等が置かれ、その運営に住民の意思が反映されることとされている。

社会教育における中立性の確保は極めて重要であり、その行政の執行に当たっても、特定の党派的、宗派的影響力から中立性を確保する必要がある。このような趣旨から、社会教育行政は、地方公共団体において首長から独立した行政委員会である教育委員会が所管している。教育委員会の事務局には、社会教育の担当課等が置かれているが、その態様は、例えば、社会教育課という一つの課を設けている地方公共団体や、生涯学習課の中に社会教育係を設けている地方公共団体など様々である。

社会教育法第9条の2の規定により、教育委員会の事務局に、社会教育主事を置き（1万人未満の町村は設置義務が猶予されている。）、社会教育主事補を置くことができるとされている。社会教育主事の職務は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることであり、社会教育主事補の職務は、社会教育主事の職務を助けることである。また、市町村における社会教育行政体制の充実強化を図るため、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じて、社会教育主事を派遣する制度が定着しているところである。社会教育主事の設置率（派遣社会教育主事を含む。）は、平成8年10月1日現在、都道府県においては100%、市町村においては約91%となっている。社会教育主事は、社会教育行政の中で重要な役割を担っており、生涯学習が盛んになるにつれて、ますますその役割は大きくなっている。

また、同法第15条第1項の規定により、地方公共団体に、社会教育委員を置くことができるとされている。社会教育委員は、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほか、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることなどがある。社会教育委員の設置率は、平成8年10月1日現在、都道府県においては100%、市町村においては約99%となっている。しかし、社会教育委員制度は、一部例外はあるものの、その運用が活発に行われているとは言えないのが現状である。

教育委員会は、公民館（市町村のみ）、図書館、博物館等の社会教育施設を管理・運営している。公民館においては、その職員として館長、主事等が置かれ、館長の諮問に応じて公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する機関として、公民館運営審議会が置かれている。図書館には館長、司書等が、博物館には館長、学芸員等が置かれるとともに、施設運営に住民の意思を反映させることを趣旨として、図書館協議会、博物館協議会が置かれている。社会教育施設数は、平成8年10月1日現在、公民館が1万7,819館、図書館が2,396館、博物館（博物館相当施設を含む。）が985館、青少年教育施設が1,319施設、婦人教育施設が225施設などとなっている。

平成7年度間の施設の利用状況（延べ数）を見ると、公民館においては、団体利用が約199万団体、約1億8,442万人、個人利用が約2,302万人であり、図書館においては、帯出者数が約1億2,001万人であり、博物館においては、入館者数が約1億2,407万人である。

近年、ボランティアの活動が社会教育施設の運営において重要になってきている。ボランティアの活動状況（延べ人数）をみると、公民館が約138万人、図書館が約26万人、博物館が約11万人、青少年教育施設が約14万人、婦人教育施設が約6万人などとなっている。

また、生涯学習の振興に関する審議機関としては、生涯学習振興法第10条の規定により、文部省に生涯学習審議会が設置され、その分科会として社会教育分科審議会が置かれている。都道府県については、同法第11条の規定により、都道府県生涯学習審議会を置くことができるとされており、平成9年4月1日現在、33都道府県において設置されている。

第2章 社会教育行政を巡る新たな状況と今後の方向

1 地域住民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

戦後の著しい経済発展等をもたらした人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化、高学歴化の進展、自由時間の増大の中、人々は、物心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めている。社会教育行政が、このような人々の多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するためには、様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保するとともに、学習情報の提供等を通じて、住民の自主的な学習活動を支援・促進する役割を果たしていく必要がある。

戦後の著しい経済発展、科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化等が進む中、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化が見られる。人々の生活水準は向上し、自由時間も増大している。人々は物質的な面での豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごすことや自己実現などを求めている。このような状況の中で人々は、高度で多様な学習機会を求めるようになってきている。また、近年、産業構造が急激に変化しており、継続的に知識・技術を習得することが必要になるとともに、転職等人材の流動化も高まり、リカレント教育の必要性とその充実が一層強く求められている。さらに、単に学習するだけではなく、その学習成果を地域社会の発展やボランティア活動等に生かしたいと考える人も多くなってきている。

戦後の社会教育行政は、初期における勤労青少年に対する教育機能、地域住民に対する生活文化や教養の向上、女性の地位向上と社会参加の促進、高齢者に対する生きがいづくりなどを中心的な目的においた社会教育を展開してきた。例えば、市町村にあっては、公民館を中心として学級・講座等の事業を実施し、学習グループの育成等に努めてきた。しかしながら、前述したような学習ニーズの多様化・高度化の中で、公民館における学級・講座等、行政が自ら提供する学習機会だけでは、住民の学習ニーズに十分には対応することができなくなっている。今後の社会教育行政は、このような多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するため、大学等高等教育機関や民間教育事業者、企業の人材や学習資源を活用しながら豊かな学習機会の確保に努めるとともに、学習情報の提供等を通じて、住民自身の学習意欲と自由な創意・工夫を生かした学習活動を支援し、促進する視点を重視すべきである。

2 生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政

学歴社会の弊害の是正、社会の成熟化に伴う学習需要の増大、社会・経済の変化に対応するための学習の必要性の観点から、生涯学習社会の構築に向けて教育改革の努力が進められている。社会教育はその中で重要な位置を占めており、社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たさなければならない。今後の社会教育行政は、学校教育をはじめ、首長部局、民間の活動等との幅広い連携の下に、人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めていかななければならない。

学歴社会の弊害の是正、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や、社会・経済の変化に対応するための生涯学習の必要性の観点から、昭和60年6月の臨時教育審議会答申「教育改革に関する第一次答申」において、学校中心の考え方から脱却して、生涯学習体系への移行が提言された。また、平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」は、基本的考え方として、今後、人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指すべきであるとした。

生涯学習活動は、広範な領域において行われており、社会教育活動の中で行われるものに限定されるものではないが、社会教育活動は、幼児期から高齢期までの生涯にわたり行われる体育、レクリエーションまでも含む幅広い活動であり、社会教育活動の中で行われる学習活動が生涯学習活動の中心的な位置を占めると言える。このような観点から、社会教育行政は、生涯学習社会の構築を目指して、その中核的な役割を果たしていかなければならない。

これからの社会教育行政は、幼児期から高齢期までのそれぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応することを基本として、生涯学習社会の構築に重要な役割を果たさなければならない。今日、住民の行う学習活動は広範多岐にわたって行われていることから、教育委員会の社会教育行政だけでは住民の学習ニーズに対応する施策の推進が困難となってきている。このため、文部省においては他省庁及び民間の活動と、教育委員会の社会教育部局においては学校教育部局、首長部局及び民間の活動などと連携しつつ、幅広い視野に立って社会教育行政を展開することが不可欠となっている。

3 地域社会及び家庭の変化への対応

地域社会や家庭の環境が変化し、住民の地域社会の一員としての意識や連帯感が希薄化するとともに、家庭の教育力も低下している。完全学校週5日制への移行、学校のスリム化に伴い、青少年に対する社会教育の責任は一層重要なものとなっており、社会教育行政は、地域社会の活性化と地域の教育力向上に取り組むとともに、家庭の教育力の充実に資する施策の推進が必要となっている。

都市化、核家族化、少子化の進展や産業構造の変化等に伴い、地域社会や家庭の環境が大きく変化した。住民の地域社会の一員としての意識や連帯感も希薄化してきていることに伴い、地縁的なつながりの希薄化の中で、家庭の孤立化も進んでいる。

親が子どもに対して行う家庭教育は、本来、親の責任と判断において、それぞれの親の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものである。今日、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、多くの親が子どものしつけや教育に対する悩みや不安を抱えており、育児に対する自信喪失とともに、本来家庭において行うべき教育を学校等の外部機関にゆだねる傾向が見られるなど、家庭の教育力が次第に低下してきている。このような低下した家庭の教育力を回復していくためには、行政は積極的に家庭教育に対する支援を充実していくことが強く求められている。学校、家庭、地域社会が連携し、これらのバランスのとれた教育の推進を図るため、完全学校週5日制への移行や学校のスリム化が進められる中、青少年に対する社会教育の責任は一層重要なものとなってくる。地域と家庭の教育力の向上を図りつつ、青少年の健全な育成に地域全体で取り組んでいく必要がある。

地域の教育力の活性化のためには、地域社会自体が活性化されていなければならない。

このためには、地域の住民が、地域社会が自らの生活基盤であるとともに住民自身が地域の構成員であるという意識を培っていくことが重要である。このような意識を育てていく上で、地域住民による自主的な学習活動や社会参加活動が果たす役割は極めて大きい。今後の社会教育行政は、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、ひとつづくり、まちづくりなど地域に親しみを持てるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の振興などに努める必要がある。また、地域社会はボランティア活動を含め、地域住民の経験、技術を生かせる場でもある。豊かな社会体験や実務経験を有する高齢者や学習活動で実力を身に付けた地域の人材が、こうした社会教育活動の中で活躍できるようにすることも必要である。

なお、最近、青少年を巡る悲しい出来事が続いている。ゆとりのなさがもたらす青少年のストレス、

倫理観の欠如、生命に対する認識の希薄化、青少年非行の低年齢化・凶悪化など、青少年を巡る諸問題は、大人社会の在り方や近時の青少年を取り巻く環境の変化と密接な関係にあり、抜本的な対策が必要であって、対症療法的な取組で解決できる問題ではない。

平成10年6月30日に、中央教育審議会は「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機」として「幼児期からの心の教育の在り方について」答申した。また、本審議会において「青少年の生きる力を育む地域社会の環境の充実方策」について、別途審議を行っているところであり、こうした答申等の結果を踏まえて施策の充実を推進する必要がある。

4 地方分権・規制緩和の推進

地方公共団体が、地域の状況に即応した適切な社会教育サービスを住民に提供するためには、その自主的な判断の下に、住民の意思を十分に踏まえた事業を展開できる環境の整備が不可欠であり、規制の廃止、基準の緩和、指導の見直し等、地方分権を一層推進していく必要がある。

地域にはそこで生活する住民がいて、地域固有の課題や学習資源が存在する。そこで行われる社会教育としての取組は、それぞれの地域の歴史、風土、産業、人口構成などを反映して行われる。今後、地方公共団体が、地域の状況に応じた自主的な取組や地域住民の意思を十分に踏まえた事業を展開することができるよう、国の規制等の廃止ないしは緩和など、地方分権の一層の推進が求められている。

現在、地方分権推進委員会を中心に、政府全体として地方分権の推進に総合的に取り組んでいる。もともと戦後の社会教育行政制度は、地方分権の考え方に立ち、また、公民館運営審議会の設置をはじめとして住民が社会教育施設の運営に参加する仕組みを持つなど、今日においても先進的な考えを持って整備されたものであると言える。しかしながら、住民自治の考え方に基づく制度でありながら、その定め方が固定的・画一的であることもあって、住民参加の仕組みが形骸（がい）化したり、地域の特色が生かせなくなっている場合が少なくない。地方公共団体が、自主的な判断の下、地域の状況に即応した適切な社会教育サービスを地域住民に提供するため、社会教育行政制度における規制の廃止、基準の緩和、指導の見直しなど地方分権、規制緩和の観点からの改革を積極的に進めることが必要である。

また、活力ある社会教育行政は、そこに暮らす住民の意思と責任において確保していくものであり、地域づくりへの住民の主体的な取組を促すためにも、その政策形成過程に地域住民の広範な参画を促進する必要がある。

なお、地方分権推進委員会の第2次勧告（平成9年7月）の中で、「必置規制の廃止・緩和とは、（略）現に地方公共団体で業務を行っている職員の職や行政機関等の廃止を推奨するものではない。むしろ必置規制の廃止・緩和が行われることにより、地方公共団体としては、より適切な形で職員や行政機関等を設置することができるようになるものである。」「必置規制が廃止・緩和されたとしても、地方公共団体が必要な行政サービスの低下を招くようなことがあってはならず、職員や組織の硬直的な設置義務付けを見直し、柔軟な設置を可能とすることにより、それぞれ異なった社会経済条件、地理的条件の下に置かれている地方公共団体が地域の実情に即もふさわしい体制で行政サービスを提供することができるようになり、そのことが機動的で充実したサービスの提供、即ち行政の質の向上にもつながるものである。」と指摘していることは重要であり、特に留意する必要がある。

5 民間の諸活動の活発化への対応

民間の社会教育活動が活発化し、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体等が積極的な活動を行っている。これからの社会教育行政は、これら民間活動についての環境の整備や支援を行うとともに、ボランティア団体をはじめとするNPOを含め、民間団体との連携協力を進めることが必要である。

民間の社会教育活動が未発達な状況においては、社会教育行政が、住民の社会教育活動の先導的役割を果たしてきた。しかしながら、住民の学習ニーズが多様化、高度化する中、民間教育事業者等、社会教育分野における民間の諸活動が活発化しており、こうした民間活動を視野に入れ、それと連携しつつ社会教育行政を展開する必要がある。

特に都市部においては、民間教育事業が発達し、社会教育における重要な役割を占めるようになってきている。また、ボランティア活動も活発化するなど、社会教育活動の領域がこれまで以上に拡大している。従来、社会教育行政が行ってきた民間活動支援施策は、主として、社会教育関係団体に対する補助金や指導・助言というものであった。今後の社会教育行政にあつては、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO等とも幅広く連携協力を進めるとともに、これら民間活動がより一層活性化し、人々の学習活動をより豊かにする上で貢献し得るよう環境を整備していくことが必要である。

第3章 社会教育行政の今後の展開

第1節 地方分権と住民参加の推進

1 地方公共団体の自主的な取組の促進

地方公共団体が、地域の特性と住民ニーズに的確に対応した社会教育行政を展開するため、国の法令、告示等による規制を廃止・緩和する。また、地方公共団体の主体的な行政運営に資するよう、社会教育施設の運営等の弾力化を進める。

(1) 地方公共団体に対する法令等に基づく規制の廃止・緩和

(略)

○ 国庫補助を受ける場合の図書館長の司書資格要件等の廃止

図書館法第13条第3項に、国庫補助を受ける図書館においては、当該図書館長は司書となる資格等を有する者でなければならないと規定されている。また、同法第19条の規定により、国庫補助を受けるための均低の基準を文部省令（図書館法施行規則）で定めることとされており、同施行規則第2章において、図書館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書の増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準が規定されている。

図書館長は図書館についての高い識見を持つことが求められるのはもとより当然であるものの、司書の資格は有していないが識見、能力から図書館長にふさわしいと言える人材を登用する場合も考えられる。また、館長の専任・有給要件、人口等に応じた図書の増加冊数、司書及び司書補の配置基準、建物の延べ面積基準については、国庫補助を受けるための均低の基準として規定されたものであるが、図書館の情報化や他の施設との連携、地域の実情に応じた多様な図書館サービスの推進等が求められていることなどから、法律に基づく一定の基準を設け、それに適合しな

ければ補助対象とすることができないとする制度は今日必ずしも適当とは言えない。以上の観点から、同法第13条第3項及び第19条、同施行規則第2章の規定は廃止することが適当である。

なお、同法第19条の規定を廃止することとの関連で、同法第18条に基づく公立図書館の望ましい基準の取扱いについて検討することが必要である。

(略)

(2) 社会教育施設の運営等の弾力化

○ 社会教育施設の管理の民間委託の検討

近年、博物館等の社会教育施設の管理を、地方自治法第244条の2の規定に基づき、地方公共団体出資の法人等に委託するケースが出てきている。文部省は、こうした委託について、社会教育施設運営の基幹に関わる部分については委託にはなじまないとして、消極的な立場をとってきている。しかしながら、施設の機能の高度化や住民サービスの向上のためには、上記のような法人等に委託する方がかえって効率的な場合もあることや、施設の特性や状況が地域により様々であることから、今後、地方公共団体がその財政的基盤を保証した上で、社会教育施設の管理を適切な法人等に委託することについては、国庫補助により整備された施設を含め、地方公共団体の自主的な判断と責任にゆだねる方向で検討する必要がある。

○ 図書館サービスの多様化・高度化と負担の在り方

近年の情報化の進展には目を見張るものがあり、社会のあらゆる領域に情報化が浸透しつつある。図書館についても、例えば、コンピュータネットワークを通じて、自宅にしながら図書館の提供する情報を得ることや、図書館において館の内外の様々な情報を得ることが可能になるなど、今後図書館の提供するサービスは多様化・高度化することが予想される。

一方、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用についてはいかなる対価をも徴収してはならないと法定されているが、今後公立図書館が高度情報化時代に応じた多様かつ高度な図書館サービスを行っていくためには、電子情報等へのアクセスに係る経費の適切な負担の在り方の観点から、サービスを受ける者に一定の負担を求めることが必要となる可能性も予想される。

このようなことから、地方公共団体の自主的な判断の下、対価不徴収の原則を維持しつつ、一定の場合に受益者の負担を求めることについて、その適否を検討する必要がある。

(略)

○ 司書等の資格取得における学歴要件の緩和

図書館法第5条の規定において、司書又は司書補となる資格を取得するための要件が定められているが、資格取得を拡大する方向で、学歴要件などの基礎要件の見直しを行う必要がある。現行では司書補となる資格の取得に当たり、高校卒業又は高等専門学校第3学年の修了を基礎要件として求めている（同条第2項第2号）が、大学入学資格検定合格等も司書補となる基礎要件となるように見直すべきである。

また、司書の資格の取得に当たっては、司書補として実務経験を有する者以外は大学卒（短期大学卒等を含む。）を基礎要件として求めており、学位授与機構による学士の学位の取得等によっては司書となることができないが、これについても見直す必要がある。

2 社会教育行政における住民参加の推進

社会教育委員の制度を積極的に活用するほか、社会教育施設の運営をはじめとする社会教育行政に、多様な方法により住民参加を求めることが必要である。また、女性の積極的な登用が必要である。

(1) 住民参加の推進

地方公共団体は、これまで以上に社会教育行政の政策形成過程に住民の意思を反映していくことが求められることから、社会教育委員の制度等を積極的に活用していくことが必要である。また、社会教育施設の運営は、それぞれの施設が地域の実情に応じた適切な仕組みを工夫し、その運営に住民参加を求めていくことが必要である。特に、社会教育活動の多くを女性が担い、参加しているにもかかわらず、例えば、都道府県の社会教育委員の女性の割合は4分の1程度にとどまっている。今後、社会教育委員や社会教育施設の運営協議会等の委員に占める女性の比率を4割以上とすることを目指すなど、女性の積極的な登用が必要である。

(2) 社会教育委員の規定の見直し

社会教育法には、社会教育委員制度が規定されているが、社会教育行政の意思形成に対する民意の反映のため、社会教育委員の知識や経験等をこれまで以上に活用する必要がある。しかしながら、社会教育委員の構成規定から、学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向にある。また、社会教育委員の委嘱期間の長期化や人物の固定化など弊害も指摘されていることから、地域の実情に応じ、多様な人材を社会教育委員に登用できるようにするため、委員構成、委嘱手続き等を定めた同法第15条の規定の見直しを行う必要がある。

(3) 図書館協議会の規定の見直し

図書館法には、図書館の運営に住民の意思を反映させるための機関として図書館協議会制度が規定されている。図書館協議会の委員についても、社会教育委員と同様、その構成規定から、学校の代表者や社会教育関係団体の代表者などが多く、結果として選出範囲が狭くなり、男性に偏る傾向にある。また、利用者の代表が委員になるケースは必ずしも多くないなど同協議会の形骸化も指摘されている。このため、地域の実情に応じ、多様な人材を図書館協議会の委員に登用できるように、同法第15条に定める委員の構成規定の見直しを行う必要がある。

3 国・都道府県・市町村の取組

地方分権が進められる中、国・都道府県・市町村は新たな取組を求められる。住民の最も身近な社会教育行政を行う市町村は、住民参加の下、地域に根ざした行政を展開する必要がある。都道府県は、広域行政や市町村の連携を積極的に進める必要がある。国は、人材養成、学習情報の収集・提供、調査研究などに重点化する必要がある。

(1) 市町村の取組

市町村は、住民の最も身近な行政機関として、住民ニーズ等を的確に反映し得る立場から、地域の特性や住民ニーズに根ざした多様な社会教育行政を推進することが求められている。このため、

社会教育行政の企画運営に住民参加を求めるとともに、住民の自主的な社会教育活動を支援するため、学習情報提供や学習相談事業の充実を図っていくことがより重要となる。また、住民の生活圏の広域化や学習ニーズの高度化等に対応する社会教育行政が求められていることから、都道府県、市町村間の連携協力の促進を積極的に進めていかなければならない。なお、市町村教育委員会の事務を定めた社会教育法第5条の規定については、現在では役割を終えた事項の削除を含め、規定の見直しについても検討していくことが望まれる。

(2) 都道府県の取組

都道府県は、市町村事業との重複を避けつつ、市町村の社会教育行政の基盤となる、中核施設の運営、指導者の養成・研修、学習情報の提供、都道府県レベルの社会教育に関する諸計画の策定、モデル事業の実施等を行う必要がある。特に、広域連携のコーディネート機能を充実し、各市町村の連携を促進していかなければならない。その際、都道府県と市町村が連携して、広域的な学習サービス提供のための体制を整備する必要がある。また、住民の活動範囲の広域化、学習の内容やレベルに対するニーズの多様化に対応し、広域的な学習情報の提供等の実施が重要である。

地方分権等に伴い、市町村の人口規模、財政力等により、その社会教育活動の活発化などの面で格差が広がることが予想される。その場合、市町村の行政を補完・補充する立場から、人的交流等を含め多様な支援が求められる。また、社会教育行政の企画立案や円滑な実施に資するため、都道府県、市町村の持つ情報を相互に日常的に交換できるような体制の整備充実が求められる。なお、都道府県教育委員会の事務を定めた社会教育法第6条の規定については、現在では役割を終えた事項の削除を含め、規定の見直しについても検討していくことが望まれる。

(3) 国の取組

国は、これまで補助金の交付や地方交付税措置等を通じ、社会教育施設の整備充実、指導者の養成、社会教育事業の振興、社会教育主事の配置の支援等を行ってきた。

今後は特に、社会教育指導者、学習活動・事業等に関する情報の蓄積に力を注ぎ、広く関係機関や国民に学習情報を提供するとともに、海外に対しても発信できるように努める必要がある。また、高度な学習事業や学習方法等の調査研究の開発・実施、先駆的なモデル事業の開発・実施、各地域の特性を生かした具体的な取組や参考になる国内外の先進事例を収集し提供していかなければならない。

また、社会教育主事をはじめとする社会教育の関係職員は、社会教育を支える重要な基盤であることから、企画立案能力や連絡調整能力等を備えた高度で専門的な人材としての研修・養成を行うことが重要であり、それらを一層充実していく必要がある。

第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開

1 教育委員会における社会教育行政推進体制の強化

社会教育委員、社会教育主事の機能を強化すること、公民館の専門職員等の能力の向上を図ることにより、教育委員会及び社会教育施設における社会教育行政体制の強化を図る。

○ 社会教育委員の審議機能の強化

独任機関である社会教育委員は、教育委員会の会議に積極的に出席して意見を述べるとともに、会議体としての社会教育委員の会議の審議機能の強化を図る必要がある。社会教育委員の会議を活性化し、各種審議、提言活動などや、調査研究機能を強化するとともに、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の運営の在り方についても、総合的な企画立案、提言等を行うなど、積極的かつ恒常的な活動が期待される。なお、都道府県においては、社会教育委員の会議と生涯学習審議会の役割や職務の分担、又は連携の在り方などについて、検討していくことが必要である。

○ 社会教育主事の新たな役割等

社会教育主事の職務は、社会教育法第9条の3の規定により、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えるとされている。従来、市町村における社会教育行政は、公民館等における学級・講座の実施や団体・グループの育成に重点が置かれ、社会教育主事の指導、助言の対象もそのような分野において行われてきた。しかしながら、住民の学習活動は多様化・高度化し、住民にとっては、社会教育行政以外の、首長部局や民間から提供される学習機会も魅力的なものとなってきている。こうした、住民の学習活動の実態やニーズに対応するためには、社会教育事業の実施等の従来型の社会教育行政の範疇での指導・助言だけでは、広範な社会教育活動に対する総合的な支援ができなくなってきている。今後の社会教育主事は、より広範な住民の学習活動を視野に入れて職務に従事する必要がある。このため、社会教育活動に対する指導・助言に加え、様々な場所で行われている社会教育関連事業に協力していくことや、学習活動全般に関する企画・コーディネート機能といった役割をも担うことが期待されている。こうした業務に社会教育主事が積極的に従事していくため、同法第9条の3の社会教育主事の職務規定について、企画立案、連絡調整に関する機能を重視させる方向で見直すことについて検討する必要がある。

また、社会教育主事としての幅広い知識や経験は、学校教育や地域づくりにおいても大いに貢献し得るものであり、社会教育主事となる資格を有する職員を公民館、青少年教育施設、婦人教育施設等の社会教育施設に積極的に配置するとともに、学校、さらには、首長部局においても社会教育主事経験者を配置し、その能力を広く活用することが期待される。

○ 社会教育主事を通じた学社融合等の推進

現在、小・中・高校の教職員を社会教育主事に登用するケースが多い。教員出身者が社会教育主事として社会教育の実務を経験し、学校に戻った時に、社会教育行政で培った広い視野を持って学校の運営に当たることは、学校教育にとっても望ましいものであるとともに、学校教育と社会教育の連携の強化の上でも意義深いものである。また、学校から社会教育主事として登用された後、学校に戻るという一方通行型だけではなく、一度学校に戻って、再度社会教育行政の管理職等として戻ってくる、あるいは生涯学習、文化、スポーツ関係等幅広い分野にも登用されるような双方向型のキャリアシステムの採用が必要である。これにより、社会教育行政と学校等関係機関との連携が促進されるであろう。このような社会教育主事の経験等を有効に生かす人事システムの構築が期待される。また、学校教育行政と社会教育行政の中心的役割を果たす指導主事と社会教育主事との間においても、人事上や事業推進上の連携を進めていくことが求められる。

○ 社会教育主事の設置促進のための社会教育主事講習の見直し等

社会教育法第9条の2の規定により、教育委員会の事務局に、社会教育主事を置くとされ、また、社会教育法施行令の附則（昭和34年政令第157号）第2項の規定により、人口1万人未満の町村に対して、「当分の間」社会教育主事を置かないことができるとしている。本規定制定後約40年が経過し

た今日、未設置市町村は281市町村（平成8年10月1日現在）となっている。社会教育主事の役割は、生涯学習社会の構築を目指す上で、ますます重要となっており、社会教育主事の設置を促進するための環境整備が求められている。そのための一環として、社会教育主事の資格取得のための講習機会を大幅に拡充することが必要である。現在、社会教育主事講習は、国立教育会館社会教育研修所及び国立大学で行われているが、今後は、夏期以外の受講機会の拡充、受講場所の拡大、単位の分割取得制度及び単位互換制度の整備、さらには放送大学や通信教育を活用した在宅学習による受講、通信衛星等を使った社会教育主事講習の実施等を導入していくことが必要である。

また、市町村における社会教育主事の配置を促進するため、都道府県においては、地方交付税を活用し、派遣社会教育主事に関する所要の財源措置を図り、市町村の社会教育行政の体制整備を支援していくことが望まれる。

○ 公民館職員の資質向上

今後の公民館活動は、学級・講座の実施や団体・グループの育成のみならず、ボランティアの受入れをはじめとした地域住民の学習成果を生かす場としての機能を果たすことや、学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている。社会教育行政において、公民館は、住民と日常的、恒常的に接する社会教育の場であることから、学習機会の提供のみならず地域の課題の調査分析能力や住民ニーズを的確に把握する能力を持つことが期待される。このためには、館長、主事等の公民館の職員が社会教育全般についての広範かつ専門的な知識と経験を持つようにすることが大切であり、社会教育主事講習の受講等により社会教育主事となる資格を取得するなど、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質を向上させていくことが必要である。

2 地域づくりと社会教育行政の取組

住民が共同して行う地域づくり活動を支援するなど地域社会の活性化に向け、社会教育行政は重要な役割を持つ。今後の社会教育行政は、住民の個々の学習活動の支援という観点のほか、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点から推進する必要がある。

(1) 社会教育行政を通じた地域社会の活性化

地域社会の活性化に向け、社会教育行政は、地域住民が地域に根ざした活動を行えるような環境を創り出すことや住民が一体となって地域づくりをしていくような活動（地域共創）を支援していくことに取り組む必要がある。社会教育施設における、どちらかといえば受け身の学習活動から、発信型の学習活動の支援、例えば、学習成果を生かしたボランティア活動の支援、地域社会というフィールドで行う実践的活動の振興、住民の交流促進などを積極的に推進していかなければならない。このためには、社会教育活動に関する情報の収集・提供や、地域の社会教育に関する人材情報の収集・提供等を推進するとともに、社会教育諸活動における地域の人材の登用、ボランティアが活躍できる場の開発を推進する必要がある。社会教育施設の運営に一層住民の参加を求めることについても、積極的に取り組んでみるべき課題である。今後の社会教育行政は、住民の学習活動の支援という観点とともに、地域づくりのための住民の社会参加活動の促進という観点を加味して推進する必要がある。

(2) 地域の人材が活躍するための社会教育主事となる資格の活用

地域には、勤労者や退職者を問わず、また性別や年齢も問わず、社会教育活動を実践・指導する資質を有する人材が豊富に存在する。こうした地域の人材が社会教育の場で活躍できる環境を整備しなければならない。例えば、民間から社会教育主事に積極的に登用したり、また、民間の人々が、社会教育指導員等非常勤の社会教育行政の専門家として活躍できるように工夫すべきである。このため広く社会人一般が、社会教育主事となる資格を取得できるよう、社会教育法第9条の4に規定する取得要件を弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。これに加え、社会教育主事設置のために設けられている社会教育主事講習を、地方公務員以外の者でも受講しやすくする必要がある。社会教育主事講習は、生涯学習概論、社会教育計画等、社会教育に関する専門的な内容から構成されており、社会教育の分野で活躍する民間の人々にとっても有効な内容であるが、収容定員等の制約から地方公務員の受講を優先せざるを得ないという事情がある。今後は、広く社会教育主事講習を受講できるよう、その講習の在り方を改善していく必要がある。このため、同法第9条の5の規定に基づく社会教育主事講習等規程（文部省令）に定める社会教育主事講習の受講資格規定について見直しを行うとともに、社会教育主事講習の機会の大幅な拡大など、一般にも受講しやすい方法を導入していく必要がある。

(3) 地域の人材が活躍できる場としての社会教育施設

人々の学習活動が進むにつれ、その学習成果を地域で活用したいと希望する人が増えてきている。こうした人々が活躍する場として、社会教育施設が率先してその役割を果たすことが期待されている。公民館をはじめ、図書館や博物館等においてボランティア活動が盛んになってきていることは、そうした人々のニーズの現れである。しかしながら、多くの社会教育施設においては、ボランティアを受け入れる体制ができていない、受入れのための事務が繁雑である、受入れ予算がないなどを理由として、ボランティアの受入れ等に消極的なものが見受けられる。

学習成果を生かす場が広がることは、学習者に達成感や充実感等が生まれ、さらに学習意欲が増すという相乗効果が期待できるなど、生涯学習社会の構築にとって有効なものである。このような学習支援・社会参加支援は社会教育行政の重要な使命であり、社会教育施設は学習成果の活用場としてその役割を果たしていかなければならない。

第3節 生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進

1 ネットワーク型行政の必要性

生涯学習社会においては、人々の学習活動・社会教育活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築する必要がある。社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、学校教育や首長部局と連携して推進する必要がある。また、生涯学習施設間や広域市町村間の連携等にも努めなければならない。

(1) ネットワーク型行政の必要性

人々の学習活動・社会教育活動は、様々な時間や場所において様々な方法で行われている。多様化する学習活動や学習ニーズにこたえ、生涯学習社会における社会教育行政を推進するためには、

多様な機関間で多様なレベルの連携が不可欠である。学習者から見れば、学習サービスをだれが提供するかは、さして重要ではなく、それぞれの学習サービスが自分に合った内容や水準であり、かつ、低コスト、場所的・時間的にも都合がよいことなどが重要であると言える。したがって、各機関は、その自らの特色や専門性を生かしつつ、相互に連携して住民に対する学習サービスを的確に行うようにしなければならない。

生涯学習社会においては、各部局の展開する事業や民間の活動が個別に実施されると同時に、こうした活動等がネットワークを通して、相互に連携し合うことが重要である。これからは、広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）を構築していく必要がある。この意味で社会教育行政は、ネットワーク型行政を目指すべきであり、社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、積極的に連携・ネットワーク化に努めていかなければならない。

また、ネットワークを構築するためには、国、地方公共団体、大学・研究機関、民間団体等に存在する人・もの・情報等に関する学習資源を調査、収集し、その学習資源を有効に活用できるようにすることが必要である。このため、国は、学習資源の開発を効率的に進めるため、地方公共団体間のネットワーク化を促進し、また、地方公共団体は、人々に直接学習資源を提供するだけでなく、ネットワーク参加機関、施設、団体等がそれぞれ役割を果たせるような環境を整備していくことが求められる。

(2) 生涯学習社会構築を目指した社会教育行政の法令上の位置付けの検討

生涯学習社会における社会教育行政は、前述したとおり、ネットワーク型行政の中核としての機能を果たすことが必要である。このような役割を効果的に果たしていくためには、社会教育行政が生涯学習社会の構築を目指すものであることを行政システムの中で明確にしていくことが求められており、社会教育法上の位置付けを含めて検討していく必要がある。

2 学校との連携

社会教育と学校教育とが連携することにより、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成を図ることが重要である。学校施設の開放等を進めることにより、地域社会の核としての開かれた学校を作る必要がある。また、高度化する学習ニーズに対応するため、高等教育機関、国公立や民間の研究機関、企業との連携も不可欠である。

(1) 学校教育と社会教育の連携

子どもたちの生きる力をはぐくむために学社融合の必要性が言われ、様々な場面で取組が始まっているが、いまだ学校教育と社会教育の連携は不十分と言わざるを得ない。学校教育と学校外活動があいまって、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成が図られることとなる。昨今の子どもたちを巡る環境を考えると、早急に学社融合の実をあげていかなければならない。

地域社会の核としての開かれた学校を作ることや、学社融合の観点から、学校施設・設備を社会教育のために利用していくことが必要である。余裕教室等を利用するなど学校施設を社会教育の場に提供することにより、児童、生徒と地域社会との交流が深まり、地域社会の核としての開かれた学校が実現する。また、特に学校体育施設については、地域住民にとって尙も身近に利用できるス

スポーツ施設であり、学校体育施設の地域社会との共同利用化を促進し、地域住民の立場に立った積極的な利用の促進を図ることも重要である。学校の運動場やプール、教室の開放等が盛んとなってきているが、学校開放にまだ慎重な学校もあるなど、学校により取組が異なっている。学校開放を進めるため、教育委員会が学校ごとに施設の管理や利用者の安全確保・指導に当たる人員の適切な配置、地域住民の協力を得た委員会の整備など必要な措置を講ずることが求められる。

こうした中で、学校の建替えに際し、地域住民の生涯学習活動の場としての活用を予定した設計を行うこと、また、地域住民のための高機能な生涯学習施設を整備し、これを学校教育に優先的に使わせることなど、非常に分かりやすい学社融合のスタイルを施設の設置運営面から打ち出している例もあり、先駆的取組として評価できるものである。

(2) 高等教育機関等との連携

高度化した人々の学習ニーズに対応するためには、大学等の高等教育機関との連携が不可欠である。杣近では、公開講座はもとより、科目等履修生制度の充実や夜間大学院の開設等、社会人が大学の単位を取得したり、修士課程、博士課程を履修することができるなど、大学における社会人受入れのための取組が活発となっている。従来、教育委員会側からの高等教育機関との連携への働き掛けは必ずしも活発ではないが、今後は連携を積極的に進めていく必要がある。これらを支援する上で国が果たすべき役割は極めて大きい。高等教育機関においても、地域社会の一員として地域における学習活動の振興のために、積極的に貢献していくことが期待される。また、今年から通信衛星により全国的に提供することになった放送大学の放送授業を公民館等社会教育施設において受信できるようにするなど、住民の学習活動の高度化のために積極的に活用していくことが期待される。さらに、国公立及び民間の研究機関や企業についても、専門的かつ高度な人材や施設設備など貴重な学習資源を有していることから、これらとの連携も有効である。

3 民間の諸活動との連携

社会教育行政は、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには、町内会等の地縁による団体を含めた民間の諸団体と新たなパートナーシップを形成していくことが必要である。

(1) 民間教育事業との連携

本来、社会教育行政は、人々のニーズに応じて、多様で豊かな学習の場を提供する観点から民間教育事業を支援すべきであり、民間が創意にあふれた活発な教育活動を展開できるような環境整備を図っていくことが重要である。社会教育行政が、これまでどちらかといえばその支援に消極的であった民間教育事業者に対して、今後は、例えば共催で事業を実施することや、社会教育施設を開放すること、さらには、住民に対して、民間の教育事業に関する情報を提供していくことなど積極的な対応が必要である。

特に、公民館等においては、民間教育事業者の活用についてこれまで消極的な姿勢が見られたり、また、民間で実施可能な事業を行政側の主催事業として行うことなど、民間と競合する面が見られたりするが、その協力方策について検討する必要がある。公民館が、住民の意思を反映しつつ主催事業を展開する上で、民間教育事業者との連携協力を積極的に考えるべきである。

(2) 社会教育関係団体との連携

これまで社会教育関係団体は、民間の行う社会教育活動の中心として重要な役割を担ってきた。しかしながら、ボランティア団体をはじめとするNPOによる活動など、新たな団体の活動が盛んになっている。平成10年3月には、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立している。同法では、社会教育の推進を図る活動等を特定非営利活動としており、こうした活動を行う団体に対して法人格を付与することができるようになった。

これまで、社会教育行政は、社会教育関係団体の活動を重視し、奨励すべき活動に対して補助金を交付して支援する等、連携を密にとってきた。その結果、団体側も行政の支援を前提とした事業展開となり、本来の自立的な意識が希薄となったとの指摘もある。今後、社会教育関係団体は、それぞれの設立の趣旨・目的に沿った一層自立した活動の展開が求められる。社会教育行政は、社会教育法第11条及び第12条の規定の趣旨を踏まえ、社会教育関係団体、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには町内会等の地縁による団体をも含め、これらとの新たなパートナーシップ（対等な立場から相互に連携・協力しあう関係）を形成していくことが大切である。

4 首長部局等との連携

地域社会の活性化を通じた地域の教育力の活性化は社会教育行政の重要な課題である。地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携して、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化活動を通じた地域の教育力の向上に取り組む必要がある。

人間形成の基盤が地域社会にあることを考えると、活力ある地域社会の構築、地域づくりは社会教育行政にとって極めて重要な意味を持っている。地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携して初めて、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化活動を通じた地域づくりと地域の教育力の再活性化が可能となる。青少年教育、男女共同参画社会の形成等の諸活動は、地域全体で取り組むものであり、それぞれの地域の実情に即して、教育委員会と他の部局が連携協力して推進していかなければならない。行政サービスの提供者がどの組織であるかは、住民にとって重要な意味を持たない。それぞれの部局が、その行政目的に応じた特徴ある様々な事業を行うことは好ましいものであり、問題があるとすれば、同種の事業が様々な部局で相互に連携されずに行われていることである。

例えば、男女共同参画の一層の推進のために、教育委員会は、男女の固定的な役割意識を改めるための学習や、女性のエンパワーメント（個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となること）を目指した学習を専門的な見地から支援することが必要である。一方、首長部局の女性担当部局では男女共同参画に関する広報活動等を行っており、教育委員会の婦人教育行政と首長部局の女性行政は、各専門部局がそれぞれのノウハウを生かした役割分担に従って施策を行いつつ相互に連携を図ることが効果的である。社会教育としての婦人教育を実施する教育委員会は、首長部局を通じて、関係施策を行う他部局の情報を得ながら施策を進めていくことが必要である。特に、民間団体に対しては、首長部局と教育委員会が密接な連携を図り、それぞれの持つ情報を提供するといった具体的な対応が不可欠である。

住民にとっての行政サービスの提供、充実という観点から、教育委員会と首長部局が積極的に連携協力していかなければならない。現行の社会教育法では、第7条、第8条に広報宣伝における協力、資料の提供等教育委員会と地方公共団体の長との関係が規定されているが、教育委員会が首長部局と

さらなる連携を進める観点から、規定の在り方について検討していく必要がある。

5 生涯学習施設間の連携

社会教育施設間のみならず、首長部局が所管する各種の施設等との積極的な連携を促進し、住民にとって利用しやすい生涯学習施設のネットワークを構築していくことが必要である。このための恒常的な組織の設置が期待される。

生涯学習の拠点として様々な施設が設置されている。社会教育施設だけではなく、首長部局が所管する各種の施設においても、さらに民間や企業が持つ施設でも学習活動は行われている。学習者から見れば、各施設がそれぞれ特色を生かして魅力的な活動を行っていることと、それぞれの施設が連携していることが重要である。したがって、社会教育施設と学校施設を含めたその他の生涯学習施設との連携協力体制を構築し、住民にとって使いやすい魅力的な施設運営に努めるべきである。このためには、例えば生涯学習施設ネットワーク委員会ともいうべき連携のための恒常的な組織を設置し、施設間の連携を図るとともに、施設間における事業情報の相互交換、人材の共通活用、共同キャンペーン、事業の調整ができるようなシステムの一層の充実が必要となる。例えば、ある市においては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設と学校、児童館、消費者センター、コミュニティーセンター等が連携して、各施設の実施事業の情報提供や学習プログラムの開発をするための共同事務局を設置して住民サービスを展開するなどの取組が行われている。こうした施設間の連携協力は、それぞれの施設の事業内容の充実、高度化にもつながるものとして参考に値する。

6 市町村の広域的連携

高度な社会教育行政サービスを実現するためには、事務処理の共同化をはじめ、市町村が広域的に連携することが有効であり、こうした連携を促進することが期待されている。

住民の活動範囲は広域化しているとともに、一つの市町村で提供できるサービスは限定されている。例えば、小規模の町村では、単独で充実した博物館などを整備することは容易ではなく、市町村が広域的に連携して社会教育行政に取り組むことが有効かつ効率的である。連携の手法としては、一部事務組合等による事務処理自体の広域処理化や、各市町村が共催負担金を拠出し協力して事業を行い、事務局は持ち回りにするなどの方法がある。地方自治法上の規定により、公の施設の区域外設置や、区域外の住民の利用について、議会の議決が必要とされているが、住民ニーズに対応し、高度な社会教育サービスを提供するためには、サービス機能の広域的な連携協力を積極的に取り組むことを検討する必要がある。その例として、指導者の登録、情報提供の共同実施、施設職員の合同研修などが挙げられる。また、市町村の連携協力には都道府県の支援が不可欠であり、各地域において、恒常的な連携組織を設置するなどの工夫が考えられよう。なお、平成10年度からは、文部省の広域学習サービスに関する補助制度が開始されることとなっており、広域連携への支援施策として期待される。

第4節 学習支援サービスの多様化

1 情報化時代の通信教育の在り方（略）

2 学習成果を評価するための技能審査の在り方（略）

3 マルチメディアの活用

マルチメディアの活用は、時間的・地理的制約を克服し、質の高い効率的な学習を可能にするものであり、マルチメディアを活用した新しい学習システムの開発や普及が望まれる。また、社会教育施設におけるコンピュータの整備や、操作に関する学習機会を充実させることが必要である。

今日、社会のあらゆる分野において情報化が浸透しているが、生涯学習の振興を図る上で、マルチメディアの活用は、時間的、地理的制約を克服し、勤労者や子育て中の人、身近に学習機会のない人にとって、より質の高い効率的な学習を可能にするものとして、また、障害者や高齢者等の学習機会へのアクセスを容易にするものとして期待されている。

放送大学は、テレビ、ラジオの放送メディアを効果的に活用した大学通信教育の実施機関として、広く国民に大学教育の機会を提供している。平成10年1月、これまでは関東地域の一部に限定されていた放送対象地域が、通信衛星を利用した放送により全国へ広がったところである。また、生涯学習に関する情報の提供を充実させるため、全国的に生涯学習情報を提供する体制（まなびねっとシステム）の整備が、西暦2000年を目標に進められているなど、マルチメディアを活用した社会教育サービスの充実が図られているところである。

今後は、いつでもどこでも学習者のリクエストに応じた学習ができるシステムや、ISDN（音声、ファクシミリ、データ、映像等の情報を大量、高品質かつ経済的に伝送することを可能としたデジタルネットワーク）、衛星通信を活用したテレビ会議システム等による遠隔学習の実施、さらには図書館、博物館等の有する学習素材をマルチメディアデータベース化して他の社会教育施設や学校等において活用できるようにするなど、マルチメディアの活用による新しい学習システムの開発・普及が望まれる。

こうした中、衛星通信を利用した総合的な教育情報通信システムが平成10年度に整備され、平成11年度より運用が開始される。これは、国立教育会館（本館、学校教育研修所、社会教育研修所）、文部省本省、国立科学博物館、国立オリンピック記念青少年総合センターと都道府県・政令指定都市の教育センター、学校及び社会教育施設等を衛星通信により結び、教育情報通信ネットワークシステムの整備を図るものである。本システムを活用した全国規模の社会教育事業の実施や社会教育職員研修の充実が期待される。

一方、急速な情報化は情報リテラシー（情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質）の不足等情報システムにアクセスすることが困難な人々、いわゆる情報弱者を生み出す可能性がある。このため、様々な人々がコンピュータに慣れ親しみ、利用するために、社会教育施設におけるコンピュータの整備やコンピュータの操作に関する学習機会を充実させることなどが必要である。

現在、マルチメディアの活用については、社会教育分科審議会教育メディア部会において包括的に検討しているが、引き続き検討していくこととする。

4 青年学級振興法の廃止（略）

13 図書館の情報化の必要性とその推進方策について －地域の情報化推進拠点として－

[平成10年10月27日 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会報告]

はじめに

高度情報通信社会の進展に伴い、公立図書館のサービスは、新たな展開を求められている。生涯学習審議会の答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（平成10年9月17日）においても、「図書館サービスの多様化・高度化の負担の在り方」として次の指摘がなされたところである。

「近年の情報化の進展には目を見張るものがあり、社会のあらゆる領域に情報化が浸透しつつある。図書館についても、例えば、コンピュータネットワークを通じて、自宅にしながら図書館の提供する情報を得ることや、図書館において館の内外の様々な情報を得ることが可能になるなど、今後図書館の提供するサービスは多様化・高度化することが予想される。

一方、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用についてはいかなる対価をも徴収してはならないと法定されているが、今後公立図書館が高度情報化時代に応じた多様かつ高度な図書館サービスを行っていくためには、電子情報等へのアクセスに係る経費の適切な負担の在り方の観点から、サービスを受ける者に一定の負担を求めることが必要となる可能性も予想される。

このようなことから、地方公共団体の自主的な判断の下、対価不徴収の原則を維持しつつ、一定の場合に受益者の負担を求めることについて、その適否を検討する必要がある。」

このことを踏まえて、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会の下に設置された図書館専門委員会では、平成10年5月以来、情報化の進展に対応した図書館の新しい情報サービスの在り方等について、ヒアリングと討議を重ねてきた。この報告書は、その審議の結果を取りまとめたものである。

1 現 状

(1) 資料の電子化の動向

近年、図書館資料の電子化の試みが各地で始まっている。文部省においては、平成9年度から、図書館が所蔵する古文書・古絵図等の郷土資料、郷土が生んだ偉人関係資料等をマルチメディアデータベース化し、これらをインターネットを介して社会教育施設や学校において共有・活用するための研究開発事業を全国5ヶ所で行っている。(資料2 ※略)

学術情報センターにおいては、平成9年度から、電子図書館サービスの提供を行っている(平成9年度は施行期間)。同サービスでは、学協会の発行する学術雑誌の各ページの画像データと書誌情報の文字データをデータベースとして蓄積し、インターネットを介して、キーワード等から論文を検索し、論文を表示、印刷できる機能を提供している。(資料3 ※略)

筑波大学、京都大学、奈良先端科学技術大学院大学など、各大学においても、電子図書館の取り組みが行われている。

国立国会図書館においては、独自に電子図書館構想を策定している。また、通商産業省所管の情報処理振興事業協会(IIPA)と共同でパイロット電子図書館プロジェクトを行っている。同プロジェクトにおいては、印刷物やマイクロフィルムに記録された情報をデータベース化し、ネットワークを介して検索や閲覧を可能とするモデル電子図書館システムを試験的に構築し、将来的に電子図書館を実現するための様々な実験を行っている。(資料4 ※略)

一方、民間においては、出版社のほか、多様な製作者が出版物や音楽・映像情報をインターネットで配信したりするなど、各種のコンテンツ（情報の内容）を提供、利用する動きが始まっている。また、有名作家等が著作物を直接インターネット上で公開する例も見られる。

さらに、米国をはじめ諸外国においては、電子化された多様な情報の発信源が急速に拡大発展しており、インターネットによって接続利用できる世界的な「サイバースペース」が実現しつつある。

(2) 情報通信技術を利用した新しい図書館サービス

生涯学習局学習情報課の行った調査によれば、平成10年8月1日現在の全国の公立図書館の情報通信技術を利用した新しいサービスに関する状況は次のとおりである。（資料5 ※略）

① コンピュータ等の導入状況

都道府県立98.3%（平均台数27.6台）、市（区）立90.4%（同10.7台）、町村立77.5%（同3.9台）であり、大半は業務用として使用されている。

業務用の内訳を見ると、貸出・返却用、発注・整理用、検索用と、いずれも同程度である。業務用検索で使用している内訳をみると、都道府県立では、OPAC用が最も多く、CD-ROM検索用がこれに次ぐが、市（区）立及び町村立ではその逆となっている。

利用者用については、大半が検索用としての利用であり、内訳は、館種を問わず、OPAC用が最も多くなっている。なお、町村立においては、利用者用台数が全体平均で1台を満たしていなかった。

② 有料のオンラインデータベースの利用

代行検索として有料データベースを導入している例はまだ少ない状況である。その費用について料金を徴収している例が、わずかではあるが見られた。

③ インターネット接続コンピュータの利用者への開放

図書館全体で見るとその比率は、3.5%である。館種別では、町村立（6.0%）が市（区）立（2.0%）を上回っているが、町村立においては、複合施設での共有という例が見られた。また、接続料金を徴収している例もわずかではあるが見られた。

④ 自館からの情報発信（ホームページ上で所蔵情報の検索が可能な館）

インターネット上にホームページを作り、所蔵情報が検索できるのは、都道府県立21.7%、市（区）立4.7%、町村立0.5%であった。

⑤ 新しい情報サービスに対する職員の研修

新しい情報サービスに対して研修を実施している館は、都道府県立56.6%、市（区）立31.0%、町村立18.3%であり、国や地方公共団体に、当核研修の実施を希望する館は、それぞれ、75.0%、55.6%、48.2%（全体では53.8%）であった。

2 今後の課題

(1) 図書館の新しい役割

今日の高度情報通信社会において、発信者側からの情報量は爆発的に増大しつつある。受信者側は、膨大な情報の中から必要な情報を的確に取り出さなければならない。

しかし、今日の高度な情報環境の中で、その情報活用能力については、年齢別、性別等で顕著な格差が見られる（「通信白書」平成10年度版）。このような格差によって社会生活における平等が損なわれる恐れは、高度情報通信社会の進展にとっての重大な問題として指摘されている。

図書館は、地域住民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書、記録その他必要な資料を収集・蓄積し、求められた資料や情報は誰にでも公平に利用する機会を与える役割を担ってきた。

今後の高度情報通信社会においても、図書館は、電子化された情報に対する住民のニーズに対して、適切に対応していくことが求められる。資料や情報の提供というサービスを通して、人々の様々な活動を支援してきた図書館は、地域の情報拠点として、電子化された情報を含めた幅広い情報を提供するとともに、人々の情報活用能力の育成を支援する体制をも整備する必要がある。

① 地域の情報拠点としての図書館

図書館は、今まで図書など紙媒体を中心として収集・蓄積し、来館者への閲覧・貸出をはじめ、相互貸借や移動図書館車等による巡回など様々な手段を通して、地域住民を中心とする利用者へのサービスを行ってきた。地域住民の情報要求に所蔵資料の提供という形で対応してきた図書館は、今後の高度情報通信社会においても、様々な情報を入手することのできる情報通信ネットワークへの地域の窓口としての役割を果たす必要がある。

「通信白書」によれば、インターネットの世帯普及率は6.4%（平成9年）となっており、通信系メディアを活用している者が、我が国ではまだ少ない状況である。したがって、行政情報や学習活動に関する情報を含めた各種情報の総合的な入手窓口として、また、地域住民の公平で自由な情報アクセスを保障・支援する公的機関として、図書館は、これまでのいわゆるパッケージ系メディアとともに、インターネット等の通信系メディアへの対応をも充実させる必要がある。なお、米国においては、来館者が自由に利用できる端末を百台単位で置いている例が見られる。

このような新しい情報サービスは、これまで実施してきたサービスと別個のものとして存在するものではなく、図書館が蓄積してきた情報の組織化等に関わるノウハウ（例えば、目録、分類、索引など資料や情報を効果的に組織化・提供するためのシステム化や、資料について専門知識を持った司書による利用者の要望に的確に対応できる技能など）等を活かすことによって有効に実施されうるものであり、これまでの図書館サービスの延長線上に位置付けることができよう。

地域住民の身近な生涯学習の中核施設である図書館が、高度情報通信社会における新しい情報サービスを提供する上で、司書には、情報通信ネットワークを利用しようとする地域住民に対する案内役としての役割が期待される。

② 地域住民の情報活用能力の育成支援

インターネットの普及によるネットワーク環境の充実やマルチメディア技術の進展は、人々の情報活用の幅を広げて日常生活を豊かにする可能性を持っている。

しかし、このような高度情報通信社会をより主体的に、そしてより豊かに生きるためには、だれもが、急速に拡大する情報環境において無数の情報の中から真に必要な情報を選択・整理して自分のものとする能力、すなわち「情報活用能力」を身につけることが求められている。

さらに、情報機器の操作能力に加えて、個人情報保護、著作権法制に対する知識などを含めた幅広い情報モラルを身につけることなどが必要である。また、近年、子どもに対する有害情報の影響が議論されているが、子ども自身に高度情報通信社会における情報の適切な選択の仕方を学習する機会を与える必要もあろう。

情報活用能力については、年齢別、性別で格差が見られ、図書館としては、情報活用能力の修得を望んでいながらそうした機会を得にくい高齢者や女性に対する支援に特に配慮すべきと考えられる。

(2) 具体的な推進方策

① 情報通信基盤の整備

近年、科学技術の発展により、新しいメディアが開発され、急速に普及しつつある。図書館においては、(1)で述べた機能を果たすため、これらのメディアを選択的に導入し、その情報通信基盤の整備を図っていく必要がある。なお、基盤整備に当たっては、高齢者や障害者等に対する配慮が望まれる。

ア コンピュータの設置

パソコンは、いわゆるスタンドアロンでの使用でも応用範囲が広い。初歩的な情報活用能力育成のためには、住民が自由に利用できるコンピュータの設置が望まれる。

イ インターネット等の利用

パソコンのインターネットへの接続により、図書館の地理的環境や規模に関係なく、世界中の情報を自由に取り出すことが可能となる。利用可能なコンテンツは多種多様で、従来の図書館において十分な対応が難しかった、最新の行政情報や学習活動に関する情報などの幅広い情報も含まれる。ただし、最新の情報が手に入る反面、信頼性が低い情報や誤った情報も混在しているなど、その特性に十分留意する必要がある。

ウ CD-ROM等の活用

CD-ROM等のパッケージ系ソフトウェアについては、インターネット等と比較すると、情報の即時性では及ばないものの、映像の水準や内容の安定性や信頼性で勝る部分がある。また、商用のオンラインデータベースの多くが接続時間などに応じて使用料が課金されるのに対して、パッケージ系のデータベースは使用時間に拘束されないといった長所がある。

エ 衛星通信システムの活用

衛星通信システムを利用することにより、質の高い研修や講座を全国で多人数が同時に受講でき、リアルタイムでの質疑応答が可能になる。例えば、文部省においては、平成10年度の新任図書館長研修を、東京の主会場のほか、全国8ヶ所の副会場においても衛星通信を通じて同時に受講する形態で実施した。

平成10年度補正予算で整備される文部省の衛星通信を利用した教育情報通信ネットワークの一環として、全国各地の公立図書館等で受信環境の整備が進められているが、地方公共団体においてもこのシステムへの参加に関して積極的な取り組みを期待したい。

オ TV会議システムの活用

TV会議システムは、各種講座等を分館や公民館等へも送信することができるなど、手軽にリアルタイムでの館外との交流を可能にする。また、協会関係にある複数の館で外国人サービスの担当を分担し、同システムによるレファレンス等に対応したり、衛星通信システムと組み合わせ、講師への質問等に用いたりするなど様々な活用方法が考えられる。

② 資料の電子化の利点とその活用

従来の紙媒体を中心とした資料を電子化するメリットは、一般的には、

- (ア) 必要な情報を広い範囲から選択することができる（検索性の向上）
- (イ) 音声や画像などと組み合わせて編集したものを自ら発信・提供することが容易にできる（再編集性の向上）
- (ウ) 一つしかない資料でも、数多くの人々が同時に利用できる
- (エ) 画質等の劣化を招くことなく、複写することができる

などの点である。

さらに、電子化された資料をインターネット等を通じて、利用に供することは、時間帯や場所に関係なく、その情報を入手することができることを意味する。

図書館に直接足を運ばなくとも、自宅等から自由に図書館の機能を利用できれば、特に高齢者や障害者等へのサービス提供としても有効である。人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会を構築する上で、学習資源としての所蔵資料の電子化は、重要な課題である。

また、地域において、電子媒体を用いて発表されている非商業ベースの作品・資料等の中には、地域の文化的資産として収集・保存する価値の高いものも見られる。これらについても、公立図書館の取り扱うべき資料として視野に入れていく必要があるだろう。

現在、21世紀を担う子どもたちに情報活用能力や国際性を養うため、中学校、高等学校、特殊教育諸学校については平成13年度までに、小学校については平成15年度までに、全ての学校をインターネットに接続する計画が進められているが、情報通信ネットワークを利用した学習システムが、より効果的に活用されるためには、電子化された教育情報（コンテンツ）の充実が必要である。図書館の所蔵資料は、こうした教育情報として重要なものの一つである。

③ 司書等の研修及び住民の情報活用能力育成

司書の情報活用能力育成については、司書有資格者を養成する現行の司書講習において、「情報サービス概説」、「情報検索演習」（必修）、「情報機器論」（選択）といった科目が履修されている。また、現職の司書を対象とした現行の研修においては、情報化に対応したプログラムが考慮されることが望ましい。

今後においては、住民の情報活用能力育成を支援できる高度な資質を持った司書の養成が重要である。その方法としては、例えば、高度な内容の現職研修プログラムを用意し、それを発信し、利用に供することなどが考えられる。

一方、住民の情報活用能力育成については、目的やレベルに合わせた住民向けの講座等の開催が望まれるところである。住民に対する支援については、地域の司書有資格者やコンピュータ操作能力を有する者から、基礎的なコンピュータの操作等の支援に従事する「情報ボランティア」を募り、協力してもらうことも考えられる。

④ 著作権、肖像権等を保護する体制

今日、様々な学習資源を技術的には手軽に利用できるようになってきているが、これらの学習資源は著作物である場合が多く、その利用に当たっては、著作権等の処理に十分注意を払う必要がある。特に、利用者がインターネット上で情報収集し、再編集して発信する場合など、それぞれの情報について適切な著作権処理を行う必要があるものも少なくない。

衛星通信等を活用した講座においては、質疑等の際に画面上に受講者の映像が表示されることがあるが、個々の受講者にも肖像権が発生しており、講座の開講前に受講者の了解を得るなどの配慮が必要となる。

これらを踏まえ、図書館においては、著作権、肖像権等の保護等について慎重に対応するとともに、利用者に対しても十分な啓発を行う必要がある。

3 提 言

(1) 地域における図書館と情報通信基盤の整備

これからの公立図書館は、地域住民の公平で自由な情報アクセスを保障・支援する公的機関であり、地域の情報拠点として一層重要な役割が求められる。したがって、地域間に情報格差を生じないためにも、図書館の未設置地域に公立図書館を設置していくことは今後も必要である。

そして、図書館がコンピュータやネットワークを介して利用できる膨大な情報資源の窓口となり、地域の人々が自分の求める情報や自ら探し出すことができるよう支援していくためには、何よりもまず、情報機器や通信回線といった情報通信基盤の整備を進めることが不可欠であり、住民が自由に使えるコンピュータの整備、インターネットへの接続、衛星通信システムの受信環境の整備についての取り組みが重要である。

(2) 地域電子図書館構想

米国の議会図書館は、民間団体と協力しつつ、自らが保有する文献・地図・写真・手稿・録音・映像資料などを含む米国の貴重な歴史的資料を電子化して蓄積し、利用に供する電子図書館構想を推進している。「アメリカン・メモリー」と称する電子化コレクションは、その重要な構成要素であり、教育関係者の利用を支援する観点から、教育関係者向けの学習用ページを開設し、学校の授業での活用事例等を提供している。

古い歴史的文書・地図・写真・手稿などの資料は、直接利用することは困難な場合が多いが、電子化することで、人々が自由に見ることができる。これらの資料の電子化が進めやすいのは、多くの場合、公表や複製に伴う著作権などが既に消滅していたり、その処理が容易であったりするためである。このことから、地域の図書館においては、郷土の歴史的資料を教育利用の観点から体系的に電子化し、活用していくことが期待される。

また、歴史的資料のほか、地域の生活にかかわる各種の新しい情報についても、他の公的及び私的機関との連携協力を含め、可能なものから電子化していくことが望まれる。国においては、我が国全体としての構想を検討する必要があるだろう。

なお、ここで「地域電子図書館」として構想されているものは、資料の全てを電子化する図書館ではなく、従来の図書館資料や既存の電子化された資料の提供に加え、適当と考えられる資料を自ら電子化し、提供する事業をも推進する図書館である。

(3) 司書等の研修の充実

司書には、人々の求める多様な情報を適切にかつ迅速に提供する能力が求められている。このため、今後、コンピュータ、インターネット、各種のデータベース等の活用能力の向上が一層必要となってくる。

さらに、住民の情報活用能力を育成するためには、司書にはこれらを支援していく能力も求められる。このため、図書館サービスの充実の観点から、司書を対象とした質の高い研修プログラムを衛星通信システムを用いて配信することについて検討する必要がある。

(4) 住民の情報活用能力の育成

公立図書館は、コンピュータやインターネット等を活用する能力を中心にした住民向けの講座を実施していくことが期待される。なお、講座は習熟度別にして住民が気軽に受講できるようにする

必要がある。

このため、「情報ボランティア」の協力により、図書館開館中、住民のコンピュータやインターネット等の利用を援助する体制を整備することも考えられる。そのためには、「情報ボランティア」に対する研修の場を提供することも必要であろう。

また、公立図書館における地域住民を対象とする講座等を行うプログラムを開発し、その成果を普及していく方策について検討することが適当であろう。

(5) 図書館サービスの多様化・高度化と負担の在り方

公立図書館においてインターネット等通信系メディアを介して、有料の商用データベースを利用者の求めに応じて職員が代行検索している場合、通信料金、データベース使用料を徴収している例が見られる。また、インターネットに接続したコンピュータを利用者に開放している場合、使用時間に応じた通信料金を徴収している図書館もある。

図書館法第17条は、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定している。この対価不徴収は、図書館が地域住民の情報や知識の入手など最低限の文化的基盤を保障するという原則の尊重から来ているものである。

ここにいう「図書館資料」とは、図書館法第3条及び平成4年5月の生涯学習審議会図書館専門委員会報告「公立図書館の設置及び運営に関する基準について」などを勘案すれば、通常、図書館によって主体的に選択、収集、整理、保存され、地域住民の利用に供されている資料を指すと考えられる。したがって、図書館においてインターネットや商用オンラインデータベースといった外部の情報源へアクセスしてその情報を利用することは、図書館法第17条にいう「図書館資料の利用」には当たらないと考えるのが妥当である。

また、著作権法第31条に基づく資料の複写物の提供について、これまで図書館界において利用者への対価徴収が定着してきたのは、やはり「図書館資料の利用」を越えるサービスと考えられてきたことによる。

このような観点から、電子化情報サービスに伴う通信料金やデータベース使用料などの対価徴収については、それぞれのサービスの態様に即して、図書館の設置者である地方公共団体の自主的な裁量に委ねられるべき問題と思われる。

以上のことにかんがみ、公立図書館における新しい電子化情報サービスとの関係においては、図書館法第17条を上記の方向で解釈・運用していくことが適当である。

(6) インターネット接続に係る通信料金等の負担の軽減

インターネットは、利用者にとって、地理的に離れた場所にある情報を統合的に利用できる効果的なメディアで、図書館での積極的な利用が求められている。しかし、インターネットの利用において、通信料金が米国等と比較して割高であり、これが図書館のインターネット利用の障害となっているという指摘がある。

米国においては、連邦通信委員会（FCC）が、学校や図書館に対して、電気通信事業者から徴収する資金により、地域の貧困の度合いに応じて、インターネット等への接続に必要な設備の整備費、通信料を20%から90%の範囲で割引する制度（一般にE-rateと呼ばれている。）を1997年5月に開始している。

我が国においても、通信料金の割引や時間を気にせず自由に利用できる定額料金制度など、図書

館を含めた教育施設に対する通信料金の負担の軽減措置について早期の実現を期待したい。

14 学習の成果を幅広く生かす

－生涯学習の成果を生かすための方策について－（抄）

[平成11年6月9日 生涯学習審議会答申]

第3章 学習成果を「ボランティア活動」に生かす

2 学習成果をボランティア活動に生かすにあたっての課題と対応方策

－ボランティア活動の充実・発展のために－

(1) 多様な活動の発見・創造

ボランティア活動は、何かきまった活動が、どこかきまったところで、与えられるというものではない。ボランティア自身が、現実社会の中でその必要性に気づき、共感を持って創り出すものである。それぞれの個人の気持ちや都合に合った、多様でユニークな内容・形態の活動が豊かに発見され、創造されていくことが期待される。

(略)

図書館、博物館等の社会教育施設等においては、住民のボランティアの受入れを社会的な責務として捉え、積極的に受け入れることが望まれる。ボランティア活動はある意味で生涯学習そのものであって、ボランティアの受入れは、施設にとっては、学習者に学習活動の機会を提供するという施設の本来の目的ともいうべきものであり、施設の運営の活性化にも役立つと期待される。ボランティアにとっても、活動の場が広がるとともに、学習の場において学習成果の活用が図られることになり、学習を進める上で極めて効果的であるなどメリットが大きい。

ボランティアを施設に円滑に受け入れるため、施設側の担当者の指名、ボランティア及び職員双方への研修の実施などが必要となってくるが、施設の設置者においては、規則などの整備のほか、受入れに必要な予算措置についても配慮することが必要である。

15 2005年の図書館像 ～地域電子図書館の実現に向けて～

[平成12年12月 文部省地域電子図書館構想検討協力者会議報告]

第1章 序

1 検討の経緯

いわゆるIT基本法の制定など社会全体の情報化が急速に進展しつつあるが、公立図書館についても、九州・沖縄サミットで採択されたいわゆるIT憲章において図書館のオンライン化が提唱されるなど、情報化に対応した新たな在り方が、「電子図書館」の構想等との関係で議論されてきている。

また、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会の図書館専門委員会の報告「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」（平成10年10月27日）（以下「図書館専門委員会報告」という。）においては、主として既存の図書館資料を電子化・データベース化して「地域電子図書館」を構築することを念頭に置いて、「地域の図書館においては、郷土の歴史的資料を教育利用の観点から体系的に電子化し、活用していくことが期待される。また、歴史資料のほか、地域の生活にかかわる各種の新しい情報についても、他の公的及び私的機関との連携協力を含め、可能なものから電子化していくことが望まれる。」という提言がなされた。

さらに、生涯学習審議会の答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」（平成12年11月28日）においては、情報化に対応した今後の図書館の在り方として次のような方向が示され、新しい情報通信技術の活用により図書館が「地域の情報拠点」としてその機能を飛躍的に拡大する可能性が指摘されている。

- (1) インターネットや衛星通信を活用しつつ、デジタル化された資料・情報を地域住民に提供するなど、情報拠点としての機能を高度化すること
- (2) 「地域への情報提供」に加え「地域からの情報発信」という機能を持つこと
- (3) 紙媒体等による資料・情報と電子化された資料・情報とを有機的に連携させること
- (4) 外部のデータベース等の情報を提供すること
- (5) 障害者や高齢者などにとっても図書館の資料・情報を利用しやすくすること
- (6) 住民の情報リテラシーの習得を支援すること

「地域電子図書館構想検討協力者会議」は、このような動きを踏まえ、公立図書館は情報化への対応（地域電子図書館としての機能の整備）によって住民へのサービスの新たな展開を図るべきであるとの視点に立ち、平成11年2月から調査研究を行ってきた。

この協力者会議での検討においては、各公立図書館がそれぞれ地域電子図書館機能の整備を目指す上で指針として活用できるものの作成等を目指し、図書館関係者・民間団体等からのヒアリングを実施するとともに、これらを踏まえた地域電子図書館像について討議を重ねてきた。この報告書は、この調査研究の結果を「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～」としてとりまとめたものである。

2 この報告書の構成

この報告書は、次の各章によって構成されている。第2章は、将来における地域電子図書館の具体

像を例として示したものである。図書館の情報化に関する方策やその効果に関する記述は、ともすれば抽象的なものになりがちであるが、ここでは、将来における地域電子図書館の「具体的なイメージ」を分かりやすく提示するため、西暦2005年ごろの「あるひとつの公立図書館」を想定し、その状況やサービスの内容を具体的に描写する形をとった。

したがって、描写されている公立図書館は架空のものであるが、西暦2000年時点での市立図書館の平均像を前提とし、職員数や蔵書数が2005年の時点でも大きく変わらないと想定して、平均的な市立図書館が地域電子図書館としての機能を整備した後に想定される姿を描き出したものである。

第3章は、第2章に具体的に描かれているような地域電子図書館を目指して各地域の公立（市区町村立）図書館が自ら様々な努力を行っていく上で、優先的に取り組んでいくべき課題等についての考え方を示したものである。第2章に示された姿は一足飛びに実現できるものではなく、関係する資料の収集やサービスの展開などを順次実施していく必要があるが、第3章は、各公立図書館自身によるそのような努力に関する指針として活用できるものである。

第4章は、地域電子図書館の実現やその機能の充実を進めていく上で、図書館関係団体など図書館関係者全体から自ら検討・対応を行う必要があると思われる事項を記述したものである。情報化への対応は、個々の図書館による努力のみでは手に余る部分もあり、そうした事項については図書館関係者全体による対応が必要となる。この章はそうした事項について述べたものであり、したがって、図書館関係団体等によるそのような対応に関する指針として活用できるものである。

3 図書館関係者自身による努力の必要

第2章に「具体的なイメージ」が示されている地域電子図書館は、公立図書館自身の努力によって実現されるべきものである。そのような努力としては、例えば、地方自治体の関係者との交流等を通じた、経費、職員、設備等の確保などを挙げることができるが、そのためにはまず、住民に働きかけてその理解と支持を得る必要がある。この報告書は、各図書館の関係者自身が、それぞれ住民や地方自治体の関係者に対して必要な働きかけを行うときの参考や根拠となり得るものとして取りまとめられたものである。

各図書館の今後の整備・運営等について、第2章以下に示された地域電子図書館の具体的なイメージや指針として活用するかどうかということも、各地方自治体の住民の意思にもとづくべきであり、各公立図書館は、図書館の利用者であると同時に各地方自治体の政策を決定する主体である住民との対話を通じて、地域電子図書館機能の整備を図っていくべきであろう。

第2章 2005年の「ある市立図書館」にて

会社員のFさんが住んでいるA市は首都圏（東京）から新幹線と鉄道を乗り継いで1時間半ほどのところにあり、市の人口は約11万人でちょうど政令指定都市・特別区を除いた全国の平均くらいの市である。産業は商業中心だが、海岸沿いでは工業、山間部では農業も営まれている。また、市の歴史は古く、昔から焼き物が名産である。県庁所在地であるB市とは隣接しており、鉄道と国道で結ばれている。

Fさん一家は、A市の中心にある駅からバスで15分ほどのところにある、いわゆる新興住宅地に住んでおり、Fさん、妻のMさんの間には中学2年生のJさんと小学校5年生のIさんの2人の子どもがいる。Mさんは本が好きでときどきA市立e図書館を利用しているが、Fさんはまだ利用したことはない。

Fさんの長女で小学校5年生のIさんは自宅から徒歩で10分くらいのところにある小学校に通ってい

る。先日、社会の時間に「調べ学習」の課題として、「昔のA市の生活・暮らしについて調べてみよう」という宿題が出た。Iさんは、先生の勧めもあって、前に何回かお母さんといったことのあるe図書館に行って調べてみることにした。

e図書館はこのようなところ

A市の中心にある鉄道の駅からほど近いところに市役所、警察署などの官庁や、博物館、体育館などの文化施設が集まる地域があり、e図書館もその一角にある。

Iさんは、学校が終わった後、図書館に出かけた。前はお母さんに車で連れていってもらったが今日は一人。先生にももらった案内図（e図書館のホームページの中で「プリントアウトできます」とされている地図をプリントアウトしたもの）を確認しながら歩いていくと、みちみち案内板が立ててあり、図書館の前にも大きな看板があったので、ほどなく、見覚えのある図書館に辿り着けた。

入口を入り広めのロビーを通り過ぎ、Iさんは、カウンターを訪ねた。Iさんがカウンターの職員に「調べ学習で来たこと」を伝えると、図書館を紹介したパンフレットを渡してくれ、わかりやすく図書館のことを説明してくれた。

パンフレットと職員の説明によれば、A市にはe図書館のほかにもう一つ図書館（分館）がある。e図書館は、延べ床面積約2,500㎡だが、2年前まではちょうど全国平均の1,500㎡だったところ、コンピュータ室の増設とともに1,000㎡の増築がなされ、昨年、完成した。市民から図書館の情報化の強い要望が出されていたのに応えたもので、増築を機に館内にLANを敷設し、閲覧机の一部には情報コンセントを設置した。また、司書2名を増員するとともに、自動貸出機を導入して貸出業務の軽減を図り、いっそうの高まりを見せる情報化への要求に対応できる体制を整えたそうだ。

どんな人が使っているか

図書館から本を借りるには利用者登録をして、利用者カードを発行してもらう必要があるそうだ。Iさんもさっそく、利用者カードを作ってもらうことにした。カードには利用者番号とパスワードが登録されていて、図書館のサービスを受けるときに使うらしい。このカードはいわゆるICカードで、図書館だけでなく、市役所や病院などで使えるそうだ。

カードの申込み書の記入台にe図書館の利用状況を数字で紹介した資料が置いてあった。その説明によれば、現在、利用者として登録している人数は、A市の人口の約半数に当たる。ただし、そのうち約2割はA市の居住者ではなく、近隣市町村住民や市内通勤・通学者などである。e図書館には、1日平均1,500人の来館者があり、年間だと約47万人（延べ人数）になる。平日昼間は主婦・高齢者が多く、夜間や土日は勤労者が目立つ。土日は親子連れも増えた。数年前、開館時間を平日は午後8時まで、金曜日は9時まで伸ばしたところ、特に近隣の市町村からA市に通勤している勤労者の利用が増えたそうだ。

子ども向けのコーナーがある

Iさんは、職員から、子ども向けのコーナーがあり、コンピュータも備えられていることを聞き、まずそこに向かった。「子どもコーナー」と書かれた大きなサインボードがあったので、すぐわかった。子ども用の本や雑誌などが揃えてあるコーナーだ。絵本や図鑑などのほか、DVDやビデオなど面白そうなものもあり、今度ゆっくり来てみようと思った。

子どもコーナーのコンピュータを使って、子どもたち同士あるいは親子で映像コンテンツづくりを楽しんでいる姿も見られる。Iさんはコンピュータを使って、インターネットで課題について調べてみる

ことにした。インターネットは学校で習っていたし、お父さんのコンピュータを使わせてもらっていたので、簡単な使い方ならだいたいわかっている。コンピュータの画面も子ども用のわかりやすいものになっている。以前は検索する場合、分野などを考えて入力していかなければならなかったが、このごろは知りたいことを文章で入力しても検索できるようになっている。Iさんは「A市の昔の暮らし」と思いつくままに入力し検索してみると、関連する見出し語がいくつか表示された。そのひとつの「郷土生活」を選ぶと結果が何十件か出てきてしまった。Iさんが困った顔をしていると、子どもコーナーの司書が声を掛けてくれた。

いろいろな資料・情報がある

その司書によれば、インターネットも便利だけど、図書館にもIさんの課題に使える資料がたくさんあるという。パンフレットを改めて読んでみると、e図書館には約20万冊の図書や雑誌などが所蔵されているほか、CD、DVDなどもたくさんある。

CDは約5,000点ほどある。10年前のおよそ2倍になった。約7割が音楽で、残りの約3割が電子書籍（小説や図鑑など）とコンピュータ用ソフト（教育ソフトやゲームなど）、そして各種データベース。また、最近利用が増えているDVDは現在、約500点あるそうだ。約7割が映画やドラマ、約2割が音楽で、残りの約1割が電子書籍、コンピュータ用ソフト、データベース。ほかにはMDが約1,000点ほどある。

こうした「視聴覚（AV）資料は、「AVコーナー」で視聴できるようになっていて、音楽CDやカセットテープなど、それぞれの再生機器が各2、3台あり、個人ブースでゆったり視聴できるようになっている。平日でもだいたい7～8割ぐらいのブースが埋まり、土日はほぼ満席になるらしい。

また、デジタル化された資料を増えている。いわゆる「電子ブック」も数百点あり、専用の閲覧用端末が館内貸出されている。現在5台が用意されているが、利用も増えており、館外貸出をしてほしいという要望もあるので、新たに館外貸出用に5台の端末を購入する方向で検討中である。

司書は、職員用のコンピュータで館内資料の検索をして、Iさんの課題のヒントになりそうな本、雑誌、DVD、CD-ROMを何点かずつ紹介してくれた。そのうち、子どもコーナーにあるものは現物を持ってきてくれ、子どもコーナーにないものは、現物のある場所と閲覧や貸出の手続きについて教えてくれた。Iさんは、図書館が、紙でできた本ばかりのところだと思っていたので、DVDやCD-ROMなどいろいろなメディアを扱っていることを知って驚いた。

いろいろなデジタル資料もある

職員によれば、これ以外に図書館等がインターネット上のホームページで公開している情報も利用可能だという。それについて詳しいボランティアの人がいるというので、紹介してもらうことにした。職員が内線電話を掛けて、連絡をとってくれた。しばらくして、ボランティアのVさんがやってきた。Iさんは、Vさんと一緒に、再びコンピュータに向かった。Vさんは退職を機に、自分の趣味である郷土史研究を活かせることがしたいと思って、この情報ボランティアに応募したそうだ。

Vさんによれば、図書館には、職員以外にたくさんの方が関わっているという。Vさんのようなボランティアもたくさんいて、e図書館を支えているそうだ。

Vさんは、図書館が所蔵している郷土の歴史や文化に関わる資料、特に古書・古地図などをデジタル化して、ホームページに掲載するボランティアに関わっている。古い資料は、紙が傷んだりしており、利用が難しいので、デジタル化してホームページで公開し、誰でも気軽に使えるようにしている。電子図書館機能の整備が進んでいるe図書館のホームページ用サーバには、このようにしてデジタル化した

郷土（地域）資料が既に約1,000点ほど収録されている。

郷土資料のほか、A市の行政・地域に関わる資料・情報もホームページで公開している。印刷されていた紙の行政資料をデジタル化したもののほか、市役所などがホームページで公開しているものやメールで配信しているものもある。また、行政資料・情報以外にも、メールで配信されている小・中学校のPTA会報などや、ホームページで公開されている地元商店街の情報なども蓄積している。地域に関する情報のうち「長期的には保存されない」ものについて、関係機関・組織と連絡を取りながら、保存しているのである（特に、市役所などでは、古くなった情報を削除してしまうことがあるので、保存をしておく必要性は高い）。

なお、デジタル化した図書（商用出版物）を出版・販売している出版社もあるが（オンライン出版）、e図書館でもこれを購入（契約）して、ダウンロードしてe図書館のサーバに蓄積、公開している。ただし、これを閲覧するには、利用者カードの利用者番号が必要となる。現在、小説やノンフィクション、実用書など約500点が利用できる。

さて、Vさんは、図書館のホームページのデジタル資料のなかから、江戸時代の木版画などを紹介してくれた。当時の生活の様子が分かり、Iさんの課題に役立つようなものばかりである。Vさんは、自分も作成に関わったホームページのデザインについても自慢げに話してくれた。

なお、ボランティアが郷土資料などをデジタル化するために、コンピュータ3台、イメージスキャナ、デジタルカメラ、カラープリンタ各1台が、事務室の一面に設けられたボランティア室に置かれており、Vさんらは、普段、そこで作業をしているようだ。

Iさんは、Vさんにお礼を言い、さっき司書が紹介してくれた本や雑誌などを見にいこうと席を立つと、周りのコンピュータには親子づれらしき人たちが2組ほどいるのに気づいた。自分も今度は日曜日に親と一緒に来てみたいと思った。

衛星通信ネットワークも使われている

Iさんは必要な資料を集め、何冊か借り出すことにした。帰り際、ロビーにテレビがあることに気づいた。よく見ると、CATVの番組が放送されている。地上波放送やBS放送も視聴できるが、地元の番組を放送しているCATVがよく流されているようだ。また、土日は、衛星通信を使った子ども向け番組や各種講座も流されており、毎週土曜日には「子ども放送局」という番組があると、おかれていたちらしに書かれている。放送予定表を見ると、来週、Iさんの好きなスポーツ選手が出演してテレビ電話や電子メールで質問もできる番組が放送されるとのこと、Iさんは友達を誘って来ることに決めた。見るというより、参加する番組らしい。「子ども放送局」で放送されている「子どもとしょかん」という番組は、録画やビデオ貸出ができるので、e図書館でも全部録画して活用しているようだ。

ちらしの裏面を見ると、ロビーのほかに「研修・学習室」という部屋にも同じ受信設備があり、衛星通信やインターネットを使ったいろいろな学習会が開催されていることがわかった。子ども向けから大人向けまでいろいろな講座がある。お母さんが「受講したいけど時間がない」といっていた東京の大学の公開講座まである。ちらしを持ち帰って、家族にも教えてあげることにした。

お年寄りや障害のある人向けのサービスもある

Iさんが帰ろうとすると、入り口で目の不自由そうなおばあさんとすれ違った。Iさんは、おばあさんを高齢者や障害者が優先的に利用できる「優先席」まで案内してあげた。

おばあさんは、職員の援助を受けながら、音声入力と音声出力ができるコンピュータを操作し、大き

な活字の本(大活字本)と本を朗読して録音したCDやカセットテープ(録音資料)を借り出していた。このコンピュータは、お年寄りや障害のある人が使いやすいように、専用の補助具が備えられており、点字用のソフトと、点字ディスプレイ、点字プリンタも装備されている。

また、隣には「対面朗読室」があり、希望の本を朗読してもらえるサービスが行われていた。また、この部屋は「録音室」を兼ねており、資料を朗読し、MDやICメモリーに録音する作業が行われている。点字資料や録音資料は宅配便や郵便での配送もできるそうだ。ただし、これらのサービスは、視覚障害のある利用者限定されたものと掲示があった。

Iさんは、自分のおばあさんが目が悪くなってきたのを思い出し、今度、e図書館に連れてきて、本好きだったおばあちゃんを喜ばせてあげようと決めた。

コンピュータがたくさんある

家に帰ったIさんは、お父さんのFさん、おかあさんのMさんに図書館のことを話した。Iさんがあまりに楽しそうに話すので、今度の日曜日に一緒に出かけることになった。

さて、当日、昼過ぎにIさんとFさん、Mさんはe図書館にやってきた。入口を入り、閲覧スペースに目をやったFさんは、まず、コンピュータが何十台も並んでいるのにビックリした。それもほぼ満席だ。Iさんから見せてもらった図書館のパンフレットを見てみると、図書館には、次のようなコンピュータ設備が整備されていることがわかった。

- e図書館は、1.5Mbpsの専用回線4本で、インターネットに接続されている。A市では図書館や学校などの公共施設におけるインターネット接続の費用をはじめ、IT関係予算を重点的に確保しており、e図書館のインターネット接続についても市の予算でまかなわれている。
- 館内にはLANが構築されている。一部は、無線LANも稼動中。
- LAN管理用、図書館蔵書管理用、web管理用、デジタル資料用などサーバが稼動している。
- 「閲覧スペース」に全部で20台のコンピュータがある。e図書館が用意している「総合検索システム」とインターネットが利用可能。「閲覧スペース」にはプリンタが4台設置されており、LAN経由でコンピュータから出力可能。
- 「閲覧スペース」の一画には、ノートパソコンが利用できるコーナーがある。情報コンセントが用意されているので、インターネットにも接続できる。コンピュータは持ち込みもできるほか、図書館でも館内貸出用にノートパソコン(無線LANに接続)5台を用意している。
- 「閲覧スペース」に隣接している「コンピュータ室」にも20台のコンピュータがある。閲覧スペースと同じく、「総合検索システム」とインターネットが利用可能なほか、ワープロ、表計算等の基本的なアプリケーションも導入されており、自由に利用できる。「コンピュータ室」にはモノクロプロンタ3台、カラープリンタ1台が設置されている。
- 「研修・学習室」にも20台のコンピュータがある。すべてインターネットに接続されているほか、ワープロ、表計算等の基本的なアプリケーションが導入されている。「研修・学習室」のコンピュータは、各種の研修・講座等に利用されているが、講座等がない時間帯は利用者に開放されている。「研修・学習室」にはモノクロプリンタ3台、カラープリンタ1台が設置されている。
- 「コンピュータ室」と「研修・学習室」で利用できるように、イメージスキャナ1台、デジタルカメラ3台、デジタルビデオカメラ1台が貸出されている。館内利用のみだが、団体利用の場合は館外貸出もできる。
- 「子どもコーナー」に子ども向け教育用アプリケーション(ソフト)を組み込んだコンピュータ

が3台ある。

これらの設備は、昨年、完成した増築部分を利用して設置されている。「閲覧スペース」と「コンピュータ室」のコンピュータには、数人程度の「順番待ち」が出ていた。

総合的な「検索システム」がある

Fさんは、順番待ちをして、閲覧スペースのコンピュータを使ってみることにした。台数が多いので、順番はすぐに回ってきた。Fさんは、いま、会社で関わっているプロジェクトに必要な資料を揃えようと考え、検索を試みることにした。

電子図書館機能が整備されているe図書館では、「総合検索システム」と呼ばれるシステムが稼働している。図書館を増築して、閲覧スペースやコンピュータ室などにコンピュータを導入する際に、図書館システムを一新したようだ。それまでは、e図書館と分館が所蔵している図書や雑誌などの新しい情報しか検索できなかった(OPACと呼ぶ)。各種のデータでベースを検索する際には、OPACとは別の端末を使っていた。

しかし、「総合検索システム」では、図書館の蔵書情報について、従来は図書や雑誌などの印刷資料と一部の視聴覚資料だけしか検索できなかったものが、いまではすべての視聴覚資料のほか、CDなどのデジタル資料や、e図書館でデジタル化してホームページで公開している資料についても検索ができるようになっている。もちろん、検索する対象は選択することができるので、「図書だけ」「CDとDVDだけ」という検索もできる。

さらに、他の図書館の蔵書を検索することもできる。県内の県立図書館、市町村立図書館と、隣のB市にある二つの大学の図書館については、それぞれが公開している所蔵情報をまとめて1回で検索することができる(横断検索)。もちろん、「隣のB市の図書館だけ」というように、一つまたは複数の図書館だけに限定して検索することもできる。

検索用の画面も利用者が選べるようになっており、初心者(成人)向けでは、タッチパネルもキーボードも両方使える。フリーキーワード、タイトル、著者、テーマ、分類などの項目から選んで、検索ができる。

e図書館の外にある情報も利用できる

そして、「総合検索システム」では、どの端末からでも、e図書館・分館及び他の図書館の蔵書情報だけでなく、e図書館が提供しているDVD-ROMデータベースがLAN経由で検索できるほか、図書館が契約している商用オンラインデータベースも検索できる。料金はすべて無料であるが、契約の種類によって同時アクセス数が制限されているデータベースもある。なお、インターネット経由で自宅や職場など、図書館以外からでも利用できる契約になっているデータベースもある。

各種のデータベースは50ほどのジャンルに分類され、選べるようになっている。書誌情報や新聞記事全文、雑誌記事全文(オンラインジャーナル)、辞書・事典などのほか、名簿・年鑑統計・数値データ、人物情報、企業情報など、多彩なジャンルのものがそろっていることにFさんは驚いた。Fさんの関わっているプロジェクトで必要だった情報が検索できるデータベースがあったので、司書に検索方法を教わりながら使ってみた。使いやすい検索画面なので、わずかな説明ですぐに使うことができた。

e図書館では商用オンラインデータベースもすべて無料で提供している(プリンタでの印刷は有料)が、司書に理由を尋ねてみると、近隣5市町村の図書館でコンソーシアムをつくり、データベースサービス会社と一括契約しているため、比較的安価な定額制の契約が可能となっているようだ。契約内容に

よって、「館内端末のみで利用可能」「（インターネット経由で）図書館外からも利用者番号があれば利用可能」「（インターネット経由で）図書館外からでも誰でも利用可能」に区分されていることも教えてくれた。なお、県内のC市の図書館では、オンラインデータベースの利用に際して料金を徴収しているそうだ。

住民の「情報リテラシー」のための講座もある

Fさんがコンピュータを使った検索に熱中しているのを見て、普段コンピュータをあまり利用しないMさんもコンピュータを使ってみたいと思った。そう思ってふと回りを見渡すと館内には「情報ボランティア」という名札をつけた人が数人いるのに気づく。そのうちの一人に声を掛けて尋ねてみると、コンピュータやインターネットについて、利用者からの質問に答えたり、調べ方を教えたりするボランティアだそうで、常時数名がコンピュータの近くにいとのことだ。

以前はマニュアルを見ながらの操作だったので「難しくて使いにくい」と不評だったが、今ではコンピュータの画面上で操作の手順が全てわかるようになっていて、初心者でも困らない。ボランティアもいて、何かわからないことがあればすぐ調べたり聞いたりできる体制がとられている。

Mさんは、情報ボランティアのWさんに教わりながら、コンピュータを使ってみることにした。話をしているうちに、Wさん自身もコンピュータは図書館の講座を受けたのがきっかけで覚えたことがわかった。Mさんが詳しく聞くと、e図書館では「研修・学習室」を使って、利用者を対象にした様々な講座を開催しているそうだ。例えば、「コンピュータ初心者講座」「インターネット入門」「ホームページをつくろう」「情報の調べ方」「インターネット利用におけるルールとマナー」など、いわゆるIT関連の講座が充実している。

週2回ペースで何らかの講座が開催されており、例えば、勤労者を対象にした平日午後6時からのコースや、親子を対象とした土日の講座など、受講対象を考えて、曜日や時間帯を変えながら開催されている。どの講座にも「研修・学習室」の定員一杯の参加者があり、さらに受講待ちの予約者がどの講座もたくさんいるという。受講した利用者のなかには、より高度な講座を民間のコンピュータスクールで受けるようになる人も少なくないらしい。

なお、講座は、テーマや受講対象に応じて、司書が講師をする場合と、ボランティアや外部の講師が担当する場合とがある。講座によっては、市内の生涯学習センターや公民館などとの共催や、近隣の図書館などとの共催もあり、「研修・学習室」に設置された遠隔会議システム（インターネット回線利用）が使われることもあるそうだ。

Mさんは、来月開催されるコンピュータの入門講座を受けることを決め、早速、申込みをした。

いろいろな集会や行事もある

講座等は、IT関連に限らず、多様なジャンルのものがある。ビジネス・法律など実用的なものから、文学・歴史など教養・趣味・娯楽までいろいろだ。講座形式、実習形式のほか、図書館以外の場所で行われる講座もある。

特に、市内の公民館、博物館等の社会教育・生涯学習施設とは連絡会（メーリングリストでのやりとりを含む）が設置されていて、講座等を共催するなどしている。最近の例では、A市で盛んな「焼き物」について、公民館で焼き物職人の講座を開催し、図書館では関連資料の特設コーナーを設け、博物館では焼き物の歴史に関する特別展示が実施され、好評を博したそうだ。焼き物が趣味であるMさんは、今度開催される時はぜひ参加してみようと思った。

また、Iさんから聞いたとおり、衛星通信を使った大学の公開講座を受けることができることも教えてくれた。受講料も安く、ビデオの貸出もしているので、全国各地の大学の講座が受けられることにMさんは関心を持ち、近所の友人を誘って著名な教授の講座に参加しようと考えた。

講座以外にも、図書館では、いろいろなイベントを開催していることをWさんは教えてくれた。例えば、次のようなものがあるそうだ。

- 偶数月は映画会、奇数月は鑑賞会を月1回（隔月）開催。
- 読書会を月2回開催。
- 展示会は月ごとにテーマを変えて実施。年2回は特別展示を実施。
- 図書館まつりを年1回実施。

このほかに、「研修・学習室」を使って、市民グループ（サークル等）が研究会を随時、開催しているらしい。

「遠隔学習」への支援もしている

Mさんは、帰り際、自分と同じ年代の女性がなにやらレポートらしきものを一生懸命書いているのに気づいた。そういえば、国内外の大学院の学位がインターネットでの学習で取得できることから、社会人や高齢者、主婦など、普段、大学には通いづらい人々の入学が増えたが、そうした人々は大学図書館より身近な地元の公立図書館を学習の場としている、という新聞記事があったのを思い出した。

e図書館でもこうした「遠隔学習」をしている利用者が増えているそうだ。特にコンピュータ室、研修・学習室はそうした人々の利用が多らしく、図書館ではノートパソコンを貸してくれるので、閲覧机にある情報コンセントに接続してインターネットにつなぎ、大学のホームページと、図書館のホームページを同時に表示させ、図書館の作成した「学習に役立つリンク集」を使ってレポートを書いている者が多いようだ。

e図書館では、通信制大学院を持ついくつかの大学と協力して、学期末の試験・レポートの時期に参考図書を複数揃えるなどのサービスを行っている。来年からは、大学からの資金的援助をもとに、指定教科書や推薦図書などについて、一般利用者とは別の予算枠で購入し、いわゆる「〇〇大学コーナー」を設けることも計画している。

図書館に足を運ぶことがむずかしいお年寄りにも遠隔学習システムは好評だという。「図書館友の会」が定期的に「盆栽教室」などの講座を開いているという。図書館の資料を背景にしっかりとした運営を行っており、その模様をインターネットでも配信するというものだという。講座に関する本も自宅から予約すると届けてくれたり、わからないことがあったら電子メールで質問できるなど、図書館に直接行って講座を受けるのと同じサービスが受けられるようになっている。

また、e図書館では市の教育委員会と地域内のG中学校と相談の上、今年から不登校の子どもの遠隔教育システムについて実験的な取組を始めた。遠隔会議システム（インターネット回線利用）を使いリアルタイムで学校の授業を配信するとともに、子どもの求めに応じ図書館の資料を提供するなどにより、子どもの自立的な学習を支援するという。それを聞いたMさんは不登校の子どもが少しでも早く教室に戻れるといいなと思った。

「リンク集」も作られている

帰宅したIさんたちは、夕食のとき、サッカークラブの練習から帰ったIさんの兄Jさんを混じえて、図書館のでできごとを話した。Jさんは、面白そうだしいい、早速、インターネットでe図書館のホー

ムページを見てみた。

ホームページでは、「総合検索システム」を使って図書館の蔵書や各種データベースが検索でき（データベースの一部については、利用者番号が必要）、デジタル化された郷土資料・行政資料などを見ることが出来る。また、電子メールによる資料のリクエストも可能である。

さらに、テーマごとにインターネット上の有用な情報源（サイト）を集めた「リンク集」が作成されていることがわかった。現在、A市の特産物である「焼き物」のリンク集（件数約500件）があり、「焼き物」に関する網羅的なリンク集として評判が高いという利用者の声が紹介されていた。約9割が県外からのアクセスだそうだ。

また、A市には、Iさんの住んでいるところのように、新興住宅地がいくつかあり、そうした地域では小さな子どもを持った世帯が比較的多い。これを受けて、e図書館のホームページでは、1年前から「出産・育児」に関するリンク集を作成、提供している。現在約150件であるが、地域に密着した出産・育児に関わる病院・行政などの情報に限定しているため、「困ったときにすぐに役に立った」などの声が寄せられているようだ。

ホームページにある説明によれば、このリンク集は、県立図書館が作成したガイドラインにそって、「出産・育児」について、有用で信頼性の高いサイトを職員やボランティアが厳選したものらしい。

なお、県立図書館では、こうしたサイト集を分担して、県内の情報についての目的別リンク集を作り上げようと考えている。A市（e図書館）では「高齢者の健康」を担当、B市の図書館では「小学校の英語学習」を担当することになっている。

ホームページでの情報発信もしている

ホームページでは、このほか、図書館の利用案内、開館日時、案内図、新着図書や集会・講座等の紹介・案内なども公開されている。集会・講座等は、電子メールで受講予約が可能となっている。

e図書館ホームページには、現在、1日200～300件ほどのアクセス件数がある。1／3ほどが県外からの利用だそうだ。また、ホームページには英語版もあり（英語に堪能なボランティアにより作成されている。職員が内容を確認したうえで、半年前から正式に公開された）、「焼き物」についての質問の電子メールが海外から届くなど、海外からの利用も増えている。

もちろんホームページは24時間利用できるもので、夜間・深夜などの「閉館時間帯」にも100件を超える利用がある。

さらに、携帯電話からも利用可能なページが設けられており、機能は限定されているが、蔵書検索も可能なため、好評を博している。

なお、従来、紙（印刷物）で提供してきた「図書館だより」「図書館要覧」などは、ホームページによる提供に変わってきた。特に「図書館だより」はメールマガジン形式で登録した会員へ送付されている。

電子メールによるレファレンス・サービスもある

Jさんは、ホームページで紹介されている図書館のサービスについて見てみた。レファレンス・サービスは図書館内の専用カウンターで行われているだけでなく、電子メールでも質問を受け付けていることがわかった。Fさんは、昼間出かけたときに、レファレンスコーナーに司書がいて忙しそうに立ち働いていたことを思い出した。レファレンスコーナーには、1日100件ほどの質問があるそうだが、これとは別に電子メールでも1日20件ほどの質問が来るという。電子メール以外に、電話でも実施しているが、A市居住者や通学・通勤者以外の利用者からの質問に対しては、居住地に図書館がある場合は、そちら

に尋ねてもらおうよう、促すこともある（ただし、「A市に関すること（地域情報・行政情報など）」と「e図書館がホームページで公開しているデジタル資料（貴重書など）に関すること」については、原則として回答をする）、とレファレンス・コーナーに注意書きがあった。

e図書館だけで回答できない質問は、県立図書館などに電子メールや電話で依頼をすることになっているようだ。急ぎの場合は遠隔会議システムを使ってやりとりをすることもあるようで、このバックアップ体制は、利用者としては心強い。

また、「質問・回答集（Q&A）」をデータベース化して、ホームページで公開している。現在、約300件のデータがあり、よくある質問は、このデータベースを検索すれば間に合うこともある。なお、全国の焼き物産地にある図書館と共同で、焼き物関係レファレンスのデータベースを構築する計画がある。今年はe図書館が幹事となって、現在、メーリングリストで、今後の進め方について意見を集約中とのことだ。

文献配送サービスもある

図書館では、新着の図書の情報をメールマガジンで配信するサービスを行っている。現在、図書館以外に雑誌や新聞の記事を対象を広げることを検討しているほか、利用者が自分の関心のある分野（ジャンル）を登録すると、その分野の図書や雑誌記事、新聞記事などの選択した情報を紹介するサービスも検討しているようだ。こんなサービスは、デジタル化やネットワーク化が進む以前には人手がかかり、公立図書館ではとてもできない話だったが、今では容易になったということである。

また、図書館では文献配送サービスも行っていることがホームページで紹介されていた。一部の雑誌の記事については、著作権や出版者との契約によって、そのコピーを自宅や職場まで郵送やファックスで届ける、またはスキャナで取り込んだイメージファイルを電子メールによって届けるサービスが行われている。図書館の利用登録者に限り、所定の料金を払えば利用できるようだ。ただ、サービス自体が2ヶ月前に開始されたところで、提供可能な雑誌タイトルも現在は数タイトルしかない。

相互貸借サービスもある

e図書館にない資料については、相互貸借サービスが利用できる。e図書館の分館とは毎日、コンソシアムを組んでいる近隣の5つの市町村立図書館とは隔日で連絡車が運行しており、e図書館では所蔵していない資料が、早ければ即日、最長で2日で取り寄せられる。毎日、十数冊のやりとりがあるそうだ。また、県立図書館や県内の市町村立図書館とも相互貸借を行っており、概ね2日～1週間に取り寄せが可能だという。こちらは毎週、数件のやりとりがあるそうだ。雑誌などは記事のコピーを取り寄せることができる。コピーも図書と同じくらいの件数のやりとりがある。さらには、国立国会図書館から図書を借り出すことが可能で、年に十数回の利用があるそうだ。

大学図書館とも連携している

公共図書館だけでなく、隣のB市（県庁所在地）にあるX大学とY大学の図書館とも連携しており、県立・市町村立図書館にない資料や、取り寄せに時間がかかる資料は、紹介状を出して、大学で閲覧してもらおう。紹介状発行は週に20件程度ある。県内の公立図書館や大学の図書館等との相互貸借が増えたのは、インターネットで公開された所蔵情報が、横断検索の対象となったことが大きいらしい。

特に、Y大学とは協定を結んでおり、大学所蔵の一部の資料については、相互貸借で取り寄せが可能で、週に5冊程度の利用がある。コピーの取り寄せも週に5件程度。いずれも学術的な図書、雑誌がほ

とんどで、大学の通信教育課程に在籍している利用者が使うことが多いようだ。公立図書館側の郷土資料等はホームページでデジタル資料を見ることができるため、現物の貸出というよりは、大学生や大学教員が直接 e 図書館に足を運んで閲覧している場合が多い。

学校とも連携している

また、市内の小学校、中学校、高等学校には、調べ学習などのために、依頼に応じて資料を提供したり（団体貸出）、最近では学校の司書教諭と連絡を取り合って、司書が学校に出向いて、「地域の資料を調べよう」といった授業のチームティーチングを行うこともある。

調べ学習などのために直接、来館して授業が行われることもある。司書は、館内ツアーをするなど、協力している（月に2～3回）。特に依頼があった場合、資料を別置しておくこともある。学校の司書教諭や職員とは、電子メールなどで普段から連絡を取っている。学校図書館では、子どもたちが作ったデジタル資料などを蓄積しており、公立図書館が作った体系的なデータベースを活用しながら授業で使う教材づくりに役立てているようだ。

数年前から小・中学校の電子化も急速に進んでいる。Iさんの小学校、Jさんの中学校も例外ではない、学校図書館でも所蔵情報の公開の動きは進んでいて、e図書館では郷土資料の目録データをダウンロードして利用できるよう便宜を図っており、郷土資料の小・中学校版の作成への協力も行っている。最近では学校の教員からの相談も増えている。

ネットコミュニティができています

ホームページには「e図書館サポートクラブ」の文字があった。説明によれば、図書館では「e図書館サポートクラブ」という「サークル」（いわば、バーチャルな「図書館友の会」）を運営しているようだ。これは図書館のIT関係の講習会の受講者等のなかからボランティアグループが発生し、生まれたものらしい。

e図書館サポートクラブでは、図書館の運営しているサーバを使い、主に電子掲示板とメーリングリストによって、図書館に関する意見・発言やメンバー同士の情報交換が行われている。図書館の呼びかけに応じて、リンク集の作成に協力したり、図書館活動について意見を述べたりする。なかには、実際に図書館に出向いて、図書館のホームページの作成や更新に協力するメンバーもいる。

e図書館サポートクラブのメンバーは、多少の出入りがあるが、だいたい300人ほどが登録しており、書き込みやメールの発信を頻繁にするアクティブなメンバーは数十人程度ようだ。特に図書館に実際に出向くメンバーが20人程度いる。ときどきメンバーの懇親を深めるため、実際に顔を合わせる会（オフ会）を開催したりもしているらしい。

また、郷土資料を利用する者が参加する全国的なサークルや、市内に在住する子育て中の親たちのサークルなど様々なサークルもあり、メンバー同士がいろいろな意見交換をしているようだ。

職員の研修や民間との連携なども行われている

ホームページでは、図書館の日常業務を紹介したページがあり、利用者には見えない職員の努力の様子が窺えた。

e図書館では、県立図書館が開催する研修（年十数回開催）や国や県の教育委員会等が実施する研修（年数回）に職員が積極的に参加しているようだ。特に国や県が実施するものは、約1/3程度がエル・ネットや遠隔会議システムなどを利用して、e図書館にいながらにして受講が可能になっているようだ。

また、これらの研修の成果を踏まえ、館内で職員相互の研修も行われているようだ。

また、今年から市内にあるコンピュータ関連会社と新しいデータベースの開発について研究を始めたようだ。利用者の利用動向や要望を聞きながら、他の公立図書館でも導入してもらえそうなデータベースの開発やインターフェースの改善を図るものである。また、市内の個人や企業からは、図書館がコンピュータを新しく導入するときなどに、寄付金が寄せられる。なかには、コンピュータなどの物品で寄付を受けることもある。現在、利用者用に設置しているコンピュータのうち20台は昨年の寄付や寄贈によるものだそうだ。

* * *

Fさん一家は、図書館が地域の住民、学校、各種施設、そして企業とそれぞれに関わりながら、従来の紙媒体等による資料・情報と電子化された資料・情報とを有機的に連携させ、「地域の情報拠点」としての役割を果たしていることを実感した。そして夕食後のひととき、これからも図書館をいろいろと利用しようと家族で話し合ったのである。

第3章 地域電子図書館構想の実現に向けての指針

第2章では、一つの架空の図書館を描写することによって、地域電子図書館構想が目指す方向性を提示した。本章では、その実現に向けて、各公立図書館自身が、2005年までを目途に検討を行い、地方自治体の関係者との交渉等を通じて実施していくべき事項を挙げる。なお、以下では検討、実施すべき事項をその順序（優先順位）とともに示すが、一つの事項を完全に検討、実施してから次の事項を検討、実施する、というものではなく、実際には複数の事項を並行して検討、実施することとなる。また、ここに示す事項（順序）は、あくまでも一般的なものであって、実際には、これをもとにして、各図書館において、地域住民（図書館利用者）のニーズ（潜在的、将来的なものを含む）に応じ、検討及び実施の方法や手順を柔軟に判断決定していくことが必要である。

1 職員等の養成・確保

地域電子図書館構想の実施にあたっては、まず各公立図書館が職員等の人的資源を養成・確保することが最優先である。

なかでも、現職職員の情報リテラシー等の習得・向上のための研修等の機会を確保することが必要であり、具体的には、次の順序で検討、実施していくことが考えられる。

- (1) 外部で実施される研修等に参加できる体制を構築する。
- (2) 外部研修参加者等による館内研修を実施する。
- (3) 衛星通信ネットワークやインターネット等の利用によって、外部の研修を館内で受講できる設備を整備する。

さらに、新たに職員を確保する場合、新しい図書館サービスを遂行できる専門的知識・技能を有する職員を確保していくことが必要である。

また、特に新しい図書館サービスの実施については、職員だけでは多くの利用者にきめ細かなサービスをすることまではできないため、情報ボランティアによる協力を得ることが適切である。これについては、次の順序で検討することが必要だと考えられる。

- (1) ボランティアに依頼する職務内容・範囲について検討し、明確にしておく。具体的には、コンピュータ利用における利用者支援（操作法についての援助・案内）、デジタル資料の作成への協力、ホ

ホームページの作成への協力など

- (2) 図書館広報誌やホームページなどを使ってボランティアを広く募集する。図書館がネットコミュニティを運営する場合は、そこへの呼びかけなど
- (3) ボランティアに研修の機会を提供し、図書館サービスを提供する際の補助や講座等の講師・講師補助等の担当を依頼すること

2 施設・設備等の整備・拡充等

1に次いで、地域電子図書館構想に対応した「情報通信環境」を各公立図書館が整備・拡充していくことが必要である。施設・設備等の整備・拡充等については、次のような順序で検討することが考えられる。

- (1) 当該図書館で提供する資料・情報（外部情報を含む）の蓄積・提供に必要なもの例えば、インターネットの接続に必要な設備、LAN、OPACなど
- (2) 当該図書館で提供する資料・情報（外部情報を含む）の公開・発信に必要なもの例えば、Web用サーバ、ネットワーク接続用コンセント（情報コンセント）など
- (3) 利用者の自由な利用に必要なもの

例えば、遠隔学習等のための利用者用のコンピュータ端末（ワープロなどの利用を含む）、プリンタなど

また、資料・情報の蓄積・提供以外に、講座等の実施に必要な施設・設備等の整備・拡充も必要である。例えば、研修室・学習室等のコンピュータ端末やインターネット接続回線の整備、エル・ネットなど衛星通信ネットワークの整備などが考えられる。

3 情報通信技術を利用して図書館が提供する新しいサービス

1及び2を受けて、利用可能な資料・情報を拡充するという観点から、図書館が提供する新しいサービスについては、各公立図書館においてホームページを開設した上で次の順序で実施を検討することが考えられる。

- (1) 蔵書データサービス（WebOPACを含む）の提供
- (2) デジタル媒体（CDROM等や、インターネットからダウンロードし、図書館サーバに蓄積するものを含む）の図書館資料の収集・提供
- (3) 図書館で製作するデジタルコンテンツの提供
- (4) 商用オンラインデータベース等の「外部情報」の提供

また、資料・情報の利用を促進し、利用者の便宜を図る観点から、次の点についても検討が必要である。

- (1) 次世代の検索システム（OPAC以外のデータベースについても一括して検索の可能となる総合的システムの構築、主題からの検索や論理演算等の検索手法の導入等検索システムの多機能化・高機能化など）の提供
- (2) サーバに蓄積しているデジタル資料のメタデータの作成・提供
- (3) ネットワーク上の情報（有用なサイト等）のリンク集及びメタデータを利用した検索システムの作成・提供

なお、電子メールを用いたレファレンス・サービス、文献配送サービス、情報リテラシー育成講座等は、環境が整備され次第、随時、導入、実施していくことが考えられる。

4 図書館資料のデジタル化

公立図書館が優先してデジタル化（データベース化）し、ホームページ等で公開すべき資料として、情報の蓄積と公平な提供、文化の振興・保存などの観点から、次のような順序で検討することが考えられる。

- (1) 当該図書館にしか所蔵されておらず、現状のままでは消失の危険性のある資料例えば、劣化・消失の危険性のある貴重書等のうち当該図書館のみが所蔵している資料（他の図書館での保存が見込めないもの）や、継続して提供される見込みのない旧式のフォーマットで作成・蓄積されているデジタル資料など
- (2) 当該自治体に固有の情報を扱っており、消失の危険性のある資料例えば、当該自治体における行政資料・情報のうち長期的な保存・公開の予定がないもの（官庁や文書館等で保存の予定のないもの）など
- (3) 当該図書館に所蔵されている資料のうち当該自治体に固有の情報を扱っている著作権の消滅したものなど例えば、地域の歴史・文化・民俗等を扱った古文書・古地図など
- (4) 当該図書館に所蔵されている資料のうち著作権の消滅したものや、一括契約などで安価な著作権料で利用可能なものなど例えば、各種の貴重書等や、著作権等の処理契約を結んだ出版者の図書・雑誌等、郷土作家の著作権を放棄した作品など
- (5) インターネット上で発信されている情報のうち、消失が考えられる重要なものなど例えば、地域に関する報告書等、地域で発信されているメールマガジン・オンラインマガジン等、政府の審議会答申、報告書、白書等などいずれの場合も、国立国会図書館、県立図書館をはじめ、他の図書館がデジタル化を行うものについては、優先順位を下げるべきで、他図書館及び博物館・文書館や官庁等との連絡・調整を行ったうえでデジタル化する資料を決定していく必要がある。

なお、デジタル資料については、地域の教育への貢献や文化の振興、日常生活・職業生活の支援等の観点から、特定の利用者を主な対象に想定することも考えられる。例えば、次のような例が挙げられる。

例① 貴重書や郷土資料等のうち学校教育のカリキュラムに関連するものについては、インターネットで公開することで、学校が教材として利用することが想定される。

例② 行政資料のうち、市役所や図書館等でのみ閲覧可能なものは、インターネットで公開することで、遠隔地居住者や外出の困難な障害者等が利用することが想定される。

5 「外部情報」の提供等に係る費用負担

外部情報の提供に伴って発生する費用負担については、図書館専門委員会報告において、その提供に伴う対価徴収は自治体の裁量に委ねられるべき問題とされたところであるが、例えば、他の図書館等と共同でコンソーシアム等を作り外部の商用オンラインデータベースの一括契約を行う等の方法により、安価・定額となる努力を払い、地域住民（利用者）に対しては無料で提供するなどの方策も考えられる。対価徴収については、いずれにせよ、公立図書館の利用者であると同時に各地方自治体の政策を決定する主体である住民の意思に基づくべきである。なお、いわゆるパッケージ型のデジタル資料を含む「図書館資料」については、図書館法第17条において「いかなる対価をも徴収してはならない」と規定されていることに改めて留意することが必要であろう。

第4章 図書館関係者による検討・対応が必要と思われる事項

第3章では、個々の公立図書館が地方自治体の関係者との交渉等を通じて検討・実施すべき事項を挙げてきたが、ここでは、図書館関係団体など我が国の図書館関係者が、「図書館界」全体として検討・対応する必要があると思われる事項を挙げることとする。

1 電子図書館の職員に必要な資質

地域電子図書館の機能の充実に向けて重要なことは、公立図書館がこうした機能を果たすことの意義と必要性を職員自身が十分に理解し、その実現のために必要とされる知識・技能等を、実務と各種の研修そして自らの研鑽等により修得することである。

そのためには、現行の図書館職員研修の在り方を見直し、コンピュータ等の情報機器を実際に使用する機会や運営の方針・実態を公表し互いに討議する機会等を増やす工夫を検討することが求められる。また、地域電子図書館の運営と各種サービスの提供に必要な知識・技能等の検討・特定も必要である。さらに、これらを定着させ、実質的なものとしていくためには、こうした知識・技能等に関する民間による新たな検定制度等を図書館関係団体が創設することについても検討が必要である。

2 電子図書館間の連携、情報交換等の場

デジタル資料（有用なサイトを含む）の全国的な整備の観点から、不必要な重複等を回避することが望ましく、分担収集や共同保存について検討することが必要である。また、電子メールによるレファレンス・サービス等のノウハウの共有化等も有効であると考えられる。さらに、次世代の検索システムの開発やデジタル資料の収集に当たっての考え方に関する共同研究、デジタル資料の提供者・利用者の倫理やモラル等の在り方についての学校等との情報交換なども考えられる。これらの点等について、役割分担等の検討、調整、共同研究や情報交換のための組織体制等の創設を検討することが必要である。

3 メタデータ作成・導入の普及

我が国の図書館界全体として、メタデータ作成に係る標準化・規格化の推進が必要であるが、これについては、国際的な動向への対応と他国や国際組織等との連絡・調整も必要となることに配慮し、特に出版者、情報通信関連企業等への働きかけを行い、連絡・調整の機会を設けることが必要となる。ネットワーク上で提供されるデジタル情報のメタデータの作成について、全国的な役割分担等について検討、調整する必要がある、そのための組織等の創設も検討する必要がある。

また、作成したメタデータの共有化（相互利用）、統合化に関する検討・調整も必要であり、横断検索技術の開発への取組や、連絡・協議のための組織体制の整備等も検討する必要がある。

4 著作権契約システム

また、著作権法等の規定について改正すべきであると図書館関係者が考える部分がある場合には、図書館関係者自身がこれを具体的に検討して改正案を作成するとともに、その実現に向けた働きかけを権利者や国民一般などに対して行っていくことが必要である。また、できる限り広範な資料や情報をデジタル化して提供していくためには、著作者等の権利者側の協力を得て、簡便で包括的な契約システムを構築していくことが不可欠である。

16 今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）

[平成16年3月29日 中央教育審議会生涯学習分科会]

はじめに

平成15年3月の中央教育審議会の答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」においては、少子高齢化社会の進行などの社会の大きな変化の潮流を踏まえ、我が国の教育を新しい時代にふさわしいものにする必要性について提言され、教育の基本理念として生涯学習の理念を明確化することや、家庭教育の支援、社会教育の振興の重要性が提言された。

このことを踏まえ、中央教育審議会生涯学習分科会においては、平成15年7月から、生涯学習の振興方策全般について、委員間の自由討議、都道府県等の関係者や文部科学省内関係各局・文化庁、関係各省等からのヒアリング、課題別討議等、計13回に及ぶ審議を行ってきた。

本報告は、これまでの審議の際に出た意見をまとめ、とりあえず、生涯学習の振興方策に関する「審議経過の報告」として、総会に提出するものである。

I これまでの生涯学習振興施策の経緯と課題

1 これまでの生涯学習振興施策の経緯

(1) ユネスコの提言

生涯教育の考え方は、昭和40年のユネスコの成人教育に関する会議において、人生の諸段階、生活の諸領域におけるフォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルな教育・学習のすべてを含む総合的・統一的な概念として初めて提案されて以来、国際的に普及してきたものである。

(2) 昭和56年の中央教育審議会答申

我が国では、昭和56年の中央教育審議会（以下「中教審」という。）答申「生涯教育について」において、初めて本格的に生涯学習の考え方を取り上げている。この答申では、「今日、変化の激しい社会にあって、人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。」と指摘している。

(3) 臨時教育審議会答申

昭和59年から62年にかけての臨時教育審議会の4次にわたる答申においては、「生涯学習社会の実現」が、「個性重視の原則」、「国際化、情報化などの変化への対応」と並ぶ教育改革の3つの基本理念の一つとして提言された。

(4) 生涯学習に係る体制の整備

生涯学習に係る体制の整備については、昭和63年に、文部省（当時）に生涯学習を担う局が置か

れた。また、平成2年に、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（以下「生涯学習振興法」という。）が制定されたこと等により、文部省（当時）に生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議する生涯学習審議会（以下「生涯審」という。平成13年1月の中央省再編により、中教審生涯学習分科会に再編。）が設置された。

さらに、現在、すべての都道府県に生涯学習担当部局が設置され、37都道府県に生涯学習審議会が設置されている。平成11年には、全国生涯学習市町村協議会が発足し、現在216市町村が加盟している。このように、都道府県及び市町村における生涯学習振興のための体制の整備等は一定程度進展してきている。

(5) 近年の動き

平成12年の生涯審報告等を踏まえ、平成13年には社会教育法の一部改正が行われた。その内容は、家庭教育の向上のための社会教育行政の整備、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の促進（学校教育法についても平成13年に同趣旨の改正が行われた。）、社会教育主事の資格要件の緩和、社会教育行政と学校教育との連携の確保及び家庭教育の向上への配慮に関する規定を置くというものである。その後、家庭教育に関する学級・講座数が増加しているほか、子育てサークルのリーダーなどの「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の社会教育委員への委嘱が進んでいる。また、奉仕活動・体験活動については、平成14年の中教審答申も踏まえ、学校内外における奉仕活動・体験活動の充実が図られているところである。

2 生涯学習振興施策の課題

これまでの取組を踏まえつつ、今後、生涯学習振興施策を進めるに当たって、次のような課題について意見等があったところである。

- ① 生涯学習が、家庭のもつ教育機能をはじめ、学校教育、社会教育、さらには民間の行う各種の教育・文化事業・企業内教育等にわたるあらゆる教育活動、及び、スポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動、ボランティア活動などにおける学習の中でも行われるものであるということが、都道府県、市町村等の関係者や国民の間に共通認識として浸透していない。また、「生涯学習」と「社会教育」との混同が見られる。
- ② 生涯学習を担当する行政や公民館・図書館・博物館等の社会教育施設等の関係機関の取組が、現在の社会の要請に必ずしも適合していない面がある。
- ③ 学習機会の提供や、学校、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO等（以下「関係機関・団体等」という。）の間の連携、学習成果の評価・活用についても、今後の課題として指摘されている。
- ④ これらは、これまで、生涯学習に係るその時点で緊急的と考えられる課題に焦点が当てられ、生涯学習振興の基本的考え方が必ずしも明確に示されていなかったことに一因がある。

このため、これらの意見等を踏まえ、今後の生涯学習を振興していく上での基本的考え方や、生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点、今後重点的に取り組むべき分野について議論した。その上で、今後の関係機関・団体等の活動の活性化の方策や、それを支えるための国、地方公共団体の役割等について議論したところであり、以下、これらについて述べることとする。

Ⅱ 今後の生涯学習振興方策の基本的方向

1 生涯学習を振興していく上での基本的考え方

我々は、「人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような「生涯学習社会」の実現を目指すということを共通認識とし、生涯学習が、学校教育、家庭教育、社会教育など人の生涯を通じた幅広い学習機会の場で行われるものであることを確認した。

そのような生涯学習社会は、①教育・学習に対する個人の需要と社会の要請のバランスを保ち、②人間的価値の追求と職業的知識・技術の習得の調和を図りながら、③これまでの優れた知識、技術や知恵を継承して、それを生かした新たな創造により、絶えざる発展を目指す社会である。

(1) 「個人の需要」と「社会の要請」のバランス

個人的な興味、関心、希望などを充たすべく、教育・学習の機会を活用する場合には、個人的要求が中心となりがちであり、ともすれば、社会にとって必要なことへの関心や対応が欠如しがちである。

社会の存続を図るためには、社会に共通の課題に取り組む必要がある。しかし、それは、必ずしも個人の興味・関心に合致しないことが多いが、それへの取組を怠ると、社会的に様々な問題の発生につながるおそれが生ずる。

したがって、生涯学習振興にあっては、個人の需要と社会の要請の両者のバランスを保つことが必要である。

(2) 「人間的価値」と「職業的知識・技術」の調和

21世紀は、これまでになく変化の激しい時代になると言われ、誰もが生きがいを持ち、働くことに意味を見出して充実した人生を送るためには、生涯を通じての学習がより一層重要な意味を持つようである。その場合には、芸術・文化・スポーツ、趣味、教養、生きがいとなるもの、人間的につながりなどの人間的価値（人間の持つよさ）を追及する学習と、財やサービスなどの経済的価値を生み出すための職業的知識・技術を習得する学習が調和的に行われる必要がある。

(3) 「継承」と「創造」

いつの時代でも、伝統を継承しつつ、新たな創造をしていくことは必要であるが、これからの知識社会、高度情報通信社会にあっては、蓄積された知識・技術、情報を生かして新たな創造や工夫につながる生涯学習が求められている。

継承が必要なのは、学問、芸術、スポーツなどが生み出した成果だけではない。我が国が長年にわたって培ってきた優れた文化などもそうである。新たな創造という場合も、科学・技術に限らず、生活全般にわたっての創造である。

21世紀の我が国は、このような継承と創造によって社会の発展を図る必要がある。

2 生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点

上述の3つの基本的考え方に基づき、現在の状況を勘案すると、本分科会では、今後、生涯学習を振興する上で特に重視すべき観点として、次の5つの観点を取り上げることとした。これら5つの観

点は、3つの基本的考え方のいずれとも深いかわりをもっている。

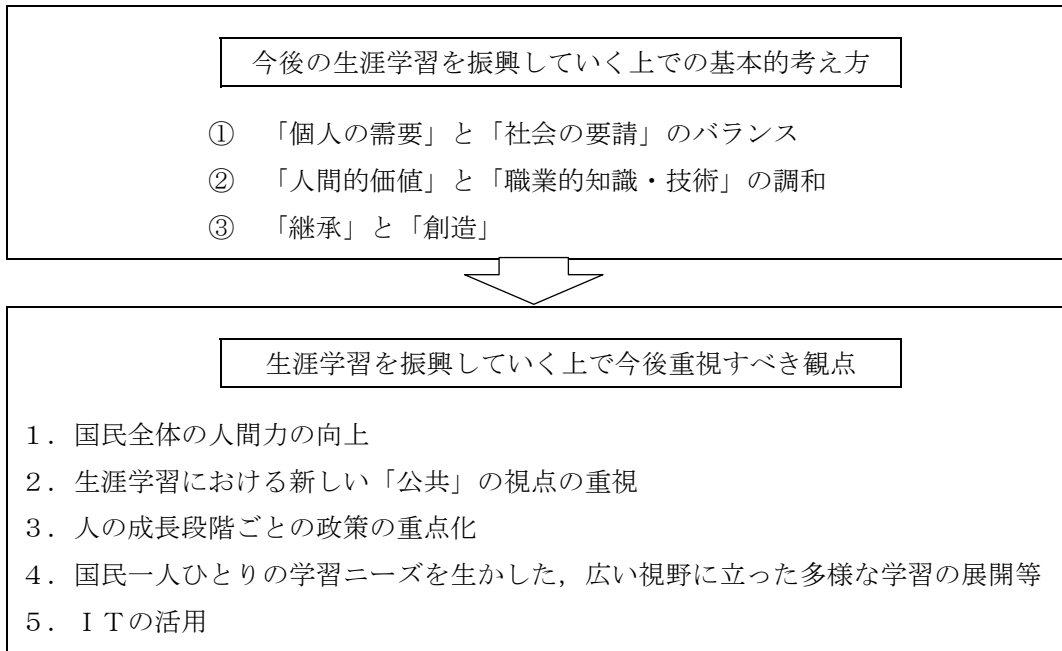


図1：基本的考え方と今後重視すべき観点の関係図

(1) 国民全体の人間力の向上

平成14年に出された政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」においては、「経済成長も、社会の安定も結局は「人」に依存する。能力と個性を磨き、人と人の交流・連携の中で相互に啓発されることを通じて、一人一人の持つ人間力が伸び伸びと発揮され、活力あふれる日本が再生する。人間力の向上のために、一人一人の基礎的能力を引き上げるとともに、世界に誇る専門性、多様性ある人材を育成し、国としての知識創造力を向上させる。また、職場、地域社会等での交流や対話を深め、人を育む豊かな社会を構築する。」とされている。

生涯学習は本来個人の領域に属するものではあるものの、こうした自立した個人の資質・能力の向上を通して、国民全体の資質・能力の向上を図っていくためには、学校教育で培われる基盤の上に、各人が生涯を通じて学習していけるような環境づくり、すなわち、あらゆる人々が、いつでも、どこでも生涯学習に取り組むことができるよう環境を整備していくことが必要である。

また、現代社会を不安定にしている要因の一つとして、経済的格差の拡大、それによる社会階層の二極分化とその固定化という問題があると指摘されている。すなわち、内容の充実した学習や事業への参加の機会を提供してもそれを活用しようと思わない、あるいはできない人々の問題があることが指摘されている。例えば、子育てを放棄しているような親、働く力はあるのに働こうとしない人など、かつての貧しい中から国民が豊かさを求めて立ち上がろうとしていた時代には大きく問題にならなかった人々が近年増加し、これが社会の不安定感、閉塞感を助長している。こうした人々の人間力の向上について、国や地方公共団体は十分に留意しつつ、国民全体の人間としての資質・能力の向上を確保することが求められていると考えられる。

さらに、国や地方公共団体の資源が財政面を含めて著しく制約されている中で、生涯学習振興を考える視点として、国民の生活の質の向上をできるだけ少ないコストで向上させるという視点も重

要である。

(2) 生涯学習における新しい「公共」の視点の重視

平成15年3月の中教審答申の柱の一つとして、新しい「公共」の創造、国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成ということが提言された。このように、現在、社会を形成する自立した個人の育成が課題であると同時に、自らが社会づくりの主体となって社会の形成に参画する「公」の意識を持つことが重要になっている。こうした「公」の意識は、個人の人格形成のすべての段階において、あらゆる機会の中ではぐくまれることが期待されるものである。生涯学習にあっては、個人の需要に基づく学習を進め、学習の成果を社会で生かそうとする中で、そのような意識を持つようになることも期待される。

また、社会の現状を見たとき、「行政が主導して住民に学びの機会を提供する」ということよりも、個人が主体となって社会に働きかけていくということが重要になってきている。

したがって、国、都道府県、市町村をはじめ、関係機関・団体等が生涯学習の振興を進めるに当たっては、国民各個人が可能な限り、職業を持つことなどにより、自立し、社会において健康で文化的に生涯を送ることが重要である。それとともに、社会を構成する国民として社会に主体的に参加・参画することにより、新しい「公共」を形成するという視点により社会をつくり、社会の活性化を図るということを目的とすることも重要である。すなわち、これまでの、ともすれば行政に依存しがちな発想を転換し、個人やNPO等の団体が社会の形成に主体的に参画し、互いに支え合い、協力し合うという互惠の精神に基づく、新しい「公共」の観点に視点を向けることが必要である。

(3) 人の成長段階ごとの政策の重点化

国や地方公共団体、関係機関・団体等は、人が成長する各段階、すなわち、出生から乳児期、幼児期から就学前、小中学校、高校、大学から大学院、社会人、中高年、老年期などにおける課題を明らかにすることが求められている。その上で、実施主体間の役割分担を明確にし連携を図り、緊急かつ重大なものに対して、現有の教育関係の資源をどのような形で有効活用するかということについて、重点的に対応することが求められる。例えば、乳幼児期から小学校期における、子ども同士の交流のみならず、大人たちとの交流の場づくり、若者、中高年層の職業能力の向上、子育て期の親に対する家庭教育支援、社会保障制度を維持していく観点からの中高年期から老年期の健康づくりなどに力を入れることが重要ではないかと考える。

すなわち、国や地方公共団体等が、国民が生涯の成長段階において最低限持つべき「人間力」が何かを認識することと、国民が各段階において人間力を高めていくための契機となる場を提供することなど、何をすべきかを共通理解していくことが求められる。さらに、国はそのための広報活動等を行っていくことが必要と考えられる。

(4) 国民一人ひとりの学習ニーズを生かした広い視野に立った多様な学習の展開等

① 特定の世代の人だけではなく、若者を含むあらゆる層の学習者の多様なニーズ（需要）に対応し、人間的価値の追求と職業的な知識・技術の取得の実現に資するようになることが必要である。特に、働き盛りの世代、中でも、職業生活、地域生活等の様々な活動と家庭生活との両立等の課題を持つ人々に対応することが重要である。このため、誰でも、いつでも、どこでも学べるように、大学や公民館、図書館等の改善を図ることが必要である。また、国民一人ひとりの学習ニ

ズを生かした、個々人が利用しやすく、学習意欲が高まるような学習機会の提供等を図っていくことが必要である。

- ② 市町村等において、あらゆる資源の把握と有効活用を図ることが必要である。学習の資源としては、学校、公民館、図書館、博物館、生涯学習推進センター、青少年教育施設、文化施設、スポーツ施設等の教育施設のみならず、児童館等の福祉施設、さらには、商店街や神社・寺院、公園などの地域にある身近なものや、山林、河川などの自然なども活用することができる。

また、地域の様々な学習情報や、高齢者や大学生、保護司、PTA、青少年関係団体、スポーツ指導者などの地域の人材を把握し、積極的に発掘することにより、学習者に提供することが重要である。

- ③ 学校教育におけるやり直し、学び直しができる体制づくりを図ることが必要である。また、廻り道や試行錯誤が許容される社会づくりを図ることが必要である。日本の社会は、年齢主義による入学・就職システムがいまだ主流となっており、学校教育における学び直しや職業生活の再チャレンジができにくいという面がある。したがって、生涯学習の振興を進めていく上で、高等学校段階を終了した後での入学留保制度の導入、海外留学、ボランティア休学、労働体験、社会体験などの「自分探し」や、進路の試行錯誤をすることが許容される社会づくりと、学歴社会から学習歴社会への移行が必要である。

- ④ 生涯学習の振興を考える場合、新たに教える、学ぶという視点だけではなく、人生の各段階の活動・体験の中に人格形成に当たって有益に働く面と不適切に働く面の両方があることに配慮するという視点を持つことが必要である。例えば、テレビが提供する情報には有益なものが多い反面、幼児期にテレビを見る時間が長過ぎると、それ以降、対人関係をつかさどる感情が阻害されるといった知見が発表されていることもその例と言える。情報化社会には光と影の両面があり、情報を活用する力とともに批判的に読み解く力を身に付けさせることが重要である。

- ⑤ 人格形成にあたって、「子どもの姿は、大人の姿を写した姿である」と言われるように、大人の社会規範の低下についても十分留意することが必要である。

(5) ITの活用

情報通信技術の急速な発展を踏まえ、ITの活用を大幅に拡充することにより、時間的・空間的な制約を越えて、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習社会の実現に向け、大きな発展を図ることが期待される。

① 生涯学習へのアクセス

現在、政府全体で、情報インフラ（社会基盤）の整備を全国規模で着実に進めているところであるが、ITの活用については、国民に等しく学習機会を提供するという学習機会の地域格差を是正するという効果がある。富山県などの一部地域で発展してきたインターネットを活用した市民講座の活動としての「インターネット市民塾」のような先進的な事例によれば、ITを有効に活用することにより、働き盛りの世代など幅広い層の学習参加が促進されている。また、市民の生涯学習への意欲や興味・関心が高まり、積極的に地域の公民館等における集団での学習に参加するきっかけづくりにも寄与している。そこで、今後、こうした取組を全国、各地域に普及・定着させていくための、国や都道府県の支援の充実を図っていくことが必要と考えられる。

なお、職業教育を含む日本の教育においては、不登校の児童生徒や、高校中退者、フリーター等の再教育の場があまり多くない実態にある。今後の生涯学習社会においては、やり直し、学び

直しができる教育が求められていると考えられるため、今後、情報化が進む中で、学び直しの手段として、対面により教育のほか、インターネットや、テレビ等のメディアを活用した教育も重視することが必要と考えられる。

② 学習資源の創造・蓄積・共有・循環

各地域には、学びの対象となる特色ある地域の「知識財」が豊富に存在している。これらを把握した上で発掘し、学習資源として広く共有していくためには、都道府県や市町村における生涯学習推進センター等において、歴史的背景や学術的価値に関する情報、関連する生涯学習の講座の情報等を付加した上で、体系的な収集・蓄積を推進していくことが重要である。

また、各地域や個人が自ら創り上げ、自ら探した学習資源を発信することや、これらの学習資源を利用した学習者が更に自らの学習成果を付け加えていくことにより、創造、発信、蓄積、共有の循環が生まれ、より深みのある学習資源が形成されることが期待される。そこで、こうした循環を促進するための方策について、著作権に関する事項も含め検討することが必要である。

さらに、インターネット上での学校教育をはじめとした生涯学習関連情報を収集・提供している「教育情報ナショナルセンター」等の機能を充実させ、利用者の立場に立って学習内容を提供していくことも重要である。

③ ネットコミュニティの形成

ITの活用は、個々の学習者の利便性の向上に資するのみならず、地域や個人からの情報発信が活性化することにより、ITなくしては実現しなかった、人と人との交流を促す媒体としての役割を担うものである。また、同じテーマについて関心を持ったり悩んだりしている他地域の学習者との接点が生まれ、思いがけない才能を持った隣人の発見につながることもある。ITの活用により、全国や各地域における「ネット・コミュニティ」が形成され、人と人との交流を通じた学習の深化が促され、新たな価値観が創出されることが期待される。

また、成熟した情報化社会を構築していくためには、ITを利用した学習活動を振興することはもとより、ITそのものの可能性や成り立ちを理解することや、ITを活用した効果的なコミュニケーションの在り方の学習を充実することが必要と考えられる。

Ⅲ 近年の社会の変化と今後の重点分野

これまで生涯学習の振興方策一般について議論してきたが、次に、生涯学習の振興について重点的に取り組むべき分野について議論した。

1 従来の重点分野

既に、平成4年の生涯審答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」においては、当面重点を置いて取り組むべき4つの課題として

- ① 社会人を対象としたリカレント教育（注1）の推進
- ② ボランティア活動の支援・推進
- ③ 青少年の学校外活動の充実
- ④ 現代的課題に関する学習機会の充実（現代的課題の例：生命、健康、人権、豊かな人間性、家庭・家族、消費者問題、地域の連帯、まちづくり、交通問題、高齢化社会、男女共同参画型社会、科学技術、情報の活用、知的所有権、国際理解、国際貢献・開発援助、人口・食料、環境、資源、エネ

ルギー等)

が指摘された。

(注1) リカレント教育: 職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

これらは、依然として、重点を置く分野であることには変わりがないが、我々は、これらの指摘を踏まえつつ、今後の生涯学習振興に当たって留意すべき点について議論した。以下、それについて延べる。

2 近年の社会の変化

その後、近年の社会情勢の変化として、平成15年3月の中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では、少子高齢化社会の進行、高度情報化の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変化、グローバル化（地球規模化）の進展、科学技術の進歩、家庭の教育力・地域の教育力の低下などが指摘されている。

また、このような社会情勢の変化の中で、生涯学習の振興等を論ずる上で、次の5つに留意すべきという意見が多く出された。

① フリーター等の増加と失業等

現在、景気の低迷や雇用の多様化、労働者に対する企業の評価の変化等、社会や企業のシステムが著しく変化している。このような中、高校卒における新規学卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合は、約31%（厚生労働省の平成15年上半期雇用動向調査）となっている。また、厚生労働省（労働経済白書）によると、平成14年時点でのフリーター（注2）の数は約209万人、内閣府（国民生活白書）によると、平成13年時点でのフリーター（注3）の数は約417万人に達している。また、24歳以下の失業率は依然として10%を超えているなど、特に、若者を取り巻く状況は深刻なものとなっている。さらに、一度就職してもすぐに離職してしまう若者が多く、就職してから3年後に中卒では約7割、高卒では約5割、大卒では約3割の人が離職するという状況にある。地域ごとに若年雇用の情勢は異なっているものの、こうした、働いていないことや能力の蓄積の機会を十分に与えられないことによる若者の能力不足等を通じて、社会の競争力が低下することや、社会不安につながっていくおそれがあることが指摘されている。

出典	フリーターの定義			数
厚生労働省 「労働経済白書」 (平成15年版)	15歳～34歳の者 (学生・主婦を除く)	パート、アルバイト就労者 (派遣・契約労働者を除く)	パート、アルバイト を希望する無職の 人	209万人 (平成14年)
内閣府 「国民生活白書」 (平成15年版)	15歳～34歳の者 (学生・主婦を除く)	パート、アルバイト就労者 (派遣・契約労働者を含む)	パート、アルバイト に限らず、働く意志 のある無職の人	417万人 (平成13年)

(注2, 注3) フリーターの定義

② 家庭の教育力の低下

近年の都市化や核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されている。また、児童相談所における児童虐待相談処理件数が急増するなど、児童虐待問題も深刻化している。このような状況を踏まえ、特に、住民にとって身近な行政機関である市町村において、家庭教育への支援に積極的に取り組むことが重要であるが、その取組には差があるという意見があった。

③ 地域の教育力の低下

最近の度重なる青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校等、青少年をめぐる様々な問題は憂慮すべき状況である。こうした状況の背景として家庭の教育力の低下とともに、青少年の異年齢の子どもや異世代の人との交流の減少などによる地域の教育力の低下があると指摘されている。また、学校、家庭、地域の一体的な取組が必ずしも十分でないことが指摘されている。

④ 高齢化

生活の質を向上するためには、生涯にわたり、心身ともに、健康の維持や向上に努めることが重要であり、生涯学習においては知の側面と同時に、体の側面も重要になっている。また、団魂の世代の高齢化による高齢者の増加に伴い、医療や保健、介護関係等の社会保障関係経費の増加等の問題が指摘されている。このため、退職した後の団魂の世代の人々を地域に迎えるに当たって、元気な高齢者づくりを推進していくことが求められており、高齢者が自立した生活を送り、生涯学習を楽しみ健やかに生きていくことが、各人の人生を豊かにするとともに、医療費等の増大の制御につながるという視点を持つことが重要である。

⑤ 地域社会の活力の低下

現在、グローバル化による産業の空洞化や少子高齢化の進展などにより、地域社会の活力の低下が問題となっている。

3 今後の重点分野

上記の5つの観点と近年の社会の変化を踏まえ、我々は、今後、特に、重点的に取り組むべき分野として議論した中では、次の5点を重要と考えた。

- ① 職業能力の向上
- ② 家庭教育への支援
- ③ 地域の教育力の向上
- ④ 健康対策等高齢者への対応
- ⑤ 地域課題の解決

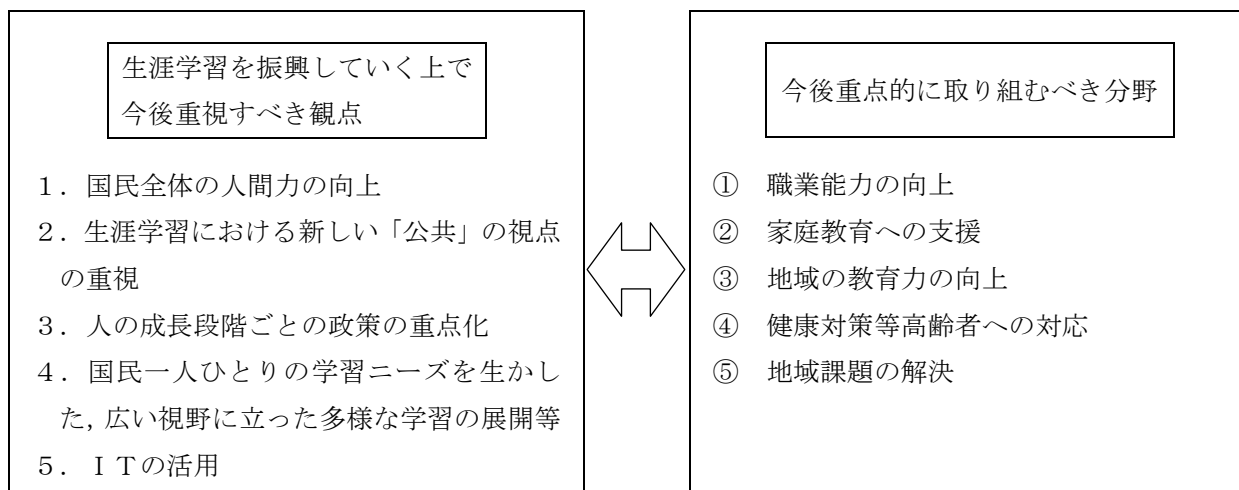


図2：今後重視すべき観点と今後重点的に取り組むべき分野との関係図
(今後重視すべき観点については、図1の関係図を参照)

(1) 職業能力の向上

職業能力の向上を図るためには、学校教育段階から、勤労観・職業観の育成を図るとともに、社会教育施設等においても、若者や働き盛りの世代の人のための職業能力の向上につながる学習支援を充実していくことが重要である。

この際、フリーターなどの中でも、就きたい職が見つからない若者、自分がどう生きてらよいか分からないといったことのために自分探しをしている若者などが多数存在しているとの指摘があるため、こうした人への対応を検討していく必要がある。また、働く期間が長期化していることに対応し、高齢者の職業能力を高めていくとともに、男女ともに、生き方を主体的に選択し、生涯にわたり学び、力を付け、その成果を生かして様々な分野で能力を発揮できるような学習環境の整備を図ることにより、男女共同参画社会の形成を促進するという視点も重要である。

(2) 家庭教育への支援

家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学び合って、親が親として育ち、力をつけるような学習を大幅に充実するための方策を検討することが必要である。

(3) 地域の教育力の向上

子どもが「生きる力」をはぐくむためには、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ、家庭や地域社会における教育力を充実させ、社会全体で子どもを育てていくことが重要である。このため、異年齢の子どもや異世代の地域の人々とのかかわりの中で、様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通して情操を養うなど、地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備することが求められる。

(4) 健康対策等高齢者への対応

元気な高齢者づくりのためには、様々な生活の場や企業の中で気軽に体を動かすことから始め、

地域全体が健やかな意思と健康な体を持つための取組が求められる。

また、高齢化する地域社会を活性化していくためには、高齢者の学習活動について、生きがいくりとともに、能力開発関係のものなども含めて、高齢者の多様な学習ニーズにこたえとともに、学習成果を活用できる機会を充実していくことが求められる。

(5) 地域課題の解決

各地域において、まちづくりや地域の文化の継承・創造、自然環境の保全、地域に根ざした経済活動の活性化の促進、介護・福祉、男女共同参画等の現代の切実な地域の課題に適切に対応していくことにより、個性豊かな活力ある地域社会を築いていく必要がある。

なお、これらの重点的に取り組むべき分野に関して、関係機関・団体等の今後の方策について出された意見は別添1のとおりである。

IV 関係機関・団体等の活動の活性化のために

我々は、上記の重点分野への対応に加え、関係機関・団体等の活動の活性化のための方策、国・地方公共団体等と関係団体等との関係の見直し、学習成果の評価・活用、生涯学習振興を担う職員等の在り方についても議論した。

1 関係機関・団体等の活動の活性化のための方策

生涯学習振興施策を進める上で重要な機関である公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の活動の活性化のための方策について議論したところ、次のような意見が出された。

- ・国や地方の財政状況等を踏まえ、業務の効率化を図るとともに、開館時間の延長等の住民へのサービスの向上が必要である。
- ・各地域における社会教育施設間の連携、及び、大学、企業、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO、地域住民等との間の協働の強化が必要であるとともに、公民館等においては、講座等についての情報が地域住民全体によく伝わるよう、インターネットの活用など情報の提供方法を工夫することが必要である。
- ・公民館、図書館、博物館等の社会教育施設では、学校教育施設と比較してIT環境の整備は進んでおらず、情報提供などにおいて情報化が遅れている。また、社会教育施設の情報化については、図書のレファレンスや地域情報の発信等の多様なサービスを提供していくことに対応しているとは言いがたい状況にあり、学校教育の情報化と同様、数値目標を掲げて高度情報化を推進することが必要との意見もあった。社会教育施設の高度情報化を推進するためには、単に情報機器を整備するだけでなく、ネットワークの構築や、職員の情報活用能力の育成等を推進するとともに、コンテンツ（情報内容）作成等の活動が行えるスペースの確保などの配慮も必要であるとする。
- ・公民館同士の情報交換と図書館同士の情報の共有の充実、博物館の収蔵品の情報提供システムの拡充を図るなど、各機関同士の広域的な連携のネットワークを拡充することが必要である。
- ・高齢者や障害者、乳幼児連れの人への対応といった観点での施設・設備のバリアフリー（無障壁）化が必要であるとともに、施設の複合化についての検討も必要であるとする。
- ・現在、各地において、ボランティア活動の機運が盛り上がり、そうした活動は、各人が社会

の形成に主体的に参画する新しい「公共」の精神を涵養する活動になっている。そこで、ボランティア活動の自主性を尊重しながら、こうした活動が活性化されるような環境づくりが更に必要になると考える。

- ・財政が逼迫している中においては、今後、成人や高齢者に対する講座の提供等については、受益者負担についての検討が必要と考える。また、学習者がその学習成果を生かし、公民館などでボランティアとして活動する場合、これらの活動の諸経費の費用弁償などの有償化についても、今後更に議論を深めていくことが重要と考える。
- ・平成15年の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度が導入され、民間事業者を含めた法人その他団体による公の施設の管理の代行が可能となった。これについては、業務の効率化や、開館時間の延長等の住民へのサービスの向上といった特長と、責任の所在の明確化や専門的な知識・技術の蓄積、職員の研修の実施、設置者と住民による点検・評価等の問題点について十分な検討が必要と考える。

これら以外の、関係機関・団体等の活動の活性化のための方策について出された意見は、別添2のとおりである。

2 国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し

現在、都道府県においては、民間教育事業者、NPO等と連携しているのはともに約半数であり、市町村においては、民間教育事業者、NPO等と連携しているのはそれぞれ約15%、約3割という状況にある（平成14年文部科学省委託調査）。

今後、国や地方公共団体、社会教育施設等においては、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO、地域住民などの関係機関・団体等との関係について、一層の「協働」（お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場の下に、積極的に協力し合うこと）が必要である。

例えば、平成14年7月の中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の振興方策等について」でも提言された、市区町村や学校、大学、公民館、地区センター、NPOや地域ボランティア等が連携・協力して、余裕教室や公民館、地区センター等を活用し、地域住民が日常的に活動に取り組むことができる、身近な地域拠点としての「地域プラットフォーム」や「広域プラットフォーム」の整理を進めていくことが重要である。特に、こうした取組に民間企業が参入することにより、産・官・学・民の協働・連携の充実を図っていくことが望まれる。

3 学習成果の評価・活用

- ・学習成果の活用については、ボランティア活動を通じて活用したり、企業内で成果を活用してビジネスを創出したり、事業を地域全体で一緒につくっていくなど、あらゆる形で成果を活用していくことが重要と考えられる。すなわち、学校での社会人講師、社会人向けの講座の講師、子育て支援や介護などでのボランティア、行政や公民館、関係機関・団体等が行う事業への参画、企業内での活用や起業等、学習成果を地域社会に還元し、地域の活性化や発展につなげることが重要と考えられる。このため、国や地方公共団体が、学習成果の評価や活用の先進事例の収集・提示を行い、これらを促進することが必要と考えられる。
- ・学習成果の評価については、学習成果が社会で広く認められるようになるための評価の在り方について検討することが必要である。特に、職業分野や高度な専門的知識については、経済界の中にも評価制度が必要であるとの指摘も出ており、新たな評価システムの構築を検討することが必要とい

う意見があった。

- ・現在、一部の都道府県や市町村では、学習者がそれぞれの学習成果を記録し、社会的活動、進学、就職、転職、再就職等に活用していくための「生涯学習パスポート」（生涯学習記録票）を作成し、活用を図る取組が行われている。これについては、他の地方公共団体のものとの間での互換性や、これらを評価する側である大学や企業などによる活用について議論があるところであり、今後、更に検討を進めていくことが必要と考えられる。
- ・知の還流は、学習成果の活用を社会的に促進し、社会の活力を高め、新たな学習の動機付けに結びつくとともに、学習成果の評価に関する社会的基準を持たせることにも結びつくことから、今後、国や地方公共団体は、社会を「知識ストック型」から、「知識循環型」へと転換していくことが必要と考えられる。すなわち、都道府県や市町村、関係機関・団体等と連携して、人から人への還流、地域社会の中での還流、世代間の還流、産・官・学・民の還流などを推進することが必要と考えられる。

4 生涯学習振興を担う職員等の在り方

- ・生涯学習振興を担う職員としては、教育委員会に置かれている社会教育主事や公民館主事、図書館の司書、博物館の学芸員、市町村などに置かれている社会教育の各分野の直接指導に当たる社会教育指導員、社会教育関係団体の指導者などがいる。このほか、カルチャーセンター等の職員や、社会教育関係団体やNPO、ボランティア活動を担う地域住民等、様々な機会や場で活躍している人がいる。現在、国民のニーズが多様化している中で、住民の視点を持ち、幅広い視野を持つ人材の養成や、学習する一人一人のニーズに合わせて、学習相談に応じられる人材を育成することが必要である。このため、現在行われている国、都道府県、市町村における各種の講習・研修の充実が求められる。
- ・学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等の連携・稼働を促進するためには、これらの連携を図るコーディネート機能の充実が必要である。
- ・人事異動の中で学校現場から教員が来て2、3年で異動するという、これまでの公民館や市町村教育委員会のローテーション人事のやり方では、コーディネーターとしての能力を持った人材は育たないと考えられる。また、公務員の雇用制度が多様化していることもあり、公務員の生涯学習振興行政についてのセンスとスキルの向上など人材の育成のための努力が必要と考えられる。また、民間教育事業者やNPO、ボランティアの生涯学習振興行政との協働や柔軟な参画のノウハウの育成を図るための方策の検討が求められる。
- ・図書館の司書や博物館の学芸員等の専門性を高めるため、資質向上のための資格要件の向上も必要であるとの意見もある。また、資格要件を上げるだけでなく、資格取得後にも、現職者に対しては、定期的に再教育し、資格を更新していくという仕組みや高度な専門性を評価する制度について検討してはどうかという意見もあり、今後、更に議論を進めることが必要と考えられる。
- ・今後、国で都道府県や市町村における指導者養成のためのソフトづくりを更に充実させることが必要と考えられる。

V 国・地方公共団体の今後の役割等

1 国，都道府県，市町村の現状

現在，地方分権が進められ，市町村合併が進展している。また，国，都道府県，市町村の財政状況が非常に厳しい状況にあるとともに，民間等の役割の重要性が増大している。こうした状況において，従来の発想で施策を進めていくことは適切ではなく，住民主体の社会に向かっていく中で，一人ひとりが自立していけるようにすること，また，個人の自己責任，自主性を尊重するという観点を重視しつつ，国が担うべき部分と，地方に委ねるべき部分，民間に委ねるべき部分を改めて整理することが，効果や効率という観点からも必要である。

他方，依然として，地域によって学習機会等に大きな格差が存在するなど，地方公共団体によって，行政課題への取組姿勢等に相当な差があることが指摘されているとともに，国の情報が市町村に伝わっていない，市町村等の実態が国に十分伝わっていないという意見もあり，こうした状況の改善が必要である。

こうした状況を踏まえ，今後，国，都道府県，市町村の役割や関係を以下のように変えていくことが求められる。

2 基本的考え方

(1) 国，都道府県，市町村の役割等

- ① 市町村は，住民に最も身近な行政機関であり，教育委員会の，学校教育を除く生涯学習関係経費でみると，全体（国庫補助金，都道府県支出金，市町村支出金の合計）の約8割を担っている（平成13年度）。市町村においては，社会の要請と地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供，図書館の整備など地域住民の生涯学習の支援，生涯学習を通じた地域づくり等を，地域住民の声によく耳を傾けることなどにより，地域住民等と協力して，主体的に実施することが期待される。また，施策の実施に当たっては，地域住民の自主的・主体的な取組を促進するような支援の方法を考えることが望ましい。
- ② 都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として，都道府県域全体についての大学，専門学校，民間教育事業者，職業訓練施設，公民館等との間における広域での連携の機能の強化（学習情報の提供，学習成果の評価，生涯学習推進センター等による関係機関・団体等のコーディネートや学習相談を行う人材の養成等）を行うことが期待される。また，市町村を補完する立場で，ITの活用等の支援などを行うことも期待される。なお，これらの施策の実施に当たっては，都道府県と市町村が連携して取り組むことが重要である。
- ③ 国は，自立した個人の資質・能力の向上を通して，国民全体としての資質・能力の向上を目指すことをナショナルミニマム（国民の最低限度の生活水準）の確保のために必要不可欠なものとして位置づけることが必要であるとともに，都道府県や市町村を補完する立場から，生涯学習の振興を図ることが必要である。

そこで，今後，以下のことについて，重点的に取り組むことが必要である。

- (i) 大学等における社会人の受入れの促進のための支援
- (ii) 行政上の喫緊の課題として重点的に取り組むべき課題に対応するための施策
- (iii) 図書館の蔵書，博物館の収蔵品等に関する全国的な情報提供システムの構築等，都道府県や市町村では十分な対応が困難な施策の実施（国が所有している情報や収集している情報をデー

データベース化し、その情報を都道府県や市町村などに提供するシステムを開発することも国の役割の一つと考えられる。）

- (iv) ITの活用等の重要な政策課題に対応するため、競争的資金の提供や調査研究などの先導的な事業や実験的な事業による支援
- (v) 図書館の司書等の専門職や指導者等の研修と研修教材の作成など、生涯学習振興を担う人材の養成
- (vi) 生涯学習による地域づくりの分野をはじめ、市町村等の現場の実態把握、先進事例の収集・情報提供、及び、これらに関連しての都道府県や市町村と、大学や民間教育事業者、NPOなどのコーディネート

上記のように、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、従来の行政手法、財政措置等の見直しが必要であり、これに向けて、今後、更に検討を進めていくことが必要である。なお、これまで意見等が出された課題に対応し、生涯学習の更なる振興を図っていくためには、生涯学習振興法や社会教育法、図書館法、博物館法など関連する法律についても見直しを行うことも含めて、今後、更に検討を進めていくことが必要である。

(2) 国、都道府県、市町村の関係

国、都道府県、市町村の関係については、従前のような、ややもすると一方向的になりがちな関係から脱しきれていない面も見受けられる。したがって、今後は、対等・双方向の関係へと変えていくことが必要である。また、国は、従来の補助金の交付や、それに伴う指導・助言を中心とした支援の方法を変えていくことが求められる。

さらに、国は、都道府県、市町村の提言を、都道府県は、市町村の提言をできるだけ取り入れるように努めることが必要である。

このほか、国、都道府県、市町村は、民間の提言をできるだけ取り入れるように努めることも必要である。

(3) 地域の実情に応じた施策の在り方

大都市、中小都市、町村によって、地方公共団体の行財政能力や、大学や民間教育事業者、NPOの数などの状況が異なり、地域の実情に応じた施策の在り方は自ずと異なるため、こうした地域の実情に応じた施策の在り方を考えていく必要がある。

このため、市町村においては、大都市、中小都市、町村など自らの地域の特性に応じた施策を講ずること、国や都道府県においては、こうした市町村の特性に配慮した施策を講ずることが必要と考えられる。

さらに、都市部では、大学や専門学校、民間教育事業者等との役割分担を図りつつ、これらとの連携・協働を強化することが必要である。

(4) 市町村合併への対応

今後、市町村合併が進展していく中で、地域に密着しているという公民館等の従来のメリットを大切にしながら、合併によって新たに生まれた市等の中での公民館や図書館同士の連携の強化などを図ることにより、合併がプラスに働くよう、努めることが重要である。また、それとともに、施設の配置や専門性を持った職員の配置、学校の教職員の社会教育関係への異動の在り方についても、

検討を進めていくことが必要と考えられる。

3 行政内部の連携の在り方

① 国

現在、文部科学省においては、教育分野においても、関係する府省との間で、連携のための協議会を設けるなどにより、緊密な情報交換や意見交換等を行い、連携の強化に努めている。具体的には、体験活動の機会や場の提供については、農林水産省、環境省、国土交通省、厚生労働省と、子育て支援の分野では、厚生労働省と連携を図っている。また、昨年6月にまとめられた「若者自立・挑戦プラン」については、厚生労働省、経済産業省、内閣府と連携を図っている。今後は、特に、職業能力開発分野において、文部科学省と厚生労働省との連携を強化するなど、関係各省との連携を強化することが求められる。

② 都道府県、市町村

地方公共団体における生涯学習振興行政の担当部局については、教育委員会のみを設置されているところが多いが、一部では、首長部局のみを設置されているほか、教育委員会と首長部局の両方に設置されている例もある。こうした体制においては、教育委員会と首長部局の間の連携が十分ではないとの意見が出された。したがって、生涯学習の振興に当たっては、教育委員会と人づくり・まちづくりに関連する他の部局との十分な連携が行われることにより、多角的な行政を図っていくことが必要である。

なお、教育委員会制度の在り方については、先般、中教審に諮問されたところであり、本分科会としても、今後、地方公共団体における体制の在り方について、教育制度分科会とも協力しながら検討を進めていくことが必要である。

4 分かりやすい国民運動の展開

今回の議論に当たって必要と考えられたのは、国民が生涯学習を、自らの資質・能力を向上するため、そして、国民全体の資質・能力を向上するために不可欠なものとして受け止めるような国民運動を展開し、国民の合意を形成していくことである。

そのためには、分かりやすいキャッチフレーズを作成し、それを広く国民が共有することから始めたらどうか（例えば、「日本を作り直そう」、「学び、考え、行動し、つくり直そう豊かな日本」というような分かりやすいコピー）という意見があった。また、それについては、政治、行政、民間が一致して取り組む環境づくりも重要であるとの意見もあった。

おわりに

今回の審議経過の報告では、今後の生涯学習の振興方策全般について概観し、生涯学習を振興していく上での基本的考え方や、生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点、今後重点的に取り組むべき分野への対応などを提示した。その上で、今後の関係機関・団体等の活動の活性化の方策や、それを支えるための国、地方公共団体の役割等の一定の方向を示した。

審議においては、今後議論が必要とされるものも含め、様々な意見が出たところである。また、生涯学習という観点でみた場合の学校教育の在り方や、青少年教育、男女共同参画社会の形成の促進も、今後、十分議論していくべき非常に重要な課題であるとの意見が出されたところである。今後、これらを

含め、課題解決のための具体的方策等については、更に検討を進める必要があると考えられる。このため、そうした観点からも、本報告に対する国民や関係者の皆様の忌憚のないご意見をお願いしたい。

（別添 1）関係機関・団体等の重点的に取り組むべき分野に関する意見（抜粋）

1 職業能力の向上

(3) 図書館

- ・地域の学習・情報拠点施設として、その果たす役割は大きい。職業能力の向上という観点では、ビジネスに携わる人々に対して積極的にビジネス支援のための情報を提供していくことや、中小企業の関係者への支援やベンチャー企業（振興企業）の創業・起業のための情報を提供していくことが求められる。
- ・経営・創業・資格取得といったビジネスや職業能力の向上に関連する資料を集めたコーナーを設置したり、これらの資料を活用して、ビジネス支援のための講座などを開設することなどが考えられる。
- ・ビジネス関連のデータベースの導入を進め、司書が情報探索の方法を説明するセミナーを開催することなどが考えられる。
- ・商工会議所、ハローワーク、職業訓練施設、大学等との連携を強化することが重要である。

2 家庭教育への支援

(3) 図書館

- ・子育て支援のための資料コーナーを設けたり、親に対して子ども向けの本の選び方等を説明したり、子育ての楽しさを体験させるなどの企画が期待される。
- ・子どもに対する読み聞かせの方法等を親に説明するなどの子育て支援のためのサービスの充実も必要である。

3 地域の教育力の向上

(3) 図書館

子どもの「調べ学習」支援など子ども向けのサービスの充実のほか、ボランティアの資質向上のためのサービスの充実も望まれる。地域の図書館間の連携はもちろん、司書教諭を含めた学校の教職員などとの連携を強化し、学校と地域の公共図書館が関係を深めていくことも重要である。

4 健康対策等高齢者への対応

(2) 図書館

- ・高齢者の読書活動を促進するためのサービスの充実とともに、高齢者や病院の入院患者などのための移動図書館や、一人暮らしの人のための配本サービスなど、幅広いサービスを充実することが期待される。
- ・豊富な資源の活用を図り、高齢者の積極的な地域社会への参画を図ることなどが望まれる。

5 地域課題の解決

(3) 図書館

- ・まちづくりなどの地域の社会的ニーズに応える幅広いサービスの充実が必要である。
- ・資料の目録情報を提供するだけでなく、地域の課題に応じて独自のコンテンツを作成し、資料の付加価値を高めて発信することが期待される。

(別添2) 関係機関・団体等の活動の活性化のための方策に関する意見 (別添1を除く)

1 社会教育施設

(1) 図書館

- ・設置状況やサービスの質に関して、市町村間で大きな格差が存在している（未設置市町村：1,658市町村（51%）（平成11年））。
- ・利用者にとって時間的制約が少なく、誰でも生涯学習を实践できる場としての特長を十分発揮できるように、図書館の改善を図っていくことが必要である。このため、いつでも学習できる、教養の向上や実学のための地域の学習と情報の拠点として活性化させていくことが必要であり、設置数やサービスの質の大幅な向上が必要である。
- ・開館時間の延長や貸し出しの仕組みの工夫を図るとともに、国民全体の資産として活用を図ることが必要である。
- ・従来、図書館は、図書の貸し出し機能に重点を置いてきたが、デジタル化があらゆる分野で進展している今日、レファレンス機能の充実をはじめ、民間ではできない付加価値をつけた情報の発信、横断的な蔵書の検索・予約・外部データベースの利用等情報化への対応が必要である。
- ・子どもの読書活動の推進のために、児童図書等図書資料の充実、児童室、児童コーナーなどのスペースの確保に努めるとともに、地域の読書活動推進団体・グループと連携した取組を充実していくことが重要である。
- ・各地域の特色ある歴史上の貴重文書、郷土資料等をアーカイブ（保存記録）化し、長期にわたる保存・管理と、幅広い情報の公開・活用の両立を図っていくことが重要である。
- ・図書館の持っている知的な雰囲気やバーチャル（仮想）な世界では味わうことのできない本の持っている良さを大切にしていくことが重要である。
- ・大学や学校の図書館との連携及び他の専門機関や研究機関との連携が重要である。

17 学術情報基盤の今後の在り方について（報告）（抄）

〔平成18年3月23日 科学技術・学術審議会 学術分科会〕
〔研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会〕

Ⅱ. 学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について

はじめに

検討の経緯

学術情報基盤（学術研究全般を支えるコンピュータ、ネットワーク、学術図書資料等）は、研究者間における研究資源及び研究成果の共有，研究成果の一般社会への発信，啓発及び次世代への継承，研究活動の効率的な展開等に資するものであり，学術研究全体の進展を支える上で極めて重要な役割を負っている。

一方，近年，国立大学の法人化による各種のシステム・考え方の変化，大学財政の緊縮化，コンピュータの普及と電子化の進展等による情報基盤の高度化・多様化と研究・教育活動への浸透，学術情報の受・発信の国際的なアンバランスなどの環境の変化が生じている。

こうした環境変化に適切に対応し，学術情報基盤として学術研究活動を支え続けるための基本的な考え方や国が考慮すべきこと等を検討するため，平成16年11月15日，科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会の下に，学術情報基盤作業部会が設置され，平成17年2月14日の研究環境基盤部会の設置に伴い，その下に再編され，審議を行ってきた。

大学図書館等ワーキンググループは，学術情報基盤作業部会の下，大学図書館等の役割，在り方等について検討を行い，昨年6月に，当面緊急に対応が必要な事項等を中心に中間報告をとりまとめた。その後，本ワーキンググループでは，中間報告における「今後更に検討を進めるべき課題」を中心に検討を行い，「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について」を取りまとめたものである。

基本的考え方

平成17年3月17日に行った研究環境基盤部会に対する本作業部会の審議状況報告において，下記の4点が今後の審議の方向性として示されたところであり，本ワーキンググループにおいても，これらを基本的な考え方として審議を行った。

- i) 学術情報基盤は，いまや学術研究活動における国際競争力の死命を制する極めて重要な役割を果たすようになっており，コンピュータやネットワーク等のハードウェアはもとより，これらの有機的連携を強化するグリッド等の基盤的ソフトウェア，それらを包含する制度・人材等を含め，国全体の学術研究のためのインフラ（基盤）として，これらの整備について総合的かつ戦略的に取り組む必要がある。
- ii) 学術情報基盤は，学術研究のインフラ（基盤）であり，その効果が大学の教育研究活動全般に及ぶがゆえに，かえって整備の効果が見えにくく，ともすれば各種施策の中で優先順位が低くなる傾向にある。これらの整備は，単純に競争原理にゆだねるのではなく，学術研究全体の停滞を招くことのないよう，一定の政策的配慮が必要である。

- iii) 大学図書館や情報処理関係施設等、各大学に置かれる学術情報基盤を構成する施設においては、限られた資源をより充実し、最大限の効果を生み出すために、今後、大学の壁を超えた、さらには大学と他機関相互が連携するシステムを構築していくことが必要である。
- iv) 情報基盤センターをはじめとする全国共同利用施設は、これまで国により全国共同利用としての位置付けが明確にされてきたが、国立大学の法人化の中で、全国共同利用としての役割を果たす際に支障が生じかねない状況も懸念される。しかしながら、全国共同利用施設が全国の研究者に良好な研究環境を与える役割はますます大きくなってきており、整備・運営に当たっては、個別大学の都合のみによることなく、国の施策として推進する体制構築が必要である。

1. 大学図書館の現状

1.1 大学図書館の基本的な役割

大学図書館は、大学本来の目的である高等教育と学術研究活動を支える重要な学術情報基盤であり、大学にとっては必要不可欠な機能を持つ大学の中核を成す施設である。そこでは、大学において行われる教育、研究に関わる学術情報の収集、蓄積、組織化が行われ、蓄積された学術情報は、検索可能な形で公開されることにより、社会の共有財産となる。これらの学術情報の活用により、大学は、教育や社会貢献活動を通じて人材養成に貢献するとともに、一層の研究活動を促進する。この知のサイクルにより、学術情報は大学の教育研究活動を一層活性化するという特徴を持つ。

教育の側面からみると、大学の教育はそもそも教室における講義と、その前後における学生自らの学習をあわせて成り立つものであり、学生が図書資料を活用しながら自ら学習する場として、大学図書館の役割は極めて重要である。これらの教育研究支援が大学図書館の学術情報基盤としての基本的な役割である。

大学図書館は、今日、電子ジャーナルに代表される電子情報とインターネットの普及により、多様化し増大する各種情報を利用者である学生、教職員に効果的、効率的に提供し、また必要とされる情報関連のサービスを組織として行うことが重要となっており、こうした電子情報と紙媒体を有機的に結びつけた新たな意味での「ハイブリッド・ライブラリー」の実現が、大学図書館に強く求められている。

学術情報の電子化が進み、情報流通形態が歴史的変革を遂げ、また利用者の情報利用行動が大きく変わりつつある中で、大学図書館の活動には新たな役割が求められており、その成否がまさに各々の大学ひいては我が国全体の教育研究における国際競争力を左右する重要な要素となるのである。

1.2 電子化の急速な進展

(7) 電子ジャーナル、資料の電子化等の状況

電子ジャーナルの普及、所蔵資料のデジタル化等、学術情報流通における電子化については、この10年程度の間急速に進展しつつあり、この傾向は今後一層顕著になると思われる。

例えば、大学図書館におけるホームページの開設・サービスの提供は、国立大学で100%、公私立あわせても9割近くに達しており、電子ジャーナルの総購読タイトル数は、平成15年度においては全大学で延べ85万タイトル、国立大学では1大学当たり約4,900タイトル、最多で14,000タイトルに達している大学もある。このような電子化の進展に大学図書館としても適切に対応していくことが必要である。

また、所蔵資料のデジタル化についても、貴重資料を中心に、保存と有効活用の観点から、取組みがなされているところである。

(4) 電子化の新たな波

最近、海外の一部の検索サービス会社が、海外の複数の大学図書館等の蔵書を電子化し、検索エンジンを用いてインターネットから全文検索できるようにしようとするプロジェクトを開始したと報じられている。こうしたプロジェクトにより、学術情報へのアクセスが格段に向上することも予測され、こうした動向について今後十分に注視していくことが必要である。

1.3 増大する大学図書館の負担

(7) 国立大学法人化等による変化

大学においては、人件費その他の経費の節減が進む傾向にある一方、大学図書館では開館時間の延長、その他さまざまな業務の多様化及び高度化に伴う実質的な業務の増大が続いている。

特に国立大学においては、平成16年4月の法人化に伴い、それまで国立学校特別会計の中で配分されていた大学図書館関係の経費は運営費交付金の基礎額として配分されているが、全体として毎年1%ずつの効率化係数がかかることとなる。

(4) 学術論文誌の価格の上昇

外国の出版社等が発行する学術雑誌の価格は、1980年代以降、一貫して上昇を続けており、並行して発行される電子ジャーナルの価格についても同じ傾向にある。これにより図書館資料費が圧迫される状況にある。

自然科学系の分野を中心に急速に普及している電子ジャーナルの価格水準は、紙媒体の雑誌価格をもとに設定されたものが多いが、それぞれの出版社との個別の契約により価格が設定されるため、標準がないに等しい状況となっている。このため、国立大学図書館協会や私立大学図書館コンソーシアムの例にみられるように、大学図書館間でコンソーシアムを形成し、出版社と価格と契約内容等について、より有利な条件を獲得するための交渉を行い、成果を挙げてきている。しかし、このような大学側の努力により価格の上昇はやや落ち着いてきたものの、外国雑誌のカタログ価格はなお毎年10%近くの上昇が継続しており、上記のような大学側の努力にもかかわらず現在のタイトル数の維持が困難になることも予想される。

2. 大学図書館を取り巻く課題

2.1 大学図書館の財政基盤が不安定

現在、国公立大学図書館の所蔵する図書は2億7千万冊を数えるが、一大学あたりの58平均年間購入冊数が年々減少していることを考えると、電子ジャーナルへの対応とあわせて、安定的な学術情報収集への財政投資は喫緊の課題である。

国立大学では歴史的に、図書館資料費は学部・研究科等の部局からの配分に主として負ってきたという経緯があり、学生用図書経費等、大学全体の共通経費から大学図書館が裁量できる部分はさほど大きくない例が多い。公私立大学も含めて大学予算全体が厳しい状況にある中、大学図書館予算の確保が十分でなければ、図書館固有の財政基盤が不安定となり、例えば学生の日常の学習資

料として不可欠な学生用図書の購入にも大きな影響がある等、大学の教育活動に支障を生ずる恐れがある。

2.2 電子化への対応の遅れ

電子図書館の構築については、奈良先端科学技術大学院大学におけるモデル事業を契機として、平成8年の学術審議会「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について(建議)」以降、15国立大学に電子図書館経費が措置され、また、他の国立大学においても独自に電子図書館化が進められた。

しかし、電子図書館化を進めた大学図書館の多くは、大学全体の教育研究活動との直接的な連携に欠けたこと、電子化の対象資料が一部に偏ったこと、メタデータの不十分さ、検索機能の弱さなど、インターネット時代の電子情報の長所を活かしきれていないことなどの欠点が見受けられ、これらにより本来持つべき機能が十分備えられているとはいいがたい状況にある。

また、学内の研究者・教員が生産する研究成果、教育用資料等が最初から電子的形態を持つことが一般化しつつあるにもかかわらず、その組織化・保存・管理・利用に対応する体制・システムの整備がほとんどなされていない。このことにより、大学図書館が果たすべき学術的・社会的責任を十分に果たすことができていない状況にある。

2.3 体系的な資料の収集・保存が困難

(7) 基盤的経費の減少により、体系的な資料の収集・保存が困難

科学技術基本計画により、政府研究開発投資は増加しつつあるが、主に競争的資金などの直接的な研究開発に振り向けられ、図書資料の整備のような基盤的経費の部分はほとんど増加が見られなかった。

特に、国立大学においては、1.3に述べたように、国立大学法人運営費交付金の基礎額部分に毎年1%の効率化係数がかけられることとなったため、ここに含まれる大学図書館の運営経費は毎年減少する可能性がある。この場合、資料の体系的な収集・保存が困難となることが考えられる。

しかし、研究上必要な資料を体系的に収集することは、大学運営上重要なことである。特に、人文・社会科学の分野においては、図書等の文献・資料は、自然科学分野における実験装置と同様の役割をもち、研究上不可欠な基盤であり、その整備を図ることが重要である。

(1) 収蔵スペースの狭隘化

大学図書館においては、図書資料の保存スペースの狭隘化が深刻な状況にある。これは、新たな書庫等の増築や各種保存設備の導入が予算上の理由から困難なことに加え、情報量の爆発的な増大による出版物の増加、退職した教員の研究室に保管されていた図書資料等が図書館に返却されることなど様々な理由が考えられるが、今後ますます深刻な問題になることは確実な状況にある。

収蔵スペースの狭隘化については、一般に書架収容率の70%を超えた場合には、新刊書の排架に困難を来すとされているが、国公私を通じた大学全体の平均収容率は約90%、特に国立大学においては既に110%近くに達し、中には収容率150%を超える大学などもあり、憂慮すべき事態になっている。

このような狭隘化により、分類に沿った排架ができなくなり、利用者の資料へのアクセス環境

が悪化するのみならず，資料自体の適切な保管もできなくなるなど狭隘化のもたらすデメリットは計り知れないものがある。

(ウ) 資料保存のための環境が未整備

従来の紙媒体の資料の長期的な保存のためには，適正な温度，湿度が保たれる環境管理や，虫害を防止するためのモニタリング等の多様な手段が取られた施設内での保存が必要である。また，酸性紙に起因する資料の劣化には脱酸処理により資料保存をする必要があるが，多くの大学では，通常の本庫内での環境測定や酸性紙対策にも手が回らないのが実情である。

2.4 目録所在情報サービスの問題点

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）は，全国規模で大学図書館を結ぶ我が国唯一の書誌ユーティリティである。これは，大学図書館間の連携の基盤となる制度の一つであり，このシステムにより，全国の大学図書館等にどのような学術文献が所蔵されているかが即座にわかり，それをもとに図書館間で図書や雑誌論文を迅速に相互に利用しあうことができ，業務の効率化に果たす役割は大きい。

現在，NACSIS-CAT/ILL の参加機関数は大学図書館を中心に1,000 機関を超え，また，目録データは約750万件が構築されており，大学図書館の業務システムをサポートすると共に我が国の学術情報流通基盤を支えるサービスシステムとして成長した。

しかし，近年NACSIS-CAT/ILL 書誌ユーティリティ全体の中に，データベースの品質を共同維持するという意識の薄れ，担当者の削減とスキルの低下，業務の低コストでの外注化による，重複書誌レコードの頻発に代表される図書目録データの品質低下，雑誌所蔵データ未更新による雑誌目録データの品質低下等の問題が顕在化してきている。

2.5 図書館サービスの問題点

(7) 主題知識，専門知識，国際感覚を持った専任の図書館職員が不十分

高度の図書館サービスを提供するためには，図書館職員としての専門知識と経験のほか，特定の専門分野についての高度の知識を持つサブジェクトライブラリアンが，レファレンスサービス，情報資源の組織化や選書等において，専門性を発揮する必要がある。また，図書館職員には伝統的な図書館業務に関わる理念と知識，技能に加え，情報通信技術の活用と人的サービスを行うコミュニケーション能力を持った，いわゆるデジタルライブラリアンともいえるべき人材も求められるが，現在の大学図書館には，そのような人材は少なく，その有効活用や人材育成への取組みも十分に行われていない状況である。さらに，学術情報流通の国際化，教育研究の国際化に対応できる広い視野を持った人材が求められている。

(イ) 情報リテラシー教育の位置付けが不明確

先にも取り上げた平成8年の学術審議会「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について（建議）」においては，「電子的情報資料の有効利用を含めた，情報リテラシー（情報利活用能力）教育の重要性も認識されてきて」おり，「大学図書館は，・・・情報リテラシー教育・・・において，その一翼を担うことが求められている。」と述べられている。平成15年度からは国立情報学研究所（N I I）が「学術情報リテラシー教育担当者研修」を実施し，多くの大学図書館員

参加者がある。しかし現時点で、多くの大学で行われている情報リテラシー教育は教養教育及び各専門分野における教育との連携が不十分であり、効果が限定的である。

(ウ) 利用者ニーズの把握が不十分

今日、インターネットや検索エンジンの普及により、多くの電子情報資源がネットワークで提供され、利用者がハイパーリンク機能を通じて直接一次情報を入手できるようになった。なお重要度を失わない伝統的な紙媒体資料と電子情報資源の混在した情報環境において、研究者も学生も情報ニーズと利用行動に変化を来している。その一方で、検索スキルや情報源評価能力の格差は広がりつつある。大学図書館は、このような変化に対応できるように、具体的なサービス改善策等を検討する必要がある、そのため利用者調査等により、利用者ニーズの把握に努める必要があるが、この取組みが十分になされている状況とは言いがたい。

3. 今後の対応策

大学図書館については、学術情報基盤の中での役割を再認識し、電子環境下の新しい学術情報流通モデルを理解した上で、各大学の教育研究の特徴にあわせたそれぞれのハイブリッド・ライブラリー像について検討し、電子資料の導入・管理等を含めた戦略的な中・長期運営計画を立案し、実行していく必要がある。このため、大学図書館に研究開発室を設置し検討している大学の例などを参考に、様々な形で検討が進められる必要がある。また、機関リポジトリへの対応や大学図書館のサービス機能の強化なども重要な課題であり、今後求められる対応策は、次のとおりである。

3.1 大学図書館の戦略的な位置付け

(7) 大学図書館の位置付けの明確化

先に1.1の大学図書館の基本的な役割で示したように、大学図書館については、大学の教育研究活動を支える重要な学術情報基盤であることを学内で明確に位置付け、大学として学術情報基盤に関わる情報戦略を持つことが必要である。その場合、例えば大学図書館が大学の情報戦略についてイニシアティブを発揮することが重要である。

(4) 財政基盤強化の必要性

大学図書館機能を維持・向上させるためには、全学的な図書館活動が一体的に管理・運営され、必要な図書館予算が確保される安定的な財政基盤の確立が重要である。そのためには、大学図書館活動の総合的管理及び連絡調整に当たる本館（中央館）の機能を一層高めるとともに、図書館活動に対する役員会を始めとする全学的な理解を得ることが重要である。

このためには、例えば、外国雑誌等を含む蔵書収集方針を経費支弁の方法も含めて提案するといった形で大学図書館がイニシアティブを発揮することや、学内経費に限らず、各種外部資金獲得に向けた積極的な取組みも必要である。

(ウ) 共通経費化の推進の必要性

図書館経費を確保するためには、例えば共通経費として大学予算全体の一定の割合を充当するといったシステムを構築することが一つの有効な手段であり、各大学は共通経費化を推進するこ

とが必要である。とりわけ、価格上昇を続ける電子ジャーナルの購入経費を確保するためには、今後の値上りを見越し、予算確保に向けた取組みが必要である。図書資料や電子ジャーナル等は、大学にとっては最も基本的な学術資源であることを理解し、その大学の教育研究の特色に合わせた戦略的で恒常的な予算化を図ることが望ましい。

(I) 役割に応じた組織・運営体制の強化

今日の大学図書館に課せられている役割の重要性と改革・改善を要する課題の緊急性に鑑みる時、図書館長の役割は重要である。図書館長がそのリーダーシップを十分発揮できるよう、例えば図書館長の専任制や任期の適切な設定について検討する必要がある。また、副館長制の導入や教員の配置等についても検討する必要がある。

図書館長を支える専門性を有する事務組織の役割も重要であり、大学はそれを十分認識して、望ましい姿につき検討する必要がある。事務組織について、大学全体の情報戦略を統括する組織との有機的連携や業務のアウトソーシングなどを検討する際にも、大学図書館の機能を損なうことのないよう注意する必要がある。

さらに、大学図書館の意思決定の仕組みについても、能動的に機能できるよう検討する必要がある。

3.2 電子化への積極的な対応

(7) 電子化の推進と貴重書等資料の電子化支援

電子資料の選定・収集・契約及び所蔵資料の電子化は、それぞれの大学の特色に応じて推進するためのポリシーを作成することが適当である。

特に、地域で形成されている歴史文書等を大学図書館で収集・電子化し、保存・公開する等、地域連携、教育研究の高度化のための貴重資料の電子化とメタデータ付与を図ることについては積極的に進める必要がある。また、学術資料として、永続的に保存すべき価値のある紙媒体資料で、汎用性の高いものについて、共同利用が図られるよう電子化する必要がある。

文部科学省は、教育研究の情報基盤としての充実を図る観点から、これらの中で重要なものについて支援を行うことが求められる。

(4) 電子資料の確実な保存とアクセス環境の確保

電子情報については、従来からその脆弱性や不安定性、移行（マイグレーション）に伴う経費の確保等の課題が指摘されているところであり、この点については関連する研究・技術開発の動向の把握が必要である。

また、学術雑誌については、科学研究費補助金研究成果公開促進費（学術誌データベース）、科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE・電子アーカイブ事業）、N I I 電子図書館（NII-ELS）などによりアーカイブ化が進められており、これらと国立国会図書館のデジタル・アーカイブ構築事業、電子情報保存のための調査研究との連携が必要である。

電子資料へのアクセス環境については、利用者のニーズに即する必要がある、各大学においては利用者にとって使い勝手の良いシステムとなるよう検討する必要がある。

(ウ) 電子化の新たな波への対応

海外の情報検索サービス業者等と大学図書館との連携については、十分に注視し、動向にあわせた適切な対応をとる必要がある。

また、2.2にも述べたように、貴重書の電子化はしたもの、メタデータの不十分さ、検索機能の弱さなど、インターネット時代の電子情報の長所を活かしきれていないなどの欠点があることから、現在、そのデータは散在した状態にあるとの指摘がある。今後、こうしたデータを再整理し、後述する機関リポジトリに吸収・再編することで利用可能な状態にするなど、それらデータへのアクセス体制を確立・整備することが必要である。

(エ) 機関リポジトリの推進

今後、我が国が知的財産立国を目指すためには、知の創造と活用を図ることが重要であり、我が国の研究資源の多くを有する大学にあっては、研究成果等を積極的に発信し、社会に還元することが強く求められている。

大学は我が国の多くの研究資源を有する機関であり、その研究成果等を積極的に発信することは学内の教育研究活動を活性化させるだけでなく、我が国の学術情報の円滑な流通や社会貢献の観点からも重要である。

これまで、大学図書館は学位論文や研究紀要等の学内で生産された学術情報を収集、組織化と提供を行ってきたところであるが、学術情報の収集力の強化はもちろんのこと、学内で生産された学術情報の組織化と発信力をより強化することが必要である。

特に、現在、大学内の研究者・教員が生産する研究成果、教育用資料等が最初から電子的形態を持つことが一般化しつつある中で、学内で電子的に生産される研究成果、過去の資料を電子化した資料、電子的教材などを、大学図書館等が中心となり蓄積保存し、メタデータを付すことによってインターネットを通じて利用者の便に広く供する「機関リポジトリ」への取組みが、教育研究活動を一層推進し、大学からの情報発信を強化するための方法として、世界的規模で進みつつある。我が国においても、千葉大学、早稲田大学、北海道大学等で構築の試みが開始されており、大学からの情報発信力の強化や、大学の社会に対する説明責任の履行の観点から、またオープンアクセスへの対応という観点からも、有用な手法であると考えられる。

また、各大学の教育研究活動の活性化に資するため、さらに、我が国の学術情報の流通の促進を図るためにも、各大学は、学協会との連携を図りつつ、機関リポジトリに積極的に取り組む必要がある。その場合、大学図書館は機関リポジトリの構築・運用に中心的な役割を果たすことが期待される。

文部科学省においては、国立情報学研究所が行う機関リポジトリ構築・連携支援事業などを通じて、そのような取組みの支援を行うことが考えられる。

なお、学術論文等の著作権は、出版者が保持している例が多いが、我が国の学術出版においては、必ずしも権利関係の整理が明確になっていない例も多く、取扱いには十分留意する必要がある。また、研究者自らのアーカイブ作成にはインセンティブが不足しているとの意見もあり、機関リポジトリへの理解の増進と具体的な推進への取組みの工夫が必要である。

3.3 今後の電子化を踏まえた大学図書館の強化すべき機能

(7) 大学の特色等を活かした戦略的な紙媒体資料の収集・保存の必要性

従来型の紙媒体による資料の収集・保存・提供については、それぞれの大学の教育研究の特徴にあわせて、大学図書館としてその充実に努めることが必要である。大学の共通経費により措置するものについては、対象分野・領域の選択と集中の原則に立った選書システムを構築することが考えられる。特に文科系においては、各分野の文献・資料を体系的・継続的に収集することが研究基盤として不可欠であることから、大学図書館が文科系学部・専攻等と密接な連携をとりつつ、これを推進することが必要である。

また、学術図書資料の安定的な供給を行うという視点から、例えば、特定の分野ごとに紙媒体資料の収集拠点を戦略的に設定し網羅的に収集することも考えられる。

(1) さまざまな学術資料の収集・保存体制の確立・強化

大学図書館の本来の目的である、教育研究上必要な資料・情報を系統的に備えるためには、着実な学術図書資料・情報の選定・収集・契約とともに、各大学の特色を活かした資料の体系的な収集・保存に努めることが重要である。また、従来、大学図書館で主な収集対象としてきた図書、雑誌以外にも、大学内には貴重な歴史資料等が存在しているほか、大学外の貴重な資料を大学で保存する場合もありうる。大学図書館において、こうしたさまざまな学術上かけがえのない資料の受入れ・保存・公開の体制を整備する必要がある。この場合において、大学図書館間或いは地域との連携を図ることも重要である。

大学図書館活動の総合的管理及び連絡調整に当たる本館（中央館）においては、重複資料の整理を行うことが必要である。また、有効な資料の利用という観点から、特定の大学図書館等が集中的に特定分野の資料を収集・保存し、他の図書館等へ提供することが考えられ、既存の大学図書館等について全国共同利用の拠点としての機能を持たせることも考えられる。

(4) 電子化を活用した狭隘化等への対策

自然科学系研究者が学術論文を入手する手段としては、電子ジャーナル等によるものが中心となりつつある。2.3で述べた書庫狭隘化への対応として、自然科学系の学術雑誌の電子ジャーナルアーカイブ導入によって、書庫の大きなスペースを占めるこれらのバックナンバーとの置き換えを行うなど、紙媒体資料と電子媒体資料とを有機的に組み合わせることや、分担収集やNACSIS-CAT/ILLを積極的に遂行することによって、蔵書の増大に対処することなどが考えられる。

また、資料の保存環境の整備については、酸性紙対策や虫害対策の1つの方法として、電子化を図ることを考慮するなど、各大学の事情に合わせた保存環境整備の方針策定、保存方法に関する関係者の研修事業等を進めていく必要がある。

(1) 大学図書館における基盤設備の整備の必要性

大学図書館は、学生にとっては学習の場であると共に大学生生活の場でもあり、学生に魅力ある場所としての図書館施設・設備の整備が求められる。

2.3で述べた書庫狭隘化への対応としては、自動書庫及び集密書架などの整備充実を図ることが施設増築経費の節減といった点からも有効である。また、休日開館や24時間開館といった時間外開館の対応などにより、多様な利用者ニーズに応え、教育研究の活性化や地域貢献にも資するこ

ととなる自動入退館システム及び自動貸出返却装置の整備や、電子媒体資料を効果的に利用するためのシステム・ネットワーク設備の整備も必要である。

これらの設備整備に当たっては、大学等において戦略的なビジョンに立った設備マスタープランを策定する必要がある。文部科学省においては、そのような計画を作成し、それに基づく要求を行う国立大学法人等に対して支援を行うことが考えられる。

3.4 全国の大学図書館に対する基盤としての目録所在情報サービスの枠組みの強化

図書館経費の問題や狭隘化対応を考える場合、今後もNACSIS-CAT/ILLを活用したより一層の図書館間連携が必要である。

国立情報学研究所が推進する目録所在情報サービスについては、総合目録データベースの維持に関する関心度の低下など、いくつかの問題点も指摘されており、共同分担・相互利用などに関する価値観も変化している。これを踏まえ、書誌ユーティリティの担い手である大学図書館等の参加館が主体となり、N I I と協議しつつ、学術情報流通におけるNACSIS-CAT/ILLの役割を再評価し、新たなビジョン・理念を打ち出す必要がある。

3.5 大学図書館のサービス機能の強化

(7) 高度の専門性・国際性を持った大学図書館職員の確保・育成方策

大学の教育研究の水準を高めるため、また急激に変化し、多様化していく利用者のニーズに円滑・迅速に対応するため、国際性豊かな高度の専門知識と経験を持つ図書館職員の存在が重要である。最近では、電子資料を高度に組織し提供可能にするための技術やデジタル資料の作成・導入に関わる契約や法律に関する基礎知識を備えた人材の必要性も指摘されている。こうした人材の育成のため、例えば、学内や複数の大学による研修の実施、在職しながらの大学院等での勉学や各種の研修会への参加の奨励、海外研修の実施などが考えられる。また、こうした専門性を持った職員のキャリアパスの創出等についても検討する必要がある。

また、こうした国際性のある職員の育成・確保の方策としては、当面、米国のライブラリー・スクール等でのマスター取得者などの人材を確保することも考えられる。

(4) 大学図書館による教育支援サービス機能の強化と情報リテラシー教育の推進

大学図書館の教育支援サービス機能強化に当たっては、急激に変化し、多様化していく利用者のニーズに円滑・迅速に対応するという観点が重要である。これまでも、シラバスの収集、指定図書制度の導入など、個別の授業の要望に応じた取組みがなされてきた。

しかし最近では、個別の要望に応じるだけでなく、大学図書館側がより積極的に教育支援サービスに取り組んでいる例もみられる。例えば名古屋大学は、特定の主題やトピックに関する資料・情報を探す際に、大学図書館が提供できる関連資料をリストとして提供できるパスファインダーの高度化事業に取り組む、成果を上げている。こうした取組みのためには、大学全体の協力が不可欠である。

また、情報リテラシー教育の推進に当たっては、各分野の教員との連携の上に立った取り組みが必要である。具体的な実施に当たっては、大学図書館がその必要性を教員側に指摘するとともに、授業計画等を把握しつつ、積極的にプログラムやモデル作りを提案していくことが重要である。

特に、平成15年度から適用されている現行の学習指導要領の下で学んだ高校生が平成18年度から入学してくるが、この学習指導要領の特徴の一つは、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」につながる「情報活用能力」の育成をねらいとしていることである。大学においても、これを踏まえた情報リテラシー教育を行う必要があると考えられ、その支援に関して、大学図書館が積極的にその役割を担っていく必要がある。例えば大学図書館が、各分野における教育現場の助手、ティーチングアシスタント等に情報リテラシー教育を行い、それを通じて学生の情報リテラシーを高めていくというような方法も考えられる。

(ウ) 利用者ニーズへの対応

電子化の急速な進展に適切に対応するため、電子資料についての学内の研究者・大学院生等の利用者のニーズを的確に把握し、その効果的・効率的な利用について積極的に対応していく必要がある。

例えば、ホームページや電子メール等を活用したレファレンスサービスにおいては、利用者が論文書誌データのみならず、テキストそのものまで直ちに入手できるようにするなど、利用者ニーズを踏まえたシステム構築と利用サービスを可能にすることなどの対応が考えられる。

3.6 大学図書館と社会・地域との一層の連携の推進

大学と地域社会や産業界との連携・交流の強化を図ることは、大学がその知的資源をもとに社会の発展に貢献し、大学の教育研究の活性化にもつながることから、積極的に推進すべきである。このような地域社会との連携・交流については、大学図書館においては、一般市民に対する開放や公共図書館との資料の相互利用といった取組みが進んでいるが、今後は資料の相互利用に留まらない、大学図書館職員が有する専門的知識を有効活用した取組みも必要である。

こうした公共図書館等との協力関係が発展して、地域協働型の図書館ネットワークを構築することが望ましい。

さらには、大学の知的活動が組織や国の枠を超えて展開するようになっていることから、大学図書館が相互に協力するのみならず、館種、国境を越えて協力し、情報資源の共有を積極的に展開することも必要となっている。

おわりに

大学図書館には従来からの役割に加えて、学術情報の円滑な流通や社会貢献に資する機関リポジトリによる大学からの情報発信力の強化、情報リテラシー教育などの教育サービス機能の強化など、新たな役割を推進することが求められている。これを実現させるためにも、運営体制の強化に努め、多様化する利用者のニーズ等に対応していく必要がある。

大学図書館が上記のような高度化した役割をどの程度果たしたかという観点からの評価も重要であり、そのためには、蔵書数や貸出冊数といった伝統的な評価指標以外に、教育、研究支援のサービスを定性・定量分析するための新たな評価指標の標準化が必要となる。大学図書館評価に活用できる利用者アンケートのモデルの開発や電子資料の利用状況の把握のための評価指標の開発等を通じて、各大学図書館がそれぞれの戦略に沿って常時自己点検できるようになることが期待される。また、大学図書館のこうした役割を担う、高度の専門的能力を備えた図書館職員を養成するための新たな教育システムが開発され

ることも望まれる。

本報告における提言を、大学図書館はもちろん、大学及び文部科学省はじめ関係者が真摯に受け止め、主体的にその実現に取り組むことを希望する。

18 これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして－

[平成18年3月 これからの図書館の在り方検討協力者会議]

はじめに

第1章 よびかけ

1. 地方公共団体のすべての機関の方々へ
2. 図書館で働くの方々へ
3. 地域住民の方々へ
4. 各種団体や機関の方々へ
 - (1) 学校
 - (2) 商工団体や医療・福祉団体等の公的機関

第2章 提案 これからの図書館の在り方

1. 公立図書館をめぐる状況
 - (1) 図書館の現状
 - ① 設置状況
 - ② 条件整備の状況
 - ③ 管理運営の状況
 - ④ 関連法制の動向
 - (2) 社会の変化
2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点
 - (1) 図書館活動の意義の理解促進
 - (2) レファレンスサービスの充実と利用促進
 - (3) 課題解決支援機能の充実
 - (4) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備
 - (5) 多様な資料の提供
 - (6) 児童・青少年サービスの充実
 - (7) 他の図書館や関係機関との連携・協力
 - ① 図書館間の連携・協力
 - ② 行政部局、各種団体・機関との連携・協力
 - (8) 学校との連携・協力
 - (9) 著作権制度の理解と配慮
3. これからの図書館経営に必要な視点
 - (1) 図書館の持つ資源の見直しと再配分

- (2) 図書館長の役割
 - (3) 利用者の視点に立った経営方針の策定
 - (4) 効率的な運営方法
 - (5) 図書館サービスの評価
 - (6) 継続的な予算の獲得
 - (7) 広報
 - (8) 危機管理
 - (9) 図書館職員の資質向上と教育・研修
 - ① 図書館職員の資質向上
 - ② 図書館職員の研修，リカレント教育
 - ③ 司書の養成
 - ④ 専門主題情報担当者の教育
 - (10) 市町村合併を踏まえた図書館経営
 - (11) 管理運営形態の考え方
4. 国，都道府県の役割
- (1) 都道府県の役割
 - (2) 国の役割
 - (3) 国立国会図書館の役割

本提言は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）施行後の社会や制度の変化，新たな課題等に対応して，これからの図書館運営に必要な新たな視点や方策等について提言を行うものである。

従って，図書館の設置者である地方公共団体においては，今後も引き続き，同基準に基づき図書館の整備及びサービスの充実に努めるとともに，あわせて本提言をこれからの図書館の改革の指針として活用し，図書館の発展に努めていただきたい。

○ はじめに

皆さんの図書館に対するイメージはどのようなものでしょうか。多くの方は，図書館を，趣味や娯楽のための施設，本を無料で貸し出す場所，学生が勉強するための空間として受け止めているのではないのでしょうか。

図書館では，今，改革が始まっています。改革を始めた図書館では，司書が様々なデータベースを検索し，図書だけでなく雑誌記事，新聞記事，インターネット上の情報等多様な資料や情報を利用者に提供しています。また，ホームページを活用した情報発信や電子メールによる通信によって，図書館に行かなくても，かなりの程度まで図書館サービスを利用できるようになっています。

このような図書館では，利用者が，必要な情報を迅速かつ的確に得ることができるようになるとともに，得られる情報の幅も広がり，調べものを行ったり，仕事や生活上の課題を解決するために利用できるようになっています。改革の進んだ図書館は，その機能を十二分に発揮することによって「地域を支える情報拠点」と位置づけられ，「地域や住民に役立つ図書館」として認識されつつあります。

しかし，改革が進んでいる図書館はまだ少なく，改革が一部にとどまっている図書館も少なくありま

せん。「これからの図書館の在り方検討協力者会議」では、この改革を全国に広めることによって、図書館を地域の発展に欠かせない施設にしたいと考えています。

このような考えの下、本協力者会議では、これからの社会において、図書館が地域や住民にどのように貢献できるのか、どうしたら「役に立つ図書館」になれるのかについて検討を進めてきました。そして、今日の図書館が、特に取り組まなければならない新たな課題について、取組の視点や具体的な展開方策をとりまとめ、提言を行うこととしました。

本提言の第1章では、地方公共団体、図書館職員、地域住民、各種団体や機関等へのよびかけを行い、第2章では、今日特に取り組むべき課題に絞って取組の視点や具体的な展開方策を述べています。また、多くの図書館において新たな事業に取り組む際の手がかりとなるよう、各課題に対して熱心に取り組んでいる図書館の具体的な事例を盛り込みました。

この提言により、皆さんが図書館に対するイメージを新たにされることを期待します。特に、図書館を管理運営する方々が認識を新たにされることを望みます。

これからの図書館は、地域の課題解決支援や調査研究の要望にもきちんと応えていかなければなりません。また、利用者の方々は、読書を楽しむために利用するとともに、課題解決や調査研究のためにもどんどん図書館を活用してください。そして、図書館の改革に協力してください。時代の要請に目覚めた図書館は、これらの課題に積極的に対応して活動しています。ぜひ、新しい図書館の様子と実績を見てください。それによって一人でも多くの方に図書館の存在意義を認識していただければ幸いです。図書館が皆さんの身近になくってはならない存在になり、そのことを通じて地域が活性化されることを期待します。

第1章 よびかけ

1. 地方公共団体のすべての機関の方々へ

○ 図書館の設置者として

図書館の設置者である地方公共団体の皆さんは、図書館が、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識し、図書館行政・政策の一層の充実・推進を図ってください。皆さんの中には、図書館を図書を貸し出すだけの施設と受け止めている方も少なくないと思います。しかし、図書館は、もっと多様な可能性を持っているのです。

地方分権が進む現代の社会においては、それぞれの地方公共団体が独自に情報収集を行い、現状判断や政策立案を行うことが必要になってきています。また、行政への住民参加が進む中、住民が自ら必要な情報を収集し、意思決定することも重要になってきています。

このために必要となる多様な資料や情報を提供する役割を担うのが図書館です。図書館は、地域の行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設です。

また、図書館は、知の源泉である図書館資料を提供して、住民の読書を推進し、基礎学力や知的水準の向上を図るために欠かせない重要な知的基盤であり、ひいては地域の文化や経済社会の発展を支える施設です。このため、図書館資料等の購入費や人件費等、図書館の運営に必要な財源が、地方交付税制度で措置されています。

しかし、我が国の図書館は、欧米諸国と比べてその整備が必ずしも十分ではなく、図書館振興を国策として進めている東アジア諸国にも急速に追い上げられつつあります。今後、一層国際化が進んでいく中で、不十分な情報提供施設しか持たない住民は、情報を収集・活用する能力を身につけ

られず、地域が、さらには日本全体が国際的な知の大競争時代の中で大きな遅れをとることになりかねません。

今すぐに地域における図書館の存在意義を明確にし、その充実へ踏み出さないと、今後一層厳しい財政状況が予想される中、改革の機会を長く失い、地域の知的な基盤づくりに支障をきたすことになるでしょう。我が国の図書館のうち整備状況やサービス状況に関する数値が上位にある図書館の数値を参考にしつつ、図書館整備のための指標や目標、計画を自ら設定し、着実に推進することが必要です。

○ 利用者及び連携・協力先として

図書館が「地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努める」ことは、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）において規定され、図書館の本来の業務として位置づけられています。

行政部局は、図書館のレファレンスサービス*¹⁾を活用すれば、政策の立案や事業の企画・開発等に必要な資料や情報を迅速かつ体系的に入手することができるようになり、業務全体の効率化にもつながります。

また、各部局、特に商工労働部局や健康福祉部局等では、講座・相談会等の事業を図書館と連携して開催することによって、図書館ならではの様々な協力を得ることができます。図書館は、地域の住民が気軽に立ち寄る施設であることから、図書館でこれらの事業に関する案内・広報を行うことによって、広く知られるようになり、これまでよりも広い範囲から多くの参加者を得ることができます。また、図書館は、これらの事業の際に、関連する情報や資料の展示を行ったり、資料や情報のリストを作成し、紹介・配布したりして、事業の効果を高めることもできます。

議会は、立法や審議、調査、監査等の機能を果たすためには、多角的な視点からの情報を収集し、活用する必要があります。議会には議会図書館が設置されていますが、公立図書館の資料やレファレンスサービスも利用し、より幅広い資料の中から司書が迅速かつ体系的に提供する情報を活用することにより、社会の変化や地域住民からの要望を的確に反映した条例や予算等を定めることが可能となります。

このように、図書館は、地方公共団体の各機関がより効率的に業務を行い、より大きな事業の成果をあげる上で役立つ施設です。しかし、実際に利用したことがなければ、図書館がどれほど便利な施設なのかはなかなか理解しにくいものです。ぜひ、実際に図書館を利用し、図書館の有用性を実感してみてください。そして、図書館の利用を通じて、改革と一緒に取り組んでください。図書館の改革を進め、その図書館を継続的に利用することにより、地域住民のためにより適切な行政サービスが展開されることを期待します。

2. 図書館で働く方々へ

図書館で働く皆さんは、図書館が、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料を提供し、住民の生活上の問題解決に必要な情報を提供する役割を担う施設であることをしっかり認識してください。皆さんの中には、貸出やリクエストサービス*²⁾のみを重要視し、その他の業務は付随的なサービスだと考えている人もいるかもしれませんが、この点で、皆さんも意識改革を図ることが必要です。

その出発点として、皆さんの図書館の基本計画でうたわれているレファレンスサービス、成人や勤

労者へのサービス、雑誌記事や新聞記事の提供がどの程度実施され、利用されているか等、サービスの点検を行ってください。また、地域の住民や行政関係者が図書館をどれくらい地域に役立つものと考えているかといった観点からサービスの現状やその認知度を評価してください。これによって、図書館が置かれている危機的な状況（図書館に対する行政や住民の認識の低さ、図書館の広報不足等）が見えてきます。

また、地域の特性やその中で図書館の持つ特徴を洗い出し、整理することにより、図書館が本来持っている資源（資料、職員、集会室などのスペース等）や能力（情報検索能力、情報を整理・体系化して提供する力、集客力等）、付加的な資源（立地条件、開館日・開館時間、名称、雰囲気等）の状況を明らかにできます。

様々な機関と連携・協力を進めることも重要です。これまでは、図書館が単独で事業を完結させることが多かったようですが、図書館は地域住民の生涯学習を推進する社会教育施設であることを認識し、地域の社会教育施設や社会教育関係団体等と連携・協力することが重要です。さらに、学校、地方・国の行政部局、議会、商工団体や医療・福祉団体等の公的機関、住民団体、NPO等、様々な機関と連携・協力すれば、図書館が単独で努力するよりも、情報の提供や講座の開催、図書館の役割や機能のアピール等において、より大きな効果を得ることができます。

これらに取り組むためには、皆さんの図書館の業務に優先順位をつけるとともに、何をどこまで行うのか、あるいは、何がどこまでできるのかを教育委員会や地域住民と相談しながら判断し、決めたことを確実に実行するように努力してください。

また、図書館は、住民の社会参加の場としても大きな役割を担っています。図書館の活動や事業に対して支援・協力をしてくれるボランティアや住民の自主的な組織が、その活動を効果的に行えるよう体制を整備し、参加しやすい環境づくりに努めてください。

3. 地域住民の方々へ

図書館は、資料や情報の探し方を案内し、調べものを支援し、地域の課題解決に必要な情報を提供することができます。

これまで、文学書や新刊雑誌、絵本などを読んだり借りたりするために図書館を利用したことがある人はたくさんいますが、生活や仕事に必要な資料をレファレンスサービスを活用して入手したり、自分や家族が抱えている問題を解決するために必要な情報をレファレンスサービスを活用して入手したことがある人は、まだごく一部にとどまるのではないのでしょうか。

今日の社会では、自己判断・自己責任が求められる傾向が強くなってきています。これに対処するには、意思決定に必要な正確で体系的な資料や情報を的確に得ることが必要不可欠となっています。このような資料を、住民が気軽に入手できるようにする役割を担っているのが図書館なのです。皆さんが図書館へ行き、どのような情報を求めているかを伝えれば、図書館職員が様々な資料から関連する情報を収集し、体系的に整理して提供してくれるはずです。図書館は、資料の貯蔵庫ではなく、情報を提供するために様々な活動を展開する施設なのです。

また、国際的な知の大競争時代と言われる21世紀において、子どもの頃から情報を活用する能力や読解力を身につけることが、子どもたちの未来、ひいては我が国の持続的な発展のために不可欠です。その意味では、幼児期からの読書習慣の形成と読書環境の整備がきわめて重要です。これまで多くの図書館で、児童コーナーやヤングアダルトコーナーの設置、ブックスタート事業、読み聞かせ等、児童・青少年サービスの充実が図られてきています。文部科学省が平成16年度に実施した「親と子の

読書活動等に関する調査」によれば、保護者が子どもを「図書館へ連れて行く」等の支援をしている場合、本を読むことが好きな児童・生徒の割合が高いという結果も出ています。子どもの読書活動を推進する上で図書館が果たす役割は、ますます大きくなっています。

図書館は、利用する皆さんを通じて地域のニーズを把握し、サービスの充実を図っていくことができます。皆さんは、図書館が本来持っている機能を認識した上で、図書館がその機能を十分に発揮し地域に役立つ施設となるよう、図書館や地方公共団体の行政部局に対して積極的に働きかけてください。

また、全国の約半数の図書館では、ボランティアとの連携・協力により活動の充実を図っています。地域の方々が自主的な組織をつくり、図書館を支援する様々な活動を行っている例もあります。このような活動は、地域の方々に図書館の機能を理解してもらう上で、さらには社会参加意識を醸成する上でも有意義な活動です。図書館の運営に対する積極的な参画をお願いします。

4. 各種団体や機関の方々へ

各種団体や機関は、図書館と連携することにより様々な資料や情報を効率的に得ることができ、得た情報を活用して活動の活性化を図ることができます。次のような団体や機関は、図書館と連携することにより特に相乗効果が得られると考えられます。

(1) 学 校

公立図書館は、子どもの読書活動や学習活動を支援できる資源を持っています。公立図書館を活用することで、読書の幅を広げることができますし、また、学校の資料だけを使って調べるよりも、より多くの資料を活用することができます。調べ学習が充実します。その結果、子どもたちの主体的な学習活動やよりよく問題を解決する能力、豊かな感性や情操、思いやりの心などが育まれることが期待されます。

このように、子どもたちの読書活動や学習活動を充実していくためには、図書館と学校とがより一層連携・協力を進めていくことが大変重要です。図書館も学校もこのことをしっかりと認識し、子どもたちの読書環境や学習環境が充実されるよう取り組んでください。こうした取組を通じ、地域に図書館があることの大切さが子どもたちにも伝わっていくことが期待されます。

(2) 商工団体や医療・福祉団体等の公的機関

地域において公益的な事業を行っている公的機関の皆さんは、各種の講座や相談会等の事業を図書館と共催し、図書館で開催することにより、講座等が広く知られるようになり、自らの活動を広く住民に知らせることができます。また、これまでよりも広い範囲から多くの参加者を得ることができます。さらに、参加者が図書館の資料を活用し、図書館から文献リスト等の情報提供を受け、情報を探すための方法を学ぶことなどによって、自主的な情報入手が促進され、事業の効果を一層高めることが期待できます。

第2章 提案 これからの図書館の在り方

1. 公立図書館をめぐる状況

(1) 図書館の現状

① 設置状況

我が国では、公立図書館は2,714館あり、うち都道府県立が64館、市（区）町村・組合立が2,650館である。平成11年度の調査時から153館増加しており、毎年平均50館程度増加している。また、地方公共団体における図書館の設置率は、平成14年度には都道府県立は97.9%（知事部局所管の図書館同種施設を含めると100%）、市（区）立は97.7%であるが、町立では45.4%、村立は17.6%にとどまっている（※1）。

一方、市町村合併が急速に進む中、市町村数の減少（平成11年3月31日3,232市町村→平成18年3月31日 1,832市町村）に伴って、数字の上で図書館の設置率は上昇することが予測されている。市（区）町村立図書館の設置率は、平成14年度現在では51.8%であるが、（社）日本図書館協会の推計によれば、平成18年3月末には、69.9%と、18.1ポイント程度上昇すると予測されている。しかしながら、旧町村部を中心に図書館サービスを身近に受けられない地域は依然多く残されており、合併以前は図書館未設置であった地域まで全域サービスを実現し、同一地方公共団体内の地域格差を改善することは緊急の課題である。

② 条件整備の状況

厳しい財政状況が続く中、図書館職員の総数は増加傾向にあるものの、司書・司書補の専任職員数は減少している（専任の司書・司書補 平成11年度7,658人→平成14年度7,528人）（※1）。

図書館資料購入費も削減される傾向にある。1館当たりの平均資料費は、平成13年度から平成17年度までの5年間で、都道府県立では477万円の減（5,727万円→5,250万円）、市（区）町村立では205万円の減（1,211万円→1,006万円）となっている（※2）。

さらに、いわゆる「三位一体改革」の一環として、平成16年度から社会教育に関する補助金が廃止され、図書館をとりまく状況はますます厳しさを増している。

加えて、図書館の状況には、地方公共団体によって大きな格差がある。平成17年度の市（区）町村立図書館における住民一人当たりの資料費の予算額は、平均では228円であるが、約600円の市（区）町村もある一方で、100円に満たない市（区）町村もある（※2）。司書又は司書補の資格を持つ専任職員がいない図書館は約800館（約3割）ある（※2）。年々新しい図書館ができていく一方で、狭隘化、老朽化し、バリアフリー対応が遅れがちな建築後30年以上経過した図書館も821館（30.3%）ある（※1）。

図書館の情報化に関しては、「e-JAPAN戦略Ⅱ」（平成15年IT戦略本部）等により、行政機関、学校、図書館等の公共施設を高速ネットワークで結んだ「地域公共ネットワーク」等の全国的な普及が推進されている。また、IT新改革戦略（平成18年IT戦略本部）では、誰もが気軽にITを活用して学習ができるよう、図書館を始めとする様々な公共施設の情報化を進めるとともに、それら施設においてITを活用した学習等をサポートする人材を配置すること等が盛り込まれている。平成14年10月現在では、コンピュータを所有している図書館は、都道府県立では62館（96.8%）、市（区）町村立では2,457館（92.7%）となっている。しかし、図書館業務のオンライン化等はまだまだ進んでおらず、都道府県立では49館（76.6%）、市（区）町村立では1,567館（59.1%）にとどまっている。

③ 管理運営の状況

図書館の管理運営形態については、地方公共団体が直接運営するほか、平成15年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い指定管理者制度が導入され、民間事業者を含めた法人その他の団体による公の施設の管理が可能となった。また、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、いわゆるPFI法）に則り整備された図書館も開館した。管理運営をめぐる複数の選択肢がある中で、地方公共団体が、地域の実情を踏まえ、住民サービスのより一層の向上という観点から、自主的な判断と責任により適切な管理運営形態を選択することが重要である。

④ 関連法制の動向

社会や国民の意識の変化に伴い、図書館に求められる役割も多様化してきているため、法制度の整備が行われ、その機能の明確化や、事業の充実が図られている。

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成14年8月閣議決定）においては、図書館は、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、ボランティアの参加の促進、障害のある子どもに配慮した図書館サービスの充実により、子どもの読書活動の推進に努めること、また、必要な図書資料の計画的な整備及び児童室等子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等に努めること等が求められている。さらに、同法律においては、都道府県及び市町村は、それぞれ「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされており、平成17年3月現在で、45都道府県、184市町村で策定されている。

一方、文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）においては、市町村は、必要な数の図書館の設置及び適切な配置に努めること、国及び地方公共団体は、司書等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずること等が規定されている。

（※1）出典：社会教育調査報告書（文部科学省）

（※2）出典：日本の図書館 統計と名簿（(社)日本図書館協会）

(2) 社会の変化

今日、我が国においては、財政難、少子高齢化や地方分権、国際化の進展等の様々な課題や変化に直面しており、これらの課題解決のため、多角的な視野からの様々な知識や情報が必要となっている。特に、地方公共団体においては、地域の状況に応じた独自の政策立案が求められている。

また、様々な制度の変化が激しく、技術の革新も急速であるため、社会人の持つ知識が急速に古くなり、必要な知識の範囲も広がり、新たな知識を常に学習し続けることが必要となっている。さらに、雇用制度や雇用形態の多様化により、職業生活の中で職業上の知識や技術を学び直すことがたびたび必要になっている。

このような状況の中、今後の社会では、自己判断・自己責任の傾向が強まると考えられ、適切な判断を行うには、判断の参考になる情報を収集し、絶えず学習することが必要となる。そのためには、必要な知識や情報が適切に入手できるような環境の整備が不可欠である。

しかし、大都市圏とそれ以外の地域では、大学、書店、試験研究機関、博物館等情報の拠点となる諸機関やそれに関わる人々の数、産業、教育、文化等に関するイベント等の情報提供機会に格差があり、それが入手できる情報の格差にもつながっている。このことは、個人や団体が判断する際

の情報収集活動を妨げ、その結果、地方分権下での地域の発展に支障をきたすおそれがある。

情報入手の方法としては、出版物やインターネットの利用があるが、出版物は、図書だけでも年間7万点以上出版されており、全てを個人で利用することは困難である。他方、近年、インターネット上で公開される情報が増加しているが、あまりに情報量が多く、真に必要な情報にたどり着けない場合があるほか、信頼性や安定性に問題があるものもあり、体系的な情報を得にくい状況にある。また、図書や雑誌でその内容がインターネット上で公開されているものはごく一部にとどまっている。平成16年末におけるインターネット利用人口は7,948万人、人口普及率は62.3%（平成17年情報通信白書）と普及が相当進んでいるが、インターネットの利用機会や活用能力には相当の格差があり、その是正を図るため、公共機関が、利用機会の提供や情報リテラシー^{*3)}教育を行うことが必要となっている。

この他、子どもや青少年が豊かな心を持ち、健全な精神の発展を遂げ、情報を収集し活用する能力や読解力を身につけることができるように、幼児期からの読書習慣の形成と読書環境の整備が求められている。

2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点

図書館法（昭和25年法律第118号）第2条では、図書館は、図書等の必要な資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされている。また、第3条では、これらを実現するための具体的な「図書館奉仕」（図書館サービス）の内容が定められており、職員が「図書館資料の利用のための相談」に応じ（レファレンスサービス）、「時事に関する情報及び参考資料」を紹介・提供すること等についても定められている。

1960年代後半に始まった貸出重視の図書館サービスにより、図書館の数と規模、所蔵資料の蓄積と職員数の増加、図書館利用の飛躍的な増大等がもたらされた。しかし、図書館法で掲げられている調査研究への支援やレファレンスサービス、時事情報の提供等は未だ十分とはいえない。これからの図書館は、従来のサービスに加えて、これらを始めとするサービスや情報提供を行うことによって、地域の課題解決や地域の振興を図る必要がある。それが、社会教育施設としての図書館の新たな役割であり、この役割を果たすため、これからの図書館サービスに求められる新たな視点を順次以下に述べていく。

(1) 図書館活動の意義の理解促進

図書館は、出版物に発表された正確で体系的な知識や情報を提供するとともに、インターネット上の多様な情報源の利用の機会を提供することができる。図書館はこれらの様々な資料や情報を分類・整理・保管し、案内・提供するとともに、あらゆる情報を一箇所提供しうる「ワンストップサービス」機関であり、職員がそれを求めに応じて案内する点に大きな特徴がある。あわせて、これらの情報を利用するための情報リテラシーを育成する役割を持っている。

図書館は様々な主題に関する資料を収集しているため、課題解決や調査研究に際して、どのような課題にも対応でき、どのような分野の人々にも役立つ施設であり、また、関連する主題も含めて広い範囲でとらえ、多面的な観点から情報を提供することができる。

ところが、住民や地方公共団体関係者には、図書館は「本を借りるところ」、図書館職員は「本の貸出手続きをする人」、図書館では「本は自分で探すもの」と考えている人が少なくない。小規模な図書館では、小説や実用書が中心で専門書は少ないところもあることから、図書館一般をそのよう

な施設だと考える人もあり、図書館の持つ力や効用はあまり理解されていない。

図書館サービスの内容や、図書館の存在意義についてまだ理解が進んでいないのは、図書館関係者による努力が必ずしも十分でなかったためと考えられる。広く理解を得られるよう、図書館のサービスと活動の内容を見直し、そのことを周知することが必要である。

具体的な取組としては、まず、地域社会の現状を把握し、生活や仕事の上で様々な課題があることを認識した上で、図書館がどのように役に立つのかをわかりやすい形で明らかにする。そして、図書館が地域の課題解決や調査研究を支援できるようサービスや運営を改革し、地域の人々に図書館の利用を働きかけていくことが必要である。その際には、図書館を利用していない住民に対しても積極的に働きかけを行うことや、身体的、距離的、時間的などの様々な理由により図書館の利用が困難な人々を対象としたサービスも積極的に行うことが重要である。

あわせて、地方公共団体関係者をはじめとして、広く関係者に図書館の意義について積極的にアピールを行うことが必要である。特に、時々々の行政課題に図書館がどう役に立つのかを検討し、地方公共団体の行政部局に対して図書館側から積極的に提案していくことが求められる。「行政にも役立つ図書館」としてアピールすることにより、図書館政策が自治体行政の基本的な政策体系に位置づけられるよう、努力していく必要がある。

こういった取組の実績をもとに、例えば、「困ったときには図書館へ」、「分からなければ司書に訊け」というようなキャッチフレーズを広めて、それが住民や地方公共団体関係者の意識に浮かぶように、また、「役に立つ図書館」として認知してもらうよう努めていく必要がある。

(2) レファレンスサービスの充実と利用促進

利用者が、求めている資料を的確に探し出し、あるいは短時間で調査の回答を得るためには、レファレンスサービスの活用が不可欠である。特に調査研究においては、レファレンスサービスを通じた雑誌記事や新聞記事の検索と提供が必要である。

しかしながら、レファレンスサービスを図書館が提供していることはあまり知られていない。その原因として、レファレンスサービスの提供体制が不十分な図書館が多いことが考えられる。全国の公立図書館のうちの中心館でも、独立した専用カウンターを設置している図書館が13%、貸出カウンター内に窓口を設けている図書館が10%にとどまっている。市立図書館では、これらのカウンターや窓口がない図書館が65%にのぼっている。また、専用カウンターや窓口を設置している図書館でも、市立では2割(20%)、町村立では7割(66%)近くが職員を配置していない。(数値は「2004年度公立図書館におけるレファレンスサービスの実態に関する研究報告書(全国公共図書館協議会)」による。)

このように、専用カウンターを設置している図書館が少なく、設置している場合でも、2階の参考図書室や奥まった位置にあることが多い。レファレンスサービスの存在を知る利用者が少なく、実際の利用も少なかった原因の一つはここにあると考えられる。

レファレンスサービスが十分に行われてこなかった理由としては、このほか、図書館サービスが貸出冊数や利用者数等で評価されてきたことや、参考図書や雑誌が少なく図書中心の蔵書構成であること、すべての職員があらゆる業務を一律に行わなければならないという意識があり、レファレンスサービス担当者を置くことに対する消極的な姿勢があったこと等が考えられる。

今後は、貸出サービスのみを優先することなく、レファレンスサービスを不可欠のサービスと位置づけ、その利用を促進するような体制と環境を用意することが必要である。そのためには、専用

デスクを設置して、確実に職員を確保することにより、職員の能力の向上を図るとともに、利用状況やサービスの質の評価を行い、改善を図っていくことが求められる。

実際に行われているレファレンスサービスの改善例として、「本の案内」等の専用デスクを入口付近に設けて気軽に質問できるようにし、わかりやすい表現やサインを用いるなどの取組がある。また、レファレンスサービスがどう実生活に役立つかが分かりにくいいため、行政支援、学校教育支援、ビジネス支援等のサービスの中でレファレンスサービスを実施し、利用を促進することも考えられる。

また、図書館に来館しにくい人や勤務時間後に図書館の利用を望む人のために、電話、ファックス、電子メールでレファレンス質問を受け付け、学校、行政部局、市民団体、商工団体等の組織に対して広報することも必要である。

レファレンスサービスを効率的に行うには、インターネット上で公開されている図書、雑誌記事や新聞記事等のデータベースのほか、各種の機関や団体が公開している情報源の活用が不可欠である。利用者が文献を調べたり調査を進めたりできるようにするための手引き（パスファインダー）を作成し、講習会を開催することも必要である。

(3) 課題解決支援機能の充実

これからの図書館には、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活をおくる上での課題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実が求められる。課題解決支援には、行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子育て支援等が考えられる。そのほか、医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスが必要である。

課題解決支援機能を充実させるためには、利用者が直面する課題や問題を的確に捉え、市販の図書や雑誌だけでなく、地域資料や行政資料等も含め、その解決に必要な資料や情報を広範囲にわたって調査し、確実に収集することが重要である。サービス面では、基礎的なサービスとして、貸出、リクエストサービスのほか、レファレンスサービスの充実が必要である。課題解決支援において特に重要なのは、資料や情報をそのまま提供するだけでなく、利用者が有効活用できるよう分類、目録、排架、展示等の組織化に配慮し、付加価値を高める工夫をすることである。具体的には、関連資料の案内図やサインの整備、テーマ別資料コーナーや展示コーナーの設置、文献探索・調査案内（パスファインダー）やリンク集の作成などがある。関係機関や団体との連携によって講座や相談会等も開催できる。これらの活動についてホームページを用いて情報発信すると効果的である。

また、図書館が持つこうした機能を広く周知し、地域や住民の課題解決に役立つ機関であることをアピールすることも重要である。受け身で利用者の来館を待っているだけでなく、積極的に情報発信を行う必要がある。これらの課題解決支援を効果的に実施するには、地域の関係機関や団体との連携・協力が不可欠である。

事例1 ビジネス支援サービス（静岡市立御幸町図書館）

静岡市立御幸町図書館は、静岡市中心部にあるビルの4・5階に入っている。また、6階は産学交流センターで、立地上、利用者層は成人男女および高校、大学生が多い。

ビジネス支援については、「あらゆる分野がビジネスに関わりを持っている」との考えに基づき、他

の分野の書架から切り離されたコーナーは存在しない。そのかわり玄関ホールが目立つ位置に手作りのパネルとパンフレット類の展示を中心とした、大きな展示専用棚を設け、主に、データベース、起業情報、経営情報を提供している。

現在（平成17年1月）は、「進化する企業のかたち」と題し、新会社法、M&A、企業の社会的責任に関する図書やパンフレットの企画展示を行っている。「起業本」「商標が熱い」「苦情・クレーム対策」「会計入門」などのポップ（目に留まるように描かれた文字）が並び、新聞の切り抜きやブックリストと一緒に、数冊から数十冊の図書が表紙を見せて展示してある。これらのミニコーナーは、1か月から2か月のサイクルで機動的に交替している。

6階の産学交流センターとは、共通の愛称「B-nest」の下、強力な連携体制を築いており、産学交流センターに起業や経営の相談に来た利用者が、相談員の判断により図書館に案内されるケースが多い。逆のケースもある。こうした相談事業の連携を「相談事業のシームレス化」と位置づけて重視している。最近の相談事例としては「地元のバス会社の利用客数・バス保有台数等を知りたい」「小売店の業務マニュアルを作る参考になるものがほしい」「静岡県・市の下駄の生産量を知りたい」などがあった。

また、産学交流センターでは、一般的なビジネス支援の講座を実施しているが、図書館では、同センターと図書館双方のPRを意図して、講座のテーマに関連する図書・雑誌・ウェブサイト・データベースを紹介するパスファインダーを作成し、館内で講座のチラシと一緒に配布すると同時に、講座の受講者にも配布した。

ビジネス支援の典型的なニーズは、①起業・副業に興味がある、②個人投資に興味がある、③就職・転職・資格取得・スキルアップに興味がある、④自分の今の職業に関連して、もっと知識を増やしたい、⑤直接自分が関わっている仕事についてピンポイントで知りたいことがある、といったものであり、このように多様な利用者に対して、その要望に応えられるような資料収集の方針が必要と考えている。

なお、図書館としては、ビジネス支援を図書館単独で行うのではなく、あくまでも産学官連携の枠組みの中で独自の役割を担っている。連携先である産学連携センターとは、隔週で担当者レベルの打合せを行っている。また、市観光課及び観光協会から随時資料の提供を受けるとともに、観光情報サービスの拠点として図書館を位置づけることについて観光課と協議を進めており、これもビジネス支援の一つと考えている。

(4) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備

情報化の進展に伴い、電子媒体の利用を進め、印刷媒体とインターネット等による電子媒体を組み合わせて利用できる図書館（ハイブリッド図書館）を目指すことが緊急の課題となっている。図書館をハイブリッド化することにより、レファレンスサービスや課題解決支援機能の充実を図ることができる。また、小規模な図書館でも、国立国会図書館が提供するデータベースや、国・都道府県レベルの総合目録データベースや横断検索システム等を活用することにより、豊富な情報の提供が可能となる。

図書館は、業務をオンライン化し、インターネット端末を設置し、データベースを含むインターネット上の情報を活用するとともに、ホームページを開設し、まず図書館の利用案内やお知らせ、所蔵目録（Web-OPAC^{*41}）、リンク集などを整備する。さらに、文献探索・調査案内（バス

ファインダー)、レファレンス回答データベース、地域資料索引、関係団体・機関リスト等の独自のコンテンツを作成するなど、館の実状に応じて計画的・段階的にホームページを充実することによって、多様な情報源への入口としての「地域のポータルサイト*5)」を目指す必要がある。

先進国の図書館では、図書館のインターネット端末から各種データベースを活用できるほか、利用者が自宅や職場のコンピュータから図書館へアクセスして、利用許諾を得ているデータベースを利用することができる。韓国やシンガポールでも、データベースや各種ソフトウェアの提供、電子図書の普及等、ITを活用したサービスが急速に充実してきている。

また、携帯電話も含めた電子メールによるレファレンスサービス、メールマガジンの配信など、積極的な情報発信も充実すべきである。

電子情報の活用により、障害者等の図書館への来館が困難な人々にとっても情報を活用できる範囲が広がり、自立の促進につながることを期待されるため、そのような観点からも取組を進めるべきである。

さらに、今後は、行政機関等が発行する電子情報を整理・保存し、デジタル・アーカイブ機能を志向することも、図書館の重要な役割になっていくと考えられる。

以上のようなIT化の進展に伴い、住民がこれを十分活用できるようにするため、利用の案内・支援や、他の社会教育施設等と連携して情報リテラシーの向上を目指した講座の充実を図ることも図書館の重要な役割である。

事例2 ハイブリッド図書館（千葉県光町立図書館）

光町立図書館では、平成12年12月からインターネットによるサービス提供を開始した。情報発信用のサーバを図書館内に配置し、情報発信の根幹部分となるホームページとメールマガジンを中心に構築し、さらにブログを活用して情報更新の頻度と幅を広げている。

情報発信は、身近な情報を中心に新刊図書、新着資料情報の提供などを行っている。情報の鮮度を保つことを第一義とし、主に次のコンテンツを随時更新している。

☆メールマガジンの配信

配信頻度は週1回で、内容は新刊書の刊行予定と新着資料案内を中心に、行事案内やお知らせ、資料情報へのリンクなどを掲載している。

☆テーマによる所蔵リストの提供

季節の出来事やニュース記事、図書館の行事などに関連した所蔵資料の情報提供を行う。

☆最新の話題へのリンク

身近な話題へのパスファインダーとして「生活に必要な本と情報源のリンク」のページを作成している。行事案内や本の紹介などでは、最新のニュースに機動的に対応するため、ブログも活用しつつサービスを展開している。

この他にも、ホームページ上に予約やレファレンスの窓口等を設置している。

今後は、ブログの活用を進めていく。図書館内だけでなく、必要な時にいつでもどこでも情報を発信できる手段として、利用価値がかなり大きいと考えている。現在、試行錯誤を繰り返しつつ、利用範囲の検証を進めている。

※「光町」は、市町村合併により平成18年3月27日に「横芝光町」に変更。

トピックス：韓国やシンガポールで急速に進む図書館のハイブリッド化

東アジア諸国では、ITを活用した図書館サービスが急速に発展している。

韓国では、国立中央図書館、国会図書館、韓国科学技術院、韓国科学技術情報院等8つの機関が参加し、70の多様なデータベースを共同利用し、統合検索ができる「国家電子図書館」(<http://www.dlibrary.go.kr>)が構築されている。

このうち国立中央図書館では、学術書等の原文データベースを作成・提供し、各公立図書館の端末を通じて無料で閲覧・プリントアウトできる。これは、国立中央図書館が出版団体と交渉したことにより実現したもので、出版後5年以上経過した著作物は、国立中央図書館で無料で電子化できるとされた。一方、出版後5年以内の著作物については、著作権を一元的に管理している「複写電送権管理センター」に所定の金額を支払うことにより電子化やプリントアウトを行うことができる。また、韓国教育学術情報院(KERIS)では、学術雑誌の電子化や修士以上の学位論文のウェブ上での全文公開等を行っている。その他、各公立図書館でも、各種の地域資料について原文データベースや地域に関する新聞・雑誌記事索引データベース等を作成・提供している。

公立図書館によっては「デジタルライブラリー」が設置され、インターネットサービスのための端末が複数台(10台～100台程度)用意されている。デジタルライブラリーでは、インターネット利用のほか、上記の多様なデータベースやeラーニングのコンテンツ等の閲覧ができる。また、利用者は自宅からインターネットを通じて閲覧席を予約することができるほか、外国語自動翻訳、朗読、電子音声情報などのソフトウェアも使用することができる。

こうしたハイブリッド化に対応するため、図書館職員の研修も奨励されており、研修に応じてポイント(点数)を取得し、それが職場での昇進や昇給に反映される仕組みが用意されている。大学院に入学して、高度な知識を身につけようとする職員も多いようだ。

また、シンガポールでは、商用データベースを含めた各種のデータベース(約80種)を国立図書館が一括でライセンス契約しており、利用者は、国内の各公立図書館の端末で、格安の使用料(1分3セント(平成18年2月現在))で閲覧できる。しかしながら、インターネットで情報が得られるからといって図書館利用者が減少することはない、館内は、図書館資料を閲覧するとともに、パソコンにも向かう利用者で賑わっている。

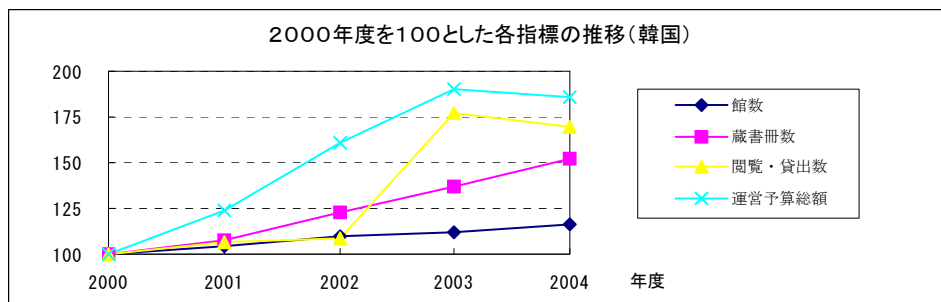
なお、シンガポール国立図書館庁(National Library Board)では、近未来の図書館像を描いたLibrary 2010(<http://www.nlb.gov.sg/CPMS.portal>)をまとめ、図書館振興を図っている。

○韓国とシンガポールの図書館整備状況

〔韓国〕

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
図書館数(館)	420	437	462	471	487
蔵書冊数(図書のみ)(万冊)	2,516	2,697	3,097	3,447	3,842
閲覧・貸出数(万冊)	10,161	10,873	11,007	17,967	17,270
運営予算総額(百万ウォン)	186,449	231,516	300,715	354,576	345,624

注) ・自治行政部所管の公共図書館及び教育庁所管の公共図書館を対象とする。ただし、国立中央図書館は含まない。
・年度末は12月31日。

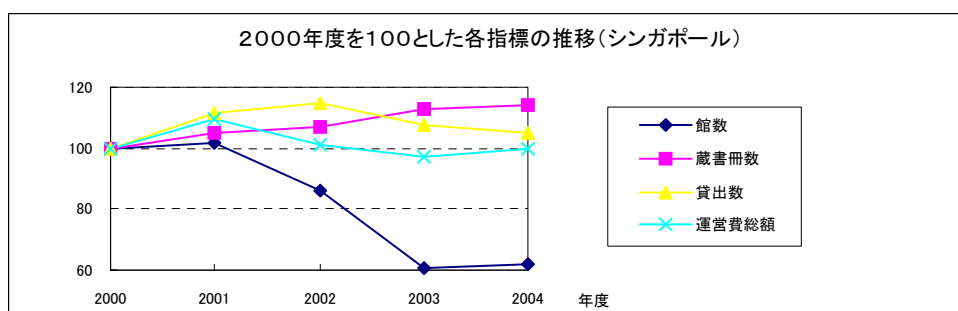


〔シンガポール〕

年 度	2000	2001	2002	2003	2004
図書館数(館)	66	67	57	40	41
蔵書冊数 (図書(万冊) + 定期刊行物(万点))	702	738	752	790	800
貸出数(万冊)	2,503	2,795	2,867	2,696	2,634
運営費総額(決算額) (百万シンガポールドル)	165	181	167	160	165

注) ・国立図書館, 地域図書館, コミュニティ図書館, コミュニティ子ども図書館を対象とする。

- ・図書館数が2001年度以降減少しているのは, 図書館(コミュニティ子ども図書館)の定義に変更があったためと考えられる。
- ・年度末は, 3月31日。



(5) 多様な資料の提供

これまでの図書館は, 図書の提供が中心であったが, 今後は, 図書だけでなく, 雑誌記事や新聞記事も重視することが必要である。また, 地域資料や, 地域の機関や団体が発行しているパンフレットやちらしを提供することも, 地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要となってくる。

雑誌に掲載される記事や論文の特徴として, その時々に関心の高いテーマを取り上げている, 記事の件数や著者の数が多い, 単行本に収録されない情報が多い, 詳細な主題検索が可能である, バックナンバーは書店では入手しにくい等があり, 調査研究や課題解決支援に不可欠である。

地域資料には, 活字資料以外にも写真, 8ミリ・16ミリ映画, ビデオ, DVD等の映像資料や音声資料等があり, 地域の様子や生活の姿を具体的に記録することができる。しかし, これまで組織的, 系統的に保存されていなかったため, 歴史博物館や郷土資料館等と連携しつつ, 図書館でも系統的に収集する必要がある。また, 郷土史, 地域文化など地域に関する資料を作成し, 出版する役割を担っていくことも必要である。さらに, これらの地域資料を電子化して保存し, デジタル・ア

一カイク機能の一環として広範囲に利用できるよう情報発信することも重要である。

講座やセミナー等は、最新の文献を紹介・解説するとともに、まだ資料になっていない最新の知識を提供し、参加者が抱えている問題への回答を直接行える点で情報提供の一環としてとらえることができる。

事例3 地域情報の提供（茨城県伊奈町立図書館）

伊奈町立図書館では、「地域資料コレクションの整備と充実」を館の特徴の一つとして掲げ、開館当初から町と茨城県南部地域に関する資料を積極的に収集してきた。

とりわけ平成17年8月に開業した鉄道「つくばエクスプレス（以下TX）」関連の資料は、特に意識して収集してきた。駅の新設により町が大きな歴史的転換点を迎えると予測されたことと、町村合併が町の重要課題となることが想定されたためである。TXの開業が近づく中、鉄道会社、自治体、不動産会社などから、情報がバラバラに発信されていたため、図書館こそが、住民に様々な視点から公平な情報提供を行える唯一の場所になり得ると考え、鉄道やまちづくりに関する資料をさらに重点的に提供することとした。具体的な取組は以下の二つである。

☆新聞記事に見る伊奈町&TX&合併

新聞から、伊奈町、TX及び伊奈町の合併に関する記事を毎日クリップし、目録データ化したもの。平成9年5月より開始し、ホームページでも公開している。県域紙2紙と全国紙1紙を対象とし、毎週月曜日に更新される。新聞記事索引のデータは地域関連のレファレンス時に大変役立っている。利用者からも「こんな便利なものを図書館で作っていたのか」との反応があり、新聞記事以外のレファレンス依頼の増加にもつながっている。

☆TX&伊奈町行政情報&合併情報コーナー

平成15年1月より設置。TXや行政・まちづくり・町村合併等に関する資料を展示している。鉄道会社の広報紙、行政資料、図書、雑誌、新聞記事の原本、広報用や関連イベントのパンフレット、ポスター、ちらし、ビデオ、駅工事の写真、沿線全ての自治体の住宅地図等を収集対象としている。入口から最も目立つ場所にある柱の四方に、会議用机とパネルを設置し、コレクションの一部であるポスター、地図などでディスプレイを施し、様々な視点から歴史的経緯が概観できるようにした。書籍や雑誌はブックエンドで表紙を見せるなどの工夫をし、該当ページに付箋を貼って興味を喚起した。チラシ等配布物の提供も行っている。

伊奈町立図書館は、正職員5名、臨時職員8名の少人数ではあるが、コツコツと、しかし徹底的に資料を集め公開したこと、また、TXという誰にもわかりやすい素材を前面に出したことで、地域情報を収集して発信するという、図書館の機能・存在を住民や行政に知ってもらえることができた。

※伊奈町は、市町村合併により平成18年3月27日に「つくばみらい市」へ変更。

(6) 児童・青少年サービスの充実

子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにするため、学校との連携を図りつつ、図書館の児童サービスを充実することが必要である。

平成15年（2003年）7月にOECD（経済協力開発機構）が実施したPIISA調査（生徒の学習到達度調査）によれば、我が国の15歳児の読解力（自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力）は、世界第14位で、前回（2000年）順位8位から大きく低下し、点数はOECD平均程度まで低下して

いる。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。また、読書を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力を涵養することができる。未来を担う子ども達がこういった力を身につけることは、我が国の継続的な発展のために大変重要である。

文部科学省が実施した調査によれば、子どもの読書活動について、保護者が子どもに「家に本をたくさん置く」「図書館へ連れて行く」等の支援をしている場合、それらの支援をしていない場合と比較して、本を読むことが好きと回答した児童・生徒の割合が5%以上高くなっている。また、子どもの読書活動を推進するために必要なこととして、地域では「公共図書館における児童コーナーの設置や児童書の充実」、家庭では「本のことについて話をする」、「図書館へ連れて行く」等が多くあげられた。

なお、前述の「生徒の学習到達度調査」で読解力が第1位のフィンランドでは、読書を積極的に推進しており、人口当たりの図書館数が多く、図書館利用率が非常に高いと言われている。

青少年に対しては、これまでヤングアダルトサービスが行われてきたが、このサービスを普及させるとともに、不登校などの問題を抱えた青少年に対しても、地域全体の取組の中で図書館として必要な支援を行っていく必要がある。読書離れが進む中学生や高校生への対応として、図書館で本に関する案内や助言が行われることが望ましい。また、読書会の開催など本をめぐる意見交換の場を提供することも効果的である。

児童・青少年サービスを効果のあるものとするためには、PTAや子ども会、児童会等子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携が必要であり、図書館では、それらを対象とした研修会を実施することも必要である。

事例4 ヤングアダルトサービス（鳥取県倉吉市立図書館）

倉吉市立図書館では、一般や児童とは別に、独立したヤングアダルト資料収集方針を作成し、資料収集を行っている。読み継がれた資料、大人や教師が薦めたい資料だけでなく、現在の若い人に支持されている資料にも重点をおき、資料収集している。

当館では、ヤングアダルトサービスとして、講演会及びテーマ展示、中・高校生による本の紹介の作成、学校との連携（団体貸出、朝の読書用セット貸出、授業への講師派遣（読み聞かせ指導、情報検索指導）、職場体験受け入れ、ブックトーク）等の取組を展開している。ここでは特に特徴的な取組として、「ヤングアダルト向けとしょかんNEWS」の発行について紹介する。

☆ヤングアダルト向けとしょかんNEWS

ヤングアダルト層に図書館をPRするとともに読書に関する興味を深めてもらい、情報交換の場を提供することを目的とし、平成15年7月から年4回発行している。図書館カウンター、市立中学校、市内文房具店などで無料配布し、ホームページでも公開している。また、読者投稿用の箱を図書館、市内文房具店等に配置し、イラストや特集コーナーへの参加作品を募っている。

編集委員は、図書館職員と中高生ボランティアからなる。中高生ボランティアは、現在3人で、特集のテーマや紹介する新着図書の選定、本文の作成、HP編集作業や紙面上のイラスト提供等を行う。基本的な運営はボランティアの自主性に任されており、図書館職員はアドバイスや校正を行っている。

ボランティアの募集は、当紙のほか、学校図書館に募集ポスターを掲示し、呼びかけている。

当紙を発行した平成15年度は、中学生の総貸出冊数が前年度比120%の伸びとなった。特集「図書館へ行こう！」や毎号の新着図書紹介が利用増につながったようだ。

(7) 他の図書館や関係機関との連携・協力

① 図書館間の連携・協力

図書館は、相互に連携協力することによって、図書館サービスを拡大・発展させ、運営の効率を向上させることができるため、連携・協力をさらに拡大するべきである。

現在、都道府県立図書館による域内市町村立図書館への支援は、すべての都道府県で実施されているが、近隣の市町村間においても連携・協力の仕組みを構築していくことが望ましい。都道府県立図書館を中心とする図書館資料の横断検索システムは、現在、全公立図書館の約3割でしか整備されていない。また、相互貸借が行われていても、利用者が入手できるまでに1～2週間かかる場合もある。これを実効的かつ魅力あるサービスとするためには、できる限り短期間で利用者に届けることが必要である。今後、横断検索システムの整備を進めるとともに、きめ細かな資料搬送サービスと組み合わせることにより、都道府県内の図書館の資料を十二分に活用して、市町村立図書館等への支援や相互貸借を通じた全域サービスを展開していくことが重要である。

また、大学図書館や専門図書館と協力し、住民が、公立図書館のレファレンスサービスを通じて、大学図書館等の持つ専門的資料を利用できるようにしたり、専門的な質問に対するレファレンスサービスを受けられるようにすることや、大学図書館等において公立図書館が持つ一般書や初級の専門書等の資料を利用できるようにするなど、相互にサービスを利用できる仕組みを整備することも必要である。

こういった取組を進めるためには、図書館間のネットワーク形成、運営の経費負担の在り方等、持続可能な仕組みについて検討を行い、コンソーシアム*⁶⁾の設置や協力協定などの工夫を行うことが必要である。

また、これらの図書館との連携・協力を進める上で、国立情報学研究所が提供するNACSIS-CAT*⁷⁾やNACSIS-ILL*⁸⁾、国立国会図書館の総合目録ネットワーク*⁹⁾やレファレンス協同データベース事業*¹⁰⁾を活用することも効果的である。

事例5 図書館間の連携（三重県立図書館）

三重県図書館情報ネットワーク「MILAI」は、県立図書館の基本方針『すべての図書館をすべての利用者に』に基づき、平成11年3月から本格稼働している。

「MILAI」は、一般利用者が、家庭や職場のインターネット端末から、県内の所蔵データ提供館の所蔵情報をまとめて検索できるシステムである。所蔵データ提供館同士は、他館の蔵書検索のみならず、相互貸借の依頼の送信、応諾の返信を「MILAI」上で行うことができる。また、データ提供館以外でも、加盟している図書館では、県立図書館の資料の相互貸借を「MILAI」上で行える。「MILAI」の利便性が認知されるに従い、データ提供館、加盟館とも年々増加し、平成16年末現在で、所蔵データ提供館は約40館（三重大学付属図書館を含む）、加盟館は約70館（大学・短大・高専を含む）で、検索可能な書誌タイトル数は約300万タイトル、所蔵冊数は約450万冊となっている。

「MILAI」では、平成14年から、一般利用者が活用できる2種類のサービスを開始した。

☆オンライン予約配送サービス（通称名e-Booking）

自宅や職場のネット上から県立図書館の本を予約し受取場所を指定すると、最寄りの図書館や公民館、町村教育委員会などの自分の生活圏内の施設で、資料が借受・返却できる。県内69市町村のうち大部分が受取場所として施設を提供しており、県立図書館の実利用者を全県的に拡げることができた。市町村立図書館では所蔵し得ない専門性の高い図書を、自らインターネットで最寄りの図書館に取り寄せられる利便性から、16年度には年間1万人を超える利用実績があった。

☆オンラインリクエストサービス

このサービスは、相互貸借の依頼機能を一般利用者向けに拡張したものである。サービスを提供する図書館を受取場所に指定すれば、全ての所蔵データ提供館の資料がネット上で予約可能となる。なお、所蔵データ提供館においては、初期費用無しで導入できる仕様となっている。

これらの取組により、三重県立図書館は、バーチャルな大型図書館へと変貌を遂げた。今後は、できるだけ多くの図書館でオンラインリクエストサービスを提供してもらうように働きかけ、すこしずつサービス展開の範囲を拡大していく。また、同時に、個人向けサービスの実施に伴う様々な課題、例えば、e-Bookingの借受・返却場所としてしか市町村立図書館を利用していない利用者を、いかに地域の図書館の利用者につなげるかといった課題等に対応した見直しも図っていく必要があると考えている。

② 行政部局、各種団体・機関との連携・協力

図書館は、地方公共団体の様々な行政部局と連携し、行政を支援していくことにより、行政事務や政策立案の効率化を図ることができる。具体的には、行政事務や政策立案に必要な資料を積極的に収集し、レファレンス質問に回答し、求められた資料を検索して提供することができる。積極的な情報サービスとして、地域や地方自治に関する新聞記事のリスト、関係雑誌の目次をまとめた冊子、関連資料リストを提供することができる。地方公共団体の庁舎内に図書室を設置し、図書館と協力して、各部局が共通して利用する専門書や雑誌、有料データベース等を図書館で収集・提供し、司書が必要な情報を検索して提供する試みも行われている。各部局が購入した雑誌のバックナンバーを図書館が一括管理することもできる。図書館が必要な時に資料を貸し出すので、行政部局は資料を重複して購入する必要がなくなり、コスト削減にも効果がある。その他、行政機関や公的施設、NPO、まちづくり団体、ボランティア等が、その取組や活動を広報するために作成・配布するちらしを積極的に収集・配布して、地域における様々な活動の周知と促進を図ることができる。行政機関が地域課題に関するイベントを行う際にも、関連資料の展示や資料リストの配付を行うことができる。これにより、住民の地域課題に関する理解が促進される。

この他、図書館は、行政部局や各種団体・機関と連携して講座や相談会等を開催することによって、講座等の主題に関する資料を展示したり、資料や情報のリストを作成・配布して紹介することができる。団体・機関にとっては、図書館の集客力や資料や情報を活用でき、図書館にとっては、情報提供機能のアピールができ、来館者が増加するなど、相互に大きな効果が得られる。さらには、そこから人的ネットワークの形成による情報提供の広がりが可能になる。

これらの取組によって、行政部局に対し、図書館の機能の理解促進を図り、図書館が役立つ施設であることを認知してもらうよう働きかけることができる。

事例6 行政支援サービス（鳥取県立図書館）

平成17年10月、鳥取県庁内に地方分権時代の県政の『知の拠点』として図書室が誕生した。地域の自立度を高めるため、職員自ら主体的に施策の企画立案を行う機会が増えていることなどから、職員の業務達成に有効な情報の収集・活用を支援・促進することを目的とする。また、普段から担当業務以外にも幅広い知識・情報を得ることによる県職員としての基本的な資質の向上を促すことも目的の一つである。広さは約50m²、所蔵資料約550点と小規模であるが、隣接する県立図書館の蔵書・司書との緊密な連携の下で運営されている。利用はまだ一部の職員にとどまっていることから、平成18年度には、県職員を対象とした情報活用研修会を、県の自治研修所、県立図書館と連携して開催する予定である。

図書室の具体的な業務内容、設置運営形態は以下のとおりである。

1. 業務内容

①職員が必要とする、政策形成等に必要情報の提供（レファレンスサービス）、②職員に対する情報発信（県政の重要課題等に関するテーマ毎の図書リストの作成等）、③職員の情報リテラシーの向上支援（情報活用研修会の開催等）、④県庁内の資料の組織化

2. 設置・運営形態

① 室の設置…書架、テーブル、図書館システム・庁内LAN端末各1台を設置。

県材杉板の書架など、リラックスした中で新しい着想が浮かぶような空間を演出。

② 運営形態…開室時間は8時30分から19時まで。担当司書1人を中心に、総務課職員数名でローテーション運営。

(8) 学校との連携・協力

子どもの読書活動や学習活動を推進する上で学校図書館の活用が進んでいるが、図書館は、こうした学校図書館の活用が進むよう学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。

具体的には、学校からの依頼に応じて、一定量の図書を長期的に貸し出したりレファレンスサービスを行うほか、学校を訪問してお話会や読み聞かせを行ったり調べ学習を支援するなどの協力が考えられる。また、司書教諭、学校図書館の業務を行う職員の研修への支援や情報提供も必要である。

図書館が学校からの期待に応じていくことは、教育委員会における図書館の存在意義の理解の促進を図る上でも重要である。

事例7 公立図書館の学校支援（千葉県市川市立図書館）

市川市では、「公共図書館と学校とを結ぶネットワーク事業」（教育センター事業）を実施し、市立図書館と学校図書館、学校図書館相互のネットワーク化を図っている。この事業により、蔵書の有効活用が図られ、市内全体が蔵書数140万冊の大きな一つの図書館として機能するようになった。同時に、学校図書館に関わる教育委員会担当課（教育センター、指導課、市立図書館、就学支援課等）間の連携が進んできた。

市川市中央図書館は開館当時から児童サービス部門を独立させ、7名の専任司書を配置して、学校支援を充実させている。現在は、①学習活動に必要な図書資料の貸出（ネットワーク専用図書を整備）、②学級文庫への団体貸出（40冊の読み物セット50組）、③出張お話会、④教職員体験研修や⑤児童生徒

の体験学習等を行っている。

まず、図書の貸出返却のための図書館と学校、学校間の配送は、委託業者が行う。市川市中央図書館を起点に、2台の配送車が全校66箇所を一巡する。毎週2回運行し、貸出期間は4週間、貸出冊数に制限は設けていない。配送による移動冊数は年間6万冊で、このうち市川市中央図書館からの貸し出しは35%を占める。

学校は「学校図書館利用年間計画」を立てて計画的な学校図書館利用を図り、教育センターでは市内全体の図書館利用計画をまとめて活用しやすくしている。

また、学校図書館には、専用のコンピュータが設置され、メーリングリストによる一斉貸出依頼や学校蔵書50万冊・市立図書館蔵書90万冊の検索、インターネット情報の取得・発信等に活用している。また、専用FAX・電話、メールにより、情報交換や情報発信も行われている。この事業により、市内全体の学校図書館が活性化し、子どもの読書活動や学習活動に積極的に活用されている。

(9) 著作権制度の理解と配慮

図書館では、利用者の求めに応じて迅速かつ適切に資料を提供することが重要であるが、その際に著作権制度の正確な理解と著作権者への配慮を怠ってはならない。職員や利用者には、著作権制度の理解が不十分な場合も見受けられることから、図書館では、職員に対して著作権に関する研修を受ける機会を確保することが必要である。また、利用者に対しても、図書館における権利制限の現状やその他著作権の基本的な知識について、情報リテラシーの一環として普及を図ることが望まれる。

特に図書館資料の複製権の制限に関しては、相互貸借資料の借受図書館での複製等について図書館団体と権利者団体によるガイドラインが策定されているところであるが、著作物の円滑な流通を図るため、引き続き図書館と権利者、著作者等の間で協議の場を設け、検討していく必要がある。

3. これからの図書館経営に必要な視点

(1) 図書館の持つ資源の見直しと再配分

「2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点」で提案してきたサービスは、いずれも図書館として本来実施すべきサービスである。今後は、従来行われてきたサービスを続けつつ、それと同時に、これまで不十分であったレファレンスサービス、課題解決・調査研究の援助、時事情報の提供、専門的資料の提供、勤労者へのサービス等を充実させるべきである。

これらを実現するためには、図書館の経営方針や、資源配分の優先順位と比率の見直しが必要である。小規模な図書館であっても、適切な資源配分を行うことにより、充実したサービスを提供できている例もある。

資源配分のための枠組みとしては、図書館法第2条で規定されている「教養、調査研究、レクリエーション」といった目的による枠組みや、「貸出・リクエスト、レファレンス・情報発信」といったサービスの方法による枠組みが考えられる。これらの枠組みの間でバランスのとれた適切な計画を立て、着実に実行することが必要である。

閲覧サービス、貸出サービス、リクエストサービスは、最も基礎的なサービスである。これらのサービスが未だ不十分な図書館もあることから、利用者が求める資料を確実に探索・提供することを重視し、本の案内やレファレンスサービス等の充実を図ることによって、その充実を図ることが

重要である。

(2) 図書館長の役割

図書館を社会環境の変化に合わせて改革するためには、図書館の改革をリードし、図書館経営の中心を担う図書館長の役割が重要であり、今後ますますその重要性が高まると考えられる。

図書館長は、社会や地域の中で図書館が持つ意義や果たすべき役割を十分認識し、その実現に向けて職員を統括し、迅速な意思決定を行うことが必要である。

特に、地方公共団体の首長・行政部局や議会に対して、図書館の役割や意義を理解してもらうよう積極的に働きかけを行うことが必要である。また、図書館職員に対しては、社会のニーズや行政の施策を理解させることによって、それらと図書館サービスの関わりを見出し、結びつけることができるよう配慮すべきである。

教育委員会は、図書館長がこれらの役割を果たすため、実質的に図書館長としての業務を行える勤務体制と権限を確保し、同時に図書館経営について継続的に研修を受けられるように配慮する必要がある。

(3) 利用者の視点に立った経営方針の策定

図書館の経営にあたっては、開館時間の延長や来館が困難な人への対応、利用条件の緩和、利用者の声を運営に反映させる仕組みづくりなど、利用者の視点に立った経営方針の策定や、サービス内容の見直しが必要である。

また、障害者サービス、高齢者サービス、多文化サービスへの取組を引き続き強化していく必要がある。これらのサービスは、図書館によって実施状況の格差が大きく、実施している場合でも、職員全体の理解が不十分な場合もある。このため、各図書館で具体的なサービスの指針を作成し、確実に実現することが必要である。

これらの取組を効果的に行うためには、他の部局とも連携し、地域全体として検討・推進していく必要がある。

(4) 効率的な運営方法

運営コストの削減や司書の業務の生産性の向上など、運営の効率化を図るためには、職員の適正な配置、機械化による省力化、他機関との連携などの方法がある。職員を、資格、勤務経験、教育・研修歴、能力等に応じて適切な業務に配置することによって、業務の効率性を高めることが必要である。

そのためには、司書の担う専門的業務の範囲を定め、それらの業務にどれだけの時間と労力を割くべきかを明確にすることが必要である。司書の専門的業務は、専門的知識と一定の経験年数を必要とするものであり、具体的には、地域社会のニーズの把握、地方公共団体の施策の把握、図書館運営の企画立案、サービス計画の作成、地域の組織・団体との連携協力、地域の課題や要求に応える資料の収集とコレクションの構築、レファレンスサービスと情報提供サービス、貸出サービスの管理、リクエストサービス、利用者別サービス（児童・青少年、行政・学校教育・ビジネス・子育て支援、障害者、高齢者、多文化の各サービス等）の計画の作成と実施、図書館の経営・管理などが挙げられる。

この他にも、個々の職員の能力を生かしつつ、利用者のニーズの変化や新しいサービスに迅速に

対応できるよう、チーム、グループ制などの柔軟性のある組織の導入についても検討が望まれる。

また、BDS^{*11)}、自動貸出機、ICタグの導入など、省力化と経費節減につながる機械化を進めたり、業務の内容に応じて業務委託を進めることも考えられる。

他の図書館、行政部局、学校、各種団体・組織との連携・協力も効率的な運営方法の一つである。他との連携に際しては、まず、図書館が持つ資産を洗い出し、十分認識することが必要である。図書館が持つ資産には、あらゆる主題・分野にわたる資料、資料や情報の検索システム、司書を含む職員、閲覧席や集会室などのスペース、立地条件、土・日曜や夜間等にわたる開館日・時間、地域における認知度、幼児から高齢者までの全ての人々への公開など、これまで蓄積・拡大してきた様々な資産がある。これらは、連携先にとっても貴重な資産と成り得るものである。

(5) 図書館サービスの評価

図書館サービスの評価は、地方公共団体が行う政策評価の一環として位置づけられるようになってきている。図書館サービスの必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、住民に公表していくことが求められている。

評価に当たっては、図書館では多様なサービスが展開されてきていることを踏まえ、これまでの貸出冊数を中心とした評価の在り方を現在の社会のニーズに応じて見直し、多様なサービスに対応した評価の在り方を考える必要がある。また、評価指標には、どれだけの資料やサービス等を提供したか（アウトプット）だけでなく、サービス等を提供した結果として地域や住民に対して実際どのような成果をもたらされたか（アウトカム）を表す指標が必要である。さらに、設置者と住民、図書館と連携協力する諸機関の三者の視点からの評価が必要である。

具体的な評価指標の例としては、従来から用いられている貸出冊数や利用者数に加え、レファレンスサービス件数、ホームページアクセス数、集会・行事講座等の開催状況及び参加状況、利用者の満足度（各種図書館資料、各種サービス、利用環境等）等がある。また、あわせて本報告書参考資料「3. 図書館サービスの指標の例、及び人口段階別の上位の数値」に掲げる指標及び数値も、その参考になると思われる。これらを自館（地方公共団体）において時系列で分析したり、他の類似の図書館（地方公共団体）と比較したりすることで、自館の実績を相対的に評価することができる。

評価は、実施するだけでなく、その結果を確実に業務の改善に結びつけていくことが重要である。評価結果を踏まえて業務の改善方針や計画を策定し、図書館協議会の協力を得つつ定期的に見直すことが必要である。

事例8 活動の評価（神奈川県立図書館）

神奈川県立図書館では、平成14年度から活動評価のための取組を始め、以後、毎年実施している。評価の目的は、「業務の改善」と「利用者（住民）への説明責任を果たすこと」である。また、同時に県民へのPR効果も狙っており、指標選定の際にもそれを意識している。

平成16年度は、年度当初に数値目標を定め、それに対応して評価を行った。目標と基本指標は次のとおりである。

目標1 付加価値の高い情報発信

基本指標：レファレンス・サービス総件数、集会活動の参加者数及び講座等開催回数、職員研究

活動及び成果発信件数

目標2 ネットワークのセンター的機能の強化

基本指標：市町村立図書館職員等対象の研修参加人数

目標3 資料・情報の提供サービスの充実

基本指標：入館者数及び文献複写枚数、資料貸出数（個人貸出数及び図書館等への図書貸出数）、ホームページへのアクセス数及びOPACアクセス数

数値は対前年で比較し、数値比較と変化要因を分析し評価した。結果はA B C Dの4段階で表し、評価から導き出された「改善点」もあわせて示した。なお、16年度版は前年までと比較し、目標・指標・報告書ページ数とも大幅に縮小した。業務の時間を割いて作成するのだから、できるだけ短時間で役に立つもの、県民へのPR度の高いものを作るべきと考えている。

このほか、同館では県政モニターへのミニアンケートと来館者アンケートの2つの満足度調査を実施した。アンケートでは、満足度だけでなく期待した水準も尋ね、そのギャップを測定した。図書館を利用しない理由を尋ねる質問も加えた。また、平成17年度はグループインタビューも実施している。

今後の課題は、国立国会図書館で策定している評価や基準等も参考に、評価基準を作り上げていくこと。レファレンスサービスは質の評価が難しく、量的な評価も、館によって基準が異なっている。また、協力事業については、協力貸出・協力レファレンス・市町村立図書館職員研修等々複数の業務を総合的に評価する必要がある、今後研究していく予定である。

(6) 継続的な予算の獲得

一定の図書館予算を毎年確保し、新規資料の継続的な収集やレファレンスサービスの充実、電子情報の充実を図ることによって、はじめて住民のニーズに応えられる高いレベルのサービスを維持し、利用の増加をもたらし、それによって地域社会に貢献することができる。このような図書館予算の継続・増額のためには、図書館への投資によってどのように社会がより良く変化するかを明確に示し、地域社会から評価を得る必要がある。あわせて、そのような図書館となるための具体的な行動指針を作成し、すべての職員に周知し、実行する必要がある。また、中長期的な視点から、図書館の改革や機能の拡大を図り、それに伴う予算要求の方針を検討し、図書館内で共通理解を得ておくことも重要である。これらの取組を通じて、図書館職員は、図書館サービスとそれに投入された予算がどのように住民や地域社会の向上に寄与するのかを理解することができる。

(7) 広 報

図書館の活動や事業、イベント等を広報する主な媒体は、地方公共団体の広報誌である。住民及び行政関係者を対象に、図書館の多様な機能を紹介することが必要である。また、広報誌以外に、学校、市役所、社会教育施設、商工団体、市民団体等の組織・団体に対して個別に広報することが重要である。組織・団体と協力し、その構成員に対して広報を行うことは、費用がかからず、多くの人々にアピールする上で効率的であるだけでなく、連携のきっかけにもなる。また、ホームページによる広報は、最新の情報をその都度提供できる、十分な量の情報を提供できる、日頃の地道な成果を広報できる、人々の目に触れる機会が増える点で効果的である。

広報は、対象を絞って実施することが重要である。個人（成人、子ども等）、民間団体、行政関係者、地域の報道機関等の対象に応じて、どのようなことに関心や興味を持つのかを検討し、媒体や

手法、重点的に広報する点等を工夫することが必要である。

とりわけ地方新聞社やテレビ局などの報道機関を通じた広報は、事業、イベントなどを広報する上で大変効果的であり、積極的に活用すべきである。日頃から図書館活動を紹介し、イベントや話題になる出来事について案内するとともに、わかりやすく簡潔で記事を書きやすい広報資料を作成して配布することが必要である。

また、遠隔地の住民や、様々な理由によりこれまで図書館を利用していなかった人に対しても遠隔地サービス等を積極的に広報するなど、図書館職員は、これまでの「待ち」の姿勢から意識を転換し、新たな利用者を開拓するために図書館側から積極的に働きかけを行うことが必要である。

(8) 危機管理

図書館では、飲食、大声、異臭、泥酔、わいせつ行為、つきまとい、暴力、暴言等の迷惑行為や、盗難（利用者の持ち物、資料切取・持出）、事故（館内、自転車置き場等）、個人情報の流出などのトラブルが発生している。また、地震、水害、豪雪等の自然災害や火災等の災害も発生している。

このような危機を回避し、被害を最小限にとどめるためには、徹底した予防策を講じるとともに、危機管理マニュアルを作成し、危機発生時に誰がどう行動するかを明確にしておくことが必要である。各地方公共団体で災害危機管理マニュアル等を作成しているが、これとは別に、図書館独自で、図書館の特徴を考慮し、館内外で発生が想定されるあらゆる事態に対する危機管理マニュアルを作成する必要がある。

これらの危機管理マニュアルについては、職員全員が把握するとともに、定期的な訓練を実施し、危機発生時に迅速かつ確かな対応ができるようにしておかなければならない。さらに、訓練等を通じて定期的の実効性を検証し、必要な改善を図ることが必要である。加えて、自館や他館で発生した事態に対する対処方法・実績等の情報を共有し、マニュアルの更新に努めることも必要である。

(9) 図書館職員の資質向上と教育・研修

① 図書館職員の資質向上

社会の変化に対応して図書館を改革するには、図書館職員が意識を改革し、自身が持っている図書館の古いイメージを払拭するとともに、図書館が住民の学習や地域課題の解決に貢献できる力を持っていることをアピールする能力を身につけることが必要である。そのためには、司書の養成課程や研修において、地域社会の課題やそれに対する行政施策・手法、地域の情報要求の内容、図書館サービスの内容と可能性を学び、情報技術や経営能力を身につけ、さらに、コスト意識や将来のビジョンを持つことなどが必要である。

② 図書館職員の研修、リカレント教育

今後は、図書館職員の研修、リカレント教育に一層力を入れるべきである。

図書館職員の研修では、1) 体系的な研修プログラムの作成、2) 論文・レポート、ワークショップ（演習・討論）形式等の研修方法の導入、3) その実績を評価・認定する制度の検討が必要である。リカレント教育では、社会人大学院での学習も奨励されるべきである。現在、国レベルでは「新任図書館長研修」や「図書館司書専門講座」等の研修を実施しており、これらの研修への積極的な参加も望まれる。

多忙な職員が都合の良い時間に希望する研修内容を必ず受けられるように自己研修用のテキスト、ビデオ教材の整備などの充実が必要である。また、eラーニングを含む遠隔研修の検討が必

要である。

図書館長に対する研修も重要である。図書館勤務年数の多い図書館長には、自治体行政に関する研修、図書館勤務年数の少ない館長には、図書館の社会的役割、地域社会における意義に関する研修が重要である。また、司書は、地方公共団体の行政施策や行政手法についても認識を深める必要がある。

図書館に配属された事務職員向けに初任者研修のプログラムを開発し、図書館の社会的役割や可能性について重点的に取り上げることが必要である。

また、研修においては、地方公共団体は、国や地方公共団体が提供する行政情報や審議会情報、業務改革の事例報告等を周知し、活用することが必要である。

③ 司書の養成

司書の養成課程では、実践的かつ専門的な知識・能力を身に付けるとともに、地域社会の課題やニーズを把握する能力、情報技術、図書館経営能力など、改革の進んだ図書館で必要となる能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。

司書を目指す人々の中には、旧来の図書館のイメージに魅かれている人や貸出・リクエストサービスだけを重要視している人も少なくない。新しい図書館に対する展望を持ち、現状を積極的に改革できる人材が司書となることが必要であるため、養成段階から、新しい図書館の在り方を理解できるようにすることが重要である。司書資格の修得科目の改正から既に10年が経過しており、社会の変化に対応して、科目の見直しの検討を行うことも必要であると考えられる。

また、司書資格については、司書資格の修得科目改正の際に、従来の科目で資格を取得した司書の再教育を行うこともあわせて検討する必要がある。また、一定期間ごとに何らかの教育・研修を行って資格を更新する更新制度の検討も必要である。

④ 専門主題情報担当者の教育

今後、医療、法律などに関する情報提供サービスを行うために、各分野の情報について高度な教育を受けた司書を養成する必要がある。

アメリカでは、法律分野では修士以上の資格を持つ図書館職員など専門性の高い職員の養成を組織的に行っている。日本の現状を考慮すると、専門的な司書を養成するには時間がかかるため、現職の図書館司書のスキルアップを図ることが考えられる。また、他分野で専門的な知識を持つ人（企業関係者、法曹関係者、医療関係者等の専門家）との協力により、サービスを実施することも考えられる。

(10) 市町村合併を踏まえた図書館経営

市町村合併によって地方公共団体の規模が増大し、地方分権の進行などと相まって、地方公共団体の情報に対するニーズも増加する。図書館の対象地域も拡大するとともに、その配置や体制も再検討されるため、これを図書館を改革・充実する好機と捉えて、周辺地域を含む全域サービスの実現とサービスの質的向上をめざすべきである。

市町村合併によって町村の数が減少するため、町村の図書館設置率は上昇している。しかし、図書館数の増加に伴う設置率の上昇ではないため、これまで図書館未設置であった町村の地域においてサービスが向上し、全域サービスの実現に近づいているかどうか、合併後の状況を把握することが必要である。また、合併市町村間における資料の検索システムの統合、新たなサービス計画の策定等への取組も必要である。

全国どこでも日常的に図書館サービスを利用できるようにするために、公民館図書室や学校図書館の一般開放などを含めて、中学校区などの生活圏毎に図書館サービスの拠点を整備することが必要である。図書館整備の指標としては、人口当たりだけでなく、実際に人が住んでいる地域の単位面積当たりでの整備率を把握することも必要である。

事例9 市町村合併を踏まえた図書館経営（山梨県南アルプス市立図書館）

南アルプス市は、平成15年4月1日に4町2村（八田村、白根町、芦安村、若草町、楡形町、甲西町）が合併し、総面積は264km²で、山梨県の約6%を占める。人口は約7万2千人（平成17年10月1現在）で、国道沿いに広がる市街地と、市の西部を占める山間部からなっている。

市には現在、合併前の自治体6地区に図書館施設がある。楡形図書館が中央館機能を持ち、市立図書館全体の館長と事務職員を配置し、市全体の図書館の意思決定及び事務処理を行っている。

合併にあたっては、全域サービスと合併前のサービス水準の維持を基礎に、何が住民にとってのサービス拡大になるかを検討し、現在、以下の取組を行っている。

☆図書館システムの統一

各図書館・図書室のコンピュータシステムの統一を行い、1枚のカードで市内のどの図書館でも貸出、返却をできるようにした。図書資料の搬送は、1日1回市内全地域を運行している行政便（メール便）を利用している。

☆未設置地区へのサービス

合併前は図書館がなかった芦安地区では、平成15年7月、健康管理センター内に楡形図書館の分館をオープンさせた。開館時間は火・金曜日の午後1時から5時までで、地区のケーブルテレビ局の協力を得て、図書館の時間を設けて繰り返し放映し、サービスの紹介を行い利用を働きかけた。

☆図書館サービスの見直し

開館時間やリクエスト、催し物、児童サービス、障害者サービス等、サービス内容の見直しを行い、開館時間の延長、おはなし会など、各館のサービスの充実を図った。

(11) 管理運営形態の考え方

図書館の管理運営形態については、地方公共団体が直接運営するほか、平成15年9月に導入された指定管理者制度により、民間事業者を含めた法人その他の団体による管理運営が可能となっている。

この中で、近時、図書館の管理運営に指定管理者制度を導入する地方公共団体も一部で見られるところとなっている。その際、指定管理者が担う業務の範囲、期間、体制等は、それぞれの地域の実情に応じて異なっている。他方、図書館の管理運営に指定管理者制度を導入しないことを決定した地方公共団体もある。

図書館の管理運営形態を検討する際には、具体的な評価基準を作成する必要がある。その内容としては、図書館の設置目的に照らして、図書館サービスの目標や達成度をどう設定するか、どのような内容・計画で実施するか、どのような方法によってサービスの質と量を確保し水準の維持を図るか、どのようにして資料の計画的・長期的な収集を行うか、運営コストの効率性や運営の中立性・公共性をどう確保するか、関係機関等との連携・支援の体制をどう確保するか、住民や地域からの情報収集・提供体制をどう整備するか、運営における責任の所在は明確かどうか、専門的な職員を

どう確保するかのほか、専門的な知識・技術を継続的に蓄積するための取組、職員の研修及び計画的な人材育成の実施、設置者と住民による点検・評価の実施方法などが考えられる。これらについて十分に比較検討し、どのような管理運営形態が、当該地域の实情に照らして、当該図書館の設置目的を最も効果的に達成することができるかを十分検討した上で、各地方公共団体が自ら判断すべきである。

4. 国、都道府県の役割

(1) 都道府県の役割

都道府県教育委員会は、本提言で示している図書館の新しい在り方の実現に向けて、都道府県の図書館政策の指針を示すとともに、その実現に向けて主体的に先導することが望まれる。

都道府県立図書館は、調査・研究機能を活用して、市町村立図書館や地域の大学と連携協力し、図書館の新しいサービスやサービスの評価方法の調査・研究開発に努めることが求められる。また、市町村立図書館への支援や、公立図書館間や館種の異なる図書館間での連携の中心となること、域内の図書館職員への研修プログラムの開発・実施等に努めることが求められる。

(2) 国の役割

国は、先進事例の収集・情報提供や、モデル事業の実施と成果の普及、図書館の在り方の提示等を行うことが求められる。

文部科学省は、館種を越えた図書館の連携協力が広がっていることを踏まえて、公立図書館、学校図書館、大学図書館の担当部局間で連絡調整を行い、館種を越えた連携協力を促進するとともに、館種を越えた総合的な図書館政策の立案に努めることが望まれる。さらに、読書、情報活用、図書館の利用に関する調査や、国民が図書館に対して持っているイメージについての調査を行うこと、政府の様々な戦略的施策の中に図書館を位置づけるよう各省庁に働きかけることなどにより、我が国の図書館全体の振興を図ることが望まれる。

(3) 国立国会図書館の役割

国立国会図書館では、全国の図書館との連携・協力を任務の一つとして掲げている。

現在、国立国会図書館では、図書館へのサービスとして、資料の貸出、複写、郵送や電子メール等によるレファレンスサービスを行っている。また、インターネットを通じて、図書館サービスの情報源となる一次情報、二次情報等を幅広く提供している。

図書館協力事業としては、国立国会図書館総合目録ネットワーク事業、レファレンス協同データベース事業、図書館職員を対象とした研修及び、図書館支援のための調査研究を実施しているほか、公立図書館との人事交流等も行っている。

また、支部図書館である国際子ども図書館は、国内外の関係機関と連携・協力して児童書に関する広範な調査・研究を支援するナショナルセンターの役割を果たすとともに、子どもが本と図書館に親しむきっかけを与えるための各種サービスを実施している。

国立国会図書館では、これらの取組や役割の一層の充実を図るとともに、公立図書館との連携が一層促進されるよう、取組の周知・普及や、利便性の一層の向上に努めること等が望まれる。

* 1) レファレンスサービス：何らかの資料や情報を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が、求められ

ている資料や情報を提供又は提示することによって援助すること、及びそれにかかわる業務。

- * 2) リクエストサービス：利用者の求める資料が図書館の書架にない場合、その資料を原則として必ず提供するサービス。貸出中のものは返却を待って連絡し、未所蔵で購入に適したものは購入し、購入できないか購入に適さないものは他館から借用する。
- * 3) 情報リテラシー：さまざまな種類の情報源の中から必要な情報を検索し、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力
- * 4) O P A C：利用者が図書館の所蔵資料を検索するために用いるコンピュータ化された目録。オンライン閲覧目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピュータと接続し、蔵書データベースを検索できる。(Online Public Access Catalog の略)
- * 5) ポータルサイト：インターネット上のさまざまな情報やサービスにアクセスするための入口となるウェブサイト。インターネットに接続した際に最初にアクセスする。分野別に情報が整理され、リンク先が表示されている。
- * 6) コンソーシアム：資源の共有を目的とする複数の図書館からなる公的な連合組織。加盟館の間で協定を結び、相互利用、相互貸借、共同契約などさまざまな相互協力活動を行う。
- * 7) NACSIS-CAT：国立情報学研究所によって提供されている、全国の大学図書館等が所蔵する学術文献（図書・雑誌）の総合目録データベース。求める文献がどの大学図書館等に所蔵されているかを知ることができる。
- * 8) NACSIS-ILL：全国の大学図書館間で実施されている文献複写や現物貸借に関わる業務のうち、所在調査および通信連絡に関わる業務のシステム。国立情報学研究所によって提供されている。
- * 9) 総合目録ネットワーク：国立国会図書館及び都道府県立、政令指定都市立図書館が所蔵する和図書の総合目録データベース。求める文献がこれらの図書館のうちのどの図書館に所蔵されているかを知ることができる。国立国会図書館を中心に行われている。
- * 10) レファレンス協同データベース事業：公立、大学、専門各種図書館のレファレンス事例（レファレンス質問とその回答）等に関するデータを蓄積し、インターネットを通じて提供することにより、図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする事業。国立国会図書館を中心に行われている。
- * 11) 磁気を利用した図書館用貸出手続き確認装置。貸出手続きをせずに資料を持ち出そうとすると、センサーが反応して警報が鳴ったり、ゲートのバーが閉じたりする。(Book Detection System の略)

19 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～（抄）

[平成20年2月19日 中央教育審議会答申]

第1部 今後の生涯学習の振興方策について

4. 具体的方策

(2) 社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

○ それぞれの地域社会の教育力向上のためには、学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育力の向上を図ることとあわせて、学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等の関係者が、それぞれに期待される役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の教育課題等に取り組むことが重要である。国及び地方公共団体は、以下に掲げる施策等を実施することにより、これらの関係者・関係機関が十分に連携できるようにするための仕組みづくりを積極的に支援することが必要である。

(身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等)

- これまでの家庭教育支援の取組として、家庭教育に関する理解を深める場や機会を保護者等に対して提供することを中心とした支援策が行われてきた。今後は、子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者等に対しても十分な支援を行うことが必要である。このため、このような保護者も含めた様々な保護者に対するきめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題であり、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくことが重要である。
- 具体的には、就学時健診や入学説明会等多くの親等が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、父親の家庭教育への参加促進を図るための企業等への働きかけ等、様々な状況にある子育て中の保護者等がいることを踏まえた多様かつきめ細かな家庭教育支援策を講ずることが必要である。
- このような家庭教育支援策を講ずるに当たっては、教育委員会のみならず、福祉・労働部局や、学校、家庭教育支援団体、企業等の関係者の参画を得るなど、首長部局や子育て支援団体等との連携も意義深いと考えられる。また、子育てサポーターリーダー等の地域の人材が中心となって、各家庭の求めに応じ、個別の対応をすること等も含め、きめ細かな情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を身近な地域で行う仕組みをつくることも有効である。なお、子どもの教育が困難な状況にある家庭等のきめ細かい支援のためには、福祉・労働行政等との連携が重要である。
- さらに、子どもの生活リズム向上の取組としてこれまでも行われてきた「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地域において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。このような活動を通じて、地域社会の関係者の意識の共有化や地域社会の関係者の連携と教育力向上を図ることが期待される。

(家庭教育を支援する人材の養成)

- 地縁的なつながりの減少等により、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境が崩れてきているとの指摘もある。家庭教育支援を行うに当たっては、上述のとおり地域社会や企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが必要であり、地域において関係機関との連携や保護者同士をつなぐこと等を担う人材が求められている。このため、家庭教育の支援のための取組に携わる子育てサポーターや子育て経験者等を対象として講習を行い、地域における支援活動全般の企画・運営や子育てサポーター等の資質向上を担う人材（子育てサポーターリーダー等）を養成する必要がある。

(学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進)

- 子どもたちを健やかに育むため、地域全体で学校を支えることができるよう、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築いていくという意味からも重要な取組である。
- このような取組を行うことにより、学校と地域が子どもたちの健やかな成長のために共通の目的に向かって緊密に連携することは、学校と地域の信頼関係を深めることになる。また、学校を支援する地域住民にとっては、これまで培ってきた知識や経験、学習の成果を生かすことにもつながるものであり、ひいては地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。
- 先行事例では、この取組がうまく機能するためには、地域住民が学校支援活動に参加することについての教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアとなる人材や学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保、地域住民の活動経費の確保、また、これらが円滑に進むための教育委員会における学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携等が特に重要であると指摘されている。したがって、今後、国や地方公共団体においては、これらの指摘を踏まえつつ、地域社会全体で学校を支援する取組を推進する必要がある。
- また、地域における学校という場を核とした取組として、平成19年度から全国の小学校区で実施されている「放課後子どもプラン」は、学校教育外において子どもたちの学習・多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも重要である。具体的な取組の在り方は各地域の実情に応じた創意工夫が期待されるが、このような取組に地域の人材が幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待できる。なお、子どもの安全な居場所を確保することは同時に保護者等が安心して働く環境づくりにもつながり、結果としてワーク・ライフ・バランスの確保にも資するものである。

(学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実)

- PTAは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。
- 近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域における

P T Aの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

- 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要である。
- 具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。
- 図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。
- 博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

(大学等の高等教育機関と地域の連携)

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献としてそれぞれの特色を活かして行う公開講座等の地域振興に貢献する取組を促すことも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を国又は地方公共団体が支援することも重要となってくる。行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。また、その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。
- また、地域社会において若者に多様な体験の機会を提供し、社会の変化等に対応した実践的な学習機会の充実を図るため、地域の専修学校の職業教育機能を一層発揮することができるよう、例えば、高等学校等と連携を行うなどして、子どもたちの職業体験等の機会の確保を図ることや、専修学校と地域の中小企業等とが連携を図ることにより、地域において必要とする職業人材を育成すること等についてその支援方策を充実することが重要である。

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

- 今後より積極的な生涯学習振興行政・社会教育行政を展開していくに当たっては、行政の関係者がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、効果的に連携を図った上で施策を推進することが可能となるよう行政の在り方についても検討する必要がある。
- 特に、専門的職員や予算の減少等、社会教育行政の基盤が弱体化してきている現状等を踏まえ、さらに、今後必要とされる第1部4. に述べた具体的な施策や教育基本法の改正の趣旨を踏まえた施策を講じるに当たって、国、都道府県、市町村のそれぞれの果たすべき任務の内容や施策を推進する拠点となる社会教育施設等の在り方、関係機関の連携を促進するための制度等、行政の在り方について検討する必要がある。

(1) 国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

(国、都道府県及び市町村の任務)

- 今後、目指すべき施策を実施する上で、国や地方公共団体等の新たな任務や制度上より明確に位置付けるべき任務等について検討を行うことが求められる。
- 生涯学習振興行政を推進するに当たり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである。このことを前提に、また、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」が新設されたこと等を踏まえれば、社会教育法第3条に規定されている国及び地方公共団体の任務について、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。
- また、教育行政においてこれまで以上に関係者の連携・協力が必要となっている実態を踏まえ、さらに改正教育基本法第13条において、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で大きな役割を担っている学校・家庭・地域住民等が、相互に連携・協力を努めることについて新たに規定されたことを考慮し、三者の連携について社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

これら三者の連携促進にあつては、当然のことながら、社会教育のみに大きな比重がかかるものではないが、社会教育は内容や手段等に広がりがあり、弾力的な手法によりこれら三者の連携に当たって積極的な役割を果たすことが期待されるものである。このため、このことを明確にすることは、社会教育行政のより積極的な展開を推進する上で意義深いものである。
- 家庭教育支援については、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、情報や学習の機会の提供の重要性が高まっており、家庭教育支援をより充実させることが求められている。このことから、家庭教育支援を社会教育行政の重要な任務としてより明確にすることは重要である。また、改正教育基本法第10条第2項に、国及び地方公共団体による家庭教育の支援の手段として保護者に対する学習の機会の提供とともに情報の提供が規定されていることから、家庭教育に関する情報の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付け、市町村による取組の推進を図ることが必要である。
- 各個人の学習の成果が社会において実際に活用され、社会教育やそれを通じた学習の意義を実感できるような環境を整備することは生涯学習の理念の実現の上で重要である。また、地域の教育力の向

上のために、学校・家庭・地域が協力した地域ぐるみの教育活動等の重要性は高まっており、社会教育が積極的に地域における子どもたちの健全育成等を支援することが求められているのは前述のとおりである。したがって、学校を支援する活動等の地域における教育活動等、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付けることは、このような取組を推進する上で必要である。特に、これまでも学社融合等の重要性については指摘されてきたものの、学校の支援等については、学校教育行政との関係で社会教育行政の役割が必ずしも明確にされてこなかったが、社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすることは、地域における取組を制度的に後押しする上で意義があるものであり、今後、社会教育行政の新たな積極的な展開を図っていく上で極めて重要である。

- このほか、教育委員会の事務の見直しについては、改正教育基本法第12条に、国及び地方公共団体による社会教育の振興の手段として「情報の提供」が追加されたことを踏まえ、教育委員会の事務に社会教育に係る情報の収集、整理及び提供に関する事項を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

さらに、情報化社会の進展に伴い、情報リテラシーに関する学習、情報格差（デジタルデバイド）への対応、有害情報対策等が必要となっている状況に対応し、教育委員会の事務の見直しを行う際には、情報の活用に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが求められる。これにより、情報リテラシーの向上、情報格差の解消や社会の有害環境から子どもたちを守るための有害情報対策の充実を図ること等、社会の要請に応じた施策が講じられることが期待される。

（生涯学習振興行政・社会教育行政の実態把握の在り方等）

- 生涯学習の理念の下、より積極的に行政を展開していくためには、生涯学習振興行政・社会教育行政に係る関連施策の基礎データの的確な整備を行うことは極めて重要と考えられる。したがって、社会教育調査等の関連統計調査について、都道府県・市町村の教育委員会だけでなく首長部局の協力も得ながら、生涯学習・社会教育の全体像を把握し、施策に関係する基礎データを整備する観点から改善・充実を図ることが必要である。
- また、生涯学習振興行政・社会教育行政において、その在り方について、自らその実施状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、その改善を図ることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の視点を持つことが重要である。

（2）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

- より積極的に取り組むことが望まれるこれらの新たな任務も含め、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として、積極的に活用される必要がある。
- 家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、

女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。

これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。

- 例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実を努め、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。
- また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん、旧教育基本法にあっては、地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。
- 同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。

特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。このため、自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、インタープリター（解説員）やサイエンスコミュニケーター等の、一般的には難解な印象を持たれがちな現代芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組が求められる。

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、例えば自然史博物館と動物園等の館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

- また、図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。
- さらに、少年自然の家や青年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年を対象に、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、青少年が行う自主的な活動の支援などを実施

し、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたところである。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。なお、その際には、国公立の青少年教育施設が一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設がもつ教育機能や指導者等の有効活用を推進していくことにも努める必要がある。

- また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む。）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参加しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待される所であり、女性教育施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。
- このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。
- 地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設等が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。
- なお、これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより、その水準の向上を図るよう努めることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施は、社会教育施設についても求められるものである。また、その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは、地域における連携を促進するものである。

このことから、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

(3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

- 社会の変化に対応するための国民の学習機会の充実を図り、また社会全体の教育力を向上させる取組等を推進するに当たっては、行政の専門的職員がその中核的役割を果たすことが期待されているのは言うまでもない。また、それらの活動の実施に当たっては、地域の様々な人材との連携・協力が不可欠である。
- このような中、行政の職務に従事する専門的職員である社会教育主事、司書、学芸員の在り方について見直すべき点がないか検討することや、社会教育団体等のNPO、地域において様々な学習活動を支援する人材や他の行政分野の職員等も含め、これらの地域の人材全体でどのように国民の学習ニ

ーズを支えていくかが課題となっている。

(社会教育主事等の在り方)

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしてきた。その職務は「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と規定されている。
- 社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられるが、社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている。
- 今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。
- 子どもがこれからの社会を生き抜く上で必要となる「生きる力」を身に付けるための学習は学校教育を中心に行われることはもちろんであるが、学校・家庭・地域住民等の連携が求められる中（改正教育基本法第13条）、社会教育としてもそれを支援していくことが、今、求められている。また、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域住民等の連携がこれまで以上に求められている。これまでの学社融合の必要性についての指摘も踏まえつつ、社会教育行政のより踏み込んだ積極的な展開を実現するため、学校・家庭・地域住民等の連携に関する事務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、社会教育主事が学校長の求めに応じて助言することができることを社会教育主事の職務として明確に位置付けることが有効と考えられる。
- 公民館の館長や主事等の職員については、公民館が地域住民に最も身近な社会教育施設として適切な学習機会を提供するなど能動的、積極的な活動を行うため、一人一人が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請及び地域の課題等の調査分析能力や、地域住民のニーズを的確に把握する能力を持つことが期待され、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質の向上を図ることが望まれる。

(司書等の在り方)

- 図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため、司書及び司書補が、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため、その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。
- このため、具体的な方策の一つとしては、司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に

関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお、司書等が現代的課題に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、今後引き続き検討する必要がある。

- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことから、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
- このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

(学芸員等の在り方)

- 博物館に置かれる専門的職員である学芸員は、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている。
- これに対応する具体的な方策として、多様化、高度化する人々の学習ニーズや現代的課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、学芸員及び学芸員補の研修について、その重要性についてより明確にするため、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、博物館も自らの事業として、学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や博物館実習を行う大学生等、博物館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。
- 学芸員及び学芸員補については、大学等における養成課程等において、専門的な知識・能力に加え、より実践的な能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。近年、国際的な博物館間の交流や相互貸借・協力等が進展している状況を踏まえ、学芸員が現代的課題に対応し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である。

(社会教育に関する専門的職員について)

- このほか、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて

身に付けられるようにするべきではないかとの指摘がある。他方で、これらの専門的職員については、それぞれ勤務する場所も専門性も異なるとの指摘もなされている。また、現在も養成における共通科目として「生涯学習概論」が設けられているが、社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多い。このことにかんがみれば、例えば、大学等で必要な科目を取得していない者が社会教育主事の資格を得るためには、社会教育主事補として3年勤務し、講習を受講する必要があるが、司書や学芸員等の社会教育の専門職としての実務経験を同等のものと評価できるようにし、同様に司書や学芸員の資格を得るための実務経験についても他の社会教育の専門職としての実務経験を評価できるようにすること等が必要と考える。

- また、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育に関する専門的職員について、「社会教育士」や「地域教育士」のような汎用資格を設けることを検討することについて指摘がなされている。これについては、各地域において社会教育に関わる専門的職員が社会教育を推進するに当たり、各専門的職員にはその地域の実情やニーズを広く吸い上げるとともに、それぞれの分野で高度化するニーズ等への対応も求められていること、また、教育サポーター等各地で活用されている人材制度の現状等を踏まえ、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体を今後どのように考えるかということとあわせて検討する必要がある。

(地域の人材・専門的職員との連携等について)

- 各地域における学習ニーズに応え、社会教育を推進するに当たっては、社会教育主事が行政として、企画立案・事業の運営等を通じた地域における仕組みづくりを行い、当該地域における広域的な調整機能を担うことにより、中核的な役割を担うのは当然であるが、各地域において、関係者・関係機関が連携し、具体的な学習活動の場を提供・実施していくに当たっては、個々の活動を実施するためのコーディネートをする者、実際の学習活動を講師等として支援する者、学習者の需要と供給を結び付けるマッチングのための相談や支援を行う者等、様々な地域の人材との連携・協力が必要である。地域における学習活動の支援や社会全体の教育力の向上を図るためには、行政や社会教育施設の専門的職員のみならず、地域の人材がこれらの専門的職員と連携し、学習活動が円滑に行われるように地域全体で仕組みづくりを行う必要がある。
- 様々な教育課題や地域の課題がある中、地域の学習ニーズの高まりに応えるため、各地域ではそのための人材の確保に苦慮し、また厳しい財政状況を背景に人材育成や研修等のための予算を十分に確保できない状況が見られる。一方、各地域において、多様かつ増大する学習ニーズに応え、継続的にこれらの学習活動を支援する人材を確保し、育成するシステムが求められている。これについては、例えば、各地域において学習ニーズに応じた人材バンクや需給のマッチングを行うセンター等の機能を置くことにより、継続的に人材を確保することが考えられる。これまでも学習支援の人材等に関する広域的な情報提供システム等が構築されてきたところであるが、その一層有効な活用について検討を進める必要がある。また、各地域において、学校教育支援、家庭教育支援、子どもたちの体験活動の支援等に関わる地域の人材の総合的な把握に努め、その活用のための仕組みを確立する必要がある。その際、これらの人材バンク等が地域全体に広く周知されたものとなることが重要であり、登録者の活動の場が十分確保されるなど、身近な地域の人材が継続的に生かされる仕組みとすることが重要である。また、地域におけるボランティアセンターとの連携も重要である。

人材の確保や育成については、その時々事情に合わせて対応するだけでなく、より中長期的な視点に立った地域の人材確保・育成のための仕組みを築くことが急務であり、そのためにこれまで実施

されてきた国や地方公共団体の様々な事業の成果等の蓄積を活用することが有効であると考えられる。

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。
- また、このような民間団体と行政の連携については、NPOや民間事業者等の自主的な活動によるものでもあり、今後連携が進んだ際には、地域による格差が生じていくことも考えられる。一般的には、民間事業者等が多く存在する都市部では活発な連携が促進されることが可能であるが、そもそもこれらの民間事業者等が少ない地方においては、地域住民等のニーズに十分に対応することが困難な場合も多い。このことから、行政の役割として、国においては国民の教育の機会を確保する観点からも、地域に配慮した方策についても今後検討していく必要がある。
- なお、民間団体も含めた地域における教育力を向上させるための様々な取組においてその財政基盤の強化の必要性に対する指摘等もあるが、これについては例えば各地域において地域の教育力向上のための基金等を創設し、地域における企業等も財政的に貢献できるような仕組みをつくること等が考えられるとの指摘もある。このような仕組みは、同時に地域の関係者の意識改革にもつながり、持続可能な仕組みを構築するものと考えられる。
- このようなNPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、例えば行政とこれらのNPO、民間事業者等との協議会を設けることや、既に取組がなされている様々な事業等において同様の場がある場合にはその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう工夫がなされる必要がある。

(5) 地方公共団体における体制について－教育委員会と首長との関係等

- 地方公共団体において生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していく上で、地方公共団体の任務の内容や役割等を明確にすることとともに、それらを推進するに当たって、地方公共団体における教育委員会と首長との関係を明確にし、それぞれがその役割を果たし積極的に連携を図っていくことが必要である。
- 地方公共団体の長と教育委員会の関係については、平成17年の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）において、「今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当である。」との基本的な考え方が示されている。

その上で、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることが適当である。」と提言されている。
- また、平成19年の中央教育審議会答申（「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」）においても、教育委員会制度については、「教育における政治的中立性や継続性・安全性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。」という基本的な考え方が述べられており、その上で、具体的には「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする」と提言されている。
- このようにこれまでの本審議会の答申においては、生涯学習支援に係る行政については、首長が行うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であることが示されている。
- 生涯学習振興行政の固有の領域が、生涯学習の理念を実現させるため、社会教育行政や学校教育行政等の個別に実施される教育に係る施策や、その他首長において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政であることにかんがみ、生涯学習振興行政は、その中核を担う学校教育や社会教育行政を担う教育委員会と、学校教育・社会教育以外で生涯学習に資する施策等を担う首長とが、それぞれの役割や機能が確保されることを前提に連携して進められるべきものである。その際、教育委員会及び首長が第1部3. で述べた目標の共有化を図っていくことも必要である。
- 前述の「生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能とな

っている。

- なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。
- このほか、生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等についていずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、第2部1.(2)に述べた概念整理に基づき、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。

(地域の実情に応じた手続きの弾力化)

- 地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に、社会教育法第13条は、社会教育委員の会議の意見を聴くことが必要であるとしている。この手続きについては、同条が補助金の配分と使途に慎重を期する目的をもって設けられた規定であることを考慮する必要があるが、その趣旨を十分に確保することが可能である場合は、社会教育委員の会議への意見聴取を原則としつつも、各地方公共団体の多様な実態を踏まえた弾力的な対応が可能となるような措置を構ることが適当である。

(6) 国の教育行政の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割は、各地方公共団体における多様な実情を可能な限り踏まえつつ、全国的な観点から今後の方策について基本的な方針等を策定し、地方公共団体における施策の参考となるよう努めること、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供、様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための制度の改善等を図ること等が考えられる。
- 本答申で提言するこれからの生涯学習振興行政・社会教育行政の効果的な推進に当たっては、関係者・関係機関の連携を図り、そのためのネットワークを構築する視点が重要である。現在、国及び地方公共団体で実施されている事業等においてもこのような視点が重視されており、様々な関係者が連携し、各教育課題や行政課題へ対応するための地域における機能・仕組みづくりが行われている。
- このような国の事業の実施等を通じた地方公共団体におけるいわば「面」としての、各機能に応じた仕組みづくりに対応して、国の教育行政においてもこれまでの縦割りの個別の分野や施設等を対象としてではなく、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援していくための仕組みを今後検討していく必要がある。例えば、社会教育行政と学校教育行政が連携を効率的・効果的に行うために様々な横断的な課題に対応し、支援していくことが、これまで以上に両者の連携を促進していくことになると考えられ、各地域における機能に応じた「面」としての連携を国においても総合的に支援していく視点が求められる。

- 今後政府で策定される教育振興基本計画等も踏まえ、各地方公共団体における取組を支援すべく、国において本答申を受けた具体的な取組が推進される必要がある。

20 図書館職員の研修の充実方策について（報告）

[平成20年6月 これからの図書館の在り方検討協力者会議]

I. はじめに

1 図書館職員の養成・研修に関する検討の経緯

- 今日、我が国は、少子高齢化、高度情報化、地方分権、国際化の急速な進展など様々な課題や変化に直面しており、これらの課題解決のため、多角的な視野からの様々な知識や情報が必要となっている。
- また、今日の社会では、自己判断・自己責任が求められる傾向が強くなってきている。これに対処するには、意思決定に必要な正確で体系的な資料や情報を的確に入手することが必要不可欠である。
- このような中、これからの図書館の在り方検討協力者会議では、平成18年3月に「これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—」（以下、「これからの図書館像」と略す。）をとりまとめ、これからの図書館は、レファレンスサービス（資料の利用相談）や調査研究の支援、時事情報の提供等を充実することによって、「地域や住民に役立つ図書館」となり、地域の発展に欠かせない施設としての存在意義を明確にすることが必要であると提言した。
また、そのための取組として、
 - ・住民の生活、仕事や行政、学校、産業など各分野における課題解決を支援する相談・情報提供の機能の強化
 - ・図書館のハイブリッド化（印刷資料とインターネット等による電子媒体を組み合わせた高度な情報提供）
 - ・学校との連携による青少年の読書活動の推進、行政機関・各種団体等との連携による課題解決の取組など、相乗効果の発揮
 - ・図書館経営の改善（図書館の資源配分の見直し、職員の意識改革など）などの具体的な方策を示した。
- 「これからの図書館像」を実現し、図書館の改革を一層進めるためには、図書館職員の資質向上が不可欠である。図書館を運営する上で、職員は欠くことのできない存在であり、図書館が地域の情報拠点としての役割を果たせるかどうかは、その意識と行動にかかっているといても過言ではない。
- このため、平成18年9月に、改めて生涯学習政策局長の下に、第2期の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」を設置し、「図書館職員の養成・研修の在り方」をテーマとし、司書の養成科目の在り方と、図書館職員の研修の充実方策について検討を進めてきた。
- このうち、図書館職員の研修の充実方策については、本協力者会議の委員及び大学関係者より意

見を聴取するとともに、意見交換を行い、社会の変化に対応して図書館を改革するための職員の資質・能力の向上や、司書等のキャリアパス（注）形成のために、国や地方公共団体等が実施している研修の形態や方法、評価等をどのように見直し、体系化することが望ましいかという観点から検討を行い、具体的な方策について提案を取りまとめた。一方、研修の内容については、本報告を参考に、地域の特色や各図書館の役割等に応じて各地方公共団体でさらに検討することが望まれる。

○ また、司書の養成科目の在り方については、委員及び大学関係者より意見を聴取するとともにワーキンググループを設置して大学における養成科目について議論を行ったところであるが、今後、大学での実施の実現可能性について幅広く関係者から意見を聞き、さらに検討を重ねる必要がある。

○ このため、本協力者会議では、図書館職員の研修の充実方策について、報告を行うこととする。

（注）キャリアパス：キャリアは「仕事」、パスは「進路」の意。一般に、ある人がその仕事において、どのような学習歴・職歴や職種・地位を経て昇進していくのかの経路を示したもの

2 図書館職員の養成・研修の現状

(1) 図書館職員の研修の現状

○ 厳しい財政状況や市町村合併等を契機とする組織の見直し等を背景に、図書館においては、図書館全体の職員数は増加しているものの、専任職員は減少し、兼任職員や非常勤職員の増加が進んでいる。

○ その一方で、近年、図書館の情報化や子どもの読書活動への支援、地域住民の学習ニーズの多様化への対応、地域の課題解決や地域振興への支援など様々な課題への対応等が求められている。

○ このような状況の中、図書館職員は、業務量が増大しており、研修に参加する時間が確保できなくなっている。とりわけ、専任職員の減少が、多忙感に拍車をかけているという指摘もある。また、研修経費の確保や、研修期間中の業務のフォローが難しくなっている。

○ さらに、指定管理者制度や業務委託の導入が進んでおり、受託業者の契約社員等が増加するなど、雇用形態が多様化している。このため、雇用形態にかかわらず、図書館で勤務する者が基礎的な知識・技術を身につけ、専門的な知識・技術を向上させることは、図書館サービスの充実に不可欠であり、これらの人材の研修も大きな課題である。

○ 研修の在り方についても課題が指摘されている。国や地方公共団体、民間団体等によって様々な研修が実施されるようになってきたが、研修の実施に関する情報が図書館や図書館職員に十分に届いていないこと、研修が体系化されておらず、キャリアに応じた研修参加のモデルが無いこと等が指摘されている。

○ 「図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書」（平成18年度文部科学省委託調査研究）では、図書館職員研修の現状や今後必要な研修内容等について、都道府県・市区町村教育委員会や県立図書館へのアンケート調査の結果に基づいて、以下の報告がなされている。

・近年注目されている研修テーマとしては、「レファレンスサービス」や「児童サービス」、「図書館運営全般」、「著作権」、「指定管理者制度」などが挙げられる。

・研修の実施形態は、講義や演習・実習形式による開催が多い。都道府県や国レベルの研修では、ワークショップ方式も比較的多く取り入れられている。

・多忙な職員が学習しやすいように、都道府県立図書館や都道府県図書館協会等では、講義要綱やテキストの公表・提供などのほか、図書館休館日に開催するなどの工夫が行われてきている。

・研修の参加者に対する修了条件はほとんど設けられておらず、参加者の研修内容の修得度や参

加実績の評価もほとんど行われていない。しかし、一部では、レポート提出による修得度の評価や、修了証書の発行による参加実績の評価などが実施されている例もある。

- ・研修会の参加に対する支援では、研修情報の提供や研修費用の補助などが行われているが、参加期間中の職場における人的代替措置等はほとんど実施されていない。
- ・研修会の参加のほか、他の図書館や部署との人事交流などによる現職職員のスキルアップも重視されている。

(2) 司書の養成の現状

- 司書の養成は、司書講習及び大学における司書講習科目に相当する科目の開設により行われている。司書講習の科目は、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）で規定されている。
- 公立図書館に勤務する司書のうち、大学等卒業後に司書講習を受講して資格を取得した者は、約2割である。これに対し、大学在学中又は卒業後、通信制や科目等履修制度の活用も含め、大学における司書講習科目に相当する科目を修得した者は7割以上である（「図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書」（平成18年度文部科学省委託調査研究））。
- 司書講習の科目は、平成8年に見直しが行われてから既に10年以上が経過している。図書館関係者からは、図書館の意義や役割を踏まえ、情報化や課題解決支援機能の充実等、社会の変化や個人・地域の要請に応じて、科目や内容等を見直す必要があるとの声が上がっている。

3 中央教育審議会の動向等

- 教育の普遍的な使命と現下の教育上の課題や社会の大きな変化を踏まえ、未来を切り拓く教育を実現するため、平成18年12月に教育基本法が60年ぶりに改正され、新しい時代の教育の理念が明示された。

その理念を実現するための教育の目標が新たに定められており、これを人間像の観点から言い換えれば、概ね以下の3つに集約することができる。

- ① 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
 - ② 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
 - ③ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成
- また、新たに「生涯学習の理念」（教育基本法第3条）が追加され、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ることが規定された。さらに、図書館が社会教育施設であることが明記（同法第12条）されるとともに、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（同法第13条）に努めることが規定された。
 - 平成19年3月からの第4期中央教育審議会生涯学習分科会では、国民一人一人の学習活動を促進するための方策等のほか、教育基本法の改正を受け、図書館法を含めた生涯学習・社会教育関連法制の見直し等についての審議も行われた。
 - 平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について一知の循環型社会の構築を目指して一」では、上記の審議で出された数多くの意見を基に、図書館法に関して、以下の指摘がなされている。

☆情報通信技術の活用

1. 資料のデジタルアーカイブ化等の情報通信技術の発展に対応した規定を法令上設けることが

必要ではないかとの指摘があり、引き続き検討する必要がある。

☆司書等の在り方

1. 大学において履修すべき図書館に関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。
2. 司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、引き続き検討する必要がある。
3. 司書補の資格要件について、高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
4. 任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うこととする旨の規定を法令上設けることが考えられる。
5. 司書となるために社会教育主事や学芸員としての実務経験を評価できるようにすること等が必要と考える。

☆社会教育を推進する地域の拠点施設のあり方

1. 家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。
 2. 図書館が実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づく改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。
- この指摘等を踏まえ、平成20年6月に社会教育法等の一部を改正する法律（平成20年法律第51号）が施行され、図書館法の一部改正が行われた。
 - 教育委員会や図書館においては、改正教育基本法に定める教育の目的や目標の実現等に向けて、改革に取り組んでいく必要があり、その上でも、図書館職員の意識改革や、知識・技術の一層の向上を図ることが不可欠であると考えられる。

4 これからの図書館職員に求められる資質・能力

- 「これからの図書館像」を実現し、「地域を支える情報拠点」として機能する図書館を創造するためには、専門的職員である司書は、地域社会の課題やそれに対する行政施策・手法、地域の情報要求の内容、図書館サービスの内容と可能性を学び、情報技術や経営能力を身につけ、さらに、コスト意識や将来のビジョンを持つことなどが必要である。
- このためには、資格取得時に身につけた図書館に関する基礎的な知識・技術をさらに深め向上させることが必要である。
- また、都道府県・市町村教育委員会や県立図書館へのアンケート調査の結果によれば、司書が図書館で専門的な職員として業務を行う上で求められる知識・技術として、利用者ニーズの把握、資料の選択・収集・管理能力なども重視されている。（「図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書」（平成18年度文部科学省委託調査研究））
- これらを踏まえ、図書館職員の研修について、以下の事項の知識や技術等の向上を図る視点から内容を見直す必要があると考えられる。
 - ・ 社会の変化や地域の状況など図書館を取り巻く環境や制度等に関する知識。
 - ・ 図書館の存在意義を理解し、外部の人々にそれをわかりやすく説明できる能力。
 - ・ 生涯学習社会に対応し、人々の学習活動を支援するとともに様々な質問や問い合わせに対応する知識や技術。

- ・高度化・多様化する学習ニーズに応えられるレファレンスサービスを実施するための知識・技術。
- ・地域が抱える課題の解決のための図書館サービスや事業の企画・実施，そのための資料の組織化，コンテンツづくりのための知識・技術。

○ また，情報化の進展に伴い，電子媒体の利用を進め，印刷媒体とインターネット等による電子媒体を組み合わせて利用できる図書館（ハイブリッド図書館）を目指すことが緊急の課題となっている。データベースやインターネット等の電子情報の利用に関する知識・技術の修得を，従来よりも重要視する必要がある。

Ⅱ．図書館職員研修の充実方策についての議論の整理

1 研修の区分

研修は，対象者によって研修内容や効果的な研修方法が異なるため，研修の対象者を明確にしておくことが必要である。研修の対象などの視点から以下の3つの区分が挙げられる。

(1) 研修の対象者

「図書館サービス業務に携わる職員」及び「管理職」に対する研修を，司書資格の有無，職務内容，採用区分などを考慮して以下のとおり区分した。

- ① 司書，司書補
- ② 管理職
- ③ 上記以外で図書館サービス業務に携わる職員
- ④ 短期雇用者

(2) 研修の領域

図書館での経験年数等に応じて，研修内容の専門化，高度化等を図っていく必要がある。

- ① 初任者を対象とする研修
- ② 経験年数に応じた研修（キャリアアップ研修）
- ③ 管理職研修
- ④ 図書館サービス向上のための研修
- ⑤ 特定分野の専門性を高めるための研修

(3) 研修の実施主体

行政機関（国，都道府県，市町村等。公立図書館を含む。）が実施する研修のほか，複数の地方公共団体による広域的な取組等も考慮して，以下のとおりとした。また，図書館関係機関（図書館協会等）の主要な研修についても，行政機関に準じた体系区分に位置付けて区分した。

- ① 国レベル…国，又は全国を対象に研修を実施する団体。全国をブロック単位に分割して行うものも含む。
- ② 都道府県レベル…都道府県，又は都道府県内を対象に研修を実施する団体。
- ③ 市町村レベル…市町村，又は市町村内を対象に研修を実施する団体
- ④ 各図書館内における研修
- ⑤ その他（特定課題や専門分野に対応した研修を実施する，国立国会図書館，大学，民間団体等）

2 研修の課題と改善方策

地域の情報拠点としての図書館を目指して、図書館職員の資質・能力の向上を図るため、今後、以下の点に配慮して研修を充実させることが重要であり、国や地方公共団体においては、このための施策を積極的に推進することが求められる。また、民間団体等による取組も期待される。

(1) 研修の対象と領域

① 初任者を対象とする研修

- ・初任者研修は、図書館に就職して初めて参加する研修である。図書館業務の最も基本的な内容を修得するとともに、地域における図書館の意義や役割を認識するほか、公立社会教育施設の職員としての倫理を身につけること等が必要である。
- ・また、司書、司書補などの研修は研修参加者の人数や講師の確保等の観点から、都道府県レベルで行うことが効果的かつ現実的である。
- ・司書資格の有無により知識や技術に差が生ずる場合は、コース別の科目を設けるなど、対象者や内容、研修方法に工夫が必要である。
- ・実態として、図書館サービス業務に携わる非常勤職員が増加しており、正規職員に準じて研修を行うことが望ましい。また、図書館サービス業務に携わらない事務職員や、ボランティア等も、初任者研修に参加することが望ましい。

② 経験年数に応じた研修（キャリアアップ研修）

- ・研修内容としては、司書養成科目の内容についての最新の知識・技術や、養成科目ではあまり触れられない知識・技術（主題専門分野の知識など）、役職等に応じて必要となる知識（管理職のための公共経営と組織管理のための知識など）等が挙げられる。
- ・また、経験年数に応じて、職務内容が専門化・高度化される一方で、資格取得時からの時間の経過に伴って、必要な知識や技術も変化することが多い。
- ・このため、経験年数に応じた研修では、資格取得時に修得した知識や技術をもとにして、社会の変化や新たな課題に対応した図書館サービスに必要となる、最新の知識や技術を加えることが必要である。
- ・文部科学省が、各図書館で指導的立場にある中堅以上の司書を対象として実施する「図書館司書専門講座」、「図書館地区別研修」については、最新のテーマをより積極的に取り入れるとともに、参加者が地域の研修で講師を務めるなどしてその成果を普及していくことが望まれる。

☆ 経験年数等に応じた研修の事例 千葉県

千葉県立図書館（中央図書館、西部図書館、東部図書館）では、県内市町村立図書館等職員の資質向上を図るため、県公共図書館協会と連携協力して、公共図書館職員研修を実施している。また、県教育委員会でも、研究協議会や研修を実施している。

県公共図書館協会事務局が中央図書館内にあり、県立図書館・協会・県教育委員会は実施する研修の内容や開催時期が重複しないよう、連絡調整を行っている。研修対象は、勤務経験年数や役職によって区分され、新任職員（0～2年）、中堅職員（3年以上）、職員全体、館長向けの研修があり、それぞれ分野別に展開している。

このように、県立図書館では研修事業に力を入れており、豊富な研修プログラムを実施してい

る。研修の企画・運営は、図書館職員が担当しており、若い職員にとっては、経験豊かな職員からの専門的知識や経験の継承や、自身のスキルアップにつながっている。

平成18年度の研修参加者数は963人であり、県内公共図書館の専任職員760人が、年間1人1回以上参加していることになる。

〔研修内容〕

① 新任職員研修

県立図書館

公共図書館新任職員研修会，レファレンス研修会〔基礎 2回〕，児童サービス基礎研修会〔4回〕

② 中堅職員・館長研修

県立図書館

レファレンス研修会〔専門，インターネット情報検索 2回〕，公共図書館サービス計画研修会

県公共図書館協会

スキルアップ研修会〔児童奉仕 2コース 3回〕・〔参考調査〕・〔郷土行政資料〕

県教育委員会

図書館長研究協議会

③ 職員全体を参加対象とした研修

県立図書館

図書館運営研修会，地域行政資料研修会，資料補修研修会，図書館ネットワーク研修会，障害者サービス研修会

県公共図書館協会

視察研修会

県教育委員会

公立図書館と学校の連携を図るための研修会

※ 県公共図書館協会は、ブロック（7地域）で独自の研修を年1回実施することがある。

〔今後の課題〕

- 経験を積み様々な研修に参加した職員の増加に伴い、更にステップアップするための専門分野の研修への要請がある一方で、日常的によく受ける簡単なレファレンスサービスの研修への要望もある。各館の図書館サービスの状況等や職員のキャリアに対応した研修内容やレベルの設定が課題である。
- 健康情報や行政支援サービス，図書館サービス計画の立案，図書館資料の選定・蔵書構築など，図書館をめぐる諸環境の変化による多様な研修ニーズに応える必要がある。
- 講義だけではなく，演習（ワークショップ）を含む参加型の実践的な研修を一層充実する必要がある。

③ 管理職を対象とする研修

- ・管理職は，社会や地域の中で図書館が持つ意義や役割を十分認識し，その実現に向けて職員を統括し，迅速な意思決定を行うことが必要である。また，地方公共団体の行政部局や議会に対して，図書館の役割や意義を理解してもらうよう積極的に働きかけを行うことも必要である。

- ・管理職がこれらの役割を果たすためには、図書館を取り巻く環境や制度、図書館の役割や意義、図書館経営などについて、継続的に研修を受講して知識・技術を高めることが重要である。
- ・都道府県が主催する管理職研修においては、図書館運営形態や危機管理等をテーマとする研修への出席率が高く、このような各図書館が直面している経営上の課題についての研修を更に充実させる必要がある。
- ・国においては、就任1年未満の新任図書館長を対象とする「新任図書館長研修」を実施しているが、この内容は、図書館長以外の管理職や図書館職員にも有用であることから、従来から映像を各地に配信してきた。そして、平成20年度からは、インターネットを活用し、当該研修のコンテンツをオンデマンド配信することを検討中である。このように、研修に直接参加しなくても、幅広い職員が学習することが可能であり、各地方公共団体や図書館等での工夫も望まれる。

④ 図書館サービス向上のための研修

- ・図書館サービス向上のための研修は、日々の実践に直結するものであり、即戦力となるよう意図する必要がある。また、都道府県立と市町村立、さらには各図書館によって、日常的に求められるサービスの内容が異なる面もあるため、各地方公共団体や図書館においては、地域の特色や図書館の役割に応じた内容の研修を行う必要がある。
- ・例えば、他の図書館と、一般書の選定などの基礎的な図書館活動について情報交換を行うだけでも、より有効な業務方法を見出すことができ、生きた研修となる。
- ・地方公共団体によっては、一般行政職等として採用した職員を図書館に配置しているところもあり、図書館での在任期間が短期間になる傾向があるため、短期間で即戦力となる研修方法についても検討し、教材やカリキュラムを開発する必要がある。

☆ 図書館の役割等に応じた館内研修の事例：我孫子市民図書館

我孫子市民図書館で行っている研修は、主に、図書館業務を修得するための基礎的な研修、図書館サービスを全体的にレベルアップするための研修の2つに区分される。

【研修内容】

① 図書館業務を修得するための基礎的な研修

初任者や非正規職員を対象とし、図書館業務に関する基礎的な知識を修得することを目的とする。具体的には、資料検索、インターネット検索、資料修理、接遇、障害者サービス、著作権法、電算管理、図書館のホームページの更新等についての研修を行う。

② 図書館サービスを全体的にレベルアップするための研修

図書館サービスに携わる職員全体を対象とし、図書館サービスを全体的に向上させることを目的とする。具体的には、レファレンス事例、参考資料、インターネット活用法、有料データベース検索、資料選定、絵本、新作素話、郷土資料等についての研修を行う。

このほか、必要に応じて、クレーム対応、文書の書き方、外部研修受講者が研修内容を伝えるなどのテーマで、適宜、研修を実施している。

【今後の課題】

○ 研修内容について

- ・一般資料や視聴覚資料、調べ学習のための資料の内容に関する研修が不足しており、今後

充実が必要である。

- ・市の行政の仕組み等について学ぶための研修が必要である。
- ・よくあるレファレンス事例を多数把握するなど、日頃の業務に直接的に役立つ内容の研修も、もっと充実する必要がある。
- ・中堅職員の研修は、千葉県等が実施する研修を受講させているが、研修参加の時間の確保、旅費の確保、計画的・体系的な研修受講、研修成果を他の職員へ普及するための機会の設定等が困難なため、図書館として、研修成果を十分に活かすことができていないのが実情であり、今後の課題となっている。

⑤ 特定分野の専門性を高めるための研修

- ・社会の変化等に応じた新たな課題等に対応する分野、例えば新しい情報技術の活用やビジネス支援、行政支援や医療関係などのテーマについての体系的な研修が少ない。
- ・とりわけ、高度情報化への対応が遅れているため、デジタル情報の利用能力を高めるための研修を、当面重点的に行うことが必要と考えられる。
- ・一般書各分野・視聴覚資料（音楽・映像）などについての知識を身につける場も不足している。分野が幅広くて技術革新が著しく、習得すべき知識も膨大であるため、全国的なレベルでの研修の実施も望まれる。
- ・児童サービスとレファレンスサービスに関する研修は、比較的多く行われているものの、地方都市や町村部では、これらの研修でさえ十分に実施されておらず、大都市圏とそれ以外の地域での研修機会の格差の是正が必要である。
- ・また、長期的な展望に立ち、全国的なレベルで計画的にビジネス支援や法律、自然科学など様々な分野の専門家を養成することが必要であるという指摘もあった。

☆ 特定分野の専門性を高めるための研修の事例：デジタルライブラリアン講習会（デジタルライブラリアン研究会）

デジタルライブラリアン研究会（代表：糸賀雅児（慶應義塾大学教授））では、最新の情報技術（IT）を使いこなすスキルと経済の低成長時代に見合った図書館経営センスを身につけた人材の育成と確保に向けて、図書館長を含む現職の図書館職員等を対象に、「デジタルライブラリアン講習会」を開催している。

この講習会は、「公共図書館コース」「大学図書館コース」「（県別）短期集中コース」の3コースを設定している。このうち、平成18年5月に開催された「公共図書館コース」について、実施概要及び研修プログラムを紹介する。

受講対象者

司書資格を持っているか、公立図書館の実務経験（正規職員、非常勤、嘱託、臨時など）が2年以上の者

定員

20人

期間等

延べ7日間（隔週月曜午後、1回4時間）

受講評価

5回以上の出席とレポート審査にもとづき合格者に修了証を交付。なお、優れたレポートは、高度映像情報センター（AVCC）の報告書に掲載し、公表している。

研修内容

テーマ

- 第1週 ハイブリッド図書館をめざすもの
- (1) 「これからの図書館像ー地域を支える情報拠点を目指してー」
 - (2) 行政戦略としてのビジネス支援サービスー図書館と支援機関の連携によるビジネス支援の模索ー
- 第2週 図書館におけるインターネットの可能性
- (3) 情報検索ー出版情報，サーチエンジン，ウェブサイト演習
 - (4) 公共図書館における地域情報，ビジネス支援のサイト・リンク集演習
- 第3週 公共図書館におけるデータベース活用法
- (5) ビジネス支援図書館におけるデータベースの活用事例
 - (6) 公共図書館における健康情報サービスの方法と課題
- 第4週 図書館による情報発信(1)
- (7) webページ作成に関わる工夫，webページとプログラム演習
 - (8) webページを用いた図書館の情報発信
- 第5週 図書館による情報発信(2)
- (9) デジタルデータの作成，蓄積とxmlの活用ー演習を中心に
 - (10) webページを用いた図書館の情報発信
- 第6週 プッシュ型メディアによる図書館の情報発信
- (11) メールマガジン，RSSによる図書館の情報発信
 - (12) メールレファレンスとパスファインダーづくり
- 第7週 地域電子図書館とデジタルライブラリアンの役割
〈ワークショップとプレゼンテーション〉
- (13) 地域のポータルサイトとしての公共図書館
 - (14) 受講者が考える図書館の「情報発信」
- 修了レポート提出

⑥ 教育の手法（上記各研修の共通事項として）

- ・参加者には、研修の成果として、地域が抱える課題の解決に役立つ図書館サービスや事業の企画・運営に必要な能力、そのための資料の組織化やコンテンツの作成のために必要な知識・技術、人々にわかりやすく説明する能力等の向上が求められている。また、参加者の自発性を引き出し、研修の効果を高めることが必要である。
- ・このため、研修の手法には、講義だけでなく、ワークショップ形式やレポート作成などをより多く取り入れる必要がある。また、参加者を地域や現場での研修の講師に育てる観点から、参加者によるプレゼンテーションを取り入れることも重要である。
- ・行政支援やビジネス支援など課題解決支援をテーマとする研修では、各参加者がサービスの課題を選定し、実際の地方公共団体を想定してサービス計画を立案する研修を行うことで、参加

者の実践的な能力の育成を図っている。

☆ 演習の事例：図書館司書専門講座「図書館サービス計画の企画・立案」

「図書館司書専門講座」は、文部科学省と国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下「国社研」という。）が共催し、勤務年数が概ね7年以上で指導的立場にある司書等を対象に実施している。研修期間は2週間で、講義、事例研究、研究協議、レクチャーフォーラム、演習等の様々な研修方法を採用しており、このうち「図書館サービス計画の企画・立案」の演習には3日間（14時間30分）を当てている。この演習では、実際の公立図書館をモデル図書館として位置づけ、その現状を踏まえて図書館サービス計画を策定するものであり、図書館サービス計画の企画・立案に関する知識・技能が効果的に習得できるよう工夫している。

○ 演習内容

参加者は、図書館サービス計画の内容ごとに設定した10の演習テーマ（下記参照）から希望するテーマを選択し、そのテーマに基づき4～5人で1つのグループを編成する（平成19年度は12グループ）。参加者は事前に、演習で使用する資料として、自らが所属する地方公共団体の教育振興基本計画、社会教育計画等、勤務先の図書館サービス計画等を準備する。

演習では、都道府県・市町村立図書館の経験を積んだ司書（演習講師）と国社研職員がチームになって指導に当たり、1チームが4グループを指導する。

演習内容は、グループ内の参加者が所属する図書館1館を選定し、持参した行政資料等に基づき人口、面積、職業分布などの地域特性及び図書館の運営方針・内容等を書き出し、図書館サービスの現状と課題をまとめる。その上で、それぞれの演習テーマに沿って、図書館サービスの課題を解決するための具体的な方策を検討し、その地方公共団体と図書館に適した図書館サービス計画を作成する。

演習の最終日には、各グループが作成した計画書を発表し、各演習講師が助言、評価を行う。

○ 演習の評価等

参加者による事後アンケートの結果では、受講生の96パーセントが、本演習を「よかった」と評価している。また、全日程を通して特に良かった（印象に残っている）内容として、この演習が最も高い評価を得ていた。

受講生からは、「館によってサービスレベルが違うので、計画性をもって業務を行っている人の意見はとても勉強になった」「短い時間でこれだけやれるということが実感できた。演習講師のアドバイスが大変的確だった。」などの感想が寄せられている。

演習テーマ（平成19年度）

- ① 図書館システムの整備に関する計画、図書館資料の構築と管理に関する計画、地域資料の収集・提供等に関する計画、図書館利用に関する計画、図書館間相互協力に関する計画、貸出・レファレンスサービスに関する計画、児童・青少年に対するサービス、図書館利用に障害のある人へのサービスに関する計画、多文化サービスに関する計画、図書館職員研修に関する計画、その他

(2) 研修の形態や方法等

① インターネット等を活用した遠隔教育や、遠隔教育と集合学習との組合せなど様々な形態の研修

- ・大都市圏とそれ以外の地域で研修機会に格差があることや、職員の多忙感が研修参加への障害となっている現状等を踏まえ、今後は、インターネット等を活用した遠隔教育による研修を積極的に取り入れることが必要である。
- ・導入に当たっては、参加者の受講確認ができるシステムが不可欠である。また、講師と学生の間で双方向のコミュニケーションが図れる仕組みが必要であり、特に演習形式の研修では、修得の個人差が大きいため、この仕組みを活用したきめ細かな対応が求められる。さらに、参加者同士でコミュニケーションが図れる仕組みがあれば、参加者の意識を高めたり、参加者間のネットワークづくりも可能になり、より大きな研修成果が期待できる。
- ・テキストや講義録をデジタルコンテンツ化し、配信することも必要である。また、よくある質問とその回答をインターネットに掲載したり、研修終了後も質問を受け付けることも、研修成果を高める上で効果的である。
- ・なお、インターネットを活用した遠隔教育の導入に当たっては、まず、配付資料や教材の配信から着手し、静止画の配信、動画配信、メールでの質疑応答、リアルタイムでの質疑応答等、できるところから段階的にでも取り入れていくことが重要である。
- ・遠隔教育の全面的な導入が困難な場合でも、集合研修の事前学習として、メール等を活用して参考文献の指示や課題を与えることなども効果的である。
- ・インターネットを活用した研修を継続的に実施するためには、講師個人に負担をかけるのではなく、研修の実施主体による組織的な支援体制を整備することが不可欠である。パソコンや基本ソフトウェアの使用法、トラブル解決など、研修参加者や講師を技術面でサポートする職員を配置するなどの支援体制も必要である。

☆ (参考)

大学の授業におけるインターネット等を活用した遠隔教育の事例：八洲学園大学

八洲学園大学は、Eラーニングを用いた通信制大学として、主に社会人を対象にした授業を実施している。同大学の学習形態は、テキストによる学習を行いレポートを提出する方式(テキスト履修)と、大学で行っている授業をインターネットで配信して自宅・職場等で受講する方式(メディアスクーリング)があり、この2つを組み合わせで行っている。

ここでは、インターネットを活用した遠隔教育の手法として、メディアスクーリングについて紹介する。

○ パソコンの画面の構成

メディアスクーリングでは、学生側のパソコンの画面は、教材の該当ページの画像、講師や教室の映像、教師に「発言」をするためのチャットスペース、理解度を講師に伝えるためのマーク「(わかった)」「(よくわからない)」等から構成されている。

○ 授業の進め方

講師は、黒板の代わりに、パソコン上の板書エリア(教材の画像上)に書き込みを行いながら授業を進める。学生は、授業中、チャットスペースに質問・意見等を記入し、教員に送信できる。教員は、適宜、それらを授業の中で紹介したり、それらに対する意見を求めるようにし

て、学生の授業参加への臨場感を高めるよう配慮している。なお、チャットを活用した「発言」は、毎時間100件以上にのぼる。

また、学生は、画面上の「(わかった)」「(よくわからない)」のマークをクリックすることにより、理解度を教員に伝えられる。教員の画面には、学生の理解度の平均値を時系列にしたグラフが現れ、授業の進行の参考とできる。演習科目の指導は、同時に50人程度までしか行えないため、同一科目を複数開設し、複数の教員で担当している。この場合、異なる教員でも同じ内容の授業を行えるよう、同一のシラバス、教材、教科書を使用している。なお、教材は事前にインターネットに掲載し、学生が予習できるようにしている。この閲覧の履歴も残される。

宿題を出すこともある。約90パーセントの学生が期限内に提出し、学習意欲の高さが伺える。

○ 運営について

学生間の交流を図るため、科目専用の掲示板を作成したところ、学生が様々な情報を寄せてきた。さらに、これとは別に学生間のチャットを立ち上げるなど、仲間意識も生まれているようである。

Eラーニングでは、学生の出欠確認が非常に重要である。八洲学園大学では、システムに学生のIDとパスワードが登録されており、科目毎に、担当教官が、学生の入退室の状況を画面上で把握できるようになっている。

メディアスクーリングの実施体制については、メカニック担当の職員が大学に常駐し、授業を全面的にサポートしている。また、学生支援センターでは、例えばシステムにつながらないなど、学生側の問題にかかる問い合わせにも応じている。Eラーニングの継続的な実施のためには、このような組織的な支援体制が不可欠である。

(八洲学園大学 高鷲忠美教授の事例発表による)

② 1ヶ月に1～2回の研修を1年間かけて実施するなどの分散型研修

- ・参加者、講師ともに負担は大きいですが、研修内容についての自学自習やレポート作成の時間が確保できるなどの点で有効である。

③ 国レベルの研修を地方でも開催

- ・経費や実施体制、講師の確保などの課題があるが、地方では企画できない研修が受講できるメリットがある。

④ 研修プログラムを部分的に参加対象者を拡げて実施

- ・既存の研修プログラムの一部を、職階が異なる者や他館種の職員等、募集対象者以外の図書館関係者にも開放することにより、知識・技術の共有を図ることが可能となる。

⑤ 大学、大学院の授業や公開講座等の活用

- ・大学・大学院においては、社会人の受入を推進するため、社会人特別選抜、夜間大学院の設置、昼夜開講制、科目等履修生制度、通信教育、公開講座の実施など、履修形態の柔軟化等が図られている。このような制度等を活用することにより、最新の知識・技術を学ぶことができる。
- ・大学や大学院においては、図書館職員を対象にした研修の機会を充実することが望まれる。その際、図書館職員の勤務形態は変則的であるため、現場の職員が参加しやすいよう開講時間

を設定するなど、受講者の拡大のための配慮・工夫が望まれる。これらについて、図書館関係団体等が協力して要望していくことも考えられる。

- ・近年、大学院へ職員を派遣する研修制度を実施している地方公共団体もあり、こういった制度をより多くの図書館で活用することが望ましい。

⑥ 他の図書館での実務研修の実施

- ・他の図書館で実務研修を行い、他館の管理・運営を知ることにより、その長所・短所を自館の図書館サービスの向上に生かすことができる。
- ・実務研修は、図書館の規模やサービスが、自館と同程度の図書館で実施することが効果的である。一方、より進んだ図書館活動を展開している図書館での実務研修も有効である。
- ・新設の図書館では、他館から経験を積んだ職員を派遣してもらい、職員の指導を担当してもらうことも効果的である。新設館の職員にとって有意義であるとともに、派遣された職員は、指導力を身につけることができる。

⑦ 研究の奨励と、研究発表の場の確保

- ・図書館職員が研究を行い、研究発表や論文の作成を行うことは、知識・技術の飛躍的な向上につながる。また、その研究成果の発表の機会を確保することは、発表者はもとより、参加者にとっても効果的な研修となる。定期的に紀要を刊行している図書館や、学会等に参加している図書館職員もおり、研修の一環として、こういった取組を奨励することも重要である。

⑧ 地方公共団体で定期的に研修を実施するための体制の工夫

- ・都道府県立図書館では、県内の図書館職員等を対象とした研修の質の維持・向上に努めているが、図書館職員の業務量が増大する中、専任職員の比率は減少してきており、研修の実施体制を確保することが困難になってきている。
- ・よりきめ細かなプログラムを企画・運営すれば、人的にも予算的にも負担が増大する。このため、例えば近隣の都道府県が協力して研修プログラムを調整することや、共同で研修を実施することも考えられる。また、他の研修のプログラムや公開されている資料を活用することも考えられる。

(3) 研修に対する評価

- ・研修の評価は、研修の質の向上のために行うものである。研修の評価には、参加者による研修内容の評価と、講師による参加者の評価の二つの側面があり、相互の評価を通して、緊張関係をもって研修が行われるようになり、研修の質の向上が図られる。
- ・参加者による研修の内容や講師に対する評価は、以前と比べればある程度行われてきているが、まだ不十分である。研修の評価に関するモデル的な事例を収集し紹介するなど、研修主催者に評価を行うよう働きかける必要がある。
- ・参加者による評価を講師にフィードバックすることにより、講師が説明内容や教育方法を改善して、参加者の理解度や満足度を高めることが重要である。
- ・評価の方法としては、現在は、研修参加者に対するアンケートの実施、実務研修等での意見交換会等を通じて、参加者の評価や意見・要望を聞き、以後の研修に反映させるなどの取組がなされ

ている。しかしながら、研修の内容が、参加者において、実際に職務上どの程度役に立ったかという研修自体に対する客観的な評価は行われていない。研修後一定の期間をおき、研修で得た知識や技術を職場でどのように活かしたかをアンケート等で把握することも、研修を評価する上で必要である。

- ・このような研修自体の評価の方法については、社会教育実践研究センターや研究者等からノウハウの提供が行われることが望まれる。

☆ 研修の評価の事例：図書館司書専門講座のアンケート

図書館司書専門講座では、研修開始時と研修終了後にアンケート調査を実施し、翌年度の講座の企画・運営に反映させている。アンケート調査は、事前アンケート、事後アンケート、科目別アンケートの3種類を実施している。各アンケートの主な項目は、次のとおりである。

(1) 事前アンケート

- ・講座への参加のきっかけや参加のための費用負担など研修参加の背景等
- ・研修の実施時期、講座に期待すること 等

(2) 事後アンケート

- ・この講座の受講がこれからの仕事に役立つと思うか（5段階評価）
- ・プログラムは適切であったか（5段階評価）
- ・講習の時期・期間は適切であったか（3段階評価）
- ・講座の運営は適切であったか（5段階評価）
- ・全日程を通して特に良かった内容・テーマ・講師（記述式）
- ・新たに聴講したい講師や事例（記述式）等

(3) 科目別アンケート

- ・科目の4段階評定、評価理由（選択式）、意見・感想

【調査票作成の工夫点】

- 比較的判断が容易な時期や期間については3段階評価とし、運営やプログラムの内容については、5段階評価としている。また、良悪のみの判断を求める内容については4段階としている。
- 科目別アンケートの4段階評定については、評価の理由を求めている。これは、受講者が回答しやすいように10項目の観点を示し、選択するようにしている。（複数回答可）

【研修の評価】

これらのアンケートの結果は、項目ごとに集計し、集計結果を分析しやすいようグラフ化し問題点を整理している。また、研修終了後、国社研職員による検討会を開催し、研修の運営や研修内容、演習課題設定等について、問題点・課題を報告しアンケート結果も踏まえて検討を行い、次年度の図書館司書講座や他の研修への改善策として活かしている。

具体的な改善の例として、平成18年度のアンケート結果から「図書館サービス計画の企画・立案」の演習で時間不足を感じている参加者が多数いたため、演習内容を簡素化するか演習時間を確保するか検討し、他のプログラムとのバランスを考慮しつつ、演習時間を1.5時間増やすこととした。その結果、平成19年度の講座では、演習の評価は高く、時間不足の指摘はほとんどなかった。

(4) 研修の参加者に対する評価

① 研修成果の評価の方法

- ・研修終了時にレポートの提出を課す例があるが、研修で学んだ内容をどのように日々の図書館業務に活かすのかという観点からレポート作成を課して、評価することが望ましい。新任図書館長研修では、平成17年度から、研修終了時のレポートの課題を「図書館（自館）の自己評価と今後の改善方針」とし、具体的な業務改善方針と研修内容の職場への還元方法等を記述するように変更したところ、レポートの内容が大変充実し、研修へ臨む姿勢も積極的になった。
- ・研修に全回出席した者に修了証書を発行することにより、研修実績の評価としている例もあるが、全日程出席できる者が減少しており、その意味が薄れてきている。一定以上の出席率とレポート提出を併用するなど、修了要件を弾力化することも考えられる。
- ・参加者の所属図書館が、研修終了後に参加者から復命書を提出させている場合が多いが、復命書に研修の成果をどのように実践に活かすかという内容を含めることによって、参加者が何を得たか、得なかったかを明確に把握でき、研修の効果も上げることができる。
- ・研修終了後、参加したことによる成果が職務に反映されているのかについて、職場や個人において評価を行うことが必要である。
- ・なお、参加者の事前準備の状況についての評価も必要であり、そのための手法の開発が必要である。事前に課題の提出等を求め、研修の中で、講師による講評を実施している例もある。

☆ 研修レポートの課題の例：新任図書館長研修

文部科学省、国立大学法人筑波大学等の共催で毎年実施している「新任図書館長」研修では、研修の修了条件として、レポートの提出を義務づけている。平成19年度のレポートの作成要領を以下に紹介する。

【平成19年度新任図書館長研修レポート】

課 題

図書館（自館）の自己評価と今後の改善方針

提出先

各都道府県の新任図書館長研修担当者

提出締切日

研修最終日の2週間後の日（平成19年度は9月14日）

レポート作成上の留意点

- (1) レポートの内容は、1. 講義内容のうち自館の改善に役立つと思われる事項や事例を述べ、それをもとに、2. 自館の自己評価を行い、3. 自館における具体的な改善方針について記述すること。3には、研修成果の自館研修への還元方法（館内研修等）を含むこと。
- (2) 講義内容の要約、自館の歴史・現状紹介にならないようにすること。
- (3) 項目立てや形式は自由とする
- (4) 用紙はA4とし、1ページは、左側マージンを30ミリメートルとり、35文字30行で記載する。1,800字（50行、約2枚）程度とする（ある程度は長くなってもよい）。レポートの最後に、タイトルと所属の図書館名・氏名を忘れずに記載すること。

☆ 研修レポートを発表している事例：ビジネスライブラリアン講習会

ビジネス支援図書館推進協議会（会長：竹内利明（電気通信大学教授））では、図書館員のビジネス支援スキルを高める講習会として、「ビジネス・ライブラリアン講習会」を毎年開催している。

この講習会では、毎回、修了レポートの提出が義務づけられ、審査を経た上で、一定の水準以上であると評価された者に、「ビジネス・ライブラリアン講習会修了証」を交付している。現在、全国の図書館員約100名にこの修了証が交付されている。

修了レポートは、4,000字程度で、講習内容に即したものであること、また、実践報告書ではなく、講習会で得たものを基礎として独自の発想や考え方を取り入れた内容とすることが求められている。

レポートの評価は、講習会の講師により、テーマの設定、全体構成、論旨、展開、結論（意見・主張）、先行文献、記事の採取等の観点から総合的に行われる。

第4回講習会（平成18年9月開催）修了レポートのうち、特に優秀であると評価されたものが、財団法人高度映像情報センターの調査研究報告書の中で公表されている（『地域を支える公共図書館－図書館による課題解決支援サービスの動向－』）。

全国の公共図書館にビジネス支援サービスが浸透してくる中で、それぞれの地域の特性を生かしたモデルの構築が必要となってきた。ビジネス支援図書館推進協議会では、研修レポートに、実効性のある斬新な発想力を基にしたビジネス支援モデルを求めており、優秀なレポートを様々な機会を通じて公表することにより、今後も、ビジネス支援サービスの全国的な普及と質の向上を支援していく予定としている。

参 考

AVCCライブラリーレポート2007「地域を支える公共図書館－図書館による課題解決支援サービスの動向－」

② 研修歴を記録し証明する仕組み

- ・研修への参加を評価するためには、研修歴を記録しておくことが必要である。生涯学習パスポートに類するものを配付して、研修の記録を記入していくことも考えられる。
- ・大阪府では、上司（評価者）が部下の研修歴や受講させたい研修を記録する仕組みがある。本人は、どのような資格を取得し、能力を向上させたいかを申告できるようになっている。事務的な負担はあるが、研修歴の記録は専門職のキャリア形成の記録として意義があり、人事にも役立つと考えられる。
- ・民間団体等が実施する図書館に関する研修へ個人的に参加した場合の評価はほとんど行われていない。また、個人で行っている学習や研究等の評価も必要と考えられるが、現在のところ、その確認方法や個人学習の成果の測定など評価方法についての社会的な議論が深まっていない。今後、生涯学習社会の進展に伴い、このような個人による学習の成果を評価しようとする機運が醸成されることが期待される。
- ・民間団体等の研修を受講した者においては、研修カリキュラム、講師名、講演内容等の研修内容が判断できる資料や、修了証書や成績証明書等を保管し、必要に応じて研修参加を所属先に証明できるようにしておくことが必要である。

③ 研修修了者の認定・名称の付与

- ・平成8年に取りまとめられた生涯学習審議会社会教育分科会報告「社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について（報告）」では，図書館の専門的業務について，高度で実践的な能力を有する司書に対し，その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることについて提言されている。
- ・社団法人日本図書館協会で，この課題について検討を重ねてきた経緯もあり，同協会の動向を尊重しつつ，実現を期待したい。

④ 研修の評価を人事や職場の待遇に反映させることについて

- ・現状においては，研修への参加を希望する全ての職員が参加できるわけではなく，職場における多忙さや職務内容，年齢などを加味し順番に参加している状況である。また，評価の高い職員や今後の育成を期待する職員などを所属機関の職員養成計画に基づき研修に参加させるという場合もあるが，個人の希望だけで参加が決定されている状況も見受けられる。
- ・研修へ参加した者の評価がどうあるべきかについては，それぞれの職場での研修への参加状況によって異なる。研修に数多く参加したことだけの評価し，人事等に反映させるのは適切ではない。

(5) 研修に参加できる環境の整備

① 設置者や管理職に対する，職員の能力育成の必要性についての理解の促進

- ・現状では，とりわけ中堅職員向けの研修は，
 - i) 研修参加の時間が取りにくいこと
 - ii) 旅費の確保が難しいこと
 - iii) 研修が体系的に整理されていないため，計画的な研修参加や，研修成果の蓄積が難しいこと
 - iv) 他の職員に研修内容を伝達する機会の設定が難しく，資料の回覧程度で済ませていることもあることなどの阻害要因があり，所属図書館内で研修の必要性についての理解が進んでいないのが実情である。
- ・理解の促進を図るためには，その前提として，研修の有用性の評価とその公開を進める必要がある。研修が実務に役立っていること，その時間は仕事に従事できないが，長期的には業務の効率化や組織運営の向上につながることを明らかにする必要がある。そうすることにより，例えば，長期間休職して大学院で学んでも，その成果を職場に還元してもらえるならば研修に出してよいという判断が働くようになることが考えられる。
- ・図書館だけでなく，教育委員会や首長部局の職員全体の研修に対する理解，とりわけ専門的職員を研修に参加させることが，結果的には業務の効率化や住民サービスの充実につながるという認識が高まれば，研修に参加しやすい環境が整備される。

② 研修に関する情報の収集と提供

- ・各都道府県で研修に関する情報を幅広く収集し，実施主体別や専門分野別等に区分・整理して提供することにより，研修機会をわかりやすく提示することが考えられる。これにより，各職

員が研修計画を立てやすくなるほか、必要とされている知識・技術に気がつくことも期待できる。

- ・また、地域においてどのような研修が不足しているかがわかり、地方公共団体や図書館が研修を企画する際の参考にもなる。さらに、図書館の管理職にとっては、研修を活用した職員の育成計画を作成するための材料にもなる。

③ 研修への参加を支援する仕組み

- ・社会教育法第9条の6では、社会教育主事の研修を奨励する規定があり、公民館職員についても、同条を準用する規定がある。司書についても、同様に、研修を奨励する法的な環境整備がなされたことから、今後の研修への参加促進が期待される。
- ・職員を大学院へ派遣する制度や、自主研修グループの活動に対する助成を行っている地方公共団体もある。このような、各地方公共団体が有する制度について情報を収集し、十分に活用することも必要である。

(6) 研修参加者による職場への研修内容の周知・普及

① 研修参加者による、職場での研修内容の報告会等の実施

- ・現状では、研修に参加できる人数は少なく、職員全員が研修に参加することは困難である。このため、研修参加者が、職場で研修内容を報告し、職員全体に研修成果を普及することが重要であるが、現状では、職員が一堂に会する機会が減少し、館内研修のための時間が確保しづらくなっているため、資料の回覧により周知するに留まっていることもある。
- ・研修参加者が講師となり、各図書館等で勉強会や研修会等を実施するなど、研修内容の職場への周知に努めることが望まれる。

② 講師として活躍できる人材の育成

- ・研修を企画する場合、講師が見つけれなかったり、同じ講師に集中するなどの状況があるため、地方公共団体や各図書館の研修で講師として活躍できる人材を育成する必要がある。そのためには、既存の中堅研修等の中に、講師養成のための内容を入れるとともに、講師用の手引書を作成することが考えられる。
- ・どこにどのような講師として活躍できる新たな人材がいるかについて、多くの地方公共団体や図書館で情報を共有できれば、研修の講師探しが容易になるとともに、研修内容の幅を広げることができる。このため、講師として活躍できる人材を養成するための研修修了生のネットワークづくりを支援することも必要である。

(7) 研修主催者による研修内容の周知・普及

- ・著作権などをクリアした上で、研修の配付資料をホームページ等で広く公開することにより、参加できない者に配付資料を提供し、個人の学習を促進することができる。配付資料だけでは学習が難しい内容のものであれば、配付資料と合わせて講義録があれば利用しやすくなる。
- ・核となるような研修については、講義録を作成しインターネットに掲載することにより、研修内容を効率的に普及することができると考えられる。大学、研修所、民間団体等との連携協力によって実施することも考えられる。

- ・国等において、研修内容の公表の在り方について標準的なモデルを策定することが望まれる。

(8) その他

- ・指定管理者の契約社員等の、図書館サービス業務に携わる民間の団体や職員等にも、契約内容や雇用・勤務形態等を検討の上、必要に応じて、体系的な研修を受講させる必要がある。
- ・指定管理者制度の活用等、地方公共団体や図書館が民間事業者に図書館サービスを委託する場合は、受託者が、契約者の要請に応じ、図書館サービス業務に携わる民間の職員等を研修に参加させることを、委託契約に盛り込むことが望ましい。

3 研修の体系化

(1) 研修の体系化の必要性

- ・「これからの図書館像」を実現するためには、社会の急速な変化等に対応して図書館を改革していく必要があり、図書館職員は、不断の学習を積み重ねる必要がある。また、図書館職員に必要な能力は、資格取得のための学習だけで完成されるものではなく、図書館勤務による実践と、それを踏まえたより高度な学習を繰り返す中で、徐々に高められていくものである。このため、図書館職員は、キャリア等に応じて継続的に研修に参加し、知識・技術を向上させ、能力を高めることが重要である。
- ・国や都道府県、市町村、図書館関係機関等においては、従来から初任者研修や中堅職員研修など、図書館に関する様々な研修を実施している。近年では、民間団体等においても、電子情報の活用などに関する研修を実施している例も見られる。
- ・また、住民や地域に役立つ図書館のサービスの向上を目指し、医療関係団体や商工会議所などが実施する健康や医療、ビジネス支援の研修に参加するなど、図書館以外の知識・技術を修得しようとする動きも出始めている。
- ・しかしながら、新任職員や図書館勤務年数の短い職員（管理職を含む）は、どの段階でどのような知識・技術を学習することが必要かの判断が困難で、研修を適切に活用できにくいことが指摘されている。
- ・また、地方公共団体においては、財政の悪化や研修の企画・運営、研修指導を行う人材の不足等により、今までのような研修の実施が困難になりつつあると言われている。
- ・このような状況の中で、図書館職員に対する研修を充実するためには、現在実施されている研修を充実することはもとより、既存の研修を効果的に活用する必要がある。研修実施主体が相互に連携し役割分担を行うとともに、国や都道府県、図書館関係団体等が実施している様々な研修の情報を収集し、体系的に整理し提供していく必要がある。
- ・研修を体系化することにより、図書館職員にとっては、職務内容や専門性、キャリア等に応じて、どのような研修を受講すべきかが明確になる。また、研修実施主体にとっては、研修の役割分担が明確になり、企画・実施の効率化が期待できる。

(2) 研修体系の考え方

- ・本協力者会議では、市町村、都道府県、国（図書館関係機関を含む）で実施されている研修を中心に、研修の体系化の観点から整理するとともに、国立国会図書館、大学、民間団体等の研修についても要望として提示した。

- ・図書館職員の研修の体系化に当たって、平成8年にとりまとめられた生涯学習分科審議会報告「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）」の中の別紙9「司書等の研修体系について」を現状を踏まえて見直し、改めて整理した。（別紙1「司書等の研修体系について」参照）
- ・国では、管理職や中堅の司書等の指導的立場にある者を対象に、高度かつ専門的な内容の研修、全国的・国際的動向の理解など広い視野から職務を遂行するための研修、新たなニーズに対応した研修などを行うことが求められる。また、地方公共団体が行う研修を支援するため、新たな研修プログラムや研修手法の開発、研修に関する情報の収集・提供、評価方法の開発・普及等を行うことも重要である。
- ・都道府県では、初任者・中堅等の経験年数に対応して実務上必要な事項についての研修、地域社会の動向に対応した図書館運営に関する研修等を実施することが求められる。また、都道府県内の研修に関する情報の収集・提供、域内市町村への講師の派遣など通じて、市町村の支援を行うことも重要である。
- ・市町村では、職員全般（短期雇用者、事務職員、社会教育施設等の図書室等の職員を含む）を対象に、図書館の意義や役割を理解するための研修、日常業務に係わる実務研修等を行うことが重要である。
- ・その他、国や都道府県の研修を積極的に活用し、参加した者がその成果を地域に普及すること、また通信教育や遠隔教育等を活用してより多くの者が研修に参加できるようにすることが必要である。
- ・また、多様な雇用形態の職員や、様々なキャリアパスを有する職員が、どの段階でどのような研修に参加することが望ましいかという、研修によるキャリアパスのモデルの一例を、別紙2「図書館職員のキャリアパスのための研修のモデル」に示した。

Ⅲ. まとめ

- ・今回の報告では、社会の変化に対応して図書館を改革するための職員の資質・能力の向上や、司書等のキャリアパス形成のために、国や地方公共団体等が実施している研修をどのように見直し、体系化を図ることが望ましいかという観点から検討を行い、具体的な方策について提案を取りまとめた。
- ・また、多様な雇用形態の職員や、様々なキャリアパスを有する職員が、それぞれの段階（キャリア・業務に必要な知識・技術）に応じてどのような研修が必要であることを示すとともに、研修によるキャリアパスのモデルを示した。
- ・これらの提案を実現するためには、図書館を含む関係行政機関や民間団体などの連携・協力のもとで、国レベルの関係機関・団体等が中心となり、継続的に、各主体が主催する研修に関する情報を体系的に整理し、提供することも重要である。
- ・平成20年2月にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について―知の循環型社会の構築を目指して―」においては、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うこととするよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられると指摘され、これを踏まえた法改正が行われた。
- ・今後も、国には、全国的・国際的動向の理解など広い視野から職務を行うための研修を行い、管理職等の資質向上を図り、全国的な人的ネットワークの形成に資していくこと役割を担っていくことを期

待する。

- そして、本報告を踏まえ、図書館の設置者や図書館が、職員の知識・技術の向上の重要性や研修の必要性を再認識するとともに、研修の充実が図られ、図書館職員が研修を受講しやすい環境づくりと、研修への参加が進み、図書館サービスの一層の向上が図られていくことを期待する。

(別紙1) 司書等の研修体系について

本表は、「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」(平成8年生涯学習審議会社会教育分科会報告)別紙9「司書等の研修体系について」に、見直しを行ったものである。

注1) 都道府県による都道府県立図書館職員への研修については、市町村と同様の扱いとする。

注2) 国・都道府県の研修の対象者について、実際にはすべての職員を対象とするとしても、ここでは理念(在るべき姿)を示すため、あえて司書及び司書補とした。

	市 町 村	都 道 府 県 (都道府県図書館協会等の 関係機関を含む)	国 (日本図書館協会等の 関係機関を含む)	国立国会図書館、大学、 民間団体等への要望
目的・ ねらい	① 図書館の意義や役割を 理解するための研修を行う。 ② 日常業務に係わる実務 研修を中心にを行い図書 館サービスの向上を図る。 ③ 国・都道府県が実施 した研修内容を活用した 研修を行う。	① 経験年数に対応して 実務上必要な事項の研 修を行う。 ② 地域社会の動向に対 応した図書館の運営に 関する研修を行う。 ③ 国が実施した研修内 容を活用した研修を行 う。	① 高度かつ専門的な内 容の研修を行う。 ② 全国的・国際的動向 の理解など広い視野か ら職務を遂行するため の研修を行う。 ③ 管理職の資質向上を 図る。 ④ 参加者相互の研鑽と 交流により、全国的な 人的ネットワークの形 成に資する。	① 特定分野の専門性を 高めるための研修を行 う。 ② 地域社会のニーズや 特性に応じた図書館サ ービスの向上を図る。
主な対象	・図書館職員全般(短期 雇用者、事務職員等を含 む) ・社会教育施設等の図書 室等の職員(図書館未 設置市町村を含む)	・図書館長及び管理職 ・当該都道府県内の司書 及び司書補	・図書館長及び管理職 ・指導的立場にある中堅 の司書	・全国を対象 ・各地域を対象とした研 修
研修領域 ・内容	① 図書館の意義・役割 ② 図書館業務全般 ③ 学校や社会教育施設 など関係機関との連携	① 初任者・中堅等の経 験別の実務全般につい ての研修(事業計画、 各種サービス、図書館 間協力等) ② 地域社会の動向に関 する研修(ニーズの把 握、学校や社会教育施 設など関係機関との連 携等)	① 高度かつ専門的内容 の研修(レファレンス サービス、児童サービ ス等) ② 全国的・国際的動向 に関する研修(情報化 と図書館、図書館関係 施策等) ③ 図書館経営に関する 高度な研修(サービス 計画、マネジメント等) ④ 新たなニーズに対応 した研修	① 特定分野の高度かつ 専門的内容の研修 ② 地域社会の特性やニ ーズを踏まえた研修
研修方法	① 講義・研究協議等 ② 館内研修 ③ 図書館等視察研修 ④ 職員相互の助言・情 報交換等	① 講義・研究協議等 ② 図書館等視察研修 ③ 市町村立図書館等か らの長期派遣研修の受 入れ ④ 通信教育、遠隔教育 等	① 講義の他、課題別の グループワークによる 演習等 ② 長期にわたる宿泊研 修 ③ 海外研修 ④ 通信教育、遠隔教育 等	—

	市 町 村	都 道 府 県 (都道府県図書館協会等の 関係機関を含む)	国 (日本図書館協会等の 関係機関を含む)	国立国会図書館, 大学, 民間団体等への要望
支援体制	① 国・都道府県の研修を受講した者が, 研修内容を普及することにより, 職員全般を支援	① 市町村レベルの研修を企画・指導できる人材を育成 ② 国の研修を受講した者が, 研修内容を普及することにより, 市町村を支援 ③ 研修プログラムの開発・提供などを通じて市町村を支援 ④ 関連する情報の収集・提供を通じて市町村を支援 ⑤ 情報提供や講師の派遣, 等を通じた, 地域による研修機会の格差の改善	① 都道府県レベルの研修を企画・指導できる人材を育成 ② 研修プログラムの開発・提供などを通じて都道府県・市町村を支援 ③ 関連する情報の収集・提供の拠点となり, 都道府県・市町村を支援 ④ 情報提供や講師の派遣, 広域地区での研修等を通じた, 地域による研修機会の格差の改善	—

(別紙2) 図書館職員のキャリアパスのための研修のモデル

この図は、図書館サービスに携わる図書館職員が、経験年数等に応じて知識・技術を向上させるための研修の受講について、一つのモデルを示したものである。

1. 市立図書館で勤務する、司書資格を有するAさんの場合

採用・配属 市の公務員初任者研修を受講

図書館（県立又は市立）の初任者研修を受講

市（又は自館）の基礎的研修を受講

3年目 市（又は自館）の中堅研修を受講

県の中堅研修を受講

（→市の中堅研修で講師を務め、県の研修成果を普及）

民間団体が主催する、図書館関連のビジネス支援、医療情報等専門分野の講座を受講

国の研修（図書館地区別研修）を受講

（→県の中堅研修で講師を務め、国の研修成果を普及）

7年目 県の上級者研修を受講

民間団体が主催する、図書館関連のビジネス支援、医療情報等専門分野の講座を受講

商工会議所等の各種機関やNPO等が主催する、医療や経営等の特定分野の研修を受講

国の上級者研修（図書館司書専門講座）を受講

（→県の上級者研修で講師を務め、国の研修成果を普及）

〇〇年目 管理職に就任

県の管理職研修を受講

（→市の職員の育成に努める）

〇〇年目 館長に就任

県の館長研修を受講

（→市の職員の育成に努める）

国の館長研修を受講

（→県の館長研修で講師を務め、国の研修成果を普及）

（→継続的に、市の職員の育成に努める）

2. 市立図書館で勤務する、短期非常勤職員Bさんの場合

採用 図書館の初任者研修を受講

図書館サービスの向上を図るための基礎的研修を受講

3. 市立図書館の館長Cさんの場合

（市に採用以降、行政部局で勤務）

図書館長に就任 図書館の初任者研修を受講

県の館長研修を受講

（→市の職員の育成に努める）

国の館長研修を受講

(→県の館長研修で講師を努め、国の研修成果を普及)

(→継続的に、市の職員の育成に努める)

図書館職員の研修の充実方策について（報告書の概要）

I. はじめに

図書館職員の研修に関する検討の経緯

本報告では、国や地方公共団体等が実施している図書館職員の研修の形態や方法、評価等をどのように見直し、体系化することが望ましいかという観点から検討を行い、充実方策について提案を取りまとめた。

図書館職員の研修の現状

近年、図書館には、情報化や子どもの読書活動への支援、地域の課題解決や地域振興への支援など、様々な課題への対応等が求められているが、図書館に研修の実施に関する情報が十分に届いていない、研修が体系化されておらず、キャリアに応じた研修参加のモデルが無いことなどが指摘されている。

これからの図書館職員に求められる資質・能力

「これからの図書館像」を実現するためには、司書に、資格取得時に身につけた基礎的な知識・技術をさらに深め向上させることが必要。また、利用者ニーズの把握、資料の選択・収集・管理能力なども重視されており、これらを踏まえた研修の内容の見直しが必要。

II. 図書館職員研修の充実方策についての議論の整理

研修の課題と改善方策

(1) 研修の対象と領域

- ① 初任者を対象とする研修
 - ・参加者が有する知識や技術に応じて、対象者や内容、研修方法に工夫が必要。
 - ・図書館サービス業務に携わらない事務職員やボランティア等も参加させることが望ましい。
- ② 経験年数に応じた研修（キャリアアップ研修）
 - ・司書養成科目の内容についての最新の知識・技術、養成科目ではあまり触れられない知識・技術、役職等に応じて必要となる知識・技術を加えることが必要。
- ③ 管理職を対象とする研修
 - ・図書館運営形態や危機管理等、図書館が直面している経営上の課題についての研修を更に充実させる必要がある。
- ④ 図書館サービス向上のための研修
 - ・各図書館によって、日常的に求められるサービスの内容が異なる面があるため、地域の特色や図書館の役割に応じた研修を行う必要がある。また、短期間で即戦力となる研修方法についても検討し教材やカリキュラムを開発する必要がある。
- ⑤ 特定分野の専門性を高めるための研修
 - ・社会の変化等に応じた新たな課題等に対応する分野の体系的な研修が少ない。とりわけ、デジタル情報の利用能力を高めるための研修を、当面重点的に行うことが必要。
- ⑥ 教育の手法（上記各研修の共通事項として）
 - ・講義だけでなく、ワークショップ形式やレポート作成、参加者によるプレゼンテーション

を取り入れることが重要。

(2) 研修の形態や方法等

- ① インターネット等を活用した遠隔教育や、遠隔教育と集合学習との組合せなど様々な形態の研修
 - ・導入に当たっては、まず、配付資料や教材の配信から着手し、静止画の配信、動画配信、メールでの質疑応答、リアルタイムでの質疑応答等、できるところから段階的にでも取り入れ、参加希望者の利便性を図っていくことが重要。
- ② 1ヶ月に1～2回の研修を1年間かけて実施するなどの分散型研修
 - ・自学自習やレポート作成の時間が確保できるなどの点で有効である。
- ③ 国レベルの研修を地方でも開催
 - ・地方では企画できない研修が受講できるメリットがある。
- ④ 研修プログラムを部分的に参加対象者を広げて実施
 - ・職階が異なる者や他館種の職員等、募集対象者以外の図書館関係者と知識・技術の共有を図ることが可能となる。
- ⑤ 大学、大学院の授業や公開講座等の活用
 - ・大学や大学院においては、図書館職員を対象にした研修の機会を充実することや、現場の職員が参加しやすいような配慮・工夫が望まれる。大学院へ職員を派遣する職員研修制度を実施している地方公共団体もあり、こういった制度をより多くの図書館で活用することが望ましい。
- ⑥ 他の図書館での実務研修の実施
 - ・他の図書館で実務研修を行い、他館の管理・運営を知ることにより、その長所・短所を自館の図書館サービスの向上に生かすことができる。
- ⑦ 研究の奨励と、研究発表の場の確保
 - ・図書館職員が研究を行い、研究発表や論文の作成を行うことは、知識・技術の飛躍的な向上につながる。研修の一環として、研究の奨励や研究発表の場を確保することが重要。
- ⑧ 地方公共団体で定期的に研修を実施するための体制の工夫
 - ・研修の実施体制を確保するため、近隣の都道府県が協力して研修プログラムの開発を行うことや、共同で研修を実施することも考えられる。他の研修のプログラムや公開されている資料を活用することも考えられる。

(3) 研修に対する評価

- ・参加者による研修の内容や講師に対する評価を実施し、講師にフィードバックすることにより、説明内容や教育方法を改善して、参加者の理解度や満足度が高い研修を増やしていくことが重要。
- ・研修後一定の期間をおき、研修で得た知識や技術を職場でどのように活かしたかをアンケート等で把握することも必要。

(4) 研修の参加者に対する評価

① 研修成果の評価の方法

- ・研修で学んだ内容をどのように日々の図書館業務に活かすのかという観点からレポート作成を課して、評価することが望ましい。
- ・参加したことによる成果が職務に反映されているのか、評価を行うことが必要。
- ・参加者の事前準備の状況についての評価も必要であり、そのための手法の開発が必要。

② 研修歴を記録し証明する仕組み

- ・研修への参加を評価するためには、研修歴を記録しておくことが必要。研修歴の記録は専門職のキャリア形成の記録として意義があり、人事にも役立つと考えられる。
- ・民間団体等の研修を受講した者においては、研修内容が判断できる資料や、修了証書や成績証明書等を保管し、必要に応じて研修参加を所属先に証明できるようにしておくことが必要。

③ 研修修了者の認定・名称の付与

- ・実務経験、研修等を積んで高度で実践的な専門性を有する司書を評価する名称を付与する制度を設けることについて、社団法人日本図書館協会の検討の動向を尊重しつつ、実現を期待したい。

④ 研修の評価を人事や職場の待遇に反映させることについて

- ・研修に数多く参加したことだけを評価し、人事等に反映させるのは適切ではない。

(5) 研修に参加できる環境の整備

① 設置者や管理職に対する、職員の能力育成の必要性についての理解の促進

- ・理解の促進のためには、研修の有用性の評価とその公開を進める必要がある。研修が実務に役立っていること、その時間は仕事に従事できないが、長期的には業務の効率化や組織運営の向上につながることを明らかにする必要がある。

② 研修に関する情報の収集と提供

- ・各都道府県で研修に関する情報を幅広く収集し、実施主体別や専門分野別等に区分・整理して提供することにより、研修機会をわかりやすく提示することが考えられる。

③ 研修への参加を支援する仕組み

- ・各地方公共団体が有する制度について情報収集し、十分に活用することも必要。

(6) 研修参加者による職場への研修内容の周知・普及

① 研修参加者による、職場での研修内容の報告会等の実施

- ・研修参加者が講師となり、各図書館等で勉強会や研修会等を実施するなど、研修内容の職場への周知に努めることが望まれる。

② 講師として活躍できる人材の育成

- ・地方公共団体や各図書館の研修で講師として活躍できる人材を育成するため、既存の中堅研修等の中に、講師養成のための内容を入れるとともに、講師用の手引書を作成することが考えられる。研修の修了生のネットワークづくりを支援することも必要。

(7) **研修主催者による研修内容の周知・普及**

- ・研修の配付資料，講義録をホームページで公開することにより，研修内容を効率的に普及することができる。

(8) **その他**

- ・指定管理者の契約社員など，図書館サービス業務に携わる民間の職員等にも，必要に応じて，体系的な研修を受講させる必要がある。

研修の体系化

(1) **研修の体系化の必要性**

既存の研修を効果的に活用するため，実施主体が相互に連携し役割分担を行うとともに，国や都道府県，図書館関係団体等が実施している様々な研修の情報を収集し，体系的に整理し提供していく必要がある。

(2) **研修体系の考え方**

市町村，都道府県，国で実施されている研修を中心に，司書の研修体系を改めて整理するとともに，研修によるキャリアパスのモデルの一例を示した。

Ⅲ. まとめ

今後，本報告を踏まえ，図書館の設置者や図書館が，職員の知識・技術の向上の重要性や研修の必要性を再確認するとともに，研修の充実が図られ，図書館職員が研修を受講しやすい環境づくりと，研修への参加が進み，図書館サービスの一層の向上が図られることを期待する。

21 大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について（審議のまとめ）－電子ジャーナルの効率的な整備及び学術情報発信・流通の推進－

平成21年7月

科学技術・学術審議会 学術分科会

研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会

はじめに

大学等における教育研究全般を支えるコンピュータ、ネットワーク及びデジタルな形態を含む学術図書資料等の学術情報基盤は、学生に対する教育活動はもとより、研究者間における研究資源及び研究成果の共有、研究活動の効率的な展開、さらには社会に対する研究成果の発信、普及並びに次世代への継承等に資するものであり、極めて重要な役割を担っている。

近年のコンピュータ・ネットワーク技術の発達と学術資料の電子化の進展による教育研究の高度化・多様化と国際的な展開により、学術情報基盤に対する要請も高度化・多様化してきている。こうした状況を踏まえて、学術情報基盤が学術研究活動を継続的に支え、その高度化を可能にするための基本的な考え方や国が考慮すべきこと等について、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会（以下、「作業部会」という。）において検討を行い、平成18年3月に、①学術情報基盤としてのコンピュータ及びネットワークの今後の整備の在り方、②学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方、③我が国の学術情報発信の今後の在り方の3項目を内容とする「学術情報基盤の今後の在り方について（報告）」を取りまとめた。

学術情報基盤は、情報科学技術の発展によって大きくその姿を変える可能性を持つものであることから、その在り方については不断の見直しを行っていく必要がある。このため、作業部会では、平成19年4月以降、引き続き学術情報基盤を取り巻く状況を把握し、課題等について整理するとともに学術情報基盤の整備に関する推進方策等について検討を行ってきた。このうち、情報基盤センターの在り方及び学術情報ネットワークの今後の整備の在り方については、平成20年12月に審議の結果を取りまとめたところである。さらに、本年3月からは、作業部会において、大学図書館の整備や学術情報流通の在り方について審議を行っている。

大学図書館は、大学における学生の学習や大学が行う高等教育と学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤であり、大学にとって不可欠な機能を有する大学の中核を成す施設として、大学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集、蓄積、公開や教育研究に対する支援などの役割・機能を担っている。しかしながら、現在、我が国の大学図書館は、大学を取り巻く社会の高度情報化の中で、大学における教育目的の多様化と研究活動に対する社会的要請の変化と高度化に対するため、その機能を拡充し、高機能化、効率化を図る必要に迫られている。また、大学全体の管理運営費が削減される状況の中で、人件費も含めた大学図書館運営費も例外ではなく、非常に厳しい状況にある。

今日、学術情報の中でも、とりわけ研究成果を発表する論文の刊行媒体は、従来の印刷製本された紙媒体からインターネットによって頒布される電子ジャーナルに移行している。このため、従来の紙媒体による情報と電子化された情報とを有機的に補完しつつ、利用者である学生、教職員等に効果的かつ効率的に提供することが求められている。こうした状況の中で、外国雑誌の購入形態については、従来の

冊子体の洋雑誌から電子ジャーナル中心の形態へと大きくシフトしてきており、その中で電子ジャーナルに係る経費が増加するといった状況に直面している実態にある。

また、学術情報の流通については、電子化が進展する中で、近年、大学における機関リポジトリの整備が進むなど、自らの学術情報発信力の強化が進められている。さらに、学協会が刊行する学術雑誌の在り方も含め、学術情報流通の新たな方向性としてのオープンアクセスの推進などに関する様々な議論も大学等やコミュニティにおいて行われるようになってきている。

このような大学図書館や学術情報流通をめぐる状況を踏まえ、今期の作業部会においては、当面、①大学図書館における電子ジャーナルの効率的な整備への対応などの課題並びに②学術情報発信主体としての大学及び学協会の情報発信力強化のためのオープンアクセスの推進及び機関リポジトリの整備など、早急に対応を要する課題について優先して審議を行うこととした。

作業部会においては、本年3月以降これまでに6回審議を行ってきたが、このたび、これらの当面の検討事項に関する対応方策等について、審議の取りまとめを行った。

なお、例えば大学図書館については、学術情報の流通・提供、資料の体系的な収集などに係る専門的な知識・技能を備えた専門職としての図書館職員が不可欠となっていること、留学生の受入れの推進や、大学の国際競争力向上の観点から国際性を有する図書館職員の確保について検討していく必要がある。このような様々な課題が挙げられるため、作業部会においては、今後も引き続き、大学図書館の整備や学術情報流通の在り方に関し、今回取りまとめた事項以外の課題について検討を行うこととしている。

1. 電子ジャーナルの効率的な整備

(1) 大学図書館における電子ジャーナル契約等の状況

文部科学省で実施している学術情報基盤実態調査によると、大学図書館における資料費（図書、雑誌、電子ジャーナル等）の総計は、平成18年度において約747億円と前年度と比較して約10億円（1.4%）の増となっており、大学総経費の約1.2%を占めている状況にある。また、平成18年度における人件費を含む大学図書館運営費の総計は約885億円と大学総経費の約1.4%を占めているが、前年度と比較して約96億円（9.8%）の減となっている。

さらに、大学図書館における電子ジャーナルの利用可能な種類数は、平成17年度において約154万種類であったものが平成18年度においては約194万種類と約40万種類（26.0%）の増となっている。1大学平均種類数は、2,593種類となっており、5年前の平成13年度における466種類から比べると飛躍的に増加している。また、電子ジャーナルに係る経費は、平成17年度において約91億円であったものが平成18年度においては約122億円と約31億円（34.1%）の大幅な増となっている。また、大学図書館における資料費全体に占める割合も12.3%から16.3%と増加している。

一方、冊子体の洋雑誌の購入種類数は、平成17年度において約31万種類であったものが平成18年度においては約28万種類と前年度と比較して約3万種類（9.7%）の減となっている。また、その経費は、平成17年度において約230億円であったものが平成18年度においては約221億円と約9億円（3.9%）の減となっている。

このように、大学図書館における電子ジャーナルの利用可能な種類数、経費は、近年、大きく増加しており、図書館資料費に占める割合も年々増加している状況にある。これは外国雑誌が冊子主体の契約から電子ジャーナル主体の契約へと大きくシフトしていることを示している。

(2) 大学図書館におけるこれまでの対応

学術情報流通の中心的媒体となった電子ジャーナルは、近年、アジアをはじめ世界の研究者により発表された学術研究論文の増加に伴い、その審査や電子化などに係る経費も増加する傾向にあり、このため、価格も上昇する状況にある。また、契約形態は各出版社の刊行する電子ジャーナルをパッケージ化した包括契約が一般的になっている。このため、学術情報環境の維持のためには従来のように冊子体の購入種類数を減らすこともできない上に、価格の上昇分が常に上乗せされ、自動的に経費が膨らむ仕組みとなっている。

他方、このパッケージの中には利用の少ない電子ジャーナルも含まれるため、包括契約をせず、必要な学術雑誌についてのみ個別契約を行うことも考えられる。しかしながら、その場合、雑誌ごとの個別単価の積み上げとなり、それに毎年の値上げも加わることから、前年度と同額の経費では、利用可能な種類数は大幅に減少することとなる。したがって、多くの大学はパッケージによる包括契約を維持せざるを得ない実態にある。大学図書館においては、こうした契約形態による電子ジャーナルに係る経費の大幅な増加に対応するため、国立大学は平成14年度から、また、公私立大学は平成15年度から、それぞれコンソーシアムを形成し、主要な海外出版社との間で契約交渉を行い、価格上昇の抑制に努めているところである。また、各大学においても、同じ冊子の学内での重複購入を中止したり、冊子の購入を止め電子ジャーナル限定契約に移行するなどの対応を行うほか、電子ジャーナルに係る経費について全学共通経費化や競争的資金の間接経費を充当するなど、様々な取組によってその経費の捻出に努力しているところである。

しかしながら、このような努力を背景としつつも、国立大学においては、毎年、運営費交付金の減に対応する必要があるなど、公私立大学も含めて、図書館運営費や図書館資料費も抑制されるなどの厳しい状況の下にあって、電子ジャーナルを含む図書資料費のさらなる増加への対応は限界にきている実態にある。特に、財政的に中小規模の大学にあっては、電子ジャーナルに係る経費の増加が極めて大きな問題となっており、実際に外国出版社との契約を打ち切ることも含めて検討せざるを得ない大学も出ている状況にある。また、大学図書館によっては、他の資料の購入費を削り、図書館資料費の相当部分について電子ジャーナルに係る経費に充当せざるを得ない状況になっている。このように、電子ジャーナルに係る経費の確保は、各大学において教育研究を支える学術情報基盤を維持するために重要な位置を占める状況になっている。

(3) 今後の対応方策

①契約形態の在り方

電子ジャーナルに係るパッケージ契約の方式が維持できなくなった場合、現在の契約形態では個々の電子ジャーナルごとに契約することとならざるを得ない。その場合、同じ予算の中で契約できる電子ジャーナルの種類数は大幅に減少することとなり、大学図書館として急激なサービスの低下に繋がるおそれがある。

このため、大学ごとの需要や財政状況等に対応できる柔軟で持続性のある新たな契約形態について早急に検討し、その実現に向けて出版社との契約交渉を行う必要がある。

②コンソーシアムによる契約交渉の在り方

現在、国立大学及び公私立大学でコンソーシアムにより外国出版社との契約交渉を行っているが、このコンソーシアムによる方式は、電子ジャーナルの価格上昇を抑制する上で、有効な取り組みで

ある。

各大学における学術情報基盤は、各々の大学の教育研究の特性などを踏まえて個別に整備していくことが基本であると考えられる。また、仮にコンソーシアムによる一括契約を行おうとした場合、各大学毎に規模や必要なタイトルなどが異なることから、大学間の経費負担の割合などを決める際には調整が困難となる事態も予想される。こうしたことから、今後とも、大学図書館における電子ジャーナルの契約に当たっては、大学間のコンソーシアムが主体となって外国出版社との契約交渉を行い全体の条件を整えた上で、経費の支払いを伴う最終的な契約は各大学が個別に行っていくことが適当であると考えられる。

なお、コンソーシアムによる契約交渉において、現状では外国出版社との交渉の主体は大学図書館職員の付加的な業務に依存している実態にある。しかしながら、そうした交渉主体が契約内容を詰めることについては、既に限界となっている状況であり、今後、契約交渉を行う上での機能強化が急務である。このため、契約交渉を大学側にとってより有利に進めることを考える観点から、学術情報流通に精通し、契約交渉に係る専門性を有する者の育成・活用を検討することが必要である。

また、現在は国立大学と公私立大学とが基本的には別々のコンソーシアムを形成し、それぞれが外国出版社との契約交渉を行っているが、一部の出版社やパッケージについては、合同で契約交渉を行っている事例もある。今後は交渉力を強化するなどの観点から、両方のコンソーシアムがより一層の連携を図るなど国公立大学全体を包括する交渉のための組織の在り方などについても検討する必要がある。

③新たな枠組み等の検討

現在のコンソーシアムは大学図書館協会等を構成する大学図書館の意向を受けて交渉にあたる、いわばボトムアップ方式の組織であるが、電子ジャーナルに係る経費の増加の重大性、緊急性等に鑑みれば、今後は、これに加えて何らかの仲介機能を果たす組織を設け、当該組織とコンソーシアムとの連携により国全体として最適化を図っていく方向性について検討することも考えられる。

しかしながら、国が、直接、外国出版社との契約を行うナショナル・サイト・ライセンスの導入については、全体としての経費が膨大なものになるとともに、各大学に係る経費の負担の方法など調整に困難を来すことも懸念される。また、一旦そうした枠組みを形成してしまうと、外国出版社に対して個々の大学の事情を考慮した多様な契約内容を求めることや、そうした枠組みに問題が生じた時に改めることが不可能になってしまい、経費の一層の増加を招くおそれがある。こうしたことを勘案すると、我が国においてナショナル・サイト・ライセンスを導入することは現実的ではなく、ナショナル・サイト・ライセンスと個別契約の中間的な方法を考えていくことが適当であると考えられる。

現在、国立大学協会においては、経営支援委員会の下に「電子ジャーナルワーキンググループ」を設置して、この問題への対応方策について検討が行われている。その中で、「電子ジャーナル高騰対策アクションプラン案」がとりまとめられ、当面、国立大学協会、国立大学図書館協会及び文部科学省等の関係者からなる委員会を設けて外国出版社との契約交渉を行うことなどが示されている。こうした状況も踏まえて、関係者による検討のための場を設け、外国出版社との間で行う契約交渉の方策等について検討するなど、対応を行う必要がある。

また、日本学術会議においても科学者委員会の下に学術誌問題検討分科会を設け、学術誌問題に関し、外国学術誌の高騰に対する対応方策、我が国の国際学術誌の強化の必要性、オープンアクセ

スへの対応方策等について検討が行われているところである。この検討状況にも留意しつつ、大学等における具体的な対応方策について、検討を行っていく必要がある。

④その他

1. (1) で述べたように、電子ジャーナルは、既に我が国でも広く普及しており、少なくとも国立大学に関しては、ほとんどの大学が電子ジャーナルを情報源として利用することが可能な状態となっている。しかしながら、それと既存の冊子とを統合的に利用するための方策やリモートアクセスを行える方策など電子ジャーナルを利用する環境については、世界的レベルから見て決して良好とは言えない。こうした観点から、電子ジャーナルの利用環境の改善についても検討する必要がある。

また、電子ジャーナルを含む図書館資料購入費は、大学における教育研究活動を支える基盤的経費であり、一定額を安定的に確保することが要請される。現在、国立大学の運営費交付金は毎年効率化減が課せられ、私立大学においても国による私学助成は、毎年減となっているが、これらの資料購入費等の基盤的経費については、安定的な確保を可能とする仕組みについても今後検討されることが望まれる。

2. 学術情報発信・流通の推進

(1) オープンアクセス

① オープンアクセスの概要

学術情報流通は、元々、研究者間のコミュニケーションを基本としているが、研究成果の公表が学会や出版社による学術雑誌を介して行われるようになり、さらに20世紀後半には科学技術・学術研究への政府助成などに伴い増大した研究成果の流通に、商業出版社が主導的な役割を果たすようになった。その結果、学術雑誌が高騰し、研究成果の生産者である研究者にとって学術情報の入手が困難になる状況が生じた。

このような状況への対処とインターネットの普及を受けて学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにするというオープンアクセスの発想が1990年代に生まれた。オープンアクセスを実現する手段は多様であるが、オープンアクセス雑誌や、雑誌刊行から一定の期間経過後に無料でアクセス可能となるいわゆるエンバゴ後の無料公開など、学術雑誌の刊行主体が行うものと、機関リポジトリ、専門分野別のアーカイブなどへの研究者自らが論文等を掲載していくものによるものとに大別できる。

② オープンアクセス推進の意義・必要性

論文などの学術研究成果は、本来、人類にとって共通の知的資産であり、その内容を必要とする全ての人々がアクセスできるようにすることが求められる。このような観点から、オンラインにより無料で制約なく論文等にアクセスできることを理念とするオープンアクセスを推進する必要がある。

特に、科学研究費補助金等の公的助成により研究が推進され、そこから生まれた研究成果である学術情報については、社会的透明性を確保し、説明責任を果たす観点からも、オープンアクセスを促進することが重要であると考えられる。例えば、米国の国立衛生研究所（NIH）では、平成20年

4月から、NIHからの研究助成による成果論文について、同研究所が運営する分野別リポジトリであるPubMedCentralへの登載によるオープンアクセスを義務化するなどの動きも見られる。

我が国においても、国立大学図書館協会が、本年3月、新しい学術情報流通を支えるため、政府、研究者、大学・研究機関及び大学図書館等関係者に対して、公的助成を受けた研究成果や研究データのオープンアクセスの促進など、オープンアクセスへの支持と促進を訴える声明を発出したところである。

大学等の教育研究機関も、社会への説明責任を強く求められるようになっており、例えば、機関リポジトリなどを使って、所属研究者の研究成果を広く社会に向けて公開することにより、大学等に対する社会からの認知を高め、説明責任の一端を果たしていくことが期待される。

また、機関リポジトリなどによるオープンアクセスを推進することにより、学術情報の発信から利用に至るまでの流通の在り方が、情報化社会のメリットを最大限に活かした形で定着していくことが期待される。

このように、機関リポジトリの構築・運用は、学術雑誌に掲載されてきた査読や編集を経た論文のみならず、学位論文、研究報告書、授業の資料など、これまであまり流通していなかった様々な学術情報が電子化され、広く流通することにも繋がるものであり、学術研究活動全体の活性化にも有意義であると考えられる。

なお、オープンアクセスの推進は、国際的な学術雑誌の価格上昇の問題に直接的な因果関係を有するものではないが、我が国を含め世界的にオープンアクセスの動きが進められることにより、結果として、間接的に学術雑誌の価格問題の解決に繋がっていくことも期待される。

③ オープンアクセスの現状

無料で利用できるオープンアクセス雑誌は、従来の有料雑誌とは異なり、著者の投稿料等によって刊行されるため、未だ主流になっているとは言えない状況にある。また、機関リポジトリに関しても、その構築数、掲載論文数ともに着実に増加しているとはいえ、従来の商業出版社が刊行する学術雑誌が中心となっている学術情報流通全体の中では、まだ大きな部分となっていると言いはない。しかし、米国の国立衛生研究所(NIH)のPubMedCentralや米国コーネル大学における物理学を中心とするarXivなどの分野別リポジトリは、対象とする範囲が限定されているものの、政府などの支援により、当該分野の論文の一部を確実に収集、提供するものとなってきている。機関リポジトリやオープンアクセス雑誌に関しても、今後さらなる発展の可能性を秘めているといえる。

さらに、これら機関リポジトリやオープンアクセス雑誌のような典型的なオープンアクセスの手段だけでなく、多様な形態により、結果として論文が無料で入手できる状況が広がりつつある。例えば、大学系出版社などでは、雑誌刊行から一定の期間経過後に無料でアクセス可能とすることを積極的に進めている。また、大手の商業出版社は、著者が一定の料金を支払うことにより、当該著作の論文について、オープンアクセスとすることを選ぶことのできる選択肢を用意しているものもある。

我が国において、学協会が刊行する学術雑誌の電子化が未だ十分だとは言えない状況の中で、科学技術振興機構が推進しているJ-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム）は、科学技術情報の電子化促進などにより、我が国の科学技術情報の発信と流通の迅速化と国際化を図ることを目的とした事業であり、500を超える学術雑誌を電子化し、25万件以上の論文フルテキストを提供している。J-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム）を利用しているかなりの割合の学協会

が刊行する学術雑誌は、冊子体の雑誌の販売は続けながらも、電子版は無料で公開する方針をとっており、実質的にオープンアクセスの実現に貢献している。これらは我が国の学術情報の国際的な発信を支えるものとして重要な役割を果たすものといえる。また、J-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム）は、海外の関連機関等との連携も進んでいる。

また、国立情報学研究所が推進しているSPARCJapan（国際学術情報流通基盤整備事業）は、我が国の英文学術雑誌の電子化及び公開を促進するとともに、海外の学術情報流通に係る関連機関等に対する我が国の学術雑誌出版者のネットワークを強化するものであり、高く評価できる。学協会と大学図書館との連携の場を提供し、また、研究者に対しても様々な啓蒙を行う上でも、有効な事業である。

④ オープンアクセスを推進するために必要な取組と課題

我が国の学術情報発信の強化のため、オープンアクセスを一層推進する必要がある。このため、国立情報学研究所が実施する機関リポジトリ構築連携支援事業やSPARCJapan（国際学術情報流通基盤整備事業）、科学技術振興機構が実施するJ-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム）などの関連する事業の充実を図りながら、着実に実施していく必要がある。

なお、科学研究費補助金などの公的資金の助成を受けて展開された研究の成果については、社会的な透明性や説明責任を確保する観点からも、国民が等しく、ひいては世界中からアクセスが可能となるよう、オープンアクセスをより強く進めていく必要がある。2.（1）の②でも述べたように、欧米では研究助成機関による助成を受けた研究成果のオープンアクセスを義務化する動きもあるところであり、我が国においても研究成果となる学術論文等のオープンアクセスの義務化も含めた対応の強化に向けた検討が必要である。

一方、機関リポジトリの構築が進むなどオープンアクセスの方向性が加速された場合でも、実際に有意義な情報発信が活発に行われるためには、各研究者が研究成果の発信に臨む意識・姿勢の問題が重要となる。このため、研究者がオープンアクセスの意義を理解し、自らの研究成果の発信に積極的に取り組むよう、オープンアクセスの意義を広め、研究者の意識改革を図っていくことも重要である。

また、我が国の学協会関係者については、オープンアクセスの動きに関して消極的であるとの指摘もある。その背景として、我が国の学協会は、科学研究費補助金（研究成果公開促進費）や科学技術振興機構が実施しているJ-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム）などの支援を受けて学術雑誌を電子化し公開している現状にあるが、各学協会においては、限られた職員でこれに係る業務に対応せざるを得ない状況にある。このため、オープンアクセスの方針が示されても、それに対する理解や積極的な対応の検討が進まない要因となっているとすることができる。

このため、オープンアクセスの推進のためには、個々の研究者の意識改革とともに、我が国の学協会が行う学術情報の電子化等に対する支援の強化が必要である。

（2）機関リポジトリ

① 機関リポジトリの現状

機関リポジトリは、大学及び研究機関等において生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫である。研究者自らが論文等を掲載していくことによる学術情報流通を改革すると同時に大学等における教育研究成果の発信を実現し、社会

に対する教育研究活動に関する説明責任の保証や、知的生産物の長期保存などの上でも、大きな役割を果たすものである。

また、機関リポジトリは全世界で約1400機関において構築されているが、我が国においては102機関（平成21年3月現在）で構築されており、国別の機関数では、世界のトップクラスにある。また、その内容としては、フルテキストで40万件以上、メタデータで60万件以上を登録している。登録論文の内容は、学術雑誌論文だけでなく、学位論文、研究成果報告書、教材など多岐にわたっているが、全体の約5割が、大学紀要論文という点が我が国の機関リポジトリの大きな特徴といえる。

我が国における機関リポジトリを推進するための主な施策としては、国立情報学研究所が大学等との連携により推進している「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」が挙げられる。国立情報学研究所においては、平成16年度に機関リポジトリ構築ソフトウェア実証実験プロジェクトを開始し、平成17年度には19機関を対象として機関リポジトリ構築支援事業を委託した。その後、平成18、19年度においては機関リポジトリの全国展開と高度化を目指して、各大学等における機関リポジトリの構築・運用及びそのための先端的な研究開発を支援した。さらに平成20、21年度においては機関リポジトリのさらなる普及に努めるとともにリポジトリ相互の連携による新サービスの創出に繋がる事業の支援を行っているところである。

② 機関リポジトリの今後の在り方と課題

我が国の大学等における積極的な学術情報の発信を促進していくため、国立情報学研究所が大学等と連携して推進している機関リポジトリの構築について、今後さらに充実し推進していく必要がある。

同時に、各大学等において構築したリポジトリを今後も継続して運営していく上では、大学全体におけるリポジトリ事業の位置付けの明確化、図書館業務としての定着、大学独自のシステムの構築と維持体制の整備などが課題として挙げられる。

その際、個別の大学等によっては、事務体制や技術的な問題等により、独自でリポジトリの構築・運用を行うことが難しい機関もある。したがって、こうした機関に対して、各機関が共通利用できる共用リポジトリのシステムを構築することにより、リポジトリへのコンテンツの登録や公開が容易になるような仕組みを早急に検討する必要がある。

また、機関リポジトリが一層有効に活用され、登録コンテンツの質の向上が図られるよう、研究者自らによる論文の登録を促進するソフトウェアの開発等の方策を検討するとともに、大学等の機関内外において、機関リポジトリの重要性についての認識を高める活動を行っていくことも必要である。特に、これまでの機関リポジトリの活用状況などを勘案すると、今後、人文社会科学系分野における機関リポジトリの認知度を高めることが重要であると考えられる。

欧米においては、大学や研究機関が、所属研究者の研究成果のオープンアクセスを義務づけたり、強力に支援する動きも出てきている。我が国においても、機関リポジトリの登録論文数の増加や質の向上に関しては、各大学、研究機関において所属研究者に対する働きかけを積極的に行うことが期待される。

現在、機関リポジトリの構築に当たっては、各大学等の図書館がかなりの部分の役割を担っている。将来的には、研究者自らが論文等を登録していくことが加速されると考えられるが、その場合であっても、メタデータの標準化・管理、著作権処理、他のデータベース等とのリンクやデータ共有などのシステム構築に係る専門的な事柄については、図書館の専門家による対応が引き続き求め

られる。このため、図書館職員の専門性の向上が必要である。

(3) 学協会の情報発信

① 学協会の情報発信の概要

我が国における論文等の学術情報の発信については、海外の学協会や商業出版社が刊行する学術雑誌だけではなく、国内の学協会が刊行する学術雑誌も大きな位置付けを占めている。これらの学術雑誌に関しては、国立情報学研究所が実施するNII-ELS(学協会が刊行する学術雑誌等を電子化し、論文コンテンツとして蓄積する電子図書館)や科学技術振興機構が実施するJ-STAGE(科学技術情報発信・流通総合システム)による支援により、電子化が進められてきている。

現在、我が国には学術雑誌を刊行する大手の商業出版社は存在せず、また、多くの学協会は、海外の商業出版社が展開するような国際市場での流通促進のための様々な対応を行うことも困難である。このような中で、我が国の学協会においては、電子化への対応の必要性とも相まって海外の商業出版社との契約により、編集作業、電子化、印刷物の刊行・配布までを委託する形態も広がっている。

② 学協会の情報発信の在り方

我が国の学術雑誌が真に国際競争力を有する雑誌となるためには、我が国から積極的に発信し、それに対して世界各国から優れた研究成果に係る情報が集中するような状況を作り出すことが必要である。このため、我が国の学術雑誌の情報発信力を強化するなどの方策を検討することが必要である。

また、我が国の学協会の国際的な情報発信力を強化するため、その刊行する学術雑誌の電子化を一層進める必要がある。このため、オープンアクセスの推進を一つの契機として電子化を推進し、従来、電子化が進んでいなかった情報に対するアクセスの改善を目指すことが重要であると考えられる。

このような観点から、学協会が刊行する英文の学術雑誌の電子化及び公開を促進する上で、国立情報学研究所が実施しているSPARCJapan(国際学術情報流通基盤整備事業)や科学技術振興機構が実施しているJ-STAGE(科学技術情報発信・流通総合システム)は評価できる。前者については、新たな学術情報流通を目指す大学図書館と学協会との連携を強化したり、海外に対する我が国の学術雑誌出版者のネットワークを広報している点においても、大きな成果が挙げられている。したがって、これらの事業の継続的な実施と拡充が重要である。

③ 学協会の刊行物に対する助成に係る電子化の在り方

刊行について国の助成を得た学協会の学術雑誌については、説明責任等の観点から、より幅広いアクセスを可能とすることが重要であり、また、電子媒体による方が情報の発信に関して経済的なメリットがあると考えられる。このようなことを踏まえると、学協会が刊行する学術雑誌についてオープンアクセスへの対応が可能で、電子化の促進が図られることが重要である。

このような観点から、学協会が刊行する学術雑誌を対象とした電子化・公開に係る国立情報学研究所や科学技術振興機構が実施している既存の支援事業(国立情報学研究所が実施するNII-ELS(学協会が刊行する学術雑誌等を電子化し、論文コンテンツとして蓄積する電子図書館)や科学技術振興機構が実施するJournal@rchive(電子アーカイブ)など)の拡充等に関する検討が必要である。ま

た、我が国の学協会が刊行する学術雑誌を国際競争力を有するものとして育成する観点から、オープンアクセスに対応した学術雑誌についてパイロット事業的に重点支援を行う仕組みを設けることも考えられる。そのため、国立情報学研究所が実施するSPARCJapan（国際学術情報流通基盤整備事業）の拡充を含め、その推進方策について検討していくことが考えられる。

なお、その際には、現在、学術分科会研究費部会において検討が行われている科学研究費補助金「研究成果公開促進費」の在り方に関する議論についても留意する必要がある。

22 大学図書館の整備について（審議のまとめ）－変革する大学にあって求められる大学図書館像－

平成22年12月
科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会

はじめに

大学等における教育研究活動全般を支えるコンピュータ、ネットワーク及びデジタルな形態を含む学術図書資料等の学術情報基盤は、学生の学習や教育活動はもとより、研究者間における研究資源及び研究成果の共有、研究活動の効率的な展開、さらには社会に対する教育研究活動の発信、普及等に資するものであり、極めて重要な役割を担っている。

近年のコンピュータ・ネットワーク技術の発達と学術資料の電子化の進展などによる学術研究の高度化・多様化と国際的な展開により、学術情報基盤に対する要請も高度化・多様化してきている。こうした状況を踏まえて、学術情報基盤が学術研究活動を継続的に支え、その高度化を可能にするための基本的な考え方や国が考慮すべきこと等について、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会（以下、「作業部会」という。）において検討を行い、平成18年3月に、①学術情報基盤としてのコンピュータ及びネットワークの今後の整備の在り方、②学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方、③我が国の学術情報発信の今後の在り方の3項目を内容とする「学術情報基盤の今後の在り方について（報告）」（以下、「報告」という。）を取りまとめた。

さらに、その後においても、引き続き学術情報基盤を取り巻く状況を把握し、課題等について整理するとともに、学術情報基盤の整備に関する推進方策等について検討を行い、平成20年12月に「情報基盤センターの在り方及び学術情報ネットワークの今後の整備の在り方」について、また、平成21年7月には「電子ジャーナルの効率的な整備及び学術情報発信・流通の推進」について審議のまとめを行うほか、報告以降の大学図書館のより一層の機能・役割の変化等を踏まえ、戦略的な位置付けとこうした背景下における大学図書館職員の育成・確保の在り方を中心とした審議を進めてきた。

近年、大学図書館を巡る環境の変化には著しいものがある。第一に大学の教育機能に対する社会的要請が急速に高まったため、大学図書館は、教育機能の支援に対して、これまで以上に関心を持つようになった。特に、平成20年に取りまとめられた中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」においては、「自らが立てた新たな課題を解決する能力」を中心とする学士力の育成が課題として提示されており、学生が自ら行う調査、学習のための基礎資料の整備を含む学習環境を充実する観点から、これまでも学習の場として活用されてきた大学図書館の貢献が一層期待されるようになった。この動向を踏まえて、大学図書館において「ラーニング・コモンズ」と呼ばれる学習環境の整備が進みつつある。さらに、e-Learning、特に、学習マネジメントシステム(LMS:LearningManagementSystem)及び学習成果進捗管理のためのe-ポートフォリオの導入が急速に進展しており、これらの展開と情報資源のナビゲーション機能との統合が課題となってくると考えられる。また、このように学習のための電子的環境が整備されるとともに、学習のための教科書、参考図書等の図書を電子的に提供することが急務となってくる。

また、大学(学士課程)が受け入れる学生に大きな変化が生じていることが指摘されている。平成22年

に受け入れた学生にとって、小学校に入学したときには既にインターネットが存在し、高校卒業前に携帯電話の所持が当然のこととなり、この世代は高校においては必修の教科として「情報」を履修している。この状況は、大学図書館による従来の情報リテラシー教育の教育支援の性格を変えるだけでなく、さらに、図書館利用に関する学生の要望自体が変化することを予想させるものであり、大学図書館としてもこの変化に対応することの必要性を認識しなければならなくなった。

第二に、大学の研究機能に対する社会の要請は、これまで以上に直接的な還元、例えば、特許、科学コミュニケーションなどを求めるとともに、教員の研究業績評価に厳格さを要求するようになってきている。大学が産出する学術資料を蓄積、公表することを目的として急速に整備が進んだ大学の機関リポジトリは、これらの要請に応えるための基盤を提供するものとしても、一層の推進が期待されるようになった。また、教員や大学を評価する資源としての学術成果物の電子的管理と、教員業績データベース等との連携が顕在化しつつある。

第三に、学術情報流通におけるインターネットの役割が、基盤として一層重要なものになり、それに伴って、「電子ジャーナル」の確保と利用促進という課題から、高等教育と学術研究における電子情報資源の導入、管理、提供に関する対応が大学図書館に課されることとなった。また、これらの電子情報資源に関する様々な、例えば、サーチエンジンなどのアクセス手段が一般に提供されるようになるとともに、利用者自身の情報探索技能も向上してきた。こうしたことから大学図書館機能はより広範なものが期待されている。

また、国立情報学研究所（NII）は、昭和61年に学術情報センターとして設置されて以来、大学図書館と協同して目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を構築し、活用することによって、我が国の大学における学術情報基盤の効率的運用を実現してきた。近年、急速に変化しつつある学術情報流通の状況を踏まえ、NIIと大学図書館との連携の強化について検討する必要がある、その際、具体的な連携の方策を大学図書館側からも示すことが望まれる。

さらに、前掲の中央教育審議会の審議のまとめにおいても、我が国の大学が「国際的通用性」も備えることの必要性が指摘され、国際競争力の強化への対応が強く求められており、大学図書館においても、大学の方針に連動した対応が必要であり、その果たす役割を認識しなければならない。このため、常に海外の大学図書館との連携を強化し、図書館職員の資質の向上を図らなければならない。

このように、報告が前提としていた環境は、一層の電子化を経ることにより、大学の教育研究の体制そのものが電子的環境を強めつつあることは明らかである。したがって、そのような環境変化に対応する大学図書館の課題について早急に検討する必要がある。

こうした動きを背景として、作業部会においては、平成21年10月以降、大学図書館の実態を把握するための意見聴取を含めて10回に及ぶ審議を行い、この度、大学図書館の整備の在り方等について、審議の取りまとめを行った。

1. 大学図書館の機能・役割及び戦略的な位置付け

（1）大学図書館の基本的機能

大学図書館は、大学における学生の学習や大学が行う高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有しており、大学の教育研究にとって不可欠な中核を成し、総合的な機能を担う機関の一つである。

大学図書館は、これまで、大学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集、蓄積、提供を行うこ

とで、教育研究に対する支援機能を担ってきた。また、大学図書館に蓄積された学術情報は、検索可能な形態で公開されることにより社会全体の共有財産として、学術情報基盤を構築してきた。

学術情報基盤としての大学図書館が果たすこのような基本的機能の重要性は変わるものではないが、現在の大学及び大学図書館を巡る大きな環境変化の中で、大学図書館は多様な課題に直面している。

(2) 環境の変化と大学図書館の課題

「はじめに」で一部触れたとおり、現在、大学及び大学図書館を巡る環境は大きく変化してきている。一つは、インターネットの普及に代表される社会全体における電子化の進展と学術情報流通の変化である。もう一つは大学を巡る財政面、制度面を含む環境の変化である。

① 電子化の進展と学術情報流通の変化

インターネットの普及により、大学図書館の利用者である学生、教職員もサーチエンジン等で情報を探索することが当たり前となり、インターネット上の多様な情報資源に容易にアクセスできるようになった。特に、若い世代ではブログ、YouTube、Twitterなどによる情報発信を含めインターネットや携帯電話の利用が当たりの習慣となってきた。このような情報環境の変化を念頭におき、大学図書館は自らの立場や位置付けを明確にした上で、情報の収集、組織化、提供の在り方を工夫していく必要がある。

学術情報流通においても、主要な海外学術雑誌のほぼ全てが電子ジャーナルとして利用できるようになり、出版社若しくは主題別に雑誌を包括的に契約するパッケージ契約が一般的となった。今後も電子ジャーナルをはじめとする電子情報資源へのアクセスを保証することは大学図書館の基本的な課題である。

ただし、今後電子化が進展していく流れの中にあっても、印刷物が重要な学術情報であることには変わらない。したがって、大学図書館は、電子ジャーナルに代表される各種電子出版物へのアクセスを積極的に確保すると同時に、紙媒体として刊行される主に人文社会科学分野や医学分野等の学術図書等の収集、蓄積、提供にも留意する必要がある。

大学図書館では、従来、所蔵する図書、雑誌等に関する情報をOPAC（オンライン蔵書目録）として組織化してきた。また、NIIと協同してNACSIS-CAT/ILLを構築し、活用することによって、自館にない資料でも効率よく探すことのできる仕組みを実現し、学術情報基盤として運用してきた。しかしながら、大学図書館以外の学内施設が所蔵する資料、機関リポジトリのデータ、また、インターネット上の学術情報などについては必ずしも統合的に大学図書館が扱っているわけではない。これらの多様な媒体や形式で提供されつつあり、大学図書館がこれらの学術情報の収集、蓄積、提供に適切に対応していくことが課題となっている。

一方、サーチエンジンをはじめ、学術論文に関するデータベースや主題等に特化した書誌データベースなど、学術情報を検索し、アクセスを支援するためのサービスがインターネット上に数多く存在しているが、その収録範囲、提供される情報の質や種類は多様であり、これらを大学図書館機能の中にかに組み入れていくことが重要な課題となる。

さらに、NIIが学術系コンテンツサービスの強化を図ってきた結果、論文情報ナビゲータ（CiNii）は、日本語学術文献の検索、フルテキストデータの提供には不可欠のものとなっており、近年になってから提供されている電子ジャーナルリポジトリ（NII-REO）、学術機関リポジトリポータル（JAIRO）なども着実に普及している。これらはサイバー・サイエンス・インフラストラクチャ（CSI）

構想の一環でもあり、大学図書館における新たな課題も踏まえて、各種事業等のさらなる展開の検討が期待される。

② 大学を巡る環境変化

他方、18歳人口の減少、国立大学の法人化、国公立大学の基盤的経費の削減傾向等により、我が国の大学は全体として厳しい環境に置かれており、また大学間における競争も厳しさを増している。

大学における教育に関しては、学生は授業を受けるだけでなく、より自発的な学習や実践の必要性が重視されてきており、大学図書館にもその支援の「場」の提供や図書館職員等による学習支援が期待されている。さらに、学生には前述のインターネット等の情報環境に対応できる知識やスキルを身に付けることが求められている。

また、我が国においても科学技術の振興は重要施策と位置付けられており、大学における研究活動の貢献に対しても大きな期待が持たれている。多くの研究分野で共同研究が増加し、学際的研究の重要性も指摘されているところであり、大量の研究データを分析し成果を見出す新しい研究の在り方、いわゆるe-Scienceも顕著になりつつある。

大学図書館は、大学における学習、教育、研究活動の変化や新しい動向に対応し、より効率的な支援を展開するとともに、特に学生を中心とする利用者の情報リテラシー能力の向上にはより積極的に関与していくことが望まれる。

なお、米国における大学図書館の役割に関する動向としては、①研究者の活動に即した支援、②Web環境を含めたコレクション構築、③インターネット環境への対応、④情報リテラシー教育への関わり、⑤ラーニング・コモンズなどが挙げられており、こうした状況は我が国と同様の傾向にあるといえる。

(3) 大学図書館に求められる機能・役割

① 学習支援及び教育活動への直接の関与

ア. 学習支援

最近の大学においては、学生が自ら学ぶ学習の重要性が再認識され、その支援を行うことが大学図書館にも求められている。近年、整備が進められているラーニング・コモンズ、図書館職員等によるレファレンスサービスや学習支援は、このような要請に応える方策といえる。

ラーニング・コモンズは、複数の学生が集まって、電子情報資源も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するものである。その際、コンピュータ設備や印刷物を提供するだけでなく、図書館職員等が、それらを使った学生の自学自習を支援することも重要である。

また、学生の自学自習を支援するためには、教員や図書館職員だけではなく、大学院生や学部3、4年生などが自身の経験などに基づき下級生を指導する体制を組織化することも効果があると考えられる。

このような「場」を利用して、学生がレポートや論文の書き方を実践的に学んだり、ライティングセンターの講義や演習を実施することも考えられる。また、各種検索ツールや大学図書館の使い方のガイダンス、教員による研究会の実施にも対応することで、学生や教職員の知的交流活動の活性化を図ることが可能であろう。

イ. 教育活動への直接の関与

学生が大学を卒業して以降も生涯にわたって自ら学習し、課題解決するためには、電子情報資源、印刷物を含めて、適切な情報を得るために各種ツールを使いこなし、得られたデータや情報を分析・評価し、その成果を分かりやすく表現し、発信する能力を身に付けることが求められている。

現在、情報環境が豊かになり、多様な情報に容易にアクセスできるようになったが、多くの学生はそれらの分析と選択のスキルが不十分であり、利用可能な関連する情報を常に入手できているわけではないことに留意する必要がある。

中学校の教科「技術・家庭」における「情報とコンピュータ」に関する内容、高等学校の教科「情報」においては、コンピュータの活用や情報の収集・処理・発信に関する基礎的な知識、技能の育成を図ることとしている。しかしながら、大学においてはさらに踏み込んで、大学図書館の利用方法も含めて、情報を探索し、分析・評価し、発信するスキルを一層高める情報リテラシー教育が必要である。また、さらに一歩進めて、メディアの情報を客観的に評価するメディアリテラシー教育についても、必要に応じて、大学図書館において取組みを検討することが求められる。

情報リテラシー教育は、大学図書館が主体となって取り組むことが求められている。例えば、新生に対する初年次教育の一環として必修の授業として開講することが考えられる。カリキュラムの開発や実施を教員と協同して行うだけでなく、図書館職員が教員を兼任するなどして、直接授業を担当することも視野に入れるべきである。

情報リテラシー教育の中では、検索ツールや基礎知識を身に付けるためのチュートリアルシステムが、欧米だけでなく日本でも開発されている。これらを複数の大学図書館及びその職員が協同して行うことも考えられる。

なお、大学におけるe-Learningへの取組みについて、大学図書館における学習、教育、研究への関わりが強調される中で、その教材作成への関与、教材の整理・提供といった面での貢献が期待されている。

② 研究活動に即した支援と知の生産への貢献

研究者に対する研究活動支援とは、基本的には学術雑誌、図書、その他研究を進めるうえで必要な情報へのアクセスを確保することである。さらに、研究プロセスそのものに密着し、そこで生み出される多様な情報を組織化し、次の研究活動へと活かせるようなサイクルを形成するための基盤を構築することによって、知の生産に貢献することも必要とされだしている。

研究者間のコミュニケーションを促進し、研究プロセスで生み出される論文になる前の学術情報を蓄積し、共有するためのいわゆるe-Scienceやサイバー・サイエンス・インフラストラクチャ(CSI)と呼ばれるシステムの構築、運用に当たっては、大学図書館側からの貢献も期待される。

大学等において構築されている機関リポジトリは、研究者自らが論文等を掲載していくことにより学術情報流通を改革するとともに、その公開の迅速性を確保するものである。それと同時に、大学等における教育研究成果の発信を実現し、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証や、知的生産物の長期保存などを図る上でも、大きな役割を果たすものである。

我が国においては、現在、NIIと大学等との連携により、130件を超える機関リポジトリが構築されている。国立大学の8割を超える機関がリポジトリを構築していることになり、収録コンテンツ

数（全文情報）は全体で70万件を超えている。現状において、大学内で刊行されている紀要の電子化を実現している例が多いが、それ以外にも機関リポジトリの展開には次のような方策が考えられる。即ち、①大学で使われる教科書をオープンアクセスとして提供する、②学位論文の収集と電子的な公開のためのプラットフォームとして活用する、③研究者の研究データの蓄積、共有システムとして活用する、などである。

今後、各大学等において構築したリポジトリを継続して運営していくためには、大学全体におけるリポジトリ事業の位置付けの明確化、大学図書館業務としての定着、システムの構築と維持体制の整備などが課題である。

さらに、電子ジャーナルの導入や機関リポジトリの整備などが進む中で、論文などの学術研究成果にオンラインにより制約なくアクセスできることを理念とするオープンアクセスを推進する必要がある。

③ コレクション構築と適切なナビゲーション

図書、その他資料の収集、蓄積、提供といった大学図書館の基本的役割を踏まえると、現在においても学術図書を中心とするコレクション構築として重視されるべきものであるが、これについては、教員や学生などの利用者のニーズを踏まえることが必要である。学術図書のコレクション構築において、従来は教員に負うところが大きかったが、教員の流動性が高まる中で、図書館職員の果たす役割も大きくなってきている。

また、大学図書館は、コンソーシアムの構築・運用を通して、電子ジャーナルの導入に成功し、多くの大学図書館においてこれまでにない多様な電子ジャーナルへのアクセスが実現され、利用も着実に増加してきた。電子ジャーナルのパッケージ契約は、雑誌タイトルベースでの選択を許さないなど、これまでの印刷物における選書、購入、管理、蓄積とは業務の内容が異なっており、大学図書館で必要とされる業務も、電子化された学術情報へのアクセスを確保するための外国出版社等との調整や交渉へと、大きく変わってきている。

電子ジャーナルの継続的な価格の上昇、高額なバックファイルなどは、電子ジャーナルへの広範なアクセスを困難にしつつある。電子ジャーナルのバックファイル整備は、買い取り方式であること、その利用が広範囲に及ぶことを踏まえれば、個々の大学や設置主体を超えた購入方法が合理的といえ、具体化の方策を検討する必要がある。また、電子ジャーナルのパッケージ契約維持のため、他の資料購入の予算を削減せざるを得ないなどの弊害も生じている。今後、より選択肢の広い新しい提供体制について模索していく必要がある。個々の大学や設置主体を超えた取組みとして、NII並びに国立大学図書館協会の電子ジャーナルコンソーシアム及び公私立大学図書館コンソーシアム（PULC）が連携し、電子ジャーナルの効率的な整備に向けて体制を強化することとしており、関係諸機関、団体はそのために協力していく必要がある。

また、学術図書と同様に、冊子体の学術雑誌に関しても、我が国の大学図書館全体として分担保存しておくことについて検討する必要がある。欧米においては、複数の大学図書館が協同して印刷物の保存書庫を構築、運営するプログラムが存在している。日本においても同様のプログラムが運用可能であるかどうかを検討する必要がある。

また、大学図書館には、多様な学術情報への的確で効率的なアクセスを確保することが求められており、例えばディスカバリーサービスのような、より適切で効果的なナビゲーションの在り方を検討することが重要となってきた。

④ 他機関・地域等との連携及び国際対応

前述の大学図書館の役割を果たすためには、学内の多様な組織、例えば情報系センター、教育や研究の支援を行うセンターなどとの連携はもちろんのこと、学外の関連機関との連携も重要である。さらに日本語の電子図書などに関しては出版社との連携も検討していく必要がある。

類縁機関である文書館、博物館、美術館との連携（いわゆるMLA連携）は、文化情報資源の共有化という点で積極的に進めるべきであり、国際的にもこうした連携の動きが活発になっている。

大学の機能として、特に国立大学の場合には、社会・地域連携の一翼を担う組織としての位置付けや、社会に対して開かれた存在であるということが望まれる。大学図書館としても、一般市民に対する開放をはじめ、展示会や講習会の実施など、保有する情報資源や人材を活用して、社会・地域連携に積極的に取り組む必要がある。また、特に公共図書館との連携は重要で、東海地区や鳥取県の実例があるが、ここ数年連携に取り組む地域が増えてきた。連携の内容も閲覧利用から相互貸借に拡大する等、連携の緊密さが増してきた。

大学の国際競争力向上の観点から、大学図書館もしかるべき強化を図る必要がある。教育研究上、必要不可欠な資料の確保、とりわけ、電子ジャーナルの整備については、我が国だけではなく、グローバルな問題となっており、海外の大学図書館との連携を図りながら対応を検討することも必要である。また、職員の海外研修を増やすなど、世界の大学図書館の動向を把握し、新しいプログラムを我が国の状況に適合した形で取り入れていくことも必要である。さらに、外国人留学生受入れ推進の観点からも、留学生に対応するために、英語、中国語、韓国語などの言語に堪能な大学図書館職員の確保及び留学生が利用し易い環境整備の検討が必要である。

(4) 大学図書館の組織・運営体制の在り方

① 各大学における戦略的な位置付けの明確化

大学図書館は、各大学における学術情報基盤であるとの認識に立って、大学の情報戦略についてイニシアチブを発揮することが重要と考えられる。

各大学において、大学図書館は、その果たすべき役割・機能の変化を踏まえ、中・長期的な将来計画を策定する必要がある。それを役員会等に提示することや、全学的な理解を得ることを通して、大学全体の将来構想並びにそれに係るアクションプランの中で、重要な学術情報基盤としての大学図書館の戦略的な位置付けを明確化し、改めて学内外に向けてアピールしていくことが重要である。

その際、大学としての情報戦略の下で、大学図書館が、学内外の知の集積拠点であり、そのアクセスの窓口として機能するため、学内組織が管理する各種情報との連結を図る等、学内における知識・情報流通の結節点と位置付ける仕組み・システムを構築することが必要である。

大学図書館の役割の重要性から、図書館長の学内的位置付けを高めるとともに、図書館長の選考方法や任期の適切な設定、あるいは専任制の導入について検討する必要がある。例えば、国立大学においては、法人化後、理事が図書館長を兼ねる大学もあり、平成22年10月現在、約35%の大学で理事や副学長が図書館長を兼ねている。また、情報担当理事、即ち図書館長が情報化統括責任者(CIO)を兼務する例も多い。これらの場合にあっては、大学図書館の機能発揮及び円滑な運営を確保する観点から、図書館長を補佐する副館長制の導入についても検討する必要がある。

公立大学においても、図書館長の学内的位置付けを高めるとともに、図書館長の選考方法や任期の適切な設定について、同様に検討する必要がある。その他、図書館長は、学術情報の管理運営、大学図書館運営に精通する人材が学内で十分に確保できない場合、必要に応じて学外の専門家と連

携、若しくは登用するなどにより、方針の決定及び運営ができるような仕組みを検討する必要がある。

また、私立大学についていえば、図書館長が大学内外における責任ある主体としてそのイニシアチブを発揮することができるような位置付けが一層明確にされる必要がある。また、大学図書館が重要な学術情報基盤であるとの認識の下、大学図書館運営を統括する図書館長が大学全体の学術情報基盤を充実させる責任の一翼を制度的に担うとともに、大学の内外に対して学術情報基盤に関わる施策を広く周知させる責任の一端をも積極的に担うべきである。

図書館長がリーダーシップを十分に発揮して、持てる資源を機動的・効果的に運用することを可能とするためには、全学の図書館に係る経費と職員を、一元的に管理する体制の構築は重要である。

大学図書館は、大学全体の目標・計画に基づく、具体的な戦略を主体的に立案し実施し、また、それに連動して独自の点検・評価システムを導入することにより、定期的な評価結果を運営に反映させるといった循環を定着させる必要がある。

今後、大学図書館が、学生、教職員に適切で多様なサービスを提供していくためには、来館者数や貸出冊数だけでなく、提供している多様なサービス毎の利用統計の整備が必要である。電子ジャーナルなどの電子情報資源に関しては、出版社から提供される統計についての多角的な分析や、大学図書館パフォーマンスを測定するための評価、調査を定期的実施することが重要である。これらの利用データは、大学図書館における施策や方針の策定のために活用するだけでなく、大学の経営陣や社会全体に対しても大学図書館の重要性や価値を具体的に示すものとして重要である。

また、大学の認証評価機関等が大学図書館に関する評価を行う際、各大学における図書館の役割・機能が変化してきていることを勘案し、従来の蔵書数、職員数等大学を構成する施設としての観点のみならず、学習支援や教育研究に関する機能の観点から評価することが期待される。

② 財政基盤の確立

大学を巡る財政上の環境も劇的に変化してきている状況下にあって、大学図書館の機能を維持・向上させるためには、各々の大学の教育研究の特色を踏まえた戦略的で安定的な経費の確保策を策定し、その実現を図ることが必要である。

公立大学については、国立大学と同様に厳しい財政状況にあるが、その中で、大学図書館においては、教育研究活動に支障が生じないように、予算を全学共通経費として安定的に確保していくことなどが重要である。

私立大学については、経常費補助金による補助割合が経常費全体の約1割となっており、近年減少傾向にある。また、収入で支出を賄えない学校法人も増加し、特に地方の中小規模大学の経営状況が厳しくなっている。このような状況の中で、大学図書館が大学の重要な学術情報基盤であるとの認識を踏まえれば、大学図書館の機能を維持・向上させることを通じて、大学の教育研究の質を一層高め、さらには国際的な競争力を強化するためには、所要の大学図書館予算が確保される安定的な財政基盤の確立が急務である。

そのためには、大学図書館が、学内諸組織から、重要な学術情報基盤であるとの信頼を得ることが前提であり、具体的には、大学予算全体の一定の割合を共通経費として大学図書館経費に充当するといったシステムを構築することが一つの有効な手段である。また、最近、価格上昇が続いている電子ジャーナルの契約に係る経費など、ほぼ定常的に増加し続ける経費の確保には、全学共通経費化や競争的資金の間接経費の充当を図る一方で、複数年契約方式や支払方法の工夫などによりそ

の縮減を図るなど、戦略的な予算の確保について検討する必要がある。

また、学術情報資源の充実とその活用に向けた各大学図書館の特色ある独自のプロジェクト(例えば、所蔵資料の電子化とその公開、学習支援の積極的な遂行、利用者サービスの新しいモデルの構築、地域・社会・他機関との連携など)を立ち上げるなどして、競争的外部資金の獲得にも一層努めなければならない。

大学予算全体の削減が続く時期にあつては、とりわけ大規模大学においては全学的な図書館活動を一体的に管理・運営するために必要な経費総額が、大学本部から本館(中央館)に直接配分されることが重要であり、使途について一定程度の裁量権が図書館長に付与されることが必要である。

もとより、大学図書館予算に係る安定的な財政基盤を確立するためには、大学図書館自体の対応として、予算の集中的ないし一元的な管理を通じて、予算の一層効率的な執行を図らなければならない。また、これら施策の実現を通じて、予算の効率的な執行が可視的なものとして大学全体の予算執行に確実に反映されるよう、図書館長自らが上記の諸課題に対してイニシアチブを明確に発揮しなければならない。

また、大学図書館においては、所蔵資料が増大する中で、かねてより図書館施設の狭隘化が指摘されているところである。さらに、最近、各大学においては学習及び教育研究と密接に関連してラーニング・コモンズが整備されるなど、新たな図書館施設の整備も必要となってきているところである。こうしたことを踏まえて、図書館施設の整備について大学全体の施設整備計画に明確に位置付けたうえで、施設の耐震化やエコ化と併せてその整備・改修を図っていく必要がある。

③ 専任職員及び臨時職員の配置並びに外部委託の在り方

大学図書館が重要な学術情報基盤として十分に機能するためには、学術情報の電子化に対応した大学図書館の在り方の変化を十分に認識しつつ、これに関わる業務運営及び組織が当該目的に有効に資するものでなければならない。

我が国の大学が現在求められている業務の効率化と人件費の削減の下では、専任職員と臨時職員が担うべき業務と、外部委託等に委ねることが可能な業務との区分けをも考慮した大学図書館の業務体制の在り方を模索することも一つの方法であるといえる。

学術情報基盤実態調査によると、平成21年度の大学図書館における専任職員の割合は国立46.9%、公立45.3%、私立48.0%、合計47.5%、臨時職員の割合は国立53.1%、公立54.7%、私立52.0%、合計52.5%となっており、ここ数年、臨時職員の割合が増加している傾向にある。

また、大学図書館(分館、部局図書館・室を含む。)における業務の実態は、図書館業務について全面外部委託を行っているものが公立3館(2.3%)、私立59館(5.8%)、合計62館(4.3%)、一部業務(清掃、警備、その他を除く)を外部委託しているものが国立176館(60.3%)、公立76館(61.3%)、私立658館(64.4%)、合計910館(63.3%)となっている。そのうち、受付・閲覧業務を外部委託しているものが、国立36館(20.5%)、公立26館(34.2%)、私立228館(34.7%)、合計290館(31.8%)となっている。

このような国公私立大学図書館の状況の中にあつても、特に公立大学図書館は、地域に密着した大学として付加価値を持つために、その存在意義、学術情報、業務について建設的に説明していくことが重要であり、こうしたことを担う人材が必要である。

また、学習、教育、研究を支援する基盤的な業務については、学術資料や図書館情報学に精通した然るべき教育を受けた人材を配置することが重要である。これらの状況に鑑みて、学術資料に関

する専門知識を有し、図書館情報学における図書館経営論などを習得した大学図書館の「核」となるべき職員の確保と育成が重要である。

その際、大学図書館における業務の中核となる部分については、専門的な能力を有する人材が、ある程度長期にわたって安定的に雇用され、それに従事することが重要であり、こうした体制の実現について検討していく必要がある。

大学図書館においては、業務の多様化、高度化が求められる一方で、大学全体の人件費削減を受けて、図書館職員についても例外なく削減が求められている実態にある。こうしたことに対応して、業務全般の効率化を図りつつ、目録遡及入力作業や休日・夜間の開館時間の拡大などの一部業務に関しては外部委託等が行われている。他方、こうした状況の下では、図書館職員が図書館業務全体を把握し遂行することが困難となるため、業務全般に係るスキルの継承が不可能になっているといった弊害も見受けられる。

しかしながら、定型業務であるからといって単純に外部委託等に委ねられるものではない。大学図書館が抱える全ての業務について、その質を維持し、高度化していくといった観点も重要であり、一部業務について外部委託等に委ねる場合であっても、大学図書館の管理・運営に責任を有する図書館職員によるチェック体制の確保が不可欠である。

なお、平成22年1月、内閣府の官民競争入札等監理委員会において、国立大学法人の事務のうち、施設管理・運營業務と並んで図書館業務についても、市場化テスト手法を含めた民間委託の一層の適用も視野に入れた業務の改善について検討が行われ、「図書館運営も民間委託すべき業務を切り分けて民間委託すべき。」と指摘されているところである。大学図書館においては、かねてより図書館業務へのコンピュータシステムの導入や共同分担目録作業等により業務の平準化・効率化を推進してきた。さらに、製本や受付・閲覧などの一部の可能な業務については外部委託を活用するなど、業務の改善に努めているところである。

このような大学図書館の業務の方向性を考えるに当たって、情報の電子化が高度に進んだ現在の大学図書館においては、高度な研究教育を推進する上で学術情報をニーズに応じて的確に利用者に提示・教示する業務を遂行するためには、図書館職員と教員との協働・連携が一層重視されなければならない。このような教員との協働・連携を図る上では、これに資するための専門性、即ち協働・連携を具体化・現実化するための専門的能力の開発、さらにはその向上が一層求められる。

2. 大学図書館職員の育成・確保

(1) 大学図書館の業務内容の変化を踏まえた大学図書館職員の育成・確保の必要性

大学図書館における急速な電子化の進展に伴う変化と技術の進歩を背景として、図書館職員は、これまで持っていた知識と見識のみでは対応できない状況が生じている。したがって、こうした状況変化に適切に対応するために、大学図書館機能を効果的に発揮できる環境整備を図るとともに、図書館職員に求められる新たな知識と見識について検討する必要がある。

これまで大学図書館の伝統的業務とされていたものは、①資料収集・提供関連業務（資料の収集・組織化（目録作成等）・蓄積・提供）、②利用者サービス業務（貸出、レファレンス、相互貸借（ILL）、情報リテラシー教育（利用案内、文献検索指導））、③その他業務（ホームページの管理業務、館内の整備、図書館システムの管理）などが挙げられる。

一方、新しい業務としては、学習、教育、研究支援を担う専門家として、①カリキュラムと直結し

た資料整備，②情報リテラシー教育への直接的関与，③研究に直結するレファレンス，④大学の研究成果の集積と発信，⑤学生・教員の間（研究者間）の学問的交流の場を大学図書館として提供するラーニング・コモンズの運用などが挙げられる。

大学図書館における状況の変化に対応し，大学図書館が重要な学術情報基盤としての機能を効果的に発揮していくためには，図書館職員のうち，中核となる者については，今後，伝統的な業務の充実を図るだけでなく，学術情報を駆使して学習，教育，研究により積極的に関与する専門家としてその必要性を学内にアピールし，従来の事務職員とは異なる職種と位置付け，大学内の様々な情報管理業務に関与していくべきである。

こうした観点からも，大学全体としては人員削減の傾向にあるが，大学内の他部署との連携や人員増なども含めて大学図書館の体制を強化していく必要がある。なお，その際，各大学においては，大学全体としての職員の能力の向上に向けた様々な検討が進められている中で，大学図書館業務の特殊性を考慮した図書館職員の在り方にも配慮した検討が必要である。

（２）大学図書館職員に求められる資質・能力等

① 大学図書館職員としての専門性

電子化の進展や教育研究支援への積極的な関与など，現在の大学図書館を巡る状況を踏まえると，かつてのいわゆる図書館学的な専門性だけでは大学図書館職員としての対応が困難な状況がある。即ち，図書館に関する専門性に加えて教育研究支援を円滑に行い得る学生や教員との接点としての機能を含めて大学図書館全体のマネジメントができる能力など，状況変化に対応した専門性が求められている。

しかしながら，大学図書館を巡る状況変化があるからといって，大学図書館が伝統的に有してきた学術資料の収集，蓄積，提供といった機能が変わるものではない。その上で最近の状況変化に適切に対応するために，学術情報流通の仕組みについて詳しく，学術情報基盤の構築ができ，しかもそれらの進展に対応できる人材の確保が重要である。

即ち，今後，大学図書館職員には，伝統的な知識と見識を基礎として，環境の変化に柔軟に適応し，大学における学生の学習や大学が行う教育研究に積極的に関与する専門性が求められるということである。

② 学習支援における専門性

学問の多様性が高くなる中で，大学図書館が教育研究支援に積極的に関わっていくためには，大学図書館職員には各大学等において行われる教育研究の専門分野，即ちサブジェクトに関する知識も求められているところであり，各分野に必要な情報アクセスの在り方についても考えていく必要がある。

大学図書館職員が，教員とは異なるものの，教育研究に積極的に関わっている実態を踏まえると，実際には従来の教員と事務職員といった一律的な区分の中で，事務職員としては位置付けられなくなってきている。大学図書館職員の中で，教育や研究と密接に関わる業務を行う者は，従来の事務職員とは区別して位置付けを検討していく必要がある。

③ 教育への関与における専門性

現在，大学においては，初年次教育の重要性が言われているところである。中でも学部教育のカ

リキュラムに情報リテラシー教育が盛り込まれていくことは自然の流れとなっている。そのため、今後、大学図書館の大学教育への関与の重要性が強調されていくことになる。こうした状況に対応して、大学図書館職員が、情報リテラシー教育に直接関わることは新しい方向性であり、教員との協力の下に適切なプログラムの開発を行うことが課題である。

また、情報リテラシー教育だけでなく、大学図書館職員が、教員や学生とコミュニケーションを図りながら教育課程の企画・実施に関わることも必要である。中でも特定の主題に関する資料を探すための道標となるパスファインダー作成等は、資料をよく知る大学図書館職員の専門性が発揮される部分であり、全ての授業科目に適用可能である。

④ 研究支援における専門性

研究に必要な文献を整備することが研究支援の代表的なサービスであるが、電子ジャーナルが普及したことによって、それが見えにくくなっている。今後は単に電子ジャーナルを提供するだけでなく、研究者が文献に容易にアクセスできるように必要な情報資源を関連付けてナビゲーション機能及びディスカバリー機能を強化する必要がある。

一方、機関リポジトリは一からコンテンツを収集し、組織化、提供するという点において、大学図書館本来の力が試されているといえる。即ち、出版流通の整備された仕組みに沿って資料を購入する現在の受動的な資料収集に対して、教員と交渉したり、大学への働きかけを行ったりするなど、様々な工夫を凝らして能動的に資料を入手しなければならないこの新しい業務は、本来の意味での収集能力を発揮する必要がある。このような意味において、大学図書館職員は、他大学との連携や専門的知識、経験を活かして、機関リポジトリの構築にもその能力を発揮してきた。

また、診療ガイドラインの作成支援に携わる医学図書館職員や、法科大学院に係る法情報調査に関するカリキュラムの作成を支援するロー・ライブラリアンなど、専門分野の図書館職員の重要性が指摘されている。このように専門分野によっては、研究に関する情報を十分に活用してもらうために、より専門的に高度な業務に大学図書館職員が携わる必要がある。このため、大学図書館職員が、新たな役割を発揮するためのサービスを開発するなど一層の努力が必要であるが、これまで培ってきた専門性をさらに発展させる契機となることが期待される。

(3) 大学図書館職員の育成・確保の在り方

① 大学における養成

大学における図書館職員養成には主に、大学院レベル教育、学部レベル教育、司書資格取得レベル教育の3種類がある。さらに、大学院レベルには、学部レベルで図書館情報学を学んだ学生以外に、司書資格取得者を含む他分野の学部レベル教育を受けた学生や現職の大学図書館職員が含まれる。なお、司書資格は公共図書館職員を対象とした資格であるが、大学図書館職員の中にも司書資格を有する者が多数いる。

一方、大学図書館を巡る状況の変化に応じて、養成すべき大学図書館職員に求められる技能も変化している。即ち、①学術情報流通に詳しく学術情報基盤を構築できるライブラリアン、②特定の主題分野のコレクション構築を行うとともに、その主題に関わる学習・研究を行う利用者に対してサービスを行うライブラリアン、③教員や学生とコミュニケーションをとりながら教育課程の企画・実施に関わるライブラリアン、④研究者として図書館情報学の発展を担うライブラリアン⑤インターネット等の技術を駆使して新しい利用者サービスを構築するライブラリアンである。これら

異なる専門性を持つ人材をいかに養成していくかが課題である。

大学図書館職員を養成するためには、図書館情報学を専門課程にもつ四年制の大学で、情報技術から図書館経営まで、幅広く、一定以上時間をかけて学ばせる必要がある。筑波大学情報学群知識情報・図書館学類、慶應義塾大学文学部図書館・情報学専攻が代表的な例である。

特定の主題分野に沿ってレファレンスサービス等を行うライブラリアンは、図書館情報学以外の学問を修めたうえで大学院に進学し、主題の知識を活かして図書館情報学を学ぶことが望ましい。しかしながら、大学図書館は米国と異なり、従来、教員がこの役割を担うなどにより対応していた実態もあり、こうした人材を養成してこなかったという歴史的経緯がある。したがって、直ちにこうした人材を輩出することは難しく、養成課程の在り方から検討する必要がある。

このような養成課程の在り方の一つに九州大学が設置を計画しているライブラリーサイエンス専攻がある。この専攻にはサブジェクト・ライブラリアン養成も組み込まれている。その際、研究科長や学部長などが、自身の専門分野に詳しい人材を育成することによって、大学図書館の位置付けを確固たるものにしていくといった姿勢を持つことも重要である。

研究者として大学図書館の新たなプロジェクトを開発するために調査研究等を行うライブラリアンは、大学図書館に所属しながらも研究を行う職員であり、大学院において研究者としての知識とスキルを学び、修士もしくは博士の学位を取得する必要がある。学部から大学院に進学する場合と現職者が学位を取得する場合の2パターンが考えられる。長期的には図書館情報学の学位を有するライブラリアンと他分野の学位を有するライブラリアンがバランスよく配置されることが望ましい。

また、大学図書館に求められる機能・役割を勘案すると、公共図書館に求められるものと異なってきたのは明らかであり、もはや大学図書館職員のスキルを司書資格によって説明することは困難である。したがって、新しい資格の確立を含めた広い意味での大学図書館職員養成の仕組みを模索する必要がある。

② 大学図書館の現場における育成

大学図書館の現職職員の育成は、例えば、学内や複数の大学による研修の実施、在職しながらの大学院等での勉学や各種研修会への参加の奨励、海外研修の実施などが考えられる。しかしながら、大学の規模等の事情もあるため個々の大学で育成することは困難な面もある。また、各大学において、特定分野の専門性のみを有する職員を配置していくことも難しい実態にあることから、大学間における人材の交流など、連携が重要である。

大学図書館職員が教育課程の企画・実施を行う際には、教員はもとより大学図書館以外の部署との連絡と調整を密に行う必要がある。したがって、その育成のためには、大学図書館から外に出て、教員や他の部署と円滑にコミュニケーションをとることができるような環境作りが不可欠である。例えば、教育課程担当の教員と意見交換を行ったり、研究科長や学部長と定期的に会合を持ったり、学生との懇談会を学生がよく集まる場所で実施したり、機関リポジトリの学内への周知のために教員研究室を訪問するなどが挙げられる。

また、それぞれの大学図書館職員が大学教育や研修で修得した専門的な知識を現場で実践するとともに、常に大学図書館の業務全体を見渡し、個別の業務の位置付けを意識しながら業務を遂行する必要がある。さらに、このような大学図書館職員個人の向上努力の成果が反映され易いよう、それぞれの専門性が発揮できる職員配置に努める必要がある。

③ 大学図書館職員のキャリアパス

大学図書館においては、専任職員の他、臨時職員及び外部委託など多様な雇用形態の中で、多様化し高度化する業務を遂行していくことが求められているところであり、人材の研修や育成とともに、優秀な専任職員を確保する観点からも、そのキャリアパスの形成について検討していく必要がある。

しかしながら、従来どおり事務系職員としてのカテゴリで待遇を考え、人事を行っていく限りは、大学図書館に要求される機能を担う人材を育て、かつ、活用していくことは難しい。したがって、大学図書館職員については、事務系職員とは異なった枠組みを考える必要がある。

例えば、医学分野や法学分野などの専門性を有する者は、複数大学間で異動していくなど、主題というパスでキャリアを重ねられるような仕組み作りが必要である。また、育成の問題とも関連するが、特定の主題を修めた者をそれに関連する学部等を有する大学の図書館で採用するといったことも必要である。

我が国においては、かつては教員がサブジェクト・ライブラリアンとしての役割を果たしていたこともあったが、現状ではそうした状況は少なくなってきた。こうしたことから大学図書館職員に対する期待が高まってきているため、図書館職員が特定分野の学位を取得して教員になったり、教員が図書館職員になったりするなどのパスも検討する必要がある。

また、専門的な知識を習得していれば、サイエンスコミュニケーターや科学ジャーナリストなどの人材も大学図書館職員として採用する仕組みも検討する必要がある。さらに、様々な職種の人材を大学図書館職員に採用するのは逆に、情報を扱う専門知識を活かして大学図書館職員が企業の情報専門家として転職するなど、多様なキャリアパスの展開についても今後検討する必要がある。

おわりに

大学全体の財政や人員が削減される中で、大学図書館も同様の厳しい状況への対応を余儀なくされている。一方で、大学図書館にあっては、大学における学習支援や教育活動への直接の関与などに関する要請が高まり、また、学術情報資源の電子化の進展とそれへの適切なナビゲーションが求められる中にあって、大学における不可欠な学術情報基盤として、その役割・機能を一層強化していくことが急務となっている。

本「審議のまとめ」においては、大学が直面している状況が大きく変化する中で、大学図書館の果たすべき機能・役割も変化してきている状況を踏まえ、求められている大学図書館像について取りまとめを行った。国が、高等教育政策、学術政策を進める際には、ここで求められている大学図書館像を踏まえて、その機能が発揮できるような安定的運営基盤を確保できるよう配慮することが必要である。

今後、この「審議のまとめ」を踏まえて、大学図書館関係者は、各大学の事情に応じて、大学図書館機能の一層の高度化に努めることはもとより、大学の管理運営関係者には、その実現のために大学図書館の安定的な運営の確保に配慮していくことが求められる。

他方、文部科学省においては、各大学図書館の主体的な取組みに委ねるだけでなく、その取組みをさらに促進するために支援していく必要がある。具体的には、効率化と高機能化を一体的に推進し、安定的な運営基盤を構築している先進的な取組みを推奨する観点からも、大学図書館関連団体等とも連携を図りつつ、こうした取組みについて情報収集し、事例集として取りまとめて公表するなど、先進的な取組みの普及促進を図ることについて検討していくことが望まれる。また、各大学図書館においては、

各大学の理念や目標を踏まえて、先進的な取組みを参考としつつアクションプランを策定することなどにより、こうした取組みを一層推進・拡大していくことが期待される。

なお、作業部会においては、今後も引き続き、学術情報流通の充実等について、平成18年3月報告以降のフォローアップを含めて検討を行うこととしており、追って、文部科学省や各大学図書館等における対応やその効果等について点検し、さらなる改善に向けた検証を行っていくことも考えられる。

本「審議のまとめ」が、大学図書館はもとより、大学及び文部科学省をはじめとする関係者の大学図書館整備に向けた取組みを促進するものとなることを期待する。

23 教育振興基本計画（抄）

[平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定]

第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8 の成果目標と 30 の基本施策～

（基本的な考え方）

- 国が行う教育政策の意義・狙いを国民一般、関係者等に分かりやすく伝え、共有するとともに、政策を効果的かつ着実に実施するためには、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル(PDCAサイクル)の実践が重要である。
- この点を踏まえ、本計画においては、第 1 部に示した四つの基本的方向性の実現に向けて、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間における、①成果目標、②成果指標、③その目標を達成するために必要な具体的施策を示すこととする。
- なお、本計画に掲げる成果目標等は、教育の実施の多くを民間や地方公共団体が自律的に担うものであることに留意し、国全体において目指すべき水準、国自身が行う施策を整理したものである。各実情に即した具体的な教育の在り方、目標については、国全体の方向性も参考にしつつ、各関係者が自主的に設定することが望ましく、そのような自発的取組を国として促すこととする。

（注 1: 成果目標の考え方）

- 成果目標は、政策の事業の量ではなく、教育政策の受益者（学習者、社会全体）に対していかなる成果（アウトカム）を目指すかといった観点に基づく目標である。
- その内容として、最終的には、経済指標の向上など社会全体への波及効果を目指すべきであるが、これらの効果の発現に当たっては長期間を要し教育政策以外の様々な要因が介在するため、教育政策との因果関係の立証は必ずしも容易ではない。このため、本計画では、社会全体への波及効果を目指しつつ「どのような知識・能力が身に付くことを目指すのか」、あるいは「どの程度教育を受ける機会を確保するのか」といったような教育政策による寄与が比較的大きいと考えられる成果目標を設定。
- また、教育政策のアウトカムによる目標設定が困難である場合には、例えば、全国的な取組数の増加など教育政策の実施により直接的に発現する結果（アウトプット）に係る目標を設定。

（注 2: 成果指標の考え方）

- 成果指標は、成果目標の内容を補足するとともに目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標として、本計画においては、特に重要と考える指標を例示。その際、客観性の確保のためには数値による指標設定が望ましいが、数値化が困難である指標については経年において増減を把握できる内容とする。
- また、達成度の評価に当たっては、本計画に記載しなかった様々な指標の活用や新たな指標の開発、様々な事例の収集等も考慮することが重要。

(注3:基本施策の考え方)

- 施策は、本計画に定める成果目標の達成に向けて、5年間において実施する取組（インプット）であり、いつどのように行うのかといった工程（インプット目標）を極力明記。

4. ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

【成果指標】

<初等中等教育・生涯学習関係>

- ①全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- ②コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大
- ③住民等の地域社会への参画度合いの向上
 - ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加
 - ・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加
 - ・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加
 - ・学校支援・放課後等の活動に参画した地域住民等の数の増加
- ④全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施
- ⑤全ての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置
- ⑥家庭教育支援の充実
 - ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
 - ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

<高等教育・生涯学習関係>

- ①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加
- ②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数の増加
- ③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加
- ④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上
- ⑤地域に向けた公開講座数や大学開放（体育館、図書館等）の状況の向上

< 5年間における具体的方策 >

基本施策 20 きずな 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。

【主な取組】

20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・ 「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子どもたちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援する。

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。

あわせて、「地域とともにある学校づくり」に必要な学校マネジメント力の強化を図るため、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成と配置、地域連携のためのコーディネート機能や事務機能の強化等を促進する。

- ・ 学校と地域・社会や産業界等とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」とのマッチングの促進などの取組を推進する。

20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- ・ 公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進する。

あわせて、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室の活用を促進する。さらに、地域コミュニティ形成の核となる、劇場、音楽堂等が行う活動への支援や、スポーツ基本計画に基づく地域のスポーツクラブの育成に取り組む。

20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- ・ 大学等の高等教育機関は、本来、地域における生涯学習の拠点としての機能を有しており、その自主的な判断の下、生涯学習センター等も活用しながら、地域支援人材等を養成する人材認証制度の整備や学び直しの場としての公開講座の充実等、機能強化を促進する。

- ・ また、テレビ・ラジオ放送による授業を実施し、各都道府県に学習センターを設置している等の特性を有する放送大学が、地方公共団体や他大学等と連携した授業科目や公開講演会等の充実を図り、社会人等が学びやすい学習環境を整備することを促進する。

基本施策 21 地域社会の中核となる高等教育機構（COC 構想）の推進

【基本的考え方】

- 知的創造活動の拠点である大学等は、地域の中核的存在（Center of Community）である。これらの高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。

【主な取組】

21 - 1 COC 構想を推進する高等教育機関への支援

- ・ 大学等は、教育研究を行うとともに、これらの成果を基にした公開講座の開催や産学官連携による産業振興、スポーツの推進、防災や環境保全、地域医療・公衆衛生、健康増進、過疎対策など、社会や地域における様々な課題解決に取り組んでおり、地域の再生・活性化に貢献している。
今後、地域の実情に応じて、学部学科や専門分野の枠を越えて、地域の高等教育機関が全学的に連携し、様々な資源を活用しながら地域を志向した教育・研究・社会貢献活動を行うことを支援することで、解決困難な地域の諸課題に対して、学生が課題解決に参画したりするなど、地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC, Center of Community）としての機能強化を図る。

基本施策 22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策 20 に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育がおこなわれるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

22 - 1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。
また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験学習プログラムの開発・普及を促進する。
さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA 等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。
加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。
- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。
また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22 - 2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

教育行政の4つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様に変化する新しい社会の中で個人が自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
 → 教育成果の保証に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
 → 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
 → 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
 → 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理（次頁参照）。

（共通理念）
 ◆ 教育における多様な価値の尊重
 ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
 ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

（教育投資の在り方）
 ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 ・協働型・双方向型学習などの質の高い教育を可能とする環境の構築
 ・家計における教育費負担の軽減
 ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）
 ◆ 教育の再生には最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国における公財政支しなど教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

（危機回避シナリオ）
 ○ 個人個人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善（若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸ばし）
 ○ 社会全体の生産性向上（グローバル化に対応したイノベーションなど）
 ○ 一人一人の絆の確保（社会関係資本の形成）
 ⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

【震災の教訓（危機打開に向けた手がかり）】
 ○ 諦めず、状況的難境に捉え自ら考え行動する力
 ○ イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
 ○ 安心して必要ない力を身に付けられる環境
 ○ 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】
 ○ 「10年を過ぎて目標すべき教育の姿」の達成はまだまだ遠上。
 ・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
 ・一方、コミュニティの協働による課題解決や、教育格差の問題など新たな視点も浮上。
 一背景には、個人個人の多様な強みを引き出すという視点、「学校段階間や学校、社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

【我が国の様々な強み】
 ○ 多様な文化・芸術や優れた感性
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

【我が国の様々な強み】
 ○ 科学的技術、[ものづくり]の基礎技術
 ○ 協働性・協調性、思いやりの心
 ○ 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 ○ 人の絆

第2期教育振興基本計画 第2部 各論 概要 ～4のビジョン、8のミッション、30のアクション～

1 社会を生き抜く力の養成

（★成果指標の例）◆基本施策の例

1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）

⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

★国際的な学力調査でトップレベルに

- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
- ★新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ★ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ★各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ★高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ★道徳教育の推進（心のノート）の充実・配布、道徳の教科化の検討
- ★いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ★教員の資質能力向上（養成・採用・研修の一体的な改革）
- ★全国学力・学習状況調査（全国調査の継続実施）
- ★子どもたちの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方をめぐる検討 など

2 課題探求能力の修得（大学～）

⇒ どのような環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

★学生の学習時間の増加（欧米並みの水準）など

- ◆学生の主体的な学びを確立による大学教育の質的転換（アクティブラーニング、教員サポート等）
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続（高校段階での到達度テストの結果の活用を基盤、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換） など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進（評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教員支援人材の認証制度の推進など） など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況（就職率、早期離職率等）の改善に向けた取組の増加（インターンシップ等）の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実 ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化（就職・採用活動開始時期の変更等） ◆社会人（キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など）の学び直し機会の充実 など

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

★大学の国際的な評価の向上 ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加

- ★日本人の海外留学者数・外国人留学生数の増加 など
- ◆高校段階における早期卒業制度の検討 ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流・意欲と能力のある全ての著者に留学機会を実現等）・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

★経済状況によらない進学機会の確保

- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
- ◆各高校段階を通じた切れ目のない教育負担軽減（幼児教育の負担軽減、無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学生への支援の充実）
- ◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実 など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

★学校施設の耐震化率の向上（公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など）

- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など
- ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

★全学区に学校と地域との連携・協働体制を構築 ◆コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大 ◆全学校等で評価、情報提供 など

- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及 ◆大学等のセンター・オフコミュニティ構想（COC構想）の推進 ◆家庭教育支援体制の強化 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備 ◆さめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆私立学校の振興 ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの 復旧・復興支援

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

就学前 義務教育 高等学校等 大学等	生涯学習(社会教育・家庭教育等) 学校教育 高等学校等	成果目標3：自立・協働 創造に向けた力の修得
	成果目標1：生きる力の確かな育成 【施策1】教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改革・充実、個別教育等 【施策2】豊かな心の育成 道徳、生涯学習、リベラリティ、体力等への取組徹底、伝統・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】健やかな体の育成 学校保健、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】教員の資質能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、幼稚園、保育所、認定こども園の拡充等 【施策6】特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基盤となる環境整備、海外で学ぶ子ども、同一国籍異文化者・外国人の子どもへの教育環境の整備等 【施策7】検定改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校教育の学習到達度調査(創大)等 【施策10】柔軟な教育システム構築 学校間の連携・形態、各校の互いの校種、人材の柔軟な活用(入試改革等)等	
質保証 キャリア・職業教育、 就職支援	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 【施策12】学習の質の保証、学習成果の評価・活用	
(2) 未来への飛躍を実現する人材の養成 新たな価値を創造する人材 グローバル人材	成果目標5：社会全体の進化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成 【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・継続的なキャリア教育の推進、学校種別別職業教育の推進、社会人の学びやすさ、学習シナジーの創出・推進、学生への基礎・履修強化等 【施策14】多様な高度な学習機会等の確保 生涯学習促進化、SSIL、春季の1年間等 【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学等の機能強化等	
教育費負担軽減 学習支援、再チャレンジ 安全・安心	成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保 【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の教育補助の拡充、低所得世帯等への教育支援の充実、障害者の学び、授業料減免等 【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地圏等の学習環境整備、学校・地域・民間連携による学習支援、地域若者サポートステーションの連携等 【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など関連生徒等の安全の確保 学校施設等の耐震化、非難避難経路の明確化、非難避難経路の明確化、老朽化対策、安全確保の推進、車庫・関係機関と連携した学校安全の推進等	
(4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援 家庭教育支援	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成 【施策20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習連携・協働体制整備 学校支援地域本部の設置、学校・公民館等との連携、地域・他分野と連携した学習支援、ICT活用による学習支援 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの核となる家庭教育支援、子育て支援、子育て支援の推進等	
II 4つの基本的方向性を支える環境整備	成果目標1～8の全体に関する 【施策26】大学におけるガバナンスの機能強化 【施策27】大学の機能強化(機能別分化)の推進 【施策28】大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や学費削減の推進等 【施策29】私立学校の振興 公用文書の充実等	
III 東日本大震災からの復旧・復興支援	成果目標30：社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援	

24 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）（抄）

〔平成21年2月
これからの図書館の在り方検討協力者会議〕

【目次】

I. はじめに

II. 図書館に関する科目（改正図書館法第5条第1項第1号）の基本的な考え方

1. これからの司書に求められる資質・能力
2. 図書館に関する科目を定める必要性
3. 図書館に関する科目内容の基本的な考え方
 - (1) 科目の位置付けについて
 - (2) これからの司書の養成内容に必要な新たな視点
 - (3) 科目の設定と体系について
 - (4) 選択科目について
 - (5) 実習について
 - (6) 基礎的な知識や主題専門領域の学習について
 - (7) 単位数・授業時間数について

III. 図書館に関する科目の各科目の考え方

1. 基礎科目
2. 図書館サービスに関する科目
3. 図書館情報資源に関する科目
4. 選択科目

IV. 司書の養成に関するその他の事項

1. 司書講習について
2. 司書及び司書補講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等について
3. 新たな図書館に関する科目・単位数の施行の経過措置について
4. 司書資格の取得の要件について
5. 今後の司書養成の更なる充実に向けて

参考 司書資格取得に必要な最低取得単位数

参考 大学における司書養成課程の中の講義時間数の分布

別紙1 「図書館に関する科目」新旧比較表

別紙2 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧

I. はじめに

図書館は、人々の生涯学習の場として、教育と文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展に大きく寄与してきた。今後も一層積極的な役割を果たしていくことが期待されているが、それには、社会の変化や新たな課題等に対応して、図書館運営に新しい視点や方策を取り入れていくことが求められている。

このため、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」では、平成18年3月に、地域を支える情報拠点を目指した「これからの図書館像」を示し、各図書館が特に取り組むべき新たな課題について、取組の視点や具体的な方策をとりまとめ、提言を行った。

「これからの図書館像」を実現し、図書館の改革を一層進めるためには、図書館職員の資質向上が不可欠である。とりわけ司書は、図書館運営上の中核的な役割を担っており、司書の意識と行動が大きくその成否に関わっていると言っても過言ではない。そこで、本協力者会議では、さらに図書館職員の養成・研修の在り方をテーマに検討を重ね、平成20年6月に、図書館職員の研修の充実方策について報告書「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」をとりまとめた。そして、今般、司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目（以下、「図書館に関する科目」という。）について、司書に必要な基礎的な知識・技術の内容を検討するという視点から、幅広く関係者から意見を聞きつつ検討を進め、その結果を本報告書「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」としてとりまとめた。

今後、この報告をもとに、大学における司書養成の充実が図られ、今後の図書館で必要となる知識・技術の基礎を身に付けた司書が、「これからの図書館像」を実現し、図書館の改革を一層進めていく担い手として活躍していくことを期待する。

II. 図書館に関する科目（改正図書館法第5条第1項第1号）の基本的な考え方

1. これからの司書に求められる資質・能力

- 図書館は、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決を支援するための図書館サービスを行うことが求められている。平成20年2月の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」においても、図書館について、社会教育施設の中でも利用度の高い、いわば「地域の知の拠点」として、今後も国民が生涯にわたって自主的な学習を行っていく上で、大きな役割を果たしていくことが期待されていると指摘されている。
- 社会の変化に対応して図書館を改革し、地域を支える知の拠点として必要な機能を備えた「これからの図書館像」を実現するには、司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、図書館に関する基礎的な知識・技術とともに、課題解決を支援するための行政施策・手法や図書館サービスの内容と可能性を理解することが必要である。また、情報技術に関する知識、法制度や行政に関する知識、図書館の経営能力を身につけ、特にコスト意識や将来のビジョンをもつことが重要である。
- このため、今後、大学における司書の養成においては、これからの司書に求められるこれらの知識・技術について、その基礎となる教育を体系的に行なうことが必要である。また、新しい図書館に対する展望を持ち、現状を積極的に改革できる人材が司書資格を取得することが強く求められる

ため、養成段階から、新しい図書館の在り方を理解できるようにすることも重要である。

- 一方、専門的職員の養成は、大学における教育だけでは十分とは言えないため、図書館に就職した後の研修や自己研鑽については、平成20年6月にとりまとめた「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」を参考に、地域の特色や各図書館の役割等に応じて、各地方公共団体においてさらに検討を進めることが望まれる。

2. 図書館に関する科目を定める必要性

- 大学及び司書講習における司書の養成は、専門的職員が図書館において職務を遂行するための基礎を培うものであり、これから図書館の業務に就く者にとって必要不可欠なものである。
- 図書館法が昭和25年に施行された当時は、図書館に関する科目を開講する大学が極めて少なかったことから、法律上も、大学が行う司書講習での資格取得を主たる手段として位置づけていた。そして、図書館に関する科目については、図書館法施行規則第4条第2項により、司書講習の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めることで運用されてきた。
- その後、大学において図書館に関する科目の開講が広がり、平成19年度には、4年制大学153校、短期大学（部）65校で開講されている（平成19年度の司書講習実施大学は13校）が、これまで図書館法改正の機会がなかったため、制度上の位置づけは同じ状態が続いてきた。
- しかしながら、元来、司書講習は、現職者を対象として設定されたものであり、修得すべき科目・単位数については、昭和25年の制定以来、2度の改正を経てより充実したものとなってきているが、あくまでも司書講習のための構成となっている。このため、必ずしも大学の教育課程において行うにふさわしいものとなっていないという指摘や、講習科目を大学の課程に適用することに対して、非常に強い抵抗感があるという指摘もあった。そして、これらを背景として、図書館関係団体や大学教員等から、社会教育主事、学芸員と同様に措置を講じ、「図書館に関する科目」を明確化することについての強い要望が出されていた。
- このような状況を踏まえ、本協力者会議では、平成18年9月以降、「図書館に関する科目」の明確化に向けて、大学及び図書館関係団体からのヒアリングや意見照会を行いつつ、その科目・内容等の具体的な検討を進めてきた。
- こうした中、平成20年6月には、18年12月の教育基本法の改正等を踏まえて図書館法の改正が行われ、同法第5条の第1項第1号に、大学において履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めることが新たに定められた。
- 本報告を踏まえ、国においては関係規定等の改正など必要な措置を速やかに講じ、高度化・多様化する学習ニーズに応えられる専門的職員を養成できるよう、司書の養成内容を改善・充実することが必要である。なお、司書講習については、今後も現職者等に対する資格付与の役割を担っていくことが期待される。

3. 図書館に関する科目内容の基本的な考え方

(1) 科目の位置付けについて

- 図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適切である。すなわち、司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、

徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するものと考え

- このため、大学は、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要である。
- 大学で、専門的職員としての職務を遂行するための基礎を培うには、体系的な基礎理論を確実に学ぶことが必要であり、理論を中心に、基礎的な知識を修得することが重要である。さらに、修得した理論を演習科目において実践的に活用することにより、理論を現実と結び付け、さらに深く理解できるようにすることが必要である。
- また、大学は、司書資格取得を目指す人たちが、初めて図書館について専門的に学ぶ場所である。このため、学生が実際の図書館の現状を十分理解し、関心を持つように配慮するとともに、図書館の社会的意義や必要性などの理解を図ることによって、図書館について認識を深めることが重要である。
- さらに、新しい図書館の在り方に対する展望を持ち、目的意識を持って学習意欲を継続できるよう、変化しつつある社会や改革が進む図書館の状況を反映させるなど、教育内容等に工夫を図る必要がある。
- 一方で、図書館への就職は非常に厳しい状況が続いているが、司書資格取得者の就業の場としては、公立図書館以外にも、各種の図書館や行政機関、企業、民間団体等の資料関係業務や調査・情報提供業務などが考えられることから、これらに関する情報の提供も望まれる。
- 司書資格取得者が図書館を利用する場合には良き利用者となることが期待され、また、図書館のボランティアや図書館活動の支援者となることも考えられることから、図書館利用教育や支援者の育成の役割についても配慮すべきである。
- 一部の大学や大学院では、図書館に関するより専門的な知識・技術を身につけるための科目を開講している。専門的な知識・技術の向上の観点から、さらに多くの大学等で、より多様な内容の科目が開講され、さらに、社会人のための様々な教育機会や各種の研修の機会の拡大を通じて、これらの科目内容や教育内容が広く普及することが期待される。このために、今後、これらの科目のあり方について、関係者の間で検討が行われることが望まれる。
- また、社会の変化に対応して、図書館に関する科目の見直しについて一定期間ごとに検討を行うことが必要であると考えられる。

(2) これからの司書の養成内容に必要な新たな視点

- 「これからの図書館像」を実現するためには、司書が、今日の社会において図書館に期待される役割を理解し、社会の変化や住民のニーズに対応して図書館を改革していくことが必要である。
- 協力者会議における検討を通じて、これまでの司書の図書館業務やサービスへの取り組みやそのための学習について、下記のような改善すべき点が指摘された。今後の司書の養成においては、従来の養成内容に加えて、これらの観点から、内容を見直す必要があると考える。
 - ・今後の社会における図書館の役割や意義の理解が必要である。このためには、情報提供における図書館の役割、公共サービスの役割、子どもの読書の意義等の理解を図ることが必要である。
 - ・急速に進行する情報化に対応するために、図書館の業務やサービスの基礎となる情報技術の知識や技術の向上が必要であり、そのための科目を設ける必要がある。あわせて、図書館資料に

ネットワーク情報資源を加えて、図書館情報資源としてとらえる必要がある。

- ・自治体行政・施策の中に図書館を位置付け、関係機関・団体と連携・協力して、地域や住民の課題解決の支援に取り組むには、図書館の役割を定めた法制度、自治体行政の制度・政策、生涯学習の制度・政策に関する知識の充実が必要である。
 - ・図書館サービスについては、レファレンスサービスの体制作りと質的向上、最近注目されている課題解決支援サービスや発信型情報サービスが重要である。
- それとともに、利用者に対する接遇やコミュニケーションの改善と図書館職員の情報資源に関する知識の充実が必要である。
- ・大学教育のための科目にふさわしく、各科目の基本となる理論的内容を明確にし、体系的に構成する必要がある。

(3) 科目の設定と体系について

- 協力者会議では、司書に必要と考えられる基礎的な知識・技術を学ぶために必要な教育内容について検討を行い、それを科目として整理した。また、全国の大学・短期大学における開講単位数・授業時間・講義時間数を調査し、それをもとに、司書の専門的知識・技術を向上させ、現状を改善するために、科目を設定した。その結果、資格取得のために修得すべき科目数は、必修科目11科目、選択科目2科目の合計13科目となった。このうち、必修科目の内容については、それぞれ2単位で開講することが適切であると判断した。
- これらの科目は、①基礎科目、②図書館サービスに関する科目、③図書館情報資源に関する科目、④選択科目の体系に分類を行い、講義科目と演習科目を設定した。
- これら科目のうち、各区分の中でも基本的なものと位置づけられる科目を「概論」とし、それ以外は講義を主体とするものを「論」、演習を主体とするものを「演習」とした。
- 図書館に関する科目とこれまでの司書養成科目との相違点を、体系に沿って示すと、下記のとおりである。
 - ① 基礎科目では、「生涯学習概論」の行政に関する内容等を充実するとともに、「図書館経営論」に法制度・政策についての内容を加えて、科目名を「図書館制度・経営論」に改め、いずれも2単位に充実した。そのほか、情報化の進展に対応した能力育成のための「図書館情報技術論」を新設した。
 - ② 図書館サービスに関する科目では、これまでの「図書館サービス論」を「図書館サービス概論」と名称変更し、その下に「情報サービス論」「児童サービス論」を位置付けた。「レファレンスサービス演習」と「情報検索演習」を発展的に統合するものとして「情報サービス演習」を新設し、子どもの読書活動の推進の観点から、「児童サービス論」の内容について、子どもの読書の意義の明確化を図り、2単位に充実した。
 - ③ これまでの「図書館資料」にネットワーク上の情報資源を加え、これらを包括するものを「図書館情報資源」と位置付けた。図書館情報資源に関する科目では、「図書館資料論」「資料組織論」「資料組織演習」の科目名を、それぞれ「図書館情報資源論」「情報資源組織論」「情報資源組織演習」と改め、また、「専門資料論」については、主題部門別の資料の知識は、一部を「図書館情報資源概論」に組み入れるものとして、この科目を整理統合した。
 - ④ このほか、必修科目で学んだ内容をさらに深めるため、各大学で科目を選択して開講できる選択科目を7科目設定した。これについては、2科目2単位以上履修する必要がある。

- 各大学においては、必要な知識・技術を持った司書を養成するために、これらの科目を開設するとともに、必要に応じて、適宜その他の科目を開設し、適切なカリキュラムを編成することが期待される。

(4) 選択科目について

- 司書に必要な基礎的な知識・技術は、司書資格取得を目指す全ての人々が学習できるように必修科目に盛り込まれている。さらに、そこで学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、選択科目を引き続き設けることとした。選択科目の内容は、ある程度まで必修科目で学んでいるため、大学の創意・工夫で講義や演習形式により柔軟に構成できるよう1単位科目としたが、単位数を増やして内容を深めることも可能であることから、大学の事情に応じて充実を図ることが望まれる。
- 区分を横断する内容の選択科目として、「図書・図書館史」、「図書館施設論」を設け、各科目で学んだ個別テーマを掘り下げて学習するために各区分の特論を設けた。さらに、各区分の演習科目に関する専門的な演習、講義科目に関する演習及び図書館に関する課題研究等を行うために「図書館総合演習」、図書館での実習を行うために「図書館実習」を設けた。
- 本科目は、各大学の特色を活かした内容によって構成し、多数の科目が開講されることが望ましい。

(5) 実習について

- 実習は、地域の様々な利用者と接し、多様なサービスを提供することが求められる公立図書館業務の実態を知り、学生自らが司書としての適性を考えるための効果的な機会である。
- しかしながら、それぞれの地域の図書館によって実習生の受け入れに関する事情は一様でないことから、それぞれの地域の状況と各大学の判断により、「図書館実習」を選択科目で実施することが好ましいと考えられる。
- ここでいう図書館実習とは、図書館に関する科目の学習で得た知識・技術をもとに、事前・事後学習の指導を受けつつ、原則として公立図書館における業務を経験することを指す。
- 充実した図書館実習を実施するために、図書館と大学の間で、相互に協力的な連携関係を結ぶことが必要である。

(6) 基礎的な知識や主題専門領域の学習について

- 司書として図書館業務に従事するには、図書館に関する基礎的な知識・技術の習得はもちろんのこと、憲法や外国語、情報技術などの大学の教育課程における基礎的な知識を身につけることも必要である。
- 図書館業務に関する知識の基礎となる、行政学、法学、経済学、経営学、社会学、教育学、心理学、歴史学、情報学などの様々な分野の知識を、大学等で、又は図書館就職後に学習することが望ましい。
- 図書館業務の遂行に際しては、利用者との受け答えなど社会人としての総合的な能力が求められることから、このような能力の育成を目指すインターンシップあるいは体験型学習等の学習機会を活用して取り組むことが望まれる。
- 高度化・多様化する住民の学習ニーズに応え、課題解決支援のためのサービスを提供するには、

人文、社会、科学技術、医学・生物学、地域社会などの主題専門分野についても学習することが必要である。これらの主題専門知識については、大学等で学習に努めるとともに、図書館就職後も継続的に学習し、常に最新の情報を把握することが望まれる。

- 大学は、上記の科目の開講に努め、学生が学習する機会を提供し、さらに、その学習の奨励に努めることが望ましい。各図書館においても、これらに関する研修の機会を提供し、学習を奨励することが望ましい。

(7) 単位数・授業時間数について

- 本報告で示す協力者会議の試案では、計13科目24単位となる。現行の司書講習科目と比較すると、科目数は1科目減るが、単位数は4単位分増加している。
- 講義及び演習の授業時間数については、現行の大学設置基準で、1単位当たり、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって構成することとされているが、図書館に関する演習科目については、1単位30時間で授業を行うところが多いことを踏まえ、単位数を定めた。
この趣旨を踏まえ、特に演習科目を1単位15時間としうる大学においても、各科目の内容に応じて必要な授業時間数及び単位数を確保し、適切な演習が行われるよう努めることが望まれる。また、実習についても同様に、事前・事後学習と実務の経験に必要な授業時間数を確保することが望まれる。
- また、幅広い知識に立脚した司書が養成されるよう、大学の教育課程における学習内容のバランスを図りつつ、図書館に関する科目を各大学の状況に応じて大学の卒業単位として認定するなど、学生が受講しやすい配慮が望まれる。

Ⅲ. 図書館に関する科目の各科目の考え方

1. 基礎科目

① 生涯学習概論

生涯学習及び社会教育の本質と意義の理解を図り、教育に関する法律・自治体行財政・施策、学校教育・家庭教育等との関連、並びに社会教育施設、専門的職員の役割、学習活動への支援等の基本を解説する。

② 図書館概論

図書館の機能や社会における意義や役割について理解を図り、図書館の歴史と現状、館種別図書館と利用者のニーズ、図書館職員の役割と資格、類縁機関との関係、今後の課題と展望等の基本を解説する。

③ 図書館情報技術論

図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために、コンピュータ等の基礎、図書館業務システム、データベース、検索エンジン、電子資料、コンピュータシステム等について解説し、必要に応じて演習を行う。

④ 図書館制度・経営論

図書館に関する法律、関連する領域の法律、図書館政策について解説するとともに、図書館経営の考え方、職員や施設等の経営資源、サービス計画、予算の確保、調査と評価、管理形態等について解説する。

2. 図書館サービスに関する科目

① 図書館サービス概論

図書館サービスの考え方と構造の理解を図り、資料提供、情報提供、連携・協力、課題解決支援、障害者・高齢者・多文化サービス等の各種のサービス、著作権、接遇・コミュニケーション等の基本を解説する。

② 情報サービス論

図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等のサービス方法、参考図書・データベース等の情報源、図書館利用教育、発信型情報サービス等の新しいサービスについて解説する。

③ 児童サービス論

児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象に、発達と学習における読書の役割、年齢層別サービス、絵本・物語等の資料、読み聞かせ、学校との協力等について解説し、必要に応じて演習を行う。

④ 情報サービス演習

情報サービスの設計から評価に至る各種の業務、利用者の質問に対するレファレンスサービスと情報検索サービス、積極的な発信型情報サービスの演習を通して、実践的な能力を養成する。

3. 図書館情報資源に関する科目

① 図書館情報資源概論

印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する。

② 情報資源組織論

印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について、書誌コントロール、書誌記述法、主題分析、メタデータ、書誌データの活用法等を解説する。

③ 情報資源組織演習

多様な情報資源に関する書誌データの作成、主題分析、分類作業、統制語彙の適用、メタデータの作成等の演習を通して、情報資源組織業務について実践的な能力を養成する。

4. 選択科目

必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、各区分の特論や図書・図書館の歴史、施設・設備に関する科目の中から各大学の判断で選択し、解説または演習・実習を行う。

なお、各科目のねらい・内容・司書講習科目からの変更点等を一覧の形にしたのが、別紙1、別紙2である。

IV. 司書の養成に関するその他の事項

1. 司書講習について

図書館法第6条に基づき大学で行われる司書講習は、平成20年度には14の大学で実施されており、引き続き、大学を卒業した者、司書課程のない大学の学生や3年以上司書補として勤務した経験を有する者等に対する司書資格付与の役割が期待されている。司書の養成水準は、司書講習についても大学の司書養成課程と同等であるべきことから、大学における図書館に関する科目・単位数と同様に科目・単位数を改めることが適当と考える。

2. 司書及び司書補講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等について

平成8年8月28日付文部省告示第149号において、一定の勤務経験及び資格等をもって司書・司書補講習科目の一部の科目を免除することが告示されているが、今後は、図書館での勤務経験をもって履修したものとみなす科目は図書館実習に限ることとし、修得したとみなす学修は、大学や社会教育主事講習などにおける科目の修了等を原則とすることが適当と考える。

3. 新たな図書館に関する科目・単位数の施行の経過措置について

教育現場で支障なく実施するには、教育体制を準備し、学生・関係者に対する十分な周知期間を設ける必要があること等を考慮し、新たな科目・単位数を定めた文部科学省令の公布から施行まで3年間程度の周知・準備期間を置くことが適当と考える。また、施行日前に旧科目を履修した学生が不利益を被ることのないよう、適切な経過措置を設けることが必要と考える。

4. 司書資格の取得の要件について

司書講習を受講して司書資格を取得するには「大学」又「は高等専門学校」（司書講習受講者に限る）を卒業していることが要件の一つとされているが、この「大学」は短期大学のほか、旧大学令等の規定による大学、大学予科、高等学校高等科などに限定されていることから、今後は、外国において学校教育における14年の課程を修了した者など、短期大学の専攻科への入学に関し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者にも対象を拡大することが適当と考える。

5. 今後の司書養成の更なる充実に向けて

- これまでに得た司書資格は今後も有効であるが、今回、科目内容が改善されたことから、これまでの司書有資格者は、新たに設置された科目の内容について、科目等履修生、司書講習、通信教育等を活用して学習することが期待される。これは社会のニーズに合った最新のサービスを行う上で効果的である。
- 司書養成教育の水準の向上を図るには、新しい科目の授業の実施とともに、司書養成課程の管理、学生に対する指導、並びに教育内容等に関する組織的な研修を着実に実施していくことが必要である。このためには、これらを担当することができる、図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に確保することが重要である。
- 大学設置基準等においては、教育内容等の改善のための組織的な研修等を行うものとされており、大学における図書館に関する科目についても実施されることを期待する。
- 大学及び司書講習における養成体制の整備が重要であるため、大学評価の一環として、大学及び

司書講習における司書養成体制に対する外部評価が行われることが望ましい。

- 今後、大学における養成内容等の一層の充実を図るため、司書養成を行っている大学間で、司書養成に関する情報交換・交流の推進等をはじめとする連携・協力を推進することを期待する。
- アジア地域を含む諸外国では、図書館の専門的職員の養成が主として大学院修士課程で行われている。こうした現状を踏まえ、今後わが国においても、大学院での教育体制を整備する方向で関係者間での検討を進めることを期待する。
- 本協力者会議で、図書館に関する科目の在り方について議論する中で、司書の養成の在り方そのものに関しても、①司書講習の在り方、②司書の学歴要件、③司書補の制度の在り方等について、今後検討する必要があるといった意見があった。
- これらの事項については、まず、現状の把握を行うことが必要であると考えられる。また、図書館関係の学会や団体等で必要な調査を行い、図書館関係者間で継続的に議論を深めることが重要であるとする。

「図書館に関する科目」新旧比較表

<現行科目>				<改正科目>				
	No.	科目名	単位数		No.	区分	科目名	単位数
必修科目	1	生涯学習概論	1単位	必修科目	1	基礎科目	生涯学習概論	2単位
	2	図書館概論	2単位		2		図書館概論	2単位
					3		図書館情報技術論	2単位
	3	図書館経営論	1単位		4		図書館制度・経営論	2単位
	4	図書館サービス論	2単位		5	図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2単位
	5	情報サービス概説	2単位		6		情報サービス論	2単位
	6	児童サービス論	1単位		7		児童サービス論	2単位
	7	レファレンスサービス演習	1単位		8		情報サービス演習	2単位
	8	情報検索演習	1単位		9	図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2単位
	9	図書館資料論	2単位		10		情報資源組織論	2単位
	10	専門資料論	1単位		11		情報資源組織演習	2単位
		11	資料組織概説		2単位	選択科目	(2科目選択)	図書館基礎特論
	12	資料組織演習	2単位	図書館サービス特論	1単位			
選択科目	13	図書及び図書館史	1単位	図書館情報資源特論	1単位			
		資料特論	1単位	図書・図書館史	1単位			
		コミュニケーション論	1単位	図書館施設論	1単位			
	14	情報機器論	1単位	図書館総合演習	1単位			
		図書館特論	1単位	図書館実習	1単位			

(14科目20単位)

(13科目24単位)

講義 11科目 16単位 240時間
 演習 3科目 4単位 60～120時間
 300～360時間

講義 11～9科目 20～18単位 300～270時間
 演習・実習 2～4科目 4～6単位 60～195時間
 360～465時間

※ 講義：1単位15時間，演習：1単位15～30時間，実習：1単位30～45時間とする。

司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧〔13科目24単位〕

1. 基礎科目 4科目・8単位

生涯学習概論	図書館概論	図書館情報技術論	図書館制度・経営論
生涯学習及び社会教育の本質と意義の理解を図り、教育に関する法律・自治体行財政・施策、学校教育・家庭教育等との関連、並びに社会教育施設、専門的職員の役割、学習活動への支援等の基本を解説する。	図書館の機能や社会における意義や役割について理解を図り、図書館の歴史と現状、館種別図書館と利用者ニーズ、図書館職員の役割と資格、類縁機関との関係、今後の課題と展望等の基本を解説する。	図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために、コンピュータ等の基礎、図書館業務システム、データベース、検索エンジン、電子資料、コンピュータシステム等について解説し、必要に応じて演習を行う。	図書館に関する法律、関連する領域の法律、図書館政策について解説するとともに、図書館経営の考え方、職員や施設等の経営資源、サービス計画、予算の確保、調査と評価、管理形態等について解説する。
2単位	2単位	2単位	2単位
1) 生涯学習・生涯教育論の展開と学習の実際	1) 図書館の現状と動向	1) コンピュータとネットワークの基礎	1) 図書館法(逐条解説)
2) 生涯学習社会における家庭教育・学校教育・社会教育の役割と連携	2) 図書館の構成要素と機能	2) 情報技術と社会	2) 他館種の図書館に関する法律等(学校図書館法、国立国会図書館法、大学設置基準、身体障害者福祉法)
3) 生涯学習振興施策の立案と推進	3) 図書館の社会的意義(ユネスコ公共図書館宣言、地域社会と図書館を含む)	3) 図書館における情報技術活用の現状	3) 図書館サービス関連法規(子どもの読書活動推進法、文字・活字文化振興法、著作権法、個人情報保護法、労働関係法規、民法等)
4) 教育の原理とわが国における社会教育の意義・発展・特質	4) 知的自由と図書館(図書館の自由に関する宣言等)	4) 図書館業務システムの仕組み(ホームページによる情報の発信を含む)	4) 図書館政策(国、地方公共団体)
5) 社会教育行政の意義・役割と一般行政との連携	5) 図書館の歴史	5) データベースの仕組み	5) 公共機関・施設の経営方法(マーケティング、危機管理を含む)
6) 自治体の行財政制度と教育関連法規	6) 公立図書館の成立と展開	6) 検索エンジンの仕組み	6) 図書館の組織・職員(組織構成、館長の役割、人事管理、図書館協議会、ボランティアとの連携)
7) 社会教育の内容・方法・形態(学習情報の提供と学習相談、評価を含む)	7) 館種別図書館と利用者のニーズ	7) 電子資料の管理技術	7) 図書館の施設・設備
8) 学習への支援と学習成果の評価と活用	8) 図書館職員の役割と資格	8) コンピュータシステムの管理(ネットワークセキュリティ、ソフトウェア及びデータ管理を含む)	8) 図書館のサービス計画と予算の確保
9) 社会教育施設・生涯学習関連施設の管理・運営と連携	9) 図書館の類縁機関・関係団体(文書館を含む)	9) デジタルアーカイブ	9) 図書館業務・サービスの調査と評価
10) 社会教育指導者の役割	10) 図書館の課題と展望	10) 最新の情報技術と図書館	10) 図書館の管理形態の多様化

2. 図書館サービスに関する科目 4科目・8単位

図書館サービス概論	情報サービス論	児童サービス論	情報サービス演習
図書館サービスの考え方と構造の理解を図り、資料提供、情報提供、連携・協力、課題解決支援、障害者・高齢者・多文化サービス等の各種のサービス、著作権、接遇・コミュニケーション等の基本を解説する。	図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等のサービス方法、参考図書・データベース等の情報源、図書館利用教育、発信型情報サービス等の新しいサービスについて解説する。	児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象に、発達と学習における読書の役割、年齢層別サービス、絵本・物語等の資料、読み聞かせ、学校との協力等について解説し、必要に応じて演習を行う。	情報サービスの設計から評価に至る各種の業務、利用者の質問に対するレファレンスサービスと情報検索サービス、積極的な発信型情報サービスの演習を通して、実践的な能力を養成する。
2単位	2単位	2単位	2単位
1) 図書館サービスの考え方と構造	1) 情報社会と図書館の情報サービス	1) 発達と学習における読書の役割	1) 情報サービスの設計（レファレンスサービスの体制づくりを含む）
2) 図書館サービスの変遷（図書館法制定以降）	2) 図書館における情報サービスの意義と種類（レファレンスサービス、レフェラルサービス、カレントアウェアネスサービス、読書相談、利用案内等）	2) 児童サービスの意義（理念と歴史を含む）	2) レファレンスコレクションの整備
3) 資料提供サービスの基本（利用案内・貸出・予約サービスの流れと相互の関係）	3) レファレンスサービスの理論（利用者の情報行動、レファレンスプロセス、事例の活用、組織と担当者、サービスの評価等）	3) 児童資料（絵本）	3) レファレンスインタビューの技法と実際
4) 情報提供の形態と機能（レファレンスサービス、情報発信、講座・セミナー）	4) レファレンスサービスの実際（レファレンスサービスの体制づくり・実施・普及、現状と問題点等）	4) 児童資料（物語と伝承文学、知識の本）	4) 情報検索の技法と実際（各種データベースの検索演習や電子ジャーナルの活用）
5) 図書館サービスの連携・協力（図書館ネットワークの意義と形態）	5) 情報検索サービスの理論と方法	5) 児童サービスの実際（資料の選択と提供、ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク等）	5) 質問に対する検索と回答（質問の分析と情報源の選択を含む）
6) 課題解決支援サービス	6) 各種情報源の特質と利用法	6) 乳幼児サービス（ブックスタート等）と資料	6) 発信型情報サービスの実際（パスファインダーの作成を含む）
7) 障害者サービス	7) 各種情報源の解説と評価（参考図書、ネットワーク情報資源等を含む）	7) ヤングアダルトサービスと資料	7) 情報サービスの評価（レファレンス事例の作成・評価を含む）
8) 高齢者サービス、多文化サービス	8) 各種情報源の組織化（二次資料の作成、情報発信を含む）	8) 学習支援としての児童サービス（図書館活用指導、レファレンスサービス）	
9) 図書館サービスと著作権	9) 発信型情報サービスの意義と方法	9) 学校、学校図書館の活動（公立図書館との相違点を含む）	
10) 利用者に対する接遇・コミュニケーション、広報	10) 図書館利用教育（情報リテラシーの育成を含む）	10) 学校、家庭、地域との連携・協力	

3. 図書館情報資源に関する科目 3科目・6単位

図書館情報資源概論	情報資源組織論	情報資源組織演習
印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する。	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について、書誌コントロール、書誌記述法、主題分析、メタデータ、書誌データの活用法等を解説する。	多様な情報資源に関する書誌データの作成、主題分析、分類作業、統制語彙の適用、メタデータの作成等の演習を通して、情報資源組織業務について実践的な能力を養成する。
2単位	2単位	2単位
1) 印刷資料・非印刷資料の類型と特質 (図書・雑誌・新聞、主要な一次・二次資料、資料の歴史を含む)	1) 情報資源組織化の意義と理論	1) 書誌データ作成の実際
2) 電子資料、ネットワーク情報資源の類型と特質	2) 書誌コントロールと標準化	2) 主題分析と分類作業の実際
3) 地域資料、行政資料 (政府刊行物)、灰色文献	3) 書誌記述法 (主要な書誌記述規則)	3) 主題分析と統制語彙適用の実際
4) 情報資源の生産 (出版) と流通 (主な出版者に関する基本的知識を含む)	4) 主題分析の意義と考え方	4) 集中化・共同化による書誌データ作成の実際
5) 図書館業務と情報資源に関する知識 (主な著者に関する基本的知識を含む)	5) 主題分析と分類法 (主要な分類法)	5) 書誌データ管理・検索システムの構築
6) コレクション形成の理論 (資料の選択・収集・評価)	6) 主題分析と索引法 (主要な統制語彙)	6) ネットワーク情報資源のメタデータ作成の実際
7) コレクション形成の方法 (選択ツールの利用、選定・評価)	7) 書誌情報の作成と流通 (MARC, 書誌ユーティリティ)	
8) 人文・社会科学分野の情報資源とその特性	8) 書誌情報の提供 (OPACの管理と運用)	
9) 科学技術分野、生活分野の情報資源とその特性	9) ネットワーク情報資源の組織化とメタデータ	
10) 資料の受入・除籍・保存・管理 (装備・補修・排架・展示・点検等を含む)	10) 多様な情報資源の組織化 (地域資料、行政資料等)	

4. 選択科目（2科目以上選択）

図書館基礎特論	図書館施設論
必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、基礎科目に関する領域の課題を選択し、講義や演習を行う。	必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書館活動・サービスが展開される場としての図書館施設について、地域計画、建築計画、その構成要素等を解説する。
1単位	1単位
図書館サービス特論	図書館総合演習
必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書館サービスに関する領域の課題を選択し、講義や演習を行う。	必修の各科目で学んだ内容を掘り下げて学習し、理解を深める観点から、少人数を対象に、研究指導や論文指導あるいは見学会・講演会等を組み合わせた総合的な演習を行う。
1単位	1単位
図書館情報資源特論	図書館実習
必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書館情報資源に関する領域の課題を選択し、講義や演習を行う。	図書館に関する科目で得た知識・技術を元にして、事前・事後学習の指導を受けつつ公立図書館業務を経験させる。
1単位	1単位
図書・図書館史	
必修の各科目で学んだ内容を発展的に学習し、理解を深める観点から、図書をはじめとする各種図書館情報資源の形態、生産(印刷等含む)、普及、流通等の歴史、並びに図書館の歴史的発展について解説する。	
1単位	

25 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために（報告）

〔平成23年9月
国民の読書推進に関する協力者会議〕

【目次】

はじめに

第1章 なぜ今読書が必要なのか

第2章 読書環境・読書活動の現状

(1) 読書環境の現状

(2) 読書活動の現状

(3) 読書環境の変化の動向、特にICTの影響

第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために～3つの提言～

提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる

提言2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」（仮称）を策定し、実現する

提言3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム（基盤となる「場」）をつくる

おわりに

はじめに

読書のもたらす恩恵は、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に欠くことのできないものである。しかし、近年、社会全体の傾向として深く考察する力や自分の思いを言葉で伝える力の低下が懸念されており、このことに危機感を募らせる人々も少なくない。このため、平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が、また、平成17年には「文字・活字文化振興法」が制定されるとともに、平成19年の「学校教育法」の一部改正において、義務教育の目標に関する規定に「読書に親しませ」との文言が新たに盛り込まれるなど、読書の重要性に関する社会的意識を高めるための取組が進められてきた。

このような中、平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。決議では、読書推進に向けた気運を高めていくため、政官民が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねていくことが宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で、国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されることとなった。

本協力者会議は、こうした国民読書年の取組の一環として、今日の国民の読書や読書環境に関する現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行うため、文部科学省生涯学習政策局に設置されたものである。

平成22年7月の設置以降、読書をめぐる様々な論点に関し、本協力者会議委員や外部有識者からの意見発表も踏まえながら8回にわたって議論を重ねてきた。その中で、単に本を読むだけの読書ではなく、

本を選ぶ、勧める、読み合う、本を並べる、贈り合うといった、いわば、「共読」にまで視野を広げてとらえることの必要性についても認識を共有した。

議論の過程で、我が国社会は、平成23年3月11日の東日本大震災を経験することとなった。この未曾有の災害を受けて、今我々は、人としていかに生きるか、どのようにして社会を再生するのかといったかつてない大きな課題に直面している。この危機的な状況から立ち上がり、新しい未来を築いていく力を得るために、我々はもう一度先人の遺してくれた知恵の結晶である書物に立ち返る必要があるのではないか。このようなときだからこそ、すべての人に読書が必要であるとの認識のもと、この報告書を取りまとめた。

本報告が、国民読書年の精神をさらに発展させ、我が国における読書活動の一層の振興を図るための、また、新たな共読社会のための、ひいては、我が国社会再生の基盤づくりに向けて大きな一歩となり、政府においても、今後の読書推進の重要な柱として積極的に活用されることを切に願っている。

第1章 なぜ今読書が必要なのか

- ◇ 読書は、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション力などをはぐくみ、個人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きる基盤を形成するもの。
- ◇ 同時に、今後の社会の最大の資源である「知」へのアクセスや新たな「知」の創造の鍵となる、社会において不可欠な文化的インフラ。
- ◇ 東日本大震災を経験した我が国が、危機的な状況から立ち上がり、もう一度未来を創造する力を養うため、一人一人に、また、社会全体に今こそ読書が必要。

読書は、人に知識を与えるとともに、想像力や思考力を鍛え、判断力や創造性を培い、個人の自立の基盤をつくる。それは、先人や同時代人とのコミュニケーションの場であり、未知の世界への道案内となり、また、悩みの解決へのヒントを示唆し、自分の頭で徹底的に考え抜く訓練の機会を与え、個人の内面を広げ、鍛え、深めてくれる。本を読むことで我々は先人の知を吸収し、人生をより厚く、深く生きることができる。

また、読書は多様な社会とも密接な関係にある。社会は、人が人につながり、ともに支え合うことで成り立っている。他者との関係を築き、自ら納得のできる幸福な人生を切り拓いていく上で不可欠なのは言葉であり、より豊かな言葉やイメージによる表現、コミュニケーションの力を養ってくれるのは読書である。その際、言葉それ自体が、常に変化を続けながら、国や社会、民族の歴史や文化、伝統などを背負い、体現している存在であることも忘れてはならない。21世紀の社会は、自ら考え判断できる自立した個人の連帯により支えられるものであり、そうした個人の育成と協働性の涵養のために、読書は欠くことのできないものである。

近年、様々な社会的課題を「官」だけに任せるのではなく、国民、企業やNPO等の事業体などの当事者が自発的に協働し、解決することが期待され、「新しい公共」の実現への気運が高まっている。一人一人に、自立し、かつ他者と協働しつつ、自らを取り巻く課題の解決に取り組む力を育てることがより一層求められている。そうした力は、様々な考え方に触れる中で、健全な批判的精神を身に付けながら養われるものであり、とりわけ読書がその重要な修練の場となる。また、実際の課題解決に当たっては、課題に係る専門的知識・技術やノウハウの習得が必要であり、読書はその獲得の主要な手段となる。

いつの時代も、先人の知恵の多くは読書を通じて継承され、さらに発展させられてきた。そして、そ

これは、それぞれの国や地域のアイデンティティや文化の形成、産業の発展などに大きな貢献を果たしてきた。特に我が国においては、人づくりに当たり伝統的に読書が重視され、優れた古典が世代を超えて読み継がれてきたことが、国民の高い学力水準を支え、社会の基盤を形づくってきた一因と考えられる。

知識が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で基盤となり重要性を増す「知識基盤社会」が到来し、個々人の「知」の総和こそがその国の力となり、国の在り方自体も規定するようになる中で、読書は、個人が自己の能力を磨き、生活や職業に必要な知識・技術等を生涯にわたって継続的に習得するとともに、社会が新しい価値を創造することを可能とし、国際競争力を高めていくために不可欠な、国の文化的インフラと位置付けられるべきである。その際、ICTの発展に伴い、様々なメディアが登場し、過去からの知の集積の電子ネットワーク化が進む中で、読書をめぐる環境も大きく変貌しつつあり、電子化された知の世界と人との新しい関係をどのようにつくっていくかが問われるようになっていくことにも深く留意する必要がある。

そもそも、「読む」ことは、それ自体が人に大きな喜びを与えてくれる。子どもの頃に絵本を読んでもらった幸せな記憶は次世代を慈しむ心を育て、共通の本について語りあう「共読」経験は人の気持ちを結びつける。高齢期の読書はその日々の生活の質を高める。読書は、いずれの世代にとっても、かけがえのない人生への贈り物である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う未曾有の災害は、我が国社会に計り知れない打撃を与えるとともに、多くの人生を大きく変えることとなった。今、我が国全体が大きな悲しみと喪失感の中にある。しかしながら、我々は、この危機的な状況の中から立ち上がり、もう一度未来を創造していく力を持たなければならない。

その際、目指すべき社会観や幸福観、科学技術と自然との調和についての考え方は、従前のそれから大きな変更を余儀なくされることにもなる。どう生きるのか、どのような社会を目指すのか。その問いに対する答えを探すために、今ほど一人一人に、また社会全体に読書が求められている時代はないと考える。

第2章 読書環境・読書活動の現状

- ◇ 我が国の読書環境を見ると、出版点数、書店数等が減少傾向にある。「地域の知の拠点」としての役割が期待される図書館については、地域差はあるものの、全体の数は増加傾向にある。一方で、図書館の資料費は減少傾向にあり、職員の約半数を非常勤職員が占める。
- ◇ 学校教育においては、「言葉」に関する教育や「言語活動」が重視されるようになっているが、司書教諭や学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置、「学校図書館図書標準」の達成は不十分な状況。
- ◇ 読書活動の現状を見ると、10歳以上の国民の4割強が1年間に「趣味としての読書」を行ったと回答。また、別の調査では、本を読む量や時間について、約7割が以前と比べて減少したと回答。小学生は全体の約6割以上が1日10分以上読書をしているが、中学生になるとそれが約5割に低下し、「全くしない」が4割近くに増加。
- ◇ 今後、ICTを活用した新しい読書環境の拡大など、人と読書との関係の変化が予想される中で、こうした変化をどうとらえ、どのように対応していくのかが社会全体に問われている。

第1章で述べたような読書の意義に照らし、我が国の読書環境や読書活動の現状はどうなっているで

あろうか。

人々を取り巻く一般的な読書環境としては、まず、産業として出版業や書店業が存在し、各種の書籍を市場に送り出すことにより、著者と読者とをつないでいる。さらに、人々の読書活動を促進するための意図的な取組が官民様々な主体により行われ、これらが一体となって読書をめぐる環境を形成している。

その背景には、著作活動、読書に関する媒体の製造・流通や関連の法体系、教育システム、労働環境、人々のライフスタイルなどを含め、極めて多岐にわたる営みや仕組みが存在しており、その全容を直ちに把握することは困難であるが、その手がかりとして、ここではいくつかの側面から現状を概観することとする。

(1) 読書環境の現状

(出版・書店の現状)

出版科学研究所「出版指標年報」によれば、平成22年における我が国の書籍の新刊点数は7万4,714点であり、前年より4.9%の減少となっている。また、平成22年の書籍・雑誌の販売金額は推定1兆8,748億円で、6年連続前年を下回っており、ピークの平成8年から約3割の減少となっている。

また、株式会社アルメディアの調査によれば、書店の数は平成22年に1万5,314店となっており、この10年間で約3割減っている。

一方で、「新古書店」と呼ばれるような、比較的近年に出版された本を手軽に売買する店や、インターネット経由での本の販売も普及するなど、本を入手する方法は多様化してきている。

(図書館等の現状)

図書館には、住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、誰もが利用しやすい施設としての機能を果たすことが期待されている。図書館の設置・運営に関する事項は「図書館法」で定められている。

文部科学省「社会教育調査」（3年ごとに調査）によれば、我が国の図書館数は平成20年現在3,165館であり、昭和38年以降一貫して増加している。自治体ごとの設置率を見ると、都道府県立は100%、市（区）立は98.0%であるが、町立は59.3%、村立は22.3%と未だ低い値となっている。

職員数は、1館あたり平均10.3人、うち専門的職員である司書は1館あたり4.6人となっている。専任職員数は年々減少する一方、兼任又は非常勤の職員数が増加しており、平成20年現在、図書館職員の約半数は非常勤となっている。全国の図書館3,165館のうち、2,110館でボランティアが活動しており、その登録者数は年々増加している。また、公立図書館3,140館の6.5%に当たる203館で指定管理者制度が導入されている。

資料費予算額については、(社)日本図書館協会の調べによれば、平成22年度には、都道府県立で1館あたり平均4,562万円、市町村立で平均854万円となっており、地方行政の財政難の影響を受け、減少傾向にある。

こうした状況の中、貸出冊数は年々増加している。前出の「社会教育調査」によれば、平成19年度間における貸出冊数は約6億3千万冊で、前回調査の平成16年度から8.8%の増加となっている。この数は、登録者一人当たり年間約18.6冊の貸出を受けていることになる。読書会・研究会、鑑賞会・映写会、資料展示会、子どもたちへのお話会や読み聞かせなども多くの図書館で実施されてい

る。

高齢者や障害者も含めたすべての人が読書にアクセスできる環境の整備に向けて、図書館における大型本や大活字本、拡大読書器等の整備、対面朗読サービスなどを含めたきめ細かなサービスへのニーズも高まっており、これらに取り組む図書館も増えてきている。

また、地域の情報拠点として、ビジネス支援をはじめとする地域の様々な課題解決支援に積極的に関わり、先に述べた「新しい公共」の実現を支援する図書館も増加している。それらの図書館では、関連書籍のコーナーの設置等による情報提供はもちろん、司書による専門的なレファレンス（相談・調査）サービスや、産業振興、雇用、福祉、医療、法務、まちづくりなど様々な分野に関する勉強会の開催を通じた関係者のネットワーク構築や関係機関との連携の橋渡しなども行われている。

図書館や保健センター、子育て支援センター、出版社などの民間企業、ボランティアなど様々な分野の関係者の連携により、0歳児健診などの機会を活用して、地域のすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡す「ブックスタート」事業など、市町村が中心となって就学前からの親子での読書を進めるための取組も実施されるようになってきている。ただし、地域差も大きい。

また、国立国会図書館では、書誌データを整備し、すべての図書館や学校図書館において無償で迅速に利用できるシステムが構築され、平成23年1月より順次提供が開始された。国立国会図書館国際子ども図書館では、我が国唯一の国立の児童書専門図書館として、児童書等の収集・保存・提供や調査研究、研修、子どもと本のふれ合いの場の提供、児童書に関する展示会や講演会の開催等が行われている。

（学校における取組の現状）

平成19年に学校教育法が改正され、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が盛り込まれた。また、幼稚園においても、平成21年度から実施されている新しい幼稚園教育要領に基づき、「言葉」に関する指導として、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚が養われるようにすることが強調されている。小学校で平成23年度から、中学校で平成24年度から、高等学校では平成25年度入学生から全面実施される新しい学習指導要領では、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、「言語活動」を充実することとされており、授業において学校図書館の利活用を図り、読書活動を一層充実することが求められている。

上記のような学校における教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成するため、学校図書館法に基づき、我が国の小・中・高等学校及び特別支援学校には学校図書館を設けるとともに、学校図書館の専門的職務を担う司書教諭を置かなければならないこととされている。司書教諭については当分の間、11学級以下の学校には置かないことができることとされており、文部科学省の調べによれば、12学級以上の学校における司書教諭発令の割合は、小学校で99.5%、中学校で98.2%、高等学校で94.4%と、ほとんどの学校で発令されているが、11学級以下の学校における割合は、2～3割程度にとどまっている（平成22年度）。なお、12学級以上の学校の司書教諭についても、その多くが学級担任等との兼職で、当該司書教諭が学校図書館を担当している時間数は非常に少ないのが現状であり、司書教諭の専任化が望まれる。

また、専ら学校図書館に関する業務を担当する、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置については小中学校で増加する傾向にあり、その割合は、小学校で44.8%、中学校で46.2%、高等学校で69.4%となっている（平成22年度）。このように、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置については、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられるものの、決して満足すべき状況とは言えない。厳しい財政状況の中ではあるが、なお一層の充実を図るため、さらなる取組が求められる。

さらに、文部科学省は、学校図書館図書の実をを図るため、「学校図書館図書標準」を設定し公立義務教育諸学校の学校規模に応じた蔵書の整備目標を定めており、この図書標準の達成を目指した地方財政措置（地方交付税交付金）として、直近では平成19年度から23年度までの5年間を対象とした「学校図書館図書整備5か年計画」により毎年約200億円が措置されている。

このような状況を背景として、社会保障関係費の増加や高水準の公債費等、地方財政は依然として厳しい状況が続いているものの、市町村等における学校図書館図書費決算額は、平成18年度で約155億円、平成20年度で156億円、平成21年度で約158億円と増加傾向にあり、公立の学校図書館の蔵書は、年間約710万冊増加（平成21年度）するなど、我が国全体としては、学校図書館図書整備が着実に進んでいる。しかし、図書標準の達成状況を学校単位で見た場合、達成している学校の割合（平成21年度末）は、小学校で50.6%、中学校で42.7%にとどまっており、依然その割合は低い状況にあると言わざるを得ない。学校図書館の蔵書の整備状況は、地域による差があるのが現状であり、すべての学校で図書標準を達成することを目標としてさらなる充実を図ることが求められる。

近年、各学校では「朝の読書」活動が盛んに行われるようになっており、始業前に全校一斉の読書活動を実施している学校の割合は、平成22年度現在、小学校で87.4%、中学校で81.9%、高等学校で32.7%となっている。また、学校図書館と図書館との連携も年々進んできている。

あわせて、各地域で、地域のボランティア等を中心に、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子ども教室」などが実施されており、その中で、読み聞かせやお話会など学校図書館等を活用した取組も進められている。

さらに、大学図書館の現状について文部科学省が全国の国公立大学を対象として実施した「学術情報基盤実態調査」の結果を見ると、平成21年度の大学図書館の資料費の合計は約745億円、運営費の合計は約866億円で、前年度と比べると資料費は0.1%減、運営費は1.4%増となっている。大学総経費に占める割合は、資料費が1.1%、運営費が1.3%である。電子ジャーナル（電子媒体によって提供される形態の雑誌）に係る総経費は約208億円で、前年度に比べて12.4%の増となっている。一方で、洋雑誌の総購入種類数は減少傾向が続いている。なお、大学図書館の管理運営に当たっての組織・人員面における課題として、9割近くの大学が「専門性を有する人材の養成・確保」を挙げている。

（子どもの読書活動推進計画等の策定状況）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の定めに基づき、政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定することとされており、現在、第2次の計画に基づく取組を推進中である。

あわせて、都道府県・市町村においても、それぞれの自治体内における子ども読書活動推進計画の策定に努めることが規定されている。文部科学省の調べによると、平成18年度末までにすべての都道府県において策定されており、平成22年度末現在では43都道府県において第二次又は第三次の

計画が策定されているが、市町村については、平成22年度末時点で策定済が46%、策定作業中が12%にとどまっている。

(2) 読書活動の現状

(国民の読書活動の現状)

日々の生活における「時間のすごし方」や1年間の「余暇活動」の状況など国民の暮らしぶりを5年ごとに調査する総務省「社会生活基本調査」結果によれば、平成18年の1年間に「趣味としての読書」を行った人（10歳以上）の割合は41.9%である。本調査で「趣味・娯楽」として挙げられた34項目の中では、「CD・テープ・レコードなどによる音楽鑑賞」52.4%、「DVD・ビデオなどによる映画鑑賞（テレビからの録画を除く）」45.9%に次いで3番目に高い値となっている。

年齢層別に見ると、10～14歳で50.6%と最も高く、その後も49歳まではおおむね50%近い数字となっているが、50歳以上は年齢が高いほど割合が低く、70歳以上は23.4%となっている。また、70歳以上を除き、どの年齢層でも女性の方が割合が高くなっている。

読書の頻度を見ると、「年に10～19日（月に1日）」との回答が7.9%と最も高く、次いで「年に200日以上（週に4日以上）」7.0%、「年に20～39日（月に2～3日）」6.9%となっている。

なお、昭和61年から5年ごとの調査結果を時系列で見ると、1年間に「趣味としての読書」を行った人（15歳以上）の割合は平成8年に37.6%と低くなっているものの、それ以外はおおむね40%台の前半から半ば程度で推移している。

また、毎日新聞社「第64回読書世論調査」（平成22年9月実施）の結果によれば、書籍を「読む」と答えた人は全体の48%で前年と変わらず、雑誌を「読む」と答えた人は58%で前年より3ポイント減となっている。読むジャンルは、「趣味・スポーツ」（49%）、「日本の小説」（36%）、「暮らし・料理・育児」（36%）、「健康・福祉・医療」（32%）が上位となっている。

1日の平均読書時間についてみると、書籍が約26分、雑誌が約24分の計49分（四捨五入の関係により計の数は一致しない）で前年より3分短くなっている。1ヶ月間の読書量については、おおむね若い人ほど読んでおり、書籍についてみれば、10代後半2.2冊、20代2.3冊、30代1.6冊、40代1.4冊、50代1.4冊、60代1.3冊、70代以上1.0冊となっている。本を読む量や時間について、71%が以前と比べて減ったと回答している。

(小学生から大学生までの読書活動の現状)

文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査」の結果から小学生・中学生の家や図書館における普段（月～金曜日）の1日の読書時間を見ると、小学生については、「10分以上、30分より少ない」との回答が26.5%と最も多く、「2時間以上」との回答の6.4%を含め、62.7%が1日10分以上読書をしている。「全くしない」との回答は20.6%である。中学生については、「全くしない」との回答が最も多く37.6%となっており、10分以上読書をする割合は49.4%である。

また、各国の義務教育終了段階の15歳児（高校1年生）を対象としたOECD生徒の学習到達度調査（PIISA）の2009年調査の結果によれば、「趣味で読書をするのではない」と回答した我が国の生徒の割合は、2000年調査からは減少（55.0%から44.2%へ）しているものの、諸外国（OECD平均37.4%）と比べると依然として多い。また、「読書は、大好きな趣味の一つだ」、「本の内容について人と話すのが好きだ」、「本屋や図書館に行くのは楽しい」について、「どちらかといえばあてはまる」又は「とてもよくあてはまる」と回答した生徒の割合は、いずれもOECD平均を

上回っている。

なお、PISA2009において、読解力の平均得点と趣味としての読書に費やす時間との関係を見ると、我が国もOECD平均も「1日1時間～2時間」までの間は読書時間が長いほど読解力の得点が高いが、「1日2時間より長い」場合には得点が「1日1時間～2時間」よりも低くなっている。

さらに、全国大学生生活協同組合連合会「学生の消費生活に関する実態調査」（平成22年10月実施）によれば、大学生の1日の平均読書時間は「冊子」（紙の印刷物）について27.0分、「電子書籍」（PCや携帯端末で読む書籍）について6.1分である。全く読書をしない人は「冊子」37.7%、「電子書籍」77.6%、双方ともない人は33.8%となっている。

(3) 読書環境の変化の動向、特にICTの影響

近年のICTの急速な発展は、読書の在り方にも大きな影響を与えるようになってきている。

例えば、「ケータイ小説」の登場は近年の大きな変化の一つである。株式会社「魔法のiらんど」が運営する「ケータイ小説」のウェブサイト「魔法の図書館」には、中高生や20前半の女性たちを主な書き手とする約200万タイトルの「ケータイ小説」が掲載されている。読者は、携帯電話で小説を読んだ後に、書籍を購入して読むことも多い。「ケータイ小説」の書き手の多くはプロではないため、「内容が薄い」との批判もあるが、身近な携帯電話をツールとして自由に書きつづり、その作品をインターネット上のコミュニティサイトを通して不特定多数の人たちに発表することが可能となったことにより、自らが書き手であり、また読み手でもあるという今までにない読書環境が醸成された。この手軽さ、敷居の低さは、これまで読書に親しむ機会がなかった若者たちが、「ケータイ小説」を入口とし、より深い読書の世界につながるきっかけとなる可能性もある。

「国民読書年」の平成22年は、我が国における「電子書籍元年」ともいわれ、紙媒体の本と併せて、また単独で、電子書籍の出版が次々に行われ、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場した。

電子書籍には、その取扱いをめぐる、解決すべき課題も種々存在する一方で、出版側における経費の削減や「絶版」の回避、読み上げや文字の拡大機能等の活用による障害者や高齢者のアクセシビリティの向上などの様々なメリットも指摘されている。このような中、まだ数は少ないものの、図書館の中にも電子書籍の貸出に取り組む館や、地域資料等のデジタル・アーカイブ化に積極的に取り組む館も出てきている。

また、国立国会図書館の所蔵資料が損傷・劣化する前に電子化し、原資料を文化遺産として保存することができるよう、平成21年に著作権法が改正され、従来は資料の保存のため必要がある場合に限定されていた所蔵資料の電子化を、納本後直ちに行うことができることとされた。このことを踏まえ、国立国会図書館では、平成21年度補正予算約127億円、22年度補正予算約10億円の経費を用いて、過去（1968年まで）の出版物の画像によるデジタル化が進められるとともに、オンライン流通電子出版物の収集に関する取組が行われている。一方、文化庁においては、知の資産の有効活用と電子書籍流通の基盤整備の今後あるべき姿について検討を進めるため、平成22年11月に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」が設置され、国立国会図書館のデジタル化資料の活用の在り方をはじめとした、電子書籍の流通と利用の円滑化の在り方について検討が進められている。

前出の毎日新聞社の調査（平成22年9月）によれば、「電子端末やパソコン、携帯電話などで本を読んだことがある」人は全体の10%、「読んだことがない」人のうち、「電子端末やパソコン、携帯電話

などで本を読みたい」人は21%と、電子書籍自体の浸透度は現時点では必ずしも高い水準にはないようである。この背景には、現状では国内の電子書籍の出版点数が相対的に少ない状況にとどまっており、読者に対して十分な魅力を持ち得ていないこともあると考えられる。

しかしながら、知のデジタルアーカイブ化への動きや、読書の方法に関わるICTの革新は日々目覚ましく、今後、ICTを活用した新しい読書環境が急速に広がっていくことが予想される。その動向はまだ予測しきれないものの、従来の出版の形態や書店などの在り方、図書館の在り方、人々の読書スタイルなどに大きな影響を与えるのはもちろんのこと、人と知との関わり方、産業や社会の在り方自体も大きく変えていく可能性がある。例えば、これまでの本と人との有機的な関係を壊すことにつながるのではないかと悲観的な見方がある一方で、良い方向に作用すれば、「本」というメディアと電子メディアとの相互補完による新しい読書環境の実現につながるかもしれない。さらには新たなビジネスチャンスを生むことにもつながるかもしれない。こうした変化をどうとらえ、どのように対応していくのが今後の社会全体に問われている。

第3章 人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために ～3つの提言～

- ◇ 我が国の読書をめぐる環境は全体として厳しい状況にあり、また、様々な情報手段や娯楽の登場に伴い、個人の読書時間は減少傾向となっている。こうした状況が、読書を通じて得られる言語力、表現力などの重要性を軽視する風潮などとあいまって、我が国の知的基盤を弱体化させ、豊かな未来への足がかりを失わせる危機につながることを懸念される。
- ◇ こうした認識のもと、今一度読書の意義に立ち返り、誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受できる環境づくりに向けて、国、自治体、さらには社会全体で早急に取り組むため、以下の3点を提言する。
 - 提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる
 - 提言2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」(仮称)を策定し、実現する
 - 提言3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム(基盤となる「場」)をつくる

ここまで述べてきたように、読書については、その意義にかんがみ、これまでも関連する法律の制定や国会決議による「国民読書年」の実施をはじめ、推進のための取組が行われてきた。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、第2章で見たように、読書をめぐる環境が急速に変化する中で、現状は極めて厳しい状況にある。

本協力者会議では、市を挙げて「読書活動日本一のまちづくり」に取り組んでいる鹿児島県出水市や、県が中心となって司書教諭や学校司書の配置、図書整備を推進している島根県教育委員会などの意欲的な取組が紹介されたが、多くの自治体や学校においては、読書に関わる取組の優先順位は相対的に低いものとどまっている。個人についても、インターネットをはじめとする様々な情報手段や娯楽が登場する中で読書に割く時間は相対的に減少傾向にある。また、個人間のみならず地域間にも経済的な格差が広がっており、そのことが人々の読書活動にも影響を与えているとの指摘もある。

もとより、読書は強制されて進捗するものではなく、国民一人一人が自主的に判断し、行うものである。

しかしながら、第1章でも述べたように、読書は、一人一人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きていく基盤を形成するものであり、また、今後の社会の最大の資源である「知」へのアクセスや、新たな「知」の創造の鍵となるものである。読書は目立たず、その効用は普段目に見えにくいものであるが、明らかに社会を根底で支える不可欠の文化的インフラである。

このことを踏まえれば、暗記に頼り、「なぜ」を考えなくても通用するような選抜試験が社会の中で幅をきかせ、読書を通じて得られる言語力や表現力、教養などが軽視されがちとなっている風潮や、親の経済力や居住している自治体の財政力によって読書環境に大きな格差が生じている現状は、極めて憂慮すべきものと言わなければならない。このような現状は、確実に我が国社会の知的基盤を痩せさせ、貧弱なものとしてしまうだろう。そしてこのことは、豊かな未来を創造するための足がかりを失わせる危機へとつながるものである。

とりわけ、我が国が東日本大震災という未曾有の災害から立ち上がろうとする中であって、未来を構想し、実現していく上で、読書を通じてもたらされる人類の知の蓄積や先人の経験、知恵は、我々にこの上なく大きな示唆を与えてくれる。

我々は、今一度読書の意義に立ち返り、国民の誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受することのできる環境づくりに取り組まなければならない。そのために、国や自治体はもちろん、国民一人一人を含めた社会全体で問題意識を共有し、早急に取組を開始する必要がある。

こうした環境を実現するために求められることは多いが、ここでは特に重点的に取り組むべき課題と方策について、3点に絞って提言したい。また、ここに提言した内容については、今後政府において策定される第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にも適切に反映されるよう希望する。

なお、こうした提言を実現していくためには、言うまでもなく相応の予算が必要となる。読書の重要性を深く認識した関係者の積極的な取組と努力に期待したい。

提言1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる

すでに述べたように、我が国の未来をつくる人材を育てる上で、読書は欠くことのできないものである。同時に、質の高い読書活動のためには、それを「支える人」の存在が決定的に重要である。読書は、極めて自由で個人的な営みであるが、だからこそ、その意義についての理解が社会全体で共有されるとともに、専門的能力を備えた人材によってその環境が支えられる必要がある。

<提言のポイント>

① 自治体の首長や議員の理解を得る

まず、読書の意義について、とりわけ自治体の首長や議員の方々に理解を求めたい。多くの自治体では、読書に関する施策の優先順位は低く位置付けられがちであり、このことは例えば学校図書館の蔵書の整備状況のように、地域による読書環境の差として現れているとも考えられる。今後の知識基盤社会における人づくり、社会づくりに当たっての読書の重要性について、地域において首長等の理解を得る努力が求められる。首長等には、図書館や学校をはじめとする読書の現場の実態をぜひ十分に認識され、改善に向けたリーダーシップをとっていただきたい。

また、自治体内に読書を専門に担当する組織を明確に位置付けるとともに、そこに適切な人材を配置し、継続的な研修によって更に資質向上を図るなど、行政の推進体制を整備することも大きな推進力になると考える。

こうした取組に資するため、国をはじめとする関係者は、読書の意義や読書推進の優れた取組に

係る情報発信などに取り組む必要がある。

② 司書や司書教諭等の読書に関する専門的職員を充実する

読書に関わる職員に優秀で意欲的な人材を得ること、特に、図書館の司書、学校図書館の司書教諭、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）などの専門的職員を確保することが重要である。さらには、障害のある人、外国人などの様々なニーズに対応できる専門家の育成も求められる。

個人が巨大な知の世界に向き合うきっかけをつくるとともに、その時々に必要な本や情報を見つけ出したり、限りある時間の中で読書の質を高めたりするためには、適切な案内役が必要である。特に、子どもの読書に際しては、その発達段階などを踏まえ、教員や司書、親など大人が適切な図書を示すなど、読書のアドバイザーとして読書の楽しさを実感させ、知的好奇心を引き出すことが重要である。

すべての学校で読書に関する教育を保障するためのカリキュラムや指導計画が必要であり、それを実現するため、学校の教育課程に「読書」ないしは「共読学習」というべきものを組み込むことや、現在学校図書館法等で当分の間11学級以下の学校には置かないことができるとされている司書教諭をすべての学校に配置とし、その専任化を推進すること、司書教諭資格の取得を進めること、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の配置やその常勤化を推進する方策についても検討されるべきである。また、教員の役割の重要性にかんがみ、教員養成に当たって、各大学の自主的判断のもと読書に関する指導力向上や図書館活用教育の向上を図るため、例えば「読書教育」、「図書館活用教育」、「リテラシー教育」などを導入することについても検討されるべきである。

あわせて、保育所を含む幼児教育から大学までの各段階を通じて、すべての教員は自ら読書に親しんでほしい。また、家庭では、親も子どもと一緒に本を読んでほしい。

さらに、財政的な事情のみによる公立図書館の非常勤司書の増加や指定管理者制度の導入は、安定的な図書館運営はもとより、図書館を支える専門的職員の育成の観点などからも懸念される課題が多いことについて、改めて関係者の留意を求めたい。

③ 地域で読書に関わるすべての人を支援する

地域には、読書サークルなどを通じてボランティアで読書を支える活動に取り組んでいる人々が存在している。こうした活動は、読書環境の充実はもとより、地域における人々の信頼関係や結びつきを高め、地域の安定や人々の安心、幸福感の増大に貢献する、いわばソーシャル・キャピタルであり、その活動を広く支援することが必要である。また、こうした活動が相互に連携し、ネットワークすることによって地域の様々な関係者による横断的な「読書コミュニティ」として発展していくよう、図書館等が中核となって支援することも期待される。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」を一層活用し、草の根レベルでの読書活動を引き続き推進していくことが求められる。

さらに、すでに述べた図書館の司書、教員はもとより、書店員、ボランティアなど本に関わり、支える様々な「人」の資質向上が重要である。国や自治体、関係団体などは、こうした人材の育成のための資格制度や能力の認証制度の検討、より充実した教育研修プログラムの開発・実施に取り組むべきである。

提言2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」(仮称)を策定し、実現する

誰もが質の高い読書環境を確保できるようにするための基本戦略として、自治体ごとに、住民参加で独自の「読書シビルミニマム」(読書生活保障の最低基準)を設定するとともに、その実現のための地域の「読書環境プラン」(仮称)を策定し、それぞれの地域の特色を活かしながら、各自治体が責任を持って実施していくことを提案したい。本を媒介に顔の見える絆を地域で形づくり、読書に関わる質の保証を可視化し、具体的に推進することを目指す。こうした取組は、地域に根ざす文化や方言などの保存・継承の上でも有意義であり、あわせて、地域における「新しい公共」の具体的な実現にも大きな役割を果たすであろう。

策定に当たっては、国、自治体、学校、図書館、地域の関連施設、住民等、各主体の役割を明確化した上で、それぞれが自らの責任を果たすべく協働することが重要である。また、読書に関しては、すでに述べたように「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき国や都道府県、市町村が策定する子ども読書活動推進に係る計画があるが、「読書環境プラン」の策定に当たっては、こうした計画も十分に踏まえ、一体的な取組を進めることが求められる。

<提言のポイント>

① 市町村が、主体的に、それぞれの独自性を活かして取り組む

この取組の中心となるのは、自治体、とりわけ市町村である。それぞれの地域の特性を踏まえ、幅広い関係者、住民の参加を得て、自らの責任で「読書シビルミニマム」、「読書環境プラン」を策定する。その際、首長を含めた自治体全体での取組とすることが重要である。例えば、中学校区を単位として、人口動態、年齢構成なども踏まえつつ、乳幼児から高齢者、障害を持つ人など様々な人々が、学校図書館や図書館、公民館、書店などにおいていかに読書にアクセスできるようにするか、また、サービスの内容や読書を支える人材の配置はどうあるべきかなどについて、コーディネーターを中心に具体的な検討を行い、その自治体の最低基準の「読書シビルミニマム」として明確化する。そして、それを達成するための「読書環境プラン」を策定し、実施することで、地域の読書環境の充実を図っていく。その過程においては、実施状況のフォローアップや評価を行い、広く結果を公表するとともに、必要に応じた見直しを行うことが求められる。

こうして形成される関係機関や住民のネットワークは、同時に、まちづくりの骨格を担うことにもなろう。図書館や学校など読書の場を中心に、人々が学び、交流し、地域づくりに取り組む新しいまちづくりが広がっていくことを期待したい。

② 学校や保育所、児童館、公民館等の読書環境を充実する

学校や保育所、児童館、公民館等の関係者は、「読書シビルミニマム」や「読書環境プラン」の設定・実現に積極的に参画するとともに、それぞれの施設を地域の読書環境の重要な資源としてとらえ直し、蔵書の充実や運営の改善を図ることが求められる。

人間の心は、生まれてからの経験に基づいた記憶の集合体として形成されるものであり、成長した人間の心の状態は、初期の経験、すなわち幼児体験に強く依存するとの指摘がある。すべての子どもたちが、人生において読書の喜びを味わい、その恩恵に浴することができるよう、幼児期からの環境づくりが大切であり、例えば、幼稚園や保育所、児童館、公民館等は、子どもが乳幼児の時期から親子で読書に親しむことができる場として、また、本を媒介にして様々な親子がつながるこ

とのできる子育ての広場として、重要な役割を果たすことが期待される。

また、学校には、子どもの発達の段階に応じ、読書を、学習指導要領に定められた「言語活動」はもとより、コミュニケーション活動や思索活動の充実、図解能力や企画・提案能力の向上などにも活かすよう意識した取組を期待したい。そのような取組を実現するため、学校図書館を「読書センター」、「学習・情報センター」、「共読プラザ」などとして位置付け、その機能の向上を図る必要がある。このため、市町村等が中心となって、専門的な人材配置による人的体制強化や、学校図書館図書標準の達成を目指した図書整備、新聞や多様な図書資料の充実による物的体制整備を積極的・計画的に進めるなど、学校における読書環境の充実を図ることが必要である。自治体においては、学校図書館図書整備5か年計画に基づく地方交付税措置について、ぜひ学校図書館図書の購入及び更新のために優先的に活用されるよう要望したい。

③ 図書館の機能強化を図る

図書館には、「読書シビルミニマム」や「読書環境プラン」の設定・実現において専門的な見地から極めて重要な役割を果たすことが期待される。障害を持つ人や高齢者を含め、すべての住民が読書に親しむことができるような環境の整備やサービスの充実に取り組むことが必要である。あわせて、蔵書やICT環境を充実するとともに、他施設等との連携を強化することなどにより、読書の場としてはもちろん、個人の、また、地域の様々な課題解決へのアクセスポイントとして機能することができるよう、充実を図る必要がある。

④ あらゆる世代の住民が参画し、議論し合う

市町村の主体性に加え、住民の協働・参画こそが、この提案の肝である。自分たちの地域で、どのような読書環境を実現するべきか、そのためにどのような取組が必要かについて、人任せにするのではなく、中高生などの若い世代も含めた住民自らが考え、判断し、計画を策定するのである。その中で、「読書シビルミニマム」や「読書環境プラン」の設定の議論に参画するだけでなく、例えば、地域の図書館をどう良くするかなどの具体的な課題について「熟議」したり、自らもボランティア等として主体的に関わったりすることを通じて、地域の「新しい公共」の担い手が育成されることも期待される。

⑤ 国は自治体の取組を強力に支援する

国は、全国的な水準確保の観点から、学校教育における読書活動の意義等について周知を図るとともに、学校図書の整備について、現行の「学校図書館図書整備5か年計画」が終了した後も引き続き、市町村等が図書標準の達成に向けて蔵書の整備を計画的に進められるよう、必要な措置を行うことが求められる。また、図書館の設置・運営に関する望ましい基準の整備等を通じて、自治体に質の高い取組を促すべきである。さらに、優れた取組の顕彰やそれに関する情報発信などを通じ、各自治体等の取組を側面から強力に支援していくことが求められる。

提言3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム(基盤となる「場」)をつくる

これまで読書は、単に「本を読むこと」としてのみ受け止められがちであったが、本来、本は、単に

「読まれる」だけでなく、人と人をつなぎ、知的コミュニケーションの起点となり、さらには広く社会の在り方にも影響を与え得る多様な可能性や潜在力を持っている。こうした読書の力を幅広い観点から受け止め、活かしていくための様々な試みの基盤となるプラットフォームづくりを提言したい。

<提言のポイント>

① 本を起点としたコミュニケーションを活発化させる

読書の可能性や力を活かし、読書会や読書サークル、イベントなどを通じて読書体験を共有化し、本を通じたコミュニケーションを活発化する取組を促進することを提案したい。日常的に、ちょっとした仕事の集まりや研修の機会に本を紹介し合うことや、日頃の読書の成果を何らかの形にしてコンクール形式で競うようなイベントなども楽しく意義深いものとなろう。高齢者が地域で交流しながら読書を楽しむことのできるような場づくりやライフスタイルを提案することも考えられる。互いに「本を贈り合う文化」が広まっていくことも期待したい。

「本と読書のある風景」を生活のあちこちに作り出すことによって、人々と「知」との接点を増やしていくことができる。このためにも、ワーク・ライフ・バランスを改善し、働き盛りの大人が本に接することのできる時間を増やしていくことも呼びかけたい。

また、おびただしい数の本がすでに存在し、さらに日々新たに生み出される中であって、人と本との幸福で意外な出会いを可能とし、様々な知的好奇心に応えることのできる読書環境を実現するためには、本を検索するシステムの在り方や、司書をはじめとする専門的職員の選書能力の向上方策などについても関係者間で多様な検討がなされるべきであろう。その関連で、例えば、図書館において、全体の書棚の1割程度を、館独自の方針で選書した特色ある本を独自の方針で並べたものにするなどの試みも検討されて良いのではないか。

② 読書に関する関係者の力を結集したプラットフォームをつくる

読書を、本にまつわるあらゆることとしてとらえ直すと、その可能性や影響が広く社会の各分野に及ぶことに気付く。しかしながら、これまで、そういった切り口から読書を見つめ、研究する活動はほとんど行われてこなかった。読書を今後の我が国社会の文化的インフラとしてとらえるのであれば、読書について、例えば、経済学、社会学、脳科学、心理学、教育学など、様々な分野との関わりやその観点からの総合的な研究が進められるべきである。同様の視点から、日本語の持つ特性や限界と読書との関係、諸外国における読書をめぐる状況などについても調査・分析が求められる。

I C Tの発展に伴い、読書をめぐる環境は大きく変化しており、「知」の在り方や、人と「知」との関わり方も変化を続けている。このような中であって、今後、人づくり、地域づくり、国づくりを読書の力で支えていくためには、読書の可能性や将来像について構想し、調査研究を推進するとともに、読書の意義や楽しさを広く発信していくことが求められる。あわせて、読書に関わる様々な主体の取組を社会的に評価することによって、一層鼓舞し、質の向上を促していくような役割も重要である。そのためには、読書に関する関係者の力を結集し、現場と電子ネットワークの両者をつなぐ機能も持ったプラットフォームを構築することが必要であり、その在り方について引き続き検討する必要がある。こうしたハイブリッドなプラットフォームを中心に、読書の推進が永続的な取組となるよう、社会全体で取り組むことこそが、「国民読書年」が次代にもたらす成果となるものとする。

おわりに

東日本大震災の被災地では、読書を取り巻く環境も大きな被害を受けた。多くの図書館や学校図書館、公民館図書室、書店が直接の被災や停電などの影響で閉鎖せざるを得ない状況に追い込まれたのをはじめ、製本や流通のシステムも深刻なダメージを被った。

そのような状況の中、本は多くの人々の心を支え、力を与えている。被災地では、避難所で共有された本が子どもたちをはじめ多くの人々の心を癒し、元気づけたと伝えられる。1冊の雑誌を100人以上が順番に読んだというエピソードや、何とか営業を再開した書店に多くの客が押し寄せたという話も聞く。

被災地の人々を支援するため、出版社や図書館などの関係者をはじめ、多くの人々が本を集めて被災地に送ったり、現地に赴いて子どもたちへの読み聞かせを行ったりした。企業によるタブレット型電子書籍リーダーの寄贈や無料貸出、被災した図書館への備品の寄附なども行われている。各地の図書館では、レファレンスサービスを通じて被災地で必要とされる情報を迅速に提供したり、より詳細な情報を提供するために被災地の地元新聞を新たに購入し閲覧に供したりといった試みも行われている。こうした多くの志によって、被災地の読書環境は少しずつ改善されようとしている。

今後、本格的な読書環境の復興に向けて、課題は山積している。例えば、図書館や公民館の復旧のために、国には十分な財政支援を行うことが求められる。同時に、建物の耐震化など防災機能の強化も不可欠であろう。

また、今後、被災地の自律的な復興・発展の成否を握るのは、地域の中での人々の連帯の絆であると考えられる。そうしたコミュニティの紐帯を形成していくための拠点として、ぜひ図書館や学校を位置付けてほしい。図書館や学校は、人々が今後の地域の在り方について考え、学び、議論を深めていくことをサポートするための資源の宝庫である。そこに、新たに様々な関係者のコーディネートを行う人材を配置し、地域の書店や企業、NPO、団体等の参画も得つつ、第3章で提案した「読書環境プラン」を切り口に、今後の地域の在り方そのものを全員参加で考え、創り上げていってはどうだろうか。その過程で生まれる人間同士のつながりや信頼関係は、温かく強い地域の復興の大きな力となるに違いない。

大震災は、そのあまりにも甚大な被害と引き換えに、読書が我々一人一人にとって、また社会にとってかけがえのないものであることを改めて認識させるものでもあった。そのかけがえのない読書をめぐる状況は、しかし今、全国的な規模で危機に向かおうとしている。我々はこうした厳しい現状を認識した上で、新しい時代の人と読書の関係づくりに取り組んでいかななくてはならない。

26 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて（報告書）

〔平成24年8月
これからの図書館の在り方検討協力者会議〕

はじめに

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）は、平成18年3月に地域を支える情報拠点を目指した「これからの図書館像」において、各図書館が特に取り組むべき課題について、取組の視点や具体的な方策をとりまとめ、提言を行った。

その後、この提言を受け、図書館職員の養成・研修の在り方をテーマに検討を重ね、平成20年6月に「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」をとりまとめるとともに、司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目について、司書に必要な基礎的な知識・技術の内容の検討を行い、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」をとりまとめた。

また、本協力者会議では、平成20年6月に図書館法が改正され、新たに図書館における評価の実施とそれに基づく運用の改善についての努力義務規定等が追加されたことや、平成13年7月告示の現行の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の対象に私立図書館が盛り込まれたことにより、望ましい基準の改正に向けた検討を開始した。

今回の検討に当たっては、現行基準告示以降に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）、「文字・活字文化振興法」（平成17年）の制定や、これからの図書館像の提言などにより、これからの図書館の果たすべき役割を図書館の利用者の立場から考え議論を行ってきた。

図書館は各地における「地域の知の拠点」として、国民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす必要があり、さらには、図書館利用者の多様化するニーズに応じて、地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど幅広い観点から社会貢献することが期待されている。

本報告書においては、図書館の設置及び運営上の望ましい基準に、図書館法の改正に伴う項目の追加だけでなく、これからの図書館像の提言を踏まえた項目や、今般の大きな課題である「危機管理」の項目を新設するなど、新しい時代に対応するこれからの図書館に求められる事項についても盛り込むことを提言している。

I. 基本的な考え方

1. 検討の経緯

図書館法（昭和25年法律第118号）に定める「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」については、昭和25年の同法の成立以来、長期にわたり定められていない状態が続いたが、平成13年7月18日に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年告示第132号、以下「現行基準」という。）が告示された。

平成20年6月に図書館法が改正され、「設置及び運営上望ましい基準」の対象を私立図書館に拡大することや、図書館がその運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めること等が新たに盛り込まれた。

また、現行基準の告示後から現在まで、下記のように、図書館法以外にも図書館に関わりのある法律が制定されるとともに、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」からの報告が発表されてきた。

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）
- ・「文字・活字文化振興法」（平成17年）
- ・「これからの図書館の在り方検討協力者会議」からの報告
 - 「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（平成18年）
 - 「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」（平成20年）
 - 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（平成21年）

これらによって、図書館の在るべき姿が示され、関係制度の改革が行われるとともに、社会の変化に伴う新たな課題も示されている。

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、社会構造の変化、地域の課題の増加や複雑化等に対応した図書館サービスの見直しが急務となっている。図書館は各地における「地域の知の拠点」として、国民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす必要がある。

さらに近年は、人々の支え合いと活気のある社会づくりに向けて一人ひとりが「新しい公共」の担い手となることが求められる中で、地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど幅広い観点から社会貢献することが期待されている。

本協力者会議は、これらのことを背景に、文部科学省生涯学習政策局長からの委嘱を受け、改正図書館法に基づく新たな「図書館の設置及び運営上望ましい基準」（以下、「新基準」という。）に盛り込むべき視点やその具体的な内容について、関係者からの意見を聞きつつ検討を行い、以下のとおり報告をとりまとめた。

2. 図書館の現状

図書館数は、一貫して増加しており、平成20年度社会教育調査¹においては初めて3,000施設を突破した（平成20年度調査から、都道府県・市町村の首長部局所管の「図書館同種施設²」を含む。）。また、貸出冊数やレファレンスサービスの実施件数は増加傾向にある。

しかしながら、町村では公立図書館の設置率が低く、身近で図書館サービスを受けられない地域が依然多く残されている。また、厳しい財政状況が続く中、専任職員数は減少傾向にあり、資料費予算額も毎年減少傾向にある。

（図書館の現状の詳細については参考資料を参照）

¹ 出典：社会教育調査報告書（文部科学省）

² 図書館同種施設：図書館法第29条に規定する施設。

3. これからの図書館に求められる「設置及び運営上望ましい基準」の視点

(1) 社会の変化や新たな課題への対応

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)施行後に制定された法令や、新設された制度、提言等に係る以下のような内容を盛り込み、社会の変化や新たな課題等に対応する。

- ・ 現行基準と「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(平成18年3月、これからの図書館の在り方検討協力者会議)の内容を盛り込み、読書支援や課題解決支援、新たな課題への対応等を含む形でまとめること。
- ・ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)及び、「文字・活字文化振興法」(平成17年法律第91号)等の目的の達成にも配慮しつつ、社会の変化や新たな課題に対応した図書館の運営の改善や向上のための環境整備を行うことを盛り込むこと。

(2) 図書館法の改正への対応

平成20年の図書館法改正により盛り込まれた以下の内容を反映する。

- ① 「設置及び運営上望ましい基準」の対象が私立図書館に拡大されることに伴い、私立図書館に関する規定を新たに設ける。

平成20年の図書館法の改正において、新たに図書館法第7条の3(運営状況に関する評価等)の運営の状況の評価すること及びその結果に基づいた運営を改善することが規定された。図書館運営において公益性が求められる私立図書館にも適用されることとなった。私立図書館の基準の規定については以下の点に留意することとする。

(留意すべき点)

- ・ 私立図書館は、当該図書館を設置する法人の目的と図書館設置の目的に基づき、必要な資料及び情報の収集等を行い、一般公衆の利用に供し、その教養等に資すること。
 - ・ 新基準は、私立図書館の設立の理念やその有する専門性に基づいた運営を行う上での概括的な望ましい基準(目標とすべきもの)であり、自律的な運営を妨げるものではない。(図書館法第26条に規定するノーサポート・ノーコントロールの原則を変更するものではない。)
- ② 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めることについての規定が盛り込まれたことを踏まえ、必要な規定の整備を行う。
 - ③ 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨(指定管理者制度の導入の問題点、ボランティアの参加促進、関係機関・団体との連携・協力、職員の資質向上など)を反映する。

(3) 情報化の進展への対応

- ① 図書館の情報化に関しては、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年法律第144号)に基づく「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月)や「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」(平成22年6月)など、国の情報化政策に留意することとする。

- ② 知識基盤社会³の進展の中で、図書館は、地域の情報拠点として、知識や情報資源を蓄積、保存、

³ 知識基盤社会：平成17年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。

提供するとともに、住民の情報リテラシー⁴の向上に資する上で重要な役割を担っていることを明確にする。

- ③ 情報化の進展に伴い、図書館資料は従来からの印刷媒体だけでなく、電磁的記録による電子媒体も含まれるようになり、より範囲が広がりつつある。さらに、インターネット上の各種ウェブサイトにおいて提供されるネットワーク情報資源も、図書館の業務やサービスにとってより重要なものとなっており、これらへの適切な対応が求められている。

(4) 都道府県及び市町村の役割の明確化

都道府県、市町村立図書館の各々の役割を以下のとおり明確にする。

- ・ 都道府県立図書館は、域内の市町村立図書館や図書館未設置市町村に対する支援等を行うとともに、住民（在勤・在学の者を含む。以下同じ）の直接利用に対応する体制も整備すること。
- ・ 市町村立図書館は、地域の実情に応じ、住民のために資料や情報の提供等直接的なサービスを行うこと。

(5) 新基準の構成

新基準の構成は、「総則」、「公立図書館」、「私立図書館」とする。「総則」には、公立図書館と私立図書館の設置と運営の基本を記し、「公立図書館」においては、市町村立図書館及び都道府県立図書館それぞれについて、教育委員会および図書館が実施すべき事項について規定する。

また、「私立図書館」については、図書館法の規定に基づき、図書館の設置及び運営上一般的に望ましいと考えられる原則についてのみ定め、自律的な運営を妨げないものとする。

II. 「設置及び運営上望ましい基準」の具体的な内容

1. 図書館法改正を踏まえて新たに盛り込む内容

- ① 図書館における評価の実施やその結果に基づく運営の改善に関する包括的な努力義務規定（図書館法第7条の3関係）
- ・ 図書館における点検及び評価の更なる充実と、その評価結果に基づく、運営改善のための取組を一層促すため、各図書館は、図書館サービス等について目標を設定し、当該事業年度の事業計画の策定に努めること。
 - ・ 評価を行う際には、利用者である地域住民の意向が適切に反映されるよう、図書館協議会を十分に活用することも考えられること。図書館協議会の委員については、地域の実情に応じ、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から多様な人材の参画を得るよう努めること。
 - ・ 私立図書館においては、自ら点検及び評価を行うとともに、点検評価の結果に基づき運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 図書館の運営状況に関する地域住民への情報提供に関する努力義務規定（図書館法第7条4関係）

⁴ 情報リテラシー：中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月19日)等を踏まえ、「情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な能力や態度」とする。

- ・ 地域住民への説明責任を果たすとともに、個人の要望や社会の要請に適切に応える運営を行うため、図書館の運営状況に関する住民との共通理解を図り、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を図ることが重要であること。
 - ・ 私立図書館においては、運営状況に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- ③ 図書館資料に、電磁的記録も含まれることについての規定（図書館法第3条関係）
- ・ 「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定されること（「社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成20年6月11日付20文科生第167号文部科学事務次官通知））。
 - ・ これまでの図書館は、図書、記録、視聴覚資料等の提供が中心であったが、情報技術の進展により、デジタル写真・映像や、ハイビジョン映像等資料の記録媒体が多様化していることを反映する必要があること。
 - ・ また、ここでいう「図書館資料」には、インターネット等の利用により入手できる情報や、いわゆる商用データベースなどの図書館外部の情報は含まれないが、近年、これらの情報を利用するための図書館サービスの実施や、アクセス環境の提供がますます重要となっていること。
- ④ 図書館が図書館サービスを行う際に、家庭教育の向上に資することとなるよう留意することについての努力義務規定（図書館法第3条関係）
- ・ 子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であり、家庭教育においても、その推進が図られるよう、図書館サービスを行うことが重要であること。
- ⑤ 図書館が実施すべき事項として、学習成果を活用して行う活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励についての努力義務規定（図書館法第3条第8号関係）
- ・ 社会教育による学習の成果が社会において実際に活用され、人々が社会教育を通じた学習の意義を実感できるような環境の整備が重要であること。
 - ・ 図書館における学習の成果を発揮する活動として、子どもへの読み聞かせや、書籍の保護・修復等のボランティア活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が重要であること。
- ⑥ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会が、司書及び司書補の資質向上のため、必要な研修を行うことについての努力規定（図書館法第7条関係）
- ・ 近年、図書館には、多様化・高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応することが求められていることから、図書館法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第21号）により、大学における司書養成科目の単位の増加など司書の資格の見直しが行われた。資格取得後においても司書及び司書補の専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、研修を行うことが重要であること。
- ⑦ 図書館法改正時の国会での附帯決議の内容を踏まえた規定
- ・ 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応じていくため、公立図書館における人材確保及びその在り方について、「指定管理者制度の導入の問題点」についても十分配慮し、検討する必要があること。
 - ・ 地域における教育力の向上のため、学校・家庭・地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用等を図る必要があること。

2. 「これからの図書館像（報告）」の提言及びこれまでの「図書館の在り方検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容（公立図書館）

（1）これからの図書館サービスに求められる新たな視点

① 図書館活動の意義の理解促進に関すること

情報化の進展の中、地域社会の情報格差を埋めるための図書館の役割は大きい。

図書館サービスを、地域の課題に対応した施策と結びつけて実施することも考えられる。地域の課題解決に向けて、行政における各部局との施策の連携を検討するにあたり、教育行政の独自性という側面も維持しつつ、図書館として求められる役割を果たしていくことが必要である。また、課題解決や調査研究に際して、図書館の利用により、多面的観点からの情報の入手が可能であることが、地域の人々に理解されるよう努めることが必要である。

② レファレンスサービスの充実と利用促進に関すること

レファレンスサービスを図書館において不可欠のサービスと位置づけ、担当職員の確保及び能力の向上を図ること、サービスの評価を行うこと、行政支援・学校教育支援・ビジネス支援等の各ニーズに的確に対応したサービスを実施すること等が必要である。

レファレンスサービスの利用促進のため、図書館外への広報、図書館内での案内・表示に配慮が望まれる。また、レファレンスサービスの充実に関しては、ホームページを通じた利用案内、蔵書検索システム（OPAC⁵）の提供のほか、地域課題に関する参考資料や情報の提供等、積極的な情報発信に努めること。商業データベースやネットワーク情報資源の利用に努めることが重要である。

利用者が自主的に文献を調べたり調査を進めたりできるよう、パスファインダー⁶やリンク集の作成、講習会の開催など、条件整備等の支援に努めることも重要である。

③ 課題解決支援機能の充実に関すること

図書館が従来担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決に資するための、就業、子育て、教育、健康・医療、法律、地方公共団体の政策決定等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことが必要である。

このため、貸出、リクエストサービス、レファレンスサービスの充実や、地域の関係機関・団体との連携・協力が重要である。

④ 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館⁷の整備に関すること

図書館は、情報環境の整備を行い、印刷媒体とインターネット等による電子媒体を組み合わせ利用できるようにすることが重要である。

情報環境の整備については、様々な情報を自宅から入手可能となるよう、ホームページの充実や、インターネットを活用したレファレンスサービス、メールマガジンやTwitter等による情報発信も充実すべきである。

⁵ OPAC：利用者が図書館の所蔵資料を検索するために用いるコンピュータ化された目録。オンライン閲覧目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピュータと接続し、蔵書データベースを検索できる。（Online Public Access Catalog の略）

⁶ パスファインダー：文献探索・調査案内。利用者が文献を調べたり調査を進めたりできるようにするための手引き。

⁷ ハイブリッド図書館：印刷媒体とインターネット等による電子媒体を組み合わせ利用できる図書館。

⑤ 多様な資料の提供

利用者及び住民の要望や地域の実情に留意しつつ図書館資料の収集に関する方針を定め計画的に整備することが重要であり、その際には郷土資料、地方行政資料、雑誌記事、新聞記事及び活字資料以外の映像資料、音声資料等の多様な資料を整備する必要がある。さらには、これらの資料を電子化して保存し、広範囲に利用できるような情報発信することも重要である。

⑥ 児童・青少年サービスの充実に関すること

子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにするため、学校、家庭、地域との連携を図りつつ、児童サービスの充実が必要である。

図書館においても、家庭での読書の重要性について保護者に対する啓発活動を行うなどの視点が必要である。

青少年に対して行われるヤングアダルトサービスの普及や、読書会の開催、子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携等が重要である。

⑦ 公立図書館と他の図書館や関係機関との連携・協力に関すること

都道府県立図書館は、図書館資料の横断検索システムの整備や資料搬送サービスの実施により、市町村立図書館等への支援や全域サービスを展開していく必要がある。

教育委員会、図書館及び関係機関による、大学図書館や専門図書館等との間のネットワーク形成等に関する検討や、コンソーシアム⁸の設置、協力協定などの取組が重要である。

多様な分野の行政部局と連携・協力した図書館サービスを行うことにより、図書館の機能を向上させるとともに、図書館の機能についての行政部局における理解を促進していくことが重要である。

⑧ 学校との連携・協力に関すること

図書館は、子どもの読書活動や学習活動を推進する上で、学校図書館の活用が進むよう、図書や長期的貸出しやレファレンスサービスの実施等による学校教育への支援を積極的に行う必要がある。

⑨ 法令の遵守に関すること

図書館では、利用者の求めに応じて迅速かつ適切に資料を提供することが重要であるが、その際、図書館職員は、職員や利用者による他者の権利侵害が発生しないよう、著作権法を始めとする各種の法令を遵守し、権利者に十分配慮しなければならない。

教育委員会及び図書館は、図書館職員の著作権制度を始めとする様々な制度等に関する研修機会の確保及び利用者への著作権等の基本的知識の普及を図ることが必要である。

(2) これからの図書館経営に必要な視点

① 図書館の持つ資源の見直しと再配分に関すること

レファレンスサービス、課題解決・調査研究の援助等のサービス充実のため、図書館の経営方針や、資源配分の優先順位と比率の見直しを行うことが求められる。

情報化の進展に伴い、ネットワーク環境の整備だけでなく、それを十分に活用できるだけの人材を確保していくことも必要である。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資

⁸ コンソーシアム：資源の共有を目的とする複数の図書館からなる公的な連合組織。加盟館の間で協定を結び、相互利用、相互貸借、共同契約などさまざまな相互協力活動を行う。

料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図る必要がある。

② 図書館長の役割に関すること

今後図書館の運営の改善及び向上を図るため、図書館長の役割の重要性はますます高まる。

図書館長は、地方公共団体の首長・行政部局や議会に対する積極的な働きかけを行うとともに、図書館に対する社会の多様なニーズを把握し、図書館職員が社会のニーズや行政の施策と図書館サービスを結びつけることができるような配慮を行うべきである。

教育委員会は、図書館長がその業務を遂行できる勤務条件と権限を確保する必要がある。

③ 利用者の視点に立った経営方針の策定に関すること

図書館は、地域住民をはじめ社会・地域のニーズに基づき、適切な図書館サービスを提供するため、それぞれの図書館がめざす使命や目的を定め、公表する必要がある。

図書館の経営にあつては、社会や地域の実情、利用者のニーズの変化に応じ、さらに、利用者の視点に立った図書館サービスを行うよう、サービス内容の見直し等を行うことが求められる。

教育委員会は、地域住民が、身近な場所で図書館サービスを利用できるように、公民館図書室、各種図書室などの活用によって、生活圏毎に図書館サービスの拠点を整備するよう努めることが求められる。

④ 効率的・効果的な運営に関すること

図書館が、読書支援や課題解決支援、情報リテラシー教育の支援等に重要な役割を担うに当たり、専門的職員である司書の配置が必要である。

単なる人事交流ではなく、専門的職員も含め、一定期間自治体を越えて相互に職員を出向させるなどの柔軟な人事配置や、複数の自治体による広域的な運営を行うことも考えられる。

図書館職員の資格・勤務経験等に応じた適切な業務への配置、機械化、他の図書館、行政部局、学校、各種団体・組織等との連携・協力等により、業務の効率化を図ることが必要である。

⑤ 図書館サービスの評価に関すること

図書館は、利用者である地域住民の意向が適切に反映されるよう、経営・サービス目標を明確化するとともに数値化が可能な指標についてはこれらに係る数値目標を設定し、その達成状況等に関し自ら点検及び評価を行いサービスの改善に努める必要がある。

その際、社会のニーズに応じた評価の在り方について検討するとともに、アウトカムを表す評価指標や、設置者・住民・図書館と連携協力する諸機関の三者の視点からの評価を行うことが求められる。

今後の課題として、第三者評価、第三者評価及び自己点検・評価のための評価基準の策定の必要性も挙げられる。

⑥ 継続的な予算の獲得に関すること

図書館において、継続的に質の高いサービスを提供するために必要な予算を確保するため、教育委員会は、図書館サービスが提供されることにより、地域住民の生活にどのような利便性の向上が生じるか、専門的職員がそれにどのような役割を果たすか、そのことによってどのように社会がより良く変化するか等について明確に示し、地域社会から評価を得る必要がある。

教育委員会は、質の高いサービスを継続的に提供するための図書資料を確保するため、地方交付税の基準財政需要額に図書等の資料購入費が積算されていることに留意し、地域の実情に応じたサービスに必要な資料収集のための予算の確保に努めることが求められる。

⑦ 広報に関すること

現状では、図書館サービスの意義については十分な社会の理解が得られておらず、広報活動を重視し、住民並びに地域の関係団体等に対し、図書館の多様な機能を紹介することが重要である。その際、広報対象を絞るとともに、各対象に応じて手法や内容を工夫することなどにより、効果を高めることが求められる。

ホームページによる広報や報道機関に対する積極的な働きかけにも努める必要がある。

⑧ 危機管理に関すること

図書館は誰もが利用する施設であり、人的災害や自然災害等の災害に対し、危機を回避し、被害を最小限にとどめるためには、徹底した予防策を講じる必要がある。併せて、図書館の特性を考慮し、館内外で発生が想定されるあらゆる事態に対する危機管理マニュアルを作成し、危機発生時に誰がどう行動するかを明確にしておくことが必要である。

⑨ 図書館職員の資質向上と教育・研修に関すること

社会の変化に対応して図書館の運営の改善及び向上を図り、図書館が地域の情報拠点としての役割を果たすため、図書館職員自身も、その意識を持ち、自主的な学習活動を行うことが必要であり、その研修機会を十分に確保することが求められる。

教育委員会は、図書館長や司書等に対し、図書館経営について継続的に研修を受けられるように配慮することが求められる。

⑩ 市町村合併を踏まえた図書館経営に関すること

市町村合併により、図書館サービスの対象地域が拡大される一方で、同一市町におけるサービスの格差が生じることのないよう、教育委員会は、職員の配置や体制を検討し、全域サービスの実現とサービスの質的向上をめざすことが必要である。

⑪ 管理運営形態の考え方に関すること

指定管理者制度や業務委託を導入する図書館は、民間事業者を含めた法人その他の団体が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図っていくことにより、施設の設置の目的が効果的に達成されるか否かに留意し、導入の可否を決定する必要がある。指定管理者制度を導入した場合に、委託先が定期的に交代する可能性があることから、このような図書館の増加に伴い、図書館職員の専門的な知識・技術をどのように継続的に蓄積していくかについて検討する必要がある。

図書館の管理運営形態を検討する際には、教育委員会は、具体的な評価基準を作成し、当該地域の実情に照らして、当該図書館の設置目的を最も効果的・効率的に達成するにはどのような管理運営形態が適しているかについて、専門的職員の確保や養成に十分留意しつつ検討した上で、判断する必要がある。

(3) 都道府県の役割

都道府県教育委員会には、都道府県の図書館政策の指針を設定するとともにその実現に向けて先導的な役割を果たすことや、図書館の新しいサービス、その評価方法の調査・研究に努めること、市町村立図書館への支援を行うとともに、図書館未設置の町村が多数存在することも踏まえ、当該町村に対し、町村立図書館の設置に対する支援を行うこと等が望まれる。

また、県内図書館職員を対象とする研修の実施及び参加の促進に努めるものとする。

3. その他留意すべき事項

(1) 数値基準

図書館サービスの向上をめざすため、別表の「目標基準例」を参考に各地方公共団体（教育委員会）で数値目標を設定し、その達成に努めることが望ましい。

都道府県が、サービスの地域格差を解消するため域内の図書館に共通する基準を策定し、その達成を支援することが望ましい。

(2) 国の役割

国は、新基準に対応した図書館サービスを促進するため、先進事例の収集・分析をもとに、情報提供を行うことによって、その成果の普及、図書館の在り方の提示等を行う必要がある。

社会の変化や図書館をめぐる環境の変化等に対応した図書館サービスを促進するためには、新基準についても定期的に見直しを行うことが必要である。

P I A A C⁹の調査結果の分析をもとに、国民の「成人力」と読書活動や図書館サービスの関連を解明し、必要に応じて図書館の在り方や関連施策等の提示を行うことも求められる。

また、国は、我が国の図書館の水準を向上させるという観点から図書館長や司書等を対象とした研修を行うことが求められる。

(3) 国立国会図書館の役割

国立国会図書館では、公立図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めることを取組の一つとして掲げている。

国立国会図書館では、現在、図書館へのサービスとして、資料の貸出、複写、レファレンスサービスを提供するとともに、図書館職員を対象とした研修の実施、総合目録の作成・提供を行っている。

国立国会図書館の主導による国の知識情報資源のデジタル化事業と公立図書館等との連携により、地域情報のデジタル化及びその成果に国民がアクセスできる環境の整備が進むことが期待される。

国立国会図書館の蔵書のデジタル化事業の成果については、関係者による検討を踏まえて、公立図書館や大学図書館等と連携してすべての国民がアクセスできる環境が整備されることが期待される。

(4) 読書

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、平成14年8月に策定された第一次計画に代わる、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された（平成20年3月）。

子どもの読書活動推進のため、図書館には、保護者を対象とする子ども向け図書の展示会等を開催し、読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等を行うなど、家庭教育の向上に資する学習機会の提供を行うことも期待される。

⁹ P I A A C : 「国際成人力調査」(P I A C C = ピアック)。OECDが実施する、各国の成人が日常生活や職場で必要とされる技能を測定することを目的とした世界初の大規模な国際比較調査。16歳から65歳を対象として、「読解力」、「数的思考力」、「ITを活用した問題解決能力」及び調査対象者の学歴、職歴などについて調査する。平成23年度に国内調査を実施。

また、2010年を「国民読書年」とすることが国会で決議された（「国民読書年に関する決議」（平成20年6月採択））。本決議では、読書への国民の意識を高めるため、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されている。

読書は、一人一人の人生を実り豊かなものにする上で不可欠なものである。とりわけ子どもたちにとっては、言葉を学び、その感性を磨き、感受性をはぐくむとともに創造力を培う上で欠くことできないものである。

地域における読書活動を推進する上で、図書館は重要な役割を担っており、読書推進のための取組を行うことが必要である。

おわりに ～東日本大震災について～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、図書館にも甚大な被害をもたらした。200を超える図書館で、施設や設備、図書館資料などが損傷を受け、中には津波のために施設が全壊・流出したり、残念ながら職員が亡くなられた図書館もあった。震災後には、東北地方はもちろん首都圏でも多数の図書館が休館を余儀なくされ、一部の図書館は避難所の役割も果たした。その後、徐々に復旧・再開の動きも見られるものの、被災地では未だ復興の目途すら立たない図書館もある。

他方、こうした困難な状況の中で、国による取組以外にも、全国各地の図書館関係者の中で支援の動きが直ちに広がり、これらの関係者によって、被災した図書館資料の修復、被災した図書館に代わっての図書の貸出しなどの献身的な取組が今なお続けられている。

図書館は、それぞれの地域に関連する貴重な資料を有するとともに、利用者の求める資料や情報を提供する情報拠点である。こうした図書館の意義にかんがみ、貴重な資料を後世に伝えていくとともに、何より利用者と職員の生命を守る観点から、今回の震災の経験を踏まえて、災害等による図書館の被害を最小限に抑えるためのさらなる取組が求められる。

本報告書においては、各種の災害に備えた対策を講じること、危機管理マニュアルを作成しておくことなどを指摘し、「望ましい基準」に危機管理に関する規定を新たに設けることを提言している。今後、被災した全ての図書館が早期に復興することを心から願うとともに、本報告書を受けて新たに策定される「望ましい基準」を踏まえ、各図書館において災害等に対する備えが一層強化されることを期待したい。

27 学修環境充実のための学術情報基盤の整備について（審議まとめ）

〔平成25年 8 月
科学技術・学術審議会 学術分科会 学術情報委員会〕

はじめに

学術情報委員会においては、前身の研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会の時代から、学術振興を支える学術情報の流通・発信機能の強化、そのために必要となる大学等の情報ネットワークや図書館の整備など、主に研究環境としての学術情報基盤整備の在り方について、審議を行ってきた。

近年、我が国の将来発展のためには、グローバルな環境に対応できる人材育成が急務であり、そのためには、大学教育の質的転換が不可欠とされていることから、大学改革への期待とともに、その前提となる学生の学修環境の充実が求められている。

これまでも、大学図書館は、学生の授業時間外における学修の場としての役割を担ってきているが、学術情報基盤の整備は、大学等で生産される論文や書籍、データなどの様々な資料を蓄積・保存するとともに、それらの情報を適切に流通させ、利活用の促進を図るための環境整備であり、研究のみならず、優れた教育を展開する上でも不可欠なものである。

本まとめは、学術情報委員会として、特に学修環境を充実する観点から、学術情報基盤整備の現状と課題及び今後の方向性について、審議し、とりまとめたものである。

1. 背景

（オープンエデュケーションの促進）

○ ICT（情報通信技術）の進展に伴い、社会のあらゆる分野でICTを活用した革新的な展開を目指す動きが顕著になっている。大学教育においても、授業や教材をデジタル化し、情報ネットワーク等を通じて共有・利活用することにより、大学や国の枠を越えて学修の高度化を図るオープンエデュケーションの流れが世界的に加速しつつある。

現在、オンライン教育については、様々なシステムやプラットフォームが提供され、双方向型のe-learning環境の整備、オープンコースウェア（OCW）による授業内容の公開、優れた授業に無償で参加できる機会を与える大規模公開オンライン講座（MOOC）の展開など、大きく進化している。

（授業スタイルの変化）

○ 最近では、授業スタイルにも様々な工夫が見られ、学生の主体性を促すため、従来、授業の場で行っていた知識の獲得については、事前にオンライン教育等で済ませた上で、グループ等での自主的な学修を促し、教室で行う授業においては、発表・討論形式により、双方向でアクティブな学生の参加を求める教育手法（反転学習）も導入されつつある。

（大学教育における質的転換の必要性）

○ 一方、我が国では、グローバル社会において、競争力が低下する中で、様々な場において、教育

改革の必要性に関する議論が行われている。今後、成長力を高めていくためには、物事に主体的に対応できる人材の育成が重要であり、学士課程教育の質的転換など、大学における教育システムの改善が喫緊の課題となっている。

- 平成24年3月の中央教育審議会大学教育部会のまとめによると、我が国における大学生の学修行動の特徴として、質の高い学士教育に不可欠な学生の学修時間が少なく、特に、授業への出席率は高いが授業外の学修時間は極めて少ないことが指摘されている。

さらに、大学生の生活実態調査に基づく調査研究の結果によると、多くの授業へ出席することよりも参加型の授業や授業外における自主的な学修の方が学生の多面的な能力形成に影響力が大きいことが明示されている。

(関連する提言・政策の方向性)

- こうした状況を踏まえ、平成24年8月の中央教育審議会の答申においては、「従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要。」とされ、また、学生には、授業のための事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保、教員には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められている。

- さらに、教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）では、基本的考え方として、学士教育において、アクティブ・ラーニングや双方向型の授業を中心とした教育の質的転換のための取組を促進することが明示され、主な取組として、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化、ICTを活用した双方向型の授業・自修支援など、学修環境整備への支援も連動させながら促進すること、ICTの活用に関しては、例えば、近年急速に広まりつつあるMOOCによる講義の配信やOCWによる教育内容の配信など、大学の知を世界へ開放するとともに大学教育の質の向上にもつながる取組への各大学の積極的な参加を促すこととなっている。

同様の指摘は、平成25年5月の教育再生実行会議（第三次提言）や日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）においても取り上げられている。

- このように、アクティブ・ラーニングの推進など、大学教育改革として、学生の授業時間外における自主的学修を増加させるとともに、ICTの活用により教育の質的向上を図る必要があり、そのための場所・ツールとなる学術情報基盤の整備が極めて重要になっている。

2. 学修環境の充実に資する学術情報基盤整備の在り方

a. 学術情報基盤の意義

- 学術情報基盤とは、最新の教育研究成果に基づく書籍、論文、データ、教材等のコンテンツ、それらを流通させるためのシステムや情報ネットワーク及び情報を利活用する際の物理的空間や人的支援を提供する図書館を含む概念であり、知識インフラとして、大学における教育研究活動の根幹を支えるものである。

b. 学修環境充実に関わる学術情報基盤整備の現状と課題

- 学修環境充実に関わる学術情報基盤整備については、主に、i) コンテンツ、ii) 学習空間、iii) 人的支援の三つの要素に整理することができるとともに、それらの有機的な連携を図ることが重要である。それぞれの現状を踏まえた課題は、以下のとおりである。

i) コンテンツ

- 学修のためのコンテンツは、学生のニーズに応じて、電子媒体、印刷媒体にかかわらず迅速に利用できるようにすることが必須である。その際、授業に対する支援、連携強化の観点から、授業関連資料の充実に図ることも重要である。

(コンテンツの状況)

- 大学図書館では、これまでも、学術図書、学術雑誌、学位論文、報告書等の資料の収集、提供、保存を行ってきた。蔵書冊数は平均40万冊、大規模大学図書館では数百万冊にもものぼっている。これらは基本的に印刷資料であるが、OPACの構築や索引抄録データベースの提供を通じて、資料へのアクセス向上にも努めてきた。

一方で、学術雑誌については、国際的なジャーナルを中心に電子形態での流通が一般化している。我が国の大学図書館においても、継続的な価格高騰問題等を抱えつつ、電子ジャーナルの普及を推進しており、提供数は平均で4千5百タイトル、大規模図書館では2万タイトルを超えており、印刷媒体の時代とは比較にならないほどの多数の学術雑誌が利用可能になっている。また、図書に関しても、洋書については電子化が急速に進んでおり、10万タイトル以上の電子書籍を提供している大学図書館もある。

学術資料を効果的に提供する観点から、印刷資料の整備とあわせて、電子資料の充実に適切に対応する必要がある。

(学術書の電子化)

- 学術書の電子化において、和書の電子書籍での提供に関しては、著作権の許諾等とともに、出版社、図書館などの関係者全ての納得できるビジネスモデルの構築が必要になることから、現時点では、あまり進展していない。既存書籍の電子化についても遅れているが、文化庁が主体となり、官民連携で国立国会図書館の蔵書を電子書籍化し、配信するモデル実験（eBooksプロジェクト）が実施されるとともに、大手出版社が公共図書館に電子書籍を提供する事業を開始する動きも見られる。

医学書など、一般的に厚く高額な学術書の電子的利用に対する学生のニーズは強く、電子的な利用を基本として、必要に応じて、POD（プリントオンデマンド）により、データを出力し、任意に冊子体を作成する新たな出版流通も生まれつつある。電子的なコンテンツが増えれば、欧米に比べて本を読まないと言われる日本の学生に多くの学術書に接する機会を与え、それ自体が教育改革の一環としての効果も期待できることから、関係者が連携して今後一層推進することが望まれる。

(蔵書の電子的利活用)

- 蔵書の電子的利活用に関し、著作権保護期間を越えた資料については自由に利用できるとともに、今般、著作権法の改正により、国立国会図書館に限って、著作権者の許諾なしで、保存のための電子化及び絶版本等について大学図書館等への配信が可能になった。

しかしながら、許諾を必要とする対象の確定が難しいことや電子化した資料を図書館外から利用するためには許諾が必要となるなど、著作権処理は資料の電子的利活用を進める上で難しい課題である。各大学においては、個別に対応可能な範囲が量的に限られるだけでなく、蔵書の重複も想定されることから、大学が連携して、調整を図りつつ、効果的な蔵書の電子化に取り組むことが必要である。

(教材・授業等の電子的利活用)

- 学修機能の高度化において、各大学の有する教材・授業等の電子的保存・利活用の促進は大きな意義があるが、平成23年5月1日現在で、講義のデジタルアーカイブ化を実施している大学は100大学であり、全大学の27%にとどまっており、進んでいるとは言い難い。

教材や授業を電子化し、機関リポジトリ等に保存・提供することによって、学生は必要に応じて、何度でも予習・復習等へ活用することが可能になることから、学習時間の増加とともに、授業に対する理解力が格段に向上し、その学修効果は極めて大きい。

そのため、大学としては、教材・授業等の電子化に積極的に取り組み、重要データや著作権上の問題など、公開できない部分がある場合は利用を制限するなど、まず、電子的保存を促進させることが重要である。

その際、既に全ての講義を電子的に保存している奈良先端科学技術大学院大学の取組では、講義の開始とともに自動的に収録するシステムを構築することにより、教員の作業面での負担を抑えるとともに、録画される抵抗感も排除している例も参考にすべきである。

(オンライン教育の体制整備)

- 特に、OCWの活用やMOOC等のオンライン教育は、大学間で優れた授業を広く共有することにより、互いの授業の質的改善に貢献するとともに、提供する大学は優秀な学生の確保や大学のアピールに寄与し、活用する大学は効率的な学生のレベルアップにつながるなど、双方にメリットがある。

マサチューセッツ工科大学（MIT）では、2千件を越える教材をOCWで公開しており、その内容は、シラバス、講義ノートから、講義の映像、試験問題・回答までに及んでいる。MIT入学者の半数が事前にOCWを利用しており、入学の動機付けになっている。MITは、MOOCについても参画しているが、優れた授業を提供し世界に貢献するだけでなく、優秀な学生の所在など、多くの有益なデータが取得できるとしている。一方、ニューヨーク州立大学では、MOOCを活用したブレンドラーニングにより、教材作成等の教員負担を軽減した効率的な教育を実施している。

我が国においても、教員の理解を得つつ、コンテンツを充実させるとともに流通させる体制を整備し、大学や学生の状況に見合ったオンライン教育を展開すべきである。

(データの利活用・流通の促進)

- 教育研究活動の実施に必要な学術情報資源として、成果として発表された論文や書籍等の情報だけでなく、その元となるデータを直接利活用するニーズが高まっている。近年、データのオープン化は世界的な動きとなっており、各種データの所在を明らかにし、大学間での利用可能な環境を構築するため、図書館が中心となり、その集約、保存、流通の場として、機関リポジトリを活用するなど、データの管理・流通システムを整備する必要がある。

また、様々な教育研究データを教育現場で利用するためには、データ全体の中から必要なデータ

を選んで活用するための仕組み，そのための基本的なフォーマットの統一などに対応する必要がある，大学内において，教員，情報技術者，図書館職員等の関係者が協力して取り組むとともに，大学間での連携・共有を図ることも重要である。

(適切なコンテンツの管理と空間の確保)

- 図書館におけるコンテンツの整理・効果的な保存は，アクティブ・ラーニングのための空間を確保する上でも，重要な課題である。

海外の大学図書館では，電子書籍の導入や学術情報のデジタル化の促進により，情報資源の効率的な利活用への取組が進みつつあるが，我が国では，蔵書は紙媒体が中心であり，継続的に増加するため，それらを保存する書庫に対する投資が必要になるとともに，空間がさらに減少するという状況が見受けられる。

スタンフォード大学では，ターマン工学図書館やビジネススクール図書館において，電子書籍，電子ジャーナルを充実させる一方で，利用率の低い図書を郊外の保存書庫に移転させることにより，空いた空間をグループ学習室やサイバートレーディングルーム，読書スペース等に転用している。

さらに，テキサス大学サンアントニオ校の応用工学・テクノロジー図書館においては，電子書籍や電子ジャーナルの導入により，印刷資料を置かず，情報端末と学習スペースのみが設けられた図書館となっている。

国内では，慶應義塾大学の理工学部図書館等においても，学術雑誌のバックナンバーを遠隔地の保存書庫に移し，蔵書を減少させることにより，グループ学習や学習相談のスペースとして活用している。

- 大学の状況に応じて，以下に示す方法などを参考に，学術資料のより効果的・効率的な保存方法の導入を検討し，図書館における空間の有効活用を推進することが考えられる。
 - ① 紙媒体資料について，電子的保存・流通への対応と合わせて，各資料を紙媒体で維持・提供する必要性についての検討を行う。
 - ② 蔵書を集約化する自動書庫の導入や大学単独もしくは共同で遠隔地に保存書庫の設置について検討する。
 - ③ 大学内においては中央図書館と部局図書館，大学外に関しては国立国会図書館を含めた複数の大学図書館の間で，紙媒体の重複保存を抑制するシェアード・プリントの導入について検討する。

ii) 学習空間

(ラーニングコモন্ズの整備)

- 学生が自主的学習を行うための場であるラーニングコモন্ズに関しては，平成23年5月1日現在で，既に整備している大学図書館の数は210館であり，設置数の推移を見ると3年間で約2倍となっており，空間としての整備は進んできている。
- ラーニングコモন্ズの機能については，少人数から多人数，グループ学習や成果発表など多様な学習活動に対応可能な空間を用意するとともに，いずれの空間においても，開放性，透明性を高くすることが重要である。「見る」「見られる」という空間の中で，熱心に学習している姿が他の学生の学習意欲を刺激し，周辺への指導・教育効果の発現が期待できる。さらに，学生の自主的な学習意欲は教員の教育姿勢に対しても好影響を与え，FD（ファカルティデベロップメント）としても効果的に寄与する。

- ラーニングcommonsの設置場所については、必要に応じてコンテンツや人的支援を提供できる環境を有している図書館を中心に設けるのが適切であるが、より多くの空間を確保し、学生の利便性を高める観点から、支援体制等を図書館と連携させつつ、部局等において展開することも想定される。

iii) 人的支援

(支援体制の構築)

- 学生による主体的学習の効果を高めるためには、ラーニングcommonsにおいて、多様な空間やコンテンツを提供する環境を整備することに加えて、大学院生による学習支援、図書館員によるレファレンスサービス、教員による指導助言など、学生を支援する体制の構築が不可欠である。また、学生同士が支援し合うピアチュータリングも教育効果として非常に重要であることから、米国で用いられているチューター育成研修の認証制度等を踏まえ、質保証を図りつつ促進することが望ましい。
- マサチューセッツ州立大学アマースト校では、ラーニングcommonsにおいて、ガラス張りのグループ学習室25室を設置するとともに、PCサポート、専門的なレファレンスサービス、ライティングサポート、留学支援、障害のある学生への支援などについて、様々な部署のセクションが一つの空間で対応するワンストップサービスを提供している。

米国においては、ラーニングcommonsの運営における五つの視点として、全レベルの学生を対象にすること、重複したサービスを避けること、既存のリソースを有効活用すること、スタッフが協力し合うこと、責任を持って取り組むことが重要とされていることも参考にすべきである。

(専門的人材の育成)

- アクティブ・ラーニングの推進等、図書館の果たす役割の変化に伴い、様々な学修を支援する活動の企画・実施を担当する専門職として、教員や他の職員とも異なる中間職的な人材が必要になる。専門職の役割は、各大学で設置が進みつつあるURA（リサーチ・アドミニストレーター）的な性格となるが、こうした企画は、主に教員と図書館員との協力で行われることから、その過程を通じて、図書館員の中から育成されるようなシステムを構築する必要がある。

c. 更なる学修環境充実のために推進すべき取組

i) 基盤を生かすための教員の意識改革等

- アクティブ・ラーニングの効果を上げるためには、図書館等における環境整備だけでなく、学修をリードする教員の資質・姿勢が重要であることは言うまでもない。アクティブ・ラーニングの意義・効果等に対する教員の理解を促すとともに、学術情報基盤を活用した授業の実施や課題の付与について、例えば、学生がラーニングcommonsを利用することを前提とした課題の出し方や成果を成績の一部として勘案することなど、大学におけるFDを一層推進することが不可欠である。

ii) 基盤確立のための運営体制の強化

(図書館の機能強化)

- 大学において、学修環境充実に関わる3要素を集約的に機能させているのは図書館であることから、その効果的活用と機能強化は喫緊の課題である。

アクティブ・ラーニングの推進において、図書館が教育面でより積極的に関与していく観点から、教材等の資料作成を支援していく体制を構築すべきである。図書館は、これまでの資料を集めて管理して利用を促すという機能から、資料を学生や教員と協力して作っていくというところまで踏み込むことが重要であり、このような流れが定着することにより、図書館の性格が変化していくものと考えられる。

その結果、学修環境として刺激的な空間を提供するだけでなく、学内の教員に授業に対する新しいアイデアの構築を促すことも期待される。

(組織運営体制の見直し)

- 効果的なアクティブ・ラーニングを実現するためには、図書館等における物理的空間や人的支援とともに、情報ネットワーク・システムなどICTの利活用も必要になることから、図書館員とともに情報技術者が積極的に関わることが求められる。

組織的には、図書館、情報系センター、教材開発センターなど関連する支援組織が連携するとともに、教育を担当する部局教員が協力して推進する体制を構築することが重要である。また、図書館と情報系センターに関しては、人事交流の促進や組織を一体化させることも考えられる。

また、現行の教育システムを見直し、改善を促すためには、担当する教職員等の負担も大きくなることから、アクティブ・ラーニングの導入に係る整備計画を策定することや改善効果を上げた教員を評価するシステムの構築など、大学として推進する姿勢を明確にする必要がある。

(大学等の組織間連携による基盤の充実)

- アクティブ・ラーニングの推進等、学修環境の充実において必要な学術情報については、情報ネットワークやクラウド環境の構築を通じて、できる限り共有化し、大学間での効率的な利活用が促進される体制を整備することが望まれる。

また、優れたアクティブ・ラーニングを我が国の大学全体に普及・定着させるためには、個々の取組を評価し、改善に活かすとともに、評価の高いものを実例的なモデルとして示すことや大学間における専門人材の流動性を高めることも重要である。

iii) 教育内容の標準化と効果の分析

(学修の質保証のための標準化・体系化)

- 大学教育の質を保証する観点から、各分野において溢れる学術情報のうち、どのような資源をどのような方法で活用すれば一定の教育効果が得られるかについて検討し、その結果、提供すべき基本的な情報についての標準化を図るべきである。例えば、法律学において提供すべき判例などが想定されるが、さらに、標準化した情報をどのように普及するかまで踏み込んで対応することが重要である。教育に提供すべき学術情報の標準化が進めば、教員に対する支援だけでなく、図書館が自主的に資料を用意・提供することも可能になる。
- カリキュラムマップの作成など、教育課程の構造を分かりやすく明示するための体系化は、アクティブ・ラーニングの効果を向上させる上でも必要である。これらとともに、ポートフォリオを活用することにより、教育の質保証だけでなく、学生の主体的学修における状況把握や到達目標等の明確化が可能になる。大学間で、プログラム化やナンバリングなど、教育・学修内容等に関する一定の共通基盤について、共同開発・共有した上で、各大学としての特徴を出していくことが望まし

い。

(教育・学習効果の分析・検証)

- 近年、大規模データの解析・利活用に対する関心が高まっているが、その対応に関しては、教育に関する部分が最も遅れている。大学教育における質の改善において、学生の指向とコンテンツ等の選択、その効果など、学習行動に関わる情報の把握及び分析は欠かせない。

デジタル化の進展に伴って、学生のような学習データが集められるようになってきており、LMS(ラーニングマネジメントシステム)の導入による学習データ管理も進展しつつあるが、このような多様な学習データについては、プライバシーの対象として単に保護するのではなく、個々の学生に対する指導のために活用すべきである。

認証システムによる利用者制限等を適切に施した上で、データに対して多方面から解析を行い、学生の学習到達度などを含めた情報として利活用できるシステムを構築できれば、学習効果の評価が可能になるとともに、オーダーメイド型の教育など、学生に対する教育の仕方や教材の内容も変化すると考えられ、大学教育の新しい局面が期待できる。

このような大規模で多様なデータの解析にあたっては、高度な技術を必要とすることから、大学の枠を越えて取り組むことが必須であるとともに、得られた情報に関しては、個人情報除去した部分について共有し、積極的な利活用を図るべきである。

3. 今後の展開における考え方

- 上記の課題等を踏まえ、大学として、学生の学習時間をどう確保して、より良いものにしていくかという中で、各教科の特性を考慮しつつ、アクティブ・ラーニングを位置づけ、授業を受ける教室や自主学修のための図書館を中心とした物理的空間とICTの活用によりコンテンツの相互利用を図る仮想空間を組み合わせ、効果的な学修を展開するための基盤整備を推進することが重要である。
- アクティブ・ラーニングを推進していくことで、各教科の内容だけでなく、21世紀のグローバル社会で必要とされる情報リテラシー(情報を読み解く力)やICTリテラシー(情報技術を使いこなす力)のほか、批判的思考、問題解決力が身に付き、コラボレーションやチームワークと言った21世紀を生き抜いていく力が養われるものとする。
- 基盤整備を行っていくにあたっては、画一的なサービスを提供するのではなく、大学教育においては、多様性の確保が極めて重要であることに留意し、各大学において、図書館を中心とした学習空間の確保、オンライン教育の強化を含むコンテンツの電子化・充実、自主的学習に対する人的支援の強化・連携を基本的な要素としつつも、大学のニーズや特性等の状況に応じて、創意工夫により、ユニークで効果的なアクティブ・ラーニングのための基盤整備を柔軟に展開すべきである。

28 これからの学校図書館の整備充実について(報告) (再掲)Ⅱの18参照

IV 国際・民間団体関係の資料

1 図書館の自由に関する宣言

昭和29年5月28日 採択 日本図書館協会
改訂
昭和54年7月30日 総会決議

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果すことが必要である。

すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人権、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。

外国人も、その権利は保障される。

ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、全ての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようとも、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料

図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって破棄されることはない。

図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

利用者の読書事実、利用事実、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。

図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。

図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

2 図書館員の倫理綱領

〔昭和55年6月4日 総会決議〕
日本図書館協会

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

この綱領は、「図書館の自由に関する宣言」と表裏一体の関係にある。この宣言に示された図書館の社会的責任を日常の図書館活動において果たしていくのは、職業集団としての内容の充実によらなければならない。この綱領は、その内容の充実を目標とし、図書館員としての職責を明らかにすることによって、自らの姿勢をただすための自律的規範である。したがってこの綱領は、単なる徳目の列挙や権利の主張を目的とするものでなく、すべての館種に共通な図書館員のあり方を考え、共通な基盤を拡大することによって、図書館を社会の有用な機関たらしめようという、前向きでしかも活動的なものである。

この綱領でいう図書館員とは、図書館に働くすべての職員のことである。綱領の各条項の具体化に当たっては、図書館長の理解とすぐれた指導力が不可欠である。

綱領の内容はこれまでの図書館活動の実践の中から生れたものである。それを倫理綱領という形にまとめたのは、今や個人の献身や一館の努力だけでは図書館本来の役割を果たすことができず、図書館員という職業集団の総合的な努力が必要となり、かつ図書館員のあるべき姿を、図書館員と利用者、図書館を設置する機関または団体との三者が、共に考えるべき段階に立ち至ったからである。

この綱領は、われわれの図書館員としての自覚の上に成立する。したがってその自覚以外にはいかな

る拘束力もない。しかしながら、これを公表することによって、われわれの共通の目的と努力、さらにひとつの職業集団としての判断と行動とを社会に誓約することになる。その結果、われわれはまず図書館に大きな期待を持つ人びとから、ついで社会全体からのきびしい批判に自らをさらすことになる。

この批判の下での努力こそが、図書館員という職業集団への信頼を生む。図書館員の専門性は、この信頼によってまず利用者に支えられ、さらに司書職制度という形で確認され、充実されねばならない。そしてその専門性がもたらす図書館奉仕の向上は、すべて社会に還元される。そうした方向へわれわれ図書館員全体が進む第一歩がこの倫理綱領の制定である。

この綱領は、すべての図書館員が館種、館内の地位、職種及び司書資格の有無にかかわらず、綱領を通して図書館の役割を理解し、綱領実現への努力に積極的に参加することを期待している。さらに、図書館に働くボランティアや図書館同種施設に働く人びと、地域文庫にかかわる人びと等による理解も望んでいる。

綱領の構成は、図書館員個人の倫理規定にはじまり、組織体の一員としての図書館員の任務を考え、ついで図書館間及び図書館以外の人びとの協力に及び、ひろく社会における図書館員の果たすべき任務に至っている。

(図書館員の基本的態度)

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

図書館は社会の期待と利用者の要求の上に成立する。そして、ここから国民の知る自由の保障という図書館の目的も、またすべての国民への資料提供という基本機能も導き出される。したがって、図書館へのあらゆる期待と要求とを的確に把握し、分析し、かつ予測して、期待にこたえ、要求を実現するように努力することこそ、図書館員の基本的な態度である。

(利用者に対する責任)

第2 図書館員は利用者を差別しない。

国民の図書館を利用する権利は平等である。図書館員は、常に自由で公正で積極的な資料提供に心がけ、利用者をその国籍、信条、性別、年齢等によって差別してはならないし、図書館に対するさまざまな圧力や干渉によって利用者を差別してはならない。また、これまでサービスを受けられなかった人びとに対しても、平等なサービスがゆきわたるように努力すべきである。

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である。

(資料に関する責任)

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存及び提供につとめる。

図書館員は、専門的知識と的確な判断とに基づいて資料を収集し、組織し、保存し、積極的に提供する。そのためには、資料の収集・提供の自由を侵すいかなる圧力・検閲をも受け入れてはならないし、個人的な関心や好みによる資料の収集・提供をしてはならない。図書館員は、私的報酬や個人的利益を求めて、資料の収集・提供を行ってはならない。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

資料のひとつひとつについて知るということは決して容易ではないが、図書館員は常に資料を知る

努力を怠ってはならない。資料についての十分な知識は、これまでも図書館員に対する最も大きな期待のひとつであった。図書館に対する要求が飛躍的に増大している今日、この期待もいちだんと高まっていることを忘れてはならない。さらに、この知識を前提としてはじめて、滞在要求をふくむすべての要求に対応し、資料の収集・提供活動ができることを自覚すべきである。

(研修につとめる責任)

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

図書館員が専門性の要求をみたすためには、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を究明しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不断の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は図書館員の義務であり権利である。したがって図書館員は、自主的研修にはげむと共に研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するようつとめるべきである。

(組織体の一員として)

第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

個々の図書館員が積極的な姿勢をもたなければ、図書館は適切・円滑に運営することができない。図書館員は、その図書館の設置目的と利用者の要求を理解し、全員が運営方針や奉仕計画等を十分理解していなければならない。そのためには、図書館員は計画等の策定にたえず関心をもち、積極的に参加するようにつとめるべきである。

第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

図書館がその機能を十分に果たすためには、ひとりの図書館員の力だけでなく、職員集団としての力が発揮されなければならない。このためには、図書館員は同一職種内の協調と共に、他職種の役割をも正しく理解し、さらに、地域及び全国規模の図書館団体に結集して図書館に働くすべての職員の協力のもとに、それぞれの専門的知識と経験を総合する必要がある。図書館員の専門性は、現場での実践経験と不断の研修及び職員集団の協力によって高められたのであるから、図書館員は、経験の累積と専門知識の定着が、頻繁すぎる人事異動や不当配転等によって妨げられないようつとめるべきである。

第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

組織体の一員として図書館員の自覚がいかに高くても、劣悪な労働条件のもとでは、利用者の要求にこたえる十分な活動ができないばかりか、図書館員の健康そのものをも維持しがたい。適正数の職員配置をはじめ、労働災害や職業病の防止、婦人図書館員の母性保護等、適切な図書館奉仕が可能な労働条件を確保し、働きやすい職場づくりにつとめる必要がある。図書館員は図書館奉仕の向上のため、図書館における労働の独自性について自ら追求すべきである。

(図書館間の努力)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

図書館が本来の目的を達成するためには、一館独自の働きだけでなく、組織的に活動する必要がある。各図書館は館種・地域・設置者の別をこえ、理解と協力につとめるべきである。図書館員はこのことをすべて制度上の問題に帰するのではなく、自らの職業上の姿勢としてとらえなければならない。図書館間の相互協力は、自館における十分な努力が前提となることを忘れてはならない。

(文化の創造への寄与)

第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

図書館は孤立した存在であってはならない。地域社会に対する図書館の協力は、健康で民主的な文化環境を生み出す上に欠くことができない。他方、この文化環境によって図書館の本来の機能は著しい発達をうながされる。図書館員は住民の自主的な読書運動や文庫活動等をよく理解し、図書館の増設やサービス改善を求める要求や批判に、謙虚かつ積極的にこたえなければならない。さらに、地域の教育・社会・文化諸機関や団体とも連携を保ちながら、地域文化の向上に寄与すべきである。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

出版の自由は、単に資料・情報の送り手の自由を意味するのではなく、より根本的に受け手の知る自由に根ざしている。この意味で図書館は、読者の立場に立って、出版物の生産・流通の問題に積極的に対処する社会的役割と責任を持つ。また図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」の堅持が、出版・新聞放送等の分野における表現の自由を守る活動と深い関係を持つことを自覚し、常に読者の立場に立ってこれら関連分野との協力につとめるべきである。

日本図書館協会は、わが国の図書館の現状にかんがみこの倫理綱領を作成し、提唱する。本協会はこの綱領の維持発展につとめると共に、この綱領と相いれない事態に対しては、その改善に向って不断に努力する。

3 公立図書館の任務と目標

平成元年 1月 確定公表
日本図書館協会図書館政策特別委員会
平成16年 3月 改訂

はじめに

日本図書館協会は、1979年の総会において採択した「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」において、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有すること、そして「この権利を社会的に保障することに責任を負う機関」が図書館であることを表明した。また、「すべての国民は、図書館利用に公平な権利を持っており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない」とも述べており、われわれは、これらのことが確実に実現されるよう、図書館サービスの充実に努めなければならない。

日本の公立図書館サービスは、1950年の図書館法によって「図書館奉仕」の理念を掲げはしたものの、その具現化には相当の年月を要し、ようやく1960～70年代に、『中小都市における公共図書館の運営』（1963年）、『市民の図書館』（1970年）を指針として発展の方向を見いだした。図書館を真に住民のものにしようという意欲的な図書館員の努力、読書環境の整備充実を求める住民要求の高まり、それを受け止める自治体の積極的な施策と対応によって、図書館サービスは顕著な発展を遂げてきた。

1980年代になると、いわゆる行政改革により、図書館はつくっても十分な職員を配置せず、その不足を嘱託、臨時職員などで補う自治体、さらには図書館法に反して、公立図書館の管理運営を公社・財団等に委託するケースや司書を派遣会社に求める自治体が現れる。その上、1990年代には、生涯学習

体系への移行、情報ネットワークの整備という、国の政策レベルの動向、さらには1990年代以降構造改革、分権推進、規制緩和という政治や経済の動きを受けて、図書館経営に一段と複雑かつ厳しい様相が広がっている。

先に述べたとおり、すべての国民に図書館利用の権利を保障することは、民主主義国家においては必須の条件であり、それは公の責任で果たさなければならない。こうした観点から、地方自治体が無料公開の図書館を設置し、管理運営することは、欧米先進諸国においては19世紀半ばに確立された伝統である。日本は、いまだこの原理に則った近代図書館を整備する途上にある。今なお図書館をもたない町村が6割にも及ぶという事実があるし、先進的な市町村といえども、すべての住民のニーズに応えられるという域には遠く、あるべき図書館サービスは形成過程だと認識することが至当である。

もちろん、公立図書館の維持発展を図ることは、地方自治体及び地域住民の発意と責任に帰することであるが、「図書館事業の進歩発展を図り、わが国文化の進展に寄与する」という本協会の目的にてらして、協会会員の関心を喚起するとともに、それぞれの地域・職域における図書館サービス計画の立案に資することを願って、「公立図書館の任務と目標」を策定し公表することにした。

当初、この文書の策定は、公立図書館である以上、少なくともこのレベル程度の活動は、という「基準」を提起することを意図して始められた。しかし、「基準」といえば図書館法にいう基準との混同を招く恐れもあること、さらに「基準」という言葉には数量的なものが意識される傾向が強いので、この語を使用しないことにした。

すべての図書館が、この内容を達成し、さらに高いレベルの新たな目標を掲げ得る状況の速やかな到来を強く望むものである。

第1章 基本的事項

(公立図書館の役割と要件)

- 1 人間は、情報・知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができる。また、人間は文化的な、うるおいのある生活を営む権利を有する。

公立図書館は、住民がかかえているこれらの必要と欲求に応えるために自治体が設置し運営する図書館である。公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、住民すべての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。公立図書館は、公費によって維持される公の施設であり、住民はだれでも無料でこれを利用することができる。

公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関であって、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。また、公立図書館は住民の生活・職業・生存と精神的自由に深くかかわる機関である。このような基本的性格にてらして、公立図書館は地方公共団体が直接経営すべきものであり、図書館の運営を他へ委託すべきではない。

(知る自由の保障)

- 2 住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務である。この責務を果たすため、公立図書館は、住民の意思を受けて図書その他の資料を収集し、収集した資料を住民に提供する自由を有する。住民の中には、いろいろな事情で図書館利用から疎外されている人びとがおり、図書館は、すべての住民の知る自由の拡大に努めなければならない。

(図書館の利用)

3 住民は、図書館の利用を通じて学習し、情報を入手し、文化的な生活を営むことができる。図書館の活用によって達成できることは多様であり、限りない可能性を持っているが、おおむね次のようなことである。

- (1) 日常生活または仕事のために必要な情報・知識を得る。
- (2) 関心のある分野について学習する。
- (3) 政治的、社会的な問題などに対するさまざまな思想・見解に接し、自分の考えを決める糧にする。
- (4) 自らの住む地域における行政・教育・文化・産業などの課題解決に役立つ資料に接し、情報を得る。
- (5) 各自の趣味を伸ばし、生活にくつろぎとうるおいをもたらす。
- (6) 子どもたちは、読書習慣を培い、本を読む楽しさを知り、想像力を豊かにする。
- (7) 講演会・読書会・鑑賞会・展示会などに参加し、文化的な生活を楽しむ。
- (8) 人との出会い、語りあい、交流が行われ、地域文化の創造に参画する。

(図書館計画)

4 公立図書館は、本来住民のために住民の意思を受けて設置され運営される民主的な機関であり、住民要求の多様化と増大、それに応える資料の増加にともなって成長発展するものである。したがって、図書館は長期・短期の計画を立案・作成し、その計画が自治体の施策として実行されなければならない。

(住民参加)

5 公立図書館は、住民の要求あるいはニーズに応える機関であって、その創設・増改築にあたっては、地域の住民の意向が十分に反映されなければならない。単に施設の面ばかりでなく、年次計画の策定、日常の図書館活動の企画についても、住民の参加が欠かせない。

図書館の発展をはかることは、まず図書館員の責任であるが、それとともに、住民の提起が図書館をより有意義な機関に育て、図書館の可能性を拡大していく。住民の制度的参加としては、図書館協議会が活用されるべきである。そういう公的な場も重要であるが、日常的な活動の中での利用者との対話、あるいは利用者との懇談会などを通じて、住民の要求をとらえ、その提案をいかす努力と工夫が肝要である。

図書館員は、住民参加の意義を正しく認識し、住民の要望・提案に誠実に対応しなければならない。

(図書館相互の協力)

6 住民が必要とする資料は多種多様であるために、単独の図書館が所蔵する資料だけでは、要求に応えられないことがある。一自治体の図書館はもちろんのこと、設置者を異にする図書館が相互に補完し協力することによって、住民の多様な要求を充足することが可能となる。

(図書館職員)

7 住民と資料を結びつけるための知識と技術を習得している専門職員を配置することは、図書館として不可欠の条件である。

図書館員は、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」を十分によく理解し、これらの宣言・綱領に則って業務を遂行することによって、住民の信頼を獲得し図書館の発展をはかることができる。

第2章 市（区）町村の図書館

I 図書館システム

8 住民はだれでも、どこに住んでいても、図書館サービスを受ける権利をもっている。自治体は、その区域のすみずみまで図書館サービスが均質に行きわたるように努めなければならない。

9 一つの自治体が設置する複数の図書館施設は、図書その他の資料の利用または情報入手に関する住民の要求を満たすために有機的に結ばれた組織体でなければならない。このような組織を図書館システムという。

図書館システムは、地域図書館（以下「地域館」という）と移動図書館、これらの核となる中央図書館（以下「中央館」という）から成る。

自治体は、すべての住民の身近に図書館のサービス・ポイントを配置する。

10 住民はだれでも、身近にあるサービス・ポイントを窓口として、必要とする図書その他の資料を利用することができる。

11 住民はだれでも、身近なサービス・ポイントを通じて、レファレンス・サービスを受け、生活に必要な情報や文化情報などを得る。

12 図書館システムを構成するそれぞれは、独自に活動するのではなく、中央館をかなめとし、統一されたサービス計画のもとに、組織全体として最大の効果をあげるように活動する。

13 住民の大多数が地域館または中央館のサービス圏内におさまるように、必要数の図書館を設置しなければならない。その規模は、サービス圏内の人口に応じて定められる。

地域館及び中央館のサービス圏内に含まれない地域の住民に対しては、移動図書館の巡回を行う。

移動図書館は、図書館のはたらきを住民にとって身近なものとし、図書館システムの形成を促進するために重要な役割をもっている。

14 図書館は、地域館と中央館及び地域館相互間の図書館資料の円滑な流れを確保するために、必要な物流体制を整備する。

II 図書館サービス

15 図書館サービスの基本は、住民の求める資料や情報を提供することである。そのために、貸出、レファレンス・サービスを行うとともに、住民の資料や情報に対する要求を喚起する働きかけを行う。住民の図書館に寄せる期待や信頼は、要求に確実に応える日常活動の蓄積によって成り立つ。その基礎を築くのは貸出である。

16 図書館は、資料提供の機能の展開として、集会・行事を行うとともに、図書館機能の宣伝、普及をはかるための活動や、利用案内を行う。

席借りのみの自習は図書館の本質的機能ではない。自習席の設置は、むしろ図書館サービスの遂行を妨げることになる。

17 さまざまな生活条件を担っている地域住民がひとしく図書館を利用できるためには、その様態に応じてサービスの上で格別の工夫と配慮がなされなければならない。

18 乳幼児・児童・青少年の人間形成において、豊かな読書経験の重要性はいうまでもない。生涯にわたる図書館利用の基礎を形づくるためにも、乳幼児・児童・青少年に対する図書館サービスは重視されなければならない。

また、学校図書館との連携をすすめ、児童・生徒に対して利用案内を行うとともに、求めに応じて

学校における学習や読書を支援する。

- 19 高齢者の人口比や社会的役割が増大しているいま、高齢者へのサービスについては、その要望や必要に応じた資料、施設、設備、機材の整備充実に努める。さらに図書館利用の介助等、きめこまかなサービスの提供に努める。
- 20 障害者をはじめとして図書館の利用を疎外されてきた人びとに対して、種々の方途を講じて図書館を利用する権利を保障することは、図書館の当然の任務である。
- 21 被差別部落の住民への図書館サービスは、文化的諸活動や識字学級に対する援助などによってその範囲を広げる。
- 22 アイヌ等少数民族並びに在日朝鮮・韓国人その他の在日外国人にとって、それぞれの民族文化、伝統の継承、教育、その人びとが常用する言語による日常生活上の情報・資料の入手は重要である。図書館は、これらの人びとへの有効なサービスを行う。
- 23 開館日、開館時間は、地域住民が利用しやすい日時を設定する。

(貸 出)

- 24 貸出は、資料提供という図書館の本質的機能を最も素朴に実現したものであり、住民が図書館のはたらきを知り、図書館サービスを楽しむ最も基本的な活動である。したがって図書館は、すべての住民が個人貸出を受けられるように条件を整える。

そのために利用手続は簡単で、どのサービス・ポイントでも貸出・返却ができるようにする。貸出方式は、利用者の秘密が守られるものにする。一人に貸出す冊数は、各人が貸出期間内に読み得る範囲で借りられるようにする。

貸出には、資料案内と予約業務が不可欠のものとして含まれる。

- 25 図書館は、一人ひとりの利用者と適切な資料を結びつけるために資料案内を行う。その一環として、フロア・サービスが有効である。
- 26 図書館は、住民が求めるどんな資料でも提供する。そのためには、所蔵していない資料も含めて予約に対応できる体制を整える。
- 27 求めに応じて、読書グループや文庫などの団体や施設に対して貸出を行う。

(レファレンス・サービス)

- 28 図書館は、住民の日常生活上の疑問に答え、調査研究を援助するためにレファレンス・サービスを行う。
- 29 中央館や大きな地域館には、参考資料室を設ける。他のサービス・ポイントもレファレンス・サービスの窓口を開く。
- 30 レファレンス・サービスは、図書館システム全体で、また相互協力組織を通じてあたるほかに、類縁、専門機関と連携して行う。
- 31 資料に基づく援助のほか、レファレンス・サービスの制限事項とされることが多い医療・法律相談などや資料提供を越える情報サービスも、専門機関や専門家と連携することによって解決の手がかりを供することができる。

(複 写)

- 32 図書館は、資料提供の一環として複写サービスを行う。

(集会・行事)

- 33 資料提供の機関である図書館が、住民の自主的な学習活動を援助するために集会機能をもつことの意義は大きい。自由な談話の場、グループ活動の場と、学習を発展させるための設備、用具を提供す

る。

- 34 資料提供の機能の展開として、展示、講座、講演会その他の行事を行う。

(広 報)

- 35 図書館の役割を住民に周知するため、館報、広報等によって宣伝するとともに、マスコミ等を通じて住民の理解を深めるよう努める。

Ⅲ 図書館資料

- 36 図書、遂次刊行物、視聴覚資料、電子資料などは、人類の知識や想像力の成果を集積したものであり、人びとの生活に欠くことのできない情報伝達的手段である。図書館は、すべての住民の多様な資料要求に応えるため、これらの資料を幅広く、豊富に備える。

図書館は、住民が外部ネットワークの情報資源へ自由にアクセスできる環境を整備する。

- 37 資料構成は、有機的なつながりをもち、住民のニーズと地域社会の状況を反映したものでなければならない。とくに地域館では、児童用資料を豊富に備える必要がある。

- 38 資料は、図書館の責任において選択され、収集される。

図書館は、資料の収集を組織的、系統的に行うため、その拠りどころとなる収集方針及び選択基準を作成する。これらは、資料収集の面から図書館サービスのあり方を規定するものであり、教育委員会の承認を得ておくことが望ましい。

収集方針及び選択基準は、図書館のあり方について住民の理解を求め、資料構成への住民の参加と協力を得るために公開される。

- 39 住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するよう努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもつていようと、それを図書館が支持することを意味するものではない。

- 40 地域館では、住民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考図書、教養書、実用書、読み物など、その地域に適した図書を備える。また地域の事情に応じて外国語図書を収集する。

- 41 図書館は、住民の関心に沿って、幅広く多様な雑誌を選んで備える。また、地域の状況に応じて外国雑誌も備える。

- 42 図書館は、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、それぞれの地域の状況に応じて専門紙を備える。

- 43 図書館は、図書、雑誌、新聞のほか、CDや録音テープなどの音声資料、フィルムやビデオソフトなどの映像資料、CD-ROMなどの電子資料や写真、地図などを備える。また、視覚・聴覚障害者のために、点字図書、録音図書、大活字本、字幕付映像資料などの資料の収集にも努める。

- 44 それぞれの地域に関する資料や情報の収集・提供は、図書館が住民に対して負っている責務である。そのため図書館は、設置自治体の刊行物及びその地域に関連のある資料を網羅的に収集するほか、その地域にかかわりのある機関・団体等の刊行物の収集にも努める。また、その地方で刊行される一般の出版物についても収集に努める。

図書館が収集したそれぞれの地域に関する資料・情報については、より有効に活用できるよう、目録やデータベースの作成を行う。

- 45 住民の多様な資料及び情報の要求に応えるためには、公刊される資料の収集だけでは不十分である。図書館は、ファイル資料を編成したり写真資料、録音・録画資料を作成し、図書、小冊子などを出版する。あわせて、資料の電子化をすすめネットワークなどを通じて公開する。さらに、障害者のために、それぞれの必要な資料の製作に努める。

- 46 図書館は、すべての資料が利用者の求めに応じて迅速、的確に提供できるよう、統一的にその組織化を行う。
- 47 図書館は、住民がどのサービス・ポイントからでも、すべての所蔵資料を一元的に検索できるよう目録を整備する。目録は、常に最新の情報が提供できるよう維持されなければならない。
- 48 利用者が直接、自由に求める資料を手にすることができるよう、日常的に利用される資料を中心に、可能な限り多くの資料を開架にする。その排列にあたっては、利用者が資料をみつけやすく、利用しやすいような配慮が必要である。
- 49 図書館は、常に新鮮で適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。広域的に再利用が見込める資料については、県立図書館等への譲渡によって活用をはかる。

IV 相互協力

- 50 図書館は、住民の要求する資料を必ず提供するために、各市町村の図書館が相互に協力しあうことが必要である。
- 51 相互協力は、資料の相互貸借、複写、レファレンス業務などサービス面で協力するほかに、資料の分担収集、保存及び索引の作成なども共同で行うものである。ときには職員研修、採用試験などにも及ぼすことができる。
- 52 図書館はまた、同じ地域内の他館種の図書館や類縁機関、専門機関と連携して、住民の資料要求に応えるよう努める。

第3章 都道府県立図書館

I 役割と機能

- 53 都道府県立図書館（以下「県立図書館」という）は、市町村立図書館と同様に住民に直接サービスするとともに、市町村立図書館の求めに応じてそのサービスを支援する。
- 大多数の住民にとって、身近にあって利用しやすいのは市町村立図書館である。したがって県立図書館は市町村立図書館への援助を第一義的な機能と受けとめるべきである。
- 県立図書館であるということを理由に、全く個人貸出を行わないとか、児童サービスを実施しないということがあってはならない。
- 54 県立図書館が有する資料と機能は、多くの場合、市町村立図書館を通じて住民に提供される。
- 55 市町村立図書館を利用するか、直接に県立図書館を利用するかは、住民各自がそのときの事情に応じて選択することであって、住民がいずれの方法をとった場合にも、図書館は十全に対応すべきである。
- 56 県立図書館と市町村立図書館との関係は、前者が後者を指導するとか調整するという関係ではない。
- 57 県ないし県教育委員会が図書館振興のための施策を立案する際には、県立図書館は、県内図書館の現状に関する資料及び図書館振興に関する資料を提供し、県としての政策立案に協力する。
- 58 県立図書館は、県内公立図書館の協議機関に加わり、その活動を援助する。

II 市町村立図書館への援助

- 59 県立図書館は、市町村立図書館の求めに応じて、資料を貸出す。この場合、原則として要求された資料は、すべて貸出すべきである。

貸出期間は、市町村立図書館の貸出に支障がないように定める。貸出す冊数は無制限とすることが望ましい。

- 60 求められた資料を県立図書館が所蔵せず、しかも入手不可能な場合は、可能な範囲で所蔵館を調査し、請求館に通知する。
- 61 小図書館または創立時の図書館に対しては、一括して相当量の図書を貸出す。
- 62 市町村立図書館において調査不可能な参考質問を、県立図書館は調査し回答する。
- 63 県立図書館においても調査不可能な参考質問で、他館または類縁機関において回答可能と思われる場合は、その館・機関を紹介する。
- 64 市町村立図書館の児童サービスの発展のために、県立図書館は、選択のための児童書常設展示、児童サービスに関する情報の収集と伝達などの援助を行う。
- 65 県立図書館は、県域に関する書誌・索引あるいはデータベースを作成し、利用に供する。
- 66 市町村立図書館間の相互協力のために、市町村立図書館の求めに応じて、県立図書館はあらゆる援助を行う。
- 67 県立図書館は資料の提供、市町村立図書館間協力への援助、県内資料の収集、そうして市町村立図書館を知るために、定期的巡回車を運行する。
- 68 県立図書館は資料保存の責任を果たすため、市町村立図書館の求めに応じて、それらの館の蔵書の一部を譲り受けて、保存し、提供する。
- 69 県立図書館は、県の刊行物を市町村立図書館に配布する。
- 70 県内公立図書館職員の資質・能力向上のため、県立図書館は、研究資料、研修の場を提供し、可能なかぎり経費を負担する。
- 71 県立図書館は、求めに応じて図書館、読書、郷土研究、その他の全県的な団体の活動を援助する。

Ⅲ 図書館資料

- 72 県立図書館は、住民のあらゆる資料要求に応える責任と、市町村立図書館の活動を支える資料センターとしての役割を果たすため、図書、遂次刊行物、電子資料、マイクロ資料、視聴覚資料のほか、障害者用資料など、多様な資料を豊富に収集し、保存する。あわせて、住民や市町村立図書館が外部ネットワークの情報資源へ自由にアクセスできる環境を整備する。
- 73 県立図書館の資料は、児童用資料を含み、すべての主題分野を包括するとともに、それぞれの分野では有機的なつながりをもった構成でなければならない。
- 74 県立図書館は、資料の収集を組織的、系統的に行うため、収集方針及び選択基準を作成し、公開する。
- 75 県立図書館は、国内で出版される図書、とりわけ県内の出版物を網羅的に収集するほか、外国で発行される図書についても広く収集に努める。
- 76 県立図書館は、外国で発行のものも含め、あらゆる主題の雑誌を収集する。また、新聞についても、全国紙、地方紙、政党機関紙のほか、専門紙をできるかぎり幅広く収集するとともに、外国の新聞の収集にも努める。
これら遂次刊行物の保存については、県立図書館はとくに留意する必要がある。
- 77 県立図書館は、その県及び関係機関、団体の発行する資料の収集に責任をもつほか、市町村立図書館の協力を得て、各地の地域資料も収集する。
- 78 県立図書館は、地域の要求に応えるため、ファイル資料、写真資料、録音・録画資料を作成し、図

書、小冊子などを出版する。あわせて、資料の電子化をすすめネットワークなどを通じて公開する。さらに、障害者のために、それぞれの必要な資料の製作に努める。

79 日々の増加図書を含むすべての所蔵資料の検索を容易にして、その円滑な利用をはかるため、県立図書館は自館所蔵資料のデータベースを作成し、維持する。また、郷土資料目録など必要な総合目録の作成にも努める。

80 県立図書館は、所蔵資料の充実に努め、除籍は最小限にとどめる。

IV 相互協力

81 県立図書館は、市町村立図書館に充実して援助ができるように、近隣の県立図書館、及び各種図書館・類縁機関と常に連絡を保ち、協力する態勢をつくる。そのために、それらの機関の所蔵資料、保有情報の実態を把握し、協力を得られるよう努める。

82 県立図書館は、自館所蔵資料のデータベースを公開するとともに、県内の市町村立図書館や大学図書館等のデータベースとの横断的な検索も容易にできるようにする。

83 県立図書館は、関連する近隣地域の情報を提供できるように、近隣の県立図書館及び類縁機関と、それぞれの地域に関する資料及び書誌、索引を交換、収集する。

第4章 公立図書館の経営

I 公立図書館経営の理念

84 公立図書館の経営は、図書館計画に基づき職員、経費、施設の適切な措置の上で、継続的・安定的になされる必要がある。

運営においては、不断に計画・評価を組み込んで、地域住民の要求に応える体制を維持しなければならない。

II 職員

85 公立図書館の職員は、住民の知る自由を保障し、資料と人とを結びつける使命を自覚し、住民の資料に対する要求に応え、資料要求を拡大するために、最善の努力をほらう。

86 職員は、図書館運営に参画し、自由に意見を述べるよう努める。館長は、職員のさまざまな意見・発想をまとめ、館運営に生かすよう努めなければならない。

87 専門的な資質・能力をもった専門職員が中心となって運営することによって、図書館は住民の生活に不可欠な施設となることができる。

図書館を設置する自治体は、司書（司書補）を専門職種として制度化すべきである。

その内容は次のとおりである。

- (1) 司書（司書補）資格をもつ者を、公開公募の試験によって採用する。
- (2) 専門職員は、本人の希望または同意によるほかは、他職種へ異動されない。
- (3) 専門職員には、昇任の機会が適正に与えられる。

88 館長は、公立図書館の基本的任務を自覚し、住民へのサービスを身をもって示し、職員の意見をくみあげるとともに、職員を指導してその資質・能力・モラルの向上に努める。

このため、館長は専任の経験豊かな専門職でなければならない。

89 図書館の専門職員となろうとするものため、資格取得に多様な道が開かれていることが望ましい。

90 図書館職員としての能力を高めるため、すべての職員に研修の機会が与えられる。とくに専門職員は自ら学習に努め、基礎的教養と専門的技量を高める努力を怠ってはならない。

館長は研修・学習のための便宜をはからい、各専門団体の行う研究会等への職員の参加を奨励する。

91 夜間開館や祝日開館への住民の要求が強くなってきている。これに応えるためには、開館時間内のサービスに格差が生じないように、職員体制の整備が必要である。

Ⅲ 経 費

92 公立図書館の予算は、その果たすべき任務に比して、一般にあまりにも過少である。予算の拡大充実は住民の要求と支持、それを背景にした図書館の強い確信と実践によって達せられる。

93 公立図書館は、住民の納める税によって維持される。したがって図書館の予算は最大限に効果をあげるよう編成されるべきである。

94 過少な経費は、住民に失望感を与える図書館をつくり、結果として無駄となる。一定水準以上のサービスを維持するに足る経費を予算化することによって、住民に役立つ図書館となることができる。

95 委託などによって、予算額が縮小し、節約されたかのようにみえる場合がある。しかし現実にはサービスの遅れや質の低下が現れたりする例が多い。

予算の効率は、住民サービスの質と量を基準に測るべきであり、最終的には住民の評価がその適否を決定する。

Ⅳ 施 設

96 図書館建築には、図書館側の構想が反映されていなければならない。そのためには、住民の意向もとり入れた図書館建築計画書を設計者に提示することが不可欠である。

97 図書館は、単独施設であることが望ましい。立地条件・地理的事情や運営方法により複合施設となる場合は、図書館の理念及び運営方針を設計に反映させ、図書館施設としての機能を損なわないよう、また、独立して管理・運営ができるようにしなければならない。

98 図書館は住民の生活動線上にあり、立地条件のよいことが重要である。建物は明るく、親しみやすく、利用者が気軽に使える施設でなければならない。

99 館内は、利用者にとってわかりやすい構成であり、図書館員にとっても働きやすい施設でなければならない。また、館内全体にわたって障害者が利用できる施設にすべきである。

第5章 都道府県の図書館振興策

100 すべての市町村に、計画性に裏づけられた公立図書館サービスの実態をつくりだすことは、それぞれの自治体の責任であり、広域自治体である都道府県及び都道府県教育委員会（以下「県」という）は、すべての県民が十分な図書館サービスを享受できるよう、その振興をはかる責務を負っている。

101 県は、県下の図書館振興をはかる行政の所管を明確にし、施策にあたっては県立図書館との連絡を密にし、県図書館協会などの協力を得る。

102 県は、県下すべての市町村に図書館が設置され、そのサービスが一定の水準以上に達するよう助成する県としての図書館振興策を策定する。

振興策の策定にあたっては、県下の図書館専門職員、専門家、市町村関係者の協力を得るとともに、住民の意思を反映したものとなるよう努める。

103 県が策定する図書館振興策には、おおむね次のような内容が考えられる。

- (1) 市町村における図書館サービスの望ましい目標の設定。
- (2) 市町村に対する図書館施設（移動図書館を含む）整備補助制度の設定。その実施にあたっては、図書館法に基づく国の基準や県が独自に定める一定の要件を満たしていることを条件として、補助を行う。
- (3) 市町村立図書館の活動が一定の水準以上を達成できるための資料購入費補助制度の設定。
- (4) 市町村立図書館の活動の充実に役立つ設備・機器等の購入の助成。
- (5) 県下公立図書館職員の研修と交流の機会の設定とそれに要する経費助成。
- (6) 県民に対する図書館に関する情報・資料の提供。
- (7) 公立図書館未設置自治体に対する啓蒙、情報・資料の提供。
- (8) 市町村立図書館の活動を援助するための県立図書館の整備・充実。

104 県下の図書館振興のために県立図書館は、第3章第2節に掲げる援助を行うとともに、図書館についての情報・資料を県民、市町村及び市町村立図書館に提供する。

105 未設置自治体、とりわけ設置率が低位にとどまる町村に対して県立図書館は、図書館設置を促すような計画的働きかけを行う。未設置自治体の住民を対象とする補完的サービスを行う場合は、それが県の振興策の一環としての位置づけをもち、市町村独自の図書館サービスの始動による刺激となるようなものでなければならない。

106 県または県立図書館が、子ども文庫など県民の読書活動を助成する場合は、当該の市町村または市町村立図書館と連携して行う。

図書館システム整備のための数値基準

公立図書館の数値目標について、旧版までは一委員の試案というかたちで掲載してきた。この間、日本図書館協会では「図書館による町村ルネサンス Lプラン21」（日本図書館協会町村図書館活動推進委員会著2001）を公表し、そこで公立図書館の設置と運営に関する数値基準を提案した。これは「日本の図書館1999」をもとに、全国の市町村（政令指定都市及び特別区を除く）の公立図書館のうち、人口一人当たりの「資料貸出」点数の多い上位10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した上で提案されたものである。

そこで今回の改訂にあたっては、「Lプラン21」の数値基準を改訂するかたちで、「日本の図書館2003」によって新たに平均値を算出し、これをもとにした「数値基準」として提案することとする。

「目標値」としてではなく、達成すべき「基準値」としたのは、ここに掲げられた数値がそれぞれの人口段階の自治体において、すでに達成されたものであるからである。少なくとも図書館設置自治体のうち、10%の自治体にあっては住民がこの水準の図書館サービスを日常的に受けているのであり、住民にとって公立図書館サービスが原則的には選択不可能なサービスであることから、ここで提案する数値はそれぞれの自治体において早急に達成されるべきものであると考えている。

なお、ここに掲げた「数値基準」は「日本の図書館2003」に基づくものであり、今後は最新版の「日本の図書館」によって算出された数値を基準にするものとする。

●システムとしての図書館

ここで掲げている数値は自治体における図書館システム全体を対象としたものである。自治体の人口

規模や面積，人口密度等に応じて地域館や移動図書館を設置運営し，図書館システムとしての整備を進めていくことが必要である。

●**図書館の最低規模は，蔵書50,000冊**

図書館が本文書で掲げるような図書館として機能し得るためには，蔵書が5万冊，専任職員数3名が最低限の要件となる。このとき，図書館の規模としては800㎡が最低限必要となる。これは地域館を設置する場合においても最低限の要件である（末尾に添付の資料参照）。

[延床面積]

人口 6,900人	未満1,080㎡を最低とし，
人口18,100人	までは1人につき0.05㎡
46,300人	までは1人につき0.05㎡
152,200人	までは1人につき0.03㎡
379,800人	までは1人につき0.02㎡を加算する。

[蔵書冊数]

人口 6,900人	未満67,270冊を最低とし，
人口18,100人	までは1人につき3.6冊
46,300人	までは1人につき4.8冊
152,200人	までは1人につき3.9冊
379,800人	までは1人につき1.8冊を加算する。

[開架冊数]

人口 6,900人	未満48,906冊を最低とし，
人口18,100人	までは1人につき2.69冊
46,300人	までは1人につき2.51冊
152,200人	までは1人につき1.67冊
379,800人	までは1人につき1.68冊を加算する。

[資料費]

人口 6,900人	未満1,000万円を最低とし，
人口18,100人	までは1人につき796円
46,300人	までは1人につき442円
152,200人	までは1人につき466円
379,800人	までは1人につき229円を加算する。

[年間増加冊数]

人口 6,900人	未満5,574冊を最低とし，
人口18,100人	までは1人につき0.32冊
46,300人	までは1人につき0.30冊
152,200人	までは1人につき0.24冊
379,800人	までは1人につき0.17冊を加算する。

[職員数]

人口 6,900人	未満6人を最低とし，
人口18,100人	までは100人につき0.025人

46,300人	までは100人につき0.043人
152,200人	までは100人につき0.041人
379,800人	までは100人につき0.027人を加算する。

基準値の算出例

たとえば人口50,000人の自治体の場合、必要な延床面積の算出は、下記の計算により、3,161㎡となる。

$$1,080 + ((18,100 - 6,900) \times 0.05) + ((46,300 - 18,100) \times 0.05) + ((50,000 - 46,300) \times 0.03) = 1,080 + 560 + 1,410 + 111 = 3,161$$

4 ユネスコ公共図書館宣言 1994年 (UNESCO Public Library Manifesto 1994)

〔平成6年11月 採択〕
〔原文は英語〕

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意志決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国語、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスはいかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

- 1 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- 2 あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
- 3 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
- 4 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
- 5 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
- 6 あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうようにする。
- 7 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
- 8 口述による伝承を援助する。
- 9 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
- 10 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
- 11 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
- 12 あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

- * 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。
- * 図書館の全国的な調査および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。
- * 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

- * 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- * 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。
- * 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に來られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。
- * 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。

- * 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- * 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟（IFLA）の協力のもとに起草された。

V 基礎データ
(平成27年度社会教育調査より)

1 設置者別指定管理者別図書館数

区 分	全館数	計						全館数	都道府県						全館数	市（区）					
		うち指定管理者							うち指定管理者							うち指定管理者					
		地方公 共団体	地縁に よる団 体(自 治体・ 町内会 等)	一般社 団法人・一 般財団法 人・公益 社団法人 ・公益財 団法人	会社	NPO 法人	その他		地方公 共団体	地縁に よる団 体(自 治体・ 町内会 等)	一般社 団法人・一 般財団法 人・公益 社団法人 ・公益財 団法人	会社	NPO 法人	その他		地方公 共団体	地縁に よる団 体(自 治体・ 町内会 等)	一般社 団法人・一 般財団法 人・公益 社団法人 ・公益財 団法人	会社	NPO 法人	その他
全 国	3,331	—	8	55	381	40	32	59	—	—	—	4	—	1	2,637	—	7	40	350	25	25
北海道	149	—	—	4	5	3	—	1	—	—	—	—	—	—	72	—	—	—	4	2	—
青森	34	—	—	—	3	1	—	1	—	—	—	—	—	19	—	—	—	3	—	—	
岩手	47	—	—	—	1	2	—	1	—	—	—	1	—	33	—	—	—	—	—	—	
宮城	35	—	1	—	3	—	—	1	—	—	—	—	—	24	—	—	—	3	—	—	
秋田	47	—	—	4	3	—	—	2	—	—	—	—	—	40	—	—	4	3	—	—	
山形	38	—	—	2	1	4	—	1	—	—	—	—	—	26	—	—	2	1	1	—	
福島	67	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	48	—	—	—	1	—	—	
茨城	64	—	—	—	5	—	—	1	—	—	—	—	—	57	—	—	—	5	—	—	
栃木	53	—	—	—	26	—	10	2	—	—	—	—	—	39	—	—	—	19	—	10	
群馬	56	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	43	—	—	—	1	—	—	
埼玉県	167	—	—	—	31	1	—	2	—	—	—	—	—	143	—	—	—	27	—	—	
千葉県	143	—	—	—	14	—	—	3	—	—	—	—	—	133	—	—	—	14	—	—	
東京都	397	—	—	4	112	—	12	2	—	—	—	—	—	380	—	—	2	112	—	12	
神奈川県	83	—	—	—	7	—	—	2	—	—	—	—	—	72	—	—	—	7	—	—	
新潟県	78	—	1	1	14	2	—	1	—	—	—	—	—	73	—	1	—	14	2	—	
富山県	59	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	51	—	—	—	—	—	—	
石川県	43	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	30	—	—	—	1	—	—	
福井県	37	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—	—	
山梨県	55	—	—	—	2	1	—	1	—	—	1	—	—	40	—	—	—	1	—	—	
長野県	115	—	—	4	1	—	—	1	—	—	—	—	—	76	—	—	3	—	—	—	
岐阜県	77	—	5	3	12	—	2	1	—	—	—	—	—	61	—	5	2	11	—	2	
静岡県	98	—	—	—	16	1	—	1	—	—	—	—	—	85	—	—	—	15	1	—	
愛知県	98	—	—	—	10	2	2	1	—	—	—	—	1	87	—	—	—	8	2	—	
三重県	46	—	1	—	5	—	1	1	—	—	—	—	—	37	—	1	—	4	—	—	
滋賀県	50	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	41	—	—	—	—	—	—	
京都府	68	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	60	—	—	—	—	—	—	
大阪府	151	—	—	3	11	1	—	2	—	—	—	1	—	143	—	—	3	10	—	—	
兵庫県	107	—	—	1	20	1	—	1	—	—	—	—	—	93	—	—	1	19	1	—	
奈良県	33	—	—	—	3	—	—	1	—	—	—	—	—	18	—	—	—	3	—	—	
和歌山県	27	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	
鳥取県	31	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	
島根県	36	—	—	3	—	—	—	2	—	—	—	—	—	26	—	—	2	—	—	—	
岡山県	63	—	—	—	1	1	—	1	—	—	—	1	—	48	—	—	—	—	1	—	
広島県	87	—	—	13	14	—	—	1	—	—	—	—	—	73	—	—	13	14	—	—	
山口県	54	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	45	—	—	—	—	—	—	
徳島県	28	—	—	—	6	1	—	1	—	—	—	—	—	15	—	—	—	6	—	—	
香川県	29	—	—	1	3	—	—	1	—	—	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	
愛媛県	44	—	—	—	6	4	—	1	—	—	—	—	—	38	—	—	—	4	4	—	
高知県	40	—	—	—	—	4	—	1	—	—	—	—	—	23	—	—	—	—	1	—	
福岡県	118	—	—	7	21	1	—	1	—	—	—	—	—	87	—	—	4	19	1	—	
佐賀県	28	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	20	—	—	1	1	—	—	
長崎県	38	—	—	2	—	—	1	1	—	—	—	—	—	27	—	—	2	—	—	—	
熊本県	47	—	—	—	6	1	—	1	—	—	—	—	—	34	—	—	—	6	1	—	
大宮	33	—	—	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	29	—	—	—	1	1	—	
宮崎県	30	—	—	1	2	3	—	1	—	—	—	—	—	18	—	—	1	1	3	—	
鹿児島県	63	—	—	—	12	4	2	2	—	—	—	—	—	47	—	—	—	12	4	1	
沖縄県	40	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	24	—	—	—	—	—	—	

(注) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者として指定されている者をいう。

全館数	町						全館数	村						全館数	組合						一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本赤十字社	区 分
	うち指定管理者							うち指定管理者							うち指定管理者								
	地方公共 団体	地縁に よる団 体(自 治体・ 町内会 等)	一般社 団法人・ 一般財 団法人・ 公益社 団法人・ 公益財 団法人	会社	NPO 法人	その他		地方公共 団体	地縁に よる団 体(自 治体・ 町内会 等)	一般社 団法人・ 一般財 団法人・ 公益社 団法人・ 公益財 団法人	会社	NPO 法人	その他		地方公共 団体	地縁に よる団 体(自 治体・ 町内会 等)	一般社 団法人・ 一般財 団法人・ 公益社 団法人・ 公益財 団法人	会社	NPO 法人	その他			
561	-	1	13	26	13	6	51	-	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	全 国
75	-	-	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	北 海 道
13	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	森 手
12	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	城 田
10	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	宮 秋
4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	山 形
11	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	福 島
15	-	-	1	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	茨 城
5	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	木 馬
12	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	群 馬
10	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	山 梨
21	-	-	-	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	埼 玉
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	千 葉
7	-	-	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	京 都
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神 奈 川
2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新 潟
5	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	富 石
11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	山 川
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	井 野
11	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	山 梨
17	-	-	-	-	-	-	20	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	山 梨
15	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	岐 阜
11	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	静 岡
9	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	愛 知
8	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三 重
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	滋 賀
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	京 都
5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	大 阪
12	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	兵 庫
11	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	和 歌 山
13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	山 梨
21	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鳥 取
8	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	島 根
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	山 梨
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	岡 山
8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	山 梨
11	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	徳 島
6	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	香 川
5	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	愛 媛
13	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高 知
30	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	福 岡
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	佐 賀
10	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	長 崎
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	熊 本
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	大 分
11	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	宮 崎
14	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鹿 児 島
8	-	-	-	-	-	1	7	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	沖 縄

2 設置者別本館・分館別図書館数

区 分	本 館								分 館							
	計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	日本赤十字社	計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	日本赤十字社
全 国	1,909	54	1,280	501	51	-	23	-	1,422	5	1,357	60	-	-	-	-
北 海 道	109	1	37	70	-	-	1	-	40	-	35	5	-	-	-	-
青 森 県	24	1	9	13	1	-	-	-	10	-	10	-	-	-	-	-
岩 手 県	40	1	26	12	1	-	-	-	7	-	7	-	-	-	-	-
宮 城 県	27	1	17	9	-	-	-	-	8	-	7	1	-	-	-	-
秋 田 県	42	1	36	4	1	-	-	-	5	1	4	-	-	-	-	-
山 形 県	24	1	13	10	-	-	-	-	14	-	13	1	-	-	-	-
福 島 県	43	1	24	15	2	-	1	-	24	-	24	-	-	-	-	-
茨 城 県	50	1	43	5	1	-	-	-	14	-	14	-	-	-	-	-
栃 木 県	44	2	32	10	-	-	-	-	9	-	7	2	-	-	-	-
群 馬 県	31	1	18	10	1	-	1	-	25	-	25	-	-	-	-	-
埼 玉 県	91	2	70	18	1	-	-	-	76	-	73	3	-	-	-	-
千 葉 県	67	3	58	4	-	-	2	-	76	-	75	1	-	-	-	-
東 京 都	162	1	148	5	3	-	5	-	235	1	232	2	-	-	-	-
神 奈 川 県	54	2	44	7	-	-	1	-	29	-	28	1	-	-	-	-
新 潟 県	30	1	25	2	2	-	-	-	48	-	48	-	-	-	-	-
富 山 県	25	1	18	4	1	-	1	-	34	-	33	1	-	-	-	-
石 川 県	34	1	21	11	-	-	1	-	9	-	9	-	-	-	-	-
福 井 県	32	1	17	14	-	-	-	-	5	1	1	3	-	-	-	-
山 梨 県	36	1	27	5	3	-	-	-	19	-	13	6	-	-	-	-
長 野 県	69	1	30	17	20	-	1	-	46	-	46	-	-	-	-	-
岐 阜 県	35	1	21	13	-	-	-	-	42	-	40	2	-	-	-	-
静 岡 県	40	1	27	11	-	-	1	-	58	-	58	-	-	-	-	-
愛 知 県	52	1	41	9	1	-	-	-	46	-	46	-	-	-	-	-
三 重 県	36	1	27	8	-	-	-	-	10	-	10	-	-	-	-	-
滋 賀 県	43	1	34	7	-	-	1	-	7	-	7	-	-	-	-	-
京 都 府	26	1	20	5	-	-	-	-	42	-	40	2	-	-	-	-
大 阪 府	51	2	43	5	-	-	1	-	100	-	100	-	-	-	-	-
兵 庫 県	48	1	36	10	-	-	1	-	59	-	57	2	-	-	-	-
奈 良 県	28	1	13	11	1	-	2	-	5	-	5	-	-	-	-	-
和 歌 山 県	20	1	10	9	-	-	-	-	7	1	2	4	-	-	-	-
鳥 取 県	23	1	4	17	1	-	-	-	8	-	4	4	-	-	-	-
島 根 県	28	1	20	7	-	-	-	-	8	1	6	1	-	-	-	-
岡 山 県	37	1	25	11	-	-	-	-	26	-	23	3	-	-	-	-
広 島 県	28	1	16	10	-	-	1	-	59	-	57	2	-	-	-	-
山 口 県	27	1	18	8	-	-	-	-	27	-	27	-	-	-	-	-
徳 島 県	27	1	14	11	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
香 川 県	22	1	14	6	-	-	1	-	7	-	7	-	-	-	-	-
愛 媛 県	24	1	18	5	-	-	-	-	20	-	20	-	-	-	-	-
高 知 県	27	1	12	11	3	-	-	-	13	-	11	2	-	-	-	-
福 岡 県	62	1	37	24	-	-	-	-	56	-	50	6	-	-	-	-
佐 賀 県	17	1	10	6	-	-	-	-	11	-	10	1	-	-	-	-
長 崎 県	33	1	26	6	-	-	-	-	5	-	1	4	-	-	-	-
熊 本 県	35	1	22	12	-	-	-	-	12	-	12	-	-	-	-	-
大 分 県	21	1	17	2	-	-	1	-	12	-	12	-	-	-	-	-
宮 崎 県	21	1	9	11	-	-	-	-	9	-	9	-	-	-	-	-
鹿 児 島 県	36	2	21	13	-	-	-	-	27	-	26	1	-	-	-	-
沖 縄 県	28	1	12	8	7	-	-	-	12	-	12	-	-	-	-	-

3 市（区）町村立図書館の設置状況

区 分	市(区)町村数				図書館を設置する市(区)町村数				設 置 率(%)			
	計	市(区)	町	村	計	市(区)	町	村	計	市(区)	町	村
全 国	1,741	813	745	183	1,306	800	458	48	75.0	98.4	61.5	26.2
北海道	179	35	129	15	100	34	66	—	55.9	97.1	51.2	—
北青森	40	10	22	8	22	8	13	1	55.0	80.0	59.1	12.5
岩手	33	14	15	4	26	14	11	1	78.8	100.0	73.3	25.0
宮城	35	13	21	1	21	13	8	—	60.0	100.0	38.1	—
秋田	25	13	9	3	18	13	4	1	72.0	100.0	44.4	33.3
山形	35	13	19	3	22	13	9	—	62.9	100.0	47.4	—
福島	59	13	31	15	26	13	11	2	44.1	100.0	35.5	13.3
茨城	44	32	10	2	37	31	5	1	84.1	96.9	50.0	50.0
栃木	25	14	11	—	22	13	9	—	88.0	92.9	81.8	—
群馬	35	12	15	8	23	12	10	1	65.7	100.0	66.7	12.5
埼玉県	63	40	22	1	59	40	18	1	93.7	100.0	81.8	100.0
千葉県	54	37	16	1	39	35	4	—	72.2	94.6	25.0	—
東京都	62	49	5	8	57	49	5	3	91.9	100.0	100.0	37.5
神奈川県	33	19	13	1	26	19	7	—	78.8	100.0	53.8	—
新潟県	30	20	6	4	24	20	2	2	80.0	100.0	33.3	50.0
富山県	15	10	4	1	15	10	4	1	100.0	100.0	100.0	100.0
石川県	19	11	8	—	19	11	8	—	100.0	100.0	100.0	—
福井県	17	9	8	—	17	9	8	—	100.0	100.0	100.0	—
山梨県	27	13	8	6	21	13	5	3	77.8	100.0	62.5	50.0
長野県	77	19	23	35	53	19	15	19	68.8	100.0	65.2	54.3
岐阜県	42	21	19	2	34	21	13	—	81.0	100.0	68.4	—
静岡県	35	23	12	—	34	23	11	—	97.1	100.0	91.7	—
愛知県	54	38	14	2	48	38	9	1	88.9	100.0	64.3	50.0
三重県	29	14	15	—	21	14	7	—	72.4	100.0	46.7	—
滋賀県	19	13	6	—	19	13	6	—	100.0	100.0	100.0	—
京都府	26	15	10	1	20	15	5	—	76.9	100.0	50.0	—
大阪府	43	33	9	1	37	32	5	—	86.0	97.0	55.6	—
兵庫県	41	29	12	—	38	28	10	—	92.7	96.6	83.3	—
奈良県	39	12	15	12	24	12	11	1	61.5	100.0	73.3	8.3
和歌山県	30	9	20	1	18	9	9	—	60.0	100.0	45.0	—
鳥取県	19	4	14	1	18	4	14	—	94.7	100.0	100.0	—
島根県	19	8	10	1	14	8	6	—	73.7	100.0	60.0	—
岡山県	27	15	10	2	25	15	10	—	92.6	100.0	100.0	—
広島県	23	14	9	—	22	14	8	—	95.7	100.0	88.9	—
山口県	19	13	6	—	17	13	4	—	89.5	100.0	66.7	—
徳島県	24	8	15	1	19	8	10	1	79.2	100.0	66.7	100.0
香川県	17	8	9	—	13	8	5	—	76.5	100.0	55.6	—
愛媛県	20	11	9	—	16	11	5	—	80.0	100.0	55.6	—
高知県	34	11	17	6	24	11	10	3	70.6	100.0	58.8	50.0
福岡県	60	28	30	2	52	28	24	—	86.7	100.0	80.0	—
佐賀県	20	10	10	—	15	9	6	—	75.0	90.0	60.0	—
長崎県	21	13	8	—	19	13	6	—	90.5	100.0	75.0	—
熊本県	45	14	23	8	24	13	11	—	53.3	92.9	47.8	—
大分県	18	14	3	1	16	14	2	—	88.9	100.0	66.7	—
宮崎県	26	9	14	3	17	8	9	—	65.4	88.9	64.3	—
鹿児島県	43	19	20	4	30	18	12	—	69.8	94.7	60.0	—
沖縄県	41	11	11	19	25	11	8	6	61.0	100.0	72.7	31.6

(注) 設置率(%) = $\frac{\text{図書館を設置する市(区)町村数}}{\text{市(区)町村数}} \times 100$

4 図書館の職員数（全国）（4-1）

1. 計

区分	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・公 益財団法人	日本 赤十字社
図書館数	3,331	59	2,637	561	51	-	23	-
計	計	11,448	1,527	8,936	888	38	-	59
	専任							
	館長・分館長	1,143	47	973	109	5	-	9
	うち司書有資格者	381	4	336	38	-	-	3
	司書	5,410	843	4,053	461	20	-	33
	司書補	71	3	60	6	2	-	-
	その他の職員	4,824	634	3,850	312	11	-	17
	兼任							
	計	2,196	19	1,488	606	69	-	14
	館長・分館長	1,198	3	836	316	38	-	5
	うち司書有資格者	170	-	151	17	2	-	-
	司書	222	5	147	64	6	-	-
	司書補	10	-	9	1	-	-	-
	その他の職員	766	11	496	225	25	-	9
	非常勤							
	計	19,511	883	16,585	1,890	111	-	42
	館長・分館長	334	9	240	70	6	-	9
	うち司書有資格者	56	1	40	11	2	-	2
	司書	9,593	534	8,231	761	51	-	16
	司書補	272	1	220	49	2	-	-
その他の職員	9,312	339	7,894	1,010	52	-	17	
指定管理者								
計	6,673	103	6,086	451	33	-	...	
館長・分館長	435	-	382	51	2	-	...	
うち司書有資格者	259	-	245	14	-	-	...	
司書	3,790	37	3,524	217	12	-	...	
司書補	97	2	84	10	1	-	...	
その他の職員	2,351	64	2,096	173	18	-	...	
本館	計	9,417	1,491	6,972	857	38	-	59
	専任							
	館長	755	44	589	108	5	-	9
	うち司書有資格者	217	4	172	38	-	-	3
	司書	4,504	821	3,187	443	20	-	33
	司書補	55	3	44	6	2	-	-
	その他の職員	4,103	623	3,152	300	11	-	17
	兼任							
	計	1,257	16	615	543	69	-	14
	館長	630	1	307	279	38	-	5
	うち司書有資格者	46	-	30	14	2	-	-
	司書	155	5	87	57	6	-	-
	司書補	1	-	-	1	-	-	-
	その他の職員	471	10	221	206	25	-	9
	非常勤							
	計	13,712	871	10,910	1,778	111	-	42
	館長	234	9	146	64	6	-	9
	うち司書有資格者	43	1	27	11	2	-	2
	司書	6,870	531	5,545	727	51	-	16
	司書補	215	1	167	45	2	-	-
その他の職員	6,393	330	5,052	942	52	-	17	
指定管理者								
計	4,770	103	4,201	433	33	-	...	
館長	285	-	235	48	2	-	...	
うち司書有資格者	163	-	149	14	-	-	...	
司書	2,617	37	2,358	210	12	-	...	
司書補	69	2	57	9	1	-	...	
その他の職員	1,799	64	1,551	166	18	-	...	
分館	計	2,031	36	1,964	31	-	-	-
	専任							
	分館長	388	3	384	1	-	-	-
	うち司書有資格者	164	-	164	-	-	-	-
	司書	906	22	866	18	-	-	-
	司書補	16	-	16	-	-	-	-
	その他の職員	721	11	698	12	-	-	-
	兼任							
	計	939	3	873	63	-	-	-
	分館長	568	2	529	37	-	-	-
	うち司書有資格者	124	-	121	3	-	-	-
	司書	67	-	60	7	-	-	-
	司書補	9	-	9	-	-	-	-
	その他の職員	295	1	275	19	-	-	-
	非常勤							
	計	5,799	12	5,675	112	-	-	-
	分館長	100	-	94	6	-	-	-
	うち司書有資格者	13	-	13	-	-	-	-
	司書	2,723	3	2,686	34	-	-	-
	司書補	57	-	53	4	-	-	-
その他の職員	2,919	9	2,842	68	-	-	-	
指定管理者								
計	1,903	-	1,885	18	-	-	...	
分館長	150	-	147	3	-	-	...	
うち司書有資格者	96	-	96	-	-	-	...	
司書	1,173	-	1,166	7	-	-	...	
司書補	28	-	27	1	-	-	...	
その他の職員	552	-	545	7	-	-	...	

(注) 1. 「専任」とは、常勤の職員として発令されている者であり、「兼任」とは、当該図書館以外の常勤の職員で兼任発令されている者であり、「非常勤」とは、非常勤の職員として発令されている者である。
2. 「その他の職員」とは、事務職員、技術職員、労務職員等である。

図書館の職員数（全国）（４－２）

2. 男

区 分	計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・公 益財団法人	日本赤十字社	
図 書 館 数	3,331	59	2,637	561	51	—	23	—	
計	計	4,674	662	3,729	268	4	—	11	—
	専任	777	44	653	73	3	—	4	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	156	3	142	10	—	—	1	—
	司書	1,151	233	859	55	—	—	4	—
	司書補	21	1	19	1	—	—	—	—
	その他の職員	2,725	384	2,198	139	1	—	3	—
	兼任	1,555	7	1,047	441	54	—	6	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	999	2	679	279	35	—	4	—
	司書	74	—	64	8	2	—	—	—
	司書補	50	2	36	11	1	—	—	—
	その他の職員	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	506	3	332	151	18	—	2	—
	計	2,153	147	1,770	212	10	—	14	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	233	9	162	51	4	—	7	—
	司書	18	1	10	5	—	—	2	—
	司書補	592	51	493	44	1	—	3	—
	その他の職員	25	1	22	1	1	—	—	—
	指定管理者	1,303	86	1,093	116	4	—	4	—
	計	1,259	45	1,086	114	14	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	279	—	234	43	2	—
司書	126	—	116	10	—	—	
司書補	419	7	381	24	7	—	
その他の職員	19	—	18	—	1	—	
本 館	計	3,845	653	2,912	265	4	—	11	—
	専任	548	42	426	73	3	—	4	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	98	3	84	10	—	—	1	—
	司書	987	230	698	55	—	—	4	—
	司書補	17	1	15	1	—	—	—	—
	その他の職員	2,293	380	1,773	136	1	—	3	—
	兼任	887	5	423	399	54	—	6	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	542	1	255	247	35	—	4	—
	司書	20	—	10	8	2	—	—	—
	司書補	36	2	22	11	1	—	—	—
	その他の職員	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	309	2	146	141	18	—	2	—
	計	1,626	146	1,253	203	10	—	14	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	174	9	106	48	4	—	7	—
	司書	14	1	6	5	—	—	2	—
	司書補	446	51	348	43	1	—	3	—
	その他の職員	21	1	19	—	1	—	—	—
	指定管理者	985	85	780	112	4	—	4	—
	計	954	45	786	109	14	—
	館長・分館長 うち司書有資格者	198	—	156	40	2	—
司書	88	—	78	10	—	—	
司書補	300	7	262	24	7	—	
その他の職員	10	—	9	—	1	—	
分 館	計	829	9	817	3	—	—	—	—
	専任	229	2	227	—	—	—	—	—
	分館長 うち司書有資格者	58	—	58	—	—	—	—	—
	司書	164	3	161	—	—	—	—	—
	司書補	4	—	4	—	—	—	—	—
	その他の職員	432	4	425	3	—	—	—	—
	兼任	668	2	624	42	—	—	—	—
	分館長 うち司書有資格者	457	1	424	32	—	—	—	—
	司書	54	—	54	—	—	—	—	—
	司書補	14	—	14	—	—	—	—	—
	その他の職員	—	—	—	—	—	—	—	—
	非常勤	197	1	186	10	—	—	—	—
	計	527	1	517	9	—	—	—	—
	分館長 うち司書有資格者	59	—	56	3	—	—	—	—
	司書	4	—	4	—	—	—	—	—
	司書補	146	—	145	1	—	—	—	—
	その他の職員	4	—	3	1	—	—	—	—
	指定管理者	318	1	313	4	—	—	—	—
	計	305	—	300	5	—	—
	分館長 うち司書有資格者	81	—	78	3	—	—
司書	38	—	38	—	—	—	
司書補	119	—	119	—	—	—	
その他の職員	9	—	9	—	—	—	
その他の職員	96	—	94	2	—	—	

3. 女

区 分	計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・公 益財団法人	日本赤十字 社
図 書 館 数	3,331	59	2,637	561	51	-	23	-
計	計	6,774	865	5,207	620	34	48	-
	専任	366	3	320	36	2	5	-
	館長・分館長 うち司書有資格者	225	1	194	28	-	2	-
	司書	4,259	610	3,194	406	20	29	-
	司書補	50	2	41	5	2	-	-
	その他の職員	2,099	250	1,652	173	10	14	-
	兼任	641	12	441	165	15	8	-
	館長・分館長 うち司書有資格者	199	1	157	37	3	1	-
	司書	96	-	87	9	-	-	-
	司書補	172	3	111	53	5	-	-
	その他の職員	10	-	9	1	-	-	-
	その他の職員	260	8	164	74	7	7	-
	非常勤	17,358	736	14,815	1,678	101	28	-
	館長・分館長 うち司書有資格者	101	-	78	19	2	2	-
	司書	38	-	30	6	2	-	-
	司書補	9,001	483	7,738	717	50	13	-
	その他の職員	247	-	198	48	1	-	-
	その他の職員	8,009	253	6,801	894	48	13	-
	指定管理者	5,414	58	5,000	337	19
	館長・分館長 うち司書有資格者	156	-	148	8	-
司書	133	-	129	4	-	
司書補	3,371	30	3,143	193	5	
その他の職員	78	2	66	10	-	
その他の職員	1,809	26	1,643	126	14	
本 館	計	5,572	838	4,060	592	34	48	-
	専任	207	2	163	35	2	5	-
	館長・分館長 うち司書有資格者	119	1	88	28	-	2	-
	司書	3,517	591	2,489	388	20	29	-
	司書補	38	2	29	5	2	-	-
	その他の職員	1,810	243	1,379	164	10	14	-
	兼任	370	11	192	144	15	8	-
	館長・分館長 うち司書有資格者	88	-	52	32	3	1	-
	司書	26	-	20	6	-	-	-
	司書補	119	3	65	46	5	-	-
	その他の職員	1	-	-	1	-	-	-
	その他の職員	162	8	75	65	7	7	-
	非常勤	12,086	725	9,657	1,575	101	28	-
	館長・分館長 うち司書有資格者	60	-	40	16	2	2	-
	司書	29	-	21	6	2	-	-
	司書補	6,424	480	5,197	684	50	13	-
	その他の職員	194	-	148	45	1	-	-
	その他の職員	5,408	245	4,272	830	48	13	-
	指定管理者	3,816	58	3,415	324	19
	館長・分館長 うち司書有資格者	87	-	79	8	-
司書	75	-	71	4	-	
司書補	2,317	30	2,096	186	5	
その他の職員	59	2	48	9	-	
その他の職員	1,353	26	1,192	121	14	
分 館	計	1,202	27	1,147	28	-	-	-
	専任	159	1	157	1	-	-	-
	分館長 うち司書有資格者	106	-	106	-	-	-	-
	司書	742	19	705	18	-	-	-
	司書補	12	-	12	-	-	-	-
	その他の職員	289	7	273	9	-	-	-
	兼任	271	1	249	21	-	-	-
	分館長 うち司書有資格者	111	1	105	5	-	-	-
	司書	70	-	67	3	-	-	-
	司書補	53	-	46	7	-	-	-
	その他の職員	9	-	9	-	-	-	-
	その他の職員	98	-	89	9	-	-	-
	非常勤	5,272	11	5,158	103	-	-	-
	分館長 うち司書有資格者	41	-	38	3	-	-	-
	司書	9	-	9	-	-	-	-
	司書補	2,577	3	2,541	33	-	-	-
	その他の職員	53	-	50	3	-	-	-
	その他の職員	2,601	8	2,529	64	-	-	-
	指定管理者	1,598	-	1,585	13	-
	分館長 うち司書有資格者	69	-	69	-	-
司書	58	-	58	-	-	
司書補	1,054	-	1,047	7	-	
その他の職員	19	-	18	1	-	
その他の職員	456	-	451	5	-	

5 図書館の職員数（都道府県別）（5-1）

1. 計

区分	図書館数	専任					兼任					非常勤					指定管理者								
		計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員						
全国	3,331	11,448	1,143	381	5,410	71	4,824	2,196	1,198	170	222	10	766	19,511	334	56	9,593	272	9,312	6,673	435	259	3,790	97	2,351
北海道	149	442	47	13	182	3	210	166	80	8	11	-	75	591	4	-	288	7	292	182	10	4	94	1	77
青森	34	129	11	1	35	1	82	37	19	1	2	-	16	108	-	-	24	-	84	30	3	1	10	2	15
岩手	47	107	14	3	37	3	53	51	18	1	5	-	28	220	16	2	79	8	117	63	1	-	39	5	18
宮城	35	190	14	4	48	8	120	43	10	-	14	-	19	261	6	-	136	-	119	60	4	1	45	2	9
秋田	47	87	10	3	32	-	45	73	26	-	14	-	33	188	3	-	69	9	107	48	7	7	19	2	20
山形	38	88	6	1	21	-	61	36	15	-	1	-	20	115	7	-	50	1	57	60	6	2	32	-	22
福島	67	193	22	9	100	1	70	55	32	2	9	-	14	186	2	-	85	3	96	20	3	1	8	-	9
茨城	64	299	37	9	100	1	161	31	10	2	5	-	16	584	7	-	232	2	343	79	4	3	55	1	19
栃木	53	122	9	3	51	-	62	55	11	6	25	5	14	128	-	-	56	-	72	367	33	22	195	3	136
群馬	56	192	27	3	60	-	105	22	10	-	-	-	12	461	4	2	156	18	283	8	1	-	2	-	5
埼玉県	167	770	64	23	401	1	304	102	42	15	15	-	45	972	6	-	380	5	581	394	26	19	210	7	151
千葉県	143	699	57	18	340	4	298	81	68	4	2	-	11	1,263	3	-	331	9	920	188	14	10	116	2	56
東京都	397	1,676	147	54	564	16	949	145	103	34	1	-	41	3,057	5	2	1,471	54	1,527	2,660	112	82	1,431	43	1,074
神奈川県	83	669	58	17	367	3	241	25	11	3	2	-	12	963	10	5	432	11	510	76	4	2	55	2	15
新潟	78	197	14	6	119	-	64	60	36	16	3	-	21	338	5	1	191	3	139	140	17	3	70	-	53
富山	59	131	11	2	72	2	46	29	19	-	1	-	9	164	4	2	86	-	74	-	-	-	-	-	-
石川	43	161	12	3	75	-	74	43	22	4	3	-	18	216	8	-	104	-	104	5	1	-	2	-	2
福井	37	148	10	1	78	-	60	28	21	-	-	1	6	148	6	-	68	1	73	-	-	-	-	-	-
山梨	55	114	20	5	68	-	26	36	28	5	4	-	4	242	3	2	138	1	100	38	2	1	12	-	24
長野	115	190	25	5	83	2	80	95	50	9	9	-	36	581	38	2	257	11	275	14	1	-	7	-	6
岐阜	77	165	16	3	72	1	76	47	29	1	4	1	13	345	6	3	216	8	115	152	13	10	76	4	59
静岡県	98	367	45	9	151	3	168	56	29	2	3	-	24	663	7	1	352	7	297	162	17	16	93	1	51
愛知	98	501	45	17	234	4	218	63	35	7	9	-	19	1,116	4	-	390	17	705	242	13	6	134	3	92
三重	46	142	16	6	84	3	39	41	21	2	10	3	7	199	2	-	100	4	93	63	6	3	42	-	15
滋賀	50	195	23	13	145	-	27	34	14	5	15	-	5	245	7	1	198	10	30	-	-	-	-	-	-
京都	68	307	30	7	197	1	79	28	21	11	2	-	5	456	7	1	204	10	235	-	-	-	-	-	-
大阪	151	811	102	71	543	2	164	58	31	6	5	-	22	1,011	2	-	735	7	267	197	11	10	139	3	44
兵庫	107	302	38	11	152	1	111	29	19	-	5	-	5	457	8	1	296	3	150	351	20	13	255	3	73
奈良	33	136	18	11	73	1	44	23	11	3	5	-	7	223	1	-	160	-	62	32	3	1	24	-	5
和歌山	27	74	7	1	40	-	27	34	12	1	5	-	17	135	7	1	62	3	63	-	-	-	-	-	-
鳥取	31	78	10	5	52	-	16	19	10	2	2	-	7	150	10	3	99	5	36	-	-	-	-	-	-
島根	36	64	3	-	37	1	23	30	19	4	2	-	9	162	10	3	82	-	70	13	3	-	6	-	4
岡山	63	161	17	11	108	-	36	52	34	1	4	-	14	325	10	1	182	-	133	8	1	-	-	-	7
広島	87	133	23	7	56	-	54	40	26	-	4	-	10	330	11	-	207	1	111	179	19	6	125	1	34
山口	54	132	28	9	54	-	50	35	19	3	3	-	13	367	7	-	187	3	170	-	-	-	-	-	-
徳島	28	66	6	2	40	-	20	17	10	2	3	-	4	124	4	1	40	-	80	69	7	3	36	1	25
香川	29	69	10	2	23	-	36	10	8	1	-	-	2	155	10	4	92	-	53	22	3	2	12	-	7
愛媛	44	81	9	-	44	-	28	40	18	-	-	-	22	114	6	-	43	-	65	93	10	2	38	1	44
高知	40	73	6	2	40	-	27	36	24	3	-	-	12	142	7	-	57	1	77	25	4	-	7	-	14
福岡	118	296	19	4	160	2	115	48	31	-	6	-	11	608	32	6	401	-	175	314	26	12	228	6	54
佐賀	28	110	6	1	59	-	45	32	20	1	2	-	10	140	1	1	104	4	31	35	2	1	25	-	8
長崎	38	97	7	1	32	1	57	17	12	-	-	-	5	251	12	6	150	21	68	26	3	-	13	-	10
熊本	47	87	7	1	35	-	45	42	24	2	-	-	18	235	9	1	133	11	82	94	7	6	69	-	18
大宮	33	72	8	2	31	-	33	22	17	-	-	-	5	174	4	2	118	1	51	25	2	1	11	2	10
鹿嶋	30	74	6	1	28	2	38	26	16	1	1	-	9	163	2	-	101	7	53	37	4	3	15	-	18
児島	63	101	6	-	36	3	56	88	45	1	5	-	38	146	4	-	62	4	76	92	11	6	33	1	47
沖繩	40	150	17	1	51	1	81	16	12	1	1	-	3	289	7	2	189	2	91	10	1	-	7	1	1

図書館の職員数（都道府県別）（５－２）

2.男

区分	図書館数	専任					兼任					非常勤					指定管理者								
		計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員
全国	3,331	4,674	777	156	1,151	21	2,725	1,555	999	74	50	-	506	2,153	233	18	592	25	1,303	1,259	279	126	419	19	542
北海道	149	216	33	8	49	1	133	133	72	3	2	-	59	60	4	-	13	1	42	47	10	4	10	-	27
青森	34	69	9	-	4	-	56	31	19	1	-	-	12	13	-	-	3	-	10	6	2	-	1	-	3
岩手	47	44	8	-	8	2	26	41	16	1	2	-	23	41	14	2	4	-	23	9	1	-	7	-	1
宮城	35	73	11	2	8	1	53	16	7	-	1	-	8	29	6	-	5	-	18	10	2	-	4	2	2
秋田	47	38	7	1	8	-	23	44	19	-	5	-	20	14	2	-	2	1	9	12	7	7	2	-	3
山形	38	34	5	-	1	-	28	25	13	-	-	-	12	16	7	-	1	1	7	11	4	-	-	-	7
福島	67	58	15	3	10	-	33	37	26	-	3	-	8	22	1	-	3	-	18	1	1	-	-	-	-
茨城	64	146	30	5	21	1	94	22	8	-	-	-	14	86	7	-	15	-	64	17	4	3	7	-	6
栃木	53	49	6	-	5	-	38	12	5	1	3	-	4	13	-	-	4	-	9	63	21	11	18	1	23
群馬	56	92	21	1	15	-	56	16	10	-	-	-	6	43	3	1	7	-	33	3	1	-	-	-	2
埼玉県	167	355	43	14	133	1	178	74	36	11	4	-	34	89	3	-	26	-	60	66	20	13	21	3	22
千葉県	143	293	38	5	89	2	164	69	62	-	-	-	7	53	3	-	10	-	40	32	10	6	15	-	7
東京都	397	796	100	25	161	5	530	111	81	20	1	-	29	393	3	1	149	7	234	494	65	39	203	7	219
神奈川県	83	247	41	7	81	1	124	18	8	1	1	-	9	84	4	2	27	-	53	12	3	1	7	1	1
新潟	78	55	10	2	14	-	31	36	20	-	1	-	15	28	4	-	13	1	10	45	13	1	13	-	19
富山県	59	46	9	1	15	-	22	23	19	-	-	-	4	14	2	-	4	-	8	-	-	-	-	-	-
石川県	43	62	8	1	15	-	39	30	17	-	3	-	10	32	7	-	4	-	21	3	1	-	-	-	2
福井県	37	60	8	-	14	-	38	25	20	-	-	-	5	17	6	-	4	-	7	-	-	-	-	-	-
山梨県	55	29	8	2	4	-	17	26	23	-	-	-	3	22	1	1	3	-	18	14	2	1	4	-	8
長野県	115	73	20	2	7	-	46	66	49	9	-	-	17	61	18	-	18	-	25	3	1	-	-	-	2
岐阜県	77	64	12	-	12	-	40	33	23	-	-	-	10	37	2	-	14	1	20	18	4	2	5	-	9
静岡県	98	169	37	5	26	1	105	45	25	-	1	-	19	98	6	-	21	1	70	17	7	6	6	-	4
愛知県	98	242	38	13	61	-	143	50	33	7	3	-	14	129	2	-	23	2	102	51	12	5	11	-	28
三重県	46	40	8	2	14	1	17	30	20	2	8	-	2	23	2	-	8	1	12	18	6	3	5	-	7
滋賀県	50	64	16	7	31	-	17	20	11	2	5	-	4	34	7	1	17	1	9	-	-	-	-	-	-
京都府	68	88	21	2	17	1	49	15	10	2	1	-	4	61	7	1	10	-	44	-	-	-	-	-	-
大阪府	151	299	51	25	137	2	109	37	22	1	-	-	15	100	1	-	46	2	51	27	5	4	11	2	9
兵庫県	107	127	19	3	35	1	72	22	17	-	1	-	4	45	5	-	12	1	27	50	8	3	17	1	24
奈良県	33	45	8	4	14	-	23	14	9	1	1	-	4	19	1	-	13	-	5	5	1	-	1	-	3
和歌山県	27	33	6	-	9	-	18	19	10	-	-	-	9	26	7	1	7	-	12	-	-	-	-	-	-
鳥取県	31	29	5	1	15	-	9	8	7	-	-	-	1	24	6	-	1	1	16	-	-	-	-	-	-
島根県	36	16	2	-	7	1	6	21	15	4	-	-	6	10	7	1	1	-	2	4	3	-	-	-	1
岡山県	63	42	8	3	12	-	22	43	30	1	1	-	12	39	6	-	12	-	21	4	1	-	-	-	3
広島県	87	48	11	1	8	-	29	28	24	-	-	-	4	25	8	-	4	-	13	40	12	2	12	1	15
山口県	54	64	21	4	8	-	35	25	16	3	-	-	9	47	7	-	12	1	27	-	-	-	-	-	-
徳島県	28	22	4	-	6	-	12	8	7	-	-	-	1	14	3	-	3	-	8	14	4	2	5	-	5
香川県	29	20	7	1	6	-	7	10	8	1	-	-	2	16	7	1	1	-	8	6	2	2	1	-	3
愛媛県	44	35	9	-	8	-	18	29	18	-	-	-	11	20	5	-	3	-	12	26	8	-	3	-	15
高知県	40	29	4	-	8	-	17	25	17	-	-	-	8	10	2	-	2	-	6	7	3	-	1	-	3
福岡県	118	92	17	2	18	-	57	36	27	-	1	-	8	69	22	3	21	-	26	58	18	4	14	-	26
佐賀県	28	35	5	-	9	-	21	13	10	-	-	-	3	13	-	-	3	1	9	6	1	-	2	-	3
長崎県	38	35	5	1	3	-	27	16	11	-	-	-	5	19	5	-	4	-	10	5	3	-	-	-	2
熊本県	47	36	4	-	5	-	27	25	16	-	-	-	9	34	5	-	9	1	19	5	3	2	1	-	1
大宮	33	26	6	1	4	-	16	18	13	-	-	-	5	22	3	1	5	-	14	6	1	-	-	-	5
鹿嶋	30	36	5	1	7	-	24	20	16	1	-	-	4	20	2	-	2	-	16	11	3	2	2	-	6
鹿島	63	43	6	-	4	-	33	78	44	1	1	-	33	15	4	-	1	-	10	23	5	3	3	-	15
沖縄	40	60	12	1	5	-	43	12	10	1	1	-	1	54	6	2	22	1	25	10	1	-	7	1	1

3. 女

区分	図書館数	専任						兼任						非常勤						指定管理者					
		計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員	計	館長・分館長	うち司書有資格者	司書	司書補	その他の職員
全国	3,331	6,774	366	225	4,259	50	2,099	641	199	96	172	10	260	17,358	101	38	9,001	247	8,009	5,414	156	133	3,371	78	1,809
北海道	149	226	14	5	133	2	77	33	8	5	9	-	16	531	-	-	275	6	250	135	-	-	84	1	50
青森	34	60	2	1	31	1	26	6	-	-	2	-	4	95	-	-	21	-	74	24	1	1	9	2	12
岩手	47	63	6	3	29	1	27	10	2	-	3	-	5	179	2	-	75	8	94	54	-	-	32	5	17
宮城	35	117	3	2	40	7	67	27	3	-	13	-	11	232	-	-	131	-	101	50	2	1	41	-	7
秋田	47	49	3	2	24	-	22	29	7	-	9	-	13	174	1	-	67	8	98	36	-	-	17	2	17
山形	38	54	1	1	20	-	33	11	2	-	1	-	8	99	-	-	49	-	50	49	2	2	32	-	15
福島	67	135	7	6	90	1	37	18	6	2	6	-	6	164	1	-	82	3	78	19	2	1	8	-	9
茨城	64	153	7	4	79	-	67	9	2	2	5	-	2	498	-	-	217	2	279	62	-	-	48	1	13
栃木	53	73	3	3	46	-	24	43	6	5	22	5	10	115	-	-	52	-	63	304	12	11	177	2	113
群馬	56	100	6	2	45	-	49	6	-	-	-	-	6	418	1	1	149	18	250	5	-	-	2	-	3
埼玉県	167	415	21	9	268	-	126	28	6	4	11	-	11	883	3	-	354	5	521	328	6	6	189	4	129
千葉県	143	406	19	13	251	2	134	12	6	4	2	-	4	1,210	-	-	321	9	880	156	4	4	101	2	49
東京都	397	880	47	29	403	11	419	34	22	14	-	-	12	2,664	2	1	1,322	47	1,293	2,166	47	43	1,228	36	855
神奈川県	83	422	17	10	286	2	117	7	3	2	1	-	3	879	6	3	405	11	457	64	1	1	48	1	14
新潟	78	142	4	4	105	-	33	24	16	16	2	-	6	310	1	1	178	2	129	95	4	2	57	-	34
富山	59	85	2	1	57	2	24	6	-	-	1	-	5	150	2	2	82	-	66	-	-	-	-	-	-
石川	43	99	4	2	60	-	35	13	5	4	-	-	8	184	1	-	100	-	83	2	-	-	2	-	-
福井	37	88	2	1	64	-	22	3	1	-	-	1	1	131	-	-	64	1	66	-	-	-	-	-	-
山梨	55	85	12	3	64	-	9	10	5	5	4	-	1	220	2	1	135	1	82	24	-	-	8	-	16
長野	115	117	5	3	76	2	34	29	1	-	9	-	19	520	20	2	239	11	250	11	-	-	7	-	4
岐阜	77	101	4	3	60	1	36	14	6	1	4	1	3	308	4	3	202	7	95	134	9	8	71	4	50
静岡県	98	198	8	4	125	2	63	11	4	2	2	-	5	565	1	1	331	6	227	145	10	10	87	1	47
愛知県	98	259	7	4	173	4	75	13	2	-	6	-	5	987	2	-	367	15	603	191	1	1	123	3	64
三重	46	102	8	4	70	2	22	11	1	-	2	3	5	176	-	-	92	3	81	45	-	-	37	-	8
滋賀	50	131	7	6	114	-	10	14	3	3	10	-	1	211	-	-	181	9	21	-	-	-	-	-	-
京都	68	219	9	5	180	-	30	13	11	9	1	-	1	395	-	-	194	10	191	-	-	-	-	-	-
大阪	151	512	51	46	406	-	55	21	9	5	5	-	7	911	1	-	689	5	216	170	6	6	128	1	35
兵庫	107	175	19	8	117	-	39	7	2	-	4	-	1	412	3	1	284	2	123	301	12	10	238	2	49
奈良	33	91	10	7	59	1	21	9	2	2	4	-	3	204	-	-	147	-	57	27	2	1	23	-	2
和歌山	27	41	1	1	31	-	9	15	2	1	5	-	8	109	-	-	55	3	51	-	-	-	-	-	-
鳥取	31	49	5	4	37	-	7	11	3	2	2	-	6	126	4	3	98	4	20	-	-	-	-	-	-
島根	36	48	1	-	30	-	17	9	4	-	2	-	3	152	3	2	81	-	68	9	-	-	6	-	3
岡山	63	119	9	8	96	-	14	9	4	-	3	-	2	286	4	1	170	-	112	4	-	-	-	-	4
広島	87	85	12	6	48	-	25	12	2	-	4	-	6	305	3	-	203	1	98	139	7	4	113	-	19
山口	54	68	7	5	46	-	15	10	3	-	3	-	4	320	-	-	175	2	143	-	-	-	-	-	-
徳島	28	44	2	2	34	-	8	9	3	2	3	-	3	110	1	1	37	-	72	55	3	1	31	1	20
香川	29	49	3	1	17	-	29	-	-	-	-	-	-	139	3	3	91	-	45	16	1	-	11	-	4
愛媛	44	46	-	-	36	-	10	11	-	-	-	-	11	94	1	-	40	-	53	67	2	2	35	1	29
高知	40	44	2	2	32	-	10	11	7	3	-	-	4	132	5	-	55	1	71	18	1	-	6	-	11
福岡	118	204	2	2	142	2	58	12	4	-	5	-	3	539	10	3	380	-	149	256	8	8	214	6	28
佐賀	28	75	1	1	50	-	24	19	10	1	2	-	7	127	1	1	101	3	22	29	1	1	23	-	5
長崎	38	62	2	-	29	1	30	1	1	-	-	-	-	232	7	6	146	21	58	21	-	-	13	-	8
熊本	47	51	3	1	30	-	18	17	8	2	-	-	9	201	4	1	124	10	63	89	4	4	68	-	17
大分	33	46	2	1	27	-	17	4	4	-	-	-	-	152	1	1	113	1	37	19	1	1	11	2	5
宮崎	30	38	1	-	21	2	14	6	-	-	1	-	5	143	-	-	99	7	37	26	1	1	13	-	12
鹿児島	63	58	-	-	32	3	23	10	1	-	4	-	5	131	-	-	61	4	66	69	6	3	30	1	32
沖縄	40	90	5	-	46	1	38	4	2	-	-	-	2	235	1	-	167	1	66	-	-	-	-	-	-

6 専任図書館司書数及び司書補数別図書館数

1. 計

区分	司書								司書補							
	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字 社	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字 社
計	3,331	59	2,637	561	51	—	23	—	3,331	59	2,637	561	51	—	23	—
0人	1,802	2	1,459	295	35	—	11	—	3,271	56	2,587	556	49	—	23	—
1人	629	1	451	160	13	—	4	—	52	3	43	4	2	—	—	—
2人	304	5	238	55	2	—	4	—	6	—	5	1	—	—	—	—
3人	167	1	137	28	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—
4人	122	3	106	11	—	—	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—
5人	68	—	58	9	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6人～10人	156	11	141	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11人以上	83	36	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 本館

区分	司書								司書補							
	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字 社	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字 社
計	1,909	54	1,280	501	51	—	23	—	1,909	54	1,280	501	51	—	23	—
0人	807	1	513	247	35	—	11	—	1,862	51	1,243	496	49	—	23	—
1人	405	—	236	152	13	—	4	—	41	3	32	4	2	—	—	—
2人	215	5	152	52	2	—	4	—	5	—	4	1	—	—	—	—
3人	122	—	93	28	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4人	86	2	72	10	—	—	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—
5人	54	—	44	9	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6人～10人	140	11	125	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11人以上	80	35	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 分館

区分	司書								司書補							
	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字 社	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字 社
計	1,422	5	1,357	60	—	—	—	—	1,422	5	1,357	60	—	—	—	—
0人	995	1	946	48	—	—	—	—	1,409	5	1,344	60	—	—	—	—
1人	224	1	215	8	—	—	—	—	11	—	11	—	—	—	—	—
2人	89	—	86	3	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—
3人	45	1	44	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—
4人	36	1	34	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5人	14	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6人～10人	16	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11人以上	3	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

7 職員研修の実施（派遣）先別図書館数

（平成26年度間）（複数回答可）

区 分	平成26年度 開館数	実施 図書館数	実施(派遣)先								
			自館	本館 (分館のみ)	都道府県立 図書館	市(区)町村	都道府県	国	民間(企業 等)	社会教育に 関係する団 体	その他
全 国	3,313	2,906	1,161	838	2,285	1,123	394	288	341	287	446
北海道	149	122	33	28	82	63	16	12	12	15	21
青森	34	26	5	1	23	1	1	1	3	1	6
岩手	47	43	16	4	40	18	15	2	5	5	4
宮城	35	32	12	4	30	10	5	2	2	3	2
秋田	47	40	13	1	35	23	3	—	1	9	1
山形	38	34	17	4	22	10	13	—	1	1	6
福島	63	47	13	13	30	10	8	4	—	2	6
茨城	64	57	20	8	49	19	7	11	5	6	5
栃木	53	51	29	6	45	9	19	4	24	10	14
群馬	56	36	18	6	33	7	2	—	1	—	3
埼玉	167	133	58	17	101	45	24	24	36	13	14
千葉県	140	112	42	34	85	54	16	19	8	4	9
東京都	395	341	213	157	221	147	25	41	67	47	91
神奈川県	83	77	51	22	59	42	23	28	5	27	12
新潟	78	58	25	28	51	11	10	2	7	5	5
富山	59	57	6	25	35	16	3	2	—	—	10
石川	43	38	12	3	35	14	4	2	—	1	3
福井	37	36	11	1	34	7	5	3	—	6	2
山梨	55	48	19	10	39	15	18	10	3	2	5
長野	114	100	22	40	72	31	6	2	4	6	13
岐阜	77	69	17	25	45	21	14	5	2	3	9
静岡県	98	96	40	35	82	57	8	12	20	6	14
愛知県	97	82	32	24	65	31	6	4	12	3	10
三重	45	41	17	6	31	7	3	5	3	—	7
滋賀	50	48	35	6	46	29	7	6	—	5	7
京都	68	64	13	30	59	28	6	5	3	4	10
大阪	149	141	82	67	129	105	28	42	38	35	47
兵庫県	107	102	47	46	71	54	6	8	22	17	7
奈良	33	30	8	4	22	15	3	3	4	2	6
和歌山	27	17	4	—	11	5	4	—	1	1	4
鳥取	30	30	14	6	28	10	8	3	—	2	3
島根	35	33	9	4	29	15	1	—	1	1	3
岡山	63	58	12	16	49	28	6	2	1	2	6
広島	87	79	28	30	60	18	6	5	7	5	17
山口	53	43	11	10	35	17	4	1	2	2	1
徳島	28	25	10	—	19	8	5	2	2	2	2
香川県	29	27	8	2	25	7	3	3	3	5	4
愛媛	44	41	11	12	31	17	1	3	3	2	3
高知	40	36	5	9	30	5	11	—	2	4	3
福岡	118	110	48	40	98	36	10	4	6	4	27
佐賀	28	25	6	6	22	6	2	1	3	—	2
長崎	38	31	8	1	28	3	3	1	—	1	5
熊本	47	45	16	9	39	17	10	—	5	2	2
大分	33	33	11	8	26	4	3	2	1	3	4
宮崎	30	30	10	7	28	6	6	1	1	2	3
鹿児島	63	52	15	15	38	16	7	1	6	4	5
沖縄	39	30	9	8	18	6	—	—	9	7	3

8 開館年別建物の単独・複合別図書館数

区 分	計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人		日本 赤十字社
計	計	3,331	59	2,637	561	51	—	23	—
	明治時代	44	8	32	2	—	—	2	—
	大正時代	53	7	42	2	1	—	1	—
	昭和 元年～20年	63	8	48	6	—	—	1	—
	21年～25年	72	8	57	4	—	—	3	—
	26年～30年	99	7	76	14	1	—	1	—
	31年～35年	77	2	63	9	—	—	3	—
	36年～40年	75	2	64	9	—	—	—	—
	41年～45年	83	2	75	4	1	—	1	—
	46年～50年	187	2	154	27	—	—	4	—
	51年～55年	279	2	238	37	2	—	—	—
	56年～60年	372	—	308	55	6	—	3	—
	61年～平成2年	328	5	270	51	—	—	2	—
	平成 3年～7年	419	—	322	89	8	—	—	—
	8年～12年	393	2	274	104	11	—	2	—
	13年～17年	401	2	311	80	8	—	—	—
	18年～20年	155	1	126	25	3	—	—	—
	21年～23年	120	1	95	19	5	—	—	—
	24年～	111	—	82	24	5	—	—	—
	単独・ 複合の別	計	3,330	59	2,636	561	51	—	23
単 独		1,166	39	895	206	11	—	15	—
複 合		2,164	20	1,741	355	40	—	8	—
本 館	計	1,909	54	1,280	501	51	—	23	—
	明治時代	39	8	27	2	—	—	2	—
	大正時代	46	7	35	2	1	—	1	—
	昭和 元年～20年	57	8	42	6	—	—	1	—
	21年～25年	62	8	48	3	—	—	3	—
	26年～30年	84	6	63	13	1	—	1	—
	31年～35年	58	2	44	9	—	—	3	—
	36年～40年	45	2	34	9	—	—	—	—
	41年～45年	53	2	45	4	1	—	1	—
	46年～50年	96	2	68	22	—	—	4	—
	51年～55年	149	2	113	32	2	—	—	—
	56年～60年	213	—	151	53	6	—	3	—
	61年～平成2年	185	2	131	50	—	—	2	—
	平成 3年～7年	239	—	147	84	8	—	—	—
	8年～12年	232	2	126	91	11	—	2	—
	13年～17年	180	2	105	65	8	—	—	—
	18年～20年	63	—	39	21	3	—	—	—
	21年～23年	47	1	29	12	5	—	—	—
	24年～	61	—	33	23	5	—	—	—
	単独・ 複合の別	計	1,908	54	1,279	501	51	—	23
単 独		891	38	625	202	11	—	15	—
複 合		1,017	16	654	299	40	—	8	—
分 館	計	1,422	5	1,357	60	—	—	—	—
	明治時代	5	—	5	—	—	—	—	—
	大正時代	7	—	7	—	—	—	—	—
	昭和 元年～20年	6	—	6	—	—	—	—	—
	21年～25年	10	—	9	1	—	—	—	—
	26年～30年	15	1	13	1	—	—	—	—
	31年～35年	19	—	19	—	—	—	—	—
	36年～40年	30	—	30	—	—	—	—	—
	41年～45年	30	—	30	—	—	—	—	—
	46年～50年	91	—	86	5	—	—	—	—
	51年～55年	130	—	125	5	—	—	—	—
	56年～60年	159	—	157	2	—	—	—	—
	61年～平成2年	143	3	139	1	—	—	—	—
	平成 3年～7年	180	—	175	5	—	—	—	—
	8年～12年	161	—	148	13	—	—	—	—
	13年～17年	221	—	206	15	—	—	—	—
	18年～20年	92	1	87	4	—	—	—	—
	21年～23年	73	—	66	7	—	—	—	—
	24年～	50	—	49	1	—	—	—	—
	単独・ 複合の別	計	1,422	5	1,357	60	—	—	—
単 独		275	1	270	4	—	—	—	—
複 合		1,147	4	1,087	56	—	—	—	—

(注) 「単独・複合の別」は、建物面積(専用又は共用)を有しない図書館(1館)を除く。

9 建物面積別図書館数

区 分	計	うち共用部 分を有する 施設	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字社	
計	計	3,330	1,576	59	2,636	561	51	—	23	—
	165㎡未 満	182	42	—	160	16	5	—	1	—
	165㎡以上250㎡未満	109	36	—	89	16	2	—	2	—
	250㎡〃500㎡〃	361	150	—	276	66	12	—	7	—
	500㎡〃750㎡〃	377	157	—	298	67	7	—	5	—
	750㎡〃1,000㎡〃	322	150	1	252	61	5	—	3	—
	1,000㎡〃1,250㎡〃	312	149	—	244	61	5	—	2	—
	1,250㎡〃1,500㎡〃	219	98	—	166	52	1	—	—	—
	1,500㎡〃2,000㎡〃	383	178	—	295	85	3	—	—	—
	2,000㎡〃2,500㎡〃	250	125	1	210	36	1	—	2	—
2,500㎡〃3,000㎡〃	181	93	1	141	38	1	—	—	—	
3,000㎡以 上	634	398	56	505	63	9	—	1	—	
本 館	計	1,908	836	54	1,279	501	51	—	23	—
	165㎡未 満	29	9	—	16	7	5	—	1	—
	165㎡以上250㎡未満	30	9	—	14	12	2	—	2	—
	250㎡〃500㎡〃	129	52	—	56	54	12	—	7	—
	500㎡〃750㎡〃	156	57	—	84	60	7	—	5	—
	750㎡〃1,000㎡〃	164	62	—	103	53	5	—	3	—
	1,000㎡〃1,250㎡〃	173	75	—	109	57	5	—	2	—
	1,250㎡〃1,500㎡〃	138	56	—	90	47	1	—	—	—
	1,500㎡〃2,000㎡〃	268	110	—	181	84	3	—	—	—
	2,000㎡〃2,500㎡〃	176	69	1	140	32	1	—	2	—
2,500㎡〃3,000㎡〃	153	71	1	115	36	1	—	—	—	
3,000㎡以 上	492	266	52	371	59	9	—	1	—	
分 館	計	1,422	740	5	1,357	60	—	—	—	—
	165㎡未 満	153	33	—	144	9	—	—	—	—
	165㎡以上250㎡未満	79	27	—	75	4	—	—	—	—
	250㎡〃500㎡〃	232	98	—	220	12	—	—	—	—
	500㎡〃750㎡〃	221	100	—	214	7	—	—	—	—
	750㎡〃1,000㎡〃	158	88	1	149	8	—	—	—	—
	1,000㎡〃1,250㎡〃	139	74	—	135	4	—	—	—	—
	1,250㎡〃1,500㎡〃	81	42	—	76	5	—	—	—	—
	1,500㎡〃2,000㎡〃	115	68	—	114	1	—	—	—	—
	2,000㎡〃2,500㎡〃	74	56	—	70	4	—	—	—	—
2,500㎡〃3,000㎡〃	28	22	—	26	2	—	—	—	—	
3,000㎡以 上	142	132	4	134	4	—	—	—	—	

(注) 建物面積(専用又は共用)を有しない図書館(1館)を除く。

10 図書館の施設・設備の所有館数 (10-1)

区 分	図書館数	閲覧室 (開架式を含む)			書 庫			児 童 室			視 聴 覚 室			対面朗読室			
		計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	
(設置者別)																	
計	3,331	3,259	1,875	1,384	2,758	1,833	925	2,119	1,411	708	1,139	920	219	896	681	215	
都 道 府 県	59	58	54	4	59	54	5	48	45	3	30	29	1	33	31	2	
市 (区)	2,637	2,587	1,267	1,320	2,112	1,233	879	1,682	1,002	680	841	636	205	743	531	212	
町	561	545	485	60	521	480	41	355	330	25	252	239	13	114	113	1	
村	51	47	47	—	44	44	—	25	25	—	15	15	—	5	5	—	
組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一般社団法人・一般財団法人 公益社団法人・公益財団法人	23	22	22	—	22	22	—	9	9	—	1	1	—	1	1	—	
日 本 赤 十 字 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(都道府県別)																	
全 国	3,331	3,259	1,875	1,384	2,758	1,833	925	2,119	1,411	708	1,139	920	219	896	681	215	
北 海 道	149	146	108	38	136	106	30	108	85	23	94	77	17	22	19	3	
青 森 県	34	32	22	10	27	22	5	21	19	2	13	12	1	10	8	2	
岩 手 県	47	46	39	7	45	39	6	32	28	4	21	18	3	5	5	—	
宮 城 県	35	35	27	8	32	27	5	24	20	4	13	11	2	6	5	1	
秋 田 県	47	47	42	5	44	41	3	34	31	3	15	14	1	3	3	—	
山 形 県	38	37	23	14	34	23	11	21	14	7	12	12	—	7	6	1	
福 島 県	67	65	42	23	58	40	18	28	24	4	16	16	—	10	10	—	
茨 城 県	64	62	49	13	56	48	8	47	41	6	40	33	7	24	22	2	
栃 木 県	53	53	44	9	51	44	7	41	38	3	36	32	4	10	10	—	
群 馬 県	56	56	31	25	41	31	10	25	19	6	20	16	4	5	4	1	
埼 千 東 神 奈 川 新 潟	167	165	90	75	134	89	45	103	68	35	59	48	11	65	49	16	
玉 葉 京 川 湯	143	141	66	75	93	62	31	82	55	27	26	22	4	31	25	6	
397	378	159	219	302	145	157	260	122	138	73	62	11	160	88	72		
83	81	54	27	70	53	17	63	47	16	21	17	4	45	40	5		
78	78	30	48	59	28	31	50	25	25	20	13	7	12	9	3		
富 石 福 山 長	59	58	25	33	40	25	15	31	20	11	16	11	5	7	5	2	
山 川 井 梨 野	43	42	33	9	38	33	5	29	23	6	14	13	1	7	6	1	
37	35	30	5	37	32	5	25	22	3	20	17	3	10	9	1		
55	55	36	19	46	35	11	27	23	4	22	18	4	15	15	—		
115	113	67	46	76	66	10	53	45	8	31	30	1	16	16	—		
岐 静 愛 三 滋	77	77	35	42	59	34	25	58	29	29	37	20	17	14	13	1	
98	98	40	58	93	40	53	75	34	41	44	28	16	30	20	10		
98	97	51	46	92	52	40	80	47	33	48	37	11	46	25	21		
46	42	36	6	42	35	7	32	29	3	23	21	2	14	12	2		
50	50	43	7	49	42	7	33	27	6	27	26	1	19	17	2		
京 大 兵 奈 和	68	67	26	41	58	26	32	44	21	23	13	13	—	22	16	6	
151	149	50	99	112	51	61	72	29	43	29	18	11	61	29	32		
107	106	47	59	82	48	34	78	40	38	32	26	6	31	25	6		
33	33	28	5	33	28	5	28	24	4	11	11	—	16	16	—		
27	27	20	7	25	19	6	14	12	2	6	6	—	6	6	—		
鳥 島 岡 広 山	31	31	23	8	30	22	8	18	15	3	8	7	1	5	5	—	
36	35	28	7	24	22	2	19	16	3	6	5	1	6	6	—		
63	63	37	26	58	36	22	46	27	19	27	20	7	17	15	2		
87	86	28	58	78	28	50	42	19	23	31	17	14	17	11	6		
54	52	27	25	46	27	19	37	21	16	22	15	7	9	7	2		
徳 香 愛 高 福	28	26	25	1	27	26	1	15	14	1	13	12	1	7	7	—	
29	28	21	7	29	22	7	24	19	5	17	13	4	6	4	2		
44	39	21	18	39	24	15	25	17	8	19	14	5	6	5	1		
40	39	26	13	30	24	6	22	20	2	5	5	—	5	5	—		
118	117	61	56	101	60	41	73	41	32	41	28	13	31	28	3		
佐 長 熊 大 宮	28	28	17	11	23	16	7	17	14	3	7	7	—	7	5	2	
38	37	32	5	33	32	1	25	24	1	16	16	—	6	6	—		
47	43	31	12	44	32	12	28	22	6	14	12	2	6	6	—		
33	32	20	12	27	20	7	17	15	2	12	10	2	8	8	—		
30	29	21	8	24	17	7	27	19	8	16	12	4	12	12	—		
鹿 児 島 沖	63	63	36	27	48	36	12	39	28	11	19	15	4	7	6	1	
40	40	28	12	33	25	8	27	19	8	14	14	—	12	12	—		

調査研究室 ・会議室			託児室			拡大読書器 ・拡大鏡			外国人向け案内			バリアフリー関係設備			区 分
計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	バリアフリー関係設備のいづれかを所有する館数			
												計	本館	分館	
1,584	1,192	392	103	78	25	1,635	1,153	482	341	227	114	3,114	1,836	1,278	(設置者別) 計
56	53	3	1	1	—	55	52	3	22	21	1	59	54	5	都 道 府 県
1,221	845	376	86	61	25	1,295	824	471	289	177	112	2,472	1,253	1,219	市 (区)
279	266	13	15	15	—	271	263	8	26	25	1	528	474	54	町
17	17	—	1	1	—	12	12	—	3	3	—	42	42	—	村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	組
11	11	—	—	—	—	2	2	—	1	1	—	13	13	—	一般社団法人・一般財団法人 公益社団法人・公益財団法人
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	日 本 赤 十 字 社
1,584	1,192	392	103	78	25	1,635	1,153	482	341	227	114	3,114	1,836	1,278	(都道府県別) 全 国
72	60	12	7	7	—	80	65	15	9	9	—	144	104	40	北 海 道
18	15	3	—	—	—	13	13	—	1	1	—	33	23	10	青 森
23	20	3	3	2	1	22	21	1	5	4	1	44	39	5	岩 手
19	17	2	1	1	—	22	18	4	5	4	1	33	26	7	宮 城
27	26	1	—	—	—	23	21	2	2	2	—	45	41	4	秋 田
16	15	1	—	—	—	6	6	—	1	1	—	30	23	7	山 形
21	19	2	2	2	—	23	17	6	23	7	16	64	41	23	福 島
45	40	5	1	1	—	38	32	6	5	5	—	64	50	14	茨 城
42	37	5	4	4	—	25	21	4	5	5	—	53	44	9	栃 木
26	19	7	—	—	—	18	17	1	6	5	1	53	28	25	群 馬
87	60	27	4	2	2	85	60	25	16	12	4	164	91	73	埼 玉
47	40	7	3	3	—	88	47	41	12	11	1	105	65	40	千 葉
157	90	67	10	4	6	189	111	78	64	31	33	374	155	219	東 京
46	38	8	3	3	—	60	51	9	27	25	2	78	52	26	神 奈 川
30	21	9	4	2	2	29	16	13	5	2	3	69	28	41	新 潟
14	12	2	1	1	—	16	13	3	2	2	—	50	24	26	富 山
22	20	2	—	—	—	30	26	4	4	4	—	39	32	7	石 川
29	26	3	3	3	—	14	13	1	—	—	—	36	31	5	福 井
21	16	5	1	1	—	21	18	3	5	4	1	51	35	16	山 梨
46	39	7	4	4	—	28	26	2	9	7	2	106	66	40	山 梨
36	28	8	2	2	—	35	23	12	10	5	5	73	35	38	岐 阜
58	29	29	3	2	1	57	28	29	13	6	7	94	37	57	静 岡
68	40	28	3	2	1	66	45	21	10	8	2	96	51	45	愛 知
21	18	3	2	2	—	23	20	3	7	6	1	45	36	9	三 重
36	33	3	4	4	—	30	26	4	3	3	—	49	42	7	滋 賀
22	18	4	1	1	—	35	21	14	5	3	2	64	26	38	京 都
86	40	46	5	1	4	100	38	62	22	10	12	146	50	96	大 阪
42	34	8	1	—	1	67	42	25	18	6	12	105	48	57	兵 庫
17	16	1	2	—	2	25	21	4	3	3	—	31	26	5	和 歌 山
8	7	1	1	1	—	19	16	3	—	—	—	24	18	6	和 歌 山
13	10	3	1	1	—	16	14	2	5	4	1	30	22	8	鳥 取
14	12	2	1	1	—	13	12	1	1	1	—	32	27	5	島 根
26	16	10	4	4	—	26	17	9	2	2	—	62	37	25	岡 山
35	19	16	1	1	—	47	19	28	4	3	1	83	27	56	広 島
24	16	8	4	2	2	27	16	11	3	3	—	50	24	26	山 口
18	17	1	—	—	—	14	13	1	4	4	—	26	25	1	徳 島
19	13	6	2	1	1	18	13	5	—	—	—	27	20	7	香 川
25	18	7	1	1	—	19	14	5	1	1	—	37	24	13	愛 媛
16	14	2	—	—	—	17	14	3	—	—	—	36	23	13	高 知
62	46	16	6	4	2	51	43	8	7	6	1	113	61	52	福 岡
13	11	2	—	—	—	10	9	1	1	1	—	28	17	11	佐 賀
23	22	1	2	2	—	14	14	—	1	1	—	36	31	5	長 崎
16	15	1	1	1	—	14	10	4	1	1	—	44	33	11	熊 本
14	13	1	1	1	—	13	10	3	5	3	2	33	21	12	大 分
20	19	1	1	1	—	12	10	2	1	1	—	27	20	7	宮 崎
28	23	5	2	2	—	25	21	4	7	4	3	56	34	22	鹿 児 島
16	15	1	1	1	—	12	12	—	1	1	—	32	23	9	沖 縄

図書館の施設・設備の所有館数（10-2）

区 分		バリアフリー関係設備																	
		スロープ			障害者用トイレ			エレベーター			簡易昇降機			点字による案内			障害者用駐車場		
		計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館	計	本館	分館
(設置者別)																			
計		2,027	1,199	828	2,828	1,706	1,122	1,871	1,166	705	214	147	67	1,041	641	400	2,455	1,472	983
都 道 府 県		44	41	3	57	53	4	56	51	5	11	10	1	40	37	3	55	50	5
市 (区)		1,583	801	782	2,249	1,176	1,073	1,553	876	677	168	105	63	889	498	391	1,971	1,028	943
町		367	324	43	475	430	45	232	209	23	30	27	3	105	99	6	395	360	35
村		27	27	—	36	36	—	21	21	—	4	4	—	6	6	—	29	29	—
組		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般社団法人・一般財団法人		6	6	—	11	11	—	9	9	—	1	1	—	1	1	—	5	5	—
公益社団法人・公益財団法人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本 赤 十 字 社		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(都道府県別)																			
全 国		2,027	1,199	828	2,828	1,706	1,122	1,871	1,166	705	214	147	67	1,041	641	400	2,455	1,472	983
北海道		109	78	31	127	92	35	57	43	14	9	6	3	26	15	11	94	64	30
青森		20	14	6	29	21	8	11	8	3	2	2	—	2	2	—	20	16	4
岩手		34	32	2	41	36	5	21	20	1	5	4	1	8	8	—	37	33	4
宮城		21	17	4	33	26	7	19	14	5	2	2	—	10	8	2	26	21	5
秋田		30	28	2	39	35	4	21	19	2	2	2	—	4	4	—	31	28	3
山形		15	13	2	26	21	5	17	16	1	2	2	—	7	7	—	28	21	7
福島		54	33	21	60	37	23	26	22	4	3	3	—	27	9	18	51	30	21
茨城		45	38	7	61	47	14	40	31	9	5	4	1	20	20	—	56	43	13
栃木		39	33	6	50	42	8	27	22	5	3	3	—	10	10	—	48	39	9
群馬		37	18	19	38	28	10	23	19	4	3	1	2	12	9	3	48	25	23
埼玉県		101	50	51	156	89	67	123	70	53	13	10	3	71	39	32	141	82	59
千葉県		76	45	31	92	57	35	75	47	28	14	9	5	41	26	15	83	48	35
東京都		212	83	129	336	142	194	266	125	141	31	13	18	147	69	78	238	102	136
神奈川県		38	26	12	73	50	23	64	47	17	5	3	2	44	37	7	66	44	22
新潟		54	20	34	61	25	36	44	22	22	2	2	—	14	8	6	58	23	35
富山		37	15	22	38	20	18	24	18	6	4	3	1	11	6	5	30	18	12
石川		25	21	4	36	29	7	32	26	6	2	2	—	20	17	3	34	29	5
福井		27	24	3	35	30	5	21	19	2	4	3	1	10	9	1	25	23	2
山梨		38	28	10	44	33	11	23	18	5	2	—	2	14	13	1	41	31	10
長野		75	39	36	95	60	35	54	39	15	3	2	1	21	16	5	94	57	37
岐阜		52	24	28	68	35	33	42	23	19	5	3	2	27	18	9	65	33	32
静岡県		50	23	27	86	37	49	55	30	25	8	5	3	36	17	19	81	33	48
愛知県		62	33	29	90	49	41	75	46	29	8	4	4	39	21	18	90	50	40
三重		27	20	7	44	35	9	25	22	3	4	2	2	12	9	3	40	32	8
滋賀		32	27	5	48	41	7	23	19	4	1	1	—	23	19	4	45	38	7
京都府		37	14	23	58	26	32	42	20	22	—	—	—	41	20	21	53	22	31
大阪府		83	27	56	143	49	94	121	47	74	8	3	5	94	35	59	113	43	70
兵庫県		68	36	32	102	47	55	70	31	39	9	8	1	36	22	14	83	39	44
奈良		21	17	4	31	26	5	25	20	5	3	3	—	16	11	5	30	25	5
和歌山		16	12	4	22	16	6	17	13	4	1	—	1	10	7	3	19	14	5
鳥取		27	19	8	30	22	8	13	10	3	4	4	—	6	6	—	25	19	6
島根		23	20	3	28	24	4	15	12	3	2	2	—	5	4	1	28	23	5
岡山		41	23	18	50	29	21	27	18	9	5	5	—	15	10	5	47	29	18
広島		48	15	33	80	27	53	51	18	33	5	2	3	36	13	23	72	21	51
山口		21	12	9	42	21	21	22	13	9	3	3	—	11	9	2	41	19	22
徳島		20	19	1	24	23	1	8	8	—	1	1	—	6	6	—	16	15	1
香川県		24	19	5	23	18	5	14	9	5	4	4	—	4	3	1	23	17	6
愛媛		23	15	8	32	23	9	29	20	9	6	4	2	14	11	3	27	21	6
高松		30	20	10	29	18	11	18	9	9	1	1	—	5	4	1	19	10	9
福岡		65	39	26	104	59	45	67	40	27	8	6	2	34	23	11	99	53	46
佐賀		23	14	9	25	16	9	12	8	4	—	—	—	6	4	2	22	13	9
長崎		20	15	5	30	27	3	19	17	2	2	2	—	8	8	—	23	22	1
熊本		29	20	9	39	29	10	22	17	5	3	3	—	8	6	2	37	28	9
大宮		19	11	8	30	19	11	18	12	6	2	2	—	8	6	2	27	17	10
分館		16	12	4	26	19	7	10	9	1	—	—	—	6	5	1	20	15	5
鹿 児 島		44	24	20	46	30	16	18	13	5	2	1	1	6	3	3	38	25	13
沖 縄		19	14	5	28	21	7	25	17	8	3	2	1	10	9	1	23	19	4

11 図書館の自動車文庫の台数

区 分	図書館数	保有館数	保 有 台 数								
			計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字社	
全 国	3,331	486	566	3	450	109	3	—	—	1	—
北 海 道	149	55	56	—	22	34	—	—	—	—	—
青 森 県	34	6	6	—	4	2	—	—	—	—	—
岩 手 県	47	33	63	—	53	10	—	—	—	—	—
宮 城 県	35	11	14	—	12	2	—	—	—	—	—
秋 田 県	47	3	3	—	3	—	—	—	—	—	—
山 形 県	38	9	9	—	7	2	—	—	—	—	—
福 島 県	67	12	12	1	8	3	—	—	—	—	—
茨 城 県	64	3	4	—	4	—	—	—	—	—	—
栃 木 県	53	6	6	—	3	3	—	—	—	—	—
群 馬 県	56	4	4	—	3	1	—	—	—	—	—
埼 玉 県	167	13	14	—	11	3	—	—	—	—	—
千 葉 県	143	11	11	—	11	—	—	—	—	—	—
東 京 都	397	8	9	—	7	1	1	—	—	—	—
神 奈 川 県	83	10	10	—	9	1	—	—	—	—	—
新 潟 県	78	6	8	—	7	1	—	—	—	—	—
富 山 県	59	5	7	—	6	1	—	—	—	—	—
石 川 県	43	9	9	—	7	2	—	—	—	—	—
福 井 県	37	2	2	—	2	—	—	—	—	—	—
山 梨 県	55	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—
山 崎 野 郎	115	17	21	—	11	8	2	—	—	—	—
岐 阜 県	77	3	3	—	3	—	—	—	—	—	—
静 岡 県	98	16	19	—	19	—	—	—	—	—	—
愛 知 県	98	5	6	—	6	—	—	—	—	—	—
三 重 県	46	2	3	—	3	—	—	—	—	—	—
滋 賀 県	50	11	11	—	10	1	—	—	—	—	—
京 都 府	68	7	8	—	7	1	—	—	—	—	—
大 阪 府	151	23	25	—	25	—	—	—	—	—	—
兵 庫 県	107	10	10	—	8	2	—	—	—	—	—
奈 良 県	33	5	6	—	5	—	—	—	—	1	—
和 歌 山 県	27	6	8	—	6	2	—	—	—	—	—
鳥 取 県	31	11	13	—	6	7	—	—	—	—	—
島 根 県	36	2	2	—	2	—	—	—	—	—	—
岡 山 県	63	13	17	—	17	—	—	—	—	—	—
広 島 県	87	13	14	—	13	1	—	—	—	—	—
山 口 県	54	13	15	—	13	2	—	—	—	—	—
徳 島 県	28	5	5	—	4	1	—	—	—	—	—
香 川 県	29	4	6	—	6	—	—	—	—	—	—
愛 媛 県	44	8	11	—	10	1	—	—	—	—	—
高 知 県	40	5	6	1	4	1	—	—	—	—	—
福 岡 県	118	17	18	—	16	2	—	—	—	—	—
佐 賀 県	28	4	4	—	4	—	—	—	—	—	—
長 崎 県	38	9	9	—	6	3	—	—	—	—	—
熊 本 県	47	18	19	—	16	3	—	—	—	—	—
大 分 県	33	10	12	—	12	—	—	—	—	—	—
宮 崎 県	30	9	9	1	8	—	—	—	—	—	—
鹿 児 島 県	63	23	28	—	22	6	—	—	—	—	—
沖 縄 県	40	10	10	—	8	2	—	—	—	—	—

12 図書館におけるコンピュータ導入状況（12-1）

1. 用途別

区 分	計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・	日本		
							一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	赤十字社		
図 書 館 数	3,331	59	2,637	561	51	-	23	-		
計	所 有 館 数	3,262	59	2,599	546	40	-	18	-	
	用途別 (複数回答可)	資料検索(業務)	3,225	59	2,575	537	38	-	16	-
		オンライン閲覧目録(OPAC)	2,958	56	2,444	425	27	-	6	-
		館外からの検索	3,000	58	2,467	450	20	-	5	-
		貸出予約	2,657	54	2,274	312	17	-	-	-
		外部データベース	1,302	54	1,040	195	10	-	3	-
		そ の 他	588	27	499	50	7	-	5	-
	オンライン	有	2,198	46	1,735	393	22	-	2	-
		無	1	-	1	-	-	-	-	-
	他の図書館と のオンライン 化の状況 (複数回答可)	県立図書館	1,694	20	1,292	361	19	-	2	-
市(区)町村立図書館		1,630	43	1,328	247	12	-	-	-	
そ の 他		454	24	357	69	4	-	-	-	
本 館	所 有 館 数	1,868	54	1,269	487	40	-	18	-	
	用途別 (複数回答可)	資料検索(業務)	1,855	54	1,268	479	38	-	16	-
		オンライン閲覧目録(OPAC)	1,682	52	1,216	381	27	-	6	-
		館外からの検索	1,703	54	1,225	399	20	-	5	-
		貸出予約	1,419	51	1,073	278	17	-	-	-
		外部データベース	878	52	636	177	10	-	3	-
		そ の 他	323	25	240	46	7	-	5	-
	オンライン	有	1,364	45	941	354	22	-	2	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-
	他の図書館と のオンライン 化の状況 (複数回答可)	県立図書館	1,092	19	727	325	19	-	2	-
市(区)町村立図書館		951	43	678	218	12	-	-	-	
そ の 他		278	24	188	62	4	-	-	-	
分 館	所 有 館 数	1,394	5	1,330	59	-	-	-	-	
	用途別 (複数回答可)	資料検索(業務)	1,370	5	1,307	58	-	-	-	-
		オンライン閲覧目録(OPAC)	1,276	4	1,228	44	-	-	-	-
		館外からの検索	1,297	4	1,242	51	-	-	-	-
		貸出予約	1,238	3	1,201	34	-	-	-	-
		外部データベース	424	2	404	18	-	-	-	-
		そ の 他	265	2	259	4	-	-	-	-
	オンライン	有	834	1	794	39	-	-	-	-
		無	1	-	1	-	-	-	-	-
	他の図書館と のオンライン 化の状況 (複数回答可)	県立図書館	602	1	565	36	-	-	-	-
市(区)町村立図書館		679	-	650	29	-	-	-	-	
そ の 他		176	-	169	7	-	-	-	-	

図書館におけるコンピュータ導入状況（12-2）

2. 設置館数及び台数

区分	図書館数	計								本			
		① コンピュータの設置		② ①のうち利用者が利用できるコンピュータの設置		③ ②のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置		④ ③のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置		① コンピュータの設置		② ①のうち利用者が利用できるコンピュータの設置	
		館数	台数	館数	台数	館数	台数	館数	台数	館数	台数	館数	台数
(設置者別)計	3,331	3,262	44,839	3,039	15,880	2,288	7,330	2,127	6,580	1,868	33,841	1,777	11,804
都道府県	59	59	3,919	57	1,442	55	693	49	540	54	3,853	53	1,416
市(区)	2,637	2,599	36,431	2,451	12,818	1,840	5,705	1,740	5,239	1,269	25,720	1,239	8,864
町村	561	546	4,113	488	1,492	363	847	315	732	487	3,892	442	1,396
組合	51	40	277	35	117	28	83	23	69	40	277	35	117
一般社団法人・一般財団法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公益社団法人・公益財団法人	23	18	99	8	11	2	2	—	—	18	99	8	11
日本赤十字社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(都道府県別)全	3,331	3,262	44,839	3,039	15,880	2,288	7,330	2,127	6,580	1,868	33,841	1,777	11,804
北海道	149	146	1,672	137	532	87	263	74	234	107	1,386	101	459
青森	34	33	405	25	122	22	61	21	49	23	375	20	109
岩手	47	46	570	43	181	37	104	35	98	39	508	36	161
宮城	35	35	687	28	185	23	63	19	44	27	531	22	143
秋田	47	46	426	44	151	38	89	35	84	41	407	40	144
山形	38	37	300	36	103	25	52	22	49	24	264	24	87
福島	67	59	582	43	197	34	120	30	114	40	545	37	190
茨城	64	64	1,123	63	438	60	249	59	237	50	982	49	375
栃木	53	53	721	52	209	49	106	47	96	44	669	43	192
群馬	56	56	727	54	206	29	74	28	72	31	557	29	169
埼玉県	167	161	2,893	157	1,005	121	325	116	314	89	2,192	86	733
千葉県	143	141	1,979	137	677	57	245	53	224	66	1,492	63	497
東京都	397	394	7,030	383	2,309	287	810	275	748	159	4,338	155	1,341
神奈川県	83	83	2,158	79	847	66	288	64	236	54	1,807	53	720
新潟県	78	75	823	67	385	59	209	54	187	30	515	29	250
富山県	59	55	522	54	186	50	134	47	121	22	355	22	119
石川県	43	43	555	42	195	33	90	30	75	34	505	33	179
福井県	37	37	503	37	197	29	110	24	97	32	476	32	184
山梨県	55	54	560	47	273	43	148	42	142	35	497	34	247
長野県	115	108	841	81	340	60	203	50	176	62	727	59	300
岐阜県	77	75	747	70	299	46	124	44	121	35	568	35	229
静岡県	98	97	1,379	94	502	64	217	63	215	39	775	37	257
愛知県	98	96	1,908	93	689	77	319	74	282	51	1,438	50	541
三重県	46	46	561	44	217	36	103	32	92	36	512	36	187
滋賀県	50	50	701	48	252	46	116	39	105	43	630	41	227
京都市	68	65	857	65	359	51	249	50	221	26	610	26	249
大阪府	151	151	2,845	149	1,052	90	548	90	501	51	1,694	49	571
兵庫県	107	104	1,449	102	504	71	171	62	156	46	972	44	324
奈良県	33	33	503	32	205	24	112	21	51	28	440	27	181
和歌山県	27	23	249	23	104	12	47	12	41	17	216	17	83
鳥取県	31	31	334	29	109	23	66	19	49	23	298	21	96
島根県	36	36	349	28	139	27	83	24	79	28	331	25	132
岡山県	63	62	784	61	292	50	154	49	149	37	596	36	212
広島県	87	85	811	82	305	71	165	68	138	27	422	26	161
山口県	54	52	687	48	254	35	132	33	94	25	502	24	186
徳島県	28	27	221	25	69	11	21	9	19	26	214	24	67
香川県	29	28	315	28	143	27	105	27	105	21	268	21	123
愛媛県	44	43	445	38	139	28	61	25	50	24	376	24	115
高知県	40	39	261	33	85	19	47	14	40	26	209	21	65
福岡県	118	118	1,399	105	477	93	250	83	229	62	1,116	62	388
佐賀県	28	27	295	27	109	19	68	17	62	16	247	16	94
長崎県	38	38	495	37	150	28	71	27	67	33	478	32	143
熊本県	47	46	427	38	148	26	70	23	58	34	346	26	119
大宮	33	33	339	30	121	22	59	17	48	21	287	19	106
分岐	30	30	286	26	95	17	52	17	43	21	253	17	82
鹿児島県	63	61	465	42	142	36	70	34	66	35	383	30	116
沖縄県	40	40	650	33	182	30	107	29	102	28	532	24	151

館				分館								区 分	
③ ②のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置		④ ③のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置		① コンピュータの設置		② ①のうち利用者が利用できるコンピュータの設置		③ ②のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置		④ ③のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置			
館数	台数	館数	台数	館数	台数	館数	台数	館数	台数	館数	台数		
1,487	5,636	1,377	5,008	1,394	10,998	1,262	4,076	801	1,694	750	1,572	(設置者別) 計	
53	687	47	534	5	66	4	26	2	6	2	6	都 道 府 県	
1,072	4,070	1,016	3,713	1,330	10,711	1,212	3,954	768	1,635	724	1,526	市 (区)	
332	794	291	692	59	221	46	96	31	53	24	40	町	
28	83	23	69	—	—	—	—	—	—	—	—	村	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	組	合
2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一般社団法人・一般財団法	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	公益社団法人・公益財団法	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	日本赤十字社	
1,487	5,636	1,377	5,008	1,394	10,998	1,262	4,076	801	1,694	750	1,572	(都道府県別)	
77	243	68	220	39	286	36	73	10	20	6	14	全 国	
17	49	16	40	10	30	5	13	5	12	5	9	北 海 道	
33	90	31	86	7	62	7	20	4	14	4	12	青 森 県	
17	52	13	33	8	156	6	42	6	11	6	11	岩 手 県	
37	86	34	81	5	19	4	7	1	3	1	3	宮 城 県	
17	41	15	39	13	36	12	16	8	11	7	10	山 形 県	
32	118	29	113	19	37	6	7	2	2	1	1	福 島 県	
46	220	46	210	14	141	14	63	14	29	13	27	茨 城 県	
43	98	41	88	9	52	9	17	6	8	6	8	栃 木 県	
24	68	23	66	25	170	25	37	5	6	5	6	群 馬 県	
75	232	71	222	72	701	71	272	46	93	45	92	埼 玉 県	
40	212	37	192	75	487	74	180	17	33	16	32	千 葉 県	
135	499	131	459	235	2,692	228	968	152	311	144	289	東 京 都	
49	253	48	211	29	351	26	127	17	35	16	25	神 奈 川 県	
27	144	25	129	45	308	38	135	32	65	29	58	新 潟 県	
20	74	17	61	33	167	32	67	30	60	30	60	富 山 県	
29	85	26	70	9	50	9	16	4	5	4	5	石 川 県	
27	105	22	92	5	27	5	13	2	5	2	5	福 山 県	
32	134	31	128	19	63	13	26	11	14	11	14	山 梨 県	
51	186	44	162	46	114	22	40	9	17	6	14	長 野 県	
28	93	28	93	40	179	35	70	18	31	16	28	岐 阜 県	
34	120	33	118	58	604	57	245	30	97	30	97	静 岡 県	
41	255	39	219	45	470	43	148	36	64	35	63	愛 知 県	
30	83	27	73	10	49	8	30	6	20	5	19	三 重 県	
40	109	33	98	7	71	7	25	6	7	6	7	滋 賀 県	
19	161	18	136	39	247	39	110	32	88	32	85	京 都 府	
34	285	34	253	100	1,151	100	481	56	263	56	248	大 阪 府	
37	127	36	122	58	477	58	180	34	44	26	34	兵 庫 県	
20	107	17	46	5	63	5	24	4	5	4	5	奈 良 県	
9	35	9	34	6	33	6	21	3	12	3	7	和 歌 山 県	
16	57	14	42	8	36	8	13	7	9	5	7	鳥 取 県	
24	79	21	75	8	18	3	7	3	4	3	4	島 根 県	
33	122	32	117	25	188	25	80	17	32	17	32	岡 山 県	
24	97	24	79	58	389	56	144	47	68	44	59	広 島 県	
19	96	18	59	27	185	24	68	16	36	15	35	山 口 県	
11	21	9	19	1	7	1	2	—	—	—	—	徳 島 県	
20	88	20	88	7	47	7	20	7	17	7	17	香 川 県	
18	50	16	40	19	69	14	24	10	11	9	10	愛 媛 県	
14	40	11	36	13	52	12	20	5	7	3	3	高 知 県	
54	190	48	174	56	283	43	89	39	60	35	55	福 岡 県	
13	62	11	56	11	48	11	15	6	6	6	6	佐 賀 県	
27	70	26	66	5	17	5	7	1	1	1	1	長 崎 県	
17	53	15	44	12	81	12	29	9	17	8	14	熊 本 県	
18	52	14	42	12	52	11	15	4	7	3	6	大 分 県	
13	47	13	38	9	33	9	13	4	5	4	5	宮 崎 県	
24	56	22	52	26	82	12	26	12	14	12	14	鹿 児 島 県	
22	92	21	87	12	118	9	31	8	15	8	15	沖 縄 県	

13 受動喫煙防止のための対策の実施状況

区 分	図書館数	実施館数	禁煙措置方法				
			施設敷地内における 全面禁煙措置	建物内における 全面禁煙措置	建物内における分煙措置		
					喫煙場所から非喫煙場所 にたばこの煙が流れ出ない ように措置している	喫煙場所から非喫煙場所にた ばこの煙が流れ出ないように 措置していない	
全 国	3,331	3,329	717	2,484	84	44	
北 海 道	149	149	25	116	2	6	
	青 森	34	34	4	28	2	—
	岩 手	47	47	5	38	3	1
	宮 城	35	35	9	26	—	—
	秋 田	47	47	8	37	2	—
山 形	38	38	7	29	2	—	
	福 島	67	67	10	52	4	1
	茨 城	64	64	13	46	4	1
	栃 木	53	53	12	37	3	1
	群 馬	56	56	10	45	1	—
埼 千 東 奈 新	167	167	29	127	4	7	
	葉 京 川	143	143	33	108	1	1
	神 奈 川	397	397	156	226	12	3
	東 京	83	83	22	57	3	1
	新 潟	78	78	15	60	1	2
富 石 福 山 長	59	59	4	55	—	—	
	山 川	43	43	13	29	1	—
	井 野	37	36	7	29	—	—
	梨 野	55	55	10	45	—	—
	長 野	115	115	14	94	6	1
岐 静 愛 三 滋	77	77	9	68	—	—	
	阜 岡	98	98	34	62	1	1
	知 重 賀	98	98	38	57	1	2
	重 賀	46	46	8	38	—	—
	滋 賀	50	50	20	30	—	—
京 大 兵 奈 和	68	68	17	46	4	1	
	都 阪	151	151	53	93	1	4
	庫 山	107	106	30	75	1	—
	良 山	33	33	4	27	1	1
	和 歌 山	27	27	5	22	—	—
鳥 島 岡 広 山	31	31	3	25	3	—	
	取 根	36	36	6	30	—	—
	山 島	63	63	6	54	3	—
	島 口	87	87	17	64	6	—
	山 口	54	54	9	45	—	—
徳 香 愛 高 福	28	28	2	25	—	1	
	島 川	29	29	5	24	—	—
	媛 知 岡	44	44	4	39	—	1
	知 岡	40	40	3	37	—	—
	福 岡	118	118	5	109	4	—
佐 長 熊 大 宮	28	28	3	22	1	2	
	賀 崎	38	38	1	35	—	2
	本 分 崎	47	47	4	41	1	1
	分 崎	33	33	1	31	1	—
	宮 崎	30	30	6	23	1	—
鹿 児 島 沖	63	63	5	54	2	2	
	沖 縄	40	40	13	24	2	1

14 年間開館日数別日曜日又は祝日開館の有無別図書館数

(平成26年度間)

区 分	計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字社		
計	年 間 開 館 日 数 別	計	3,313	59	2,628	555	48	—	23	—
	別	149 日 以 下	55	—	46	6	1	—	2	—
		150 日 以 上 199 日 以 下	13	—	8	1	2	—	2	—
		200 日 " 249 日 "	131	2	82	31	3	—	13	—
		250 日 " 299 日 "	2,147	43	1,653	418	28	—	5	—
		300 日 " 349 日 "	920	14	806	90	9	—	1	—
		350 日 以 上	47	—	33	9	5	—	—	—
日 祝 有 曜 日 無 日 開 別 又 館 は の	計	3,313	59	2,628	555	48	—	23	—	
	有(日曜日のみ)	815	5	590	200	17	—	3	—	
	有(祝日のみ)	16	—	11	5	—	—	—	—	
	有(日曜日及び祝日)	2,356	52	1,952	322	26	—	4	—	
	無	126	2	75	28	5	—	16	—	
本 館	年 間 開 館 日 数 別	計	1,899	54	1,279	495	48	—	23	—
	別	149 日 以 下	14	—	9	2	1	—	2	—
		150 日 以 上 199 日 以 下	8	—	4	—	2	—	2	—
		200 日 " 249 日 "	74	1	33	24	3	—	13	—
		250 日 " 299 日 "	1,278	41	826	378	28	—	5	—
		300 日 " 349 日 "	504	12	398	84	9	—	1	—
		350 日 以 上	21	—	9	7	5	—	—	—
日 祝 有 曜 日 無 日 開 別 又 館 は の	計	1,899	54	1,279	495	48	—	23	—	
	有(日曜日のみ)	462	5	251	186	17	—	3	—	
	有(祝日のみ)	6	—	1	5	—	—	—	—	
	有(日曜日及び祝日)	1,391	48	1,021	292	26	—	4	—	
	無	40	1	6	12	5	—	16	—	
分 館	年 間 開 館 日 数 別	計	1,414	5	1,349	60	—	—	—	—
	別	149 日 以 下	41	—	37	4	—	—	—	—
		150 日 以 上 199 日 以 下	5	—	4	1	—	—	—	—
		200 日 " 249 日 "	57	1	49	7	—	—	—	—
		250 日 " 299 日 "	869	2	827	40	—	—	—	—
		300 日 " 349 日 "	416	2	408	6	—	—	—	—
		350 日 以 上	26	—	24	2	—	—	—	—
日 祝 有 曜 日 無 日 開 別 又 館 は の	計	1,414	5	1,349	60	—	—	—	—	
	有(日曜日のみ)	353	—	339	14	—	—	—	—	
	有(祝日のみ)	10	—	10	—	—	—	—	—	
	有(日曜日及び祝日)	965	4	931	30	—	—	—	—	
	無	86	1	69	16	—	—	—	—	

(注) 平成26年度間未開館及び平成27年度新設の図書館(18館)を除く。

15 開館・閉館時刻別公立図書館数

(平成26年度間)

開館	閉館	計	8時前	8時～ 9時前	9時～ 10時前	10時～ 11時前	11時～ 12時前	12時以降	特に定め ていない
	計	3,290	—	33	1,927	1,275	5	50	—
17	時 前	18	—	—	5	8	—	5	—
17	時 ～ 18 時 前	819	—	24	564	194	1	36	—
18	〃 ～ 19 〃	1,139	—	3	439	688	2	7	—
19	〃 ～ 20 〃	869	—	3	593	270	2	1	—
20	〃 ～ 21 〃	327	—	—	233	94	—	—	—
21	〃 ～ 22 〃	98	—	1	80	16	—	1	—
22	〃 ～ 23 〃	20	—	2	13	5	—	—	—
23	時 以 降	—	—	—	—	—	—	—	—
	特に定めていない	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 平成26年度間未開館及び平成27年度新設の図書館(18館)を除く。

16 蔵書冊数別図書館数

区分	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字社
計	3,331	59	2,637	561	51	—	23	—
3千冊未満	22	—	20	1	—	—	1	—
3千冊以上1万冊未満	119	—	103	8	5	—	3	—
1万冊〃2万冊〃	243	—	190	41	8	—	4	—
2万冊〃3万冊〃	260	—	195	49	10	—	6	—
3万冊〃4万冊〃	228	—	174	45	8	—	1	—
4万冊〃5万冊〃	238	—	179	55	2	—	2	—
5万冊〃10万冊〃	910	2	685	206	15	—	2	—
10万冊以上	1,311	57	1,091	156	3	—	4	—
本館	1,909	54	1,280	501	51	—	23	—
3千冊未満	3	—	2	—	—	—	1	—
3千冊以上1万冊未満	14	—	3	3	5	—	3	—
1万冊〃2万冊〃	49	—	14	23	8	—	4	—
2万冊〃3万冊〃	84	—	32	36	10	—	6	—
3万冊〃4万冊〃	89	—	43	37	8	—	1	—
4万冊〃5万冊〃	97	—	46	47	2	—	2	—
5万冊〃10万冊〃	491	—	273	201	15	—	2	—
10万冊以上	1,082	54	867	154	3	—	4	—
分館	1,422	5	1,357	60	—	—	—	—
3千冊未満	19	—	18	1	—	—	—	—
3千冊以上1万冊未満	105	—	100	5	—	—	—	—
1万冊〃2万冊〃	194	—	176	18	—	—	—	—
2万冊〃3万冊〃	176	—	163	13	—	—	—	—
3万冊〃4万冊〃	139	—	131	8	—	—	—	—
4万冊〃5万冊〃	141	—	133	8	—	—	—	—
5万冊〃10万冊〃	419	2	412	5	—	—	—	—
10万冊以上	229	3	224	2	—	—	—	—

17 図書・雑誌等

区分		計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字社
蔵書冊数	日本十進分類等 日本十進分類別 計	419,814,382	46,619,027	325,723,850	44,047,565	2,124,459	—	1,299,481	—
		13,585,464	2,438,256	9,919,187	1,137,706	57,263	—	33,052	—
		12,609,004	1,823,433	9,543,618	1,128,624	57,085	—	56,244	—
		32,165,424	4,376,742	24,536,682	3,046,921	144,617	—	60,462	—
		48,494,700	8,806,951	35,384,120	4,038,627	187,971	—	77,031	—
		26,541,440	3,001,251	20,661,393	2,723,896	135,428	—	19,472	—
		27,813,178	3,157,032	21,734,553	2,756,270	133,136	—	32,187	—
		12,706,994	2,256,729	9,183,023	1,193,719	57,477	—	16,046	—
		34,259,520	3,305,308	27,055,590	3,541,544	177,323	—	179,755	—
		6,301,149	734,036	4,923,730	601,739	32,506	—	9,138	—
		130,287,436	8,380,096	105,880,544	15,210,664	677,145	—	138,987	—
		72,529,901	8,312,133	55,455,405	8,161,320	366,551	—	234,492	—
		2,520,172	27,060	1,446,005	506,535	97,957	—	442,615	—
		419,814,382	46,619,027	325,723,850	44,047,565	2,124,459	—	1,299,481	—
		416,521,259	45,497,174	323,794,863	43,861,546	2,114,003	—	1,253,673	—
3,293,123	1,121,853	1,928,987	186,019	10,456	—	45,808	—		
419,814,382	46,619,027	325,723,850	44,047,565	2,124,459	—	1,299,481	—		
313,438,535	41,535,412	238,079,942	31,191,937	1,449,602	—	1,181,642	—		
106,375,847	5,083,615	87,643,908	12,855,628	674,857	—	117,839	—		
419,814,382	46,619,027	325,723,850	44,047,565	2,124,459	—	1,299,481	—		
226,446,253	9,424,567	187,496,626	27,973,123	1,356,047	—	195,890	—		
193,368,129	37,194,460	138,227,224	16,074,442	768,412	—	1,103,591	—		
雑誌の保有タイトル数	別保 有 館 数	3,156	56	2,522	518	43	—	17	—
		174	—	143	22	5	—	4	—
		570	—	428	129	11	—	2	—
		452	—	335	107	7	—	3	—
		846	1	679	152	12	—	2	—
		710	4	629	75	2	—	—	—
404	51	308	33	6	—	6	—		
914,238	229,446	549,243	100,674	19,314	—	15,561	—		
図書 の 受 入 れ 冊 数 (平成26年度間)	図書館数 計	3,215	58	2,543	544	49	—	21	—
		16,419,489	1,108,756	13,365,385	1,815,249	120,759	—	9,340	—
視聴覚資料	映画 スライド フィルム レコード 録音 テープ コンパクト ディスク ビデオ テープ ビデオ ディスク その他	146	16	110	18	2	—	—	—
		70,782	30,651	35,733	4,003	395	—	—	—
		61	13	36	12	—	—	—	—
		33,413	18,629	14,105	679	—	—	—	—
		182	24	125	29	1	—	3	—
		349,208	183,608	146,242	16,624	95	—	2,639	—
		1,093	35	865	188	3	—	2	—
		473,055	42,529	382,788	44,105	203	—	3,430	—
		2,188	47	1,709	399	29	—	4	—
		5,927,805	245,473	5,104,124	551,670	26,299	—	239	—
		1,896	46	1,402	411	33	—	4	—
		1,709,291	112,762	1,297,529	274,346	21,807	—	2,847	—
1,989	38	1,490	423	32	—	6	—		
1,414,553	63,254	1,111,680	219,288	19,069	—	1,262	—		
873	39	652	168	12	—	2	—		
507,347	159,763	295,411	47,826	2,025	—	2,322	—		
録音 の 保 有 館 数 等	録音 図書 点 字 図書等 大活 字本	672	27	536	106	3	—	—	—
		687,157	117,007	545,612	23,585	953	—	—	—
		1,312	30	1,037	234	7	—	4	—
		378,129	31,297	334,294	12,245	202	—	91	—
2,177	48	1,745	363	20	—	1	—		
1,535,322	94,954	1,282,294	152,659	5,411	—	4	—		
127	9	100	15	3	—	—	—		
303,655	11,532	268,486	20,987	2,650	—	—	—		
837	51	714	63	6	—	3	—		
4,273	462	3,694	102	12	—	3	—		

(注) 1. 「図書の入入れ冊数(平成26年度間)」の図書館数は、平成26年度間に図書入入れのなかった図書館及び平成27年度新設等の図書館(116館)を除く。
2. 日本十進分類等の蔵書冊数は四捨五入しているため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

18 図書館の貸出業務等の実施状況

区 分	図書館数	図書冊数	受入冊数	図書館の貸				
				実施館数	登録者(件)数		帯出者数(人)	
					総数	うち児童	総数	うち児童
(設置者別) 計	3,313	418,894,312	16,375,431	3,291	31,365,280	3,397,983	181,363,743	19,844,842
都 道 府 県 市 (区)	59	46,619,027	1,108,756	56	1,114,832	33,565	4,217,900	246,429
町	2,628	325,286,183	13,348,356	2,618	26,667,860	3,004,437	165,265,969	17,551,178
村	555	43,677,112	1,815,249	552	3,429,943	341,831	11,354,332	1,917,887
組 合	48	2,012,509	93,730	48	141,464	14,530	494,468	116,171
一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本 赤 十 字 社	23	1,299,481	9,340	17	11,181	3,620	31,074	13,177
(都道府県別) 全 国	—	—	—	—	—	—	—	—
全 国	3,313	418,894,312	16,375,431	3,291	31,365,280	3,397,983	181,363,743	19,844,842
北 海 道	149	17,516,475	618,289	149	1,187,491	135,577	3,332,206	481,848
青 森	34	4,309,086	113,255	34	140,097	16,871	1,031,890	154,779
岩 手	47	5,171,096	253,124	47	273,760	32,076	1,188,656	216,065
宮 城	35	5,610,706	192,775	35	332,590	54,942	2,079,020	141,073
秋 田	47	3,738,819	104,768	46	187,761	12,357	738,852	95,479
山 形	38	3,782,856	133,344	36	170,734	17,699	1,019,204	137,807
福 島	63	6,390,258	231,882	63	296,987	63,930	1,952,246	170,455
茨 城	64	10,013,637	351,228	64	539,768	78,848	3,431,220	441,583
栃 木	53	7,877,251	300,899	53	312,493	28,898	2,403,903	267,585
群 馬	56	7,329,683	513,491	56	609,258	63,762	2,622,175	383,713
埼 玉	167	23,209,972	796,962	165	1,198,115	121,020	11,616,829	1,189,240
千 葉	140	19,669,016	688,774	139	1,434,791	145,197	8,405,262	595,097
東 京	395	47,907,599	2,257,612	390	3,667,044	379,967	35,230,677	3,179,562
神 奈 川	83	16,705,291	657,537	82	2,456,709	305,653	11,926,847	844,605
新 潟	78	7,632,377	301,513	78	491,375	46,536	2,949,871	331,743
富 山	59	5,229,772	201,634	58	602,394	45,730	1,199,924	111,685
石 川	43	5,515,757	186,650	43	590,991	48,795	1,634,944	159,625
福 井	37	5,586,906	177,019	37	87,851	11,933	1,356,031	173,163
山 梨	55	5,061,240	170,491	55	332,037	25,711	1,123,477	129,108
長 野	114	9,870,659	387,399	114	677,170	82,026	2,779,154	458,944
岐 阜	77	7,765,424	317,436	77	633,841	76,920	2,495,960	268,671
静 岡	98	13,868,941	477,950	98	444,736	46,545	5,973,948	639,488
愛 知	97	21,186,974	777,220	96	1,751,472	217,518	10,783,852	1,527,417
三 重	45	6,018,101	192,305	44	504,294	52,740	2,335,672	222,720
滋 賀	50	9,565,605	454,573	49	344,555	46,760	2,102,033	199,210
京 都	68	6,567,807	262,568	68	885,628	88,235	4,043,911	545,806
大 阪	149	24,663,639	983,931	148	1,854,048	271,224	14,859,606	1,586,054
兵 庫	107	14,621,818	607,134	106	1,791,383	186,408	8,412,315	977,557
奈 良	33	5,085,409	159,273	32	585,571	66,936	2,038,322	332,585
和 歌 山	27	3,185,123	89,444	27	228,563	25,650	827,700	176,456
鳥 取	30	3,502,589	125,275	29	254,505	20,098	648,238	67,737
島 根	35	3,240,853	117,146	35	157,389	19,145	880,037	79,392
岡 山	63	7,561,696	305,210	63	377,153	20,348	2,496,925	239,201
広 島	87	8,564,888	304,548	87	901,151	61,324	4,229,213	479,134
山 口	53	5,948,076	225,146	53	713,530	50,277	2,420,311	209,314
徳 島	28	3,839,919	114,642	28	266,831	9,387	890,462	148,361
香 川	29	3,982,139	161,904	29	336,493	12,531	1,109,066	97,505
愛 媛	44	4,877,014	188,429	44	219,689	26,265	1,644,400	173,751
高 知	40	2,640,368	167,665	40	109,027	16,331	644,349	113,838
福 岡	118	13,636,906	570,118	118	961,175	122,196	6,188,745	854,209
佐 賀	28	3,317,741	120,746	28	179,424	18,738	1,083,342	131,733
長 崎	38	4,856,740	188,194	38	588,340	63,593	1,540,687	221,792
熊 本	47	4,735,344	255,730	47	610,391	37,282	1,253,665	133,936
大 分	33	3,794,613	137,978	31	127,233	19,558	1,015,447	199,598
宮 崎	30	3,724,445	102,947	30	193,556	19,953	786,825	92,113
鹿 児 島	63	5,496,275	172,574	63	404,993	41,998	1,440,635	284,889
沖 縄	39	4,517,409	156,699	39	350,893	42,495	1,195,689	179,216

(注) 平成26年度間未開館及び平成27年度新設の図書館(18館)を除く。

(平成26年度間)

出業務				レファレンスサービス		区 分
貸出冊数(冊)		視聴覚資料の貸出数		実施館数	実施件数	
総数	うち児童	総数	うち児童			
662,157,262	187,734,419	32,782,613	1,161,633	2,686	8,646,715	(設置者別) 計
17,535,173	4,513,355	1,070,349	802	59	1,141,444	都 道 府 県
596,726,957	169,220,244	29,335,162	882,710	2,164	7,130,439	市 (区)
45,852,605	13,459,296	2,268,889	264,925	418	342,661	町
1,918,361	497,064	106,123	13,196	32	29,986	村
—	—	—	—	—	—	組 合
124,166	44,460	2,090	—	13	2,185	一般社団法人・一般財団法 人・公益社団法人・公益財 団法人
—	—	—	—	—	—	日 本 赤 十 字 社
662,157,262	187,734,419	32,782,613	1,161,633	2,686	8,646,715	(都道府県別) 全 国
20,077,714	4,787,244	498,581	29,647	113	290,630	北 海 道
3,573,857	739,471	155,480	11,243	22	54,655	青 森
4,740,288	1,744,051	173,604	7,995	43	56,126	岩 手
7,773,468	2,661,115	615,016	29,209	31	116,312	宮 城
2,639,857	598,111	57,525	8,599	44	80,395	秋 田
4,062,278	1,009,278	76,025	4,131	24	27,441	山 形
5,870,142	1,782,451	205,796	33,215	40	77,164	福 島
13,927,941	3,561,429	1,188,045	69,474	53	125,067	茨 城
10,085,936	3,228,395	1,040,431	53,331	50	172,689	栃 木
9,236,534	2,070,504	1,621,794	160,426	38	135,684	群 馬
39,284,588	11,965,649	2,808,587	90,738	129	425,014	埼 玉
31,151,125	8,389,299	1,108,513	2,809	107	557,440	千 葉
104,056,650	25,550,721	8,710,097	77,090	322	1,194,021	東 京
33,851,911	8,229,473	1,383,914	22,789	78	675,071	神 奈 川
10,425,505	2,658,884	413,721	11,087	63	89,364	新 潟
5,352,289	1,932,852	175,387	2,366	54	54,162	富 山
6,524,644	1,164,114	163,170	12,045	32	60,918	石 川
5,153,616	1,804,846	97,289	4,688	31	67,243	福 井
4,824,955	1,363,711	309,709	13,354	41	88,878	山 梨
11,734,217	4,028,616	341,645	32,930	81	106,742	長 野
10,033,718	2,305,158	226,274	6,013	56	169,137	岐 阜
21,370,621	6,686,369	1,401,434	88,053	93	226,647	静 岡
42,221,676	13,334,399	2,113,222	115,529	85	185,042	愛 知
8,737,218	1,916,051	75,067	1,830	33	251,162	三 重
10,981,654	3,428,338	251,668	4,468	41	36,777	滋 賀
14,133,862	3,983,373	584,510	26,950	54	68,153	京 都
57,042,013	17,311,138	2,442,517	6,512	106	1,130,640	大 阪
31,300,083	9,949,446	416,007	9,340	88	358,003	兵 庫
6,926,797	2,104,117	78,926	6,864	21	52,188	奈 良
4,102,436	1,052,053	56,815	6,920	23	53,814	和 歌 山
3,562,482	1,134,141	57,487	2,045	25	29,607	鳥 取
3,443,256	1,189,665	75,399	5,938	33	41,309	島 根
11,415,529	3,409,069	556,637	18,619	57	163,419	岡 山
14,543,532	3,920,736	382,942	11,602	75	246,448	広 島
9,265,971	3,043,456	264,567	3,486	45	96,118	山 口
3,899,796	1,130,629	99,732	10,344	20	24,475	徳 島
6,125,804	2,266,217	233,887	1,283	26	70,478	香 川
6,002,233	1,904,948	256,577	31,611	32	83,332	愛 媛
2,509,476	652,271	12,545	3,894	32	35,550	高 知
24,559,877	6,515,844	1,027,270	51,543	108	349,554	福 岡
4,602,668	1,267,310	199,919	13,321	27	58,388	佐 賀
6,078,331	1,809,017	270,732	13,675	33	100,843	長 崎
5,798,237	2,176,817	133,810	7,300	42	75,512	熊 本
4,383,805	1,466,922	57,236	6,022	28	73,868	大 分
3,456,857	821,669	48,632	6,854	28	41,974	宮 崎
6,152,361	2,127,352	46,762	9,144	45	79,171	鹿 児 島
5,159,454	1,557,700	267,710	15,307	34	90,090	沖 縄

19 図書館資料の図書館間相互貸借の実施状況

(平成26年度間)(複数回答可)

区 分	都道府県立図書館						市(区)町村立(組合立を含む)図書館						一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人図書館								
	平成26年度開館数	実施館数	実 施 先				平成26年度開館数	実施館数	実 施 先				平成26年度開館数	実施館数	実 施 先						
			都道府県立	市(区)町村立	大学図書館	学校図書館			設置図書館 社団法人・公益財団法人	都道府県立	市(区)町村立	大学図書館			学校図書館	設置図書館 社団法人・公益財団法人	都道府県立	市(区)町村立	大学図書館	学校図書館	設置図書館 社団法人・公益財団法人
全 国	59	57	57	57	53	30	11	3,231	2,998	2,964	2,942	1,462	585	98	23	5	4	4	-	1	-
北海道	1	1	1	1	1	1	1	147	138	137	136	83	13	1	1	-	-	-	-	-	-
青森	1	1	1	1	1	-	-	33	29	28	28	14	1	5	-	-	-	-	-	-	
岩手	1	1	1	1	1	-	-	46	44	44	43	28	10	-	-	-	-	-	-	-	
宮城	1	1	1	1	1	-	-	34	32	32	30	5	1	-	-	-	-	-	-	-	
秋田	2	1	1	1	1	1	-	45	42	42	40	8	13	-	-	-	-	-	-	-	
山形	1	1	1	1	1	-	-	37	31	31	27	9	3	-	-	-	-	-	-	-	
福島	1	1	1	1	1	1	1	61	41	39	39	11	6	-	1	-	-	-	-	-	
茨城	1	1	1	1	1	-	-	63	58	57	58	35	8	-	-	-	-	-	-	-	
栃木	2	2	2	2	2	-	-	51	51	51	51	13	10	-	-	-	-	-	-	-	
群馬	1	1	1	1	1	1	-	54	54	54	53	46	30	1	1	1	-	1	-	-	
埼玉県	2	2	2	2	2	-	-	165	157	157	157	91	13	4	-	-	-	-	-	-	
千葉県	3	3	3	3	3	3	1	135	133	133	133	39	33	2	2	-	-	-	-	-	
東京都	2	2	2	2	-	-	-	388	379	379	377	126	44	2	5	1	1	1	-	1	
神奈川県	2	2	2	2	2	2	-	80	80	80	80	54	19	1	1	-	-	-	-	-	
新潟県	1	1	1	1	1	1	-	77	65	62	65	42	5	-	-	-	-	-	-	-	
富山県	1	1	1	1	1	1	-	57	56	56	54	6	13	1	1	-	-	-	-	-	
石川県	1	1	1	1	1	-	-	41	36	35	36	31	16	-	1	-	-	-	-	-	
福井県	2	2	2	2	2	-	-	35	34	34	34	32	9	2	-	-	-	-	-	-	
山梨県	1	1	1	1	1	1	1	54	49	47	49	24	38	2	-	-	-	-	-	-	
長野県	1	1	1	1	1	1	1	112	78	76	77	34	27	5	1	1	1	1	-	-	
岐阜県	1	1	1	1	1	1	-	76	66	65	64	30	19	3	-	-	-	-	-	-	
静岡県	1	1	1	1	1	-	-	96	96	94	96	47	3	1	1	-	-	-	-	-	
愛知県	1	1	1	1	1	1	1	96	91	91	91	77	4	-	-	-	-	-	-	-	
三重県	1	1	1	1	1	1	-	44	42	40	40	34	15	-	-	-	-	-	-	-	
滋賀県	1	1	1	1	1	-	-	48	48	48	48	25	15	3	1	1	1	-	-	-	
京都府	1	1	1	1	1	1	-	67	61	60	61	50	11	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	2	2	2	2	2	1	2	146	136	136	135	78	32	29	1	-	-	-	-	-	
兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	105	95	95	95	52	7	1	1	-	-	-	-	-	
奈良県	1	1	1	1	1	1	1	30	30	30	30	15	7	2	2	1	1	1	-	-	
和歌山県	2	2	2	2	1	-	-	25	24	24	19	7	3	-	-	-	-	-	-	-	
鳥取県	1	1	1	1	1	-	-	29	28	28	28	25	22	2	-	-	-	-	-	-	
島根県	2	1	1	1	1	1	-	33	32	32	31	16	6	-	-	-	-	-	-	-	
岡山県	1	1	1	1	1	1	-	62	60	60	59	46	20	5	-	-	-	-	-	-	
広島県	1	1	1	1	1	1	-	85	80	75	79	33	3	1	1	-	-	-	-	-	
山口県	1	1	1	1	1	1	-	52	44	44	41	14	5	-	-	-	-	-	-	-	
徳島県	1	1	1	1	-	1	-	27	26	25	25	5	3	-	-	-	-	-	-	-	
香川県	1	1	1	1	1	-	-	27	27	27	27	2	2	1	1	-	-	-	-	-	
愛媛県	1	1	1	1	1	-	-	43	39	38	36	6	-	-	-	-	-	-	-	-	
高知県	1	1	1	1	1	1	-	39	33	32	27	16	10	3	-	-	-	-	-	-	
福岡県	1	1	1	1	1	1	1	117	107	107	107	65	31	21	-	-	-	-	-	-	
佐賀県	1	1	1	1	1	1	-	27	25	25	25	11	15	-	-	-	-	-	-	-	
長崎県	1	1	1	1	1	1	-	37	37	37	37	25	11	-	-	-	-	-	-	-	
熊本県	1	1	1	1	1	1	-	46	37	36	34	5	4	-	-	-	-	-	-	-	
大分県	1	1	1	1	1	-	-	31	30	30	30	2	7	-	1	-	-	-	-	-	
宮崎県	1	1	1	1	1	-	-	29	25	25	22	13	3	-	-	-	-	-	-	-	
鹿児島県	2	2	2	2	2	-	-	61	56	56	54	15	12	-	-	-	-	-	-	-	
沖縄県	1	1	1	1	1	-	-	38	36	34	34	17	3	-	-	-	-	-	-	-	

20 図書館における事業実施状況

区 分	平成26年度 開館数	計								
		実施館数	読書会・研究会			鑑賞会・映写会			資料展示会	
			実 施 館 数	実施件数 (件)	参加者数 (人)	実 施 館 数	実施件数 (件)	参加者数 (人)	実 施 館 数	実施件数 (件)
(設置者別)										
計	3,313	2,671	2,110	79,306	1,939,728	1,339	20,125	679,492	1,730	39,394
都 道 府 県	59	58	41	1,883	88,220	24	386	18,267	57	2,138
市 (区)	2,628	2,128	1,695	68,977	1,674,992	1,074	17,448	591,307	1,387	32,952
町	555	439	339	7,664	161,299	220	2,177	65,386	258	4,110
村	48	32	28	394	8,411	19	110	4,407	17	161
組 合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般社団法人・一般財団法人 公益社団法人・公益財団法人	23	14	7	388	6,806	2	4	125	11	33
日 本 赤 十 字 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(都道府県別)										
全 国	3,313	2,671	2,110	79,306	1,939,728	1,339	20,125	679,492	1,730	39,394
北 海 道	149	125	102	4,348	82,731	81	1,478	30,899	94	1,760
青 森 県	34	23	19	268	6,862	7	58	1,036	18	590
岩 手 県	47	46	36	867	16,702	37	545	14,752	41	787
宮 城 県	35	31	21	900	29,282	18	150	5,444	22	368
秋 田 県	47	40	33	535	17,736	13	48	4,349	24	512
山 形 県	38	26	16	443	12,051	12	53	2,238	14	206
福 島 県	63	51	41	1,405	23,218	29	216	14,826	29	409
茨 城 県	64	45	36	1,458	34,851	37	532	13,670	26	449
栃 木 県	53	45	33	1,254	34,691	30	258	10,526	34	988
群 馬 県	56	46	35	545	17,867	25	284	9,594	17	125
埼 玉 県	167	131	86	3,967	85,332	82	1,278	38,417	80	2,573
千 葉 県	140	97	75	2,962	89,029	31	293	23,635	71	754
東 京 都	395	300	247	14,060	320,942	170	1,850	64,281	212	7,349
神 奈 川 県	83	78	69	2,984	66,725	41	941	30,953	67	1,421
新 潟 県	78	60	53	1,205	59,992	26	359	10,678	24	159
富 山 県	59	57	48	2,020	28,903	12	219	3,091	50	922
石 川 県	43	38	30	765	17,867	21	204	9,933	25	565
福 井 県	37	31	23	576	9,440	17	127	5,146	20	612
山 梨 県	55	45	40	1,126	39,436	24	364	14,094	30	347
長 野 県	114	96	89	2,385	68,763	28	125	5,558	29	321
岐 阜 県	77	61	44	950	31,035	26	143	5,088	37	737
静 岡 県	98	84	74	4,525	89,407	28	621	18,512	56	957
愛 知 県	97	82	50	2,216	60,676	50	446	15,982	61	1,392
三 重 県	45	43	36	1,044	28,832	17	127	5,489	32	466
滋 賀 県	50	46	32	1,051	18,166	32	364	8,050	34	673
京 都 府	68	47	39	945	25,649	17	107	4,627	33	787
大 阪 府	149	137	89	4,142	101,478	94	4,625	140,350	113	3,593
兵 庫 県	107	76	49	1,072	39,987	40	804	20,461	50	1,213
奈 良 県	33	30	24	490	17,122	12	80	6,416	19	317
和 歌 山 県	27	21	15	498	10,625	13	61	2,435	10	139
鳥 取 県	30	25	21	865	21,449	12	180	3,442	18	225
島 根 県	35	29	26	1,081	15,227	6	32	2,372	23	540
岡 山 県	63	55	47	3,245	66,352	29	244	9,642	23	1,187
広 島 県	87	79	68	2,082	61,066	26	231	27,629	50	1,234
山 口 県	53	31	24	415	9,198	11	364	7,574	17	435
徳 島 県	28	23	22	1,127	14,933	10	73	2,094	17	272
香 川 県	29	20	15	272	7,165	10	65	3,230	13	118
愛 媛 県	44	32	28	336	16,888	9	55	1,934	17	187
高 知 県	40	24	17	246	2,827	7	30	1,364	12	344
福 岡 県	118	110	99	3,426	97,853	52	465	35,980	58	1,323
佐 賀 県	28	21	14	245	3,423	7	162	2,325	12	145
長 崎 県	38	24	14	89	9,812	12	136	7,174	8	53
熊 本 県	47	33	25	849	13,550	14	160	8,821	19	494
大 宮 崎 県	33	20	17	992	25,355	6	251	4,797	11	253
宮 崎 県	30	26	20	1,115	25,158	21	295	8,046	16	326
鹿 児 島 県	63	48	43	1,182	41,220	15	427	6,947	17	185
沖 縄 県	39	33	26	733	22,855	22	195	5,591	27	582

(注) 「実施館数」の計には、読書会・研究会、鑑賞会・映写会又は資料展示会のいずれか一方でも実施している図書館数を計上しているため、計と内訳の合計は一致しない。

(平成26年度間)

うち18歳以下対象										区 分
実施館数	読書会・研究会			鑑賞会・映写会			資料展示会			
	実施館数	実施件数 (件)	参加者数 (人)	実施館数	実施件数 (件)	参加者数 (人)	実施館数	実施件数 (件)		
2,258	1,619	60,452	1,390,001	1,064	11,135	305,629	1,063	12,487	(設置者別) 計	
45	30	843	32,386	14	95	3,857	25	334	都 道 府 県	
1,833	1,339	53,874	1,239,418	867	9,806	269,488	885	10,694	市 (区)	
354	227	5,151	109,593	168	1,146	29,500	149	1,428	町	
22	19	287	5,947	14	85	2,677	3	29	村	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	組 合	
4	4	297	2,657	1	3	107	1	2	一般社団法人・一般財団法人 公益社団法人・公益財団法人	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	日 本 赤 十 字 社	
2,258	1,619	60,452	1,390,001	1,064	11,135	305,629	1,063	12,487	(都道府県別)	
110	85	3,649	60,342	67	703	12,763	51	462	全 国	
20	13	123	3,351	5	24	507	15	222	北 海 道	
41	28	573	12,455	31	435	11,158	27	235	青 森 県	
27	14	751	24,762	14	77	2,814	17	178	岩 手 県	
37	27	316	12,676	12	25	3,008	19	223	宮 城 県	
21	12	362	8,674	11	35	2,052	9	50	秋 田 県	
45	38	1,272	18,780	28	122	4,618	18	202	山 形 県	
41	31	1,180	23,270	32	295	6,720	13	146	福 島 県	
41	27	972	22,603	28	165	3,128	25	370	茨 城 県	
38	30	362	12,015	20	117	3,558	7	32	栃 木 県	
121	66	3,186	67,711	76	665	16,208	60	917	群 馬 県	
75	67	2,673	80,515	26	151	12,333	28	252	埼 玉 県	
265	220	12,686	274,386	142	929	31,456	145	2,498	千 葉 県	
58	42	2,325	49,547	29	492	15,587	35	303	東 京 都	
53	45	632	37,577	16	121	3,457	10	28	神 奈 川 県	
48	37	1,607	23,338	11	203	2,348	13	130	新 潟 県	
28	12	412	11,623	16	140	5,575	14	181	富 山 県	
22	6	107	2,426	15	79	1,736	15	167	石 川 県	
42	31	767	28,727	17	241	7,973	22	128	福 井 県	
72	59	1,378	36,593	18	55	2,426	15	84	山 梨 県	
51	38	769	21,057	11	90	1,968	21	258	長 野 県	
74	64	3,352	58,159	20	302	6,900	36	302	岐 阜 県	
67	36	1,862	47,641	43	329	7,972	38	422	静 岡 県	
38	32	960	22,937	11	75	2,246	15	134	愛 知 県	
40	26	954	14,419	20	180	3,785	19	228	三 重 県	
35	29	742	18,713	8	44	1,167	21	220	滋 賀 県	
116	48	1,823	42,112	74	2,875	80,570	87	1,220	京 都 府	
60	32	697	24,189	26	375	6,257	30	351	大 阪 府	
26	17	364	11,336	11	47	2,077	10	98	兵 庫 県	
18	13	345	7,106	12	48	1,997	4	34	奈 良 県	
18	14	380	7,385	8	47	1,021	8	86	和 歌 山 県	
26	22	683	8,710	4	15	996	13	175	鳥 取 県	
47	39	2,814	51,536	21	148	2,958	18	395	島 根 県	
72	56	1,120	35,005	19	135	3,137	36	430	岡 山 県	
22	14	233	6,042	10	176	2,437	12	100	広 島 県	
18	10	818	8,814	8	36	1,255	8	97	山 口 県	
18	12	119	4,331	8	33	1,708	10	59	徳 島 県	
23	16	167	11,075	8	36	1,389	13	78	香 川 県	
17	9	118	1,188	6	16	718	7	191	愛 媛 県	
99	79	2,766	80,540	42	209	6,873	31	237	高 知 県	
15	12	191	2,582	4	4	311	7	41	福 岡 県	
17	6	43	3,466	11	35	1,641	3	18	佐 賀 県	
26	17	725	9,061	11	59	1,984	11	122	長 崎 県	
17	14	556	9,948	6	159	2,019	6	24	熊 本 県	
20	14	897	21,171	16	156	4,147	12	75	大 分 県	
43	38	1,013	33,485	12	291	4,487	9	46	宮 崎 県	
30	22	608	16,622	20	141	4,184	20	238	鹿 児 島 県	
									沖 縄 県	

21 図書館におけるボランティア活動状況

区 分	図書館数	登 録 数								
		登録制度 のある 図書館数	団 体				個 人			
			団体登録制度 のある図書館数	登録団体数	登録者数		個人登録制度 のある図書館数	登録者数		
					男	女		男	女	
(設置者別)										
計	3,331	2,316	1,960	6,607	5,564	67,658	1,029	3,059	19,668	
都 道 府 県	59	47	18	60	79	723	40	421	1370	
市 (区)	2,637	1,776	1,518	5,473	4,766	57,688	808	2,384	16,582	
町	561	448	390	991	651	8,627	162	225	1,457	
村	51	38	31	79	68	606	13	17	102	
組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一般社団法人・一般財団法人	23	7	3	4	—	14	6	12	157	
公益社団法人・公益財団法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
日本赤十字社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(都道府県別)										
全 国	3,331	2,316	1,960	6,607	5,564	67,658	1,029	3,059	19,668	
北海道	149	118	103	335	359	3,250	49	134	641	
青森	34	21	17	33	43	331	9	18	142	
岩手	47	42	38	100	86	693	12	9	159	
宮城	35	29	21	63	67	481	15	74	361	
秋田	47	42	37	52	45	599	12	9	44	
山形	38	28	25	59	47	492	16	49	213	
福島	67	37	29	49	21	443	16	62	346	
茨城	64	57	47	164	141	1,734	30	120	893	
栃木	53	45	39	124	158	1,232	22	75	308	
群馬	56	38	32	85	61	1,146	15	47	199	
埼玉県	167	108	95	267	346	3,483	47	200	1,369	
千葉県	143	62	30	104	92	1,096	44	106	844	
東京都	397	201	133	551	419	6,270	123	306	2,820	
神奈川県	83	62	50	179	273	2,111	33	153	693	
新潟	78	60	51	134	201	1,452	36	124	660	
富山	59	29	28	101	13	558	8	13	160	
石川	43	31	25	87	39	716	19	60	396	
福井	37	26	24	44	143	649	9	36	140	
山梨	55	46	44	288	206	2,173	17	37	247	
長野	115	62	57	197	172	1,957	26	59	362	
岐阜	77	53	42	145	91	1,322	30	196	848	
静岡県	98	81	73	223	212	2,584	31	95	1,385	
愛知県	98	87	85	512	322	5,908	35	116	695	
三重	46	37	32	86	44	825	12	37	164	
滋賀	50	44	42	103	39	802	16	15	128	
京都市	68	47	28	97	50	991	28	84	362	
大阪府	151	94	89	409	344	5,424	29	66	714	
兵庫県	107	71	64	221	121	2,029	38	92	447	
奈良	33	25	25	74	217	891	2	5	38	
和歌山	27	22	18	53	26	470	10	6	70	
鳥取	31	22	16	29	21	211	12	17	83	
島根	36	27	20	34	23	375	13	11	157	
岡山	63	41	34	106	49	1,079	16	54	216	
広島	87	75	70	276	48	2,251	32	49	760	
山口	54	32	26	97	52	771	11	46	200	
徳島	28	25	22	47	54	526	5	11	97	
香川県	29	26	24	64	47	638	11	10	25	
愛媛	44	34	33	66	63	724	7	18	61	
高松	40	27	15	33	4	316	16	57	213	
福岡	118	96	93	418	139	3,660	40	113	572	
佐賀	28	22	21	60	70	637	4	6	31	
長崎	38	32	30	89	325	1,288	12	25	150	
熊本	47	39	38	98	79	940	12	27	106	
大宮	33	26	24	64	16	478	8	31	233	
鹿嶋	30	19	16	64	96	580	6	124	566	
鹿 児 島	63	41	36	83	59	801	12	19	137	
沖 縄	40	27	19	40	21	271	23	38	213	

(注) 1. 「ボランティア活動」とは、対面朗読、点字図書の作成などで無償の奉仕活動をいう。

2. 「登録制度のある図書館数」は、団体登録制度または個人登録制度のいずれか一方でも実施している図書館を計上しているため、内訳と計は一致しない。

ボランティアに対する研修の実施状況					ボランティア活動の種類							区 分
研修を実施している図書館数	平成26年度間の研修実施回数				配架・書架整理	図書 of 修理・補修	読み聞かせ	障害者への朗読サービス/拡大写本/音訳・点訳	環境保全(館内美化等)	その他		
	1回	2~4回	5~9回	10回以上								
1,011	366	387	111	132	612	539	2,148	496	232	664	(設置者別)	
31	13	9	4	5	29	20	30	17	7	29	計	
800	280	298	97	115	485	431	1,699	418	168	500	都 道 府 県	
166	64	77	10	11	81	79	383	59	47	123	市 (区)	
12	8	2	—	1	13	6	30	1	7	11	町 村	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	組 合	
2	1	1	—	—	4	3	6	1	3	1	一般社団法人・一般財団法人	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	公益社団法人・公益財団法人	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	日 本 赤 十 字 社	
1011	366	387	111	132	612	539	2148	496	232	664	(都道府県別)	
36	15	16	2	1	25	34	103	15	14	50	全 国	
10	7	3	—	—	6	4	18	1	3	5	北 海 道	
17	6	10	—	1	7	15	37	4	4	6	青 森 県	
19	8	8	1	2	13	8	25	9	4	12	岩 手 県	
19	9	9	—	—	14	11	30	3	2	6	宮 城 県	
17	4	13	—	—	13	7	26	1	5	7	山 形 県	
14	7	4	1	1	9	9	31	5	5	6	福 島 県	
28	9	18	1	—	22	21	48	11	12	21	茨 城 県	
23	10	5	3	5	20	15	42	10	12	11	栃 木 県	
11	7	2	2	—	11	7	35	5	1	7	群 馬 県	
57	16	20	9	11	31	26	101	38	9	34	埼 玉 県	
27	7	8	5	6	17	7	54	8	4	18	千 葉 県	
72	22	20	16	12	33	30	234	89	8	66	東 京 都	
28	9	13	3	2	19	22	59	14	6	17	神 奈 川 県	
21	8	11	2	—	31	14	58	5	5	20	新 潟 県	
9	4	2	—	2	2	1	21	4	1	7	富 山 県	
17	6	9	1	1	15	11	26	4	3	9	石 川 県	
11	5	4	1	1	4	—	21	1	2	9	福 井 県	
24	11	10	2	1	10	7	44	11	7	20	山 梨 県	
23	5	11	1	5	26	18	58	18	14	18	山 梨 県	
16	10	1	2	2	17	19	48	10	5	13	岐 阜 県	
30	14	6	5	5	24	10	66	19	7	9	静 岡 県	
56	22	20	5	8	21	41	80	37	7	18	愛 知 県	
15	7	5	2	1	5	6	34	10	3	7	三 重 県	
30	4	18	2	6	9	13	39	15	11	14	滋 賀 県	
31	12	16	3	—	19	10	41	6	—	5	京 都 府	
53	11	6	13	23	18	22	103	37	10	48	大 阪 府	
37	7	16	2	12	25	19	62	24	6	21	兵 庫 県	
11	—	5	2	4	1	4	22	8	—	10	奈 良 県	
5	1	3	1	—	5	3	21	4	4	8	和 歌 山 県	
7	3	3	1	—	8	7	19	3	4	5	鳥 取 県	
9	5	2	1	1	6	3	23	—	2	10	島 根 県	
21	6	9	3	2	8	5	49	13	3	16	岡 山 県	
21	6	10	2	3	16	13	64	10	3	15	山 梨 県	
7	2	3	—	2	10	8	27	9	4	7	山 梨 県	
5	2	2	—	1	3	2	20	6	5	2	徳 島 県	
17	7	8	2	—	3	3	26	3	3	8	香 川 県	
13	9	3	—	1	4	3	32	3	2	6	愛 媛 県	
12	6	4	—	2	2	—	23	5	2	5	高 松 県	
50	20	24	5	—	28	29	87	9	7	39	福 岡 県	
6	3	2	1	—	5	3	21	2	5	5	佐 賀 県	
13	1	4	7	1	6	7	31	2	1	6	長 崎 県	
18	11	5	—	2	6	5	36	—	3	16	熊 本 県	
9	6	2	1	—	6	4	23	—	3	8	大 分 県	
8	2	4	—	2	4	6	18	2	3	4	宮 崎 県	
19	8	9	—	2	12	13	36	3	3	4	鹿 児 島 県	
9	6	1	1	1	13	14	26	—	5	6	沖 縄 県	

22 図書館における民間社会教育事業者との連携・協力状況

1. 営利社会教育事業者

(平成26年度間)

区 分	平成26 年度開館 数	計		都道府県		市(区)		町		村		組合		一般社団法人・一般財 団法人・公益社団法人・ 公益財団法人		日本赤十字社	
		実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数
全 国	3,313	56	332	3	9	44	311	9	12	-	-	-	-	-	-	-	-
北 海 道	149	4	11	1	7	1	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	47	1	14	-	-	1	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35	1	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青 森 県	47	2	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 形 県	53	2	4	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	56	4	8	-	-	4	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	167	6	18	-	-	4	14	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨 城 県	395	8	206	-	-	8	206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	83	6	7	-	-	6	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	78	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 岡 県	43	2	6	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	55	1	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐 阜 県	77	2	3	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	97	1	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	45	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛 知 県	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	68	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	149	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京 都 府	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 府	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	87	1	2	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	28	1	10	-	-	1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香 川 県	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	44	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40	2	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	118	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
高 松 県	28	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	38	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	47	1	22	-	-	1	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	33	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳 島 県	30	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香 川 県	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. この表は、図書館が実施した読書会・研究会、鑑賞会・映写会、資料展示会のうち、民間社会教育事業者に委託した状況である。
 2. 「営利社会教育事業者」とは、カルチャーセンター、アスレチッククラブ、語学学校など、企業や個人等が営利を目的として社会教育事業を行う者である。
 3. 「非営利社会教育事業者」とは、一般社団法人、一般財団法人、公益法人、公益財団法人、NPO法人等営利を目的としない社会教育事業を行う者である。

2. 非営利社会教育事業者

(平成26年度間)

区 分	平成26 年度開館 数	計		都道府県		市(区)		町		村		組合		一般社団法人・一般財 団法人・公益社団法人・ 公益財団法人		日本赤十字社	
		実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数	実施 館数	件数
全 国	3,313	317	3,554	20	248	256	3,170	35	125	2	2	-	-	4	9	-	-
北 海 道	149	14	106	1	13	8	79	5	14	-	-	-	-	-	-	-	-
	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	47	6	67	1	9	3	55	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	35	4	11	-	-	4	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	47	6	26	1	2	5	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 形 県	38	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	63	3	4	-	-	2	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	64	8	32	-	-	8	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	53	9	132	-	-	8	131	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	56	2	17	-	-	1	1	1	16	-	-	-	-	-	-	-	-
埼 千 東 新 奈 川 潟	167	6	46	-	-	5	44	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	140	5	6	-	-	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	395	24	391	-	-	23	387	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-
	83	18	70	-	-	17	69	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
	78	6	36	1	2	5	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 石 福 山 長	59	2	11	1	10	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	43	8	188	-	-	8	188	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	37	4	24	1	1	2	21	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	55	4	16	1	12	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	114	6	17	-	-	4	15	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
岐 静 愛 三 滋	77	8	46	-	-	8	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	98	5	37	-	-	4	36	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	97	15	120	1	1	13	118	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	45	6	39	1	19	4	19	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	50	5	7	-	-	4	5	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
京 大 兵 奈 和 歌	68	4	6	-	-	3	4	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	149	47	1,285	1	2	46	1,283	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	107	10	31	1	4	7	22	1	2	-	-	-	-	1	3	-	-
	33	4	6	-	-	3	5	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
	27	4	27	1	1	2	25	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥 島 岡 広 山	30	5	10	1	1	1	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	35	4	6	-	-	3	3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	63	4	7	-	-	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	87	10	28	1	4	8	23	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	53	3	18	1	16	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
徳 香 愛 高 福	28	7	27	1	12	5	14	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	29	3	38	-	-	1	1	2	37	-	-	-	-	-	-	-	-
	44	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	40	4	20	1	14	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	118	8	44	1	7	6	25	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 長 熊 大 官	28	2	3	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	38	4	4	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	47	2	19	-	-	1	18	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	33	2	79	1	78	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	4	342	-	-	4	342	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 児 島 沖	63	6	88	1	40	3	44	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	39	4	15	-	-	2	3	1	11	1	1	-	-	-	-	-	-

23 図書館における関係機関との事業の共催状況

図書館数

(平成26年度間) (複数回答可)

区 分	平成26年度 開館数	共催事業を 行った図書館 数								
		他の図書館	図書館以外の 社会教育施設	学校(大学)	学校 (大学以外)	都道府県・市 町村 教育委員会	都道府県・市 町村 首長部局	その他		
全 国	3,313	1,200	226	374	121	145	349	297	576	
北海道	149	67	19	15	7	9	16	11	26	
青森	34	7	1	1	—	—	2	1	6	
岩手	47	32	9	10	3	4	6	9	18	
宮城	35	11	—	3	1	1	3	1	5	
秋田	47	28	12	9	4	8	7	7	12	
山形	38	10	2	2	—	1	7	2	5	
福島	63	23	—	12	1	—	2	5	7	
茨城	64	21	3	4	1	3	3	5	17	
栃木	53	21	3	5	3	4	15	6	9	
群馬	56	20	3	4	2	3	6	2	9	
埼玉県	167	49	7	14	2	3	8	18	24	
千葉県	140	22	2	9	—	5	6	2	6	
東京都	395	80	25	28	8	11	5	17	40	
神奈川県	83	47	4	21	9	3	4	24	24	
新潟	78	33	6	5	3	2	4	3	24	
富山	59	8	3	2	—	1	2	2	6	
石川	43	20	7	4	3	9	5	6	10	
福井	37	19	7	6	1	6	7	7	4	
山梨	55	29	7	9	2	3	14	13	8	
長野	114	49	10	23	2	2	12	4	19	
岐阜	77	33	4	7	3	2	5	7	21	
静岡県	98	45	6	7	6	3	11	9	23	
愛知県	97	31	5	8	5	4	7	8	16	
三重	45	20	7	3	3	—	7	4	6	
滋賀	50	20	3	7	4	1	5	5	11	
京都府	68	23	3	8	7	7	3	6	8	
大阪府	149	72	5	42	5	7	38	34	57	
兵庫県	107	39	4	6	2	5	7	18	17	
奈良	33	14	1	1	3	1	8	1	4	
和歌山	27	12	—	2	—	—	6	1	3	
鳥取	30	19	8	11	6	4	5	4	6	
島根	35	16	6	5	1	1	6	2	9	
岡山	63	30	2	14	1	2	8	7	8	
広島	87	54	12	25	9	4	13	12	31	
山口	53	9	2	4	1	1	5	5	4	
徳島	28	12	1	3	3	2	1	—	8	
香川県	29	10	3	3	3	1	2	1	7	
愛媛	44	12	1	6	—	1	5	1	4	
高知	40	10	1	4	—	2	7	4	4	
福岡	118	30	2	4	2	3	17	6	11	
佐賀	28	10	3	3	1	1	1	1	5	
長崎	38	12	2	—	—	2	7	2	5	
熊本	47	13	2	5	1	3	6	4	3	
大宮	33	9	3	3	1	1	4	2	6	
宮崎	30	12	1	1	—	1	8	3	6	
鹿児島	63	24	6	5	1	7	15	2	8	
沖縄	39	13	3	1	1	1	8	3	6	

(注) この表は、図書館が読書会・研究会、鑑賞会・映写会、資料展示会を共催で実施した共催相手の状況である。

24 図書館における情報提供方法

(平成26年度間)(複数回答)

区 分	平成26年度 開館数	実施館数	情報ネット ワーク	情報提供方法			公 共 広 報 誌	機 関 誌・ポ ス ター・パン フ レ ッ ト 等	マ ス メ デ ィ ア (放 送・ 新 聞 等)	説 明 会 ・ 訪 問	そ の 他
				う ち ホーム ペ ー ジ	う ち メール マ ガ ジ ン	う ち ソ ー シ ャ ル メ デ ィ ア					
(設置者別)											
計	3,313	3,212	3,051	3,040	336	419	3,074	2,758	1,569	234	100
都 道 府 県	59	59	59	59	25	26	51	58	52	15	9
市 (区)	2,628	2,553	2,475	2,465	295	360	2,459	2,251	1,250	193	65
町	555	535	475	474	14	29	522	408	245	25	23
村	48	45	26	26	1	4	40	24	20	1	2
組 合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般社団法人・一般財団法人 公益社団法人・公益財団法人	23	20	16	16	1	—	2	17	2	—	1
日 本 赤 十 字 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(都道府県別)											
全 国	3,313	3,212	3,051	3,040	336	419	3,074	2,758	1,569	234	100
北 海 道	149	147	134	134	11	12	142	123	92	10	4
青 森 県	34	32	27	27	—	1	29	25	12	1	4
岩 手 県	47	47	44	43	—	8	47	39	36	2	—
宮 城 県	35	35	32	32	3	2	34	30	17	2	—
秋 田 県	47	46	45	45	2	6	46	37	26	5	—
山 形 県	38	32	32	32	1	2	31	25	19	1	—
福 島 県	63	57	54	54	—	9	54	46	40	1	3
茨 城 県	64	58	58	58	4	13	57	48	20	5	1
栃 木 県	53	53	53	53	2	2	53	51	30	4	1
群 馬 県	56	55	38	38	1	5	39	48	13	2	1
埼 千 東 奈 新	167	165	163	163	34	13	163	158	31	3	4
葉 京 川 湯	140	122	118	118	5	16	120	88	34	13	1
神 奈 川 県	395	389	387	387	55	78	376	366	103	26	14
新 潟 県	83	81	81	81	21	17	77	75	58	22	4
富 石 福 山 長	78	68	64	64	2	3	66	60	50	—	2
山 川 井 梨 野	59	58	58	58	—	2	57	39	23	2	—
山 井 梨 野	43	42	41	40	7	7	38	32	23	1	—
山 井 梨 野	37	37	37	37	5	7	37	34	21	3	3
山 井 梨 野	55	52	50	50	9	13	52	46	38	10	1
山 井 梨 野	114	108	85	85	6	5	82	91	79	4	4
岐 静 愛 三 滋	77	76	74	74	6	21	70	62	40	3	—
岡 知 重 賀	98	96	93	92	14	5	93	84	48	6	4
知 重 賀	97	96	94	94	4	16	96	79	45	11	2
重 賀	45	44	42	42	9	5	42	36	29	—	—
重 賀	50	50	49	49	7	5	49	50	39	9	1
京 大 兵 奈 和	68	66	64	64	7	1	65	65	52	4	2
阪 庫 良 山	149	149	149	149	56	40	149	147	69	21	5
庫 良 山	107	105	97	97	5	20	102	98	60	2	2
良 山	33	33	32	32	2	1	30	27	12	2	1
山 歌	27	26	24	23	4	8	26	23	16	3	—
鳥 島 岡 広 山	30	29	28	28	—	2	27	25	17	3	—
島 岡 山 島 口	35	34	32	31	2	3	30	27	20	2	2
岡 山 県	63	63	61	61	16	12	62	54	51	4	7
山 島 口	87	86	83	83	11	7	80	71	50	11	2
山 島 口	53	51	47	47	7	—	49	41	26	2	—
徳 香 愛 高 福	28	27	25	20	1	6	27	20	12	1	1
香 愛 高 福	29	28	26	26	—	—	28	26	17	4	2
愛 高 福	44	44	44	44	2	1	43	31	16	1	—
高 福	40	40	28	28	1	5	36	33	14	—	1
高 福	118	118	116	116	2	9	118	103	46	11	3
佐 長 熊 大 宮	28	27	27	27	1	2	26	21	15	1	3
長 熊 大 宮	38	37	34	34	1	3	37	29	12	1	5
熊 大 宮	47	46	41	41	1	6	46	36	21	6	1
大 宮	33	32	30	30	1	5	26	24	17	1	1
大 宮	30	29	23	23	—	2	27	23	18	1	4
鹿 児 島 沖	63	57	53	52	—	3	53	35	22	6	3
鹿 児 島 沖	39	39	34	34	8	10	37	27	20	1	1

25 図書館協議会等の設置館数

区 分	図書館数	設 置 館 数							
		計	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	日本 赤十字社
全 国	3,331	2,219	51	1,759	368	39	—	2	—
北 海 道	149	67	1	27	39	—	—	—	—
青 森 県	34	18	1	10	6	1	—	—	—
岩 手 県	47	38	1	28	8	1	—	—	—
宮 城 県	35	19	1	14	4	—	—	—	—
秋 田 県	47	43	1	38	3	1	—	—	—
山 形 県	38	26	1	18	7	—	—	—	—
福 島 県	67	52	1	45	5	1	—	—	—
茨 城 県	64	57	1	50	5	1	—	—	—
栃 木 県	53	42	2	32	8	—	—	—	—
群 馬 県	56	27	1	18	8	—	—	—	—
埼 千 東 奈 新	167	129	2	114	13	—	—	—	—
玉 葉 京 川 湯	143	91	3	86	2	—	—	—	—
397	152	2	146	2	2	—	—	—	—
83	44	1	40	3	—	—	—	—	—
78	45	1	41	2	1	—	—	—	—
富 山 県	59	43	—	41	1	1	—	—	—
石 川 県	43	34	1	22	11	—	—	—	—
福 井 県	37	36	1	18	17	—	—	—	—
山 梨 県	55	48	1	39	6	2	—	—	—
長 野 県	115	81	1	51	13	16	—	—	—
岐 静 愛 三 滋	77	52	1	43	8	—	—	—	—
98	87	1	78	7	—	—	1	—	—
98	67	1	57	8	1	—	—	—	—
46	36	1	28	7	—	—	—	—	—
50	48	1	40	7	—	—	—	—	—
京 大 兵 奈 和	68	45	—	41	4	—	—	—	—
151	73	2	69	2	—	—	—	—	—
107	59	1	50	8	—	—	—	—	—
33	12	1	8	2	1	—	—	—	—
27	19	1	10	8	—	—	—	—	—
鳥 島 岡 広 山	31	23	1	5	16	1	—	—	—
36	31	1	23	7	—	—	—	—	—
63	40	1	25	14	—	—	—	—	—
87	66	—	59	6	—	—	1	—	—
54	24	1	23	—	—	—	—	—	—
徳 香 愛 高 福	28	26	1	14	11	—	—	—	—
29	24	1	20	3	—	—	—	—	—
44	37	1	32	4	—	—	—	—	—
40	29	1	16	10	2	—	—	—	—
118	92	1	71	20	—	—	—	—	—
佐 長 熊 大 官	28	20	1	15	4	—	—	—	—
38	35	1	24	10	—	—	—	—	—
47	41	1	31	9	—	—	—	—	—
33	29	1	27	1	—	—	—	—	—
30	24	1	15	8	—	—	—	—	—
鹿 児 島 沖	63	49	2	33	14	—	—	—	—
40	39	1	24	7	7	—	—	—	—

平成28年度 社会教育指導者の育成・資質向上のための調査研究事業

図書館に関する基礎資料

平成29年3月

文部科学省
国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

〒 110-0007 東京都台東区上野公園12番43号

TEL (03) 3823-0241

FAX (03) 3823-3008
